HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ドイツ民主共和国における国家的工業管理と巨大企業体制の展開 ： 社会主義における生産と管理の組織化とその生産力的限界
Author(s)	白川, 欽哉
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(経済学)
Dissertation Number	乙第6944号
Issue Date	2015-03-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.r6944
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/59361
Type	doctoral thesis
File Information	Kinya_Shirakawa.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

平成 26 年度

北海道大学大学院経済学研究科
博士学位請求論文

ドイツ民主共和国における国家的工業管理と巨大企業体制の展開

ー　社会主義における生産と管理の組織化とその生産力的限界　ー

平成 26 年 9 月

釧路公立大学経済学部教授

白川　欽哉

平成 26 年度
北海道大学大学院経済学研究科
博士学位請求論文

ドイツ民主共和国における国家的工業管理と巨大企業体制の展開

－　社会主義における生産と管理の組織化とその生産力的限界　－

釧路公立大学経済学部教授
白川　欽哉

目　　次

序章　問題の所在と研究史・・・

第２章　東ドイツ工業における計画経済の創出

第１節　占領から建国へ
（１）公有化された工業経営とその行政的管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
（２）ソ連占領地域における中央集権化の契機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70

第２節　国家的工業管理システムの創設
（１）ソビエト株式会社の返還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・78
（２）人民所有経営連合への統合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
（３）第一次コンビナート設立運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
（４）コンビナート設立運動の中断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99
第２章末尾注・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104

第３章　経済改革の「第一の波」

第１節　システム創生期の諸問題　－　経済改革の兆し　－
（１）紆余曲折の 1950 年代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・111
（２）集権的計画経済システムの軌道修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・117

第２節　経済改革と工業管理システムの分権化
（１）「ベルリンの壁」の建設と経済改革の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
（２）新経済システムが構想したもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・124
（３）システム改革の成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・127

第３節　改革への抵抗と部分修正
（１）改革の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・131
（２）工業管理システム改革の修正と妥協・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・132
（３）コンビナートの「国家機関化」と定義の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・138
第３章末尾注・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・140

第 4 章　相対的安定から経済危機へ

第 1 節　再集権化の時代
（1）ウルブリヒト体制からホーネッカー体制へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・145
（2）「経済政策と社会政策との統一」と再集権化・・・・・・・・・・・・・・・・・ 147

第 2 節　資源危機による産業構造政策の変更
（1）第一次オイルショックの影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150
（2）「集約化」路線の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・153

第 3 節　コンビナートへの一元化
（1）新しい工業管理と生産組織をめぐる論争・・・・・・・・・・・・・・・・・・・155
（2）1979 年政令以前のコンビナート化と管理形態・・・・・・・・・・・・・・・ 157
（3）新型コンビナートの構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・164
（4）コンビナート改革の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・167

第 4 節　コンビナート構想の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 174

第 5 節　コンビナート体制の二つの問題点
（1）集権化と分権化の狭間のコンビナート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・176
（2）コンビナート一元化と過度の集中・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・178

第 6 節　電機・電子工業におけるコンビナート改革の実態
（1）79 年コンビナート令と電機・電子コンビナート・・・・・・・・・・・・・・・179
（2）電機・電子工業の生産実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・184
第 4 章末尾注・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・188

第 5 章　経済計算制改革の限界

第 1 節　危機対応としての経済計算制改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・195

第 2 節　コンビナート内の資金循環と国庫納入制度
（1）投資ファンドを軸とする資金循環の構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・200
（2）生産フォンド使用料の改定とその効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・203
（3）純利益控除の改定が自己ファンド形成に与えた影響・・・・・・・・・・・・・205

第 3 節　コンビナートにおける投資ファンドの調達
（1）投資ファンドの調達機構とその改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・206
（2）資金調達の現実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・207

第 4 節　危機対策のための物的刺激策
（1）報酬割増金と福利厚生ファンド・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・210
（2）経済危機下の物的刺激ファンドの改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・216

第 5 節　経済計算制改革の帰結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 220
第 5 章末尾注・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・223

終章　―各章のまとめと今後の展望―・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・229

参考資料・文献一覧
Ⅰ.ドイツ民主共和国の政府・党関連資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 236
Ⅱ.外国語文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 224
Ⅲ.日本語文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 261

序　章　問題の所在と研究史

第 2 次世界大戦後に誕生し,展開したドイツ民主共和国（以下,東ドイツ）は,ドイツ資本主義とロシア革命後の社会主義の歴史の双方を背負っているという意味で非常に特異な存在であった。

ドイツ史の文脈においては,戦後の東西ドイツはともに直前までのナチス体制を解体し,新生ドイツを創出するという共通の課題を負っていた。しかし,占領政策とイデオロギー対立の影響を受けながら,一方では民主主義と市場経済,他方ではプロレタリア独裁と計画経済をかかげる国づくりが行われた。戦前までドイツ社会が許容してきたリベラルな価値観は,ナチス体制下で歪められたが,戦後の非ナチ化と民主化の過程で対立と軋轢を伴いながらもドイツ連邦共和国（以下,西ドイツ）に継承され,変容を遂げてきた。それとは対照的に,東ドイツにおいては,ソ連による占領という特殊な条件の下で,ロシア革命後のソ連型のシステム（労働者・農民の国家,生産手段の国有化,計画経済）をモデルとする新しい社会の創出が指向された。東ドイツの政権党となるドイツ社会主義統一党（die Sozialistische Partei Deutschlands：以下,SED）は,自国の歴史をドイツ資本主義,さらにはナチズムから切り離し,それらに対抗する社会主義運動や労働運動,反ファシズム抵抗運動の伝統を歴史の拠り所とした。以後,東ドイツは,戦勝四ヶ国間協議により人為的に画策されたソ連占領地域（die Sowjetische Besatzungszone）[1]という空間で,独自の人民民主主義・社会主義国家の建設を目指した[2]。そのような形で歴史と伝統を切り捨てた SED の考え方は,東西ドイツの関係のみならず,東ドイツとソ連との関係（「蜜月」と「対立」の歴史）をも規定したように思われる。

このように,東ドイツ史はこれまで,ドイツ史ではなくソ連・東欧史のなかに位置づけて論じられてきた。たしかに,政治史的には東ドイツとソ連・東欧は社会主義という共通項を有している。しかし,経済史にみれば,東ドイツもまた第二次世界大戦までに築き上げられてきたドイツの経済的遺産を継承した。東欧の社会主義諸国との経済格差は歴然としていたのである。この点が十分に考慮されなければ,東欧の経済発展の遅れたイメージのまま東ドイツの戦後の生産力水準が低く見積もられ,それを戦争による破壊と結び付けて東ドイツの復興の障害になったかのように語られることになる。本論文では,東ドイツ工業の戦後の出発点の状況について明らかにしたい。東ドイツ経済史は,ソ連・東欧史やドイツ労働運動史だけでなく,ドイツ史の文脈のなかにも位置づけることによって,その特異な状況が浮き彫りにされると考えられるからである。

それともかかわる今一つの問題は,そもそも東ドイツ工業は,戦前・戦中のドイツのみならず,欧米の先進諸国が第二次世界大戦までに達成してきた生産力を,社会主義体制の下において,どのような方法で導入・吸収しようとしてきたのか,ということである。東ドイツ政府は,産業構造政策,企業集中（大規模生産単位）と傘下の工場・事業所間分業の再編,そうした

大規模生産単位への国家機関や国家計画を通じた資源配分とその調整,技術移入などを経済政策の主軸に据えた。この点に限ってみれば,―すなわち,国有化と計画経済という点を除けば―,経済体制間の違いを超えた共通点がみられる,といっていいだろう。同時代の,同じ「土俵」のうえで世界と向き合わざるを得ない状況のなかで,東ドイツ工業が何を模索したのかという視角は,社会主義下の工業の実態を分析するために不可欠であると思われる。

このような問題関心から,本論文は,東ドイツ経済への歴史的な連続面を明らかにしたうえで,それが戦後の社会主義化が展開するなかで,どのように変容したのか,あるいはどのくらい変わらなかったのかについて考察する。以下では,本論文の分析課題を,研究史の整理を交えて具体的に述べることとしよう。

具体的な分析課題としてはつぎの五点が設定される。

(1) 戦前の経済ポテンシャル

このテーマに関する最初の代表的研究は,B. グライツェ(Gleitze, Bruno)の *Ostdeutsche Wirtschaft: Industrielle Standorte und volkswirtschaftliche Kapazitäten des ungeteilten Deutschland*, Berlin 1956 であろう。グライツェは,臨時政府の中央統計局長を務めた経験のあるドイツ社会主義統一党員であったが,48 年には西ベルリンに移住し,ドイツ社会民主党員に復帰し,のちにはドイツ経済研究所(Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung, 通称 DIW)の所長を務めた。上記の本は,オーデル=ナイセ以東の旧ライヒ領(Ostdeuschland)の経済データをまとめたものであるが,同時にソ連占領地域と西側占領地域の経済全般の 1933 年～43 年の状況について,種々の統計や公的文書,推計などを詳細に整理・分析したものでもある。これに続くグライツェの著書 *Wirtschafts-und sozialistisches Handbuch*, Köln 1960 も,同様に東ドイツの戦前・戦後を知るうえで貴重な情報を提供している。グライツェの研究については,東ドイツの経済史家 H.バルテル(Barthel, Horst)は,1979 年の自著において,「BRD のブルジョア的・修正主義的な DDR 研究」のなかでも「事実に即したデータ紹介の出発点を提供している」と肯定的に評価している。1970 年代末の東ドイツの研究書のなかでなされたこの評価は異例のものであった[3]。

同様に史料的な価値が高いと思われるのは,R.ワーゲンフュア(Wagenführ, Rolf)の *Die deutsche Industrie im Kriege 1939-1945*, Berlin 1954 である。この本は地域別の考察を欠いているけれども,ナチス期のドイツの工業生産の概要,とくに軍需生産の動きを捉えている。

さらに,戦前・戦中の東ドイツに関する有益な統計資料として,アメリカ占領地域の州評議会(Länderrat des Amerikanischen Besatzungsgebietes)が編纂・発効した *Statistisches Handbuch von Deutschland 1928-1944*, München 1949 があげられる。この統計年鑑の利点は,ライヒ統計局の統計年鑑にはない,占領地域ごとの集計値が整理されていることである。この手法は,先のグライツェの集計方法と同様に,西側の三つの占領地域,ソ連占領地域,ベルリン,そしてオーデル・ナイセ以東の比較分析に貴重な情報を提供している。

本論文では,これらの本の統計データや 1950 年代に連邦政府の委託で作成された文献を中心に,戦後成立するソ連占領地域（＝東ドイツ）の領域の確定,同地域の第二次世界大戦直前の就業人口,産業構造,地域間分業,貿易の特色を,西側占領地域との比較を交えながら検討したい[4]。ソ連占領以前の東ドイツの工業ポテンシャルとその戦後の変化を把握することがここでの課題である。

⑵対ソ賠償について

ソ連占領期の東ドイツの戦後賠償の規模とその具体像が明らかにするという問題は,古くは冷戦体制が構築され東西ドイツの分裂が不可避となった1950年代初頭に西ドイツで取り組まれたテーマであった。そこには,ソ連占領地域の経済の行方を展望する意図とならんで,東ドイツ国民向けの反ソキャンペーンを展開するという狙いがあったといわれている[5]。これらの西ドイツでの研究のなかには,占領統治機関の公式・非公式の情報（新聞発表されたものをも含む）を用いたものがあり,東ドイツの諸研究よりも客観的な状況を描こうという姿勢がみられた[6]。

他方,東ドイツでは,SED・政府がソ連との関係を深めていくにつれ賠償問題は,公式の場では言及されなくなった。とくに,「ベルリンの壁」の構築により分断の固定化が決定的となった 60 年代には,賠償問題に関する研究はストップした[7]。ソ連への追随という側面と並んで,国内の政治体制の維持という観点からもリベラルな研究が否定されはじめたのであった[8]。東ドイツの代表的な経済史家であったユルゲン・クチンスキー（Kuczynski, Jürgen）の『回想録』のなかでも,その当時の科学アカデミーが置かれていた状態がリアルに記されている。そうした 1960 年代の状況は,70 年代初頭の W.ウルブリヒト（Ulbricht, Walter）の事実上の更迭と E.ホーネッカー（Honecker, Erich）政権の誕生後も,しばらくは変わることはなかった[9]。

変化は,天然資源の供給をめぐって,さらには改革路線のゴルバチョフの登場によって,ホーネッカー政権とソ連との関係が不安定になったのちに,そしてまた東西ドイツの政府間の接近が色濃くなってきた 1980 年代前半に訪れた。西ドイツの W. ツァンク（Zank, Wolfgang）や W. マトシュケ（Matschke, Werner）らは,ソ連占領期の東ドイツ（オーデル・ナイセ以東を除く）の労働力事情あるいは工業生産を対象としてとりあげ,戦前・戦中から戦後への歴史的連続面と断絶面を抽出しながら,ソ連占領地域＝東ドイツ経済の出発条件を分析している[10]。また,東ドイツにおいても,社会科学アカデミー周辺の経済史家が,占領期から 1960 年代半ばにかけての工業史（Indstriegeschichte）や経営史（Betriebsgeschichte）の論文を発表するようになり,歴史のイデオロギー的解釈が少しずつ後景に退いた。この頃に書かれた J. レースラー(Roesler, Jörg), W.ミュールフリーデル(Mühlfriedel,Wolfgang), R.バール(Baar, Lothar)とその後継者たちの研究は,いまだに利用価値が高い。

ドイツ統一後になると,戦後賠償史の東西比較が着目されるようになった。かつて入手困難であった資料の公開が進むなかで,ソ連占領地域については R.カールシュ（Karlsch,

Rainer）らの研究[11]によって,西側占領地域とソ連占領地域との比較については Ch.ブーフハイム（Buchheim, Christoph）[12]や J.フィッシュ（Fisch, Jörg）[13]らの分析によって,戦後賠償の実態が明らかにされている。最近の研究動向では,ソ連占領地域の個別の州,あるいは工業部門,企業のレベルでの賠償の分析に重点が移ってきている。

本稿では,そうした研究動向を踏まえて,賠償とその影響の具体像に迫るために,まずは賠償政策の柱とされた工業部門におけるデモンタージュ（工場の接収,建物・設備の解体,機械・在庫等の本国への移送）の実態を,重化学工業部門に限定して整理する。デモンタージュは賠償のなかで最も大きな比重を占めていたし,重化学工業部門は,西側,東側を問わず連合国の関心が高く,占領地域の境界線が確定する前から,その技術や人材の獲得をめぐっての駆け引きがあったからである。デモンタージュの実施過程は,ソ連の賠償政策の変化,ソ連占領地域の社会主義化,建国後の工業再編に深く関わっている。

なお,ソ連占領地域の鉄鋼業については工業と企業の両面における歴史的連続面と断絶面（再編）を確認したい。ルールやザールを有する西部ドイツに比して規模は小さかったものの,鉄鋼業は東ドイツの経済復興の出発条件に関する歴史家の論争にも関連しており,ソ連と東ドイツとの緊張関係,東ドイツの経済復興,東ドイツの産業構造の歪みといった問題を分析するための素材を提供することになるからである。

(3)国有化と国家的工業管理システムの形成について

対ソ賠償に並行して,ソ連占領地域では,SED が中心となって生産手段の国有化と計画経済の創出を目指した経済再編の準備が始まっていた。ソ連占領下で展開した工業経営の公有化と公的統制の歴史については,西ドイツの代表的な東ドイツ研究者である H.ヴェーバーとナチス研究者の M.ブロスザートが編纂した *SBZ-Handbuch: Staatliche Verwaltungen, Parteien, gesellschaftliche Organisationen und ihre Führungskräfte in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands 1945-1949*[14],および,J.フォイツィック,H.メラーらミュンヘン大学の現代史グループとロシアの科学アカデミーの A. チュバルヤン,ドイツ連邦公文書館（コブレンツ）の H.ヴェーバーが編纂した Foitzik, Jan/Möller, Horst/Tschubarjan, O. Alexander/Weber, Hartmut, *SMAD- Handbuch: Die Sowetische Millitäradministration in Deutschland 1945-1949*[15]が主要文献である。いずれも 900 ページ近い大著であり,政治や制度,国家機関とその構造などについての資料集として価値が高い。それらは,公有化がその始まりから社会主義を目指すものだったのかを検証する素材を提供してくれる。本論文はこれらを参考に,公有化をめぐる実証分析を行う。それに際しては,在独ソビエト軍政部（Die Sowjetische Militäradministration in Deutschland：以下,SMAD と略称）の与えられていた任務が,もともとのデモンタージュから公有化に転換していったのかというプロセスを明らかにすることに留意する。

それとも関連して,本論文では,SMAD とドイツ側の力関係,戦後新たに結成を認められた諸政党間の関係,戦後も存立を認められた州・プロヴィンツ政府と諸政党との関係について

も分析する。占領地域で SMAD が最も信頼を寄せていたのは,モスクワ帰りのドイツ共産党員たちであった。それにナチス抵抗運動を展開したドイツ社会民主党員や自由主義者たちが加わった。こうした人々を中心に,SMAD 統制下の行政機関,あるいは工場・職場,労働組合,その他の社会団体の上層や中核部分では人事が行われた。しかし,政党や団体,さらには中央の行政機関と州・プロヴィンツ政府の間では,それぞれの権限や責任をめぐって利害関係が異なり,それが権力闘争にまでエスカレートすることも少なくなかった。この点に考慮して資料の検討を試みたい。

公有化が行われた時期には,ソ連は占領地域の社会主義化という方針を明確にはしていなかった。冷戦の開始とその深化とともに,ソ連および SMAD は占領地域内に暫定政府となる中央行政機関を創設し,対ソ賠償を緩和して,東ドイツの建国に梃入れを始めたのである。また,SMAD は,対ソ賠償の安定化のためにも占領地域の経済の再建に力を注ぎ始めた。そこで,工業生産を牽引する組織として,人民所有経営連合と呼ばれる,部門・業種を基準に工場・事業所を統合した大規模生産単位が形成され,その活動を指導・監督する行政機構の整備も同時に行われた。SMAD の指令文書を用いてこれらの変化を時系列で追うとともに,東西ドイツ統一後も精力的に実証研究を積み上げている J.レースラーや W.ミュールフリーデルら東ドイツの代表的経済史家,A.シュタイナー(Steiner, André)とともに東ドイツ経済史研究(とくに化学工業史)を牽引している R.Karlsch の文献に依拠して,公有化の動きと構造を明らかにしていきたい。なお,公有化,そして建国後の国有化,そして東ドイツの建国の過程で,戦後間もなく対ソ賠償向けに形成されたソビエト株式会社は東ドイツ政府に有償返還された。その過程については,旧西ドイツの古くからの東ドイツ経済研究者であった H.J.ブック(Buck, Hans-Jörg)の詳細な分析を参考にする。

今一つ,国有化論で重要な意味を持つのは,1950 年代半ばに設立され,70 年代初頭まで存続した国家参加経営の存在である。政府が出資する半官半民のこの私的経営は地域の消費財供給において貴重な存在であったが,こうした私的経営に対する SMAD や東ドイツ政府の政策は,ソ連占領期から建国直後には決して宥和的なものではなかった。ところが,1950 年代後半になると,東ドイツでは多様な所有形態が認められるようにになった。とくに加工組立型部門への部品・半製品供給,住民への消費財供給の充実の観点から,多様な所有形態の経営の存続が認められていたのである。国有化は計画経済とその集権的管理の運営に不可欠であったけれども,国有化は 1970 年代初頭までは数ある選択肢のなかの一つであった。これらの問題については,上記のブックの研究とともに H.ホフマン(Hoffmann,Heinz)の研究を参考にする。

(4)大規模生産単位の設立と再編の歴史について

上記の公有化・国有化と国家的工業管理システムの研究は,工業における大規模生産単位の分析を呼び起こすことになった。部門・業種ごとの工業管理にとって,製品グループごと

の経営の集中（統合）は合理的な選択の一つであった。そのため,経営統合は量産化とならんで,計画経済下の工業管理システムを合理的に編成するという観点から,すでに占領期において進められたのである。

そうした現象は,第二次世界大戦以後，中・東欧に誕生した社会主義諸国においてもみられた。ユーゴスラヴィアを除いて,ソ連を規範とする産業国有化や計画経済の創出が進められたのである。社会主義化の成功を支えるべく推進された 1950 年代の工業化は，戦後復興や農業国からの脱皮といった経済的課題であるとともに，先進資本主義諸国に対する優位性を示すための政治課題であるともされた．そのために，各国は国家機関が主導する集権的な工業管理システムを構築し,経営の大規模化を進めた．ただし,この時点では,まだ経営の集中の方法については試行錯誤が続いていた。そうしたなか,東ドイツでは,戦後復興期でもあった 50 年代に,「集中・専門化・協業・コンビネーション（Konzentration, Spezialisierung, Kooperation, Kombination」をテーマにする工業経営学の教材ノート（Lehrheft）や教科書（Lehrbuch）が編纂された[16]。のちに本論文で言及する 60 年代の経済改革や 80 年代初頭のコンビナートの見直し論にも関連する C.クレムケ（Krömke, Claus）も当時の企業集中論の代表的論客であった。

1960 年前後になると，経済成長率の低下や工業における部門間不均衡の発生，工業管理の官僚主義的運営に対する批判の高まりなどを背景に,産業構造政策が変更され,集権的な工業管理システムの見直しが行われた．それに伴って東ドイツ，チェコスロヴァキア，ポーランドでは，58 年に単一の工業省とその付属機関である工業管理局が廃止され，部門別の工業省が新設された．その管理下におかれたのが,国有セクターの工業経営を部門・業種別に統合して形成された経営連合体である。ポーランドの「企業連合」，チェコスロヴァキアの「生産的経済単位」，東ドイツの「人民所有経営連合」がそれにあたる．ほぼ同様の組織再編は，60 年代初頭のソ連やハンガリーでも見られ,「工業連合」,「大規模企業」,「トラスト」といった経営連合体が設立された．これらの組織再編には各国に共通する特徴が見られた．第一に，経営連合体は，生産の専門化や製品・技術の規格化水準を高めたり，当該製品の量産化によるコスト低減といった規模の経済性を追求したりすることを目標とした。第二の特徴は，経営連合体が，単なる生産組織としてではなく,上級機関から通達される生産計画を傘下の経営に割り当てる中間管理機関として，さらには他部門の経営連合体との取引を媒介・調整する機関としても機能したことである．

上記の社会主義諸国における工業管理システムの見直しと経営連合体の研究は,経済改革,市場社会主義,自主管理論などの議論にも連動し,日本の比較経済体制及び社会主義経済の研究者の注目が集まった[17]。

しかし，早くも 1960 年代後半には，産業構造の高度化や新興部門・業種における科学と生産の結合，といった要請に応えるべく,「コンビナート」（東ドイツ，ポーランド),「コンツェルン」（チェコスロヴァキア）が形成されることとなった．先の経営連合体との違いは，コンビナートが異部門・異業種の工業経営を製品間・生産技術間の有機的連関を基準

として統合する組織であった点にある．また,経営連合体の傘下経営が法人格や一定の経済的独立性を有していたのに対して,「コンビナート」や「コンツェルン」の傘下経営はそれらを喪失した。この新しい組織形態の登場により，各国の工業管理と生産の構造は徐々に二元的なものになっていった[18].

1970 年代に入ると，「プラハの春」事件以後の政治的再集権化が進むなかで,経済成長率の低下，賃金・価格・投資に関する国家統制の緩和を契機とするインフレ圧力の増大といった問題が噴出し，各国の経済改革は中断・挫折した．そこで,工業管理における行政管理機関の権限が強められることとなった．また，70 年代半ばに勃発した資源危機も各国における組織改革の契機となった．以前との違いは，各国の改革が独自性を強めたことであった．大まかに分類すれば，経営の統合・大規模化路線を捨てず，経営連合体の維持・再編を選択した国（ソ連，チェコスロヴァキア）と，それらの部分的廃止や解体を志向した国（ハンガリー，ポーランド）に二分される．それはまた，各国における 80 年代の経済改革の相違となって現われることになる．そうした流れのなか，東ドイツでは，70 年代半ばから経営連合体の解体と全面的コンビナート化を内容とする組織改革が推進された．それは，ソ連における二元的組織構造[19]の維持･存続の動きとは異なるものであった. また, それは，市場経済化を模索するハンガリーにおける大企業の解体や中小経営の活用の試み（80 年代初頭に本格化）の対極にある動きであった.

東ドイツにおける 1970 年代後半の組織改革を決定的なものとした 1979 年のコンビナート令（以下，79 年政令）[20]やそれにいたる組織構造については，これまでも多くの研究がなされてきた[21]．そこでとり上げられた主要な論点は，改革による工業管理システムの再編という問題であった．少し具体的に述べよう。

1979 年政令に関する従来の研究は，「経営連合体」から「コンビナート」への転換を改革による変化として捉えてきた。しかし,79 年政令以前には部門・業種，製品，生産技術等々の共通性や相違に規定された二つの異なる工業経営の連合体が「経営連合体」と「コンビナート」として併存し，前者から後者への転換は，1960 年代末から徐々に進行してきたのであり，それは 70 年代後半の組織改革の「新しさ」を示すものではなかった． 70 年代半ば以後の組織改革の独自性を明らかにするためにも，改革前の「コンビナート」が経営連合体と同様に組織再編の対象であったことに注目する必要がある．これまでの研究はまた，一見して不自然に発案・実施されたように見える全面的コンビナート化がどのような経緯で決定されてきたのかを説明してこなかった．党・政府は,新しいコンビナートを東ドイツ工業の「脊柱 (Rückgart)」とまで呼び,その構想を工業の隅々まで行き渡らせようとした。その過剰ともいえる意気込みの背景にあった政策当局の狙いを,本論文では明らかにしたい。また,さらなる課題として，改革の実施過程で SED・政府が示した改革の達成度に関する公式見解と，一部の学者から出された見直し論を比較・検討し，双方の「ズレ」から構想に内在する問題点についても析出していきたい。

(5)経済分権化と経済計算制の改革について

コンビナートをめぐる改革は,国家的工業管理システムの内部に分権化（下級機関への権限移譲）と,コンビナート内の集権化（コンビナート総裁の権限強化）を基本とした。この点については,旧西ドイツの研究所による分析,とりわけドイツ経済研究所の委託研究である M.メルツァー（Melzer, Manfred）,K.エルトマン（Erdmann, Kurt）,D.コーネルセン（Cornelsen, Doris）,A.シェルジンガー（Scherzinger, Angela）らの研究,日本では犬飼欽也氏の研究を用いて整理・検討することにしたい。

そうした組織改革とともに,1980 年代初頭には,経済危機を背景に経済計算制の改革が行われた。それは 60 年代の経済改革の復活とも思われるようなものであった。経済計算制の改革による変化を把握するために,本論文は,改革の基本骨子となった 82 年の政令と,それを起点として数次にわたって変更されたコンビナート内の財務制度に関する財務省指針(経営内の各種ファンド,とくに投資と福利厚生資金の調達に関するガイドライン）や財務省通達（個別のファンドに関する法令）を分析する。82 年からその後の数年間にかけては指針や通達の内容は微妙に変化していくが,そのポイントと含意を確認し,そこから政府の意図を読みとること,それとともに,当時の東ドイツが置かれていた状況を明らかにすることがその課題である。マクロ分析において看取できる当時の経済の危機的状況と制度変更との関連性を析出することに重点がおかれる。そこでとくに注目したいのは,①コンビナートが自力で投資資金を調達できるかという点と,②東ドイツ社会主義の正統性の象徴の一つとされた「経済政策と社会政策の統一」が,コンビナートとその傘下経営の福利厚生が維持できたのかという点である。コンビナート内で形成されるファンドの増加を,生産増,コスト削減,収益性の向上といった国家計画と結びつけ,経営サイドと従業員のモティベーションを引き上げようとする方法をうまく機能させられるかどうかが,82 年以降の改革に課されていたのである。

うえのような課題をはたすために,ドイツ統一後にドイツ連邦統計局から入手したコンビナートの財務資金と貸借対照表に関す基本データの集計によって,コンビナート内の資金循環の仕組みと,それに連動する国家財政との関係（納税と補助金の関係）の変化が明らかにされる。それによって制度改革の成否を検証することが最終的な課題である。

序章末尾注

1 しばしば「ソ連占領地区」と訳されるが,分割されたベルリンの各地区「セクターsector」のイメージと重なるため,あえて「地域」と訳した。ソ連占領地域には,当時約 1700 万人の住民が約 10 万 3000 平方キロメートルの空間（大韓民国やアイスランドを若干上回る国土面積）に住んでいた。

2 公式には語られないまでも,「ドイツ人としての一体感」は,東ドイツの体制転換に至るまで存在したといわれている。ペーター・ベンダー『ドイツの選択』小学館,1990 年,ユルゲン・コッカ『市民社会と独裁制　ドイツ近現代史の経験』岩波書店,2011 年参照。

3 Barthel, Horst, *Die wirtschaftlichen Ausgangsbedingungen der DDR: Zur Wirtschaftsentwicklung auf dem Gebiet der DDR 1945-1949/50*, Berlin 1979,S.16.

4 なお,このテーマに関する日本語文献としては,石井聡氏の 2010 年の研究が戦前の東ドイツの状況を知る一助となる。石井聡『もう一つの経済システム　東ドイツ計画経済下の企業と労働者』北海道大学出版会,2011 年の第 1 章を参照されたい。本論文では,戦後の東ドイツの工業と工業経営の分析に力点が置かれている。

5　SED は,「独ソ友好のイメージをあまりにそこなうことのないように配慮したのに対し,西側の推定では,東ドイツの資産損失に占めるソ連の責任をできるだけ高く見積もろうとする動機が働いた」といわれている。クレスマン,クリストフ（石田勇治・木戸衛一共訳）『戦後ドイツ史 1945-1955 二重の建国』未来社,1995 年,128 頁。

6 R.カールシュの指摘による。Karlsch, Rainer , *Allein bezahlt? Die Reparationsleistungen der SBZ/DDR 1945-1953*, Klitzschen　2004 (Erstdruck: Christoph Links Verlag, Berlin 1993),S.11.なお,そうした,1950 年代の西側で試みられた研究の代表的なものは,以下の通り。Vorstand der Sozialdemokratischen Partei Deutschland(hrsg.), Die Reparationen in der Sowjetzone von 1945 bis 1952, in: *Sopade-Informationsdienst*, Denkschriften 51, Bonn 1953; Harmssen,Gustav-Wilhelm, *Am Abend der Demontage*, Bremen 1951;Franz Rupp, Reparationsleistungen der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands, in: *Bonner Berichte aus Mittel-und Ostdeutschland*, Bonn 1953; Gleitze, Bruno, *Die Wirtschaftsstruktur der Sowjetzone und ihre gegenwärtigen sozial-und wirtschaftsrechtlichen Tendenzen,* Bonn 1951; Nettl ,J. Peter, *Die deutsche Sowjetzone bis heute. Politik, Wirtschaft, Gesellschaft*, Frankfurt am Main 1953.東ドイツの研究で,興味深いものは,Krause, Werner, *Die Entstehung des Volkseigentums in der Industrie der DDR*, Berlin 1958 である。巻頭言で,統計上の困難があって刊行が遅れたという著者の指摘もあるが,同書の本文中に掲載された表は,今日の研究においても使われ続けている。

7　1960 年代半ばに,象徴的な出来事があった。フンボルト大学の H.バルテル氏（Horst Barthel）が,敗戦から建国に至るまでのソ連占領地域の経済状況に関する教授資格論文の作成のために,文書やデータの閲覧を申し出たとき,60 年代経済改革の立役者の一人であった E・アーペル（Apel, Erich：分権化や技術革新の推進派）が,それを拒んだというエピソードがある。Karlsch,Rainer, *a.a.O.*, S.9-10.その後,バルテル氏は 1968 年に論文を書き上げるが,それを公刊するには至らなかった。著書として脱稿したのは,10 年後の 77 年,発行されたのは 79 年のことである。70 年代末に発行が可能になった背景としては,SED 書記長のエーリヒ・ホーネッカーと社会科学アカデミー経済史研究所所長クチンスキーとの密接な関係が後押ししたものと考えることができよう。次の文献は,ホーネッカーとクチンスキーの強い絆があったことを伝えている。同時に,68 年のプラハの春を前後して SED と知識人の関係が悪化していたことも指摘されている。クチンスキー,ユルゲン（照井日出喜訳）『クチンスキー回想録 1945-1989　正統派の異端者』大月書店,1998 年,169-183 頁,253 頁,282-293 頁などを参照されたい。

8　その当時,1963 年に始動した経済的分権化と技術革新重視（人的には科学者,技術者）の経済改革路線は,65 年 12 月の SED 第 11 回中央委員会総会で修正され,それに代わって,中央集権体制の強化,西側への技術依存からの脱却,イデオロギー重視の文化政策への転換の路線などが登場した。ヴェーバー,ヘルマン（斎藤晢・星乃治彦訳）『ドイツ民主共和国史』日本経済評論社,1991 年,111-113 頁,成瀬治,山田欣吾,木村靖二編『ドイツ史 3』山川出版社,1997 年,所収（斎藤晢「第 7 章　ドイツ民主共和国」）,467-469 頁。なお,この総会を開催する前に,先のアーペルは,経済改革の放棄をほのめかす W.ウルブリヒトや G.ミッタークらと政治局で対立するなかで,謎の自殺を遂げた（65 年 12 月 3 日）。

9 たしかに,1975 年には,ヨーロッパ安全保障協力会議で「ヘルシンキ宣言」（Conference of Security and Co-operation in Europe: Final Act）が採択され,新しい政治への期待が高まった。しかし,そうした国際環境にも後押しされて 76 年～77 年に起きた知識人,文化人,環境保護などの運動は,当局による逮捕・軟禁・国外追放といった事態を引き起こした。それは,体制の末期状態であったといえよう。「ヘルシンキ宣言」以後のソ連・東欧の社会主義諸国が,体制転換に向けて変動していく姿を追った研究として,青木國彦「共産党宣言からヘルシンキ宣言」,『カオスとロゴス』第 24 号,2003 年 12 月ならびに宮脇昇『CSCE 人権レジームの研究　「ヘルシンキ宣言」は冷戦を終わらせた』国際書院,2003 年が興味深い。

10 Zank, Wolfgang, *Wirtschaft und Arbeit in Ostdeutschland 1945-1949. Probleme des Wiederaufbaus in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands*, München 1987; Matschke, Werner, *Die industrielle Entwicklung in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands (SBZ) 1945 bis 1948*, Berlin 1988.

11 Baar, Lothar, Lothar/Karlsch,Rainer/Matschke, Werner, Kriegsschäden, Demontagen und Reparationen, in: Der Deutsche Bundestag (Hrsg.), *Materialien der Enquete-Kommission "Aufarbeitung von Geschichte und Folgen der SED-Diktatur in Deutschland" (12. Wahlperiode des Deutschen Bundestages) Band V/2 : Deutschlandpolitik, innerdeutsche Beziehungen und internationale Rahmenbedingungen*, Baden-Baden 1995.

12 Buchheim, Christoph(Hrsg.), *Wirtschaftliche Folgelasten des Krieges in der SBZ/DDR*, Baden-Baden 1995.

13 Fisch, Jörg, *Reparationen nach dem Zweiten Weltkrieg*, München 2001.

14 Broszat,Martin/Weber,Hermann(hrsg.), SBZ-Handbuch: Staatliche Verwaltungen, Parteien, gesellschaftliche Organisationen und ihre Führungskräfte in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands 1945-1949, 2. Auflage, München 1993.

15 Foitzik, Jan/Möller, Horst/Tschubarjan, O. Alexander/Weber, Hartmut, *SMAD- Handbuch: Die Sowetische Millitäradministration in Deutschland 1945-1949*, Oldenbourg 2008.

16 管見の限りは,1950 年代に執筆され 60 年代初頭までに 2 回～7 回に及ぶ部分・全面改訂が行われた教科書はつぎの 2 冊である。この 2 冊も,1950 年代版はベルリン国立図書館のＨＰの検索でも見つけることはできないかが,日本の大学図書館には 59 年版と 61 年版が所蔵されている。Krömke, Claus/Rouscik Lothar, *Konzentration, Spezialisierung, Kooperation, Kombination in der Industrie der DDR*, 2., überarbeitete und erweiterte Auflage, Berlin 1961; Anold, Hans/Borchert, Hans/Schmidt, Johannes, *Ökonomik der sozialistischen Industrie in der DDR*, 7.Auflage ,Berlin 1961.1970 年代,80 年代に刊行された同種の教科書に比べて,非常に具体的で,部分的には歴史研究にも使うことのできる素材が盛り込まれている。

17 これらの国を含めソ連・東欧諸国の組織改革の状況を概括する文献として，岡稔・山内一男・宮鍋幟・竹浪祥一郎編著『社会主義経済論』筑摩書房，1976 年，83-127 頁および 310-353 頁，西村可明，「ソ連・東欧の経済改革と企業連合」，一橋大学『経済研究』第 27 号第 1 号，1976 年，36-50 頁，岩田昌征編著『ソ連・東欧経済事情』有斐閣，昭和 58 年，笹川儀三郎・海道進・林昭編著『社会主義企業の構造』ミネルヴァ書房，1985 年，社会主義経営学会編『社会主義企業経営論』法律文化社，1987 年，Roesler, Jörg, Organisationsstruktur und Wirtschaftsentwicklung. Zur Geschichte der Organisationsstruktur der Industrie in sozialistischen Ländern 1917 bis 1975, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, Teil 1, 1978, S.7-29 などを参考にした.

18 この変化は，東ドイツでは二元的構造(Dualismus)の登場と捉えられた．Roesler,Jörg, Kombinate in der Geschichte der DDR. Von den ersten VVB bis zur durchgängigen Kombinatsbildung, in: *Jahrbuch für Geschichte*, Band 31, 1984, S.259.

19 ソ連では， 1970 年代半ばまでに，全連邦または共和国直轄の工業連合と生産合同を中間環とする工業管理の構造が築かれた（例外有り）．前者は，部門別管理構造の中間に位置する行政監督機関であると同時に，同一部門内の工業経営を統合する組織であった．後者は，工業連合と同様に部門別管理構造のなかに組み込まれたが，生産の担い手としては異部門・異業種の工業経営を原料・資材の加工段階や主工程と補助工程の相互連関を基準に統合することを特徴としていた．なお，生産合同は 80 年代に入ってからその意義を高めた．前掲西村論文，40 頁～47 頁，小田福男『ソビエト独立採算制理論の展開』千倉書房，昭和 57 年，137～138 頁，148～150 頁などを参考にした.

20 Verordnung über die volkseigenen Kombinate,Kombinatsbetriebe und volkseigenen Betriebe vom 8. November 1979,in:*GBL. Teil 1*,Nr.38.1979,S.355-365.

21 主な邦語文献としては，百濟勇「ドイツ民主共和国の経済管理制度および経済発展の現状 ――1971 年以降，とくに SED 第 9 回党大会（1976）を中心として――」（斎藤稔編『東欧諸国の経済政策的課題 ――70 年代から 80 年代へ――』アジア経済研究所，1979 年所収），林昭「東ドイツの社会主義工業コンビナートと管理」(大島國雄・野崎幸雄・井上照幸編『国有企業の経営』白桃書房，1983 年所収)，犬飼欽也「東ドイツ ――正統のひかりとかげ――」（岩田昌征編，『ソ連・東欧経済事情』有斐閣，昭和 58 年所収)，同「新型コンビナート形成による適応 ――DDR 管理計画化の新段階――」(Ⅰ)(Ⅱ)，新潟大学『商学論集』第 17 号，第 18 号，1985-86 年，大橋昭一「DDR の工業コンビナート」，神戸大学『国民経済雑誌』第 154 号第 5 号，1986 年，北村喜義「ドイツ民主共和国の経済とコンビナート」(1)(2)，京都大学『経済論叢』第 151 巻第 4・5・6 号，第 152 巻第 1・2 号，1993 年，拙稿「東ドイツにおける工業企業の国家的管理(1945～79 年）」，北海道大学『経済学研究』第 43 巻第 2 号，1993 年，金鍾碩「過渡期経済論の研究――旧東ドイツを中心として」,『熊本商大論集』第 40 巻第 3 号,1994 年などがある.

第１章　戦後東ドイツの出発条件

第１節　戦前・戦中の経済構造

（１）ソ連占領地域の創設

東ドイツの歴史は,第二次世界大戦後の連合四ヶ国によるドイツ=ライヒ（Deutsches Reich : 以下,ライヒまたは戦前のドイツ）の分割統治とポーランド領をめぐる議論のなかで成立したソ連占領地域の歴史を出発点としている。

第 1-1 図　ポツダム会談前のソ連軍と米英軍の進出ライン



注：図中の点線は,1945 年 5 月 8 日から 6 月 30 日までの英米軍およびソ連軍進出ライン。その後,連合国間の協定にもとづき太い実線までラインが移動し,イギリス占領地域ならびにアメリカ占領地域との境界線が確定した。

資料：Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen(Hrsg.), *SBZ　von A bis Z*, zehnte,überarbeitete und erweiterte Aufl., Bonn 1966, S.102.三島憲一『戦後ドイツ』岩波書店,1991 年,14 頁ならびに成瀬治・黒川康・伊東孝之『ドイツ現代史』山川出版社,1990 年（1版3刷）296 頁。

ソ連占領地域が米・英・仏の西側占領地域とともに成立する直前の大きな出来事は,1945年4月25日にノルマンディーから進撃してきたアメリカ軍と,東部戦線からドイツ軍を追撃してきたソ連軍が,ザクセン州トルガウ（Torgau）近郊のエルベ川岸（Elbe）で遭遇したことであった[1]。これは,連合国間の協定で定めていた占領地域のライン（**協定ライン：第 1-1 図太字実線**）を超えてアメリカ軍が東部に進撃してきた結果であった。その後,45 年 5 月 7～8 日のドイツ無条件降伏から 6 月 30 日までの間,アメリカ軍およびイギリス軍は,北部はヴィスマール（Wismar）,シュヴェリーン（Schwerin）,ルートヴィッヒスルスト（Ludwigslust）の東側,中部はヴィッテンベルゲ（Wittenberge）からデッサウ（Dessau）・ヴィッテンベルク（Wittenberg）,南部はツヴィッカウアー・ムルデ川（Zwickauer Mulde）の南北の暫定ライン（**第 1-1 図点線**）に後退・駐留していた[2]。協定ラインまで後退しなかった背景には,5 月 2 日時点で,ソ連による単独占領が可能となっていたベルリンの占領統治をめぐる連合国間の駆け引きがあったといわれている[3]。その間,6 月中旬から下旬にかけてトルーマンとスターリンの間の書簡,米・英・ソの将軍・元帥間の話し合いを通じて,7 月 1 日から 3 日までに先の協定ラインまで米・英軍が後退すること,さらには両軍がベルリンに進駐することになった[4]。これにより,ソ連占領地域と西側占領地域との境界線が確定したのである[5]。

いま一つ重要であったのは,ドイツ（直接的にはソ連占領地域）とポーランドとの間の国境の確定という問題であった。先の 1943 年のテヘラン会談でも,45 年のヤルタ会談でも,アメリカ,イギリス,ソ連の思惑はなかなか妥協点に到達しなかった。ポツダム会談では,「最終的確定は講和会議まで延期される」という留保付きで,ソ連の意向がポーランドの臨時政府のそれとともに押し通されることになった[6]。この措置は,共産主義化を危惧するアメリカやイギリスはもとより,当該地域におけるドイツ系住民の不満の火種となった[7]。

そうしたグレーゾーンを残しつつも,1945 年 7 月以降,西はエルベ川とハルツ山地,東はポーランド国境の確定で揺れたオーデル・ナイセ川に,北はバルト海沿岸地域,そして南はベーメンとの自然境界をなすテューリンゲンの森ならびにエルツ山地に囲まれた領域がソ連占領地域とされた。連合国占領地域の総面積の約 21%と,総人口（ザールを除く）の約 28%を有する地域として,ソ連占領地域の統治がスタートすることになったのである。

つぎに,ソ連占領地域の戦前・戦中,そしてドイツ敗戦直後までの経済構造やそのポテンシャルを,労働力を含む生産力の観点から整理しておこう。

（2）人口動態と東欧難民・被追放民

まずは,ソ連占領地域の成立前後のドイツ全体の人口動態を概観しておこう。**第 1-1 表**は,1939 年 5 月 17 日（開戦直前の国勢調査）時点の人口と,敗戦から約 1 年半後の 46 年 10 月 29 日（国勢調査）時点のそれとを比較したものである。それによれば,ドイツ=ライヒは,

オストプロイセンを含むオーデル・ナイセ以東の領土を喪失したこと,ザール占領,そして軍人・民間人の戦死などによって大量の人口を失ったことが分かる。

その一方で,1939 年と 46 年の比較からは,ライヒ（ザールならびにオーデル・ナイセ以東を除く）全体で 630 万人の増加があったこと,戦後の分割占領によって成立したアメリカ・イギリス・ソ連三国の占領地域（大ベルリンの占領地域を除く）において各々200 万～300 万人以上の人口増があったことがわかる。とくに,長年にわたり旧ライヒ東部で生活していたドイツ系住民が,居住地を追われ難民・被追放民[8]として各占領地域に流入してきたことは人口動態に強く作用した。

第1-1表　第二次世界大戦直後のドイツの人口構成（1939年との比較）

［単位：人、%］

	1939年 1）	%	1946年 2）	%	1939-46年増減
アメリカ占領地域 3）	14,296,974	20.6	17,254,945	26.1	2,957,971
イギリス占領地域 4）	19,785,488	28.5	22,304,509	33.8	2,519,021
フランス占領地域 5）	5,270,241	7.6	5,077,893	7.7	−192,348
ソ連占領地域 6）	15,157,123	21.9	17,313,734	26.2	2,156,611
大ベルリン	4,338,756	6.3	3,199,938	4.8	−1,138,818
（うち、東ドイツ部分）	(1,588,262)	(2.3)	(1,174,582)	(1.8)	(−413,680)
小　計	58,848,582	84.9	65,151,019	98.7	6,302,437
ザール地方	908,219	1.3	851,615	1.3	−56,604
オーデル・ナイセ以東	9,559,725	13.8	–	–	–
合　計	69,316,526	100.0	66,002,634	100.0	−3,313,892

1）1939年5月17日の国勢調査の数値にもとづく。ベルリンの東ドイツ分も同様。
2）1946年10月29日の国勢調査の数値にもとづく。ベルリンの東ドイツ分も同様。
3）バイエルン、バーデン・ヴュルテンベルク、ヘッセン、ブレーメン
4）シュレースヴィッヒ・ホルシュタイン、ハンブルク、ニーダーザクセン、ノルトライン・ヴェストファーレン
5）ラインラント・ファルツ、（南）バーデン、ホーエンツォルレン・ヴュルテンブルク
6）ブランデンブルク、メクレンブルク、ザクセン・アンハルト、テューリンゲン、ザクセン

資料：Länderrat des Amerikanischen Besatzungsgebiet(Hrsg.), *Statistisches Handbuch von Deutschland*,München 1949,S.8-9 und S.16-17; Die Statistische Zentralverwaltung für Statistik(Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR 1956*, Berlin 1957, S.7.

第 1-2 表は,米英仏の西側占領地域（西ベルリンを除く）とソ連占領地域（東ベルリンを除く）,そして大ベルリンへの難民・被追放民の敗戦前までの居住地と移住先を示したものである。西側占領地域には,1950 年までに約 788 万人の難民・被追放民が流入した[9]。そのうち,シュレージエンからは 205 万人,オストプロイセンから 135 万人,オストポンメルンから 89 万人,オストブランデンブルクからは 13 万人が移住した。それ以外にダンツィヒから 23 万人,ポーランドからは 41 万人,チェコスロヴァキアからは 191 万人を含め合計 345 万人が西ドイツに流入した[10]。その多くは,西ドイツ北部の州（イギリス占領地域）に移住し,チェコスロヴァキアを筆頭とする中東欧から逃れてきた住民の多くは,バイエルン,ヴュルテンブルク,ヘッセンなど,西ドイツの中部・南部を目指したことが分かる。

ソ連占領地域＝東ドイツの場合,ポンメルン（オスト）とブランデンブルク（オスト）については,それらの地理的・歴史的な繋がりもあってメクレンブルクとブランデンブルク（オーデル=ナイセ以西）への移住者が多かった。シュレージエンからは,同様の関係性からソ連占領地域南部,とくにザクセンへの流入の割合が大きかった。

第1-2表 東西ドイツにおける東方難民・被追放民の移住状況(1950年時点:単位1000人) 注1)

A. 西ドイツ(西側占領地域)	オストプロイセン	ポンメルン 注4)	ブランデンブルク 注5)	シュレージエン注6)	ドイツ東部小計	その他 注7)	各州合計
シュレースヴィッヒ=ホルシュタイン	301	307	20	60	688	169	857
ハンブルク	35	26	3	22	86	30	116
ニーダーザクセン	408	265	47	722	1,442	409	1,851
ノルトライン=ヴェストファーレン	326	161	26	526	1,039	291	1,330
ブレーメン	14	9	1	13	37	12	49
ヘッセン	60	35	10	111	216	505	721
ヴュルテンブルク=バーデン	28	16	4	74	122	528	650
バイエルン	87	35	14	459	595	1,335	1,930
ラインラント=プファルツ	30	16	3	31	80	73	153
バーデン	27	11	1	16	55	44	99
ヴュルテンブルク=ホーエンツォルレン 注2)	31	12	1	20	64	58	122
小計	**1,347**	**893**	**130**	**2,054**	**4,424**	**3,454**	**7,878**

B. 東ドイツ(ソ連占領地域)	オストプロイセン	ポンメルン 注4)	ブランデンブルク 注5)	シュレージエン注6)	ドイツ東部小計	その他 注7)	各州合計
メクレンブルク	200	390	40	60	690	310	1,000
ブランデンブルク	80	140	200	150	570	160	730
ザクセン	110	70	10	530	720	280	1,000
ザクセン=アンハルト	120	70	40	320	550	530	1,080
テューリンゲン	90	30	10	240	370	320	690
小計 注3)	**600**	**700**	**300**	**1,300**	**2,900**	**1,600**	**4,500**

C. 旧大ベルリン	オストプロイセン	ポンメルン 注4)	ブランデンブルク 注5)	シュレージエン注6)	ドイツ東部小計	その他 注7)	各州合計
西ベルリン	28	32	22	37	119	30	149
東ベルリン	13	15	14	16	58	13	71
小計	**41**	**47**	**36**	**53**	**177**	**43**	**220**

D. 総計	オストプロイセン	ポンメルン 注4)	ブランデンブルク 注5)	シュレージエン注6)	ドイツ東部小計	その他 注7)	各州合計
上記A+B+C小計の総和	**1,988**	**1,640**	**466**	**3,407**	**7,501**	**5,097**	**12,598**

注1)下記資料の数値のうち、西側占領地域分については小数点以下を四捨五入した。
注2)リンダウ(現バイエルン州。旧名リンダウ=ボーデンゼー)を含む。
注3)東ドイツ分については、すべて推計値。
注4)戦後、オーデル=ナイセ線を基準にヴェストポンメルンはソ連占領地域=東ドイツに、オストポンメルンはポーランドに帰属。
注5)戦後、オーデル=ナイセ線を基準にヴェストブランデンブルクはソ連占領地域=東ドイツに、オストポンメルンはポーランドに帰属。
注6)ツィッタウ(現ザクセン州)をも含む。
注7)ポーランドのその他地域および他の東欧諸国。変則的だが、下記資料の注によるとザールラント分もここの数字に含む。

資料:Gleitze,Bruno, *Ostdeutsche Wirtschaft, Industrielle Standorte und volkswirtschaftliche Kapazitaten des ungeteilten Deutschland*, Berlin(W) 1956, S.157; Eppelmann, Rainer/ Möller, Horst/Nooke, Günter/Wilms, Dorothee(Hrsg.), *Lexikon des DDR-Sozialismus Band 2:N-Z*, 2.,aktualisierte und erweiterte Aufl., Paderborn 1997, S.893-894.

ソ連占領地域への流入に限定してその推移を見ると,無条件降伏から 1945 年末まで急速に 248 万人に膨れ上がった難民・被追放民は,46 年 8 月時点まで累計で約 333 万人に増大した[11]。そのうち,108 万人はシュレージエンから,84 万人がズデーテンラントから,49 万人がオストプロイセンから,50 万人がポンメルンから,32 万人がポーゼン,ヴェストプロイセン,ダンツィヒからの流入であった[12]。この時点から 3 年後の 49 年 8 月まで,ソ連占領地域には

合計 444 万人（男：187 万人,女：257 万人）の難民・被追放民が新しい居住地を求めて移動してきた[13]。この急速な流入の結果,49 年半ば時点で,同占領地域のほぼ 4 人に 1 人が難民・被追放民という数にまで増加したのである。

難民・被追放民を州別構成で見ると,終戦直後から建国にいたるまで,かつてのハンザ都市であるロストックやヴィスマール,さらにはエルベ以東のユンカー的大土地所有制に特徴づけられたメクレンブルク州（大公国時代の都であったシュヴェリーンを有する）と,マクデブルクやハレなどの重工業地帯とその周辺の農業地帯を抱えるザクセン・アンハルト州への移住が多かったことがわかる（**前掲第 1-2 表**）。

また,オーデル=ナイセに隣接するフランクフルト・アン・デア・オーダ―,褐炭・電力生産の中心地コトブスを有するプロヴィンツ・ブランデンブルクでは,終戦から年を追うごとに流入が増えた。さらに,終戦当初はあまり流入が多くなかったザクセン州には,ライプチヒ,ドレスデン,ケムニッツ（のちのカール・マルクス・シュタット）などの伝統的工業地帯の活動が再開するにつれて流入が増大した[14]。

この動きから,難民・被追放民の受け入れの初期段階には農業地域が主要な受け皿となり,のちに労働力不足が問題化することになる工業地帯への移住が促進されたことが読みとれるだろう。難民・被追放民の流れが,当初は都市部に集中しがちであったため,ソ連軍政部や移住者中央管理局が,住宅供給の観点からも農村地域への移住を奨励したことも,それに関連していたと考えられる。

難民・被追放民の受け入れにあたって最も困難であったのは,就職の斡旋,就業不能者や失業者の生活保障[15],住居の確保[16]などであった。とくに,就業については,難民・被追放民の 41%が農民出身だったこともあり,その多くは農業部門に組み入れられた[17]。とくに,1945 年 8 月から 48 年末までの土地改革（Bodenreform）によって無償没収された 322 万ヘクタールの土地フォンド（森林をも含む）の一部は,そのために活用された[18]。収用された土地のうち,およそ 220 万ヘクタールは,56 万人の土地なし農民,農業労働者,零細農民,零細小作農民,労働者・手工業者などに有償配分された。また難民・被追放民に対しても同様の措置がとられ,47 年 10 月時点では約 8 万 5,701 人が 70 万 8,338 ヘクタールを,3 年後の 50 年 1 月 1 日時点では 9 万 1,155 人が 76 万 3,596 ヘクタールを獲得した[19]。難民・被追放民出身の個人農は,この土地改革によって生まれた「新農民（Neubauer）」の 43.4%を占めていた[20]。

工業部門においては,とくに対ソ賠償に深く関わっていたウラン鉱山（テューリンゲン州）や,ソ連占領地域南部（とくにザクセン州）の繊維工業地帯への就業が奨励された。また,ごくわずかではあったが手工業部門に吸収されていった者もあった。1947 年のみの数字であるが,工業（手工業をい含む）で働くことのできた難民・被追放民は,同部門の就業人口の 34.2%に及んでいた。経済復興の過程で難民・被追放民の果たした役割は,決して少なかったのである。

難民・被追放民には公的機関の労働者・職員になったものも多く,1950 年には約 14 万人を数えた[21]。ただし,公務員でも警察への登用（すでに就職していた者をも含む）の際に

は,1945 年以前に警察官だった者,西側占領地域に第一親等の親戚がいる者,同地域で戦争捕虜になったことがある者とならんで,ソ連・東欧からの難民・被追放民が排除されていたことも事実である[22]。こうした採用差別は,東ドイツから西ドイツへの大量難民の原因の一端となった。

（3）就業構造の特色

ソ連占領地域への大量の難民・被追放民の流入は,少なくとも 1949 年の建国までは,東ドイツの人口動態に大きな影響を与え続けた。戦後の数年間は,戦前と比較して婚姻率や出生率が大幅に低下していたし,死亡率（乳児死亡率をも含む）も高かった。明らかに,人口の自然増を望めない状況が存在していたのである[23]。東欧からの難民・被追放民の移住は,結果的にその問題の克服に寄与することとなり,ソ連占領地域の総人口は,39 年（当該地域分のみ）の約 1675 万人から,46 年の約 1840 万人に増加し,その後 49 年まで,1889 万人,1906 万人,1889 万人と推移した[24]。

今少しその中身に接近してみると,それには女性の人口増が関連していたことを確認できる。1946 年までの人口増は,労働可能人口の増加を伴うものであったが,それは労働可能な男性人口の 93 万人の減少と,128 万人の労働可能な女性の増加の結果であった（**第 1-3 表**）。とくに男性については,18 歳から 40 歳までの働き盛りの年齢層の者が戦時中に数多く失われており,ソ連占領地域＝東ドイツでは,とくに女性の経済活動への参加が戦後復興の鍵を握ることになったのである[25]。

第1-3表　東ドイツの人口の推移

	総人口 2)	性別構成				労働可能人口				
年 1)		男	増減 3)	女	増減 3)	総数	男	増減 3)	女	増減 3)
1939	16,745,385	8,190,781	–	8,554,604	–	11,309,740	5,721,292	–	5,588,448	–
1946	18,488,316	7,859,545	-331236	10628771	2074167	11660166	4791285	-930007	6868881	1280433
1950	18,388,172	8,161,189	301644	10226983	-401788	11646124	5185045	393760	6461079	-407802
1955	17,832,232	7,968,716	-192473	9863516	-363467	11269390	5153146	-31899	6116244	-344835
1960	17,188,488	7,745,274	-223442	9443214	-420302	10542093	4961099	-192047	5580994	-535250
1961	17,079,306	7,704,357	-40917	9374949	-68265	10295045	4862080	-99019	5432965	-148029
1962	17,135,867	7,743,936	39579	9391931	16982	10210734	4844640	-17440	5366094	-66871

1) 1939年は5月17日, 46年は10月29日, 50年は8月30日の数値。当該年の国勢調査実施日のもの。

2) 総人口には、6カ月以内の短期滞在以外の目的で国内に滞在することを警察庁から許可された外国人も含まれる。外交官ならびにソ連駐留軍の軍人とその家族は含まれない。

3) 1946年の数値は、39年からの変化の集計値。50年のそれは、46年からの変化の集計値。

3) 労働可能人口とは、男性は14歳5カ月以上66歳未満、女性は14歳5カ月以上61歳未満の者を指す。

資料：Die Statistische Zentralverwaltung für Statistik(Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR 1956*,Berlin 1957, S.8; *1959*,S.34;*1960/61*, S.32; *1972*,S.440-441.

1952 年の数字であるが,経済分野別にみると,女性の就業者数は,とくに公的部門を含むサービス業と農業において高かったことがわかる。戦前（1939 年 5 月 17 日国勢調査）との比較においても,サービス業,商業・交通,工業・手工業の分野での女性の割合の増大は顕著であった。この年の就業人口は,39 年時点に比べて約 38 万人減少したのに対して,女性は約 30 万人増加しており,東ドイツの復興に不可欠な存在となっていたことがわかる（**第 1-4 表**）。

第1-4表　戦前・戦後の東ドイツの経済分野別就業状況

	単位	農林業	工業・手工業	商業・交通 1)	サービス 2)	家事サービス 3)	合　計
1939年（ライヒ全体）	就業者数	5,957,193	10,884,697	4,303,875	2,469,334	967,562	24,582,661
	分野別構成比	24.2	44.3	17.5	10.0	3.9	100.0
	（うち、女性）	(3,293,975)	(2,448,482)	(1,470,244)	(745,152)	(959,551)	(8,917,404)
	（女性の割合:%）	(55.3)	(22.5)	(34.2)	(30.2)	(99.2)	(36.3)
1939年（東ドイツ）	就業者数	1,699,047	3,685,901	1,274,175	750,957	274,153	7,684,233
	分野別構成比	22.1	48.0	16.6	9.8	3.6	100.0
	（うち、女性）	(902,313)	(997,977)	(442,796)	(209,155)	(271,190)	(2,823,431)
	（女性の割合:%）	(53.1)	(27.1)	(34.8)	(27.9)	(98.9)	(36.7)
1952年（東ドイツ）	就業者数	1,666,998	3,310,329	1,292,575	1,039,757	-	7,309,659
	分野別構成比	22.8	45.3	17.7	14.2	-	100.0
	（うち、女性）	(843,365)	(1,097,593)	(572,935)	(608,639)	-	(3,122,532)
	（女性の割合:%）	(50.6)	(33.2)	(44.3)	(58.5)	-	(42.7)

1）運輸、通信をも含む。

2）公的サービスをも含む。

3）1939年5月17日の国勢調査では、家事サービス（häusliche Dienste）も就業統計で集計されていた。お手伝い、育児、掃除などの家事サービス全般に関わる労働。主婦は含まない。

資料：Länderrat des Amerikanischen Besatzungsgebiet(Hrsg.), *Statistisches Handbuch von Deutschland*, München 1949,S.36-38; Die Statistische Zentralverwaltung für Statistik(Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR 1959*,Berlin 1959,S.191-192.

他方で,ソ連占領地域の労働事情には別な問題が存在した。失業問題がその一端を占めていた（**第 1-5 表**）。戦後の全般的な労働力不足のもとで女性の就業機会を高まったものの,失業者の 50%～75%は女性であり,失業手当の受給者も圧倒的に女性の比率が高かった（61.2%～94.3%）[26]。戦後復興の重点部門に必要な熟練労働者,職業教育を受けた有資格労働者,技術者などは,戦前の社会的慣習を引きずって男性の割合が高く,労働可能な女性人口からの調達に制約があったことが,こうした数字になって表れたことが考えられる。とはいえ,1945 年に 50 万人にのぼっていた登録済み失業者数は,東ドイツの建国後に第一次五ヵ年計画が始まった 51 年には 24 万人に, 52 年には 10 万 7,162 人へと急ピッチで減少した。男性で 3 万 6,000 人,女性で 10 万人の失業者の縮小は,労働力不足の解消に向けた新政権の施策の結果でもあった[27]。

第1-5表　ソ連占領地域（東ドイツ）における失業者数

［単位：人］

年	基準日 1)	失業者 2)	（うち、女性）	（%）	失業率(%)	受給者 3)	男	女
1945	12月（日不明）	501,501	–	–	–	–	–	–
1946	12月（日不明）	207,876	–	–	–	–	–	–
1947	12月31日	171,000	(88,000)	(51.5)	2.6	–	–	–
1948	12月31日	249,000	(135,000)	(54.2)	3.7	20,564	7,984	12,580
1949	9月（日不明）	363,000	(237,300)	(65.4)	5.3	50,475	16,468	34,007
1950	1月（日不明）	437,000	(277,000)	(63.4)	6.1	51,319	16,426	34,893
1951	年平均	243,351	(180,538)	(74.2)	3.7	44,663	7,591	37,072
1952	年平均	107,162	(80,259)	(74.9)	1.8	35,210	4,237	30,973
1953	年平均	90,876	(69,459)	(76.4)	1.4	24,011	1,938	22,073
1954	年平均	54,277	(43,905)	(80.9)	1.8	12,583	722	11,861
1955	9月15日	35,756	(26,147)	(73.1)	1.4	–	–	–
1956	9月30日	33,498	(27,272)	(81.4)	0.8	–	–	–

1）統計年鑑では、3月31日、6月31日、9月30日、12月31日を調査の基準日としている。下記の資料間での基準日の統一はできなかった。

2）登録された者のみ。1945年と46年は、失業者数。

3）失業扶助金の受給者数。

資料：Frerich, Johannes/ Frey,Martin ,*Handbuch der Geschichte der Sozialpolitik in Deutschland Band 2: Sozialpolitik in der Deutschen Demokratischen Republik* , München und Wien 1996, S.34, S.172; Die Statistische Zentralverwaltung für Statistik(Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR 1956* , Berlin 1957, S.196; 1960/61, S.203.

こうしたポジティブな兆候は見られたものの,東ドイツの労働力事情はなかなか改善しなかった。**前掲第 1- 3 表**からは,むしろ東ドイツの労働力不足が,人口減という事態に直面して 1950 年以降深刻化していく状況が読み取れるだろう。それについては,のちに詳しく見ることにしよう。

（4）戦前の工業経営と就業者の構成

つぎに,戦後の変化を浮き彫りにするために,あらかじめ戦前のソ連占領地域の労働可能人口が,どのような経済分野に吸収されていたのかを,他の占領地域の動向と比較しながら確認しておこう[28]。

前掲第 1-4 表からは,ライヒ全体（ベルリンとオーデル=ナイセ以東を除く）において,工業の就業者の割合は農業やサービス業などに比して高かったことがわかる。なかでも戦時体制に向けて重工業の増強が図られたソ連占領地域において,工業の就業者の割合が高かった。いま少しその内容に立ち入ってみることにしよう。

第 1-6 表は,第二次世界大戦が勃発した 1939 年末時点のドイツ=ライヒ工業の生産事業所（Produkitionsstätte：以下,事業所または生産工場とする）数と就業者（Beschäftigte）数を,戦後の占領地域,そしてベルリンとオーデル=ナイセ以東に分類して示したものである。本論文の分析の中心となるソ連占領地域については,さらに州別の内訳を集計を施した。

第1-6表　1939年時点のライヒの工業部門別事業所数ならびに従業員数（12月31日時点）

A. 部門別・地域別事業所数

地域 / 部門	アメリカ占領地域	イギリス占領地域	フランス占領地域（ザールラントを含む）	ソ連占領地域	内訳					ベルリン	オーデル=ナイセ以東	部門別合計
					メクレンブルク	ブロヴィンツ・マルク=ブランデンブルク	ザクセン=アンハルト	ザクセン	テューリンゲン			
水・ガス・電力	**2,791**	**2,487**	**1,264**	**2,722**	295	475	705	906	341	**242**	**1,720**	**11,226**
鉱山	**230**	**1,014**	**182**	**548**	0	67	261	140	80	**22**	**183**	**2,179**
鉄鋼	**423**	**2,155**	**225**	**525**	37	52	141	233	62	**88**	**205**	**3,621**
非鉄金属冶金	**499**	**1,126**	**136**	**477**	11	77	127	215	47	**258**	**156**	**2,652**
金属圧延加工	**38,025**	**41,998**	**15,598**	**29,831**	2,355	3,901	7,569	11,590	4,416	**6,876**	**15,665**	**147,993**
化学	**2,825**	**3,629**	**840**	**2,607**	66	257	637	1,319	328	**1,500**	**635**	**12,036**
ゴム・アズベスト	**543**	**894**	**131**	**581**	29	62	128	306	56	**338**	**193**	**2,680**
機械・自動車	**13,341**	**19,736**	**4,915**	**14,505**	795	2,147	3,818	6,143	1,602	**4,042**	**6,673**	**63,212**
電機・電器	**6,937**	**9,528**	**2,701**	**7,244**	453	999	1,490	2,971	1,331	**3,210**	**2,677**	**32,297**
光学・精密機器	**5,826**	**7,116**	**3,102**	**6,223**	385	1,011	1,403	2,525	899	**2,362**	**2,611**	**27,240**
木工	**63,394**	**46,112**	**24,961**	**41,772**	3,283	5,506	9,695	16,284	7,004	**6,117**	**24,640**	**206,996**
楽器・玩具	**2,587**	**737**	**570**	**11,173**	28	110	192	5,844	4,999	**342**	**270**	**15,679**
皮革	**9,653**	**6,580**	**3,755**	**7,589**	607	999	1,941	2,967	1,075	**1,182**	**4,122**	**32,881**
紙・パルプ	**3,942**	**3,563**	**1,301**	**11,549**	80	349	1,979	7,371	1,770	**1,451**	**1,163**	**22,969**
印刷	**6,333**	**7,907**	**2,111**	**6,214**	426	674	1,329	3,022	763	**3,649**	**2,461**	**28,675**
岩石・窯業	**9,342**	**8,159**	**4,696**	**11,264**	495	918	2,210	3,029	4,612	**854**	**3,825**	**38,140**
被服	**109,851**	**109,763**	**44,952**	**124,024**	7,642	13,199	25,099	64,809	13,275	**51,425**	**61,979**	**501,994**
繊維	**20,653**	**21,344**	**6,432**	**85,353**	778	2,203	5,070	68,019	9,283	**6,752**	**7,741**	**148,275**
食品	**77,608**	**86,625**	**32,462**	**74,911**	5,317	9,837	23,187	27,019	9,551	**11,370**	**37,431**	**320,407**
建設	**58,784**	**72,936**	**26,433**	**48,702**	4,888	7,731	12,137	17,195	6,751	**13,306**	**24,034**	**244,195**
地域別合計	**433,587**	**453,409**	**176,767**	**487,814**	**27,970**	**50,574**	**99,118**	**241,907**	**68,245**	**115,386**	**198,384**	**1,865,347**

B. 部門別・地域別就業者数

地域 / 部門	アメリカ占領地域	イギリス占領地域	フランス占領地域（ザールラントを含む）	ソ連占領地域	内訳					ベルリン	オーデル=ナイセ以東	部門別合計
					メクレンブルク	ブロヴィンツ・マルク=ブランデンブルク	ザクセン=アンハルト	ザクセン	テューリンゲン			
水・ガス・電力	41,440	63,062	14,229	51,881	3,608	7,919	15,722	20,539	4,093	20,756	24,622	**215,990**
鉱山	24,977	426,082	74,700	104,126	0	12,841	46,961	33,693	10,631	1,185	93,947	**725,017**
鉄鋼	46,360	354,654	48,693	69,324	3,290	8,252	18,351	35,429	4,002	10,612	20,135	**549,778**
非鉄金属冶金	29,850	57,535	8,155	36,326	1,409	10,585	13,495	10,473	364	15,368	2,537	**149,771**
金属圧延加工	227,447	376,845	75,832	267,176	8,593	40,013	75,692	98,714	44,164	95,847	59,501	**1,102,648**
化学	85,498	142,512	48,484	157,074	3,242	14,975	104,668	26,776	7,413	31,163	11,765	**476,496**
ゴム・アズベスト	18,088	37,435	1,907	12,671	169	1,392	3,528	5,422	2,160	6,510	1,378	**77,989**
機械・自動車	435,759	485,656	102,362	539,181	33,491	67,438	153,426	237,638	47,188	155,839	93,111	**1,811,908**
電機・電器	138,070	112,335	21,432	109,774	2,973	19,719	14,153	55,241	17,688	235,226	22,796	**639,633**
光学・精密機器	48,147	34,483	34,932	75,778	844	15,498	12,196	22,073	25,167	27,246	7,326	**227,912**
木工	230,873	217,818	93,047	199,936	16,572	27,483	39,508	81,129	35,244	36,599	111,025	**889,298**
楽器・玩具	17,235	3,407	5,105	32,693	34	680	1,205	17,370	13,404	2,425	1,275	**62,140**
皮革	57,550	34,729	19,566	33,134	2,279	3,554	6,542	14,131	6,628	7,608	11,049	**163,636**
紙・パルプ	51,753	62,610	24,718	102,488	1,084	4,456	15,096	70,012	11,840	21,204	31,909	**294,682**
印刷	54,353	53,512	12,551	58,407	2,029	4,755	10,854	33,752	7,017	46,471	14,528	**239,822**
岩石・窯業	162,894	145,009	73,587	190,329	7,579	26,821	34,434	71,442	50,053	11,233	91,868	**674,920**
被服	274,291	268,868	117,809	278,084	11,252	33,774	55,368	147,401	30,289	149,551	127,029	**1,215,632**
繊維	201,413	321,197	103,324	512,827	3,770	33,230	27,808	394,572	53,447	34,773	105,442	**1,278,976**
食品	366,191	413,304	139,575	351,963	25,280	42,029	115,025	129,841	39,788	93,260	175,283	**1,539,576**
建設	493,271	616,615	215,079	440,473	38,368	64,266	121,139	159,275	57,425	173,987	278,223	**2,217,648**
地域別合計	**3,005,460**	**4,227,668**	**1,235,087**	**3,623,645**	**165,866**	**439,680**	**885,171**	**1,664,923**	**468,005**	**1,176,863**	**1,284,749**	**14,553,472**

資料：Länderrat des Amerikanischen Besatzungsgebiet(Hrsg.), *Statistisches Handbuch von Deutschland*, München 1949, S.246-260. 工業部門については、戦後の統計との比較を考えて一部並べ替えた。

なお、この当時の統計年鑑は経営Betriebではなく、事業所Produktionsstätteでの集計がなされるため、戦後の東ドイツ統計年鑑との連続性がない。この点が分析上の障害になっている。

まず事業所数と従業員数を占領地域間で比較してみると,ソ連占領地域がライヒ全体（ベルリンとオーデル=ナイセ以東を含む）の約四分の一を占めていたことがわかる。事業所数では 48 万 7814 件（ライヒ全体の 26.2%）と最も多く,従業員数では,イギリス占領地域の約 42 万人（29%）につぐ約 36 万人（25%）がソ連占領地域の工業に就業していた。

つぎに工業部門別の状況をみよう。原燃料・エネルギー,鉱山,鉄・非鉄金属,化学などの基礎原料・資材部門においては,イギリス占領地域の割合の高さが際立っていた。ソ連占領地域の事業所数や就業者数の割合はそれに次いで多く,従業員数だけでみるとアメリカ占領地域の規模を超えているものも少なくなかった。ソ連占領地域が他の地域を事業所数で凌駕している部門は,楽器・玩具,紙・パルプ,繊維（紡織）であり,就業者数ではそれらに化学,光学・精密機器部門が加わった。機械・自動車については,事業所数ではイギリス占領地域にわずかに及ばなかったものの,従業員数では逆に同地域を超えていた。軽工業の諸部門については,製材・木工,皮革,食品を除けば,他のいずれの地域よりも多くの事業所と就業者を有していた。大戦後は,これにさらにベルリンの東側地区が加わることを考えると,のちにソ連占領地域の経済規模は,ライヒ全体のなかでも決して小さくなかったといえよう[29]。かわって今度は,ソ連占領地域を州別そして工業部門別に分類してみよう。最初に目に留まるのは,南北間の相違である。南のザクセンには,ドイツ=ライヒ内で最も多くの事業所と就業者が集積しており,隣接するザクセン=アンハルトとテューリンゲンを合わせると,アメリカ占領地域にほぼ匹敵する規模の経済圏が存在していたことがわかる。他方で,北部のメクレンブルクはエルベ以東の歴史からも広く知られている通り,工業的に未開拓の地であった。その南側のプロヴィンツ・マルク=ブランデンブルクと併せて,事業所数ではベルリンの約 68%,従業員数で約 51%の規模であった。

工業部門別でみると,ザクセンの規模の大きさが際立っている。古くから立地している繊維（紡織）,被服,木工,楽器・玩具,紙・パルプなどの軽工業のみならず,鉄鋼,金属圧延加工,機械・自動車,電機・電器での比重の圧倒的高さが目立つ。就業者数についてザクセンを超える部門は,ザクセン=アンハルトの鉱山,非鉄金属,化学といった原料部門,テューリンゲンの光学・精密機器である。前者はハルツ山脈東側の一帯に広がる金属鉱床や褐炭採掘,ロイナ,ブナ,ビッターフェルト,ヴォルフェンといった化学工業の代表的企業の生産と結びついていた。後者は,テューリゲンの豊富な鉱産資源と木材を基盤とする冶金や窯業（鉄・非鉄金属,ガラス・セラミックを含む）,カール・ツァイス・イエナ社やショット社に代表される光学機器・精密機器・事務機器工業であり。それらはザクセンの電機・電器工業や光学・精密機械工業との強い結びつきを有していた。プロヴィンツ・マルク=ブランデンブルクにおいては,金属圧延加工,機械・輸送機の事業所と就業者の割合が高いものの,前者はテューリンゲンのそれにさえ及んでない。

以上の分析から,のちのソ連占領地域＝東ドイツの工業は,第二次世界大戦前夜までに叙業所数や従業員数において,イギリス占領地域やアメリカ占領地域に匹敵する,そして部分的にはそれを超えるポテンシャルを有する地域となったことが確認できたといえよう。

（5）戦前・戦中の工業生産と分業体制

つぎに,上記の戦前の経済ポテンシャルが,どのように編成され,またどのような規模の生産実績を示したかを見ることにしよう。

第1-7表から,ザールラント復帰及びラインラント進駐直前の1936年から第二次世界大戦終了直前の 44 年に至る 9 年間にドイツ=ライヒ工業（粗生産高）は全体で約 1.5 倍（ナチス政権誕生の 33 年からは約 2.5 倍）に成長したことがわかる。大戦開始以降は,消費財工業の生産が落ち込むものの,鉱山・基礎原料部門や建設・投資財工業の成長がそれをカヴァーしていた。とくに鉄・非鉄金属冶金,化学,金属加工,機械・自動車,電機・電器,光学・精密機器の生産増が図られたことも,この戦時期の特徴であった。それには,当時のアウタルキー戦略（鉄鋼,化学関連の原料および代替燃料の国産化）やそれを基盤とする軍備拡張が深く関与していたと考えられる[30]。

第1-7表 ドイツ=ライヒの工業生産の部門別の推移（1933年～44年）

［単位：100万ライヒスマルク］

	1933年			1936年			1939年			1944年		
部門・地域別　注1)	粗生産高	(地域別)	1936年=100.0	粗生産高	(地域別)	1936年=100.0	粗生産高	(地域別)	1936年=100.0	粗生産高	(地域別)	1936年=100.0
1.鉱山												
a) オーデル=ナイセ以東	270	(9.8)	72.0	375	(10.3)	100.0	466	(10.3)	124.3	509	(11.7)	135.7
b) ソ連占領地域	599	(21.7)	83.2	720	(19.8)	100.0	909	(20.2)	126.3	1,037	(23.8)	144.0
c) ベルリン	0	(0.0)	0.0	0	(0.0)	0.0	0	(0.0)	0.0	0	(0.0)	0.0
d) 西側占領地域	1,887	(68.5)	74.4	2,536	(69.8)	100.0	3,132	(69.5)	123.5	2,819	(64.6)	111.2
合計	**2,756**	**(100.0)**	75.9	**3,631**	**(100.0)**	100.0	**4,507**	**(100.0)**	124.1	**4,365**	**(100.0)**	120.2
2.鉄・非鉄金属冶金												
a) オーデル=ナイセ以東	73	(3.0)	55.7	131	(2.5)	100.0	176	(2.9)	134.4	298	(3.7)	227.5
b) ソ連占領地域	254	(10.5)	31.4	810	(15.6)	100.0	918	(15.1)	113.3	1,259	(15.6)	155.4
c) ベルリン	27	(1.1)	16.4	165	(3.2)	100.0	225	(3.7)	136.4	238	(2.9)	144.2
d) 西側占領地域	2,063	(85.4)	50.4	4,092	(78.7)	100.0	4,759	(78.3)	116.3	6,293	(77.8)	153.8
小計	**2,417**	**(100.0)**	46.5	**5,198**	**(100.0)**	100.0	**6,078**	**(100.0)**	116.9	**8,088**	**(100.0)**	155.6
3.土石・窯業												
a) オーデル=ナイセ以東	167	(12.2)	62.5	267	(11.3)	100.0	269	(11.4)	100.7	250	(10.9)	93.6
b) ソ連占領地域	408	(29.9)	63.1	647	(27.4)	100.0	681	(28.9)	105.3	682	(29.8)	105.4
c) ベルリン	18	(1.3)		44	(1.9)		40	(1.7)		42	(1.8)	95.5
d) 西側占領地域	772	(56.6)	54.9	1,405	(59.5)	100.0	1,368	(58.0)	97.4	1,315	(57.4)	93.6
小計	**1,365**	**(100.0)**	57.8	**2,363**	**(100.0)**	100.0	**2,358**	**(100.0)**	99.8	**2,289**	**(100.0)**	96.9
4.化学、精製燃料												
a) オーデル=ナイセ以東	54	(1.8)	66.7	81	(1.5)	100.0	116	(1.5)	143.2	1,016	(9.4)	1254.3
b) ソ連占領地域	801	(26.0)	57.8	1,386	(26.3)	100.0	2,390	(30.9)	172.4	2,928	(27.1)	211.3
c) ベルリン	219	(7.1)	66.8	328	(6.2)	100.0	534	(6.9)	162.8	388	(3.6)	118.3
d) 西側占領地域	2,006	(65.1)	57.9	3,467	(65.9)	100.0	4,694	(60.7)	135.4	6,479	(59.9)	186.9
小計	**3,080**	**(100.0)**	58.5	**5,262**	**(100.0)**	100.0	**7,734**	**(100.0)**	147.0	**10,811**	**(100.0)**	205.5
5.金属加工品												
a) オーデル=ナイセ以東	78	(3.0)	86.7	90	(2.1)	100.0	214	(3.8)	237.8	306	(2.6)	340.0
b) ソ連占領地域	603	(22.9)	62.7	962	(22.2)	100.0	1,480	(26.3)	153.8	2,675	(22.9)	278.1
c) ベルリン	150	(5.7)	58.8	255	(5.9)	100.0	484	(8.6)		448	(3.8)	175.7
d) 西側占領地域	1,801	(68.4)	59.6	3,021	(69.8)	100.0	3,451	(61.3)	114.2	8,270	(70.7)	273.8
小計	**2,632**	**(100.0)**	60.8	**4,328**	**(100.0)**	100.0	**5,629**	**(100.0)**	130.1	**11,699**	**(100.0)**	270.3

（次ページに続く）

（前ページからの続き：第 1-7 表）

6.機械・自動車（造船、航空機を含む）												
a) オーデル=ナイセ以東	104	(3.2)	48.6	214	(2.8)	100.0	466	(3.3)	217.8	1,339	(5.7)	625.7
b) ソ連占領地域	842	(26.0)	37.9	2,223	(28.7)	100.0	4,296	(30.4)	193.3	7,379	(31.4)	331.9
c) ベルリン	249	(7.7)	31.1	801	(10.3)	100.0	1,243	(8.8)	155.2	2,302	(9.8)	287.4
d) 西側占領地域	2,044	(63.1)	45.2	4,518	(58.3)	100.0	8,123	(57.5)	179.8	12,472	(53.1)	276.1
小計	**3,239**	**(100.0)**	41.8	**7,756**	**(100.0)**	100.0	**14,128**	**(100.0)**	182.2	**23,492**	**(100.0)**	302.9
7.電機・電器												
a) オーデル=ナイセ以東	14	(1.2)	53.8	26	(1.2)	100.0	95	(2.6)	365.4	313	(6.8)	1203.8
b) ソ連占領地域	175	(15.5)	67.8	258	(12.0)	100.0	632	(17.3)	245.0	836	(18.2)	324.0
c) ベルリン	371	(32.9)	35.6	1,043	(48.4)	100.0	1,360	(37.2)	130.4	1,457	(31.7)	139.7
d) 西側占領地域	569	(50.4)	68.6	829	(38.5)	100.0	1,568	(42.9)	189.1	1,995	(43.4)	240.7
小計	**1,129**	**(100.0)**	52.4	**2,156**	**(100.0)**	100.0	**3,655**	**(100.0)**	169.5	**4,601**	**(100.0)**	213.4
8.光学・精密機器												
a) オーデル=ナイセ以東	5	(2.1)	71.4	7	(1.4)	100.0	16	(2.6)	228.6	12	(1.0)	171.4
b) ソ連占領地域	72	(30.1)	47.7	151	(30.8)	100.0	209	(33.6)	138.4	492	(42.1)	325.8
c) ベルリン	23	(9.6)	25.0	92	(18.7)	100.0	115	(18.5)	125.0	131	(11.2)	142.4
d) 西側占領地域	139	(58.2)	57.7	241	(49.1)	100.0	282	(45.3)	117.0	535	(45.7)	222.0
小計	**239**	**(100.0)**	48.7	**491**	**(100.0)**	100.0	**622**	**(100.0)**	126.7	**1,170**	**(100.0)**	238.3
9.建設												
a) オーデル=ナイセ以東	342	(19.4)	40.4	847	(13.5)	100.0	434	(9.0)	51.2	242	(9.0)	28.6
b) ソ連占領地域	403	(22.8)	26.3	1,533	(24.5)	100.0	999	(20.7)	65.2	594	(22.0)	38.7
c) ベルリン	113	(6.4)	39.2	288	(4.6)	100.0	396	(8.2)	137.5	235	(8.7)	81.6
d) 西側占領地域	907	(51.4)	25.2	3,597	(57.4)	100.0	2,996	(62.1)	83.3	1,627	(60.3)	45.2
小計	**1,765**	**(100.0)**	28.2	**6,265**	**(100.0)**	100.0	**4,825**	**(100.0)**	77.0	**2,698**	**(100.0)**	43.1
10.製材・木工												
a) オーデル=ナイセ以東	205	(17.1)	90.3	227	(11.1)	100.0	261	(8.7)	115.0	342	(11.4)	150.7
b) ソ連占領地域	254	(21.2)	51.9	489	(23.8)	100.0	709	(23.5)	145.0	880	(29.5)	180.0
c) ベルリン	45	(3.8)	39.8	113	(5.5)	100.0	130	(4.3)	115.0	84	(2.8)	74.3
d) 西側占領地域	694	(57.9)	56.7	1,223	(59.6)	100.0	1,917	(63.5)	156.7	1,681	(56.3)	137.4
小計	**1,198**	**(100.0)**	58.4	**2,052**	**(100.0)**	100.0	**3,017**	**(100.0)**	147.0	**2,987**	**(100.0)**	145.6
11.紙・パルプ・印刷												
a) オーデル=ナイセ以東	221	(9.8)	85.0	260	(9.0)	100.0	319	(9.5)	122.7	286	(10.7)	110.0
b) ソ連占領地域	636	(28.2)	77.5	821	(28.5)	100.0	1,052	(31.2)	128.1	827	(30.8)	100.7
c) ベルリン	295	(13.1)	75.1	393	(13.6)	100.0	435	(12.9)	110.7	231	(8.6)	58.8
d) 西側占領地域	1,103	(48.9)	78.4	1,406	(48.8)	100.0	1,565	(46.4)	111.3	1,338	(49.9)	95.2
小計	**2,255**	**(100.0)**	78.3	**2,880**	**(100.0)**	100.0	**3,371**	**(100.0)**	117.0	**2,682**	**(100.0)**	93.1
12.繊維（紡織）												
a) オーデル=ナイセ以東	345	(6.3)	82.7	417	(6.3)	100.0	462	(7.3)	110.8	453	(7.9)	108.6
b) ソ連占領地域	2,303	(42.1)	96.0	2,398	(36.4)	100.0	2,626	(41.4)	109.5	2,436	(42.4)	101.6
c) ベルリン	71	(1.3)	69.6	102	(1.5)	100.0	178	(2.8)	174.5	56	(1.0)	54.9
d) 西側占領地域	2,752	(50.3)	75.1	3,664	(55.7)	100.0	3,078	(48.5)	84.0	2,803	(48.8)	76.5
小計	**5,471**	**(100.0)**	83.1	**6,581**	**(100.0)**	100.0	**6,344**	**(100.0)**	96.4	**5,748**	**(100.0)**	87.3
13.皮革・被服												
a) オーデル=ナイセ以東	145	(6.9)	70.7	205	(6.6)	100.0	292	(7.6)	142.4	218	(6.6)	106.3
b) ソ連占領地域	442	(20.9)	74.5	593	(19.0)	100.0	889	(23.3)	149.9	789	(23.9)	133.1
c) ベルリン	324	(15.3)	50.2	646	(20.7)	100.0	741	(19.4)	114.7	369	(11.2)	57.1
d) 西側占領地域	1,203	(56.9)	71.7	1,677	(53.7)	100.0	1,895	(49.6)	113.0	1,923	(58.3)	114.7
小計	**2,114**	**(100.0)**	67.7	**3,121**	**(100.0)**	100.0	**3,817**	**(100.0)**	122.3	**3,299**	**(100.0)**	105.7
14.食品												
a) オーデル=ナイセ以東	578	(7.4)	81.4	710	(7.6)	100.0	1,055	(8.2)	148.6	992	(8.9)	139.7
b) ソ連占領地域	1,832	(23.6)	88.2	2,078	(22.3)	100.0	3,063	(23.8)	147.4	2,511	(22.6)	120.8
c) ベルリン	466	(6.0)	68.9	676	(7.3)	100.0	811	(6.3)	120.0	515	(4.6)	76.2
d) 西側占領地域	4,887	(63.0)	83.6	5,845	(62.8)	100.0	7,939	(61.7)	135.8	7,098	(63.9)	121.4
小　計	**7,763**	**(100.0)**	83.4	**9,309**	**(100.0)**	100.0	**12,868**	**(100.0)**	138.2	**11,116**	**(100.0)**	119.4
工業全体	**37,423**		61.0	**61,393**		100.0	**78,953**		128.6	**95,045**		154.8

注1)　地域は第二次大戦後の占領地域とオーデル・ナイセ川以東の旧ドイツ=ライヒ領で分類した。西側占領地域は米英仏のそれをさす。

資料：Gleitze,Bruno *Ostdeutsche Wirtschaft: Industrielle Standorte und volkswirtschaftliche Kapazitäten des ungeteilten Deutschland,* Berlin 1956, S.170-173.

この資料の表を再加工した。

この変化を再び上記の二つの表の地域別分類と照らし合わせると,以前から鉱山（石炭,鉄鉱石）,鉄鋼・非鉄金属,化学工業の生産が盛んであった西側占領地域（ライヒ西部）の伸びとならんで,ソ連占領地域の工業の成長が際立っている。ドイツ=ライヒ全体の動向と同様に,ソ連占領地域における鉄鋼・非鉄金属加工,機械・自動車（造船,飛行機を含む）,電機・電器,光学・精密機械の生産増が顕著であった。また,基礎原料工業の柱の一つであり,戦時経済の重要産業となった化学工業は,1933 年から 44 年までの 12 年間では約 3.6 倍,36 年から 44 年までの 9 年間では約 2.1 倍という生産高の伸びを示した[31]。

この状況は,「空爆からも地上戦においても比較的安全とみられた,ハノーファー,マクデブルクそしてハレを結ぶ中央ドイツの一帯に生産立地が移された」[32]ことに関連しているといえよう。ハノーファーとマクデブルクを結ぶ線上にあったザルツギッター（Salzgitter：戦後はイギリス占領地域）には鉄鉱石鉱床があり,その資源に立脚する形でヘルマン・ゲーリング帝国鉱山製鉄株式会社（Reichwerke AG für Erzbergbau und Eisenhütten “Hermann Göring”）が設立されたことはその表れであった（1937 年）[33]。

このほか,飛行機の製造工場群（ユンカース Junkers およびハインケル Heinkel）,飛行機用エンジン工場（ダイムラー=ベンツ Daimler-Benz）が,のちにソ連占領地域となるザクセン=アンハルト,メクレンブルクのロストック,ベルリン近郊に建設された。化学では,ザクセン=アンハルトの褐炭をベースに製造された各種燃料（車両量,飛行機用をも含む）の増産に向けて,ロイナ（1927 年）,ビョーレン（1936 年:ライプチヒの南方）,マクデブルク（1936 年）,ツァイツ（1938 年：ライプチヒの南方）,リュッツケンドルフ（1940 年：メルゼブルク近郊）に,タイヤ用の合成ゴムの生産拡大に向けて,シュコパウ（1936 年）,ブナ（1936 年）,ルートヴィッヒスハーフェン（1941 年：ポツダム近郊）に新たな製造工場が築かれていった[34]。さらに,アルミニウムはナチス統治下にあったハンガリーで産出されるボーキサイトを用いて,マグネシウムは,マクデブルク南方のシュタースフルト Staßfurt で採掘される苦灰石の電気分解によって生産されていた。火力発電用褐炭採掘の盛んなハレ,ビッターフェルト,アーケン近郊に,これらの生産拠点が置かれたのである。さらに,兵器生産のための機械・設備工場も,マクデブルクの西方に位置するハルバーシュタットから東方のシュタースフルト,デッサウに至る地域に多数建設された[35]。

そのことは,1925 年から 39 年にかけてのソ連占領地域における工業部門別の就業人口の変化にも反映されていた。**第 1-8 表**に示したように,4 万人～5 万人の就業者増があったのは,ポツダム,ハレ,エルフルト,3 万人以上はライプチヒ,2 万人以上はロストック,マクデブルク,ズールであった[36]。経済分野・工業部門別でみると,化学,建設,機械・金属加工,電機・電器,交通での就業者増が顕著であった。反対に農業分野や,繊維・被服,木材・紙などの軽工業部門での10万人～18万人にも及ぶ就業者減は,ドイツ=ライヒ全体の再軍備を軸とする産業再編の動きに連動するものであったことが推測できる。

地域別でみると,化学工業においてはロイナ,ブナ,ビッターフェルトのあるハレとその周辺,機械・金属加工においては,ロストック,ポツダム,マクデブルク,ハレ,エルフルト,ズール,ライプチヒが,電機・電器はドレスデン,ポツダム,エルフルトでの就業者増が目立っていた。交通については,ライヒ中部の主要都市とその周辺での増加が明確である。プロヴィンツ・ブランデンブルクとプロヴィンツ・ザクセン,アンハルト,ザクセンに,そうした鉱工業の新しい基盤が作られ,そこに労働力が吸収されたといって良いだろう。

第1-8表 戦前のライヒ中部における工業部門別の就業人口構成の変化(1925年から39年の増減) 注1)

1925年～39年の増減 [単位:1000人]

	石炭・褐炭・エネルギー	冶金	化学	建設	機械・金属加工	電機・電器	光学・精密	繊維・被服	木材・紙	ガラス・陶器	食品	交通	農業	合計
ベルリン(東)	5.6	2.9	1.8	8.9	4.4	27.4	-5.7	-24.6	-19.8	-0.9	-0.1	18.0	0.1	18.0
ロストック	0.7	0.0	0.0	6.1	20.7	0.5	-0.1	-2.2	-1.6	0.0	1.4	2.6	-5.1	23.0
シュヴェリーン	0.2	-0.2	0.8	4.8	0.7	1.5	0.0	-2.1	0.0	0.3	1.4	2.0	1.4	10.8
ノイブランデンブルク	0.1	0.9	1.5	2.1	2.9	0.2	0.0	-1.5	-0.9	-0.2	1.2	2.3	-6.1	2.5
ポツダム	1.0	1.3	6.3	9.2	34.6	7.4	6.0	-3.9	-5.5	-0.9	3.7	6.4	-16.6	49.0
フランクフルト(アム・オーデル)	0.7	3.4	1.9	3.7	14.0	1.3	0.0	-1.7	-2.2	-0.8	1.4	1.5	-12.4	10.8
コトブス	0.6	1.2	6.8	5.3	2.6	2.4	0.3	0.7	1.0	-1.2	0.7	3.5	-17.1	6.8
マクデブルク	0.4	2.9	9.5	12.0	30.7	2.0	-1.0	-6.5	-5.4	-2.4	4.3	1.4	-25.5	22.4
ハレ	1.6	0.7	**34.9**	9.7	41.4	1.1	0.4	-6.6	-11.2	-1.9	2.5	9.7	-27.7	54.6
エルフルト	1.2	-0.6	0.4	12.7	30.6	5.6	9.9	-8.5	-5.7	0.2	4.3	5.1	-14.7	40.5
ゲラ	0.3	1.1	2.6	4.9	3.4	1.5	9.0	-8.5	-2.6	-0.7	3.3	2.8	-6.2	10.9
ズール	0.2	0.4	-0.3	3.6	15.3	1.3	-0.2	2.9	-3.6	2.4	1.9	1.4	0.7	26.0
ドレスデン	1.1	5.2	4.9	14.7	3.1	11.6	3.2	-13.5	-8.5	-8.1	-5.8	9.3	-22.7	-5.5
ライプチヒ	0.4	3.4	7.0	5.6	43.1	6.9	-0.7	-15.5	-19.9	0.2	5.6	7.9	-13.9	30.1
カール・マルクス・シュタット 注2)	-5.7	0.8	2.9	1.8	16.8	4.9	2.0	-19.7	-11.3	-2.3	2.0	9.2	-9.7	-8.3
部門別の変化:合計	8.4	23.4	81.0	105.1	264.3	75.6	23.1	-111.2	-97.2	-16.3	27.8	83.1	-175.5	291.6

注1) 1925年と39年の数値のいずれも、1952年以降の東ドイツの行政区分(州制度から県制度に移行したあと)を基準に再集計されている。

注2) 上記の行政区分の改革ののち、1953年10月にケムニッツが、カール・マルクス・シュタット県に改名された。

資料:Kohl,H./Jacob,G./Kramm,H.J./Roubitschek,W./Schmidt-Renner,G., *Ökonomische Geographie der Deutschen Demokratischen Republik*, Bd.1, Gotha/Leipzig 1977, S.28 und S.34.

この「比較的安全な」地域のみならず,1937 年～40 年にかけて「失地回復」によって獲得し,独ソ不可侵条約によってソ連の脅威から守られたオーデル・ナイセ川以東は,戦後の東ドイツ=ソ連占領地域についで工業生産高を伸ばしていた。とくに鉄鋼（とくに屑鉄利用に適したジーメンス・マルタン鋼）,化学（とくに燃料精製）,機械（とくに農業機械,機関車など）の増産を補完する役割を与えられた（**前掲第 1-7 表**）[37]。

こうした戦前から戦時にかけてのドイツ工業の構造変化（生産財製造拠点の東方移動）は,ドイツ=ライヒ内の分業にどのような影響を与えたのであろうか。

第 1-9 表は,ナチス政権下の軍事力増強や,先述の領土拡大が本格化する直前の 1936 年時点のドイツ=ライヒ内における地域間商品交換（移入,移出あるいは移出入と表現する）と諸外国との輸出入についてまとめたものである。この表から,まずライヒ内の商品交換において東西の間の移入と移出が大きな割合を占めていたことがわかる。いずれの側からも工業製品の供給が主流であったが,西部から中部への移出額は,中部からのそれをやや上回っていた。農産物や食品については,中部から西部への供給が国内では大きな意味を持っていた。ベルリンについては,農産物・食品を他の地域からの調達でまかなっていたこと,工業製品の移出額が,東部ドイツ全体のそれよりも大きかったことが指摘される。

第1-9表 ドイツ=ライヒ内の商品移動と輸出入（1936年時点）

[単位：億ﾗｲﾋｽﾏﾙｸ、%]

	受取側							
供給側	東部	中部	ベルリン	西部	国内移出小計	%	輸出	%
(A)+(B)								
オーデル=ナイセ以東	－	7	4	6	17	(14.3)	2	(4.2)
戦後のソ連占領地域	6	－	9	27	42	(35.3)	11	(22.9)
ベルリン	3	7	－	8	18	(15.1)	3	(6.3)
戦後の西側占領地域	7	27	8	－	42	(35.3)	32	(66.7)
国内移入小計	16	41	21	41	119	(100.0)	48	(100.0)
%	(13.4)	(34.5)	(17.6)	(34.5)	(100.0)			
輸入	4	7	4	27	42			
%	(9.5)	(16.7)	(9.5)	(64.3)	(100.0)			
(A) 農産物・食品								
オーデル=ナイセ以東	－	2	2	3	7	(46.7)	－	
戦後のソ連占領地域	1	－	3	5	9	(60.0)	1	(100.0)
ベルリン	－	1	－	1	2	(13.3)	－	
戦後の西側占領地域	－	2	2	－	4	(26.7)	－	
小計	1	3	5	6	15	(100.0)	1	(100.0)
%	(6.7)	(20.0)	(33.3)	(40.0)	(100.0)			
輸入	2	3	2	9	16			
%	(12.5)	(18.8)	(12.5)	(56.3)	(100.0)			
(B) 工業製品								
オーデル=ナイセ以東	－	5	2	3	10	(11.5)	2	(4.3)
戦後のソ連占領地域	5	－	6	22	33	(37.9)	10	(21.3)
ベルリン	3	6	－	7	16	(18.4)	3	(6.4)
戦後の西側占領地域	7	25	6	－	38	(43.7)	32	(68.1)
国内移入小計	15	31	12	29	87	(100.0)	47	(100.0)
%	(17.2)	(35.6)	(13.8)	(33.3)	(100.0)			
輸入	2	4	2	18	26			
%	(7.7)	(15.4)	(7.7)	(69.2)	(100.0)			

資料：Gleitze,Bruno, *Ostdeutsche Wirtschaft: Industrielle Standorte und volkswirtschaftliche Kapazitäten des ungeteilten Deutschland* ,Berlin 1956, S.168.この資料の表を再加工した。

対外輸出入に眼を転じると,西側占領地域については,他の地域とは対照的に農産物・食品と工業製品の輸入額が非常に多く,また工業製品の輸出額が突出して大きかったことがわかる。それとは対照的に,ソ連占領地域やベルリンは,国内の商品交換（とくに鉱工業製品）が主たる活動であったことが,上記の表から浮き彫りになってくる。

同じ時期のドイツ=ライヒの農業・工業生産の自給率を示す**第 1-10 表**をみると,戦後のソ連占領地域において,農業・食品工業の自給率が高かったことが注目される。また,工業製品の自給率については,ベルリンや西側占領地域には及ばないものの,相対的に高かったことがわかる。オーデル=ナイセ以東や西側占領地域,ベルリンと比較すると,農業地域としての色合いの強い東部と,国内外への工業製品供給地域としての西部のちょうど中間に,農工両部門の自給率が高いソ連占領地域の経済圏があったといって良いだろう。このソ連占領地域における自給率の高さは,他国との貿易関係の少なさの裏返しでもあった。同地域は,ドイツ=ライヒ内の他の地域からの移入に依存していたのである。とくに,工業については,工業製品の「移入」の 9 割が国内の別の地域から調達されていた。なかでも,ソ連占領地域の工業にとっては,西部からの工業製品の供給が重要であった[38]。

第1-10表 ドイツ=ライヒ各地の自給率(1936年)

[単位:億ライヒスマルク]

	ライヒ全体	オーデル=ナイセ以東	戦後のソ連占領地域	ベルリン	戦後の西側占領地域
Ⅰ.農業・食品工業					
(A) 実際の消費	131	18	27	9	77
(B)移出	23	7	10	2	4
うち、 a) 他地域へ	22	7	9	2	4
b)外国へ	1	−	1	−	−
(C)移入	38	3	8	9	18
うち、 a) 他地域から	22	1	5	7	9
b)外国から	16	2	3	2	9
(D)=(B)−(C)	−15	4	2	−7	−14
(E) 純生産高(A)+(D)	116	22	29	2	63
ライヒ全体に占める割合:%	(100.0)	(19.0)	(25.0)	(1.7)	(54.3)
自給率=(E)/(A) [%]	**88.5**	**122.2**	**107.4**	**22.2**	**81.8**
Ⅱ.工業(ｴﾈﾙｷﾞｰ、鉱山、建設業をも含む)					
(A) 実際の消費	266	23	65	22	156
(B)移出	144	12	43	19	70
うち、 a) 他地域へ	97	10	33	16	38
b)外国へ	47	2	10	3	32
(C)移入	123	17	40	16	50
うち、 a) 他地域から	97	15	36	14	32
b)外国から	26	2	4	2	18
(D)=(B)−(C)	21	−5	3	3	20
(E) 純生産高(A)+(D)	287	18	68	25	176
ライヒ全体に占める割合:%	(100.0)	(6.3)	(23.7)	(8.7)	(61.3)
自給率=(E)/(A) [%]	**107.9**	**78.3**	**104.6**	**113.6**	**112.8**
Ⅲ.合計(Ⅰ+Ⅱ)					
(A) 実際の消費	397	41	92	31	233
(B)移出	167	19	53	21	74
うち、 a) 他地域へ	119	17	42	18	42
純生産高に占める割合:%	(29.5)	(42.5)	(43.3)	(66.7)	(17.6)
b)外国へ	48	2	11	3	32
純生産高に占める割合:%	(11.9)	(5.0)	(11.3)	(11.1)	(13.4)
(C)移入	161	20	48	25	68
うち、 a) 他地域から	119	16	41	21	41
実際の消費に占める割合:%	(30.0)	(39.0)	(44.6)	(67.7)	(17.6)
b)外国から	42	4	7	4	27
実際の消費に占める割合:%	(10.6)	(9.8)	(7.6)	(12.9)	(11.6)
(D)=(B)−(C)	6	−1	5	−4	6
(E) 純生産高(A)+(D)	403	40	97	27	239
ライヒ全体に占める割合:%	(100.0)	(9.9)	(24.1)	(6.7)	(59.3)
自給率=(E)/(A) [%]	**101.5**	**97.6**	**105.4**	**87.1**	**102.6**

資料:Gleitze,Bruno, *Ostdeutsche Wirtschaft: Industrielle Standorte und volkswirtschaftliche Kapazitäten des ungeteilten Deutschland*, Berlin 1956, S.167.集計の誤りについて、修正・加工した。

では,どのような製品が移入されていたのだろう。元来ソ連占領地域は,天然資源に乏しい地域であり,その供給をライヒ西部や東部の鉱山・冶金工業（ルールとシュレージエン）に依存してきた。また,西部の金属加工業（鉄・非鉄金属部材,部品から一部の工作機械に至るまで）からの投資財の移入も,中部の化学工業や金属加工業の成長に強く作用した[39]。

第 1-11 表（1936 年）からは,ソ連占領地域が石油はもとより石炭に乏しい地域だったこと,銑鉄・鉄鋼の生産が西部のそれに圧倒されていたこと,鉄鉱石の不足からジーメンス・マルタン炉や電炉の利用（屑鉄の利用）の割合が高かったことが確認できる。他方で,化学製品については軽化学製品や窒素肥料,合成樹脂の生産が奨励されていたこと,機械工業では素材型より加工段階の高い工作機械,精密・光学機器や事務機器の比重が,ライヒ全体の 30%以上に達していたことも見て取ることができる[40]。ソ連占領地域のザクセン（ケムニッツとドレスデン）に集中していた繊維工業（とくにストッキング・靴下）の優位は際立っていた。

第1−11表　東西間の工業総生産高の部門別構成比（1936年）

製　　品	戦後のソ連占領地域	戦後の西側占領地域
石油 1）	0.02	99.98
銑鉄（44年）	1.6	98.4
石炭	2.3	97.7
鉛・錫	3.9	96.1
鉄鉱石	5.1	94.9
銑鋼（44年）	6.5	93.5
ゴム・アズベスト	17.1	82.9
鋳物	21.6	78.4
農業機械	22.2	77.8
鉄・鉄鋼製品	23.4	76.6
化学製品 2）	24.0	76.0
皮革	24.5	75.5
電機	25.4	74.6
セメント・煉瓦	26.2	73.8
乗り物 3）	27.5	72.5
工作機械	31.1	68.9
非鉄金属	31.5	68.5
食品（嗜好品をも含む）	31.9	68.1
精密機械・光学機器	33.1	66.9
電力（公的発電所：44年）	34.8	65.2
プラスチック（合成素材）	35.9	64.1
印刷・紙・パルプ	37.1	62.9
繊維	37.2	62.8
作業機	37.9	62.1
セラミック・ガラス	38.1	61.9
燃料	40.1	59.9
肥料（44年） 4）	44.3	55.7
被服	44.9	55.1
事務機器（44年）	46.2	53.8
繊維工業向け機械	54.3	45.7
岩塩・カリ塩	59.7	40.3
褐炭	64.1	35.9
銅	92.8	7.2
ストッキング・靴下（44年）	94.6	5.4

＊戦後の東ドイツ、西ドイツの領域に換算したデータである。

1）この項目のみ、小数点第二位まで表示した。
2）洗剤、サニタリー製品、染料、塗料、薬品、写真など。
3）自動車、造船、航空機
4）カーバイト、窒素と燐の結合

資料：Barthel,Horst *Die wirtschaftlichen Ausgangsbedingungen der DDR: Zur Wirtschafts−entwicklung auf dem Gebiet der DDR 1945−1949/50*,Berlin 1979,S.182−185; Werner Matschke, *Die industrielle Entwicklung in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands(SBZ) von* 1945 bis *1948*, Berlin 1988, S.61; Mühlfriedel,Wolfgang/Wießner, *Klaus, Die Geschichte der Industrie der DDR bis 1965*, Berlin1989, S.21; Staritz,Dietrich, *Die Gründung der DDR*, 3.überarbeitete und erweiterte Neuauflage, München 1995, S. 47−49などで補正。

以上のことから,ソ連占領地域の自給率の安定性は,原・燃料や金属加工品のライヒ西部およびオーデル=ナイセ以東からの移入[41]と,鉱工業製品や消費財の西部への移出の伸び（1936年から 43・44 年）に支えられていたことが指摘されよう。また,諸外国との関係からみても,ソ連占領地域は,西部に比べてライヒ全体の輸出入への寄与はさほど高くなかった（輸出22.9%,輸入 16.7%）。また,同地域における消費と生産（純生産高）に占める移出と移入の割合でみても,それぞれ 11.3%と 7.6%にすぎなかった。このことから,ソ連占領地域の工業は,ライヒ内の諸地域との結びつきに強く依存する特徴を有していたということができよう。

ライヒ西部の場合,ライヒ全体の輸出入に占める割合は,それぞれ 66.7%と 64.3%であり,当該地域が貿易の要になっていたことがわかる。1929 年から 40 年の世界の輸出入に占めるドイツ=ライヒのシェアは,アメリカ合衆国と英国に次ぐ地位にあり,西部がライヒ全体の国民所得の増大や国際競争力に果たした役割は,極めて大きかった。そうした西部にあっても,当該地域内の消費と生産に占める輸出入の割合（輸出入への依存度）はそれぞれ 13.4%と 11.6%であり,中部よりも若干高いにすぎなかった[42]。ライヒ内における他地域への移出入の割合（他地域への依存度）の低さをも勘案すると,西部は,貿易（重化学工業）において重要であっただけでなく,地域内完結的な特色（中間財を含む資本財および消費財の自己調達）を併せ持った地域だったといえよう[43]。

さて,ここまでは,ソ連占領地域の戦前・戦中の経済状況を,人口・労働力,その吸収先としての工業の構造,その実績の推移,分業関係の特色といった観点から整理してきた。次節では,冒頭で示唆した戦後のソ連による対ドイツ占領政策が,ソ連占領地域の経済に与えた影響についてみていくことにしよう。それは,戦前・戦中の分析とともに,敗戦から 4 年後に建国される東ドイツ経済の復興の諸条件を確認する作業でもある。

第２節　ソ連占領下の賠償と経営再編

（１）戦争による工業生産力の破壊と戦後賠償

ソ連占領地域＝東ドイツの復興への第一歩は,破壊された工業生産力の再建であった。戦争による生産設備の破壊規模については,これまで様々な推計がなされてきたが,それぞれの分析結果に大きな隔たりがあった（当該論争について本論文附属資料の補論１参照）。ソ連占領地域の被害の大きさが西ドイツのそれよりも大きかったことが,東ドイツの復興の障害になっていたことを強調する見解と,そうではなかったとする見解が対立したのである。現在の定説の土台となっているのは,**第 1-12 表**に示した推計である。それによれば,素材型工業では5%～10%,機械工業などは15%から25%,消費財工業については,10%から15%が戦時中に破壊されたといわれている。ソ連占領地域の成立以前に工業生産設備の大半（約40%）は戦争によって失われていた,とする東ドイツの公式見解は,体制転換を目前に控えた1980 年代半ばから東ドイツの歴史家によっても修正され,おおむね上記の数字に一致する結果がだされている。

第1-12表　ソ連占領地域における戦災の規模

工業部門または製品	推計1（F.ルップの研究：1953年）	推計2（ドイツ社会民主党：1953年）	推計3（M.メルツァーの研究：1980年）
冶金（高炉、圧延工場）	10	–	10
機械、重機	24	25	8
乗り物	21	20	20
電機・電子	20	20	20
精密・光学機器	15	15	15
化学原料	5	5	25
薬品	–	–	35
合成繊維	5	5	25
ゴム・タイヤ	–	10	–
セメント	10	10	10
石灰	5	5	5
ガラス・陶器	15	15	15
木材・木工	20	20	20
紡績	10	10	10
織布	10	–	–
皮革	8	5	10
製靴	5	5	5
タバコ製品	10	–	–
紙・パルプ	15	15	7

推計1：Rupp,Franz, Reparationsleistungen der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands, in: *Bonner Berichte* aus Mittel-und Ostdeutschland, Bonn 1953.

推計2：Vorstand der Sozialdemokratischen Partei Deutschland(hrsg.), Die Reparationen in der Sowjetzone von 1945 bis 1952, in: *Sopade-Informationsdienst*, Denkschriften 51, Bonn 1953.

推計3：Melzer,Manfred , Anlagevermögen, Produktion und Beschäftigung der Industrie im Gebiet der DDR von 1936 bis 1978 sowie Schäztung des künftigen Angebotspotentials, in: Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung, *Beiträge zur Strukturforschung*, Heft 59, 1980.

資料：Matschke,Werner, *Die industrielle Entwicklung in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands(SBZ) von 1945 bis 1948*, Berlin 1988, S.301.

その議論の副産物として,東ドイツの戦後復興のスタート条件の考察に,新たな分析の論点が提起されることとなった。対ソ賠償の規模とその影響をめぐる問題がそれであった。1945 年 2 月のヤルタ会談時点でのソ連の賠償要求額（全ドイツに対して）は,100 億～118 億ドルであった[44]。そのうち,50%は一度の接収によって,残りは 10 年間に 10 億ドルずつ現物で徴収（対価なしの輸入）するという案であった。戦前のレートで勘算すると推定で 350 億～413 億ライヒスマルクにもおよぶ莫大な金額であった[45]。

実際の賠償は,おおむねつぎのような方法と規模で,1945 年から 53 年にかけて進められた。戦後賠償の範疇には,(a)デモンタージュ,(b)占領軍の駐留費用,(c)経常的生産からの供給（現物供出）,(d)ソビエト株式会社（Sowjetische Aktiengesellschaften：詳しくは後述）の利益の納入,ソビエト商事会社[46]の売り上げ,(e)ウラン鉱山株式会社ヴィスムート Wismut[47]からの現物供出,(f)戦利品等,(g)貿易上の損失[48]が入る。ローター・バール,ライナー・カールシュ,

ヴェルナー・マトシュケの研究によると,1945 年から 53 年までの賠償総額は約 540 億ライヒスマルク（**第 1 -13 表**）とされた[49]。

第1-13表 対ソ賠償全体の構成

	デモンタージュ(解体・撤去・移送)	占領(駐留)経費	現物供出 1)	間接的賠償 2)	ヴィスムート 3)	戦利品等 4)	貿易上の損失 5)	合計
1945年	2,000	500	100	-	-	1,000	-	3,600
1946年	3,000	1,500	1,000	500	96	2,500	100	8,696
1947年	1,000	2,000	1,500	600	413	2,500	100	8,113
1948年	100	2,200	1,580	500	647	-	100	5,127
1949年		2,182	1,690	500	763		100	5,235
1950年		2,121	2,080	500	1,081		200	5,982
1951年		2,100	1,170	400	1,594	600	200	6,064
1952年		2,094	1,111	250	1,434	600	200	5,689
1953年		2,099	1,150	250	1,275	550	100	5,424
合計	**6,100**	**16,796**	**11,381**	**3,500**	**7,303**	**7,750**	**1,100**	**53,930**
	11.3%	**31.1%**	**21.1%**	**6.5%**	**13.5%**	**14.4%**	**2.0%**	**100.0%**

*数値データの単位は、100万ライヒスマルク又は100万マルク(東):時価。

1) 本文では、経常的生産からの供給(Lieferungen aus laufender Produktion)と呼称している。現物供出に伴う、その他の経費をも含む。また、価格上昇分は概算に加味されている。

2) ソビエト株式会社の利益・賃貸収入ならびにソビエト商事会社の売上からのソ連国庫への納付金

3) ソビエト株式会社の一つとして設立されたウラン鉱山株式会社 Wismutについては、その後ソビエト=ドイツ株式会社として非公式の「賠償」として活動し、ソ連へのウラン供給を行った。

4) 1945年:ソ連軍がベルリンに進撃する過程での略奪(推計)、46年～47:年進駐後に没収した公共物や私財(装飾品、美術品、紙幣・コインなど)、1951～53年:ソビエト株式会社の東ドイツ政府による買戻し(ソ連から返還された際の支払い)

5) 木材、屑鉄、褐炭などの強制輸出(対西側)、対西側輸出による外貨収入のソ連による回収と、占領地域へのマルクでの支払い、対ソ輸出品の価格引き下げ

資料:Baar,Lothar/Karlsch,Rainer/Matschke, Werner, Kriegsschäden, Demontagen und Reparationen, in: Der Deutsche Bundestag (Hrsg.), *Materialien der Enquete-Kommission "Aufarbbeitung von Geschichte und Folgen der SED-Diktatur in Deutschland" (12. Wahlperiode des Deutschen Bundestages) Band V/2 : Deutschlandpolitik, innerdeutsche Beziehungen und internationale* Rahmenbedingungen, Baden-Baden 1995, S.959-960.

賠償項目のうち,終戦から建国の前年（1948 年）までの間に最も大きな比重を占めていたのは,ドイツの非ナチ化・軍事大国化を主要目的として行われたデモンタージュ（＝工場解体,接収,ソ連への移送）であった。デモンタージュが収束した 48 年までに約 61 億ライヒスマルクに相当する工場の建物・設備・機械,在庫が撤去され,ソ連各地に移送された。48 年以降について,表からはデモンタージュを代替する形で進められた現物納入が,ソ連軍の駐留費用と並んで,ソ連占領地域の復興の大きな障害になったことがわかる。

これらの賠償が実施される過程においては,戦勝国間の議論にとどまらず,モスクワの政権内部で,あるいはクレムリンとベルリンに設置された在独ソビエト軍政部（die Sowjetische Militäradministration in Deutschland）[50]との間で,そしてまた軍政部と占領地域内のドイツ共産党（Kommunistische Partei Deutschlands：以下,KPD）やドイツ社会民主党（Sozialistische Partei deutschlands：以下,SPD）との間で交渉と調整が行われ

た[51]。焦点は,この方式での賠償が占領地域の経済復興にもたらす影響であった。ソ連の戦争被害への直接的な補償,そして自国の戦後復興を遂行するための方法として最も重視されていたデモンタージュは,占領地域の経済に直接的な影響を与えるものであった。その規模の拡大はドイツ人の生活を脅かすだけでなく,賠償そのものにネガティブな作用をもたらす可能性があったのである。

戦後約 3 年間にわたって続いたデモンタージュは,おおむね５つの時期に区分される[52]。第Ⅰ期は 1945 年 5 月～6 月末,第Ⅱ期は 45 年 7 月～46 年 3 月,第Ⅲ期は 46 年春～秋,第Ⅳ期は 46 年末から 47 年秋,第Ⅴ期は 47 年末から 48 年春である。それぞれの時期で,賠償政策の重点,工場解体の方法（「完全解体」か,「部分解体」）,解体の対象となる部門が異なっていた。以下では,それらの点に着目しながら各時期の特徴を抽出することにしよう。なお,ソ連占領地域に対してアメリカ軍が直接関与するのは,第Ⅰ期のみであることをあらかじめ指摘しておく。また,第Ⅲ期は,ソ連占領地域の社会主義化の端緒となる事態が含まれているため,節を改めて論じることにしたい。

（2）アメリカによるデモンタージュ

ナチス=ドイツの無条件降伏以前から,ソ連軍は,オストプロイセン,オーデル=ナイセ川の以東,シュレージエン,そしてブランデンブルクに進軍する間に,戦利品（軍需品等）のみならず,一般市民の財産（金・銀,ラジオ,家具,乗用車,自転車,洋服,時計など）の略奪を行ってきた[53]。そうした無秩序な行為は,1947 年以降禁止されたが,武器・弾薬,原燃料,機械,船舶,工芸品,美術品などが軍の戦利品として押収され,在独ソビエト軍政部が設置した戦利品管理局で保管（戦利品倉庫）・検査したのちに,本国に移送されていた。

こうした大戦の余波ともいえる事態が進むなかで,第Ⅰ期デモンタージュは,1945 年 4 月～5 月から,連合四ヵ国の分割統治が開始する直前の 45 年 6 月末にかけて行われた。

この時期は,アメリカの軍事司令部によるデモンタージュと,科学者・技術者・エンジニアの西側地域への移送（いわゆる「知的賠償」：以下,同じようなケースについてはこの言葉を用いる）,知的財産（特許,設計図・仕様書など）の押収が行われた時期と,占領地域確定前のソ連軍による無秩序な略奪の時期とが重なる。

まずは,前者についてみてみよう。イギリス軍ならびにアメリカ軍は,第Ⅰ期において,のちにソ連占領地域となったメクレンブルク,テューリンゲン,ザクセン,プロヴィンツ・ザクセン（のちにアンハルトと統合されザクセン=アンハルト）において,工業的に最も重要とされた企業・施設の資産の押収を目的とする特別部隊（技術者や経済専門家をも含む）を展開させていた[54]。

そのうち,東側のドイツ化学工業の集積地であったプロヴィンツ・ザクセン,アンハルトでも,アメリカ軍を中心にデモンタージュや知的賠償の動きがあった。同地域の化学工業の核

は,IG ファルベン（Interessengemeinschaft Farben）傘下の諸工場であった[55]。1945 年当初,ソ連占領地域には IG ファルベン資産の 57.9%が存在していたといわれている[56]。プロヴィンツ・ザクセンの中心都市ハレの中心から南に位置するシュコパウのブナ工場,メルゼブルクのロイナ工場,ビッターフェルト近郊のアグファ・ヴォルフェン写真工場（Filmfabrik Actien-Gesellschaft für Anilin-Fabrikation Wolfen）の科学技術力,研究開発力,熟練労働者・職員は内外で評価されていた。

1945 年 4 月 14 日,アメリカ軍は,当初ソ連が占領する予定となっていたプロヴィンツ・ザクセンのロイナ,シュコパウ,ビョーレン（ライプチヒから南に約 15km）に進軍した。翌 15 日,ロイナ工場において,アメリカ軍の特別部隊は,生産設備,実験室,経営管理部を視察し,とくに合成燃料（褐炭精製ガソリン）の技術や生産設備に関する資料・データ（特許書類,研究報告書なども含む）を押収した。また,化学反応の反応速度を高める触媒の生産部門からは,白金やパナジウムなどの高級金属が接収された[57]。

アメリカ軍は,ロイナ工場の生産の再開にとくに関心をもってはいなかったが,爆撃で破壊された施設の整備や設備の修理を進めさせ,1945 年 5 月にはアンモニア生産が始まった。また,ライプチヒ近郊のビョーレンでは,褐炭採掘,ブリケット製造,ガス製造工場,発電所などの生産活動が復活した[58]。

この化学製品の生産拠点で,アメリカ側が興味を示したのは,前述の知的賠償であった。1945 年 6 月末から 7 月初めには,27 人の経営陣がビッターフェルトの電気化学工場から,51 人の経営陣（うち 43 人はアグファ工場）がヴォルフェンから,自由意思,あるいは強制的にアメリカ軍とともに西側占領地域へ移動した[59]。このほかロイナ工場からは,28 人,シュコパウ（ブナ工場）からは 25 人,そしてビョーレンの褐炭精製ガソリン工場からは 8 人の経営陣や科学者が,西側占領地域のヘッセン州にあるローゼンタールに移送された[60]。

つぎに,ソ連軍進駐前のテューリンゲンに目を転じよう。同地には世界的な光学機器メーカーであるカール・ツァイス・イエナの工場があった。そこへは,1945 年 4 月中旬にアメリカ軍が進駐し,6 月までの間に,多くの光学製品の完成品や在庫が押収,移送された[61]。その大半が,軍事用の光学機器（空軍用距離系,照準望遠鏡,爆撃照準器）,民生用の光学機器（顕微鏡,カメラなど）であった。また,ツァイス社の製品の接収のみならず,生産設備・機械の設計図（原版）,仕様書などが押収された（その行方は不明である）[62]。

このデモンタージュ第 I 期のカール・ツァイス・イエナにとって,さらに重要であったのは,アメリカ軍による,いわゆる「頭脳狩り」（前述の知的賠償）であった。1945 年 6 月初旬,アメリカ側は,ソ連軍進駐の前に西側占領地域に新工場を建設するために,生産労働力 1,000 人,営業,科学,技術関係職員が 1,000 人とその家族をあわせ,計 6,000 人の移送を計画した。また,人とならんで必要な機械設備の輸送をもあわせると,輸送のためには鉄道貨車が 600 輌用意されねばならなかった。当初から,数週間での大移動は不可能な話だったのである[63]。計画が頓挫したのち,6 月 23 日～25 日には,事前かつ緊急の打ち合わせののちに,カール・ツァイス社 84 名,ショット社（ガラス,レンズ製造部門）の 41 人（経営陣,科学者,技術

関係職員,労働者）とその家族が,また,イエナ大学の教授,講師,職員たちも,バーデン・ヴュルテンブルクの小さな町ハイデンハイム（翌年にはその北側 15km に位置するオーバーコッヘン）へ移住してきた[64]。彼らは,西側のカール・ツァイスの創設と成長の担い手となっていった。

以上でみてきたように,ドイツの無条件降伏前後から,東西の占領地域の最終的確定に至るまで,アメリカ軍による工場のデモンタージュが行われていた。しかし,その規模は,後述するソ連のデモンタージュとは異なり,あくまでも軍需物資のとなる工業原料や完成品の不足などを理由に必要であると判断された場合に限定して行われた。アメリカ側がとくに強い関心を寄せていたのは,知的賠償にあたる科学研究者や技術者や有能な経営陣の西側占領地域への移送（そして部分的には本国への移送）や,彼らが工場の実験室や生産現場で開発した科学技術の諸成果の取得であった。無条件降伏からソ連軍進駐の西部への移動（ソ連占領地区の西側境界線）まで約 2 ヶ月間しかなかった,という事情も,「現物賠償よりも科学者・技術者やノウハウを」という方針に作用したと思われる。

（3）ソ連による懲罰主義的デモンタージュ

つぎに,第Ⅰ期から第Ⅱ期にかけてのソ連によるデモンタージュの動きをみることにしよう。

ソ連国家防衛委員会とそのドイツ担当の代理機関は,ソ連の占領地域における賠償政策の管理・遂行に向けて特別委員会を創設し,その責任者を G.M.マレンコフ（ソ連共産党政治局員）とした。マレンコフは,ドイツの再建に必要な工業力の維持よりも,徹底的なデモンタージュと,没収した資材のソ連経済の復興への利用を重視する懲罰主義的立場を採っていた[65]。

1945 年 5 月のドイツ軍の無条件降伏から 7 月のベルリンの連合四カ国による共同管理の開始まで,特別委員会は,約 7 万人の「解体請負人」（制服を来た一般市民と呼ばれた）[66]を本国から動員した。彼らは,ドイツでの任務の遂行如何で,本国での出世を約束されており,デモンタージュされる工場の重要性や,その数をめぐって競争していたといわれている[67]。この時期に,「請負人」たちを先頭に解体され,ソ連への移送に回された工場は,149 の機械・機器製造工場,51 の冶金工場（鉄・非鉄金属）[68],46 の精密・光学機器工場[69],44 の電機工場であったといわれている[70]。

これらのなかで,鉄鋼業については,ソ連をはじめ連合国全体がドイツの軍需生産の象徴として完全な破壊の目標としていた。しかし,ソ連占領地域には,1944 年時点で高炉を持つ工場は 2 つにすぎず,そのなかでも大規模なものは,テューリンゲン州において鉄鉱石が採掘可能なウンターヴェレンボルンで操業していたフリック・コンツェルン傘下のマックス製鉄所（Eisenwerk-Gesellschaft Maximilianshütte AG Unterwellenborn）だけであった[71]。ルール地方の鉄鋼,圧延の生産拠点とは対照的に,東部の鉄鋼業は西部からの石炭・鉄

鉱石の供給に依存し,ベルリンやブランデンブルク,マクデブルク,ザクセン,テューリンゲンの機械工業から排出される屑鉄を原材料に細々と生産を行ってきた。

ソ連占領地域の鉄鋼生産の基盤はもともと脆弱であったのだが,1945 年 5 月からは,他の工業部門と同様にデモンタージュが行われ,46 年春までに主要な 15 工場が解体された。固定され,引き剥がしが困難な設備や,輸送不能な施設は,爆破・破壊されることもあった。この第 I 期のデモンタージュにより,ソ連占領地域は鉄鋼生産能力の 80%以上を失うことになった,といわれている[72]。リーサ(Riesa)とグリョーディッツ（Gröditz）に立地していた中部ドイツ製鋼株式会社（Die Mitteldeutschen Stahlwerke AG）の工場施設,フライタール（Freital）とデョーレン（Döhlen）のザクセン鋳鋼工場株式会社（Sächsische Gußstahlwerke AG），さらにはラオホハマー（Lauchhammer）の製鋼所といった比較的大規模な工場とならんで,他の中小規模の製鉄所の設備・施設,圧延装置までがデモンタージュのリストにのっていた。

この時点で,ウンターヴェレンボルンのマックス製鉄所とターレ製鉄所（Eisen-und Hüttenwerk Thale）は,賠償の対象からはずされていたが,第 2 期デモンタージュの際には,ヘッテシュテット非鉄金属圧延工場（Walzwerk Hettstedt）とともに部分解体された。

この鉄鋼業のデモンタージュは,ドイツの非軍事化という連合国の狙いがあった。しかし,西部のルール,ザールの工業地帯や東部のシュレージエンの鉱山業や鉄鋼業から切り離された状況下において,対ソ賠償を遂行するうえでも経済再建を果たすうえでも,これ以上のデモンタージュは不可能であった。

鉄鋼業でのデモンタージュとならんで,アウトウニオン（Autounion）傘下のアウディ社ツヴィッカウ工場,BMW（Bayerische Motorenwerke AG）のアイゼナッハ工場[73]のような自動車部門のみならず,電力供給や生活資材全般の化学原料となる褐炭の採掘工場,戦後の住宅不足の克服に必要だった煉瓦工場,さらには製糸工場,製紙工場,砂糖精製工場といった生活用品の生産に及んでくるようになると,事態は一層深刻なものになった。

1945 年秋になると,ソ連占領地域のドイツ人社会のなかで政治の実権を掌握しつつあったドイツ共産党（Kommunistische Partei Deutschlands：以下,KPD）やドイツ社会民主党（Sozialistische Partei deutschlands：以下,SPD）から,SMAD やソ連政府に対して,略奪,治安の悪化,デモンタージュに由来する物資の不足,復興の障害,社会変革の障害に対する憂慮,苦情,そして改善要求が出されるようになった。

それに対して,1945 年秋にソ連の A.I.ミコヤン（当時の貿易相）によって提唱された現物供出（**前掲第 1-13 表参照**：「経常生産からの供出」とも訳されている）重視の賠償政策の実施が現実味を帯びてきた。それは,占領地域自身の生産力の回復に配慮した賠償として,占領地域内のドイツ人の関心を強く惹きつけるものであった。ソ連の賠償特別委員会の抵抗はつづいたものの,つぎに紹介する状況がソ連の賠償政策（懲罰主義的なマレンコの政策）の変更を後押しした。

第Ⅰ期と第Ⅱ期のデモンタージュによって解体された設備・機械,資材は,鉄道でソ連に移送される計画であった。しかし,当時は肝心のドイツ・ライヒ鉄道（Die Deutsche Reichsbahn）の線路や機関車・客車の撤去・移送が開始されており,ソ連占領地域には機関車と貨物列車が不足するようになった[74]。1945 年 12 月からは,ジューコフ元帥（軍政部長官）の命令にもとづき,多数の小規模な運送会社が動員され,接収物はトランクに積まれて,シュチェチン（当時のヴェスト=ポンメルン）まで輸送された。輸送の途上で多くの物資が失われたといわれている[75]。

さらに,ソ連経済の復興を目的に大量の労力と経費をかけて接収・移送された設備・機械は,ソ連の移送先の工場で利用不能となっていた。設計図や仕様書等がなかったために,ソ連の工場の機械システムへの組入れが困難であったこと,そして何よりも独ソ間で異なる工業規格・技術水準がその問題を助長した。ベラルーシのブレスト駅（この駅で欧州標準規格軌道からロシアの広軌に転換される）では,100km 以上におよぶ貨物列車の列が行き場を失い,錆びつき,使用不能になったといわれている。

以上で見てきたように,初期のデモンタージュは占領地域の生産能力を暴力的に奪い取り,それを本国に移転しようとしたものであったが,当初の期待とは裏腹にドイツからの技術移転によるソ連工業の立て直しには多くの障害があることが明白になりつつあったのである。

第 3 節　賠償政策の変更

（1）ドイツ行政管理局の創設

強硬なデモンタージュ政策は,1945 年の秋から徐々に後退していった。それまでの混乱を収拾するため,SMAD は,指令第 124 号（1945 年 10 月 30 日）と指令第 126 号（1945 年 10 月 31 日）を発し,ナチス国家およびナチス党の全国・地方の要職にあった人物の資産,国防軍,軍政部によって禁止された諸団体の資産および所有者が不明になった資産を,ドイツ側の行政府（プロイセン解体前の州・プロヴィンツ政府）が主体となって把握し,処分可能な状態にすることを要請した[76]。

その際,占領地域にはその全体を統治する機構が存在しなかったため,SMAD は,効果的な占領統治の遂行に向けて占領地域を一国にみたてた中央機関の創設と行政単位の再編に着手した。まずは,1945 年 7 月 25 日の SMAD 指令第 17 号[77]にもとづき,二日後の 27 日には 11 のドイツ行政管理局またはドイツ中央行政管理局（Deutsche Verwaltung または Deutsche Zentralverwaltung）が創設された（**第 1-14 表**）。

第 1-14 表 ドイツ中央管理局とその長官（1945 年 7 月 27 日～47 年 6 月 14 日）

各中央管理局	長 官 名	所 属 政 党
ドイツ逓信中央管理局	ヴィルヘルム・シュレーダー Wilhelm Schröder （SMAD 指令第 17 号では,Ernst Köhler）	KPD/SED
ドイツ工業中央管理局	レオ・スクルツィプシチンスキー Leo Skrzypczynski	無党派
ドイツ農林業管理局	エルヴィン・ヘルヌル Erwin Hörnle	KPD/SED
ドイツ財政・金融中央管理局	ヘンリー・マイヤーHenry Meyer （SMAD 指令第 17 号では,Jürgen Kuczynski）	KPD/SED
ドイツ労働・福祉管理局	グスタフ グンデラッハ Gustav Gundelach （SMAD 指令第 17 号では,Wilhelm Können）	KPD
国民教育中央管理局	パウル・ヴァンデル Paul Wandel	KPD/SED
ドイツ司法管理局	オイゲン・シッファー Eugen Schiffer Dr.	LDP
ドイツ交通中央管理局	ヴィルヘルム・フィッツナー Wilhelm Pfitzner Dr.	SPD/SED
ドイツ商業・食糧管理局	フーゴ・ブッシュマン Hugo Buschmann	SPD/SED
ドイツ健康・保健中央管理局	パウル・クニッツァー Paul Konitzer Dr.	SPD/SED
ドイツ燃料中央管理局	フェルディナンド・フリーデンスブルク Ferdinand Friedensburg	CDU
ドイツ移民中央管理局 （45 年 9 月 25 日）	ヨゼフ・シュラッファーJosef Schlaffer	KPD
中央統計局(45 年 10 月 19 日)	ブルーノ・グライツェ Bruno Gleitze	SPD/SED
ドイツ接収・没収中央委員会 (46 年 3 月 29 日)	フリートリヒ・ランゲ Friedrich Lange	KPD/SED
ドイツ内務局（46 年 7 月 30 日）	エーリヒ・レシュケ Erich Reschke	KPD/SED
占領地区間交易・貿易 （47 年 6 月 14 日）	ヨゼフ・オルロップ Josef Orlopp	SPD/SED

表注1）SPD：ドイツ社会民主党,CDU：キリスト教民主同盟,KPD：ドイツ共産党,LDP：自由民主党

表注2）日付のない管理局ないし中央管理局は,1945 年 7 月 27 日付 SMAD 指令にもとづき,同年 8 月 10 日までに設置された。

資料：Broszat, Martin/Weber,Hermann(hrsg.), *SBZ-Handbuch:Staatliche Verwaltungen, Parteien, gesellschaftliche Organisationen und ihre Führungskräfte in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands 1945-1949*, München 1993,S.201-217; S.228; S.237-238; 242-243;S.251-252;S.276-281.1945 年 7 月 27 日付けの指令第 17 号（8 月 10 日まで）にもとづき設置されることになったのは,表の上から 9 つの中央管理局ないしは管理局であった。通史では「11 の中央管理局」といわれるが,それは上記の 9 つの機関にドイツ健康・保健中央管理局とドイツ燃料中央管理局を加えたものである。1945 年 8 月以降に設置されたドイツ管理局ないしはドイツ中央管理局,そして秘密裏に創設されていた内務管理局についても表に追加した。内務管理局の存在が「公表」されたのは同年 9 月になってからのことであった。Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen (Hrsg.), *SBZ von 1945 bis 1954*, 3.,durchgesehene Auflage, Bonn und Berlin 1961, S.19.

それらには,避難民受入(主として東方移民していたドイツ系住民の帰還者＝難民・被追放民),統計,貿易に関連する組織が加えられるとともに,西側連合国の占領軍政府を意識して秘密裏に設置されたドイツ内務局も創設された。それぞれの機関の長官のほとんどが，KPD

と SPD の党員であった。この時点では,司法やエネルギー・原料政策という重要な分野においてキリスト教民主同盟(Christlich-Demokratische Union：以下,CDU)や自由民主党(Liberaldemokratische Partei Deutschlans：以下,LDPD)の長官も配置されたが,その状態は長続きしなかった[78]。

司法長官のオイゲン・シッファー（LDPD）は,1947 年 3 月に開催予定だった戦勝四ヶ国によるモスクワ外相会談を前に,占領地域の境界を超えた超党派的結集を呼びかけたが,その試みは,「トルーマン・ドクトリン」の宣言に触発された東西対立にも影響されて頓挫し,政治的に第一線を退いた[79]。シッファーの後任には,SPD 出身のドイツ社会主義統一党（Sozialistische Einheitspartei Deutschlands：以下,SED）党員であるマックス・フェヒナー（Max Fechner）[80]が就いた。

また,鉄鋼業とともに対ソ賠償と戦後復興にとって重要な部門であった石炭・褐炭・エネルギー部門の長官（第 6 表のドイツ燃料中央行政管理局長官）には,SMAD長官のジューコフ元帥によってフェルディナンド・フリーデンスブルク（Ferdinand Friedensburg：CDU）[81]が任命された[82]。彼は,同中央行政管理局の第二副長官だったSPD（のちにSED）のアルベルト・ブルクホルツ（Albert Bergholz）[83]やその後継者となったグスタフ・ソボートカ（Gustav Sobottka：KPD。のちにSED）から,「ファシスト的破壊活動を容認している」と批判され,46年9月に長官を解任された[84]。後任の長官に抜擢されたのはソボートカであり,ブルクホルツは第一副長官に昇格した[85]。

今少し立ち入った分析が必要であるが,占領統治下における大臣級のトップ人事は,建前としては超党派,本音としては KPD か SPD（いずれものちに SED に合同）で,特に前者が優先された可能性が高い。SPD 出身者は,のちに更迭されたり,逮捕されたりするケースもあった。

こうしたドイツ人スタッフからなる中央行政管理局が設立される一方で,この当時のSMADは,それらの機関に対して,あくまでも占領統治（とくに駐留需要や賠償の遂行）の補助的な役割を期待していたといわれている。

たとえば,重化学工業を含む占領地域の工業全体の監督を任されていたドイツ工業中央管理局長のレオ・シュクリチィプシンスキィ（Leo Skrzypczynski：無党派。親SED：**前掲第1-28表**）は,就任後間もない45年10月に,かれの上司にあたるSMAD工業部長のゲオルギー・アレクサンドロフに,占領地域全体を集中的に指揮監督する生産共同体を創出し,それに地方政府の経済部局と結びつけるべきだと主張したが,それは受け入れらなかった[86]。中央管理局の権限（＝占領地域のドイツ人側の主張）にくさびが打たれたエピソードの一つである。

他方,上述のフリーデンスブルクや労働・福祉管理局のグスタフ・グンデラッハ（KPD）[87],商業・食糧管理局のフーゴ・ブッシュマン（SPD）[88]は,権限の集中に向けて具体的な行動をとり始めていたため,州・プロヴィンツ政府の反発をかっていた[89]。当時のゼクセン州首相ルートルフ・フリートリッヒス（Rudolf Friedrichs：SPD）は,他の州・プロヴィンツ

政府の首相たちの意見を取りまとめたうえで,中央と地方の権限を明確に区分すべきことをSMADのザクセン州支部に要請した。その要旨は,次の通りであった。第一に,ソ連占領地域全体に関連し,また州・プロヴィンツ間の調整に必要な法律は,中央行政管理局が公布するものの,それについては州・プロヴィンツと事前協議をすること,第二に,行政的に統一的な統制を要する分野についは中央が,実務的な行政については,州・プロヴィンツとその管理下の機関が行うこと[90]。

この中央と地方の対立は,ベルリンのSMAD本部にとっても好ましいものではなかった。軍政部長官のジューコフ元帥は,1945年11月13日～14日の各州・プロヴィンツ政府首相と管理局長官らを集めた懇談会[91]において双方に理解を示すともに,中央行政管理局と州・プロヴィンツ政府の協力関係を密にすることを求めた。それを明確にすべく,前者に対しては管理局の支部を地方に設置することを禁止した。これは,ソ連占領地域において,中央行政管理局を統合して「占領地区内の政府」（Zonen-Regierung für SBZ）作るのではないか,という西側連合国の疑念を回避するという目的もあったといわれている[92]。

このようなSMADの基本方針にしたがって,州・プロヴィンツレベルでは1945年秋から戦後改革が始まった。工業に関して最も大きな変化は,戦後賠償と工場・施設の公有化に向けての動きであった。同年10月22日,SMADは指令第110号を発令し,旧プロイセン領（プロヴィンツ・ブランデンブルク,プロヴィンツ・ザクセン）をも含め,アンハルト州（1918年～34年は自由国アンハルト）,ザクセン州,テューリンゲン州,メクレンブルク州に,連合国管理理事会の法律と指令およびSMADの指令に反しない範囲での立法権限を与えた[93]。それを拠り所に,占領地域内の州・プロヴィンツ政府の首相はSMADと協議し,各州において行政府,占領地域の諸政党から派遣された代表者（KPD,SPD,CDU,LDPD）,農民組織,婦人組織,大工場の労働者などの代表から成る「接収委員会（Sequesterkommission）」を設置した。そこでは,没収した国有・私有の施設,工場の所有者・経営スタッフなどのナチス政権・軍への積極的関与,戦中に占領した国や地域における捕虜や外国人の強制労働などの人権侵害への関与が点検された。

各州の「接収委員会」の作業の第一陣は翌46年の春まで続き,その結果は同年3月29日のSMAD指令第97号と同年5月21日の第154/181号にもとづいて設立されたドイツ接収・没収中央委員会（Zentrale Deutsche Kommission für Sequestrierung und Beschlagnahme：**前掲第1-14表参照**）に提出された[94]。中央委員会は,地方の委員会が作成したリストに関する調整を行ったうえで,リストにあげられた19,932の物的資産（施設,工場）の接収をSMADに提案した。その州別の内訳は,テューリンゲン州が全体の43%,ザクセン州21%,ザクセン=アンハルト州21%,プロヴィンツ・ブランデンブルク10%,メクレンブルク=フォアポンメルン州5%であった[95]。

接収された施設・工場は,最初に３つのカテゴリーに分類された。「リストA」には,戦前・戦中からナチスと深いかかわりがあった機関や人物の資産や工場・施設（相対的に事業規模が大きいもの）が登録され,それらは各州政府によって無償没収の対象とされた。そして

「リストB」には,「A」と比較して小規模な工場・施設が登録されていた。その一部はのちに「リストA」に変更される場合もあったが,多くは元の所有者に返還された。「リストC」には,大規模かつ重要な経営で,占領下の対ソ賠償に寄与すると考えられたものが登録され,それらはSMADの判断に委ねられることになった[96]。

この動きに加えて,1945 年 11 月には,先のレオ・シュクリチィプシンスキィの退陣後にドイツ工業中央行政局（die Deutsche Zentralverwaltung für Industrie）長官に就任したヤコブ・ブランガー（Jacob Blanger）,SMAD 工業部局のヴォロディン大佐,ソ連人民委員会重工業担当の代表者たちによる協議が行われ,a)西側諸国からの部品・完成品の調達に依存しない体制作りの一環として,ソ連占領地域に新たな重工業の基盤を作ること,b)早急に賠償のための生産プログラムを準備すること,c)そのために最低限必要な工業生産能力を占領地域内に保持することが確認された[97]。こうした独ソ間の交渉の結果,1945 年冬から翌年の春まで,以前よりも緩やかなデモンタージュが行われるようになった。

この時期の特徴をなすのは,化学部門でのデモンタージュである。それまで残存生産設備を用いて生産を続け,賠償課題を遂行してきた IG ファルベン傘下のロイナ工場は,1946 年 3 月 15 日の命令で,約 30%の生産能力（おもに窒素肥料や合成ガソリン部門）を残して「部分解体」されることになった[98]。同様に,1945 年の秋からソ連の賠償要請にしたがって生産を続けていたアグファ・ヴォルフェン写真工場でも,46 年 4 月（10 月に再度）「部分解体」が行われた。これにより写真部門の生産が 46 年初めより 60%減,工場内の発電施設は 30%減となった。ただし,同工場の主力商品でなかった繊維部門は,解体の対象とならなかった[99]。

この化学部門での動きは,一方においてデモンタージュによる賠償の継続という方針を示すものであったが,他方で,工場の完全解体とソ連への移送という「懲罰主義的路線」からの漸次的離脱の兆候でもあった。新しい路線,すなわち「完全解体」から「部分解体」へ,そして,占領地域内のドイツ企業の復興への配慮,さらには「現物供与」への賠償政策の変更は,デモンタージュの第Ⅲ期において明確になった。

（2）賠償の効率化とソビエト株式会社

これまでの懲罰的なデモンタージュ政策の非効率を認識していた SMAD は,二つの大きな方針を示した。第一は,対ソ賠償の生産を効果的に組織することであり,もう一つは,賠償のための好循環を創り出し,ソ連占領地域に重工業基盤を再構築することであった。

第一方針は,先述の「リスト C」の企業をソビエト株式会社（Sowjetische Aktiengesellschaft）[100]に転換する動き,第二の方針は,「リスト A」に登録されていた接収工場を,人民投票を通して公有化（州あるいは下位の自治体の所有）する試みであった。まずは,前者の内容についてみることにしよう。

1946 年 6 月 5 日付けの SMAD 命令第 167 号にもとづいて,占領地域ではソビエト株式会社の設立が開始された。前年に「リストC」に登録されていた経営（工場・施設）のうち

194～204 が,工業部門・業種(製品)別に分類され 33～34 のソビエト株式会社(Sowjwtische Aktiengesellschaften : 以下,SAG) に統合されることになったのである（46 年 6 月～47 年 1 月：**第 1-15 表**）[101]。SAG は,a)戦後賠償をソ連主導の下で履行する,b)占領地域に経済復興の新たな経済的・技術的基盤を創出する,c)ソ連本国の復興計画に連動可能な計画経済的要素を占領地域内に浸透させる,といった目的で設立された。SAG は,ソ連邦閣僚評議会に設置された海外資産行政総管理局（Hauptverwaltung für sowjetisches Eigentum im Ausland）の一機関である駐ドイツ・ソビエト株式会社行政管理部(Verwaltung für Angelegenheiten der sowjetischen Aktiengesellschaften in Deutschland : 本部をベルリンのヴァイセンゼーに置いた)によって管理・運営されていた[102]。

第1-15表　1947年までに設立されたSAG

	工業部門	ソビエト株式会社 (略称)	本社所在地	1952年4月まで存続	従来の組織、会社名など
1	褐炭	Rasres (露天掘り)	Leipzig ﾗｲﾌﾟﾁﾋ		ザクセン州内の複数の露天採掘場
2	褐炭	Bagger (掘削機)	Golpa ゴルパ (ﾋﾞｯﾀｰﾌｪﾙﾄ近郊)		グレーフェンハイニヒェンの複数の発電所に褐炭を供給していた
3	褐炭	Karjer	Nachterstedt ﾅﾊﾀｰｼｭﾃｯﾄ		露天採掘場、ブリケット工場、低温乾留工場、発電所
4	褐炭	Buryi-Ugoli (褐炭)	Weißensee ｳﾞｧｲｾﾝｾﾞｰ		露天採掘場
5	褐炭、電力	Brikett (ブリケット)	Leipzig ﾗｲﾌﾟﾁﾋ	O	1923年設立の公営株式会社"ザクセン工場" (Aktiengesellschaft Sächsische Werke) が母体。露天採掘場、ブリケット工場、褐炭乾留、コールタール製造、ガソリン製造、発電所
6	褐炭、電力	Topliwo (燃料)	Leipzig ﾗｲﾌﾟﾁﾋ		ビョーレンの４つの工場から成る (燃料工場、ガソリン工場)
7	燃料	Maslo (油)	Zeitz ツァイツ		褐炭・燃料株式会社 (BRABAG=Braunkohlen-Benzin AG) 。1935年にベルリンで本社設立。同社第３の工場が合成素材工場。
8	燃料	Smola (タール)	Deuben ドイベン		Kombinat Gölzau Braunkohlenveredelung und Schwelwerke Minna-Anna AG. 露天採掘場、ブリケット工場、低温乾留工場、IGファルベンの発電所
9	燃料	Synthes (合成素材)	Schwarzheide ｼｭﾜﾙﾂﾊｲﾃﾞ	O	褐炭・燃料株式会社 (BRABAG=Braunkohlen-Benzin AG)
10	燃料	Gasolin	Trögritzﾄﾛｰｷﾞﾖﾘｯﾂ		Braunkohle-Benzin AG (BRABAG) の褐炭精石油工場、褐炭採掘所、などが母体。
11	鉄鋼	Marten (ｼﾞｰﾒﾝｽ・ﾏﾙﾃｨﾝ炉)	Thale ﾀｰﾚ	O	Ｇ．クラウトハイム冶金株式会社Metallurgische Aktiengesellschaft G. Krautheim, ターレ製鉄所株式会社Eisen-und Huettenwere Thale, ヘットシュテット非鉄金属圧延工場Walzwerk fuer Buntmetalle Hettstedt,ジープリッツ製鋼所"オズヴァルト・クンシュ" Oswald Kunsch Stahlwerk Siblitz, フランクレーベン鋳鋼所Stahlgusswerk Frankleben
12	非鉄金属	Medj (銅)	Hettstedt ﾍｯﾃｼｭﾃｯﾄ		マンスフェルト銅鉱・精錬株式会社
13	器機	Pribor (器機、器具)	Leipzig ﾗｲﾌﾟﾁﾋ		ジーメンス＆ハルスケ株式会社 (ツヴォーニッツ/エルツゲビルゲ) Siemens & Halske AG Werk Zwoenitz/Erzgebirgeが母体
14	機械	Podjemnik (機械)	Leipzig ﾗｲﾌﾟﾁﾋ		Bleichert Adolf Bleichert & Co., Maschinenfabrik Unruh & Liebig Unruh & Liebig AGなどが母体
15	機械	Amo (計器・測定器)	Magdeburg マクデブルク	O	マクデブルク近郊の機械・兵器生産の重要工場であった次の企業を含む。Krupp-Gruson AG(Magdeburg), Firma Otto & Co.(Magdeburg), Maschinenfabrik Buchkau, R. Wolf und Selbke(Magdeburg), Maschinenbauwerk Polysius(Dessau)
16	輸送機	Awto-Velo (工作機械、自動車、造船)	Weißensee ｳﾞｧｲｾﾝｾﾞｰ	O	Autofabrik "BMW" (Eisenach), Kugellagerfabrik "DKF" (Leipzig), Fahrradfabrik "Mifa"(Sangerhausen), Fahrradfabrik "Elite-Diamant" (Sigmar-Schönau), Schreibmaschinenfabrik "Olympia"(Erfurt), Schreibmaschinenfabrik "Rheimetall-Borsig"(Sömmerda), Uhren-und Maschinenfabrik Thielなどが母体。
17	輸送機	Transmasch (輸送機)	Weißensee ｳﾞｧｲｾﾝｾﾞｰ	O	機関車・客車、造船、吊り上げ装置、クレーン、大型冷蔵・冷却装置、ブレーキ、計器の製造工場群。ザクセン=アンハルト州のDessauer Wagonfabrik, Klöckner Werke(Ilsenburg), Fabrik Gottfried Lindner(Ammendorf) ; テューリンゲン州のGemeinschaftswerke Waggonbau(Weimar) , Kyffhäuserhütte Artem ; ベルリンのBerliner Bremsenwerk(旧Knorr-Bremsen), メクレンブルク州の
18	電機	Kabel (ケーブル)	Oberschöneweid ｵｰﾊﾞｰｼｭｰﾈｳﾞｧｲﾃﾞ	O	AEG (Allgemeine Elektricitäts-Gesellschaft) 傘下にあった工場群。Kabelwerk Oberspree, Kabelwerk Oberschöneweide, Akkumulatoren-und Batterienfabrik "VARTA" (Berlin)など。
19	電機	Isolator (絶縁体)	Weißensee ｳﾞｧｲｾﾝｾﾞｰ		Siemens & Halske Radiowerk und Kondensatorenwerk(Arnstadt, Gera), Hermann Pawlik-Elektrotechnische Fabrik "Heliogen RTF",
20	精密機器	Totschmasch(精密)	Weißensee ｳﾞｧｲｾﾝｾﾞｰ		ジーメンス＆ハルスケ株式会社 (ケムニッツ) Siemens & Halske AG Werk Chemnitz, ラインメタル=ボルジッヒ株式会社 (ショメルダ) Rheinmetall-Borsig AG Werk Sömmerdaなどが母体

（次ページに続く）

（前ページからの続き：第 1-15 表）

21	肥料	Mineralnije Udobrenija	Leuna ロイナ, Merseburg(メルゼブルク)	○	旧IGファルベンのロイナ・ミネラル肥料化学工場Mineraldünger Chemiewerk Leunaおよびメルゼブルク・アンモニア工場Ammoniakwerk Merseburg GmbHの関連施設。窒素、アンモニア化合物、カーバイト、肥料などの生産。
22	肥料	Kainit	Weißensee ヴァイセンゼー		Kombinat Sollstedt Wintershall AG, Kombinat Bleicherode Preußische Bergwerks- und Hütten AG, Kombinat Sachsen-Weimar in Unterbreizbach Wintershall AGが母体。
23	カリ	Kali	Erfurt エルフルト	○	ヴィンターシャール株式会社Wintershall AG, ザルツデトフルト株式会社Salzdetfurt AG, プロイスザック株式会社Preußsag AGが所有していたのカリ採掘場が母体。
24	カリ肥料	Slvinit	Erfurt エルフルト		Kombinat Bismarckshall Wintershall AG(Schacht Bismarckshall, Bischofferode)、Kombinat Volkenroda Burbach-Kaliwerke AGの工場が母体
25	化学（写真）	Photoplenka（写真・フィルム）	Wolfen ヴォルフェン		AGFA (Actien-Gesellschaft für Anilin-Fabrikation) のWolfenのAgfaヴォルフェン写真工場
26	映画	Linsa	Potsdamポツダム、Babelsbergバーベルスベルク		戦後Universum Film-AG(UFA)、Tobis-Tonbild-Syndikat AG, Aktiengesellschaft für Filmfabrikation(Afifa)などの映画制作・配給会社を母体に設立されたDeutsche Film-AG(DEFA)がSAGに転換された。
27	化学（染料）	Kraska（染料）	Wolfen ヴォルフェン		旧IGファルベンのロイナ工場
28	化学	Zelluloid（セルロイド）	Weißensee ヴァイセンゼー		Deutsche Zelluloid Fabrik ドイツ・セルロイド工場株式会社
29	化学	Plastik	Weißensee ヴァイセンゼー		ブーナ工場Buna Werke (Schkopau)の事業所が母体と思われる。
30	電気化学	Kaustik	Bitterfeld ビッターフェルト	○	旧IGファルベンのビッターフェルト及びヴォルフェンの工場群。のちに、上記のヴォルフェン写真工場と統合。
31	化学	Resino Technika ゴム製品	Erfurt エルフルト		ボーラック・ゴム製品工場Gummiwarenfabrik Polack, テューリンゲン・ゴムホースエ場"ケストナー家"Thuringer Schlauchweberei Fa. Kaestner, ブレードナー＆フィーアシュロット・ゴムホースエ場Bloedner&Vierschrott Gotha, "Gothania"ヘルゼルガウーC.A.アドルフ・タバルツ"Gothania" Hoerselgau-C.A. Adoloff Tabarz (テューリンガー・ゴムエ場の事業所で"Ｇｏｔｈａｎｉａ"と呼称されていた。アドルフ・タバルツは事業所の所有者) 。
32	化学	Kautschuk（ゴム）	Schkopau シュコパウ	○	ブーナエ場Buna Werke (Schkopau)とその独自の発電所設備,Werk Gummitechnischer Erzeugnisse Bad Blankenburgなどが母体。
33	建設資材	Zement（セメント）	Weißensee ヴァイセンゼー	○	Vereinigte Ost-und Mitteldeutsche Zement AG (東部・中部ドイツ合同セメント株式会社) ,Zementwerk Göschwitz Sächsisch-Thüringische Portland-Cement-Fabrik Prüssing & Co. のセメント工場が母体。このSAG傘下には、異業種の耐熱・防火素材、段ボール等の包装素材、さらには特別な業種としてマイセンの陶器製造の工場も置かれた。
34	ウラン	Wismut	Aue アウエ	○	1937年　Sachsenerz-Bergbauwerke

1）ロシア語をアルファベット表示。括弧内はその意味。

2）100万ルーブル。当時の公式為替は、1USドル＝5.30ルーブル、1ライヒスマルク＝0.30USドル。1ルーブル＝0.63ライヒスマルク。

資料：Matschke,Werner, *Die industrielle Entwicklung in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands(SBZ) von 1945 bis 1948*, Berlin 1988, S.207;S.339-342; Karlsch,Rainer/Bähr, Johannes Die Sowjetische Aktiengesellschaften (SAG) in der SBZ/DDR. Bildung, Struktur und Probleme ihrer inneren Entwicklung, in:Lauschke,Karl/Welskopp,Thomas (Hg.), *Mikropolitik im Unternehmen. Arbeitsbeziehungen und Machtstruktoren in industriellen Großbetrieben des 20. Jahrhunderts*, Essen 1994, S.251-252;Nettle, J. Peter, *Die deutsche Sowjetzone bis heute. Politik, Wirtschaft*, Gesellschaft, Frankfurt am Main 1953, S.233-234.これらのほかに、Staatsarchiv Sachsen(Dresden, Leipzig, Chemnitz,Freiberg), Hauptstaatsarchiv Sachsen-Anhalt,Landesarchiv Berlin, Archiv Portal Thüringen, Brandenburgisches Landesarchivのウェブサイトで企業の変遷史の一部が確認できる。

SAG は,とくにソ連の戦後復興に必要であった素材型部門（エネルギー,褐炭,鉄鋼,銅,カリ,化学）と機械部門（計器,輸送機,電機,精密・光学機器をも含む）において,戦前・戦中と巨大なコンツェルン傘下にあった占領地域内の大経営とその関連部門の工場・事業所を統合して設立された[103]。それらが,すでに 1945 年 5 月からデモンタージュの対象となっていた

ことは見てきたとおりである。設立された SAG からは,ソ連がどのような生産物での賠償を強く求めていたのかを知ることができる。

例えば,化学工業部門については,「褐炭—電力（表の 5 番“Brikett”）」,「褐炭—合成燃料（表の 9 番“Synthes”）」,「褐炭—合成ゴム（表の 30 番“Kautschuk”）」,「褐炭—プラスチック（表の 29 番“Plastik”）」,「褐炭—化学肥料（表の 21 番“Mineralnije Udobrenja”）」といった関連が目に留まることだろう。それらの SAG の母体は,IG ファルベン傘下のブナ工場,ロイナ工場,アグファ・ヴォルフェン写真工場,褐炭・ガソリン株式会社（Braunkohle-Benzin AG＝BRABAG　AG）といった巨大企業とその関連施設や事業所であり,それらの傘下経営の集積と分業によってさまざまな化学製品が供給されていた。傘下経営の立地は,ザクセン・アンハルト州（プロヴィンツ・ザクセンとアンハルト州の合併により 1947 年 7 月 21 日付けで新政府がスタート）,ザクセン州,テューリンゲン州東部,ブランデンブルク州南部に集中していた。

鉄鋼部門の SAG “Marten”の傘下には,1)一時期デモンタージュの対象とされたマックス製鉄所ウンターヴェレンボルン（シーメンス=マルチン炉）,2)元オットー・ヴォルフ・コンツェルン傘下にあったマンスフェル株式会社ヘッテシュテット精銅・真鍮工場（Mansfeld AG, Kupfer-und Messingwerke Hettstedt）[104]ならびにタール製鋼・圧延工場（Metallurgische Aktiengesellschaft Eisen-und Hüttenwerk Thale）,3)ケムニッツのグスタフ=クラウトハイム鋳鋼工場（Stahlgießerei Gustav Krautheim/Chemnitz）,4)ジプリッツ製鋼工場（Stahlgießerei und Maschinenbauwerke Silbitz und Krossen an der Elster の２ヶ所）,5)フランクレーベン鋳鋼工場（Siegen-Solinger Gußtahl-Aktien-Verein Stahl und Eisenwerk Frankleben bei Merseburg）が統合され,銑鋼一貫化したコンビナートとして賠償生産を行うこととなった[105]。テューリンゲン州,ザクセン・アンハルト州,ザクセン州など,占領地域の南部に分散して立地していた SAG 傘下経営における主要な生産物は,高級鋼,非鉄金属,ホーロー製品で,原料をタール製鋼所,ジプリッツ製鋼所,ケムニッツのクラウトハイム鋳造所,ハレ・メルゼブルク近郊のフランクレーベン鋳造所,ヘテシュテットの非鉄金属圧延工場が供給していた。

機械工業部門については,製品パレット造船,重機,工作機械,輸送機から,精密機器・事務機器にいたるまで）が広く,また生産工程の複雑さ（多段階性,生産性格差など）を反映して,中小工場間の水平的あるいは垂直的分業が必要とされる部門である。この部門では,6 つの SAG が設立された。それらのうち,SAG “Amo”（表の 15 番）には,マクデブルクに本社を置くブッカウ-ヴォルフ機械工場（Maschinenwerke Buckau-Wolf）,オットー・グルゾン機械工場（Maschinenbau Otto Gruson）,クルップ-グルゾン重機製造（Schwermaschinenbau Krupp-Gruson）,ロストック港にあったネプチューン造船所（Schiffswerft Neptun）をはじめ,ザクセン・アンハルト州に立地する変速機製造工場,コンプレッサー工場,砂糖精製装置工場など,合計 13 工場が傘下に置かれていた[106]。

また,SAG“Awtowelo”（表の 16 番）には,テューリンゲン州の自動車,自転車,タイプライター・計算機,時計,精密機器,ボールベアリングなどを製造する,計 14 の工場が傘下に置かれていた。BMW のアイゼナッハ工場,ルーラの時計工場のほか,この地方を代表する機械工場が統合されていた。ただし,カール・ツァイス・イエナは,ここには含まれていない。

さらに,SAG“Transmasch”（表の 17 番）にはベルリン,マクデブルク,ライプチヒ,ハレ,デッサウなどに立地する 13 工場が統合されていた。主として,吊上げ機・クレーン,輸送機,貨車・客車の製造を行ったり,それらの機械のブレーキや制御機器などを製造したりする工場群であった。

電機・電子工業については,SAG “Kabel”,”Isolator”,そして”Totoschmasch”に,AEG（Allgemeine Elektrizitäts-Gesellschaft）やジーメンス・ハルスケ（Siemens & Halske）の諸工場（ケーブル,家電,電池,有線・無線通信機器）,テューリンゲンの製陶・ガラス工業にゆかりのある工業用セラミック,精密機器,事務機器の製造工場が統合されていた（計 13 工場）。

このほか,セメント・煉瓦を製造する 7 工場からなる SAG“Zement”は,建設資材を必要としていたソ連の関心が強いものであった。さらにザクセン州アウエ（Aue）に本社を置いたヴィスムートウラン鉱山株式会社については,ソ連の原子力開発,アメリカとの開発競争との関連で,とくに重要な SAG として位置づけられた[107]。それは,**前掲第 1-13 表**の賠償項目とその金額からもうかがい知ることができよう。

以上でみてきたように,1946 年の 6 月以降には,デモンタージュとならんで,SAG の設立運動がおこり,それらは対ソ賠償をより安定的に遂行するための基礎を提供した。

（3）復興の端緒としての公有化

新しい戦後賠償のもう一つの方針は,占領地域のドイツ人に生産を委ねて経済復興を進め,賠償のための好循環を創り出すというものであった。ソ連側にとって最重要の部門・業種の工場・施設はすでに SAG の傘下に統合され,ソ連側の「直接管理」の下に置かれていたが,それ以外に接収されていた比較的大規模の工場・施設の再稼働については,明確な方向性が示されていなかった。

SMAD は,1946 年 5 月 21 日に指令第 154 号及び第 181 号を発し,接収委員会によって「リスト A」と「リスト B」に分類されていた工場・施設を,それらの所在地を管轄する州政府またはプロヴィンツ政府の資産として暫定的に登録させた。そして,それらを公有化するか,私有企業として存続させるかの判断を,すでに占領地域全体のドイツ側の行政や司法に関する運営主体として設立されていた 11 のドイツ行政（中央）管理局ではなく,SMAD から立法権限を付与されていた州・プロヴィンツ政府に委ねた。

それに呼応して,各州・プロヴィンツでは,人民投票によって公有化の是非を問うための政治的なキャンペーンが展開された[108]。その急先鋒には,SEDが立った。同党の目標は,ソ連の

後ろ盾を得ながら占領地域内の政治権力を掌握し,社会主義政権を樹立することであった。先陣を切って人民投票を実施したのは,ザクセン州であった（1946年6月30日）。州の全有権者93.71％が投票に参加し,その77.62％に相当する268万6477人が賛成票を投じたと言われている。それは有効投票数の82.42％であった。これにより「ナチス活動家および戦争犯罪者」の資産の人民所有への委譲が決定されたのである[109]。以後,テューリンゲン州では7月24日,プロヴィンツ・ザクセンでは7月30日,プロヴィンツ・ブランデンブルクでは8月5日,メクレンブルク=フォアポンメルン州では8月16日に同様の決定がなされた。

ザクセン州についてみると,接収委員会がまとめたリスト上の 4,761 の工場・施設のうち,人民投票までに州に没収されたものが 1,861 件（当初の約 39％）,600 件は取扱保留（のちに単独で州有化されたり比較的大きな経営に吸収されたりした）,残りは接収委員会内での議論のうえで元の所有者に返還された。上記の 1,861 件のうち州有化された経営は 1,002 件,より下級の自治体に移管された施設が 278 件,消費組合や農業協同組合に譲渡されたものが 101 件,東方からの帰還者（ドイツ系住民居留地域からの追放民）や戦時に資産を失った生業者に売却されたものが 379 件であった（1946 年 8 月時点）[110]。

この人民投票を境とする州有化の波は,「接収委員会」によるその後の点検により,処分保留となっていた経営の一部の州有化や,「リストB」から新たに没収・州有化が決定された経営が加わることによって,その範囲を拡大していった。1947年12月時点では,ザクセン州以外の州・プロヴィンツでの転換分を含めて2,791件が州有経営（Landeseigene Betriebe）に転換された。それらの工業部門別の内訳は,**第1-16表**に示した通りである。

第1-16表　州有経営の数と従業員規模（1947年10月）

工業部門	経営数	州有経営における一経営当たり従業員(人)	全経営の一経営当たりの従業員(人)
鉱山	115	841.2	669.2
冶金	81	199.2	111.8
機械	599	164.3	56.5
電機・電子	93	178.1	56.3
精密・光学	38	119.6	58.6
化学	167	149.8	49.0
建設資材	227	115.5	37.3
木材加工	214	74.7	28.5
繊維	359	224.2	75.6
軽工業	129	160.0	36.9
紙・パルプ	89	202.0	118.4
エネルギー	317	78.2	63.4
食品・嗜好品	363	121.4	52.2
合計	2,791	174.5	40.0

＊1947年12月時点

資料：Mühlfriedel,Wolfgang/Wießner,Klaus, *Die Geschichte der Industrie der DDR bis* 1965, Berlin 1989, S.49.

この表からは,すべての部門において,全経営をベースとする平均従業員数よりも,州有経営の平均従業員数のほうが高いことが分かる。これは,従業員規模の大きい経営が州有化されたことを裏付けるものであろう。そもそも労働集約的で,もともと従業員規模が大きかった経営が多かった鉱山業や冶金業ではそれが顕著であった。また,業種の平均的従業員規模が相対的に小さく,資本集約的な特色を持つ機械製造や電機・電子部門,化学部門についても,州有化されたものは,相対的に規模が大きかったものだったことも表から読みとることができる。軽工業については,明らかに大経営が選択的に公有化されたといって良いだろう。

（4）知的賠償の影響

デモンタージュ第Ⅲ期の末になると,アメリカよりも 1 年遅れて,ソ連政府と SMAD からいわゆる「知的賠償」がドイツ側に要請された。ソ連占領地域の成立（1945 年 7 月）を前後して,アメリカ政府は,戦時中からの諜報活動を通してドイツの軍需工業（原子物理学,ロケット技術,化学兵器,潜水艦など）に関連する分析を行っていた。終戦直後になると,テューリンゲン,ザクセン,ザクセン=アンハルトの工業の中心地に,戦勝国として調査団を派遣していた。また,化学（褐炭化学,ガソリン精製,写真素材,合成ゴムなど）,機械（航空機,光学機器,エンジン技術をも含む）,電子・電機などの部門において,特許や製品の設計図・仕様書,研究開発データなどを押収したり,それらの部門の科学者,技術者,エンジニアのアメリカへの移住を強制あるいは説得によって勧めた。とくに,ミサイル技術（V2 ロケット）の分野では,ソ連への流出を阻止すべく,「オーヴァーキャスト Overcast（曇天）」作戦（のちにペーパークリップ Paperclip 作戦）を通じて,科学者（ヴェルナー・フォン・ブラウンをも含む）や技術者の渡米を半ば強制的に実施した。その際,彼らのナチスとの関係について,深く問われることはなかった。

こうしたアメリカ側の素早い動きとは異なり,ソ連は,核兵器やミサイル開発をのぞけば,「頭脳狩り」に大きな関心を持っていなかった[111]。しかし,冷戦体制が確立していく過程で,ソ連は,デモンタージュによる物的賠償の強化とならんで,急速に知的賠償への関心を高めていった。そして,科学者や技術者（熟練工をも含む場合もあった）の強制立ち退きとソ連への連行の形で,航空,ミサイル技術,化学,光学の分野で知的賠償政策が実施された（オソアヴィアキム Ossoawiachim 作戦）[112]。強制移住がもっとも激しかったのは 1946 年 10 月下旬から 47 年 2 月にかけての期間で,数多くの科学者・技術者が,研究分野ごとにグループ分けされ,ソ連各地の研究拠点に移送された（**第 1-17 表**）。当時の正確な数字は明らかでないが,1945 年から 59 年までに,約 3,000 人の科学者・技術者・エンジニアが,3,700 人の関係者とともにソ連で研究開発を行っていたことが知られている[113]。

第1-17表 ドイツ人技術者たちの研究・作業グループが設置されたソ連の諸都市・地域

研究分野	都市名・地域名	研究・作業グループ数
核研究	スフミ（グルジア西部）、レニングラード近郊、モスクワ近郊	10
化学	レニングラード、モスクワ近郊、ルベジノエ（ウクライナ）	10
航空	ポドベレージェ（モスクワから北に120km）、ウプラフレンチェスキィ（サマーラ近郊）	9
ロケット	レニングラード、モスクワ近郊、	8
光学	レニングラード、モスクワ、キエフ	6
その他	各地	16

出典：Karlsch, *Rainer, Allein bezahlt? Die Reparationsleistungen der SBZ/DDR 1945-1953*, Klitzschen 2004 (Erstdruck: Christoph Links Verlag, Berlin 1993), S.157.

部門ごとの推移をみてみると,1945 年 5 月から 9 月までは,主に原子物理学の研究者（およびその家族）がソ連に集められていた。そのなかには,ソ連の原子爆弾の製造にかかわり,帰郷ののちドレスデンを本拠地に研究・開発（原子物理学,プラズマ,医療技術）を行ったマンフレッド・フォン・アルデネ（Manfred von Ardenne）の名前もあった。この移住政策には,その後に展開する Ossoawiachim のような強制的な性格はなかった。むしろ,アメリカやイギリスに先を越されていたことから,ソ連への移住に関心を持つ科学者に対しては,有利な研究条件と生活条件が与えられていた[114]。独ソの専門家の共同で実施された研究のスタイルとして,ロシア人研究者が理論研究を行い,その成果をドイツ人が応用し,実験・開発・製造するという分業体制が敷かれていた[115]。

1946 年 10 月 22 日には,軍事的に重要な部門として,航空技術（ユンカース,ヘンシェル）,光学機器（カール・ツァイス・イエナ）,化学部門（ロイナ,ヴォルフェン,ブナ）の工場での科学者・技術者の強制連行が,事前の予告なしに実施された。この動きは,前述のデモンタージュ政策の第Ⅳ期とまったく重なっており,ドイツの非軍事化と,ソ連の軍事力増強および戦後復興を同時に支えるものとして期待されていた。もちろん,ドイツ人の科学者・技術者の大多数にとって,予告なしの強制立ち退きや移住を強いられた不満が蓄積されていたことは言うまでもない。部門ごとの,この 10 月の前後の状況を整理しておくことにしよう。

航空機部門では,戦後間もなく,航空技術やエンジン開発のための特別設計局が占領地域内の 5 ヶ所（ロストック近郊のペーネミュンデ,ベルリン,デッサウ,シュタースフルト,ハレ）に設立され,そこには敗戦と非軍事化政策によって研究の道を断たれていた科学者や技術者が雇われていた[116]。あらゆる生活物資が不足するなかで,食糧や住宅の優先的供給が約束されたこともあって,多くの研究開発スタッフが集まった。

この時点で,ドイツ人の研究者や技術者たちは,彼らの作業が,「ドイツにおける工場再建に貢献する」[117]ものと信じていた。しかし,先にあげた 1946 年 10 月下旬の強制移送作戦により,特別設計局に従事していた約 1200 人の科学者と技術者,エンジニア,専門工がソ連に移送された。デッサウの設計局（旧ユンカース工場）からは全体の約 64 パーセント,シュタース

フルトの設計局（BMW 工場）からは約 20 パーセント,ハレの設計局（ジーベル工場群）からは約 15 パーセントが,ソ連に移り住むことになったのである[118]。

移送先は,基本的に２ヵ所あった。モスクワから北に 120 キロメートルに位置するポドベレージェには航空機の設計者（移送者全体の半数）が,モスクワから南東に 700 キロメートルのクイビシェフ（サマーラ）にはエンジンや推進装置に関する専門家が集められた[119]。ドイツ人の専門家の役割は,ソ連の研究者たちが解決できないでいた問題に解決のためのアイディアを与えたり,相互に競争したりすることであった。とくに推進装置の分野では,ドイツ人技術者の与えた影響は大きかったといわれている。

この移送は,在ドイツの特別設計局側,したがってソ連占領地域の航空機部門にとって,人的損失の観点からは比較的軽微だったといわれている。デッサウの設計局にとって移送されたスタッフの人数は設計局全体（約 3000 人から 4000 人）の約 20 パーセント,シュタースフルト（約 2200 人）については,約 12 パーセントの損失であった。他部門,たとえば,ミサイル部門の特別設計局（本部はノルトハウゼン近郊のブライヒローデ,支部はエルフルト近郊のショメルダ）でも,約 3 パーセントの専門スタッフが移送されたにすぎなかった[120]。彼らの研究は,ジェットエンジン工場の建設,軽飛行機の製造,ハインケル・モデルの戦闘機の製造などに集中していた[121]。以上のことから,航空機部門で行われた強制移住作戦は,特定の軍事技術に集中していたことが推測されよう。

化学部門については,やや回り道をした説明が必要である。同部門では,すでに 1945 年 6 月までにアメリカ軍の作戦によって,IG Farben 傘下の工場群の科学者・技術者が西側占領地域に移送されていた。ロイナ工場からは 27 名,ブナ工場からは 24 名,ヴォルフェン染料工場からは 8 名,ビッターフェルト電気化学工場からは 12 名,アメンドルフとビョーレンの褐炭ベースの燃料精製工場からは 6 名が,強制あるいは自由意思の形で移送された[122]。ところが,早くも 1945 年 8 月から 10 月までの間に,その約 3 分の 1 が占領地域のもとの職場に復帰したといわれている[123]。戦後の全般的物資不足のなか,食糧や住宅の面での優遇策が講じられる,というソ連側の宣伝に応える形での帰郷であった。その後,しばらくの間,先のロイナ工場では 45 名の教授資格を持つ科学者たちが,ロシア人研究者たちと共同研究を行っていた。

しかし,1946 年 10 月の Ossoawiachim 作戦の際には様相が一変した。とくにロイナ工場については,多くの研究・開発スタッフがソ連への移住を強要されたのである。ロイナ工場からは 43 名の化学者とその家族が移送された[124]。また,この当時から 1948 年秋まで,ロイナ工場では,それまで不問にされてきたナチスとの関係や個人の思想信条を理由に,47 名の経営陣と研究者・技術者が工場から追われた。こうした一連の動きは,同工場の化学者とエンジニアの約６割に相当する 230 名が西側占領地域に逃避することにつながった。非軍事化の徹底は,頭脳流出をもたらし,占領地域,そしてその後の東ドイツの化学工業の復興を遅らせることになった。

ロイナと同様に,ザクセン=アンハルトの代表的化学工業の担い手であったヴォルフェン写真工場については,軍需生産とは直接関係のない部門だったこともあり,1946 年秋の Ossoawiachim 作戦時には強制連行はなかった。しかし,それから約半年後の 47 年 3 月に,ベルリンからヴォルフェンに移送された 4 名の科学者（写真技術）のうち 1 名が 1 年契約でソ連に派遣されることなった。また,10 名の技術者も 2 年契約で働くことを約束させられた。派遣先は,ウクライナ北部のショストカで,彼らの任務は,1946 年 3 月～5 月および 10 月から 12 月のデモンタージュによって,ヴォルフェンから運ばれて来ていた設備・機械をベースに,Agfa（Aktiengesellschaft für Anilinfabrikation:アニリン製造株式会社）時代からの主要製品である白黒・カラーの写真用フィルムの生産を立ち上げ,軌道に乗せることであった[125]。このように,ヴォルフェン写真工場の知的賠償は,小規模に終わり,また物的デモンタージュも,二度にわたって行われたとはいえ,占領地域内の供給を大きく阻害するものではなかった。

（5）終わらないデモンタージュ

ここまで見てきたように,1946 年の春以降,ソビエト株式会社の設立や人民投票方式による工場・施設の州有化によって,占領地域の供給能力を維持・温存しながら賠償あるいは現物供与のための生産活動が確保されるとともに,占領地域自身（したがってドイツ側の意志が反映される）の復興の道が拓かれた。国内政治的には,同年 4 月半ばにドイツ社会主義統一党が結成（KPD と SPD の合同）され,同党は SMAD との関係を一層深めつつあった。そうした政治的接近もあって,ソ連のデモンタージュ政策は最終局面に入ったかに見えた。

しかし,この時期は,政治的には米ソ対立を軸と東西冷戦が深化しつつあった時期であり,ソ連の対ドイツ政策も揺れ動いていた。1946 年 10 月下旬からは,それまで解体の対象からはずされていた,あるいは部分解体されていた部門,とりわけザクセン=アンハルト[126]の航空機製造部門と,テューリンゲンに集中していた光学・精密機器部門でのデモンタージュが突如として実施された。

航空機製造は,ドイツの非軍事化の目的からすれば,完全解体順位ナンバー 2 の部門[127]であり,占領当初から完全なデモンタージュの対象となっていたはずであるが,1946 年秋まで,同部門の解体はソ連軍政部や駐留軍の軍需・民需との関連で先延ばしにされていたのである。とはいえ,先にあげた国際情勢のなか,ソ連の経済復興と軍事力強化に向けて,航空機製造部門の重要な拠点はデモンタージュの波に呑み込まれた。戦時期の軍用機の生産の要であったデッサウ（Dessau：かつてのアンハルト州の首都）に立地するユンカース飛行機工場群（Junkers-Werke in Dessau：戦闘機メッサーシュミットを製造）,ザクセン=アンハルトのハレ（Halle）にあったジーベル飛行機工場（Siebel Werk in Halle）,マクデブルクの隣町（南方へ約 30km）のシュタースフルト（Staßfurt）にあったヘンシェル飛行機工場（Henschel Werk in Staßfurt）などは,この時期に大部分が解体された[128]。このデモンター

ジュにより,わずかな部分を残して,航空機組立工場の主要設備,エンジン,胴体,翼面,尾翼,各種部品（燃料タンク,圧力計,小型鋳造・圧延部品等々）の工場施設がソ連に持ち去られた（**第1-18表**）[129]。

第1-18表　ザクセン=アンハルトにおける航空機工場のデモンタージュ

場所	（原語表記）	会社名	主要製品
アーケン	Aken	ユンカース・モーター工場	エンジン、部品
ベーンドルフ	Beendorf	ジーメンス＆ハルスケ航空機器工場	航空機器（電気・電子部品）
ベルンブルク	Bernburg	エンジン	エンジン
ビッターフェルト	Bitterfeld	IGファルベン　北=南	ボディー用部品
デッサウ	Dessau	ヴォルフラム機械工場	各種部品
デッサウ	Dessau	航空機試作工場	エンジン
ハレ	Halle	ジーベル航空機工場	組立
アイレンブルク	Eilenburug	ツィマーマン	燃料タンク
ハルバーシュタット	Halberstadt	BMW	エンジン
ハルバーシュタット	Halberstadt	ユンカース工場	主翼
マクデブルク	Magdeburg	ユンカース・モーター工場	エンジン
モアスレーベン	Mohrsleben	アスカニア工場	各種部品
ケーテン	Köthen	ユンカース工場	エンジン
ムルデンシュタイン	Muldenstein	ユンカース・モーター工場	エンジン
オッシャースレーベン	Oschersleben	AGOモーター工場	エンジン
オッシャースレーベン	Oschersleben	AGO航空機工場	組立
ザンガーハウゼン	Sangerhausen	航空機工場	建設中だったものを解体
シェーネベック	Schönebeck	ユンカース部品工場	圧延部品
シュタースフルト	Staßfurt	エンジン工場	尾翼
タンガーミュンデ	Tangermünde	ユンカース部品工場	エンジン
ウフルンゲン	Ufrungen	ユンカース部品工場	降着装置
ヴァンスレーベン	Wansleben	地下航空機製造工場	胴体
ウェルニゲローデ	Wernigerode	ユンカース部品工場	圧縮機
ウェルニゲローデ	Wernigerode	ラウテンバッハ鋳造所	エンジン用鋳造部品

注）AGO：Apparatebau GmbH Oschersleben。第一次大戦中は、Akitiengesellschaft Gustav Ottoの頭文字として使われていた。

資料：Karlsch,Rainer, Die Demontage in Sachsen-Anhalt　in: Karlsch, Rainer/Laufer, Jochen(hrsg.), *Sowjetische Demontagen in Deutschland 1944-1949. Hintergründe, Ziele und Wirkungen*, Berlin 2002, S.237-238.

第Ⅲ期からの方針転換とも見えるこの動きに対して,ジューコフ元帥にかわって SMAD 長官となったソコロフスキー上級大将は,第Ⅱ期に議論されていたミコヤン方式の賠償（ドイツで生産し,ソ連に供給する=現物供出）や,SED や労働組合などの諸要求を考慮して,本国の特別委員会にデモンタージュの停止を要請し続けていた。

象徴的な事例としては,航空機製造部門と同様にこの期まで大がかりな解体が回避されていたカール・ツァイス・イエナのケースがあげられる。光学・精密機械部門に分類されるこの企業は,州有化されたり,SAG の傘下に統合されたりした他の企業とは異なり,その光学

分野の最先端の技術,軍事技術への応用などの観点から特別な扱いを受けてきた。先のソコロフスキー長官も,デモンタージュによって占領地域から設備・機械を移送することよりも,ソ連の労働者をイエナに招聘して訓練するほうが効果的であることを提案した。しかし,すでに 1946 年 7 月 16 日付けのソ連邦閣僚会議令でスターリンが決定していた完全デモンタージュは覆されることはなく,その際に任命されたドブロヴォルスキー（それまでツァイスのソ連側総支配人）の指揮・監督のもとで 46 年 10 月 22 日から 1 万 8,000 名の人員を投入した解体作業が始まった。同社のドイツ側経営陣は,すぐさまテューリンゲン州政府,SED,労働組合に陳情し,それらの代表とともに軍政部のソコロフスキー長官に解体の中止を求め続けた。しかし,この第Ⅳ期の解体についてソ連側の方針は変わることはなかった[130]。1946 年 11 月 5 日には,「6％」を残す,という内容の閣僚議会指令が下されたものの,当時世界的に有名だったコンタックス（Contax）カメラのレンズをドレスデンのカメラ製造業に供給し,賠償のための生産を継続するための設備を残すことが,かろうじて保証されたにすぎない[131]。

たしかに,第Ⅱ期から第Ⅲ期にかけて,デモンタージュ政策全体の基調は,懲罰主義的路線の放棄に傾いていた。だが,軍需に関連する最新鋭の機械工業部門（航空機製造,光学・精密機械）については,解体と本国への移送という志向は失われていなかったということができよう。

では,この時期のデモンタージュは,ソ連の利害に適うものになったのであろうか。カール・ツァイス・イエナの事例で,それを確認してみよう。先に述べたように,同社は,それまでデモンタージュの対象から,さらには公有化やソビエト株式会社への転換からも外され,対ソ賠償向けの製品を占領地域内で生産してきた。しかし,1946 年 10 月には,カール・ツァイス傘下のゲラ（Gera）とポョスネック（Pößneck）の工場が,47 年初頭には,イエナ（Jena）とザールフェルト（Saarfeld）の工場が,そして 47 年 3 月 20 日のショット・ガラス工場の解体され,10%未満の生産設備を残して同社のデモンタージュは終了した[132]。

解体された設備・機械,器具,製品在庫は,ウラル以東のノヴォシビルスク（空軍用距離計）,モスクワ近郊の諸都市（リトカリノ,ザゴルスク,クラスノゴルスク）,レニングラード,ウクライナなどに分散して輸送された[133]。**第 1-19 表**からは,それぞれの移送先において再度組立てられ,再稼働することが計画されていた設備・機械が,軍需生産と民需生産の双方に関連するものであったことがわかる。とくに前者からは,ソ連政府がカール・ツァイス・イエナのデモンタージュにこだわった背景が浮かび上がってくる。当時は,チャーチルの「鉄のカーテン」演説を境に,ソ連が原爆開発やミサイルの製造に乗り出し始めた時期であった。冷戦が始まり,核兵器やミサイルによる軍事均衡を保つためにドイツの関連技術を投入するという考えは,46 年から 47 年にかけて強まっていた,といえよう。

第1-19表　カール・ツァイス・イエナのデモンタージュと生産設備の移送先

経営体番号	工場所在地	接収予定の生産設備と関連部門	接収予定生産設備数
第69工場	ノヴォシビルスク（シベリア最大の都市）	空軍用距離計（測距儀）	200
第233工場	リトカリノ（モスクワ市中心から南東に30km）	＊1945年10月時点で計画されていなかった	予定なし
第237工場	レニングラード	軍用望遠鏡	50
第297工場	ヨシュカル・オラ（現、ロシア連邦マリ・エル共和国）	空軍用距離計（測距儀）	620
第304工場	ゴーリキ	大砲用発射装置	619
第349工場	レニングラード（現サンクトペテルブルク）	光分装置	98
		天文学用機器	583
		海軍用距離計（測距儀）および潜望鏡	442
		上記製品の生産のための光学部門	250
		上記製品の生産のための器具製造門	800
		上記製品の生産を支援するその他の部門	300
第353工場	イジュム（現、ロシア連邦ウクライナ共和国ハルキウ州の町）	眼鏡レンズ	745
		眼鏡フレーム	50
第355工場	ザゴルスク（モスクワ市中心から北東に70km）	照準望遠鏡	78
		測光機器	96
		医療機器	96
		オペラグラス	132
		上記製品の生産のための光学部門	50
		上記製品の生産のための器具製造門	100
		上記製品の生産を支援するその他の部門	50
第356工場（217工場）	スヴェルドロフスク（ウクライナ共和国ルハンシク州南東の都市）	＊1945年10月時点で計画されていなかった	予定なし
第357工場	レニングラード	顕微鏡	317
		上記製品の生産のための光学部門	50
		上記製品の生産を支援するその他の部門	50
第393工場	クラスノゴルスク（モスクワ市中心から北西に25km）	カメラ用レンズ	392
		航空写真用カメラ	384
		上記製品の生産のための光学部門	30
		上記製品の生産のための器具製造門	400
		上記製品の生産を支援するその他の部門	150
第569工場	ツァゴルスク	手動測定器	840
		機械測定器	438
第589工場	モスクワ	爆撃照準器	567
第780工場	レニングラード		予定なし
第784工場	キエフ（ウクライナ共和国の首都）	測地機器	968
		工作機械	736
		上記製品の生産のための光学部門	50
		上記製品の生産のための器具製造門	300
		上記製品の生産を支援するその他の部門	150
Go Ⅰ	レニングラード	＊1945年10月時点で計画されていなかった	予定なし

出典：Uhl,Mathias, Demontage der Carl Zeiss Werke in Jena, in: Karlsch,Rainer/Laufer, Jochen(hrsg.), *Sowjetische Demontagen in Deutschland 1944-1949. Hintergründe, Ziele und Wirkungen*, Berlin 2002, S.141-142.

移送された生産設備・機械の多くは,不幸な運命をたどることとなった。第一の理由は,原子爆弾の開発やドイツ製の地対地弾道ミサイル A4（のちにコード名 V2 と呼称された）をベースとする技術開発に莫大な資金が必要となり,イエナから移送されてきた物資の利用が,軍事関連のものを除いて 1948 年まで先延ばしになったことである[134]。1947 年夏（デモン

タージュから 10 ヵ月後）になっても,設備の再構築が行われたのは,ノヴォシビルスクの空軍用距離計とモスクワの爆撃照準器の工場にすぎなかった。民生需要関連の光学機器製造に至っては,運ばれてきた設備・機械の 20 パーセント～40 パーセント（各製品ごとに幅がある）が再組立されただけであった。組立てられることのないまま倉庫に保管されたり,野ざらしにされ錆びついてしまったりするケースも少なくなかった[135]。また,再構築にこぎ着けたとしても,ソ連製の生産設備と組み合わせた場合に,工業規格の違い,技術水準の違いなどが障害となって効果的な生産の流れやリズムが作り出せないこともあった。さらに,再構築は行われたものの,専門家,エンジニア,熟練工の不足により実際の操業に困難が生じた,ともいわれている[136]。ドイツの最新技術をベースとする光学機器部門の創出というソ連側の目論見は,デモンタージュされた設備・機械を活用できないまま,頓挫したといえよう。

なお,ツァイスに代表される光学機器部門とは対照的に,航空機製造部門については,移送された設備・機械の多くを２つの組立工場と３つのエンジン工場に集中し,再構築が行われた。また,ミサイル開発関連では,カリーニングラードの第 88 研究所（第１特別設計局が設置された）の建設にあたっては,1946 年 12 月 17 日から 47 年 4 月 1 日までに,ドイツの７つの工場（ノルトハウゼンの岩塩採掘抗を利用したユンカース工場をも含む）から 2000 貨車で運ばれた 1 万 2000 点あまりの設備・機械が再利用された[137]。そこでは,ドイツ人の科学者・技術者とともに,ソ連の研究スタッフが共同で研究開発し,47 年には,V2 の改良型として R-1 多弾頭ロケットが開発された。ドイツの非軍事化と引き換えに,ソ連とアメリカの核兵器と大陸弾道ミサイルをめぐる競争が始まる出来事であった。

（６）デモンタージュ政策の終了

デモンタージュの第Ⅴ期（1947 年秋から 48 年春）は,前期から続く褐炭採掘工場と発電所（エネルギー部門）における解体で幕を開けた。前述の人民投票運動ののちに州有化された褐炭・ブリケット部門（ザクセン北部,ザクセン=アンハルト東部,ブランデンブルク南部）の工場がデモンタージュの対象とされたことは,占領地域内のドイツ人たち（とくに SED）を驚愕させた。社会主義化という思惑とは別に,ソ連は本国の原燃料の供給問題の解決を優先したことを想起できる措置であった。これにより,褐炭・ブリケットの生産能力の約 70%はソ連に接収され,生産高は,ほぼその数字に呼応する形で 46 年半ばの 22,080 トンから 6,550 トンへと激減した,といわれている[138]。それは生活を一層悪化させることにつながり,ソ連やその傀儡とみなされていた SED への住民の不信は強まっていった。

また,鉄道部門では,1,200km に及ぶ線路の撤去が行われた。すでに１万キロメートルにも及ぶ主要幹線の解体・撤去が行われていたが,この時期のデモンタージュにより占領地域内の支線のほとんどが失われたといわれている。1947 年 9 月以降に撤去された線路として記録されているものとして,つぎのものがあげられる。①ザクセン州の東部を走るビショーフスヴェルダ（Bischofswerda）とツィッタウ（Zittau）間の本線に連結する狭軌鉄道路線タ

ウベンハイム（Taubenheim）―デュルヘナースドルフ（Dürrhennersdorf）間の線路,ベルリンから約 70km に位置するブランデンブルク州のコッツェン村（Kotzen）―ハーベルラント・ハウプトカナール（Havelländischer Hauptkanal：エルベ川に通じる幹線運河）の間の狭軌鉄道路線もその一部であった[139]。このような地方の支線までをも含む鉄道の解体・撤去の結果,最終的には 11,800km の線路がソ連に移送された。複線の片側だけでなく,両方の線路が撤去された路線の存在（6,300km といわれる）は,占領地域の輸送網を寸断し,東ドイツの経済復興過程のみならず,将来にわたって運輸上の隘路となった。

デモンタージュの最後となったのは,1948 年春に,それまで SAG として生産してきた 3 つの経営の「部分解体」であった。アルンシュタットとゲラのジーメンス＆ハルスケの工場（無線技術とコンデンサーの生産）の解体と,シュコパウにあるブナ工場群の解体がそれであった。ブナ工場群については,SAG“Kautschuk”の傘下工場として,合成ゴムの製造し,45 年～47 年までの間,生産高を増大させていた。国内供給と賠償の双方の利害に適った状況があったにもかかわらず,ソ連は突如として 1948 年 4 月 5 日に解体を始めた。解体の主要な対象となったのは,合成ゴム製造の最終段階の設備・装置であった[140]。それは,43 年の設備資産の「約 40%」であったといわれている[141]。デモンタージュ前後の合成ゴムの生産高の推移からは,当時の解体の影響の一端を垣間見ることができる（**第 1-20 表**）。1946 年から 47 年にかけて生産の回復が見られたものの,48 年には再度生産高の急落を記録することとなった。ソ連のデモンタージュ政策は,その最終局面において,占領地域の経済復興にネガティブな影響をもたらしながら,1948 年春に終了した。

第1-20表　ブナ工場群の合成ゴム生産の推移

年	合成ゴム生産高（トン）	指標　1943年=100
1943	69,000	100
1944	46,200	67
1945	7,200	11
1946	24,100	35
1947	38,500	56
1948	27,100	39
1949	30,700	44
1950	39,500	57
1951	48,600	70

出典：Karlsch ,Rainer, Demontagen in Sachsen-Anhalt, in: Karlsch, Rainer/Jochen Laufer(hrsg.), *Sowjetische Demontagen in Deutschland 1944-1949. Hintergründe, Ziele und Wirkungen,* Berlin 2002, S.271.

（7）デモンタージュの全体像

1945 年から 48 年まで続いたデモンタージュにより,ソ連占領地域は,推定で 61 億ライヒスマルクに相当する物的資産を失ったといわれている。その構成を推定するために,50 年代

の研究者（以下,「同時代研究」）が発表した数字と,ヴェルナー・マトシュケが集計した数字の対比を,**第 1-21 表**を見ながら確認しよう。

第1-21表 工業部門・製品別の解体率の比較 a)

	解体による損失 b)［100万ﾗｲﾋｽﾏﾙｸ］				解体率	同時代研究（1947年～53年） ＊Melzerを除く					
	建物	設備・機械	在庫	合計	（設備・機械）	Rupp c)	Harmssen d)	Nettl e)	MG f)	Sopade g)	Melzer h)
縫製		58.45	17.45	75.90	19.0						
捺染		86.00	4.00	90.00	22.0						
製糸・織布		95.80	15.00	110.80	25.0	15	20-30	10	15	15	15
砂糖		37.60		37.60	25.0						
製菓		31.20	2.70	33.90	25.0						
褐炭ブリケット加工	15.00	349.00	10.00	374.00	30.0		19以上				
紙・パルプ		124.80	42.50	167.30	30.0	45	40-50	40	40-50	45	45
自転車・ミシン・ベビーカー i)		38.00		38.00	35.0						
褐炭採掘		210.00		210.00	43.0		20以上				
製靴		22.20	3.90	26.10	45.0	15	30-35	15-20	15	15	15
精密機器・時計		96.00	19.00	115.00	53.0						
カリ・岩塩採掘	3.50	38.50	20.00	62.00	55.0						
染料・塗料		25.30	4.00	29.30	55.0						
合成繊維		53.30	3.70	57.00	55.0	30	30-55	30	35	35	50
金属加工品	2.50	36.80	6.00	45.30	65.0						
製紙機・印刷機		42.70	3.10	45.80	65.0						
写真用化学		26.95	5.55	32.50	70.0						
工作機械		140.40	13.60	154.00	75.0	53.00	55-63	60	55	55	72
繊維加工機		79.30	5.93	85.23	75.0						
光学機器		287.10	31.60	318.70	76.0	63.00	55-63	70	60	60	60
電機		45.60	12.40	58.00	77.0	60.00	55-63	60	60	60	60
自動車	1.30	61.20	9.60	72.10	80.0	54.00	55-63	65	55	55	65
電気・電線		96.80	38.20	135.00	80.0						
鉄鋼	12.30	185.00	10.70	208.00	87.0	64/80	50-55	40	80	80	54
非鉄金属	31.80	154.20	18.40	204.40	87.0						
合成燃料	112.00	538.00		650.00	90.0						
事務機器・文房具		42.90	1.70	44.60	90.0						
軽金属加工	11.60	205.90	6.50	224.00	95.0						
飛行機	25.10	128.60	46.00	199.70	99.7						
飛行機エンジン	15.70	145.10	25.80	186.60	99.8						
小計（上記30工業部門分）	230.80	3482.70	377.30	4090.80							
その他（27工業部門分） j)	4.05	375.91	62.86	442.82							
合計	234.85	3858.61	440.16	4533.62							

a) 原料化学部門を除く。

b) 100万ライヒスマルク：1938年価格で算定

c) Rupp,Franz Reparationsleistungen der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands, in: *Bonner Berichte aus Mittel-und Ostdeutschland*, Bonn 1953.

d) Harmssen, Gustav-Wilhelm, *Reparationen, Sozialprodukt, Lebensstandard. Versuch einer Wirtschaftsbilanz*, Bremen1948.

e) Nettl, J. Peter, *Die deutsche Sowjetzone bis heute. Politik, Wirtschaft, Gesellschaft*, Frankfurt am Main 1953.

f) Manchester Guardian, 1947. February 21.

g) Vorstand der Sozialdemokratischen Partei Deutschland(hrsg.), Die Reparationen in der Sowjetzone von 1945 bis 1952, in: *Sopade-Informationsdienst*, Denkschriften 51, Bonn 1953

h) Melzer, Manfred, Anlagevermögen, Produktion und Beschäftigung der Industrie im Gebiet der DDR von 1936 bis 1978 sowie Schäztung des künftigen Angebotspotentials, in: Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung, *Beiträge zur Strukturforschung*, Heft 59, 1980.

i) この部門（自転車・ミシン・ベビーカー）の企業のうち、軍需生産向けの部品供給を担っていたものが、解体の対象となった。

j) 例えば、楽器、木工、紙加工、皮革、鉄鉱石、石炭、汲み上げポンプ、計測・計量器、巻上げ機、化学の一部など。

資料：Matschke, Werner, *Die industrielle Entwicklung in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands(SBZ) von 1945 bis 1948*,Berlin 1988, S.190-193 und S.190-193-333.解体率で並べ替えを行った。また、1947年～50年代初頭の研究で示された推計値を加え、比較可能な表に作り変えた。

マトシュケの試算では,化学原料の生産工場,カリ鉱山が外されているほか,部分解体された工場も集計されていない。デモンタージュによる損失は,約 45 億 3000 万ライヒスマルクと計上されている。部分解体をも含めた金額は,マトシュケも加わった共同研究で作成された**前掲第 1-13 表**によれば約 61 億ライヒスマルクであった。

そのことを考慮したうえで,**各工業部門あるいは製品ごとの解体率**を確認すると,工場の設備・機械,建物,製品在庫の合計の 4 分の 3 以上が解体・没収された部門は,鉄鋼・非鉄金属,そして機械製造に集中していたこと分かる（「同時代研究」では,おおむね 5 割から 6 割）。それは,デモンタージュの焦点が,1946 年秋以降に軍需生産の解体に向かっていったことと無縁ではない。数値をみても,鉄鋼・非鉄金属,飛行機部門,軽金属加工,自動車,電機,工作機械,光学機器部門の解体率が高い。

賠償のパターンについてみると,**鉄鋼部門**の場合には,早くから「解体」が行われ,第Ⅱ期までに８割以上の生産能力が,ソ連に接収された。これは,鉄鋼業が,のちにソ連占領地域＝東ドイツ工業最大の隘路となる原因の一つとなった。

機械製造部門については,デモンタージュの第Ⅰ期から第Ⅲ期にかけて,本国向けのみならず,ソ連駐留軍の需要をも満たす賠償向け生産を行い,解体を免れていた工場が少なくなかった（カール・ツァイス・イエナ,飛行機工場などの事例）。デモンタージュの第Ⅲ期半ばになると,機械製造部門の３つの SAG（“Amo”,“Awtowelo”,“Transmaschi”）に,それら一部の工場が再編された。ただし,興味深いことに,軍需と直結していた航空機部門の工場（ユンカース社やヘンシェル社の諸工場）や,生産能力の高いカール・ツァイス・イエナ社とその傘下工場は,それらの SAG 傘下に統合されることはなかった。また,当時の公有化の動きにのって所有主体が変わることもなかった。それが第Ⅳ期から第Ⅴ期になると,「残りの解体」ということで,公有化されず,また SAG 傘下に統合されなかった工場（経営）が,デモンタージュの対象とされる場合もあった。

「残り」とはいえ,それらは,決して生産能力の低い,文字通りの「残滓」ではなかった。例えば,カール・ツァイス・イエナのように,当時の最新鋭機器,設備,旧経営陣の一部,エンジニア,熟練工を中心に組織された生産能力の高い工場であった。同社は,賠償生産の重要な担い手であったにもかかわらず,その物的資産の大半を持ち去られてしまった。デモンタージュ政策が終了する半年前（48 年春で終了）の出来事だっただけに,ドイツ側は驚愕した。おそらく,ソ連側にとっては,それまで製品を本国に供給するという形で行われていた間接的な賠償の一部を,デモンタージュの終了前に,ソ連本国での生産に切り替える,という意図が働いたものと思われる[142]。

解体率にやや格差はあったものの,**化学工業部門**においては,5 割から 9 割の工場解体を伴うデモンタージュが行われた。その推移については,上記の機械工業に共通する動きがあった。第Ⅰ期から第Ⅱ期に,化学工業の主力工場（ロイナ,ヴォルフェン,ブナ,ビッターフェルト）は解体されず,賠償生産の担い手とされた。そして,第Ⅲ期には,ロイナ,ヴォルフェン,ビ

ッターフェルト（電気化学）での部分解体が行われたり,SAG への転換がなされたりした。さらに,デモンタージュの最終局面となった第Ⅴ期に,最新の合成ゴム生産の設備を備えたブナ工場が「再解体」された。パターンとしては,機械工業と同様のものがあった。

上記の重化学工業部門が辿った道とは異なり,物資不足が深刻化していた**消費財部門**の生産能力の没収は,住民の生活や駐留軍の需要を充たすために,他の部門に比して軽微な規模で行われた。表からは,建物について,ほとんどが解体の対象とされなかったことも分かる。

以上でみてきた戦後のソ連占領地域のデモンタージュ（1945 年春から 48 年春）は,49 年に建国される東ドイツの工業の再建にどのような影響を与えたのだろうか。ここまでで得られた知見を整理しておくことにしよう。

デモンタージュは,1945 年から 53 年までの 8 年間（占領開始から対ソ賠償の完了まで）のうち,最初の 3 年余りに行われた対ソ賠償の一部であった。西側占領地区が,早期にデモンタージュ政策を廃止したのに対して,ソ連は,「設備を分解し,列車に積んで,本国に移送する」という暴力的・強権的なデモンタージュを実施した（とくに第Ⅰ期と第Ⅱ期）。重化学工業部門の工場の解体率が非常に高かったことは,そうした工場解体の結果であり,それがソ連占領地域の生産力水準の低下につながったことは疑う余地もない。

その反面,個別の事例から見えてきたことは,当該部門を代表するような主力工場,したがって生産性が高く,高品質の製品を供給できる工場は,ソ連側が受け取る賠償上のメリットもあり,すぐには解体されなかったことである。また,解体を前に,公有化されたり,SAG に転換されたりしたことで,デモンタージュの対象とならなかった工場もあった。　この事実は,本論でも指摘したように,無秩序なデモンタージュをやめ,生産能力を維持し,賠償を現物の形で供給させようとする方針に転換したことと符合する。一つは SAG の設立とそこからのソ連への賠償供給であり,また,現物供与の前提としての工業経営の公有化によるドイツ側の生産の復興と正常化であった。

問題は,さらに,この賠償政策の変更が,ソ連占領地域の社会主義化を後押しするものだったのか,それとも自国の経済的利害ゆえの変更だったのかどうか,という点にも及ぶ。

いわゆる「スターリン・ノート」[143]（1952 年 3 月 10 日）によれば,ソ連は,西側連合国との駆け引きのなかで,非同盟中立国としての東西ドイツ統一を構想していた。また,全ドイツ的な共産主義化をも目論んでいた,といわれる。その一方で,統一の頓挫を前提に占領地域の社会主義化を追求していたことは,本稿でみてきたデモンタージュ政策の転換の背景の一つにあげることができよう。ソ連は,統一から得られるメリットと占領地域の再建を通じて得られる賠償と将来の貿易上の利益を天秤にかけていたことも考えられる。

こうした,いわば二兎を追う政策は,ソ連占領地域＝東ドイツで政治の実権を握りつつあったドイツ側の政策担当者たちにとってはジレンマとなっていた。SED が分断の固定化に固執し,統一ドイツ論をまったく放棄することは,ソ連の思惑からはずれるだけでなく,民意をも無視することになりかねなかったからである。占領当初から二つの建国を伴う東西分

断を望んでいたドイツ人はいなかったであろう。したがって,SED は統一論への支持を表明する必要があったのではないかと思われる。

他方,かりに全ドイツ的統一がなされた場合,SED はソ連の後ろ盾を失うことになるし,西側占領地域での選挙に勝利する可能性は低かったに違いない。したがって,SED は,ソ連のドイツ統一への意思表明を,もろ手を挙げて支持することはできなかったはずである。

1945 年～48 年は,ソ連にとって,そして SED にとって,政治的には統一論をめぐって揺れ動いていた時期であった。それは,陰に陽に,ソ連占領地域に対するソ連側の対応に影響を与え,本稿で整理してきた賠償政策の変化をもたらしてきたものと思われる。

第 1 章末尾注

1 このチェコ北部のクレコノシェ山脈を水源とし,ドレスデン,ヴィッテンベルク,デッサウ,ヴィッテンベルゲ,ハンブルク,北海へと流れるエルベ川にかかる橋のうえで,米ソ兵士の間で不戦の決意が語られたとして,「エルベの誓い」という言葉が生まれた。この出来事は,ドイツの敗北と米ソ間のつかの間の平和を象徴するものであった。

2 Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen (Hrsg.), *SBZ von 1945 bis 1954*, 3.,durchgesehene Auflage, Bonn und Berlin 1961, S.9.

3 山田晟『東西両ドイツの分裂と再統一』有信堂高文社,1995 年,81 頁で指摘されているように,アメリカ軍ならびにイギリス軍のベルリンへの進駐は,テューリンゲン,ザクセンから撤退することの公式の交換条件ではなかった。

4 1945 年 6 月 16 日のトルーマンとスターリンとの往復書簡で,7 月 1 日にテューリンゲン,ザクセン,旧プロイセン領ザクセン,メクレンブルク西部からの撤退の開始が討論されていた。

5 その後,境界線の小さな変更はあった。たとえば,1945 年 11 月 27 日には,ホルシュタイン州のラウエンブルク侯爵領（ラッツェブルク郡）の三つの村と,メクレンブルク州ショーンベルク郡の三つの村が交換されたり,同年 8 月 30 日には西ベルリンのシュパンダウ区の一部と東ベルリンのグロース・グリニッケの一部が交換されたりした。Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen (Hrsg.), *SBZ von A bis Z*, zehnte, überarbeitete und erweiterte Aufl., Bonn 1966, S.103.

6 クレスマン,クリストフ（石田勇治・木戸衛一共訳）『戦後ドイツ史 1945-1955【二重の建国】』未来社,1995 年,,39 頁。この本を補完する資料集として,Kleßmann,Christoph/Wagner, Georg D*as gespaltene Land: Leben in Deutschland 1945 bis 1990*, München 1993 も参照されたい。ポツダム宣言の当該箇所については Historische Gedenkstätte des Potsdamer Abkommens Cecilienhof(Hrsg), *Das Potsdamer Abkommen: Dokumentensammlung*, Berlin 1984, S.192-193.

7 オーデル・ナイセ線を国境とする点について,1949 年の建国前までは,ソ連占領地域のキリスト教民主党はもとより,合同後の SED までもが否定的な立場を表明していた。47 年 3 月のフランクフルト・アム・マインのドイツ共産党（西側占領地域）におけるグローテヴォールや,ミュンヘンの記者会見でのピークの発言は,非常に明確であった,といわれている。しかし,建国後,両者からは,ポーランド人民との平和・友好の境界線としての確認がなされた共同宣言が発表され,ソ連とポーランド政府の立場を代弁するようになった。Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen (Hrsg.), *SBZ von 1945 bis 1954*・・・, S.51, S.61 und S.121, 西ドイツ政府からは,70 年のワルシャワ条約に至るまで,ポツダム宣言における留保規定（講和会議までの延期）をめぐって対立の立場が表明され続けた。Eppelmann, Rainer /Möller, Horst/Nooke, Günter/Wilms, Dorothee (Hrsg.), *Lexikon des DDR-Sozialismus Band2*, 2.,

aktualisierte und erweiterte Auflage, Paderborn 1997, S.596-598.

8　難民・被追放民は,旧ドイツ領出身のドイツ系住民とそれ以外のズデーテンラント,ハンガリー,ルーマニア,ユーゴスラヴィアのドイツ系住民であった。合計 1765 万人のドイツ系住民のうち,272 万人はそれぞれの地元に残ることができたといわれる。また,戦死者,追放後の移動中に亡くなった者の数は 320 万人にのぼるといわれている。永井清彦『現代史ベルリン』(増補),朝日新聞社,1990 年) 26-34 頁。なお,ソ連占領地域では,1945 年 10 月 8 日にザクセン州政府が「ドイツ人避難民 deutsche Flüchtlinge」という用語の使用を禁じて以降,「被追放民」という言葉も用いられなくなり,「移住者」Umsiedler と表現されるようになった。のちに,SMAD は,占領地域全体に同様の措置を講ずるよう命令した。Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen(Hrsg.), *SBZ von 1945 bis 1954*・・・S.28.当時のポーランド,チェコスロヴァキアなどからすれば,「追放」ではなく「移住」のほうが,その強制的性格を希薄化する手段になりえただろうし,反対に「被追放民」の受け入れ政策を展開した西ドイツ政府にしてみれば,東西冷戦下でのイデオロギー対立に,この事態を利用することができたであろう。広渡清吾『統一ドイツの法変動』有信堂高文社,1996 年,221-226 頁。Schwartz, Michael, Umsiedlerpolitik in der Krise? : Das Vertriebenenproblem in der Gründungsphase der DDR 1948-1950, in: Hoffmann, Direk/Wentker, Hermann(Hrsg.), *Das letzte Jahr der SBZ*, München 2000,S.185-186.なお,次の文献では,東西ドイツの見解の相違に配慮したうえで,「難民」と総称している。足立芳宏『東ドイツ農村の社会史 :『社会主義』経験の歴史化のために』京都大学学術出版会,2011 年の 26 頁および 44 頁の注を参照されたい。

9 フランスは,被追放民の受け入れを拒否したため,英米両占領地域のみが被追放民を受け入れた。なお,西側占領地域の総人口に占める被追放者の割合は 17%であったが,その全失業者数に占める割合は 36%にものぼった (1949 年末)。Hardach, Karl, *Wirtschaftsgeschichte Deutschlands im 20. Jahrhundert*, 2., durchgesehene Aufl., Göttingen 1976,S.119.当時は,西ドイツの失業者の 3 人に 1 人は被追放者,という認識が一般的であった。Geißler, Rainer, *Die Sozialstruktur Deutschlands*,Opladen 1992,S.296.

10 Benz, Wolfgang, Vierzig Jahre nach der Vertreibung. Einleitende Bemerkungen, in: Benz, Wolfgang(Hrsg.), *Die Vertreibung der Deutschen aus dem Osten: Ursachen, Ereignisse, Folgen*, Frankfurt am Main 1988,S.12-13.参照。このほか,オストブランデンブルクから 13 万人,ハンガリー,ルーマニア,ユーゴスラヴィアから 47 万人,その他の国・地域から 43 万人が流入した。なお,英米仏占領地域 (あるいは建国後の西ドイツ) には 1950 年末までに,約 156 万人がソ連占領地域から移動した (49 年建国以降は「共和国逃亡者」=Republikflüchtlinge と呼ばれた)。

11 1944 年以降のオストプロイセン,ヴェストプロイセン,シュレージエン,ポンメルンからの疎開・逃亡,追放の実態については,永岑三千輝「疎開と逃避行,追放による難民化　ー敗戦前後の東部地域のドイツ人民衆　ー」,『經濟学季報』(立正大学経済学会編) 第 45 巻第 1 号,1995 年,川喜田敦子「東西ドイツにおける『被追放民』の統合」,『現代史研究』第 47 巻,1-16 頁などを参照されたい。

12 このほか,オストブランデンブルクから 23 万人,ハンガリー,ルーマニア,ユーゴスラヴィアから 9 万人,その他の国・地域から 8 万人が流入した。Eppelmann, Rainer /Möller, Horst/Nooke, Günter/Wilms, Dorothee(Hrsg.), *Lexikon des DDR-Sozialismus Band 2:N-Z*,・・・ , S.893.

13　男女の構成については,Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen(Hrsg.), *SBZ von A bis Z*,・・・, S.508 参照。

14 Eppelmann, Rainer /Möller, Horst/Nooke, Günter/Wilms, Dorothee(Hrsg.), *Lexikon des DDR-Sozialismus Band2:N-Z*,・・・S.894.

15 移住してきた被追放者は,社会扶助の支援を受けていた者の 45.4%を占めていた。Frerich, Johannes/Frey, Martin, *Handbuch der Geschichte der Sozialpolitik in Deutschland Band 2: Sozialpolitik in der Deutschen Demokratischen Republik*, München und Wien 1996,S.26-27.

16 *Ebenda*,S.58.たとえばテューリンゲン州では,移住してきた被追放者 (および爆撃の被災者) のために住居を確保するための法律が制定されたり,戦後に放置されたままになった家財道具が提供されたりした。

17 Staritz, Dietrich, *Die Gründung der DDR*, 3.überarbeitete und erweiterte Neuaufl., München 1995,S.65.西側占領地域に移住してきた被追放者の多くも,もともとドイツで農業に従事していた者が多かった。Hardach, Karl, *a.a.O.*,S.119.

18 100 ヘクタール以上農場の所有者および戦争犯罪人・ナチ活動家からの農場の強制収用が行われ,それがこの決定の性急さと強制性に対して,反ファシズム・民主主義のための政党ブロックに所属していた東部ドイツのキリスト教民主同盟 (CDU) が反対 (とくに無償没収との関連) したが,ソ連軍政本部の介入で同党の代表が解任された。詳しくは, Gradl, Johann Baptist, CDU gegen entschädigungslose Enteignung – SMAD erzwingt Führungswechsel,in: Spittmann, Ilse/Helwig, Gisela(Hrsg.), *DDR Lesebuch von der SBZ zur DDR 1945-1949*, Köln 1989,S.149-153.また,当時の CDU の土地改革に関す

る立場を示す資料として,Weber,Hermann, *Von der SBZ zur 'DDR'・・・*,121-122.をあげておく。

19 1947 年の数値は,Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen(Hrsg.), *SBZ von A bis Z*,・・・S.88 参照。1950 年の数値は, Klemm, Volker , *Von den bürgerlichen Agrarreformen zur sozialistischen Landwirtschaft in der DDR*, Berlin 1978, S.156 において,また土地ファンド全体に占める比率は,クレスマン,クリストフ（石田勇治・木戸衛一共訳）,前掲書,1995 年,95-96 頁で確認できる。なお,配分された土地の平均面積は,移住してきた被追放者の 8.4 ヘクタールが最も大きかった。地元の土地なし農民への配分は,平均 7.8 ヘクタールであった。この経営規模は,戦前の 1939 年における 11.2 ヘクタールと大差はない,といわれている。谷口信和『二十世紀社会主義農業の教訓　二十一世紀日本農業へのメッセージ』（農山漁村文化協会,1999 年）,110 頁。

20 Eppelmann, Rainer /Möller, Horst/Nooke, Günter/Wilms, Dorothee(Hrsg.), *Lexikon des DDR-Sozialismus Band2:N-Z*,・・・,S.894.

21 クレスマン,クリストフ,前掲書,313 頁。

22 Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen(Hrsg.), *SBZ von 1945 bis 1954*,・・・S.112.この措置は,1951 年まで続けられ,人民警察の約 3 分の 2 が失職した。当然のことながら,こうした統制の背景には,冷戦の深化があった。

23 Hardach, Karl, *a.a.O.*,S.246.

24 1947 年から Die Statistische Zentralverwaltung für Statistik(Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR 1960/61*, Berlin 1961, S.17.

25 Staritz, Dietrich, *Die Gründung・・・*, S.63.

26 1947 年には,ソ連軍政部の監督下にあったドイツ雇用・社会扶助局（die Deutsche Verwaltung für Arbeit und Sozialfürsorge）の法令にもとづき,失業者保険の給付が行われていた。失業者保険受給の権利は,過去 12 ヶ月間に職がないことを証明できる者で,26 週間以上社会保険料を支払っていた者が得ることができた。しかし,給付は,斡旋された職業を拒んだ者,他の社会保険の受給者,親戚の世帯に居住をともにする者には認められていなかった。Frerich, Johannes/Frey, Martin, *a.a.O.* , S.174-175.

27　女性の雇用をも含む当時の「全面的動員」（Totalmobilisierung）の背景には,失業保険給付の縮小という意図もあったといわれている。年金生活者の就業（1960 年のデータではあるが 59 万人）の奨励も,「全面的動員」の一環であった。Frerich, Johannes/Frey, Martin, *a.a.O.* , S.172.

28 占領地域という概念は,第二次世界大戦後のものであるが,ここでは戦前と戦後の比較を念頭に,あえて占領地域という言葉を用いて論述を続ける。

29 ベルリンのライヒ全体に占める割合は,同市の主力部門であった非鉄金属冶金,化学,ゴム・アズベスト,電機・電器,光学・精密機器,印刷,被服の場合,経営数で 10%～13%,就業者数で 7%～37%を占めていた。それらの部門が首都ベルリンとその近郊（大ベルリン）に集中していたことの表れである（第 1-6 表の数字から算定)。

30　当時の軍事生産に関する資料の一つとして, Eichholz, Dieter,*Geschichte der Deutschen Kriegswirtschaft 1939-1945: Band Ⅱ : 1941-1943*, Berlin 1985, S.645-669 の Anhang をあげておく。1940 年から 45 年までの兵器,戦闘機,自動車,戦車,各種弾薬,機関銃,小銃,手榴弾など,さまざまな武器の生産量が紹介されている。また,Zumpe, Lotte, *Wirtschaft und Staat in Deutschland 1933 bis 1945*, Berlin 1980, S.440-442 の Anhang に掲載されている表も参照されたい。イデオロギー的な解釈を強調する箇所も多数散見されるものの,戦前の統計資料や西側の研究にも依拠した図表の豊富さは実証研究の一助となる。

31 その成長過程においては,官民一体となって,褐炭からの合成燃料の製造拡大に向けた工場拡大や新設が行われていった。詳しくは,Zumpe, Lotte, *a.a.O.*,S.186-192 を参照されたい。

32　加藤浩平「ドイツ分割と東西ドイツの経済関係」,『専修経済学論集』第 27 巻第 1 号,1992 年,189-190 頁。

33　加藤浩平,前掲「ドイツ分割と東西ドイツの経済関係」,189 頁。この鉄鉱採掘・製鉄工場の設立をめぐっては,企業間の駆け引きはもとより,政府と鉄鋼企業との間の利害対立,政府内部の利害対立があった。詳しくは,Zumpe, Lotte, *a.a.O.*,S.202-208 を参照されたい。なお,このザルツギッターの鉄鋼工場は,東西ドイツの分断のみならず,当初から他の地域との有機的連関に欠けていた（周辺に加工部門を設置したり,他部門の企業との連携が作り出されていなかった）ため,第二次世界大戦後に窮地に追い込まれていく。戦時の生産拠点の転換政策の失敗例のひとつとなってしまった。 Henning, Friedrich-Wilhelm, Strukturbeeinträchtigungen unter dem Einfluß der Einengung oder der Beseitigung der unternehmerischen Freiheit im Gebiet der neuen Bundesländer von 1914 bis 1990, in: Feldenkirchen, Wilfried / Schönert-Röhlk, Frauke/ Schulz,Günther (hrsg.), *Wirtschaft, Gesellschaft, Unternehmen: Festschrift für Hans Pohl zum. 60.Geburtstag (Vierteljahrschrift für Sozial-und Wirtschaftsgeschichte: Beihefte; Nr.120a)*, Stuttgart 1995, S.115-116.

34　Henning, Friedrich-Wilhelm, *a.a.O.*, S.111-112.同書では,合成ゴム工場が,ルールのマルル（Marl）やポーランドのアウシュヴィッツにも建設されたことが指摘されていたが,ここではライヒ中部に焦点を当てるため,それらを省いた。

35　Henning, Friedrich-Wilhelm, *a.a.O.*, S.113.

36 ここでは都市名ではなく,東ドイツ時代の「県」（Bezirk）が単位となっていることに留意されたい。

37 Gleitze,Bruno, *a.a.O.*, S.60-64; S.170-171; S.192-193; S.197.このほか,オーデル=ナイセ以東のライヒ東部は,製紙機械,紙・パルプ,マッチ,石鹸・洗剤の生産でも寄与した。

38 Gleitze が 1956 年までにまとめたこの数値からなるこの表は,Hardach, Karl, *a.a.O.*, S.133 で,その後 Staritz, Dietrich, *Gründung・・・* , S.49 において,そして最も最近では,Steiner, André, *Von Plan zu Plan: Eine Wirtschaftsgeschichte der DDR*, München 2004, S.21 で,簡略化された形で典拠されてきた。

39 Barthel,Horst, *a.a.O.* , S.71-78; Matschke, Werner, *Die industrielle Entwicklung in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands(SBZ) von 1945 bis 1948*, Berlin 1988, S. 90-99; Mühlfriedel, Wolfgang/Wießner, Klaus, *Die Geschichte der Industrie der DDR bis 1965*, Berlin 1989, S.20-21; Staritz, Dietrich, *Gründung・・・*, S. 47-49.

40 1936 年から 43 年・44 年にかけてのソ連占領地域と西部の生産高の推移を見ると,「鉱山部門」では褐炭とブリケット,「鉄・非鉄金属冶金部門」では銅とマグネシウム,「機械部門」では紡績機と縫製機,機関車,事務機器,「電機部門」ではラジオ,電球,カメラ,「化学部門」では苛性ソーダ,二硫化炭素（硫黄・燐・油脂・ゴムなどを溶かすために使用される溶媒,殺虫剤,ヴィスコースの製造原料）,窒素肥料,カーバイド,メタノール,アセチレン,写真,ニトロセルロース系合成樹脂,合成ゴム,石鹸・洗剤,ガソリン,「繊維部門」ではストッキング・靴下,ステープルファイバー,メリヤス,「食品部門」では片栗粉,砂糖などが西部よりも成長の幅が大きかった。Gleitze,Bruno, *a.a.O.*, S.191-209.

41 Hardach, Karl, *a.a.O.*, S.133-134; Staritz, Dietrich, *Gründung・・・*, S.49.

42 とはいえ,ソ連占領地域の輸出入はそれぞれ 11 億ライヒスマルクと 7 億ライヒスマルク,西部のそれは 32 億ライヒスマルクと 27 億ライヒスマルクであったことは指摘しておかねばならない（第 1-9 表）。

43　西部ドイツ輸出入額は,巨大都市ベルリンの消費と生産をほぼ完全にカヴァーできるほどの大きさであったことは看過されてはならない（第 1-9 表）。

44 ヤルタ会談の時点では,(1)機械設備の一斉没収,(2)年間を通じた現物納入,(3)ドイツ人労働力の使用を「賠償」の要求項目としてあげていたが,ポツダム会談の時点で(3)は取り下げられた。

45 Matschke, Werner, *Die industrielleEntwicklung・・・*, S.73-74.賠償額の規模をイメージするために当時のマクロ経済指標と比較してみたところ,ソ連が要求した賠償額 350 億～413 億ライヒスマルクは,1937 年のドイツ=ライヒの国民所得（710 億ライヒスマルク）約 50～58%にものぼる大きさであった。同じ年の輸出総額は 59 億ライヒスマルクであり,それは単純に均等割りして 5 年間～7 年間賠償として支払われる規模だったということになる。Das Statistitische Reichsamt(Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich 1938,* Berlin 1938, S.254 und S.559.

46 1946 年に設立されたソビエト商事会社 Sowjetische Handelsgesellschaft は,占領地域内のドイツ企業あるいはソビエト株式会社が生産した商品をソ連・東欧諸国や西側諸国に輸出したり,それらの国から原料・資材を輸入したりしていた。その形態はさまざまで,モスクワの商事会社の支店であったり,在独ソビエト軍政部の経済部局の管理下に置かれた商事会社であったり,ドイツとソ連の合弁会社であったりした。Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen (Hrsg.), *SBZ von A bis Z・・・*, S.428.

47 これまでベールに包まれていたウラン鉱山株式会社の戦後の状況を明らかにした文献としては,Karlsch,Rainer/Zeman, Zbynek, *Uranegheimnisse. Erzgebirge im Brennpunkt der Weltpolitik 1933-1960*, 2. Auflage, Berlin 2003.がある。東ドイツのウラン鉱山とソ連の原子爆弾の開発と紹介は別の機会に譲りたい。

48 ソ連は,占領地域からの賠償以外の純粋な貿易において,1944 年価格（凍結価格）で支払うことができた。それは,戦後のインフレ的時代にあって,ソ連側が価格補助金を受け取ったことになる。そのために,ドイツ側が支出しなければならなかった財政支出が 33 億マルクであった。さらに,ソ連向けの輸出際の包装・梱包,送料,保険金などがドイツ側の負担で支払われねばならなかった。拙稿「ソ連占領下の東ドイツの経済構造　―解体と賠償の影響―」,『秋田経済法科大学経済学部紀要』第 39 号,2004 年,44 頁。

49 またチューリッヒ大学のヨルク・フィッシュの推計では 530～550 億ライヒスマルクとほぼ同額の結果がでている。Fisch, Jörg, *a.a.O.* , S.196. 他方で,マンハイム大学のクリストフ・ブーフハイムは,122 億ドル（約 427 億ライヒスマルク：1938 年の為替レートで換算）と,それらの金額よりも低く見積もっている。**第 1 -13 表**の「間接的賠償（ソビエト株式会社・ソビエト商事会社関連の収入）」,「ウラン鉱山株式会社 Wismut からの供給」,「戦利品等」,「貿易上の損失」の項目を含んでいないことがその背景にあった。Buchheim, Christoph, Kriegsschäden, Demontagen und Reparationen. Deutschland nach dem

Zweiten Weltkrieg, in: Der Deutsche Bundestag (Hrsg.), *a.a.O.* , S.1066. 他の研究者とは対照的に,ブーフハイムは東西ドイツ双方に関わる賠償項目を含めた集計を試み,また戦争被害者への個別補償（東ドイツはソ連・東欧諸国との政治的和解はしたものの,ユダヤ系住民の被害者への補償は行わなかった）を取り上げることにより,賠償の全貌を描こうとしている。

50 1945 年 6 月 9 日,ベルリン中心部から南東に位置するカールスホースト（Karlshorst）に設置され,6 月 10 日には,SMAD 命令第 1 号によって,ジューコフ元帥が初代の最高責任者（翌年 4 月 10 日にソコロフスキー上級大将と交替）となった。Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen (Hrsg.), *SBZ von 1945 bis 1954*・・・, S.10. SMAD の課題の柱は,他の占領地域と同様に「4 つのD」（非軍事化,非ナチ化,民主化,カルテル解体：Demilitarisierung, Denazifizierung, Demokratisierung und Dekartellierung）の原則であり,それに関わる経済的な課題については,軍需産業に関わってきた巨大企業の解体と非武装化,農地改革,非ナチ化政策の一環としての人事粛清,対ソ賠償の管理,ドイツ国民のための戦後復興の指導と管理にあるとされた。

51 Karlsch,Rainer, *a.a.O.* , S.64-71.

52 この時期区分は,Karlsch,Rainer, *a.a.O.* , S.60-89 に拠った。また,加藤浩平,前掲「戦後東ドイツの賠償負担問題」論文,376-380 頁での要点整理もコンパクトで的を得ている。

53 これに対しては,占領地域のドイツ共産党（KPD）やドイツ社会民主党（SPD）から,ソ連軍政本部のジューコフ元帥に略奪の禁止を訴える声があがり,1945 年末までに対価なしの押収の禁止命令が何度も出されたが,犯罪行為はしばらくの間やむことはなかった。Karlsch,Rainer, *a.a.O.* , S.56.

54 Karlsch,Rainer, *a.a.O.* , S.59.

55 20 世紀初頭のドイツ化学工業における利益共同体の形成と展開については,加来祥男『ドイツ化学工業史序説』ミネルヴァ書房,1986 年,132-150 頁,170-188 頁で詳細に分析されている。

56 その拠点は,ザクセン・アンハルトのハレ,メルゼブルクにあった。西側占領地域については,ルートヴィッヒスハーフェンの旧 BASF 資産が,18.3%,ヘキストのそれが 6.8%,その他が 8.5%であった。工藤章『現代ドイツ化学工業史』ミネルヴァ書房,1999 年,278-279 頁。西側では,BASF,バイエル,ヘキストに（再）分割された。

57 Bundesanstalt für vereinigungsbedingte Sonderaufgaben Leuna Werk GmbH(hrsg.), *Leuna. Metamorphosen eines Chemiewerks*, Halle an der Saale 1997, S.165.ロイナ工場以外では,アグファ・ヴォルフェン写真工場では,硝酸銀（感光剤などの原料）が,シュコパウのブナ工場では合成ゴムが接収された（のちに対価が支払われた）。化学部門以外では,ライヒ物理技術局（本部：ヴァイダ Weida,支部：ロンネブルク Ronnebur g ならびにツォイレンローダ Zeulenroda。いずれも,テューリンゲンのグライツ Greiz 郡にある）に保管されていたラジウム（写真乳剤にも利用される）が特殊部隊によって押収された。Karlsch,Rainer, *a.a.O.* , S.59.

58 Karlsch,Rainer/Stokes, Raymond, *Die Chemie muss stimmen*, Berlin 2000, S.21.

59 Sattler, Friederike, Unternehmensstrategien und Poltik. Zur Entwicklung der mitteldeutschen Chemieindustrie im 20. Jahrhundert, in: Rupieper, Hermann-J. / Sattler, Friederike/ Wagner-Kyora , Georg (hrsg.), *Die Mitteldeutsche Chemieindustrie und ihre Arbeiter im 20. Jahrhundert*,Halle(Saale) 2005, S.146.

60 Karlsch,Rainer/Stokes, Raymond,*a.a.O.* , S.21.さらに,Bundesanstalt für vereinigungsbedingte Sonderaufgaben Leuna Werk GmbH(hrsg.), *a.a.O.*, S.59-60.

61 送り先は,アメリカ合衆国オハイオ州デイトンにある陸軍の兵器庫であった。アーミン・ヘルマン（中野不二男訳）『ツァイス　激動の 100 年』新潮社,1995 年（原典：Hermann, Armin, *Nur der Name war geblieben –Die abenteuerliche Geschichte der Firma Carl Zeiss*, Stuttgart 1989）,10 頁。その後の展開については,クルト・リース（山下肇・土方学共訳）『廃墟からの再生　―戦後ドイツの企業家たち―』平凡社,昭和 33（1958）年（原典：Riess,Curt, *Sie haben es noch einmal geschafft – schicksale im Nachkriegsdeutschland*, Berlin/Frankfurt am Main 1955。なお,邦訳は,15 編のエピソードから 10 編が選ばれた）より第三話「科学者大移動の悲劇　バウエルスフェルト博士とツアイス工学会社の物語」48～74 頁,ならびに野藤忠『ツァイス企業家精神』九州大学出版会,1998 年（第 10 章「第 2 次大戦直後のツァイス社」223-235 頁）を参照されたい。,10 頁。

62 Mühlfriedel, Wolfgang/ Hellmuth, Edith, *Carl Zeiss in Jena 1945-1990*, Köln, Weimar, Wien 2004, S.19.

63 アーミン・ヘルマン,前掲書,115 頁。Hermann, Armin, *Carl Zeiss –Die abenteuerliche Geschichte der Firma Carl Zeiss*, München, 1992,S.158.

64 Mühlfriedel, Wolfgang/ Hellmuth, Edith, *a.a.O.* , S.18.

65 加藤浩平,前掲論文,374 頁。

66 省庁・政府機関,高等教育委員会,科学アカデミー等の研究施設から派遣された人々で,技術者は少尉,エンジニアは少佐,監督官は大佐の肩章をつけて,解体作業を遂行させた。Karlsch,Rainer, *a.a.O.* , S.60.なお,この時期のデモンタージュの内容と規模について,占領地域の軍政本部,駐留部隊,ソ連の諜報部の思惑が錯綜していたこともあり,正確な情報は捕捉できなかったと思われる。

67 Karlsch,Rainer, *a.a.O.* , S.60.

68 Karlsch,Rainer, *a.a.O.* , S.77-79.なお,このデモンタージュの第１期と第２期に撤収・移送されたソ連占領地域の鉄鋼工場は,ソビエト株式会社に改組されたり,州有経営体に転換した。そして,占領終了後は,人民所有経営に再編されることになる。

69 1926 年にツァイス・イコン株式会社 Zeiss Ikon AG に統合されていったドレスデンの大中小のカメラ工業が含まれる。リヒァルト・フンメル,リチャード・クー,村田昇作共著『東ドイツカメラの全貌　一眼レフカメラの源流を訪ねて』朝日ソノラマ,1998 年,107-108 頁。Blumtritt, Herbert, *Geschichte der Dresdner Fotoindustrie*, zweite Auflage, Stuttgart 2001, S.108-112.

70 Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen (Hrsg.), *SBZ von A bis Z.…*, S.400 なお,この 1966 年に公刊されたこれらの部門の工場の内訳や解体数については,十分に検討がなされているわけではない。本稿で頻繁に用いている R.Karlsch の 1997 年の研究,あるいはそれ以降の包括的な分析においても明確にされていない。今後の課題である。

71 Eckart, Karl, *Die Eisen-und Stahlindustrie in den beiden deutschen Staaten* ,Stuttgart 1988, S.28.

72 Wienert, Helmut, *Die Stahlindustrie in der DDR*, Berlin 1992, S.31;　Stefan Unger,　*Eisen und Stahl　für den Sozialismus. Modernisierungs-und Innovationsstrategien der Schwarzmetallurgie in der DDR von 1949 bis 1971*, Berlin 2008, S.173.

73 自動車工場 Opel の３工場は,第１期に解体・移送されていた。Minjuk, Andrej, Deutsche Betriebsanlagen in der sowjetischen Automobilindustrie, in: Karlsch,Rainer/Laufer, Jochen(hrsg.), *a.a.O.* , S.161.

74 最近の研究には,1944 年と 48 年のライヒ鉄道（Die Deutsche Reichsbahn：東ドイツ時代もこの名称が用いられた）の敷設された線路の距離数の比較がある。電化された鉄道のうち,都内電車（ベルリン）については,11%から 27%の本線・支線が撤去された。遠隔地交通用の電化線路については,ほぼ完全に撤去されたことが明らかにされている。また,機関車についてみると,蒸気機関車は三分の一に,電気機関車は１％（したがって完全な撤去）に減少したこと,ディーゼル機関車については増大したことが示されている。Kühr, Rüdiger, Die Folgen der Demontagen bei der Deutschen Reichsbahn(DR), in: Karlsch,Rainer/Laufer, Jochen(hrsg.), *a.a.O.* , S.476-477.

75 Karlsch,Rainer, *a.a.O.* , S.63.

76 Befehl der SMAD Nr.124 des Obersten Chefs der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland über die Beschlagnahme und die Übernahme einiger Eigentumskategorie vom 30. Oktober 1945; Befehl der SMAD Nr.126 des Obersten Chefs der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland zur Konfiskation des Eigentums der nationalsozialistischen Partei, ihrer Organe und der ihr angeschlossenen Organisationen vom 31. Oktober 1945, in: Ministerium für Auswärtige Angelegenheiten, *Dokumente aus den Jahren 1945-1949: um ein antifaschistisch-demokratischen Deutschland.*, Berlin 1968, S.189-192 und S.194-196; Will, Rosemarie, Eigetumsordnung der DDR, in: Bender, Gerd/Falk, Ulrich(Hrsg.), *Recht im Sozializmus:Analysen zur Normdurchsetzung in osteuropäschen Nachkriegsgesellschaften (1944/45-1989)*, Frankfurt am Main 1999, S.123-125; Mühlfriedel, Wolfgang, Wießner, Klaus, *a.a.O.*,S.41-42.

77 Befehl der SMAD Nr.17 des Obersten Chefs der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland über die Bildung von Zentralverwaltungen in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands vom 25. Juli 1945, in: Ministerium für Auswärtige Angelegenheiten, *a.a.O.* , S.100-102. なお命令第 17 号の文書には,1945 年８月 10 日までは SMAD 内部でも公示しないことが記載されている。11 の中央行政機関の存在は同年 9 月 11 日まで公表されなかった,という文献もある。Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen (Hrsg.), *SBZ von 1945 bis 1954*,・・・, S.19.同命令には,中央管理局または管理局の長官名も記載されていたが,実際には別の人物が選出される場合もあった。

78 司法は 48 年 8 月に,エネルギーは 46 年 9 月にドイツ社会主義統一党のメンバーに長官職を取って代られた。Broszat,Martin, Weber,Hermann(hrsg.), *SBZ-Handbuch:Staatliche Verwaltungen, Parteien, gesellschaftliche Organisationen und ihre Führungskräfte in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands 1945-1949*, München 1993, S.228 und S.277.

79 Barth, Bernhard-Rainer/Links,　Christoph/Müller-Enbergs, Helmut, Jan Wielgohs,*Wer war Wer in der DDR: Ein Biographisches Handbuch*, Frankfurt am Main 1995, S.637.

80 のちにフェヒナーは,1953 年の労働者蜂起の際に労働者のストライキ権を支持したとして「国家と党の敵」と批判され,建国後に就任した司法大臣を解任,党籍も剥奪された。以後の裁判では懲役 8 年を言い渡

されたが,脱スターリン化の流れで恩赦され,58 年に党員に復帰した。Barth, Bernhard-Rainer/Links, Christoph/Müller-Enbergs, Helmut, Jan Wielgohs, *a.a.O.*, S.177; Marthias Bertram (Projektleiter), *Enzyklopädie der DDR: Personen, Institutionen und Strukturen in Politik, Wirtschaft, Justiz, Wissenschaft und Kultur, (Degitalbibliothek, Band32)*, Berlin 2000,S.11638-11639（CD-ROM 版）.

81 その後,フリーデンスブルクは,46 年には四ヶ国統治されていた大ベルリン市の副市長に選出されるとともに,ドイツ経済研究所（のちに東ベルリンから西ベルリンへ移設）の所長も兼務していたが,ベルリン危機（48 年）に象徴される冷戦の深化のなか,51 年までベルリンの西側地区（Westsektor）の区長を務め,51 年～52 年は西側地区の市議会議員,52 年～56 年はドイツ連邦議会の議員と歴任した。Barth, Bernhard-Rainer/Links, Christoph/Müller-Enbergs, Helmut, Jan Wielgohs, *a.a.O.*, S.197.

82 KPD や SPD ではなく,CDU のフリーデンスブルクが選ばれるきっかけとなったジューコフ元帥との懇談に関するエピソードは,東ドイツ建国を目前にソ連型社会主義への疑念から占領地域からユーゴに亡命したウォルフガング・レオンハルト（Leonhard, Wolfgang）が伝えている。レオンハルト, ウォルガング（髙橋正雄・渡辺文太郎訳）『戦慄の共産主義　ソ連・東独からの脱出』月刊ペン社,1975 年（原著は,様々な出版社から重版されてきたが,本稿ではつぎの Reclam 版の文献を用いた。Leonhard, Wolfgang, *Die Revolution entläßt ihre Kinder*,Leipzig 1990),335-337 頁（Band 2: S.469-472)。

83 ベルクホルツについては,その後もエネルギー部門の長官,大臣を歴任した。Broszat,Martin, Weber,Hermann(hrsg.), *a.a.O.*, S.868.

84 フリーデンスブルクの後ろ盾となっていたジューコフ元帥は,1946 年 3 月で長官を解任され,オデッサに配置転換された。背景には,国民的英雄と称されたジューコフに対して,スターリンが脅威を感じていたとも言われている。Foitzik, Jan/Zarewskaja-Diakina, Tatjane W. / Möller, Horst/Tschubarjan, O. Alexandr/Weber, Hartmut (hrsg.), *SMAD-Handbuch: Die Sowjetische Militäradministration in Deutschland 1945-1949*, München 2009, S.117.

85 Broszat,Martin, Weber,Hermann(hrsg.), *a.a.O.,* S.277.

86 Merker, Wolfgang, Landes-und Zentralverwaltungen - Konstituierung und Ausrichtung der SBZ-Verwaltungsspitze durch SMAD, in: Mehringer, Hartmut / Schwarz, Michael/ Wentker,Hermann(Hrsg.), *Erobert oder befreit?: Deutschland im internationalen Kräftefeld und die Sowjetische Besatzungszone(1945/46)*, München 1999, S.104.

87 グンデラッハは,労働社会福祉中央管理局長官を務めていたが 1946 年 4 月に KPD 党員のまま出身地のハンブルクに戻り,そこでの共産党の拡大に努めた。49 年には第 1 回ドイツ連邦議会の議員として活躍。1956 年に連邦憲法裁判所から KPD の禁止命令が出されたのちは,非合法の活動を行っていた。彼,そして東ドイツの SED の第一書記となるヴァルター・ウルブリヒト（Ulbricht, Walter）,そして注 22 のレオンハルトは,戦中ソ連において国際レーニン学校に通い,その後自由ドイツ国民委員会で活動していた同志であったが,ドイツへの帰還後に袂を分かつことになった。Broszat,Martin, Weber,Hermann(hrsg.), *a.a.O.*, S.918.レオンハルト, ウォルガング（髙橋正雄・渡辺文太郎訳）,前掲書,266 頁,272 頁。

88 ブッシュマンは,ヴァイマール共和国時代のリベラル政党であったドイツ民主党(Deutsche Demokratische Partei：のちに Deutsche Staatspartei に改称)の党員であった。国民経済学の博士号を持ち,1920 年代は"Demokratischer Zeitungsdienst"紙の編集長を務めていたが,33 年に職業禁止の命令をうけた。39 年からはベルリンのドイツ・アズベスト・セメント株式会社の工場長となったが,他方で「赤いオーケストラ」（Rote Kapelle）とゲシュタポが命名したレジスタンス運動に協力し,1943 年 3 月に逮捕されている。戦後は,45 年 7 月の SMAD 指令に基づいて設置された商業・食糧管理局長官に任命されたが,翌年の 10 月に辞任,SED も離党し,西ベルリンに移住した。その後,ドイツ・アズベスト・セメント株式会社執行役会副議長を 62 年まで,62 年～68 年まで監査役会議長を務めた。Broszat,Martin, Weber,Hermann(hrsg.), *a.a.O.,* S.882.

89 Mehringer, Hartmut / Schwarz, Michael/ Wentker,Hermann(Hrsg.), *a.a.O.*, S.104.

90 この取りまとめの後の 1947 年 6 月に,フリートリッヒスはザクセン州首相在任中に逝去。Barth, Bernhard-Rainer/Links, Christoph/Müller-Enbergs, Helmut, Jan Wielgohs, *a.a.O.*, S.200-201.

91 先のレオンハルトの手記にでてくる場面が,まさにこの懇談会である。レオンハルト, ウォルガング（髙橋正雄・渡辺文太郎訳）,前掲書,335 頁。

92 Merker, Wolfgang, *a.a.O.*, S.106. ソ連占領地域を拠点に,将来の非軍事化したドイツ全体にソ連の影響力を行使する,という構想は,ソ連,とりわけスターリンの「ドイツ問題」に関する考え方に規定されていたと言われている。のちに,いわゆる「スターリン・ノート」の形で西側諸国にも伝えられた非同盟中立国としての統一ドイツ政府の樹立（49 年の東西両国の建国の破棄を意味した）が,どの程度までソ連側の本音を反映していたのかには見解の相違がある。それにいては,次の文献の整理が有益である。清水聡「『スターリン・ノート』と冷戦　1950－1952 年　―ドイツ統一問題をめぐるドイツ社会主義統一党（SED）の動向―」,『ロシア・東欧研究』第 37 号,2008 年,58～68 頁。

93 Befehl der SMAD Nr.110 des Obersten Chefs der Sowjetischen Militäradministration in

Deutschland über das Recht der Landes-und Provinzialverwaltungen Gesetze und Verordnungen mit Geseteskraft zu erlassen 22. Oktober 1945, in: Ministerium für Auswärtige Angelegenheiten, *a.a.O.*, S.183-184.

94 Befehl der SMAD Nr.97 des Obersten Chefs der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland über die Schaffung einer Deutschen Zentralkommission für Beschlagnahme und Sequestrierung mit Ausführungsbestimmung vom 29. März 1946 , in: Ministerium für Auswärtige Angelegenheiten, *Dokumente aus den Jahren 1945-1949: um ein antifaschistisch-demokratischen Deutschland.*, Berlin 1968, S.252-453; Broszat,Martin, Weber,Hermann(hrsg.), *a.a.O.*, S.201.なお,ミュールフリデルとヴィースナーの共同研究では,SMAD の指令第 124 号の前に,ドイツ共産党の呼びかけに応える形で,テューリンゲン州において BMW アイゼナッハ工場（das Werk Eisenach der Bayerische Motoren-Werke AG）が州法（1945 年 10 月 9 日発効）にもとづいて接収されるとともに,ザクセン州では,州政府理事会の決定にもとづいてフリック傘下企業（褐炭鉱山会社）の資産の州政府への没収がなされる動きがあったことを指摘している。Mühlfriedel, Wolfgang, Wießner, Klaus, *a.a.O.*, S.40-41.こうした事態は,戦勝四ヶ国の軍政府間の不協和音を呼び起こすことになりかねなかったが,ソ連軍政部は,上記の指令第 124 号を通達し,反独占資本・反ナチズムの名の下に工場・施設の接収・没収をドイツ人の手で実行させたのであろう。Matschke, Werner, *a.a.O.*, S.142ff.では,SMAD の直接行使ではなく,「ドイツ人の手で」という点に着目している。同様のニュアンスは,前出の *SBZ-Handbuch*,S.201 でも指摘されている。

95 Mühlfriedel, Wolfgang, Wießner, Klaus, *a.a.O.*, S.42.

96 Leptin,Gert, *Deutsche Wirtschaft nach 1945*, Opladen 1980, S.23-24; Mühlfriedel, Wolfgang, Wießner, Klaus, *a.a.O.*, S.43; Matschke, Werner, *a.a.O.*, S.51.

97 97 Karlsch,Rainer, *a.a.O.* , S.64.

98 緩やかな解体とはいえ,ロイナ工場の主力商品の生産量は,1944 年との比較で大きく減退したことは事実である。たとえば,窒素,ガソリン,合成素材の生産量は,46 年には 2 年前の 30%に落ち込んだ。メタノールやイソブチレン,溶剤については,そのほとんどが接収された。Karlsch,Rainer/Stokes, Raymond, *a.a.O.*, S.23; Bundesanstalt für vereinigungsbedingte Sonderaufgaben Leuna Werk GmbH(hrsg.), *a.a.O.*, S.171.

99 Karlsch,Rainer, *a.a.O.* , S.74-75.

100 Mühlfriedel, Wolfgang, SAG-Betriebe - Schulen des Sozialismus , in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1980/Teil 4, S.159-186. SAG とならんでで,1946 年頃に設立されたソヴェト商事会社は,占領地域内のドイツ企業あるいは SAG が生産した商品を,ソ連・東欧諸国や西側諸国に輸出したり,それらの国から原料・資材を中心に輸入したりしていた。その形態は,さまざまで,モスクワの商事会社の支店であったり,SMAD の経済担当部局の管理下に置かれた商事会社であったり,ドイツとソ連の合弁会社であったりした。Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen (Hrsg.), *SBZ von A bis Z・・・*, S.428.

101 Foitzik, Jan/ Zarewskaja-Diakina, Tatjane W./ Möller, Horst/Tschubarjan, O. Alexandr/Weber, Hartmut(hrsg.), *a.a.O.*, S.396-405.なお,1947 年 1 月の再編前まで SAG に統合されていた経営は 194 あった。その州・プロヴィンツごとの内訳は次の通り。プロヴィンツ・ザクセン及びアンハルト 69,ザクセン 55,テューリンゲン 52,プロヴィンツ・ブランデンブルク 9 ,東ベルリン 7 ,メクレンブルク 2． Buck, Hansjörg F. , Formen, Instrumente und Methoden zur Verdrängung, Einbeziehung und Liquidierung der Privatwirtschaft in der SBZ/DDR, in: Der Deutsche Bundestag (Hrsg.), *a.a.O.*, S.1091.

102 Foitzik, Jan/ Zarewskaja-Diakina, Tatjane W./ Möller, Horst/Tschubarjan, O. Alexandr/Weber, Hartmut(hrsg.), *a.a.O.*, S.387-396.

103 先にみたフリック・コンツェルンのほかに,ドイツ・コンチネンタルガス会社,テューリンガー・ガス,ディリング繊維,ゲーリング,ヘンケル,シュティンネス,ＩＧファルベン,マンネスマン,クルップ=グルゾン,ティッセン,ザルツデトフルト,ヴィンターシャール,ヘンケル,リュットガー,ボルジッヒ,AEG,ジーメンス＆ハルスケ,BMW など傘下にあったライヒ中部を拠点とする単一工場または工場群。Rolf Badstübner(Hrsg.), *a.a.O.*, S.68; Mühlfriedel, Wolfgang/Wießner, Klaus, *a.a.O.*, S.17.

104 ヘッテシュテット真鍮工場は,当初 SAG“MEDJ”（Медъ：ロシア語の銅）の傘下に統合されたが,1950 年 1 月 1 日付で SAG“MATERN”に編成替えされた。Kinne, Helmut, *Die Geschichte der Stahlindustrie der Deutschen Demokratischen Republik*, Düsseldorf 2002, S.376.

105 Nettl ,J. Peter, *Die deutsche Sowjetzone bis heute*, Frankfurt am Main 1953, S.236.なお,この文献で使っている SAG 関連の資料が 1952 年時点のものであり,46 年当初傘下に置かれていたマックス製鉄所が含まれていなかったので追記した。

106 Nettl ,J. Peter, *a.a.O.*, S.236.第 1-29 表であげた 34 の SAG のうち,14 までは傘下工場の名称と立地が

確認できる。今後の資料発掘が必要である。

107 Karlsch,Rainer/Zeman, Zbynek, *a.a.O.*, S.141-151.

108 1946 年秋前後までの各州・プロヴィンツの内閣のメンバーの所属政党を確認すると,ほとんどの大臣が KPD か SPD 出身の SED 党員で占められていた。副大臣には CDU 党員,法務や財務大臣には LDPD 党員が入っていたり,テューリンゲン州では元 SPD の SED 党員が多いとか,ザクセン=アンハルトでは LDPD と CDU 党員が比較的多数配置されているなど,若干の相違はあるが,SED の優位は一見して明らかであった。Broszat,Martin, Weber,Hermann(hrsg.), *a.a.O.*, S.96-97; S.117-119; S.142-143; S.162; S.183-184.

109 Rolf Badstübner(Hrsg.), *a.a.O.*, S.67.この投票の前に,占領地域内の中小経営の企業家や自営業者の利害を代弁していた CDU と LDPD から性急な決定を憂慮する訴状が州・プロヴィンツ政府に対して提出されていたが,SMAD はその申し出に明確な回答をしなかった。

110 残りの 101 件については処分が保留され,48 年までに州が資本参加する半官半民の経営に転換された。Mühlfriedel, Wolfgang, Wießner, Klaus, *a.a.O.*, S.42.

111 Karlsch,Rainer, *Allein bezahlt?*・・・, S.154.その結果,先述のようにザクセン=アンハルトに集中していた IG Farben の諸工場,テューリンゲンやザクセンの光学機器工業（カール・ツァイス・イエナ）,電子・電気工業の研究者や技術者を,アメリカに先取りされることになった。

112 Ossoawiachim とは,「国防,航空システムおよび化学工業の構築のための翼賛会」という意味のロシア語（Общество содействия обороне, авиационному и химическому строительству）の略称である。もともとは,1927 年に準軍事的な組織として,ソ連空軍や化学工業の強化に向けて設立されたクラブであり,共産主義青年同盟（コムソモール）とも連携して国民運動的な広がりを持っていた。最初にこの略語が用いられたのは,次の文献だといわれている。ただし,ドイツの文献では,Osoaviachim あるいは Ossawakim と表記されうこともあるので注意されたい。Leutwein, Alfred, *Die"Technische Intelligenz" in der sowjetischen Besatzungszone*, Bonn 1953,S. 38.この指摘については, Horlamus, Wolfgang , *Deutsche Ingenieure und Wissenschaftler zwischen Gleichschaltung, Weltkrieg und kaltem Krieg (1933 - 1948): Ein Beitrag zur historischen Friedens- und Konfliktforschung - Das Verantwortungsproblem*, München 2008, S.7 und S.117 を参照。

113 Ebenda, S.157.左記の文献では,関係者の人数は把握されていなかったが,のちにカールシュ,バール,マトシュケが共同執筆して作成された論文では,3700 人の関係者がいたことも確認されている。Baar, Lothar/Karlsch,Rainer/Matschke, Werner, Kriegsschäden, Demontagen und Reparationen, in: Der Deutsche Bundestag (Hrsg.), *a.a.O.*, S.949.なお,2 万 5000 人～10 万人が強制移住させられたとする研究も存在する。

114 Karlsch,Rainer, *Allein bezahlt?*・・・, S.155.

115 Karlsch,Rainer, *Allein bezahlt?*・・・, S.159-160.

116 Ciesla, Burghard, *a.a.O.*, S.101.

117 Ebenda, S.102.

118 Ebenda, S.103.

119 Ebenda, S.105-106.

120 Ebenda, S.103.

121 Karlsch,Rainer, *Allein bezahlt?*・・・, S.160-161. 結果的に,ジェットエンジンの開発以外は,軍事的に大きな意義はなかったと言われている。

122 Ebenda, S.161.

123 ロイナ工場の場合には,1945 年 6 月に 25 名の専門スタッフが,アメリカ占領地域のマールブルクに移送され,ソ連占領後にその半数が,工場のあるシュコパウに戻ってきた。Sattler, Friederike, Unternehmensstrategien und Poltik.・・・, S.146.

124 Karlsch, Rainer, Die Demontage in Sachsen-Anhalt・・・, S.262.

125 Karlsch, Rainer, *Allein bezahlt?*・・・, S.162-163, ならびに Karlsch, Rainer, Die Demontage in Sachsen-Anhalt・・・, S.263.

126 ザクセン=アンハルトは,1945 年まではいくつかの飛び地を含むプロヴィンツ・ザクセンとアンハルト州が,第二次世界大戦後にプロイセンの解体が宣言された 47 年 2 月 25 日から,連合国管理理事会の第 46 号法により統合してプロヴィンツ・ザクセン=アンハルトになったが,間もなく 47 年 7 月 21 日からソ連軍政部の第 180 号命令にしたがってザクセン=アンハルト州となった。Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen (Hrsg.), *SBZ von 1945 bis 1954*・・・, S.60 und S.67.

127 Karlsch, Rainer, Die Demontage in Sachsen-Anhalt, in: Karlsch,Rainer/Laufer, Jochen(hrsg.), *Sowjetische Demontagen in Deutschland 1944-1949. Hintergründe, Ziele und Wirkungen*, Berlin 2002, S.237.解体の優先度ナンバー 1 は,弾丸,兵器,爆薬の製造工場,ナンバー 3 は鉄鋼,アルミニウム,燃料,合成ゴムの製造・加工工場であったといわれている。

128　Karlsch,Rainer, *Allein bezahlt?・・・*, S.80.

129　第 1-17 表のザクセン=アンハルトの諸工場（24 工場）を含め,ソ連占領地域全体で総計 84 の航空機関連工場の設備・機械がソ連に移送されたといわれている。移送物件は,いくつかの拠点に集中してから再構築されることとなり,最終的には 2 つの航空機組立工場, 3 つのエンジン工場の新設に利用された。Uhl, Mathias, Demontage der Carl Zeiss Werke in Jena, in: Karlsch,Rainer/ Laufer, Jochen(hrsg.), *a.a.O.*, S. 136. なお,近年の研究によると,解体を免れ部分的に残った施設は,1946 年 12 月末以降も「ソ連の飛行機のオーバーホールと修理」の工場として利用されていた事例が確認されている。この事例は,戦後すぐに軍需産業は根こそぎ完全解体された,という従来のイメージを払拭するものである。以後も飛行機工場（例：ジーベル飛行機工場）は転換し続け,「修理工場」は,「冷蔵庫製造工場」（1948 年）→「航空機製造」（1952-53 年：東ドイツ政権のもとで再構築）へと再編された。Krienen, Dag / Prott, Stefan , Demontage, Konversion und Arbeitsmarkt in der SBZ 1945-1950, in: Karlsch,Rainer/Laufer, Jochen(hrsg.), *a.a.O.* ,S.286-287.

130 Uhl, Mathias, *a.a.O.*, S. 126-129.

131 Mühlfriedel, Wolfgang/ Hellmuth, Edith, *a.a.O.*, Köln, Weimar, Wien 2004, S.36-39, Uhl, Mathias, a.a.O., S. 126-130.

132 Judt, Matthias, Die Deutsche Nutzung des Produktions- und Wissenschaftspotentials der ostdeutschen elektrotechnischen und feinmechanisch-optischen Industrie 1945-1955, in: Buchheim, Christoph(Hrsg.), *Wirtschaftliche Folgelasten des Krieges in der SBZ/DDR*, Baden-Baden 1995, S.115. 同研究では,前述のソ連の指令通り,6%を残して「94%」が解体された,としている。約 10%だった,という研究もある。Mühlfriedel, Wolfgang/ Hellmuth, Edith, *a.a.O.*, S.35-38.

133 Uhl, Mathias, *a.a.O.*, S. 130-131.

134 Uhl, Mathias, *a.a.O.*, S. 134-135.

135 Uhl, Mathias, *a.a.O.*, S. 135.A4 ミサイル関連施設については, 1947 年の夏までにモスクワ近郊のポドリフスキに移設された。それ以外の設備・機械で廃棄されなかったものについては,1950 年代初頭までに,眼鏡,望遠鏡,照準器,医療器具,天文学用機械（プラネタリウムをも含む）の生産に利用された。

136 Ebenda, S.132-134 und S.137-138. 移送後の実態の詳細は,今後,カール・ツァイス・イエナの個別研究で明らかにしたい。

137 Ebenda, S.136. Ciesla, Burghard,>>Intellektuelle Reparation der SBZ an die allierten Siegemächte? Begriffsgeschichte, Diskussionsaspekte und ein Fallbeispiel – Die deutsche Flugzeugindustrie 1945-1946, in: Buchheim, Christoph(Hrsg.), *Wirtschaftliche Folgelasten des Krieges in der SBZ/DDR*, Baden-Baden 1995, S.96 und S.101.

138 この背景については,Karlsch の研究においても明確にされていない。その時期の占領地域間の交易に関する研究から,褐炭は,ソ連占領地域に不足する鉄鋼原料を西側占領地から得るための重要な移出品だったことがわかっている。英国との契約は,1946 年 9 月から翌年の 3 月末までであった。さらにまた,46 年から 47 年にかけての強い寒波が,ヨーロッパからソ連に至るまで深刻な燃料不足に陥っていたことも関連すると思われる。Sattler, Friedericke, Demontagen und Reparationsentnahmen als Problem der beginnenden Wirtschaftsplanung in der SBZ: Das Beispiel der Provinz Brandenburg 1945-1947), in: Karlsch,Rainer/ Laufer, Jochen(hrsg.), *a.a.O.*, S. 362-365.

139 Walluhn, Ulrich , *Lokomotiven und Triebwagen in der SBZ/DDR 1945-1950*, Stuttgart 2004, S/39-40.本文であげたもの以外にも,調査できた範囲で撤去された路線が掲載されている。

140 そのほか,スチロール製造,蒸留施設,重合施設,浄化施設が完全解体され,浄水場が部分解体された。Ahlefeld, Gabriele / Molder, Astrid / Werner, Rudolf, *Plaste und Elaste aus Schkopau: 60 Jahre Buna-Werke*, Pinneberg 1996, S.48.

141 Karlsch, Rainer, Die Demontage in Sachsen-Anhalt…, S.268-270.

142 Uhl, Mathias, a.a.O., S.115ff.

143 小嶋栄一『アデナウアーとドイツ統一』早稲田大学出版部,2001 年。1 章を参照されたい。

第２章　東ドイツ工業における計画経済の創出

第１節　占領から建国へ

前章で見てきたように,ソ連占領地域では,1946 年 6 月を境に懲罰的デモンタージュ政策からの転換が始まり,SAG を通じた賠償取り立て（現地生産方式）と,各州・プロヴィンツにおいて公有化された経営からの現物供出という二本立ての賠償が行われるようになった。

このうち,SAG の生産物または販売収入・利益は,ソ連邦閣僚評議会直属の外国資産行政総管理局（die Hauptverwaltung für sowjetisches Eigentum im Ausland）の管理下にあった在独ソビエト株式会社行政管理部（die Verwaltung für Angelegenheiten der sowjetischen Aktiengesellschaften in Deutschland）を通じて本国に移送または送金されていた。

他方,公有化された経営については,個々の州・プロヴィンツ政府の管理下で,国内の生産財・消費財需要を満たすための生産活動を行うと同時に,対ソ賠償生産の担い手として現物供出向けの生産活動を担った。本節では,この公有化された経営に焦点をあて,のちに成立する国有経営を中心とする生産と管理のシステムの出発点の状況をみていくことにしよう。

(1) 公有化された工業経営とその行政的管理

1946年6月以降の公有化以後,各州・プロヴィンツ政府に課された任務は,所轄の経営（工場・施設）の活動全般に関する計画・管理・決算を担う組織を設置することであった。また,所轄の経営の法的地位,経営戦略に関する意思決定,さらには財務面での独立性も重要な論点となった。州・プロヴィンツ政府ごとに名称や位置づけは異なっていたものの,一般的な組織構造としては,経済計画の策定や管理を主要な任務とする省の所轄下に設置された管理局がその任にあたっていた[1]。今少し詳しくみよう。

テューリンゲン州では,1946年11月当初,経済計画省（das Ministerium für Wirtschaftsplanung）所轄の州有経営管理局が州有経営の行政指導にあたっていた[2]。局内には,基本的に部門・業種ごとの担当部門は設けられず,経営側に自由裁量の余地は相対的に大きかった。

ザクセン州では,経済・経済計画省（das Ministerium für Wirtschaft und Wirtschaftsplanung）が設けられ,担当大臣にはSED（元KPD）のフリッツ・ゼルプマン（Fritz Selbmann）[3]が就任した。同州では,同省所轄の工業局がすべての州有経営の直接管理を担っていたが,個別経営の要請と行政的管理機関の指令との間の乖離が危惧されていた。

プロヴィンツ・ザクセン（1947年7月21日からザクセン=アンハルト州）では,州の経済・通商省（das Ministerium für Wirtshaft und Verkehr）のヴィリー・ディーカー（Willi Dieker：元KPD/SED）[4]大臣が責任者となり,省所轄の管理局長ウィリー・ブルンデルト（Prof.Dr.Willi Brundert：元SPD/SED）が実務を担った[5]。同州における州有経営の管理

の構造については,州制度の再編問題もあって機構整備が遅れていたが,テューリンゲン及びザクセンと同様に二層管理が行われていた[6]。

プロヴィンツ・マルク・ブランデンブルク（1947年7月21日からブランデンブルク州）では,経済計画策定省のハインリヒ・ラウ（Heinrich Rau：元KPD/SED）[7]が大臣として州有経営の管理を統括する立場にあったが,特別に州有経営管理の管理部が置かれておらず,ザクセンと同様の二層管理が実施されていた[8]。

同様にメクレンブルク・フォア・ポンメルン州でも内務・計画策定省の下位に州有経営管理局が設置され,その監督下に経営が置かれた[9]。

公有化直後の州・プロヴィンツ政府の対応を見る限り,「省直轄の管理局・・・州有経営」という二層組織を基本とする行政的な管理を指向していたが,そこには部門・業種の特殊性に配慮した行政指導や,部門・業種横断的な資源配分の調整活動に関する課題が内包されていた。またこの管理構造のなか,行政側の権限の強さによっては州有経営の独立性（主に意思決定や独立採算の視点から）が制限される可能性が存在した。さらに,占領地域の州・プロヴィンツのうち,テューリンゲンとザクセンにおいては,上からの管理の効果を引き上げるための試みもみられたため,旧所有者をも含む経営側の利害を代弁するCDUやLDPDの州支部と州政府との意見対立が生まれていた。

州有化の第一の波から1年後の1947年6月に,SMADのテューリンゲン州本部は指令第128号によって,以下の点の改善を州政府に対して求めた[10]。

⑴経済担当省所轄管理局の下位に中間管理機関を設け,その下に州有経営を置く。

⑵中間管理機関は,部門・業種の相違に配慮し,さらに下級の部局を設置する（例：金属加工,ガラス・セラミック,繊維,木材加工,建設資材,その他）。

⑶州有経営の長が複数名任命されている状況を改善する。

⑷それまでの経営（工場・施設）の名称を変え,過去の歴史を清算する。

⑸州有経営の長の権利と義務に関する規程を整備し,従来の経営評議会による管理を廃止する[11]。

テューリンゲン州は,この指示にしたがって1948年までに機構再編を実施し,「省・管理局」・・・「州有経営管理部（部門・業種別の中間管理機関）」・・・「州有経営」という三層の管理構造を作り上げた。権限と責任を部門・業種という基準で区分された管理機構が構築されたのである。

この改善ののちに1948年からテューリンゲン州経済計画省所轄の管理局長として州有経営の管理の陣頭指揮を務めたのはアウグスト・クンツェ（August Kunze：元SPD/SED）と,彼の指揮下で人事部長を務めたのがルドルフ・シュタインヴァンド（Rudolf Steinwand：元KPD/SED）[12]であった。前者はのちにドイツ労働総同盟本部役員にも抜擢されたがテューリンゲンにとどまり,最終的にはエルフルト商工会長を務めた[13]。後者のシュタインヴァンドは,管理局の任務を終えたのち,47年2月にSAGからテューリンゲン州に返

還されたウンターヴェレンボルンの人民所有経営マクシミリアン製鉄所の工場長としてキャリアを積んだのち,建国後の東ドイツの鉱山・冶金省内の主局長,さらには機械工業省副大臣,鉱山・冶金省大臣（55年）にまで登りつめた。

ザクセン州においては,先のゼルプマンのイニシアチブにより,1947年11月時点までに,テューリンゲン州と同様の三層管理構造が構築された。中間管理機関として部門・業種・地域別に分類された65の工業管理部（Industrieverwaltungen）が設けられ,それらの傘下に非独立の経営が統合された。この試みは,東ドイツの建国後に,部門・業種の共通性を基準に編成された水平的経営連合組織を軸とする国家主導の工業管理の先駆けとなった。

工業管理部の特徴は,おおむね以下のような特徴を有していた[14]。

(1)所轄する傘下経営の生産計画の編成
(2)傘下経営間の労働力,資材,資金の配分の調整
(3)資金調達,会計,販売の管理
(4)生産,加工プログラム,経済性（原価・損益計算）に関する指導と監査
(5)労働協約の順守と福利厚生上の課題の実現

このゼルプマンの改革を補佐したのは,46年11月から48年まで燃料・エネルギー管理局長（49年4月から州の工業・通商省大臣）を務めたゲルハルト・ツィラー（Gerhart Ziller：元KPD/SED）[15]であった。彼は,その後ゼルプマンとともに,東ドイツ復興の鍵を握る工業部門となった冶金や機械における計画経済導入のキーパーソンとなった。

この動きとは対照的に,ゼルプマンの計画経済の創出を目論んだ改革の方向性に反論する声がLDPD党支部からあがっていた。同党の方針は,州有化された経営の独立性が保持されるべきであること,ナチス時代の人的・組織的関係性を拭い去ったのちに州有化した経営を民間に返還すること,などに向けられた。LDPDの提案は,最終的には退けられたものの,州議会の勢力は必ずしもSEDの絶対優位という状況ではなかっただけに,LDPDが利害代表となっている中小規模の私経営（手工業者をも含む）への配慮は,その後も無視できない政策ファクターとなった[16]。

以上みてきたように,1946年6月から8月にかけての人民投票とその後の公有化ののち,各州・プロヴィンツ政府は,州有経営の管理・運営のための公的機関を設置した。それは当時のSMADの占領政策の基本方針,すなわち一方で占領地域全体に関わるSMADの意志を各種の中央管理局（**前掲第1-28表**）を通じて伝達しながらも,他方で州・プロヴィンツの意思決定を尊重する形で工業経営の州有化と管理を委ねる,という方針に一致するものであった。

しかし,イデオロギー的一致を根拠にSMADに協力し,また占領地域内全体の政治的・経済的影響力を高めようとしていたSEDにとって,地方政府への権限付与はその長期的な目論見の障害となっていたことが考えられる。とくに,州・プロヴィンツ議会において,過半数に迫る議席を有していたLDPDとCDUの存在は,SEDの脅威となっていた。プロヴィンツ・マルク・ブランデンブルクとプロヴィンツ・ザクセンの議会において,両政党の得票数の合計は

過半数を獲得していたし,占領地域全体の集計において前二者は併せて49.2％を獲得し,SEDの47.6％を超えていたのである[17]。

では,その後のSED政権への政治・経済的権限の集中は,どのようなプロセスを伴って進んだのだろうか。以下では,それについて見てみよう。

（2）ソ連占領地域における中央集権化の契機

「SMADとSED」,「SEDとCDU・LDPD」,「中央政府と地方政府」,という三つの対抗軸をめぐって進行した占領地域経済の再編には,ソ連の戦後ドイツをめぐる思惑が強く作用していた。州・プロヴィンツ政府の自治と独立性に配慮した指令がSMADを通じて発令されたのは,全ドイツへの影響力行使の可能性をさぐるソ連政府の戦後ドイツ構想があったからである。いわゆる「スターリン・ノート」（1952年3月10日）によれば,ソ連の政権内部には,西側連合国との駆け引きのなかで非同盟中立国としてのドイツという構想と,全ドイツへの共産主義運動の浸透という構想が併存していた。前者の選択肢は,州・プロヴィンツの議会選挙において過半数を得票できなかったSEDにとってはジレンマの元凶であった。SMADの後ろ盾のない西側占領地域における党勢拡大は西側のCDUやCSU（die Christlich-Soziale Union：キリスト教民主同盟）やFDP（die Freie Demkratische Partei）のみならず,社会民主主義勢力のSPDの存在もあって現実的には困難であったから,むしろソ連占領地域での権力の掌握こそがSEDにとって「第一義的」あるいは「現実的」であったといえよう。SEDには,SMADの占領統治が,党の存続と占領地域内の権力掌握,社会主義建設という課題の実現にとって不可欠だったのである。

政治的思惑とは別に,経済の領域において,占領の長期化と占領地域間の対立は好ましいものではなかった。戦前から続くライヒ西部,中部,東部間の分業は,かつてのドイツ=ライヒという国民経済空間を必要としていた。事実,ライヒ西部のルールやライヒ東部のシュレージエンからのライヒ中部=ソ連占領地域への石炭やコークスの供給,ライヒ西部から同地域への鉄・非鉄金属原料,金属加工品の供給,あるいは同地域やベルリンから西部への金属加工品や消費財（農産物,食品をも含む）の移出は,戦争終結とともに不要になったわけではない。いずれの占領地域においても,経済の復興・再建には旧ライヒ内の地域間分業に依存せざるを得ないことは明白であった。商品交換のネットワークは,徐々に都市,州,占領地域全体へと広がり,それを基礎に占領地域間の交易が占領政策の中心課題の一つになった[18]。

民間レベルでは,敗戦直後に非公式に占領地域間を越えて,現物交換の形での取引が行われていた。例えば,化学原料生産の拠点の一つであったプロヴィンツ・ザクセンのビッターフェルトで操業していた旧IGファルベン傘下のアグファ=ヴォルフェン工場（Agfa-Wolfen Fabrik）からは,1945年7月の時点で,160万ライヒスマルク相当の化学製品のうち,40.8％がイギリス占領地域に,39.8％がソ連占領地域に,18.0％がアメリカ占領地域に,1.4％がフラン

ス占領地域に供給されていた。各占領地域にある旧IG ファルベンの工場に,アグファ傘下のヴォルフェン工場が原料・半製品の供給を行っていたのである[19]。

そうした分業関係を内包していた旧ドイツ=ライヒの国民経済的空間は,ドイツ経済の将来構想に関するアメリカ,イギリス,フランス,ソ連のイデオロギー対立によって分断された。1946 年のパリ外相会談（4 月 25 日～5 月 16 日）では,市場経済体制の確立を掲げるアメリカの主張に対抗していたソ連が,当時横行していた不法な闇取引を法律の下に規制し,そうした統制を拡大しなければならない,という見解を示した。アメリカにはイギリスが賛同し,ソ連の見解にはフランスが支持を表明した[20]。食い違いは生じていたものの,当面は不法取引を解消させるという目的もあって,占領地域間での相互の協定にもとづいた取引が実施された。

第 2-1 表にあげたダイソン取引（Dyson-Geschäft）,ブリテン取引（Briten-Geschäft）,州評議会取引（Länderratgeschäfte）は,そうした占領地区相互の協定にもとづく取引であった。ダイソン取引では,イギリス占領地域（ルール地域を含む）からソ連占領地域への銑鉄・鉄鋼約 4 万 1,000 トンの供給と,後者から前者への褐炭ブリケット 18 万 8,000 トンの供給が約束された。また,ブリテン取引でも,鉄鋼,石炭の西側からの供給がソ連占領地域の最大の関心事となった[21]。それらとならんで,1946 年春,戦後最初のライプチヒ商品見本市のあと,ソ連占領地域とアメリカ占領地域の州評議会の間で,総額 3,600 万ライヒスマルクの通商協定が締結された[22]。

第2-1表　占領地域間（のちに東西ドイツ間）の交易

ダイソン取引	1946年1月1日～8月31日	イギリス占領地域とソ連占領地域
ブリテン取引	1946年9月1日～47年3月31日	イギリス占領地域とソ連占領地域
州評議会取引 1）	1946年10月1日～47年3月31日	アメリカ占領地域とソ連占領地域
ゾフラ取引 2）	1946年および47年	フランス占領地域とソ連占領地域
ミンデン協定	1947年1月1日～48年3月31日	統一経済地域とソ連占領地域
通商協定48　3）	1948年4月1日～48年9月30日	統一経済地域とソ連占領地域
フランクフルト協定	1949年10月8日～51年3月31日	西ドイツマルク地域と東ドイツマルク地域
石炭協定　Ⅰ＆Ⅱ	1950年9月1日～51年12月31日	西ドイツマルク地域と東ドイツマルク地域
事前取引協定	1951年2月3日～52年5月4日	西ドイツマルク地域と東ドイツマルク地域
ベルリン協定	1951年9月20日（改訂60年8月16日）	西ドイツマルク地域と東ドイツマルク地域

1）Länderratgeschäfte：州評議会は、1945年にアメリカ占領地域のドイツ側の中央機構（シュトゥットガルト）。ブレーメン、バーデン・ヴュルテンブルク、ヘッセン、バイエルンの4人の首相から構成される。

2）Sofra-Geschäfte：ソ連(Sowjetunion）とフランス（Frankreich）を文字って「Sofra」となっている。

3）Warenabkommen：1948年に締結されたが、実現しなかった（詳しくは本文）

資料：Bundesministerium für innerdeutsche Beziehungen (Hrsg.), DDR Handbuch Band A-L, 3.,überarbeitete und erweiterte Aufl., Köln 1985. S.644; Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen(Hrsg.), *SBZ von 1945 bis 1954*, 3.,durchgesehene Aufl., Bonn und Berlin 1961, S.82-83, S.151　クレスマン,クリストフ（石田勇治・木戸衛一共訳）『戦後ドイツ史 1945-1955【二重の建国】』未来社、1995年、80頁。

占領地域間の取引が活発化するなか,西側占領地域では,西側連合国主導でドイツ全体の復興を牽引するための第一歩として,1947 年にアメリカ・イギリス連合地域（Bizone：以下,米英連合地域）が発足した（46 年 12 月 2 日に協定済み）[23]。この事態は,ソ連の政治的利害と一致するものではなかったが,戦後の物資不足のなかで東西間の商品交換を促進するために,米英連合地域とソ連占領地域との間で,はじめて「ドイツードイツ間」の通商協定が結ばれた（1947 年 1 月 17 日～18 日）[24]。米英連合地域からはミンデン（ビーレフェルト北方）に設置されたドイツ経済行政評議会（der Deutsche Verwaltungsrat für Wirtschaft）の代表が,ソ連占領地域側からは地域間交易および外国貿易のためのドイツ行政管理局（die Deutsche Verwaltung für Interzonenhandel und Außenhandel）の代表が,総額 2 億 1000 万ライヒスマルクの協定に調印した[25]。

この歴史的な協定のあと,米英連合地域とソ連占領地域との間の取引は,国際政治情勢の変化に撹乱されながらも一時的な増大をみせた。**第 2-2 表**から,ソ連占領地域の対西側占領地域との移出入総額は,1946 年から 47 年までに 3.2 倍（1 億 5,400 万から 4 億 9,600 万ライヒスマルク）に伸長したことがわかる。それは,ソ連や東欧社会主義諸国との移出入規模を大きく超えるものであった。移入の製品構成では,ソ連占領地域経済の構造的弱点ともいえる「鉱山,エネルギー,冶金」の割合が高かった。石炭,鉄鉱石,鉄鋼,非鉄金属（金属原料）,金属加工品を合わせると,移入の半分以上がそうした重工業製品であった（**第 2-3 表**）。逆に,西側占領地域がソ連占領地域に対して求めていたのは,一部の化学製品（各種原料,合成樹脂）や,木材,食品などであった[26]。

第2-2表　1946年～49年のソ連占領地域の貿易構造

	1946年			1947年			1948年			1949年		
	輸出入総額	輸入	輸出	輸出入総額	輸入	輸出	輸出入総額	輸入	輸出	輸出入総額	輸入	輸出
全体(100万ﾗｲﾋｽﾏﾙｸ)	223.6	106.1	117.5	695.4	275.5	419.9	1082.7	565.9	516.8	1891.4	911.9	979.5
西側占領地域	154.3	75.7	78.6	496.5	220.1	276.4	401.8	208.0	193.8	538.8	262.7	276.1
その他の外国	69.3	30.4	38.9	198.9	55.4	143.5	680.9	357.9	323.0	1352.6	649.2	703.4
うち、ソ連	－	－	－	0.8	0.8	0.0	259.3	158.8	108.9	606.5	274.9	331.6
ソ連以外のVD＊	57.3	20.2	37.1	55.8	30.0	25.8	253.5	124.9	123.6	438.1	236.3	201.8
その他	12.0	10.2	1.8	142.3	24.6	117.7	168.1	82.6	85.8	380.0	138.0	170.0
全体（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
西側占領地域	69.0	71.3	66.9	71.4	79.9	65.8	37.1	36.8	37.5	28.5	28.8	28.2
その他の外国	31.0	28.7	33.1	28.6	20.1	34.2	62.9	63.2	62.5	71.5	71.2	71.8
うち、ソ連	－	－	－	0.1	0.3	0.0	23.9	28.1	21.1	32.1	30.1	33.9
ソ連以外のVD＊	25.6	19.0	31.6	8.0	10.9	6.1	23.4	22.1	23.9	23.2	25.9	20.6
その他	5.4	9.6	1.5	20.5	8.9	28.0	15.5	14.6	16.6	20.1	15.1	17.4

＊ソ連以外のVDL（Volksdemokratien：人民民主主義諸国）：ポーランド、チェコスロヴァキア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、アルバニア、ユーゴスラヴィア

資料：Barthel,Horst, *Die wirtschaftlichen Ausgangsbedingungen der DDR: Zur Wirtschaftsentwicklung auf dem Gebiet der DDR 1945-1949/50*, Berlin 1979, S.187.東ドイツの統計では、西ドイツとの取引は輸出入として取り扱われる。原典では、1947年の数字に間違いがあるので注意されたい。

他方で,こうした成長の陰には問題点も内包されていた。**第 2-4 表**は,ミンデン協定後の西側占領地域から東への移入額を示したものである。同表からは,1947 年の前半よりも,後半

のほうで西側からの供給が増えていることがわかる。同年 3 月にはトルーマン・ドクトリンが発表され,6 月にはマーシャル・プラン構想が発表されている。また,1947 年 6 月初旬のミュンヘン州首相会談では,ドイツ全体での政党間の対立意識が強まっていたこともあいまって,政治的・経済的な統一を主張するソ連占領地域の州首相が事前会議を退席する,という事態が生じていた。東西分断の様相はますます強まっていたのである[27]。

第2-3表　1946年～49年の占領地域間交易（製品グループ別）

	1947年		1948年		1949年	
(A) 西側占領地域からソ連占領地域への移入（100万ﾗｲﾋｽﾏﾙｸ；　%）						
農林業	37.8	(17.2)	4.7	(2.2)	8.8	(3.4)
鉱山、ｴﾈﾙｷﾞｰ、冶金	87.9	(39.9)	61.9	(28.6)	94.0	(35.8)
鉄・非鉄金属加工品	29.8	(13.5)	27.0	(12.5)	59.2	(22.5)
化学製品	37.8	(17.2)	59.5	(27.5)	58.2	(22.2)
木材・合成樹脂加工品	12.0	(5.5)	15.1	(7.0)	8.0	(3.0)
消費財	14.8	(6.7)	47.9	(22.2)	34.4	(13.1)
移入合計	220.1	(100.0)	216.1	(100.0)	262.6	(100.0)
(B) ソ連占領地域から西側占領地域への移出（100万ﾗｲﾋｽﾏﾙｸ；　%）						
農林業	51.5	(18.6)	7.6	(3.9)	16.0	(6.1)
鉱山、ｴﾈﾙｷﾞｰ、冶金	54.9	(19.9)	31.2	(16.1)	137.0	(52.3)
鉄・非鉄金属加工品	33.1	(12.0)	28.1	(14.5)	5.3	(2.0)
化学製品	38.3	(13.9)	28.6	(14.8)	11.4	(4.3)
木材・合成樹脂加工品	57.1	(20.7)	55.9	(28.9)	38.5	(14.7)
消費財	41.5	(15.0)	42.3	(21.8)	54.0	(20.6)
移出合計	276.4	(100.0)	193.7	(100.0)	262.2	(100.0)
(B)マイナス(A)	56.3		-22.4		-0.4	

資料：Barthel,Horst, *Die wirtschaftlichen Ausgangsbedingungen der DDR: Zur Wirtschaftsentwicklung auf dem Gebiet der DDR 1945-1949/50*, Berlin1979, S.186.この文献では、東ドイツのImportあるいはExportという言葉が使われているが正確には占領地域間の移出と移入である。当時の西側占領地域ではドイツ「内部」の受取りBezügeあるいは引渡しLieferungenと表現されていた。相互に独立国家の存在を承認するか否か、という問題が、言い回しの違いとなって現われている。

第2-4表　1947年のソ連占領地域への西側占領地域からの移入

［100万ﾗｲﾋｽﾏﾙｸ］

	イギリス占領地域	アメリカ占領地域	小計（米英連合地域）	フランス占領地域	3地域総計
第Ⅰ四半期	17.0	18.7	35.7	3.1	38.8
第Ⅱ四半期	25.4	17.5	42.9	4.4	47.3
第Ⅲ四半期	30.2	18.6	48.8	4.1	52.9
第Ⅳ四半期	59.8	18.0	77.8	5.0	82.8
1947年合計	132.4	72.8	205.2	16.6	221.8

資料：Barthel,Horst, *Die wirtschaftlichen Ausgangsbedingungen der DDR: Zur Wirtschaftsentwicklung auf dem Gebiet der DDR 1945-1949/50*, Berlin 1979, S.84.占領地域間の対応の相違に配慮し、表には「小計（連合地域）を追加した。

ヨーロッパにおける反共産主義の高まりは,英米連合地域からソ連占領地域への供給にネガティブに作用した。1947 年の第Ⅲ四半期末までに,協定額の 60%が達成されていたにすぎない。供給のスピードや物資そのものへの不満から,同年 8 月にソ連占領地域側からの抗議がなされ,この協定は翌年 3 月まで延期されることが決定された[28]。

こうした情勢のなかにあっても,模索は続けられた。先のミンデン協定よりも27%減の1億6000万ライヒスマルクという枠ではあったが,1947年11月27日には米英連合地域とソ連占領地域の間で新たに48年のための通商協定が結ばれたことはその証左の一端であった。しかし,エスカレートする東西対立により,この協定は実効性を持たなかった[29]。

第2-5表　ソ連占領地域の貿易（1947年～49年）1)

［100万ライヒスマルク］

輸入		1947年	1948年	1949年
東欧の人民民主主義諸国		30.9	277.6	511.2
うち	ポーランド	26.7	88.7	*
	チェコスロヴァキア	3.3	34.2	*
	ソ連	0.8	149.4	274.9
その他のヨーロッパ諸国		22.6	77.4	*
うち	ﾍﾞﾙｷﾞｰ	−	18.1	*
	ﾃﾞﾝﾏｰｸ	0.8	*	*
	ｲｷﾞﾘｽ	1.5	*	*
	ｵﾗﾝﾀﾞ	6.9	22.9	*
	ﾉﾙｳｪｰ	3.8	*	*
	ｵｰｽﾄﾘｱ	8.8	*	*
	ｽｳｪｰﾃﾞﾝ	0.4	*	*
	ｽｲｽ	1.5	4.2	*
その他の諸国		1.8	1.0	*
輸入合計		**55.3**	**356.0**	**649.2**

輸出		1947年	1948年	1949年
東欧の人民民主主義諸国		26.6	242.5	533.4
うち	ポーランド	8.5	86.5	*
	チェコスロヴァキア	12.8	34	*
	ソ連	0.0	108.7	331.6
その他のヨーロッパ諸国		115.3	78.7	*
うち	ﾍﾞﾙｷﾞｰ	4.9	18.1	*
	ﾃﾞﾝﾏｰｸ	9.9	*	*
	ｲｷﾞﾘｽ	11.8	*	*
	ｵﾗﾝﾀﾞ	10.3	26.3	*
	ﾉﾙｳｪｰ	7.3	*	*
	ｵｰｽﾄﾘｱ	0.3	*	*
	ｽｳｪｰﾃﾞﾝ	7.9	*	*
	ｽｲｽ	61.4	12.8	*
その他の諸国		1.6	2.1	*
輸出合計		**143.5**	**323.3**	**703.4**

1)この表には、東西ドイツ間交易は含まれていない。

資料：Buchheim,Christoph, Wirtschaftliche Folgen der Integration der DDR in den RGW, in: Christoph Buchheim (Hrsg.), *Wirtschaftliche Folgelasten des Krieges in der SBZ/DDR*, Baden-Baden 1995, S.346.

この東西ドイツ間の交易の減少を,ソ連占領地域側に立って穴埋めしたのは,ソ連を筆頭に,その影響下で社会主義化したポーランドやチェコスロヴァキアなどであった。**第 2-5 表**からは,西ヨーロッパ諸国との貿易に比して,ソ連・東欧貿易の意義が急増したことは明白である。この動きの底流には,社会主義化以前からの取引関係もあった。戦時中のドイツ=ライ

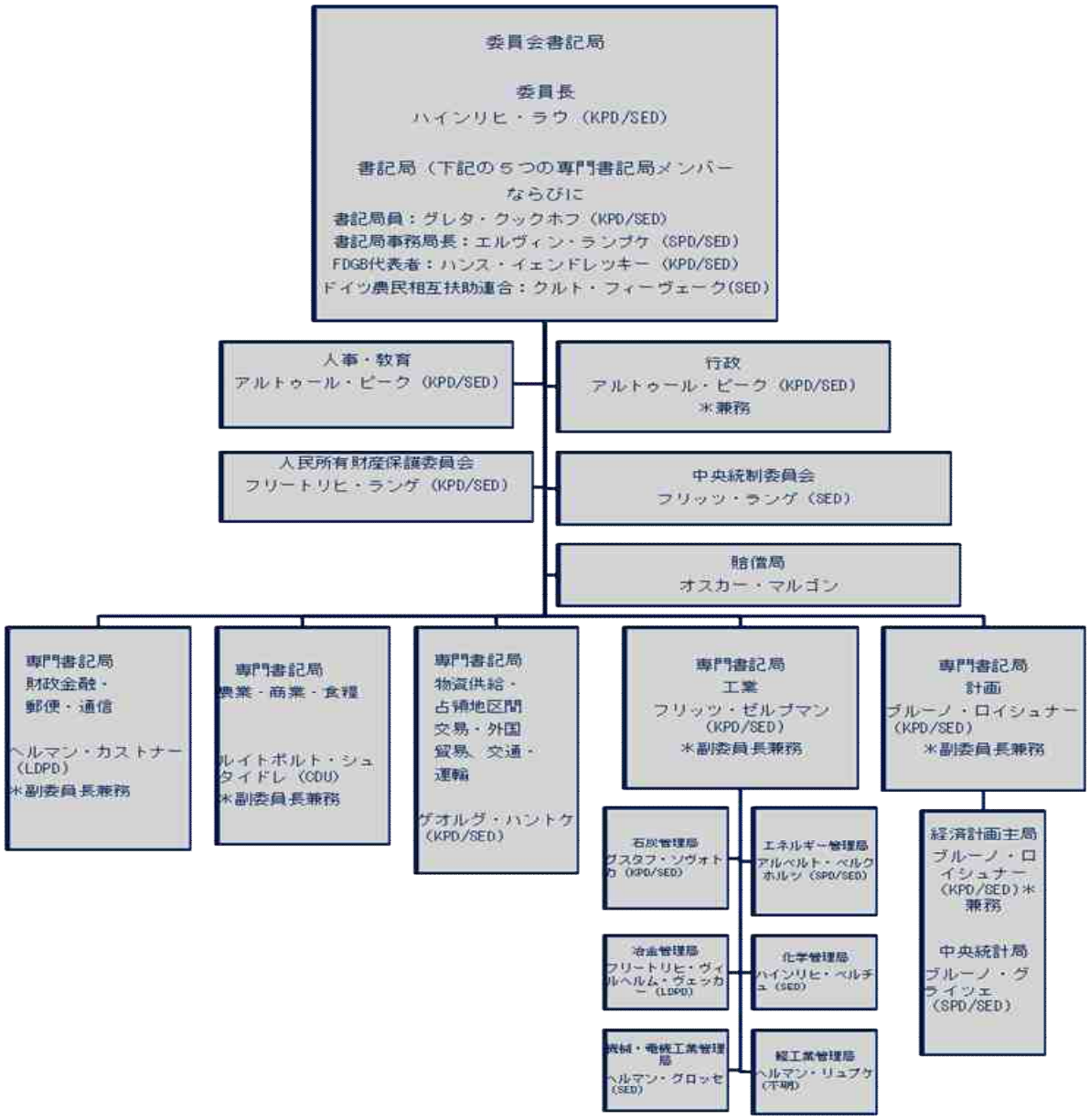
ヒの輸出入相手国において,ルーマニアやユーゴスラヴィア,ハンガリー,ポーランド（総督府時代）,ソ連（開戦前）,スロヴァキア,ブルガリアは決して無視できない位置にあった。ナチス・ドイツの支配領域となった,という理由もさることながら,ローター・バール氏の研究によれば,それらの国々はさらに世界大恐慌直前にまでさかのぼった時期からドイツ=ライヒの貿易全体の 14%から 21%を占めていた（中国をも含む）[30]。こうした歴史的な関係をも背負う形で,この時期のソ連・東欧諸国とソ連占領地域との交易は,経済相互援助会議（以下,コメコン）発足（1949 年 1 月）,東ドイツの加入（翌 50 年 9 月）へと連動することになる。

占領地域を超える東西両陣営の対立が顕在化するなか,1947年5月29日には,英米連合地域８州の代表からなる経済評議会（der Wirtschaftsrat des Vereinigten Wirtschaftsgebietes）が創設された。それに対抗すべく,ソ連占領地域において,同年6月4日のSMAD指令第138号にもとづいてドイツ経済委員会（die Deutsche Wirtschaftskommission）が創出された[31]。設立当時の経済委員会は,45年7月～47年6月4日までに創設された中央管理局または管理局を母体としていた[32]。工業中央管理局所轄の5つの管理主局（部門・業種別）,交通中央管理局,商業・食糧管理局,農林業管理局,燃料・エネルギー中央管理局の長官または局長の計9人と,ドイツ労働総同盟（der Freie Deutsche Gewerkschaftsbund）第一議長,ドイツ農民相互扶助連合（die Vereinigung der gegenseitigen Bauernhilfe）第一議長が,ドイツ経済委員会の中枢を成していた。経済委員会に課された任務は,主に中央管理局または管理局間の指揮・命令の流れの調整,SMADとの協議・交渉,対ソ賠償の履行に向けた業務の遂行であったが,東西分裂への動きが強まるなか,次第に占領地域内の経済政策を全面的に委託される機関,すなわち臨時政府として位置づけられたようになった[33]。

その対抗措置を受けて,先の経済評議会は自身を西側占領地域における経済行政の最高機関に位置づけることを決定した（1947年6月25日）。この政治・外交の動きは,占領統治の終わりと西側占領地域に新しい国家が創設される幕開けとなった。その後,1947年11月～12月のロンドン外相会議の決裂に象徴されるように東西の対決姿勢は一層先鋭化し,翌48年の2月23日にはソ連への呼びかけのないままアメリカ,イギリス,フランスが,ベネルクス三国を加えて六ヵ国会議を開催し,「ロンドン勧告」（憲法制定,民主主義国家,連邦制）をまとめるとともに,それを西側占領地域の各州政府の議論に委ねた。ソ連政府は,この会議を「ポツダム協定違反」,「ドイツを分断する策動」とし,48年3月20日の連合国管理理事会において,SMAD長官のソコロフスキー元帥が理事会からの脱退を表明するまでにエスカレートした。また,同年4月1日以降,ベルリンの西側地区から東ベルリンへの交通を規制する措置がとられ,東西への分裂はほぼ決定的となった。

その一方で,ほぼ時を同じくして,ソ連占領地域ではSMADが1948年2月12日付けの指令第32号により,ドイツ経済委員会の州政府に対する権限強化に着手した。その端的な表れは,同委員会に占領地域全体に関わる政令や通達を制定・公布する権限を付与したことであった[34]。それは,占領地域内に中央集権的な体制が築かれる基礎となり,のちに州・プロヴィンツの占領地域内の政治・行政における位置づけや権限の変更の根拠とされた。

第 2-1 図　臨時政府になる直前のドイツ経済委員会（1948 年 6 月時点）



資料：Matschke, Werner , Die *industrielle Entwicklung in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands(SBZ) 1945-1948*, Berlin 1988, S.325-327 の３つの図（1948 年 4 月）と,Broszat,Martin/Weber, Hermann(hrsg.), *SBZ-Handbuch:Staatliche Verwaltungen, Parteien, gesellschaftliche Organisationen und ihre Führungskräfte in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands 1945-1949*, München 1993,S.282-288 の本文（1948 年 7 月）とを比較して,担当大臣の変更,帰属先などをチェックして作成。1947 年 6 月のSMAD命令第 138 号を受けて発足した同委員会は,1948 年 2 月 12 日の SMAD 命令第 32 号によって再編された。Matschke が作成した 1948 年 4 月時点の組織図は,その編成替えの途上のものである。本稿で示す 6 月時点の構成で,ほぼ再編は終了し,残りは 49 年 10 月の建国までの微調整（5つの管理局の追加：健康：保健,食糧管理,食品・漁業,科学・技術,情報）にとどまった。

第2-1図は,その変化を受けて再編されたドイツ経済委員会の機関構成と人的配置について記したものである。委員会書記局はもとより,ほとんどの専門書記局（のちの省に相当）および管理局（部局に相当）がSED党員で占められる体制が作られたことがわかる。より下位の機関の人事に関するさらなる分析が必要ではあるが,少なくともトップ人事においてはSEDの優位が確立していた。ソ連占領地域の支配政党が占領統治下で社会主義路線を歩もうとしていたことは誰の目にも明らかであった。

それを後押しするように,SMADは,1948年3月31日のドイツ経済委員会の決議[35]に応える形で同年4月17日に指令第64号[36]を通達し,占領地域内の工場・施設の接収・没収の完了を宣言した。それと同時に,SAGの漸次的解体と臨時政府への有償返還,州有経営及び地方自治体所有の経営の「人民所有経営（Volkseigner Betrieb）」への名称変更・統一を命じたのである。とくに後者の指令は,ドイツ経済委員会の下での事実上の「国有化」を準備するものとなった。この措置は,西側占領地区への対抗という思惑,そして何よりもソ連占領地域における社会主義化と新しい中央集権的な国家の創出に関する政治的・思想的な意思表明であったともいえよう。

東西間の対立に追い打ちをかけるように,1948年6月20日（西ベルリンは23日）には西側占領地域において通貨改革が行われた。その目的は,戦後インフレの鎮静化と経済安定,マーシャル・プランの受け入れ態勢の創出,配給制の収束と闇市の撲滅であった。しかし,通貨制度の改革は国家主権にかかわる問題である,として,ソ連政府の西側連合国に対する態度は一層硬化した。そして6月23日から24日にはソ連占領地域において対抗的な通貨改革が行われるとともに,いわゆる「ベルリン封鎖」[37]が開始された。以後,東西分裂の危機は一層深まり,49年5月23日にはドイツ連邦共和国（以下,西ドイツ）が,同年10月7日にはドイツ民主共和国（以下,東ドイツ）が建国されたのである。

国際情勢,とりわけアメリカの「封じ込め政策」は,ソ連の「統一ドイツの思惑」を打ち砕き,ソ連が自らの占領地域を東欧諸国と同様に社会主義陣営に組み込む選択をする方向へと向かわせた。そして,その動きは,SMADの指示に従って統一ドイツを喧伝しつつも,州・プロヴィンツ議会選挙において多数派を形成できなかったSEDがソ連の支援を公然と受け入れ,占領地域における中央集権化を推し進める前衛党に変化する契機を与えられることにもなったのである[38]。

東ドイツ建国の翌月,SMADは「ソビエト管理委員会（die Sowjetische Kontrollkommission）」と名称をかえ,高等弁務官的立場から東ドイツ政府や州・プロヴィンツ政府の活動に関与するとともに,戦後賠償の計画的遂行を監督していくことになった[39]。先述のドイツ経済委員会は,東ドイツの建国の際に「ドイツ民主共和国の臨時政府（die Provisorische Regierung der Deutschen Demokratischen Republik）」として位置づけられ,経済委員会を構成していた中央管理局の長官・局長たちの多くは,省庁の大臣または長官に選ばれた。そして,翌50年10月に実施された一院制の人民議会選挙（Volkskammerwahl）以後は,SED 党員を中心に政党と大衆団体の代表を登用して組閣された閣僚評議会（der

Ministerrat）が,東ドイツの「政府」となった。SED は,人民議会選挙において政党としては四分の一の議席を獲得していたに過ぎないが,政党以外の大衆組織（自由ドイツ労働組合同盟：der Freie Deutsche Gewerkschaftsbund,自由ドイツ青年同盟：die Freie Deutsche Jugend,ドイツ民主女性同盟：der Demokratische Frauenbund Deutschlands）の多くが SED 党員であったこと,政党のなかでも NDPD（ドイツ国家民主党：die Nationaldemokratische Partei Deutschlands）と DBD（ドイツ民主農民党：die Demokratische Bauernpartei Deutschlands）は SED の衛星政党的な存在であったことから,実質的には立法府のなかの多数派を形成することができた[40]。

いわゆる民主集中主義（der demokratischer Zetralismus：民主集中制とも訳されてきた）を政府,立法,司法に貫徹させるためには,いまひとつ解決されなければならない問題があった。すでに見てきたように,ソ連占領地域においては,1947 年 2 月のプロイセンの解体時に再編された州・プロヴィンツ制度が維持されてきた。しかし,建国後も続く賠償生産に関わる諸資源の配分に関する意思決定や統制を全国的に,そして計画的・安定的に遂行できる体制を作り,それをソ連経済と東ドイツ経済の復興に結びつけるための試みが,SMAD と SED の手によって徐々に進められていった。

第 2 節　国家的工業管理システムの創設

東ドイツは,ソ連政府の指導のもと,半ヵ年計画（1948 年 7 月～12 月）ならびに二ヵ年計画（49 年～50 年）の策定と実施を経て,国民経済の計画経済化の方向性を強めた。1952 年（7 月 23 日）には,州制度を解体し,県（Bezirk）・郡（Kreis）・市町村（Städte und Gemeinde）を単位とする地方自治体の改革が実施されることになった。これは,人民議会を頂点とするピラミッド型の体制を構築するための前提でもあった。

第 2-2 図からは,5 州（メクレンブルク州,ブランデンブルク州,ザクセン=アンハルト州,ザクセン州,テューリンゲン州：1947 年 2 月～1952 年 7 月）が分割され 14 県（ロストック,シュヴェリーン,ノイブランデンブルク,フランクフルト・デア・オーダー,ポツダム,マクデブルク,ハレ,ライプチヒ,コトブス,ドレスデン,カール・マルクス・シュタット,ゲラ,エルフルト,ズール）と首都ベルリン（東ベルリン）に再編成されたことがわかる。州・プロヴィンツの解体は,それまでのドイツの地方自治の伝統を壊し, SED 中央委員会及び政治局とベルリンの共和国政府（以下,とくに断りのない限り党・政府と記する）を頂点とする中央集権的政治・経済システムが構築されたことを意味した[41]。

第 2-2 図　建国後の東ドイツにおける行政単位の再編（1952 年）



破線：1946 年以降の州（新）の境界線　　実線：1946 年以降の県の境界線　　実線（太字）：1976 年の国境

資料：Karl Eckart,Karl, *DDR*, 3.,überarbeitete Aufl.,Stuttgart 1989, S.52.

（1）ソビエト株式会社の返還

前述のようにSAGは,1946年6月以降,ソ連占領地域における資本財部門（一部消費財部門）の重要工場・施設を母体に形成され,対ソ賠償を履行するための生産活動を行ってきた。他方で,設立から半年後の47年1月11日には,74のSAG傘下経営が州に有償返還され（うち,25はザクセン,21はテューリンゲン,18はザクセン=アンハルト,5はプロヴィンツ・マルク・ブランデンブルク,同じく5はメクレンブルクへ）[42],それらは州ないし郡直轄の人民所有経営に転換された[43]。返還の理由は,第一にそれらが赤字主体であり自治体の補助金を必要としていたからであった[44]。この47年に始まるSAG傘下経営の返還は,ドイツ側への譲歩というよりは,収益性の低下を嫌って問題を各州・プロヴィンツ政府に押し付ける性格のものであったといえよう。その「買い戻し」の対価は,地方政府（建国後は東ドイツ政府）が,ソ連国立銀行の支店に準ずる形でベルリンに設置された手形保証・信用銀行株式会社（die Garantie-und Kreditbank AG）[45]に支払われた[46]。

第2-6表　建国前の東ドイツにおける主要部門の工業生産高の推移（所有主体別）

	1947年			1948年			1949年		
工業部門	SAG 1)	VEB 2)	私的経営	SAG 1)	VEB 2)	私的経営	SAG 1)	VEB 2)	私的経営
エネルギー	34.7	57.9	7.4	44.1	49.2	6.7	42.1	56.8	1.1
鉱山	33.4	64.4	2.2	33.5	61.5	5.0	36.9	60.9	2.2
化学	54.0	20.4	25.6	56.7	22.1	21.2	54.8	29.0	16.2
機械	39.4	59.1	1.5	28.0	45.1	26.9	29.6	47.9	22.5
電機・電子	39.6	40.6	19.8	40.8	38.1	21.1	38.3	47.8	13.9
精密機械・光学機器	35.5	31.1	33.4	26.8	44.7	28.5	20.0	60.0	20.0
繊維	2.4	51.5	46.1	2.4	50.6	47.0	2.4	58.0	39.6
被服・皮革・製靴	－	25.1	74.9	0.2	36.0	63.8	2.4	39.1	58.5
食品・嗜好品	－	23.8	76.2	－	35.8	64.2	－	41.9	58.1
上記部門全体	19.5	36.8	43.7	22.0	39.0	39.0	21.9	46.6	31.5

1) SAG:(Sowjetische Aktiengesellschaft):ソビエト株式会社。戦後賠償目的で没収されたドイツ企業で、ソ連の行政管理下に移管されたもの。

2) VEB(Volkseigener Betrieb):人民所有経営。建国前の47年と48年は州有経営。

補足データ:以下では、別資料から三つの所有主体の50年と52年の割合を記載。

1950年　SAG:22.6%, VEB:53.9%, 私的経営:23.5%

1952年　SAG:17.0%, VEB:63.7%, 私的経営:19.3%

資料:Matschke,Werner Die wirtschaftliche Entwicklung in der SBZ: Vorgeschichte-Weichenstellungen-Bestimmungsfaktoren, in: Fischer, Alexander(hrsg.), *Studien zur Geschichte der SBZ/DDR*, Berlin 1993, S.114; Buck, Hansjörg F., Formen, Instrumente und Methoden zur Verdrängung, Einbeziehung und Liquidierung der Privatwirtschaft in der SBZ/DDR, in: Der Deutsche Bundestag (Hrsg.), *Materialien der Enquete-Kommission "Aufarbeitung von Geschichte und Folgen der SED-Diktatur in Deutschland" (12. Wahlperiode des Deutschen Bundestages) Band V/2 : Deutschlandpolitik, innerdeutsche Beziehungen und internationale Rahmenbedingungen*, Baden-Baden 1995, S.1091.いずれの資料においても、1947年～49年については、東ドイツの50年代の文献がベースとなっている。Krause,Werner, *Die Entstehung des Volkseigentums in der Industrie der DDR*, Berlin(O) 1948, S.103.

この限定的な有償返還措置のあとも,残存する SAG やその傘下経営は賠償向け生産を行い続けた。その規模は,ソ連占領地域,そして建国後の東ドイツの工業生産全体の約 17%～23%の割合を占めるものであった。なかでも 1949 年まではエネルギー・鉱山部門,化学部門の比重は高く,それには機械部門が続いた（**第 2-6 表**）。他方で,人民所有経営（この時期は州・プロヴィンツの管理下）は,建国に至るまで工業全体の 37%から 47%の生産を行っていた。とくに精密・光学機械ならびに消費財部門の生産の比重の高まりが確認できる。対照的に,戦後の接収後に民間に返還された私的経営は,消費財部門の生産において非常に大きな割合を占めていたのだが,47 年から 49 年にかけては 44%から 49 年の 31.5%へと急減している。この数字の動きから,SAG 傘下経営の返還と私的経営の駆逐の結果として,人民所有経営の比重が高まってきたことが読みとれよう。

SAG の解体と返還は,冷戦の深化と東ドイツにおける SED の影響力の増大に呼応する形で建国後も続いた。1949 年末から 50 年 5 月までに東ドイツに傘下経営とともに全面返還された SAG または部分返還（SAG の傘下経営の一部返還）された経営は 23 であった。その後も有償の返還は続き,1952 年 4 月時点には 13（傘下経営数は 100 件強）の SAG を残すのみとなっていた。工業部門別でみると,エネルギー3（ブリケット,燃料,ウラン鉱山）,鉄鋼 1,機械 4（工作機械・自動車,計器・測定器,輸送機,ケーブル）,化学 4（肥料,カリ,ゴム,染料・塗料）,建設資材 1（セメント）の SAG が継続して賠償生産を行っていた。確かに返還は続けられてきたが,ソ連政府は東ドイツの輸出産業の要となる部門を掌握していたのである。残存する SAG の生産高は,東ドイツの工業生産の約 17%を占めていた（49 年末は約 22%）。

この 1952 年は,先に見てきた州・プロヴィンツ制度の廃止と県・郡・市町村制への移行により,州有ならびに地方自治体所有の経営が,すべて人民所有経営として登録変更され,中央の国家機関あるいは県・郡の組織の管理下に置かれた年でもあった。同年 4 月から 10 月にかけて,ソ連政府の決定により 66 の SAG 傘下経営の返還が行われたが,それらは東ドイツの中央国家機関（部門別工業省）の管理下に移管された。返還の重点となったのは,7 つのカリ鉱山, 7 つの褐炭採掘場であった。それは東ドイツの化学工業やエネルギー生産,そして対ソ賠償生産に弾みをつけるものであった。このほか,すべてのセメント工場や製紙工場が返還され東ドイツの建設需要に応える生産体制が補強された。さらにロストックのネプチューン造船所,ビッターフェルト電気化学工場,ベルリンの 2 つのケーブル工場（旧 AEG）など,戦前戦中からライヒ中部経済を支えていた諸工場も返還された[47]。

1952 年秋以降も返還されなかった SAG 傘下経営は燃料,合成樹脂,重機･設備,輸送機などの製造に携わる 33 工場であった。ロイナ工場,ブーナ工場,アグファ・ヴォルフェン写真工場,ツァイツ褐炭精製工場,マクデブルクの 3 つの機械製造工場（クルップ・グルゾン工場 Krupp-Gruson, オットー・グルゾン Otto Gruson & Co., ブッカウ・R・ヴォルフ工場 Buckau R.Wolf）,ターレ製鉄所,ベルリン=トレプトウ軽電機工場,ドレスデン=ニーダーゼードリッツ重電機工場,ライプチヒのブライヘルト輸送機・ワイヤー製造工場などもそれに含まれていた。

それらの工場の返還は,1953年3月のスターリンの死,6月の東ドイツ諸都市における労働者蜂起によって政治的に翻弄されたソ連と東ドイツの政権が同年 8 月に開催した両国間協議において決定された。そこでは,返還が 1954 年 1 月 1 日をもって「無償」で実施されることが宣言されたのである。この約 7 年間に及ぶ一連の返還措置により,東ドイツ政府は,合計約 200 の生産能力の高い重化学工業部門の諸経営をソ連モデルに倣った計画経済システムの中に組み入れることが可能になった。そして,東ドイツの経済復興を,前衛党となったSED とその出身者を中心とする内閣＝閣僚評議会がリードすることになった。とはいえ,返還による直接的な賠償の完了は,東ドイツがその後の対ソ輸出において優遇措置を取ることを前提とするものであったことはいうまでもない。また,それまで対ソ賠償の三割近い割合を占めていた占領経費は,その後のソ連軍の駐留経費に置きかえられた。さらに,軍事やエネルギー政策上重要であった SAG“ヴィスムート”ウラン採掘場は返還の対象とはならず,ソ連と東ドイツの共同株式会社（Die Sojetisch-Deutsche Aktiengesellschaft Wismut）として存続することとなった。それも実際には,東ドイツによる財政やリスクの負担を前提とするものであった[48]。

（2）人民所有経営連合への統合

つぎに,SAG の返還とならんで変化していった人民投票後の州有経営の行方についてみよう。先述したように,SMAD は,1948 年 4 月 17 日の指令第 64 号により占領地域内の工場・施設の接収・没収の完了を宣言した。また,同年 4 月 23 日には指令第 76 号[49]によって,州・プロヴィンツの管理下におかれたすべての経営（その建造物,設備,施設,土地,その他の資産を含む）を,それぞれの行政単位を超える占領地域全体の「人民の財産（Eigentum des Volkes）」とすること,それらを「人民所有経営（Volkseiger Betrieb）」として登記し,ドイツ経済委員会の行政的指導と管理のもとに置くこととした。同委員会副議長兼専門書記局「工業」（**前掲第 2－1 図**）の書記局長に任命されていたザクセン州のゼルプマンの権限と責任のもと,直属の管理局（Hauptverwaltungen：以下,工業管理局とする。石炭,エネルギー,冶金,化学,機械・電機,軽工業）が,人民所有経営の計画・行政指導・監督にあたった。

その際,直接的管理と間接的管理の観点から人民所有経営は三種類に区分された。第一は工業管理局直轄の国民経済的に重要な人民所有経営（元 SAG 傘下工場を含む比較的大規模な資本財部門・輸出部門の経営）で,1948 年 10 月の時点で 1,631 件あった。第二は州に管理を委託された人民所有経営（州直轄経営）,第三はより下級の自治体が管理する人民所有経営（自治体直轄経営）で,それぞれ 3,064 件と 2,028 件であった。それらは州財政の要であったり,地域経済の消費財需要に応えるための経営であったりした（**第 2-7 表**）。

第2-7表　工業における人民所有経営の管理形態（1948年10月29日時点）

	全体	中央直轄	A(%)	B(%)	州直轄	A(%)	B(%)	自治体直轄	A(%)	B(%)	参考(%)
ブランデンブルク	1,053	102	6.3	9.7	700	22.8	66.5	251	12.1	23.8	36.1
メクレンブルク	489	11	0.7	2.2	320	10.4	65.4	158	7.6	32.3	40.1
ザクセン	2,233	1,098	67.3	49.2	784	25.6	35.1	351	17.0	15.7	85.6
ザクセン・アンハルト	1,398	333	20.4	23.8	412	13.4	29.5	653	31.6	46.7	67.4
テューリンゲン	1,590	87	5.3	5.5	848	27.7	53.3	655	31.7	41.2	55.4
合　計	6,763	1,631	100.0		3,064	100.0		2,068	100.0		

A:当該管理形態の州ごとの割合(%)
B:各州における当該管理形態の割合(%)
参考:中央直轄と州直轄の経営の従業員数を比較した数値。

資料:Mühlfriedel,Wolfgang/Wießner, Klaus, *Die Geschichte der Industrie der DDR bis 1965*, Berlin 1989, S.51, S.56 und S.57.

表から,ソ連占領地域最大の工業地帯を有するザクセンにおいて専門書記局「工業」所轄管理局の管理下の人民所有経営（中央直轄経営）が多かったものの,ブランデンブルク,メクレンブルク,テューリンゲンでは中央直轄経営は 1 割に満たなかったことがわかる。第二の工業地帯でエネルギー,化学,機械部門が集積するザクセン=アンハルトでは,中央直轄経営数の割合は 2 割,州直轄および自治体直轄の経営が 8 割であった。その一方で,「参考」に示した就業者数を比較する数値から,ザクセン州では工業就業者の約 86%が中央直轄経営に集中していたことがわかる。また,ザクセン=アンハルトでは,経営数は少ないものの就業者の 7 割弱が中央直轄経営に集中しており,個々の経営規模が相対的に大きかったことが推察される。テューリンゲンについては,中央直轄経営の数自体は少なかったものの,就業人口の 55%がそこに集中していた。同州における機械工業や鉱山・冶金業の相対的に規模の大きな経営の存在が反映されたものといえる。他方で,ブランデンブルクとメクレンブルクでは州・自治体直轄経営の比重が大きかった。以上のことから,中央と地方での公有化の力点の置き方あるいは中央と地方の力関係に州・プロヴィンツごとの違いがあったことがわかる。

折しも 1948 年 7 月から 12 月は,SMAD が作成した計画案をもとにドイツ経済委員会が策定した半年計画を試行期間であった。同時に,同委員会は翌年からの二ヶ年計画（49 年～50 年）,さらには将来の中期経済計画の策定準備をしていた。燃料,電力,冶金,化学など素材型工業部門を中心に生産と管理の組織化が始まっていたのである。その具体化にあたっては,人民所有経営,とりわけ中央直轄の人民所有経営をいかに合理的かつ効果的に編成し,計画経済に組み込むかが課題となっていた。

先述の SMAD 指令第 76 号は,人民所有経営が,「人民の財産」を増大・発展する主体として,高度な経済運営能力,施設の合理的な利用,高い労働規律と能力,高い収益性を発揮し,残存する私的経営の模範となることを求めた。また,その実現に向け,人民所有経営は,生産計画の達成,新しい技術刷新の生産への早期導入,労働安全の弛まぬ改善,労働者及び技術者のイニシアチブによる生産性向上を常時達成する義務を負うものとされた。

それを基本に同指令は,人民所有経営を直接的に監督・管理する上位の組織として人民所有経営連合（Vereinigung volkseigener Betriebe:以下，経営連合）を設立することを要請した。その際,ドイツ経済委員会の管理下の経営連合（中央直轄経営連合）と,州直轄の経営連合を設けることを要請した。それを受けてドイツ経済委員会は,48 年秋までに専門書記局「工業」に設置された 7 つの工業管理局（石炭・褐炭・エネルギー，冶金，化学，機械，電機，軽工業，土石・窯業）の下で，人民所有経営全体（州直轄,自治体直轄を含む）の約 24%に相当する 1,631 の「政策的かつ経済的に重要な人民所有経営」を 75 の人民所有経営連合に統合した。これらの中央直轄経営連合は,その後も再編が繰り返され,1949 年初頭には 71 の中央直轄経営に 1,700～1,850 の経営が統合されるに至った。その際，先の 7 つの工業管理局に代表される部門（Zweig）と，そうした部門の枝葉となる個々の業種（Branchen）,製品・製品グループ（Erzuegnis und Erzeugnisgruppe）の同一性・類似性が統合の基準とされた。

第 2-8 表および**第 2-9 表**は,1949 年 1 月時点の 71 の中央直轄の経営連合,さらには 53 の州直轄の経営連合を州別にまとめたものである。一見して人民所有経営数の多いザクセン州において,中央直轄および州直轄の経営連合が数多く存在していることがわかる。ソ連占領地域最大の工業地帯であったザクセンは,他に先駆けて人民投票による公有化が実施した州であった。同州には、国有化と計画経済システムのための実験場的な性格を付与されていたといえよう。すべての工業部門、とりわけ冶金、化学、機械・電機、軽工業の様々な製品・製品グループごとに中央直轄および州直轄の経営連合が創設された。

第2-8表 中央直轄人民所有経営連合(1949年1月5日時点)

	ザクセン州		ザクセン=アンハルト州		ブランデンブルク州		テューリンゲン州		メクレンブルク州	
	名称	本部	名称	本部	名称	本部	名称	本部	名称	本部
管理局Ⅰ「石炭・褐炭」	Braunkohleverwaltung	Borna	Braunkohlenverwaltung(BV)	Merseburg	Braunkohlenverwaltung(BV)	Senftenberg	Braunkohlenverwaltung(BV)	Meuselwitz-Altenburg		
	(褐炭管理局)	ボルナ	(褐炭管理局)	メルゼブルク	褐炭管理局	ゼンフテンベルク	褐炭管理局	モイセルヴィッツ=アルテンブルク		
	Steikohleverwaltung	Zwikau	Braunkohlenverwaltung(BV)	Bitterfeld	Braunkohlenverwaltung(BV)	Welzow	Schachtbau und Bohrverwaltung	Nordhausen		
	(石炭管理局)	ツヴィッカウ	(褐炭管理局)	ビッターフェルト	褐炭管理局	ヴェルツォウ	炭坑・採掘管理局	ノルトハウゼン		
			Braunkohlenverwaltung(BV)	Magdeburg						
			(褐炭管理局)	マクデブルク						
			Braunkohlenverwaltung(BV)	Muckenberg						
			(褐炭管理局)	ミュッケンベルク						
			Bagger-Forderbrucken-und Geratebau	Lauchhammer						
			(掘削機・露天掘り重機・搬送装置)	ラウホハマー						
管理局Ⅱ「エネルギー」	Energibezirk Ost	Dresden	Energibezirk West	Halle/Saale	Energibezirk Nord	Berlin	Energibezirk Sud	Weimar		
	東部電力局	ドレスデン	西部電力局	ハレ/ザーレ	北部電力局	ベルリン	南部電力局	ワイマール		
					Energibezirk Mitte	Berlin				
					ベルリン市ミッテ地区電力局	ベルリン				
管理局Ⅲ「冶金」	VESTA	Leipzig	Mansfeld	Halle/Saale	Alu	Potsdam				
	(鉄鋼・圧延)	ライプチヒ	(マンスフェルト銅鉱)	ハレ/ザーレ	(アルミニウム)	ポツダム				
	Buntmetall	Freiberg/Saale								
	(非鉄金属)	フライベルク/ザーレ								
	FEMA	Meißen/Elbe								
	(耐火素材)	マイセン								

（次ページに続く）

（前ページからの続き：第 2-8 表）

管理局Ⅳ「化学」	Oxyka	Radebeul	Alcid	Ammendorf			West-Glas	Ilmenau		
	無機化学	ラーデボイル	無機化学	アルメンドルフ			西部ガラス	イルメナウ		
	Plasta	Leipzig	Organa	Halle/Saale						
	プラスチック	ライプチヒ	有機化学	ハレ/ザーレ						
	Lacke und Farben	Leipzig	Kali-Salze	Halle/Saale						
	塗料・染料	ライプチヒ	カリ・塩	ハレ/ザーレ						
	Sapotex	Chemnitz	Kohlenwertstoffe	Halle/Saale						
	石鹸・化粧品・文具	ケムニッツ	ベンゼン・ベンゾール	ハレ/ザーレ						
			Pharma	Halle/Saale						
			薬品	ハレ/ザーレ						
			Variochem	Halle/Saale						
			化学製品	ハレ/ザーレ						
管理局Ⅴ「土石・窯業」	Ost-Glas	Weißwasser	Baustoffe	Halle/Saale						
	東部ガラス	ヴァイスヴァッサー	建設資材	ハレ/ザーレ						
	Keramik	Meißen/Elbe								
	陶器	マイセン/エルベ								
管理局Ⅵ「機械・電機」	WMW	Chemnitz	EKM	Halle/Saale			Optik	Jena	Vereinigung Volkseigener Werften	Schwerin
	工作機械	ケムニッツ	発電機	ハレ/ザーレ			光学	イエーナ	経営連合造船	シュヴェリーン
	LBH	Leipzig	ABUS	Halle/Saale						
	農業機械	ライプチヒ	鉱山設備・重機	ハレ/ザーレ						
	Negema	Dresden	IKA	Halle/Saale						
	食品加工機	ドレスデン	電装品・ケーブル・電器	ハレ/ザーレ						
	Textima	Chemnitz	SANAR	Halle/Saale						
	繊維機械	ケムニッツ	計器・測定器	ハレ/ザーレ						
	Polygraph	Dresden								
	印刷機械	ドレスデン								
	IFA	Chemnitz								
	輸送機(自動車、自転車等)	ケムニッツ								
	LOWA	Görlitz								
	機関車・客車	ゲルリッツ								
	VEM	Leipzig								
	発動機	ライプチヒ								
	RFT	Leipzig								
	受信機・受像機	ライプチヒ								
	Mechanik	Dresden								
	カメラ・撮影機・映写機・事務機器	ドレスデン								
	TEWA	Chemnitz								
	機械部品	ケムニッツ								
	MEWA	Zwikau								
	金属部品	ツヴィッカウ								
	GUS	Leipzig								
	鋳造品	ライプチヒ								

（次ページに続く）

（前ページからの続き：第 2-8 表）

管理局Ⅷ「軽工業」	Kunstfaser	Glauschau	Knfektion Ⅱ	Halle/Saale	Spinnweber	Forst	Kammgarnspinnereien	Gera		
	合成繊維	グラウシャウ	被服Ⅰ	ハレ/ザーレ	紡織	フォルスト	梳毛紡績	ゲーラ		
	Baumwollspinnereien Ⅰ	Chemnitz	SLV "Saale"	Halle/Saale	Holz	Eberswalde				
	綿紡績Ⅰ	ケムニッツ	製靴・革製品	ハレ/ザーレ	製材・木工	エバースヴァルデ				
	Webereien Ⅰ	Chemnitz	Holz	Halle/Saale						
	織物Ⅰ	ケムニッツ	製材・木工	ハレ/ザーレ						
	Webereien Ⅱ	Bautzen								
	織物Ⅱ	バウツェン								
	Webereien Ⅲ	Plauen/Vogtland								
	織物Ⅲ	プラウエン/フォークトラント								
	Bastfase	Chemnitz								
	靭皮繊維	ケムニッツ								
	Trikot	Limbach								
	メリヤス	リムバッハ								
	Konfektion Ⅰ	Auerbach								
	被服Ⅰ	アウエルバッハ								
	Leder	Dresden								
	皮革	ドレースデン								
	SLV "Elbe"	Radebeul								
	製靴・革製品	ラーデボイル								
	Pelz	Leipzig								
	毛皮	ライプチヒ								
	Mittelholz	Leipzig								
	製材	ライプチヒ								

注)使用されている略称については、この学位論文の表では示されていなかったため、それぞれの州や都市の公文書館のウェブサイトにて検索し、確認することができた。Landeshauputarchiv Sachsen-Anhalt; Hauptstaatsarchiv Dresden, Staatsarchiv Chemnitz, Staatsarchiv Leipzigで参照することができる。なお、個々の経営連合の傘下にあった経営の戦前・戦中の歴史には、それらの公文書館での資料収集が必要である。今後の課題としたい。

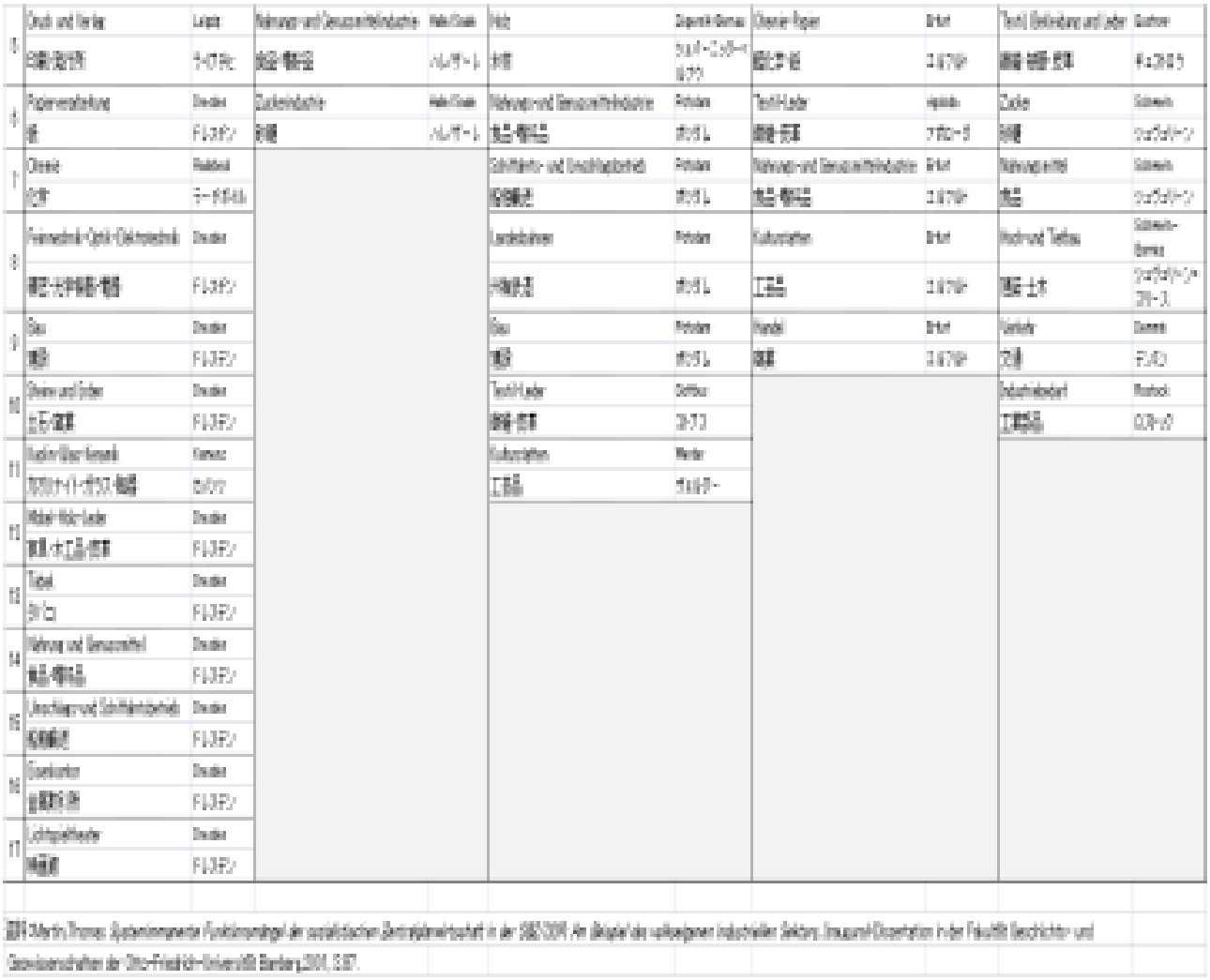
資料:Martin,Thomas, *Systemimmanente Funktionsmängel der sozialistischen Zentralplanwirtschaft in der SBZ/DDR: Am Beispiel des volkseigenen industriellen Sektors*, Inaugural-Dissertation in der Fakultät Geschichts- und Geowissenschaften der Otto-Friedrich-Universität Bamberg,2001, S.87.

第2-9表 州直轄人民所有経営連合(1949年1月5日時点)

	ザクセン州		ザクセン=アンハルト州		ブランデンブルク州		テューリンゲン州		メクレンブルク州	
1	Maschinenbau	Dresden	Chemie-Metallurgie-Maschinenbau	Halle/Saale	Baustoffe	Klein Machnow	Erze und Mineralien	Erfurt	Steine und Erden	Gustrow
	機械	ドレスデン	化学・金属・機械	ハレ/ザーレ	建設資材	クライン・マヒノウ	窯業・ミネラル	エルフルト	土石・窯業	ギュストロウ
2	Maetallwaren	Chemnitz	Leichtindustrie	Halle/Saale	Eisen-Metall	Klein Machnow	Glas-Keramik	Ilmenau	Maschinenbau-Metallwaren	Rostock
	金属製品	ケムニッツ	軽工業	ハレ/ザーレ	鉄	クライン・マヒノウ	ガラス・陶器	イルメナウ	機械・金属加工	ロストック
3	Farzeugbau	Chemnitz	Bau und Baustoffindustrie	Halle/Saale	Glas-Keramik	Teltow	Maschinen-Elektro-West	Schmalkalden	Fahrzeigbau und Reparatur	Wismar
	輸送機	ケムニッツ	建設・建設資材	ハレ/ザーレ	ガラス・陶器	テルトウ	西部機械・電器	シュマールカルデン	輸送機・修理	ヴィスマール
4	Textil	Chemnitz	Verkehrswesen	Halle/Saale	Chemie-Papier	Potsdam	Holz-Bau	Erfurt	Holz-und Kunststoffe	Stralsund
	繊維	ケムニッツ	交通	ハレ/ザーレ	化学・紙	ポツダム	木材・建築	エルフルト	木材・合板	シュトラールズント

（次ページに続く）

（前ページからの続き：第 2-9 表）



このほか,ソ連占領地域の第二の工業地帯であるザクセン=アンハルト州では,とくに褐炭,非鉄金属（銅,真鍮）,化学など,戦前・戦中から引き継がれた素材型部門を中心に中央直轄の経営連合が多数形成された。州直轄の経営連合は,軽工業部門において多数形成されていた。また,プロヴィンツ・ブランデンブルクでは,数少ないながらも褐炭,冶金（アルミニウム）においては中央直轄経営連合,金属加工や軽工業では州直轄経営連合が設立された。テューリンゲンでは,石炭,ガラス・窯業,光学機器など,この地を代表する経営が中央直轄ならびに州直轄の連合傘下に統合された。メクレンブルクでは,中央直轄経営連合は造船部門のみで,多くは州直轄の造船関連資材,食品関連の経営連合が創設された。

一例として冶金部門の経営連合についても見てみよう。1948 年秋時点までに冶金部門で創設された経営連合は,1)経営連合“鉄・鉄鋼”（通称 VESTA）,2)経営連合“銅”,3)経営連合“鉛・錫・ヴィスモス・アンチモン・タングステン・ニッケル”（のちに“非鉄金属”に名称変更）,4)経営連合“アルミニウム”,5)経営連合“耐火素材”であり,それらには合計 42 の人民所有

経営が統合されていた[50]。**第 2-10 表**は,それらのなかから経営連合“鉄・鉄鋼”（VESTA）をピックアップしたものである。

第2-10表　経営連合“鉄・鉄鋼”（VESTA）傘下の経営（1948年11月時点）

公有化前の旧企業名　⇒　公有化後	主要な生産活動（主要工場の立地）
①Gesellschaft für Elektrometallurgie および Ferrolegierungswerk Lippendorf-Kieritzsch ⇒ 48年11月：VEB Elektrowerk Lippendorf	電炉,合金（ザクセン州リッペンドルフ）および各種合金,特殊鋼（ザクセン州ライプチヒ郡リッペンドルフ=キーリッチュ）
②Leichtmetallhütte Walter Schmidt in Eula	特殊合金（ザクセン州ライプチヒ郡ボルナ近郊オイラ）
③ Eisenwerk Gröditz ⇒ 48 年 11 月 : VEB Eisen-und Stahlwerk Gröditz	旧中部ドイツ鉄鋼所株式会社傘下工場（ザクセン州マイセン郡グリョーディッツ）：鋳造,鍛造,製鋼,圧延
④ Eisenkonstruktions-und Formstahlwerk Riesa ⇒48年11月：VEB Stahl und Walzwerk Riesa	旧中部ドイツ鉄鋼所株式会社傘下工場（ザクセン州マイセン郡リーサ）：製鋼,圧延,鋼管
⑤ Hüttenwerk Hennigsdorf (Mitteldeutsche Stahlwerke AG) ⇒ 48 年 11 月 : VEB Stahl-und Walzwerk Hennigsdorf	圧延：旧中部ドイツ鉄鋼所株式会社（ベルリン近郊のヘニッヒスドルフ工場）
⑥Erzgrube Braunesumpf ⇒48年11月：VEB Eisenerzgruben “Braunesumpf” Hüttenrode	鉄鉱石（ザクセン・アンハルト州ハルツ郡ブラウネズンプフ） ＊ハルツ工場（Harzer Werke）に鉄鉱石を供給していた。
⑦Eisenwerk-Gesellschaft Maximilianhütte AG ⇒48年11月：VEB Maxhütte Unterwellenborn	テューリンゲン州ザールフェルト・ルードルシュタット：銑鋼,圧延
⑧Erzgrube Elbingerode-Büchenberg ⇒48年11月：VEB Eisenerzgruben” am Büchenberg” Elbingerode	鉄鉱石（ザクセン・アンハルト州ハルツ郡エルビンゲローデ゛） ＊1936年にマンネスマンに買収された。
⑨Kupferwerk Ilsenburg AG ⇒48 年 11 月：VEB Kupfer-und Blechwalzwerk Michael Niederkirchner, Ilsenburg	銅圧延（ザクセン・アンハルト州ハルツ郡イルゼンブルク） ＊Ilsenburger Fürst-Stolberg-Hütte(1838 年に創立)
⑩ Dolomitwerke Wünschensdorf (Mitteldeutsche Stahlwerke AG)⇒48年11月：VEB Dolomitwerke Wünschensdorf	ドロマイト（苦灰石）：旧中部ドイツ鉄鋼所株式会社傘下工場（テューリンゲン州ヴュンシェンスドルフ）

⑪ F.A.Lange Metallwerke AG ⇒ 48 年 11 月 VEB Blechwalzwerk Olbernhau （次ページに続く）	精銅,真鍮,板金,圧延（ザクセン州エルツゲビルゲ郡オルベルンハウ） （次ページに続く）
⑫F.A.Lange Metallwerke AG ⇒48年11月：VEB Halbzeugwerke Auerhammer Aue	アウエルハマー金属部品工場での銅圧延（ザクセン州エルツゲビルゲ郡アウエ）
⑬Faradit Rohr-und Walzwerk AG ⇒48年11月：VEB Faradit Röhren-und Walzwerk Chemnitz	鋼管,その他の圧延素材,電装素材等（ザクセン州ケムニッツ）
⑭ Jung & Dittmar AG ⇒ 48 年 11 月：VEB Kaltwalzwerk Metallwarenfabrik Bad Salzungen	鋼管・冷間圧延,電装素材等（テューリンゲン州ヴァルトブルク郡バート・ザルツンゲン）
⑮Heitze & Blanckertz Oranienburg ⇒48年11月：VEB Federnfabrik Oranienburg	ペン先（クイル）製造（ブランデンブルク州オラニエンブルク）から冷間圧延工場へ
⑯Maschinenfabrik und Präzisionsdreherei ⇒48年11月：VEB “Präma” Präzisionszieherei und Maschinenfabrik Lugau	真鍮,針金,ワイヤー,各種ケーブル（ザクセン州エルツゲビルゲ郡ルガウ）
⑰ Blechwalzwerk Burg（Mitteldeutsche Stahlwerke AG)⇒48 年 11 月：VEB Walzwerk Burg	圧延（ザクセン・アンハルト州ブルク）
⑱ Walzwerk Kirchmöser（Mitteldeutsche Stahlwerke AG）⇒48年11月：VEB Walzwerk Kirchmöser”Willy Becker”	圧延工場（ザクセン・アンハルト州ブランデンブルクBrandenburg an der Havelキルヒメーザー）
⑲Metallwaren,Glocken-und Fahrradarmaturen Fabrik AG ⇒ 48 年 11 月：VEB Ziehwerk Brotterrode	各種成型部品（テューリンゲン州シュマールカルデン＝マイニンゲン郡ブロッターローデBrotterodeおよびツェラ・メーリスZella Mehlis）

資料：Sächsisches Staatsarchiv-Staatsarchiv Leipzig,資料番号20673 VVB (Z) VESTA Produktion und Verarbeitung von Roheisen, Stahl- und Walzwerkserzeugnissen, Leipzig 1963.はKinne, Helmut*Die Geschichte der Stahlindustrie der Deutschen Demokratischen Republik*, Düsseldorf 2002, S.70; S.230;S.237;239-240;S.243-244; Liessmann, Wilfried , *Historischer Bergbau im Harz*, 3., vollständig neu bearbeitete Auflage, Heidelberg 2010, S.299-309などを参照。

この経営連合傘下には,1948 年 7 月の設立当初において 15 の人民所有経営が統合されていた。その主要な製品には,鉄鋼原料,各種圧延加工品,合金,さらにはそれらの「川上」部門の鉄鉱石採掘場も含まれていた。同年 11 月の再編の微調整の際には,さらに圧延工場を増やしたり,ドロマイトなどの製鉄関連素材部門を統合したりした結果,19 経営からなる経営連合が成立した。連合本部はザクセン州のライプチヒに置かれていたが,傘下経営の立地については州の境界を超えるものもあった。

経営連合の設立とそれによる生産単位の集中により，一方では，ソ連占領地域全体に及ぶ部門・業種縦割りの管理システムの構築が図られ，他方では，同一あるいは類似製品・

製品グループの生産の専門化を目指した経営の水平的統合と分業を通じた大量生産が追求された。その際,傘下に統合された経営は「人民所有」として登記されたものの,法人格や経済計算の単位としての位置付けを失い，経営連合という大規模経営に包摂された非独立の工場・事業所となった[51]。

中央直轄の経営連合は，先の管理局の下位に設置された中間管理機関として，SMAD の指令にもとづきドイツ経済委員会が作成する計画課題に則って，傘下工場・事業所を指導・管理するとともに，他部門・業種の経営連合との分業を調整した。また,経営連合は,法人格を有する経済計算の単位として開始貸借対照表を含む財務諸表を作成し,傘下工場・事業所の損益決算の最終責任を負うこととなった。なお,経営連合の定款と開始貸借対照表については,州政府からの全権委任という形でドイツ経済委員会が承認する手続きがとられた[52]。

中央直轄経営連合の支配人は,上級の管理局の提案にもとづきドイツ経済委員会によって任命され,傘下の経営に対する執行権限と責任を有し,連合全体の管理を行った。その連合内には,労働組合員及び従業員からは 7 人から 11 名,労働組合から推薦された 4 人の専門員(職員,技術スタッフ）がメンバーからなる取締役会（der Verwaltungsrat）が設置された。そこでは,毎月一回上級管理局の諸決定にもとづく経営方針に関して審議が行われ,支配人に対して生産計画に関する指導を行った。また,支配人は,連合傘下の工場・事業所の所長に生産計画に実施に関する全権を委任した。利益の運用,投資金融（銀行借入をも含む）や福利厚生に関しては,すべて上級機関の承認を受けるものとされた。

こうした構造と機能を有する中央直轄経営連合では，設立後間もなく，(1)優良工場・事業所の収益が同一連合内の赤字工場・事業所の損失補填に使用されたために，前者の収益への関心が削がれた，(2)連合全体の事業計画の策定にあたり，個々の工場・事業所の利害が十分に考慮されなかった，(3)工業管理局から下達された生産計画を許可なく改定するなど,連合本部の自立化傾向が見られるようになり管理システムの秩序が乱される，といった問題点が顕在化するようになった[53]。

とくに，中央直轄の経営連合の自立化傾向は，建国後に本格始動する長期経済計画を国家主導の工業管理の下で実施するための障害として党・政府にも認識された。1950 年 7 月の SED 第 3 回大会では，この問題に対処するため，第一次五ヵ年計画（1951-55 年）の作成とともに，専門的経済管理機関による経営の直接管理，経営連合による中間管理の一部見直し，五ヵ年計画の重点課題の達成に向けた企業集中を軸とする「新しい生産単位」の創出などが構想された。同年 12 月に公布された「人民所有工業の再編に関する政府令」[54]は，それに沿って国家計画委員会や諸工業省・官房の創設と経営連合の見直しを指示した。

第 2-4 図に示したように,1949 年の建国に伴ってドイツ経済委員会は東ドイツの国家機構として再編され,その際に経済計画の立案機関として計画策定省（das Ministerium für Planung）が,経済計画の遂行と決算にあたる国家的管理機関として工業省が創設されていた。工業省の下には,かつての専門書記局「工業」と同様に,石炭・褐炭,エネルギー,冶金,化

学,機械製造,軽工業などの管理局が設置され,それらが中央直轄経営連合の指導と管理にあたっていた。

第2-4図 1948年～61年までの国家的工業管理システムの基本構造の推移

1948年	1949年	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年	1960年	1961年	1962年
ドイツ経済委員会	計画策定省 2)	国家計画委員会 4)						経済評議会 6)			国家計画委員会 4)			国家計画委員会 4)
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓					↓
														経済評議会 7)
部門別工業管理局 1)	工業省3)工業管理局	部門別工業省・官房 5)								工業部				工業部
		工業管理局								工業管理局工業課				工業課
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
VVB	VVB	VVB	VVB	VwVB 6)	VwVB 6)	↓	↓	↓	↓	VVB	VVB	VVB	VVB	VVB
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
工場・事業所	工場・事業所	工場・事業所	VEB, VEK	VEB, VEK	VEB, VEK	VEB, VEK	VEB, VEK	VEB, VEK	VEB, VEK	VEB, VEK	VEB, VEK	VEB, VEK	VEB, VEK	VEB, VEK

VVB(Vereinigung volkseigener Betriebe): 人民所有経営連合
VEB(Volkseigener Betrieb): 人民所有経営
VEK(Volkseigenes Kombinat): 人民所有コンビナート

1)部門別管理局(Hauptverwaltungen der Industrie):ドイツ経済委員会専門書記局「工業」の管理下におかれた6つの管理局(石炭・褐炭、ｴﾈﾙｷﾞｰ、冶金、化学、機械・電機、軽工業)がVVBを指導・管理した。
2)計画策定省(Das Ministerium für Planung):1948年に創設された専門書記局「計画」が、49年10月の東ドイツ建国時に改称された。
3)工業省(Das Ministerium für Industrie):東ドイツ建国後に創設され、その下位に石炭・褐炭・ｴﾈﾙｷﾞｰ、機械製造、冶金、軽工業、化学などの管理局が設置された。人民所有経営連合(VVB)は、それらによって指導・管理されていた。
4)国家計画委員会(Die Staatliche Plankommission):1950年11月に、上記の計画策定省に代って、国民経済計画(長期・中期・短期)の策定・実施・管理の最高機関として創設された。短期の経済計画については、1961年7月に国民経済評議会(Der Volkswirtschaftsrat)が創設されるまで、下級機関への命令権限を有していた。61年7月から65年までは、経済管理の諸課題から離れ、計画作成に活動を特化していた。
5)部門別工業省、官房(Industrielle Fachministerien,Staatssekretariat):1950年末に公布された人民所有工業の再編に関する政令により、単一の工業省は廃止され(1951年4月から)、新たに、冶金・鉱山省、機械製造省、石炭・褐炭・ｴﾈﾙｷﾞｰ国家官房、化学官房、地質官房、食品・嗜好品官房が創設された。
6)人民所有経営行政管理局(Verwaltungen volkseigener Betriebe=VwVB):1952年3月に人民所有経営連合に代って創設された省直属の機関であるが、人民所有経営連合とは異なり法人格を持たず、主として上級機関の意思決定を傘下経営に通達する行政的管理機関として機能した。
7)経済評議会(Der Wirtschaftsrat):国家計画委員会内に工業管理向けに設置された専門機関。その下には、経済問題担当の諸工業省、諸官房,管理局が置かれた。

資料:Roesler,Jörg, *Die Herausbildung der sozialistischen Planwirtschaft in der DDR*, Berlin 1978, S.33-40.さらに、林昭『現代ドイツ企業論』ミネルヴァ書房、1972年、203-238頁、金鍾碩『東ドイツの経済構造』ミネルヴァ書房, 1973年, 154-159頁.

しかし,先の経営連合の自立化の動きを抑え込むべく,1950 年末の政府令は,経営連合に代わって,部門・業種別の工業省ないしは官房[55]を創設し,その下位に設置された工業管理局が,「ある一定規模以上の人民所有工業経営」（「人民所有工業の再編に関する政府令」第 1 条。下線部の具体的内容は明示されていない：引用者）[56]を直接管理することとなった。そのように部門別工業省・官房所轄の工業管理局の直接的管理下におかれた人民所有経営は,”D-Betrieb“（der einer Hauptverwaltung direkt unterstellte Betrieb）=工業管理局直轄経営と呼ばれた。その際,対象となった人民所有経営は，それまでの連合傘下の非独立の工場・事業所とは異なり，「独立の法人，人民所有の法律的担い手」（同政府令第 2 条）と位置づけられることが明記された。また,州直轄の経営連合は廃止され,その傘下経営は,地域経済的意義が認められ,工業の重点として集積が必要だと判断される場合,所轄の省の直接的管理に委ねられたり,新設される経営連合に組み入れられたりした(同政府令第 8 条)。

1952 年 3 月には，工業管理局による直接管理の範囲を拡大するとともに，経営連合内で失われがちだった個々の傘下経営の収益性への関心を高めるために，「人民所有セクター経営への経済計算制導入に向けての諸施策に関する政府令」[57] が公布された。規模の大小にかかわらず,すべての人民所有経営に法人格が付与され，経済計算制が導入されることになったのである。それは，人民所有経営が，国家計画や国家機関の制約を受けたとはいえ，一定の意思決定権限を持つ「相対的に独立した経済単位(relativ selbständige Wirtschaftseinheit)」であることを規定するものであった。それを根拠に，同政府令は経営連合の完全解体を決定し,傘下経営は新たに創設された人民所有経営行政管理局（die Verwaltung Volkseigener Betriebe）[58]の管理下におかれることとなった。

先の経営連合“鉄・鉄鋼”（VESTA）には,19 経営（工場・事業所）が統合されていたが,1950 年の解体後には,つぎの 9 つの経営（第 2-11 表⑪～⑲）が人民所有経営行政管理局“圧延・針金”の管理下におかれた。それまで経営連合“鉄・鉄鋼”（VESTA）が,原料から各種鉄鋼製品の生産工場,圧延工場を傘下に有していたのに対して,1951 年からは「圧延」を基準に,より個々の生産工程あるいは「製品・製品グループに特化した管理」を指向するようになったといえよう（**前掲第 2-13 表**と比較されたい）。この人民所有経営行政管理局の管轄下には,VESTA の傘下経営以外に,フィノウ圧延工場(VEB　Walzwerk, Finow)も置かれた。

残りの 10 経営（第 2-10 表の①～⑩）については,VESTA の後継組織となった人民所有経営行政管理局「鉄鉱石・合金・連続鋳造」の傘下に統合されたり,先述の D-Betrieb（=工業管理局直轄経営）として国家機関の直接的管理下におかれたりした。

こうした解体と再編に際して,党・政府は，第一次五ヵ年計画の工業的重点部門の生産を拡大するために，経営連合に代わる別の形態での「企業集中」[59]とそれにもとづく経営間分業の効率化と量産化を模索した。人民所有経営や経営連合をコンビナートとして再編する試みがそれであった[60]。その法的端緒となったのは，先の 1950 年政府令第 3 条に規定されていた「ある一定規模以上の人民所有工業経営」が「立地あるいは部門的関連性（下線部は引用者）を理由に一つの経営に統合され,所轄の専門省の直接の管理下に置かれ得る」,その際「この形態で統合された経営（被統合経営：引用者）は,当該経営（統合経営：引用者）の非独立の事業所」となるという条文であった[61]。これは,第 4 条以降の人民所有経営連合とは区別される「統合」の形態であった。それが明文化されたのちの 1951 年から 60 年代初頭に中央直轄の人民所有コンビナート（zentralgeleitete Volkseigene Kombinate：以下,中央直轄コンビナート）が設立された。以下,より詳しくみることにしよう。

（3）第一次コンビナート設立運動

1950 年代の中央直轄コンビナートの設立は，第一次五ヵ年計画の重点部門とされた石炭・褐炭（電力・エネルギーを含む），銑鉄・鉄鋼，化学原料といった素材型部門における量産化を基本課題としていた（**第 2-11 表**）。

第2-11表　産業構造政策と計画策定・管理システムの変化

計画期間	政策的重点部門	計画・管理の基本単位	ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄに関連する動き	主要管理機関	備考（国内外の政治・経済の動きを中心に）
半カ年計画 （1948年7-12月）	石炭・褐炭、冶金（鉄鋼）	VVB(47年に設立)	とくになし	臨時政府のドイツ経済委員会内に設置された7つの工業管理部	半カ年計画は、ソ連軍政本部の草案に基づいて、ドイツ経済委員会が初めて独自に作成したものであった。
二カ年計画 （1949-50年）	石炭・褐炭、冶金（鉄鋼） 交通	VVB	とくになし	ドイツ経済委員会。49年10月以後は、計画策定省または工業省がVVBを管理	ドイツ連邦共和国(西ドイツ)建国(49年9月12日） ドイツ民主共和国(東ドイツ)建国(49年10月7日） 第3回党大会(50年7月20-24日)、DDRのコメコン加盟(50年9月28日）
第一次五カ年計画 （1951-55年）	石炭・褐炭、冶金（鉄鋼） 原料化学 (53-54年：消費財)	VVB(52年まで) VEB（ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄを含む：52年から)	中央直轄ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄの設立 開始(51年から)	国家計画委員会(50年11月)、3工業省、3官房(52年から、人民所有経営行政管理局)	ベルリン、その他の工業都市で労働者蜂起(53年6月） ソビエト株式会社の無償返還(1954年に完了） 西ドイツのNATO加盟(55年)、東ドイツのワルシャワ条約機構加盟(55年)
第二次五カ年計画 （1956-60年） ＊58年に中断	主導的部門：ｴﾈﾙｷﾞｰ、化学、重機・工作機械、電機・電子	VEB VVB(58年から)	中央直轄ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄの設立 継続(61年まで)	58年までに、諸工業省・官房の解体。国家計画委員会への権限集中。	国家参加経営の設立開始(56年） 東西ドイツへの分裂から生じた産業構造の不均衡の是正 。 主要課題の提起：61年までに、西ドイツの消費水準を超える。
第一次七カ年計画 （1959-65年） ＊64年に中断	主導的部門：ｴﾈﾙｷﾞｰ、化学 重機・工作機械、電機・電子	VVBとVEB	61年を最後に中央直轄ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄの新設はなくなる(60年代末に再開)	国民経済評議会(61年創設)、（経済専門機関の創出） VVBの再設立(58年)	西ドイツによる東西ドイツ通商協定の破棄宣言(59年） 農業集団化の完了(60年)。ベルリンの壁構築(61年） 「新経済システム」(63年：SED第6回大会および「指針」
第二次七カ年計画 （1964-70年） ＊65年に中断	主導的部門：ｴﾈﾙｷﾞｰ、化学 重機・工作機械、電機・電子	VVBとVEB	63年以後、県直轄ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄの設立。既存のｺﾝﾋﾞﾅｰﾄはVVB傘下に統合される。	国民経済評議会、VVB	「新経済システム」の構築に着手(64年：失敗） VVBへの経済計算制の導入(63年)。
長期展望計画 （第三次五カ年計画） （1966-70年）	構造規定的部門：電機・電子、精密機械・機器、工作機械、石油化学、重機・工作機械	VVBとVEB	67年に4ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ設立 68年にｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ令公布。 中央直轄及びVVB傘下ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄの設立	国民経済評議会の解体(66年6月）（行政サイドの巻き返し） 7工業省の創設(66年)	東西ドイツ間で長期通商協定が締結される(66年)。 EC発足(67年)。SED第7回大会(67年)。新憲法公布・施行(68年)。 「プラハの春」事件(68年） 西ドイツ・ソ連間で国家間条約の締結(70年)
第四次五カ年計画 （1971-75年）	電機・電子、精密機械・機器、重機・工作機械、石油化学	VVB、VEK、VEB	中央直轄及びVVB傘下ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄの設立継続	国家計画委員会、10工業省（国家機関の権限強化）	SED（ﾄﾞｲﾂ社会主義統一党）第8回大会(71年)：ホーネッカー路線の登場 東西ドイツ基本条約の締結(72年)。東西ドイツ 、国連同時加盟(73年)
第五次五カ年計画 （1976-80年）	電機・電子、精密機械・機器、工作機械、重機械、褐炭	VVB、VEK、VEB 79年からｺﾝﾋﾞﾅｰﾄへの一元化傾向	79年11月に人民所有ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ令の公布・発効	閣僚評議会、10工業省（閣僚評議会＝内閣の経済管理に関する権限が強化された）	SED第9回大会(76年)：党新綱領・規約の決定。ホーネッカー、書記長就任。国家評議会議長を兼任。
第六次五カ年計画 （1981-85年）	電機・電子、精密機械・機器、工作機械、重機械、消費財	VEK	県直轄ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄの設立、人民所有ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ体制の確立	閣僚評議会、10工業省	SED第10回大会(81年)：「80年代経済戦略」の決定。 西ドイツから10億DM（ﾄﾞｲﾂ・ﾏﾙｸ）借款(83年） ゴルバチョフによるペレストロイカ路線の登場(85年)
第七次五カ年計画 （1986-90年） *89年に中断	電機・電子、精密機械・機器、工作機械、重機械、消費財	VEK	ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄの独立採算制の強化（資金自己調達の原則、利潤獲得への動機付け）	閣僚評議会、10工業省	SED第11回大会(86年)：「80年代経済戦略」の継承 西ドイツから10億DM借款(84年） ペレストロイカ路線への「抵抗」、西ドイツへの「接近」

【略語】
VEB(volkseigene Betriebe):人民所有経営
VVB(Vereinigungen volkseigener Betriebe):人民所有経営連合。1952年から58年まで、人民所有経営管理局（Verwaltungen volkseigener Betriebe)にとって代わられた。
VEK(volksigene Kombinate):人民所有ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ。50-60年代のｺﾝﾋﾞﾅｰﾄは、主に単一経営型で、70年代に入ってからは、複数の経営の統合体に変化した。79年からは新型ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄに転換。

資料：Leptin,Gert, *Deutsche Wirtschaft nach 1945*, Opladen 1980; Bundesministerium für innerdeutsche Beziehungen, *DDR Handbuch*,3.überarb. u. erw. Aufl., Köln 1985; Autorenkollektiv, *Wirtschaftsgeschichte Ein Leitfaden*, 2.Aufl., Berlin 1980; Roesler,Jörg , *Die Herausbildung der Planwirtschaft in der DDR*, Berlin 1978.

当該部門の強化は,東ドイツ地域において戦前・戦中を通してポテンシャルを高めてきたものの,ソ連占領期のデモンタージュや賠償生産によって縮小・停滞していた重化学部門や,機械製造部門（電機・電子,光学・精密機器を含む）の再建・復興に不可欠であったのである[62]。

コンビナートには,そうした生産力向上への期待が込められていた。その設立には，さまざまな形態があった（**第 2-12 表**）。

第2-12表　1951年～61年に設立された中央直轄コンビナート

	コンビナート名	設立年	設立形態	統合形態 6)	構成 7)	備考
1	ヘルマン・マテルン製鉄所 1)	1951	新設	垂直	単一	銑鋼圧延一貫
2	精銅コンビナート"Wilhelm Pieck" 2)	1951	元VVB 4)	垂直	複数	銅鉱山・精錬
3	ロストック魚加工コンビナート	1952	新設	垂直	単一	食品（缶詰・魚粉）
4	ザスニッツ魚加工コンビナート	1952	新設	垂直	単一	食品（缶詰・魚粉）
5	ビョーレン化学コンビナート	1952	元SAG 5)	垂直	単一	褐炭、化学
6	ビッターフェルト電気化学コンビナート	1952	元SAG 5)	垂直	単一	化学原料
7	ゲルツァウ褐炭コンビナート	1953	元SAG 5)	垂直	複数	褐炭採掘、精製
8	マンスフェルト精銅コンビナート 2)	1953	2.から分離	垂直	複数	精銅
9	マンスフェルト銅鉱山コンビナート 2)	1953	2.から分離	水平	複数	銅鉱山
10	メルカース・カリ鉱山コンビナート 3)	1953	企業結合	垂直	複数	カリ・化学
11	ヴルツェン食品コンビナート	1953	企業結合	水平	複数	食品（製粉、菓子）
12	エスペンハイン化学コンビナート	1954	元SAG 5)	垂直	単一	褐炭、化学、繊維
13	ツィッタウ繊維コンビナート	1957	企業結合	垂直	複数	紡績・織布
14	ラオホハマー褐炭精製コンビナート	1958	企業結合	垂直	単一	褐炭、エネルギー、化学
15	褐炭コンビナート"Schwarze Pumpe"	1958	新設	垂直	複数	褐炭、エネルギー、化学
16	ヴェルラ・カリ鉱山コンビナート 3)	1959	企業結合	垂直	複数	10.と合併
17	テューリンゲン合成ゴムコンビナート	1959	企業結合	水平	複数	化学
18	フライブルク非鉄金属コンビナート "Albert Funk"	1961	企業結合	垂直	複数	鉛・亜鉛
19	グーベン化学繊維コンビナート	1961	新設	垂直	単一	褐炭、化学、繊維

1) 1953年に製鉄コンビナート"J.W.スターリン",63年に東部製鉄コンビナートに名称変更。
2) 2の銅精錬コンビナートは1953年に解体され、傘下にあった経営が新たに8と9のコンビナートに再編された。
3) 10は、1959年に16と合併して、ヴェルラ・カリ鉱山コンビナートとなった。
4) VVB=人民所有経営連合の解体後に、傘下の経営を統合してできあがった。
5) SAG=ソビエト株式会社（対ソ賠償向け）の東ドイツへの返還後に、新たに人民所有コンビナートとして改組された。
6) コンビナート傘下の経営の結合ないし分業の形態（生産工程間の連関、工場・事業所間の生産上の分業）。
7) 「単一」：単一の大工場とその事業所からなる。「複数」：複数の工場および事業所からなる。

資料：Roesler,Jörg, Kombinate in der Geschichte der DDR. Von den ersten VVB bis zur durchgängigen Kombinatsbildung , in: *Jahrbuch für Geschichte,* Bd.31, 1984, S.236-237.

第一に，当時のコンビナートには単一の人民所有経営内で，連続する原料加工の諸段階に携わる諸工場（非独立）を結合して形成されたものがあった。第一次五ヵ年計画の最重点投資対象とされ,1950 年 7 月の SED 第 3 回大会に建設が決定されたヘルマン・マテルン製鉄所（Hüttenwerk “Hermann Matern”）[63]において，そうした結合方法に沿って高炉,平炉（ジーメンス・マルティン炉）工場が新設され,同時に銑鋼圧延一貫化が追求された。

オーデル川の近郊における製鉄所の建設にあたっては,オーデル・シュプレー運河の利用（石炭,コークス,鉄鉱石）のために戦時中に建設されていた内陸港の存在が大きな意味を持った。この運河は,アイゼンヒュッテンシュタットとハーフェル川やエルベ川を結び北海やバルト海へと続く原料や製品の重要な国内輸送網となっていた。また,ポーランド（シュレージエン）からの石炭コークスの輸送路として不可欠の存在となっていた[64]。

運河とならんで鉄道も製鉄所立地の重要なファクターであった。アイゼンヒュッテンシュタットの北側に位置するフランクフルト・オーデルは,ポーランドやソ連からの鉄道輸送の拠点となっていた。そこを中継して石炭や鉄鉱石は,アイゼンヒュッテンシュタット近郊のツィルテンドルフ（Ziltendorf）まで搬送されていた。さらに,製鉄用の石灰については,ベルリン西方のリューダースドルフ（Rödersdorf）ならびにテューリンゲンのウンターヴェレンボルンの南に位置するカムスドルフ（Kamsdorf）から,運河あるいは鉄道輸送によって調達されていた。ヘルマン・マテルン製鉄所は,1953 年には製鉄コンビナート“J.W.スターリン”に改名され 55 年までに５つの高炉が増設され,63 年に東部製鉄コンビナート（Eisenhütenkombinat OST）に改称された。

なお,この 1950 年代初頭のアイゼンシュタットでの製鉄コンビナートの設立に並行して,ベルリン西方のマクデブルクからハレ・ライプチヒの機械工業や化学工業への鉄資材の供給を担うべくカルベ製鉄所の建設が始められた。カルベ製鉄所は,国産の原・燃料を使用する工場として計画された。通常の高炉ではなく,低炉（Niederschachtofen）[65]による製鉄がこの製鉄所の最大の特徴であった。52 年末まで急ピッチで建設された 10 基の低炉を基礎に始められた銑鉄生産は順調に進められるかに見えたが,53 年の「新コース」によって拡張計画が縮小され,新規の建設投資は行われなくなった[66]。

第二の形態は,経営連合の解体,傘下経営の再編を通じて設立されたコンビナートである。その一つが精銅コンビナート“ヴィルヘルム・ピーク Wilhelm Pieck”（ザクセン=アンハルト州マンスフェルト）であった（**第 2-13 表**）。その前身である人民所有経営連合マンスフェルト鉱山・精銅経営（正式名：VVB Masfelder Bergbau-und Hüttenbetriebe）は,管理局Ⅲ「冶金」（**前掲第 2-11 表**）の傘下にあった戦前のマンスフェルト含銅粘板岩鉱山株式会社[67]の諸工場と,先の VESTA 傘下にあったマクシミリアン製鉄所（通称マックスヒュッテ＝Maxhütte：テューリンゲン州ウンターヴェレンボルン）を統合するものであった。

第 2-13 表　人民所有経営マンスフェルト・コンビナートの変遷

年	変 化 の 特 色
1946 年	在独ソビエト軍政部によるマンスフェルト鉱山・精銅株式会社（Mansfeld AG für Bergbau-und Hüttenbetriebe）およびマンスフェルト含銅粘板岩鉱山株式会社（Mansfeldische Kupferschieferbergbau AG）の接収。後者は,ベルリン・ヴァイセンゼーに本部を置くソビエト冶金株式会社（Sowjetische Metallurgische AG）に転換された。
1947 年	ソビエト冶金株式会社がザクセン=アンハルト州に返還され,その傘下経営が州有化された。それを母体に人民所有経営連合マンスフェルト鉱山・精銅経営（VVB Mansfelder Bergbau-und Hüttenbetriebe）が創設された。
1951 年	上記の人民所有経営連合の解体・再編により,人民所有経営マンスフェルト・コンビナート“ヴィルヘルム・ピーク”（VEB Mansfeld Kombinat “Wilhelm Pieck“）が創設された。同年,ザンガースハウゼンのトーマス・ミュンツァー鉱山において,銅の採掘が強化されるようになった。

1953 年	人民所有経営マンスフェルト・コンビナート“ヴィルヘルム・ピーク”が,つぎの 2 つのコンビナートに分割された。マンスフェルト精銅コンビナート(VEB Mansfeld Hüttenkombinat)およびマンスフェルト鉱山コンビナート(VEB Mansfeld Bergbaukombinat)。
1956 年	マンスフェルト鉱山コンビナートが,つぎの6つの経営に分割された。 ①銅鉱山“オットー・ブロソウスキー”(VEB Kupferbergbau “Otto Brosowski”, ②銅鉱山“進歩”(VEB Kupferbergbau Fortschritt), ③銅鉱山“マックス・ラーデマン”(VEB Kupferbergbau Max Lademann), ④銅鉱山“エルンスト・テールマン”(VEB Kupferbergbau Ernst Thälmann),⑤銅鉱山“トーマス・ミュンツァー”(VEB Kupferbergbau Thomas Münzer),⑥ニーダーレーブリンゲン銅鉱山(VEB Kupferbergbau Niederröblingen)
1958 年	上記の6つの銅鉱山の人民所有経営連合“非鉄金属”(VVB NE-Metallindustrie Eisleben)への統合。経営連合本部:ハレ県アイスレーベン(旧ザクセン=アンハルト州)
1960 年	精銅コンビナートと鉱山コンビナートの再統合により,人民所有経営マンスフェルト・コンビナート“ヴィルヘルム・ピーク”が復活。

資料:Verein Mansfelder Berg- und Hüttenleute e.V., Lutherstadt Eisleben und Deutsches Bergbau-Museum Bochum (Hrsg.): *Mansfeld – Die Geschichte des Berg- und Hüttenwesens*, Band 1 (= Veröffentlichungen aus dem Deutschen Bergbau-Museum Bochum, 80), Eisleben und Bochum 1999, S.435-446.

1953 年には,工業管理局が「鉄鋼」と「非鉄金属」に分割・細分化され，精銅コンビナートへの再編にあたっては，マクシミリアン製鉄所の所属が工業管理局「鉄鋼」に変更された。そこには,業種や製品・製品グループごとに専門化する意図をみることができよう[68]。

第三に，当時のコンビナートには，ソビエト株式会社から人民所有経営への転換を通じて設立されたものもあった。ビッターフェルト電気化学コンビナートの前身であった旧 IG ファルベン傘下のビッターフェルト化学工場は,戦前・戦中はさまざまな電解技術によって得られる原料（アルミニウム,銅,鉛,亜鉛,クロム,マンガンなど）の製造や,火薬,肥料などの生産を行うさまざまな工場を擁する大経営であった。第二次世界大戦直後は,それらの工場の多くがソ連のデモンタージュの対象となり撤去・移送された。しかし,ソビエト株式会社”Kaustik“の設立後は,ポリ塩化ビニールの生産を再開し,また増大する苛性ソーダ需要に応えるべく,新しい電解設備を備えた工場が建設された。1952 年の返還後のコンビナートへの再編の際は,諸工場の生産技術上の関連性や,褐炭の産地やそれに根ざした発電所への隣接といった要素を加味された。このほか ，ソビエト株式会社“Brikett(褐炭ブリケット)”ならびに“Topliwo（燃料）”の傘下にあったビョーレン（Böhlen：ライプチヒ県）ならびにエスペンハイン（Espenhain：ライプチヒ県）の工場群も,褐炭採掘，ブリケット生産，エネルギー生産，褐炭乾溜，燃料生産を，原料・中間品・副産物の複合利用に向けて結合され,52 年と 54 年に 2 つの化学コンビナートが誕生した（**前掲第 2-12 表**）[69]。また,ソビエト

株式会社“Rasres(褐炭採掘)”に統合されていた露天掘り,褐炭コークス,褐炭精製（コールタール,ガス,ガソリン,灯油,特殊油脂）の諸工場は,ゲルツァウ褐炭コンビナート（VEB Braunkohlenkombinat Gölzau）の傘下に再編された。

素材型工業部門のコンビナート像とは異なるものの,生産工程間の有機的連関の創出を目指して,食品部門においてもコンビナートが設立された。その一つは,1952 年に設立されたロストックとザスニッツの魚加工コンビナート[70]であった。それらの設立以前,バルト海沿岸部には遠洋漁業の基地も,そのための大型船の造船所も存在していなかった[71]。その始まりは,SMAD が占領地域内の食糧事情の改善を目指して,メクレンブルク州政府に漁業（加工業を含む）の強化を指令したことにあった。州政府は,個人漁業者の協同組合化,人民所有経営への転換という段階を踏んで,49 年までに人民所有経営バルト海漁業を設立した。また 50 年には,人民所有経営ロストック遠洋漁業も設立された。それらは，当初はメクレンブルク州管轄下の人民所有経営連合「遠洋漁業」の傘下に置かれていた（**前掲第 2-9 表**）が,52 年までにコンビナートとして再編され,東ドイツの漁業および海産物の加工の要となった（53 年には魚粉工場,54 年には製氷工場が増設された）。

上記以外にも,1953 年には製粉・パン・焼き菓子製造コンビナート（ライプチヒ近郊のヴルツェン）が穀物生産地の利を活かして設立された[72]。旧ザクセン=アンハルトから旧テューリンゲンにかけての穀物生産とライプチヒ,ハレ近郊のビート生産と製糖工場がその基盤となっていた。

1950 年代に設立されたコンビナートに共通するのは，設立時に「地域制限原則（das Prinzip der territorialen Begrenzung）」[73]が採用されていたことである。計画経済体制の創生期における当時のコンビナートは,行政縦割りの管理の要請も相まって,他県（Bezirk）に立地する経営との統合が原則的に認められていなかった。それにより特定地域への産業集積の圧力は強まったものの,コンビナートがさらなる変化を求めて地域を超えた経営統合（とくに生産工程間の垂直的統合）と規模の経済を追求する際に,その原則は制約条件となりかねなかった。

第二次五ヵ年計画期(1956～60 年)になると，重工業部門の生産拡大，生産過程の機械化・自動化に向け，「主導的部門（führende Zweige)」（エネルギー・燃料，化学，機械，電機）の発展が中心課題とされた。素材型部門のみならず加工組立部門への重点拡大されたことは，この時期の特徴であった。また,コメンコン諸国との国際分業・特化が重視されるなかで，東ドイツは,域内の工作機械，電機，化学原料の重要な供給者とみなされるようになった。この課題への対応は，第二次五ヵ年計画が中断した 1958 年以後の七ヵ年計画期(1959-1965 年)に本格化する[74]。その際, 1958 年に決定された「化学工業プログラム」[75] は，化学工業と他部門との有機的結合による「工業の化学化（die Chemisierung der Industrie)」，すなわち東ドイツの重化学工業化を体現するものとして注目された。

それに呼応する形で，1958 年には褐炭化学コンビナート”シュヴァルツェ・プンペ”（Kombinat “Schwarze Pumpe”）が設立された。これは，工業用原料・燃料の輸入石

炭から自国産褐炭への転換を背景に策定された「褐炭・エネルギー生産プログラム」(1957～58 年）を牽引するものとして期待された。同コンビナートは，コトブス県シュプレンベルク（Spremberg）に立地する褐炭露天掘り鉱山，ブリケット，コークスなどの生産工場を，原料または中間品加工の流れに沿って結合しながら形成されたものであった。そこでは，さらに先の「化学工業プログラム」に沿って，硫酸，タール，揮発油，フェノール等の化合原料を生産する 8 工場を加え,量産化と製品多角化が進められた[76]。工場・事業所の生産や，コンビナートの従業員向けの大規模な団地群が建設されたホイヤースヴェルダ（Hoyerswerda）への電力・温水供給のための火力発電所（ハイブリッド型施設）もコンビナート傘下に統合された。

このほか，1959 年にはソビエト株式会社やソ連占領期時代の旧い人民所有経営連合の傘下で活動していた人民所有経営を母体に,カリ化学コンビナート（VEB Kalikombinat Werra : エルフルト県ヴェラ川流域）が設立された[77]。その前史によれば,ライヒ時代のカリ採掘部門の大企業であったウィンターシャール株式会社 Wintershall AG,プロイスザック株式会社 Preußsag AG,ザルツデトフルト株式会社 Salzdetfurt AG が所有する鉱山が,戦後の賠償政策によって接収され,46 年にソビエト株式会社”Kali“の傘下に統合された。それらの一部は,48 年にカリ化学肥料部門のソビエト株式会社”Kainit“と”Sylvinit”に分割され,三つのソビエト株式会社が形成された。いずれにも統合されなかったカリ鉱山はテューリンゲンとザクセン=アンハルトの州政府に委譲されたが,その後中央直轄の人民所有経営連合“カリ・塩”（ザクセン=アンハルト州ハレ=ザーレ）に統合された（**前掲第 2-11 表参照**）。52 年には,上記三つソビエト株式会社の返還と解体,そして人民所有経営連合“カリ・塩”の解体ののち,傘下経営は,工業管理局直轄経営（前出の D-Betrieb）としてカリ・非鉄金属鉱山管理局の直轄下に置かれた。58 年に人民所有経営連合の再設立運動が起きた際,それらは経営連合“カリ”傘下に統合され,形式的ではあったものの法人格を付与され人民所有経営として登記された。その傘下経営のうちテューリンゲン州の国境地域を流れるヴェルラ川（Werra）流域に広がるカリ鉱床に立地するカリ鉱山（ドルンドルフおよびウンターブライツバッハ）と,すでに 53 年にコンビナートとして創設されていたメルカースのカリ鉱山コンビナートを統合して形成されたのが,前掲第 2-12 表のカリ化学コンビナートであった（いずれもテューリンゲン州ヴァルトブルク郡）[78]。同コンビナートの主要な生産物は,カイニット（硫酸マグネシウムと塩化カリウムから成る白色鉱物）,塩化カリウム,塩化マグネシウム,硝酸カリウム,硝酸アンモニウム,そしてそれらの化合品（無機肥料,調味料,その他の化学原料）であった。

さらに 1961 年には,58 年の化学プログラムの重点課題の一環としてコトブス県グーベン（Guben)に化学繊維コンビナートが新設された。すでに第二次世界大戦中から,褐炭を基礎原料とするスフ（ステープル・ファイバー：Zellwolle）とビスコース・レーヨン（Kunstseide）の生産拠点はのちの東ドイツ地域にも存在していた。両方の素材を生産していた旧テューリンゲン州のルードルシュタット市シュヴァルツァ地区（Rudolstadt/Schwarza）,旧ブラ

ンデンブルク州のプレムニッツ（Premnitz）,旧ザクセン=アンハルト州のヴォルフェン（Wolfen）の工場群,スフに特化していた旧ザクセン州のグラウシャウ（Glauschau）,プラウエン（Plauen）,ヴィッテンベルゲ（Wittenberge）の化繊工場群,そしてビスコース・レーヨンに特化していた旧ザクセン州のエルスターベルク,ピルナの工場群がそれであった[79]。

それら既存の工場群の立地（採炭地）とは対照的に,新設されたコンビナートは国内産の石油が採れる場所を拠点に形成された[80]。もともと化学プログラムの基調は,ソ連のパイプライン“ドルージバ”（ドイツ語では“Freundschaft”）を通じた原油供給をベースとする石油精製および石油化学であったが,グーベンのコンビナートの場合には,「国内産」が重視されたのである。のちに東ドイツの化繊製品の代名詞となる“DEDERON”（エプロンや買い物バック,靴下・ストッキング用の化繊）は,グーベンで生産された[81]。

（4）コンビナート設立運動の中断

以上見てきたように，ソビエト株式会社の有償返還,人民所有経営連合の解体を背景に実施された 1950 年代のコンビナート設立運動は，五ヵ年計画の重点とされた鉱山，冶金，化学部門の人民所有経営の内部の工場・事業所あるいは工場・事業所間の垂直分業を実現する目的でなされた。また，戦後の食糧事情の改善に向けて食品部門でもコンビナート化がなされ,食品原料から完成品に至るまでの工場・事業所レベルでの工程間結合が実現した。50 年代後半の第二次五ヵ年計画期には，これらの部門の成長を基礎に，産業構造をより高度化するという目的（先の「主導的部門」の重視）から，重機械・工作機械製造，電機といった機械製造部門の発展，消費生活向上のための軽工業・食品工業部門のさらなる強化が企図された。しかし，そこにはいくつかの未解決の問題が残されていた。

第一の問題は,重機械・工作機械製造部門での生産能力低下の問題であった。1950 年代前半を通じて工業投資は，第一次五カ年計画の最優先部門とされた鉱山・冶金・エネルギー生産・化学工業の生産を技術的に支える重機械や工作機械の最終生産を行う 28 経営（重点経営）にのみ集中し，他経営（とりわけ部品供給に携わる経営）においては既存の老朽化した設備能力に拠って生産を続けねばならなかった。**第 2-14 表**は,さまざまな機械製造の分野で使用されている 10 年以上稼働している工作機械の割合を示したものである（1955 年末時点）。繊維機械製造用と発電機製造用を除けば,おおむね 30%～40%が戦時中（または戦前）に使用されていたものであった。なかには,アイゼナッハの自動車工場（元 BMW のアイゼナッハ工場）のように,稼働していた約 2,000 台の機械の平均稼働年数が 17 年である場合もあった[82]。

第2-14表　10年以上稼働している工作機械の割合(1955年末)

当該工作機械が使用される分野	台	10年以上稼働している工作機械	その割合
冶金設備及びその他の重機用	4,152	1,273	30.7
輸送設備及び製鋼設備建造用	2,965	912	30.8
化学工業設備用	2,325	834	35.9
繊維機械製造用	5,207	387	7.4
印刷機製造用	2,070	779	37.6
食品・嗜好品加工機械、包装機械用	2,325	914	39.3
造船用	1,966	660	33.6
モーター・作業機用	3,600	1,254	34.8
発電設備用	2,655	533	20.1
電機・電子機器用	5,411	1,766	32.6
各種ケーブル・工業セラミック用	2,500	1,163	46.5
工作機械用	8,343	2,796	33.5
合　計	43,519	13,271	30.5

資料：Mühlfriedel,Wolfgang/Wießner, Klaus ,*Die Geschichte der Industrie der DDR bis 1965*, Berlin 1989, S.249.

第一次五ヶ年計画期の重点経営への設備投資に目を転じると,1951 年から 53 年までは順調に伸びて行くかにみえたが,最後の 2 年間は投資計画そのものが激減し,計画達成率も不安定であった（**第 2-18 表**）。機械製造全体では,とくに計画の達成率の急落への対処を考えなければならないほど,実績の落ち込みが深刻になっていた。その背景には,53 年 6 月の労働者蜂起,そして 54 年に終了するソビエト株式会社の東ドイツへの返還があった。前者への対処の一環として,党・政府は「新コース」を提案し,消費財部門への投資強化を実施しなければならなくなった。後者については,東ドイツに返還される経営（優良工場）の投資活動が五ヶ年計画に盛り込まれていなかったため,追加的な投資計画と資金調達が要請されることになったのである。

第2-15表　機械製造業の重点経営への主要な設備投資計画とその実績(100万マルク)

項目	28の重点経営			機械製造全体		
年	計画	実績	達成率(%)	計画	実績	達成率(%)
1951年	140.9	168.4	119.5	293.0	300.1	102.4
1952年	163.1	208.9	128.1	291.1	386.0	132.6
1953年	106.3	127.3	119.8	279.5	362.3	129.6
1954年	42.4	21.0	49.5	223.3	133.4	59.7
1955年	16.1	17.8	110.6	189.0	159.4	84.3

注)第一次五ヶ年計画(1951年～55年)における投資額

資料：Mühlfriedel,Wolfgang/Wießner, Klaus ,Die Geschichte der Industrie der DDR bis 1965, Berlin 1989, S.249-250.

こうした計画の大きな撹乱要因を抱えながら進められた機械部門の最終生産者を優遇する傾斜配分投資は,とりわけ機械製造における部品・付属品供給経営の生産能力の低下となって現われた。1950 年代前半には，工業用の規格部品の需要が約 50%しか満たされない,ともいわれ,それは機械製造部門の生産拡大の障害となっていた[83]。同様の事態は，機械製造部門への重要な部品・半製品の供給者であった電機・電子部門にも見られた。同部門における重点投資の対象が,ベルリン，ヘニッヒスドルフ，デッサウ，ドレスデンの 4 つの大規模経営に絞られたため，製品パレットの多様性が失われ,需要者である機械製造部門の最

終生産者にネガティブな影響を与えたのである[84]。生産力基盤の復興の加速化に向けた重点投資が，むしろ「主導的部門」の発展，産業構造の高度化の阻害要因となってしまった,ということができよう。

第二の問題は，地域的に分散する中小経営であったこと，それらの大半が国家参加経営(Betriebe mit staatlicher Beteiligung)[85]を含む私的経営であったことに関連する。

1958 年の時点で，従業員数 500 人以下（200 人以下）の中小規模の経営数は，人民所有経営では 81.2%（63.1%），国家参加経営では 99.8%（91.5%），私的経営では 99.9%（99.2%）であった。それらの中小経営の工業生産高に占める割合を所有形態別でみると，人民所有経営 27.1%，国家参加経営 94.2%，私的経営 98.6%であった[86]。また，それらの経営の部門・業種別の配分を見ると，(1)軽工業部門（木工品・工芸品，繊維，被服・装飾品，皮革・靴，紙・パルプ，印刷，ガラス・陶器）や食品部門では，全経営に共通して従業員数 500 人以下の経営が九割台を占めていた。(2)機械製造部門では，人民所有経営の場合，500 人以下（200 人以下）の経営は，一般工作機械 73.6%（47.2%），自動車 70.6%（46.8%），金属製品 83.3%（62.1%），電機 59.1%（40.5%）を占め，国家参加経営と私的経営において 501 人以上の経営は例外であった。(3)鉱山，化学，建設資材部門においては，従業員数 500 人以下の経営が所有形態の別を問わず多かった[87]。

こうした事情は，中小を含む全経営をいかに編成するか,という問題を浮上させた。上述したように，一般工作機械，自動車，電機製造の部門では，一方で部品・付属品の下請供給の問題，他方で部門内の最終製品の生産に携わる中小経営の育成課題が解決されねばならなかった。効果的な編成（統合または分業）と生産実績の増大が課題となっていたのである。さらに，それらの中小経営を人民所有化（国有化）し,計画経済に組み込みたいという思惑もこの問題の底流にあった。

党・政府は，1958 年の「国家機関の完成化と簡素化に関する法律」[88]の制定を皮切りに，この課題に対応し始めた。同法律は，まず先の諸工業省・官房，管理主局による経営の直接管理を廃止した。直接管理については，57 年の SED 第 30 回中央委員会総会以来，国家計画委員会と，その下位に置かれた諸工業省・官房，管理主局の権限と責任が曖昧さ[89]，国家管理機関の官僚主義・図式主義的対応，工業省等の設置・活動による行政管理費用の肥大化などの問題が指摘され[90]，改革が望まれていたのである。同年,国家計画委員会の内部に諸工業部局（石炭・褐炭・エネルギー，鉱山・冶金，化学工業，重機械・工作機械・自動車製造，建設資材，軽工業，食品工業）を設置したことは,それらを諸工業省の行政的な利害から切り離し，より経済的な利害を優先した計画の実現を目指したものであった（**前掲第 2-4 図参照**）。この再編とともに,58 年には第二次五ヶ年計画の中断が決定され,新たに七ヶ年計画（1959 年～65 年）が立案,実行に移された。

このような管理機構の改革を前提としながら, 先の中小経営を含む経営の編成問題に直接対処するため，党・政府は,1952 年に廃止された人民所有経営連合を復活させた。58 年には, 1,500 以上の「人民所有経営」を業種別・製品グループ別に分類された 70 の人民所有経

営連合[91]に統合した。それらは,7 つの工業部局の管理下に,その際，新しい経営連合には，ソ連占領期の経営連合とは異なる役割と地位が与えられた。その一つは,上位の管理機関に集中していた管理上の権限・機能の一部（生産実施，物財供給上の部門間の調整，研究・開発）[92]が委譲され，経営連合が国家計画委員会と傘下経営を結ぶ中間管理機関となったことである。統合された経営は，ソ連占領期の連合傘下工場・事業所とは異なり，法人や経済計算単位としての地位を失わず，1952 年以来与えられていた相対的独立性を保持することができた。ただし，経営連合自身への経済計算制の導入は先送りされた。

この経営連合を核とする生産の組織化においては，経営連合内部の生産とともに，その外部の経営との製品グループ別協力関係が重視された。それは，連合傘下経営の中からその技術力と経済力を基準に選定された先導経営を軸に，地方に分立する中小の人民所有経営，手工業生産協同組合，国家参加経営，私経営との協力関係を創出するというものであった[93] 。この点は,ソ連占領期から 1950 年代初頭までの経営連合と,58 年以降の経営連合の重要な相違点であった。

この関係について,一例をあげながらみることにしよう（**第 2-5 図**）。

第2−5図　製品グループ別経営間協力関係の一例

（人民所有経営連合「鉄、非鉄金属・ブリキ」に所属する固形・液体燃料用暖房器具・調理器具製造グループ）

製品グループ別（全国24先導経営）

固形・液体燃料用暖房器具・調理器具製造グループ
先導経営：VEB 熱器具工場（エルスターベルク）

生産領域：かまど	生産領域：褐炭風呂釜	生産領域：褐炭かまど
先導経営	先導経営	先導経営
J.Erbse国家参加企業	VEB 暖房機器工場	VEB(Kreis) かまど・熱板工場
（アイゼナッハ）	（エルスターベルク）	（シュトルペン）
14 VEB(VVB)	3 VEB(VVB)	2 VEB(VVB)
5 PGH	1 VEB(Kreis)	2 PGH
1 ELG	1 HSB	5 HSB
6 PB/HSB		

生産領域：煙突	生産領域：煮沸洗濯釜	生産領域：褐炭かまど
先導経営	先導経営	先導経営
VEB(Kreis) 金属加工ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	VEB(Kreis)暖房・レンジ	VEB(Kreis)暖房・レンジ
（アルテルン）	（グローセンハイン）	（ラーテノウ）
8 VEB(VVB)	6 VEB(VVB)	5 VEB(VVB)
4 PGH	1 VEB(Kreis)	5 VEB(Kreis)
7 ELG	1 PGH	5 PGH
16 PB/HSB	5 PB/HSB	11 PB/HSB

VEB(VVB)：経営連合傘下の人民所有経営
VEB(Kreis)：郡営の人民所有経営
PGH：手工業生産協同組合
ELG：物資購入・供給協同組合
PB：私的経営
HSB：国家参加経営

資料：Das Büro für Indstrie und Bauwesen beim Politbüro des Zentralkomitees, *Das funktionelle Wirken der Bestandteile des Neuen Ökonomischen Systems der Planung und Leitung der Volkswirtschaft*, Berlin 1964, S.65−66.

重機械・工作機械・自動車製造部門の人民所有経営連合「鉄・非鉄金属・ブリキ製品」では， 24 の製品グループ（食器，鍵，暖房機器，ガス機器，ブリキ製容器など）が設定されていた。その一つである「固形燃料・液体燃料用暖房機器・調理かまど」では，地域的に広範囲に分散して立地していた 38 の連合傘下経営，11 の郡直轄経営，21 の手工業生産協同組合， 8 の物資調達協同組合，47 の私的経営（国家参加経営を含む）が分業していた。それらの経営は，さらに 6 つの品目グループ，かまど（生産拠点：エルフルト県アイゼナッハ），褐炭風呂釜（生産拠点：ゲラ県エルスターベルク），褐炭かまど（生産拠点：ドレスデン県シュトルペン），煙管・煙突（生産拠点：ハレ県アルテルン），煮沸洗濯釜（生産拠点：ドレスデン県グローセハイン），室内暖房機器（生産拠点：ブランデンブルク県ラーテノウ）に分類され，各々に設定された先導経営が中心となって，地域的に分離する経営の分業関係を結んでいた。こうした製品・品目グループ別の経営間分業は，個々の製品・品目グループ別に生産を専門化して増産を図るとともに，グループ内で相対的に規模（従業員数,生産高）の大きい先導経営の牽引により，経営間に存在する経済力・技術力の格差を克服するための試みであったといえよう。

この製品グループ別の経営間分業の問題点は，それが終始「同一製品・品目」の生産に専門化されていたことであろう。それは,さしあたりは機械製造に関連する経営連合（重機械,工作機械,輸送機製造など）において隘路となっていた部品・半製品の供給を量的に増大する目的に適うものであった。しかし,部品・半製品を供給する経営が，最終製品を製造する経営と関係を結ぶためには製品グループを横断的につなぐ調整が必要であった。

1950 年代半ば以降に顕在化したこの問題に対して，党・政府はいかなる組織的対応を採ったのだろうか。次章では,ベルリンの壁の構築を間に挟み 50 年代末から展開していく経済改革,東ドイツの工業経営の集中の形態や国家的管理システムの変化を追いながら,その点について考察することにしよう。

第 2 章末尾注

1　Broszat,Martin, Weber,Hermann(hrsg.), *a.a.O.*, S.144.なお,1946 年 10 月 20 日の州議会またはプロヴィンツ議会選挙前には,まだ省（Ministerium）は存在しなかったが,副首相が省の機能を代表した。

2　Broszat,Martin, Weber,Hermann(hrsg.), *a.a.O.*, S.184-187.

3　フリッツ・ゼルプマンは,ヘッセン州ラウターバッハ生まれ。父は銅細工職人。国民学校卒業後は鉱山で働き,1917 年に第一次大戦で出征。18 年に労働者・兵士協議会（レーテ）に入り,20 年には独立社会民主党,22 年にはドイツ共産党員となった。28 年～29 年はモスクワの国際レーニン学校で学び,29 年～30 年はライン州議会議員,31 年～33 年はオーバーシュレージエンならびにザクセンの KPD 県本部の委員長,33 年に逮捕され,35 年に 7 年の禁固刑。以後,1940 年からザクセンハウゼン収容所,42 年にはフロッセンビュルク収容所,45 年にはダッハウ収容所に収監されていたが 45 年春に脱出に成功した。戦後は,ライプチヒの共産党支部第一書記,ザクセン州副首相となった。ゼルプマンは,その後も東ドイツの冶金やエネルギー部門において中心的な役割を演じたが,50 年代には指導部との路線対立から一時的に党の第一線から退かされた。詳しくは後述。Broszat,Martin, Weber,Hermann(hrsg.), *a.a.O.*, S.1028; *Enzyklopädie der DDR*, S.16588-16589.

4　戦前・戦中は SPD 党員で社会民主党関連の雑誌の編集に携わっていた。戦後 KPD に入党し,46 年に SED 党員となった。州政府大臣ののちは,ロストックの魚加工コンビナートの管理職となった。*Enzyklopädie der DDR,* S.11262.

5　ブルンデルトは,ディーカーが経済・通商相となる前に暫定州政府の工業部局長をしていた時に,CDU のレオ・ヘルヴェーゲン（Dr.Leo Herwegen：CDU）とともに,「コンティ事件」（Affäre Deutsche Continental-Gas-Gesellschaft AG）と呼ばれる汚職に関わったとして,公開裁判（デッサウ州立劇場で実施）にかけられ 15 年の禁固刑を言い渡された。二人とも刑期を前に釈放され,それぞれ 7 年～8 年後に西ドイツに移住した。この公開裁判は,SED 政治局が「政敵」を排除する手段として 1950 年代から利用されはじめる。ブルンデルトは,西ドイツへの亡命ののちにフランクフルト・アム・マインの市長となった（1964 年～70 年）。当時の公開裁判については,Karlsch,Rainer, *Vom Licht zur Wärme: Geschichte der ostdeutschen Gaswirtschaft 1855-2008*, Berlin 2008, S.94-98 が詳しい。*Enzyklopädie der DDR,* S.12649-12650.なお,Broszat,Martin, Weber,Hermann(hrsg.), *a.a.O.*, S.164 で,ブルンデルトは CDU と記載されていたが,SPD の間違いである。

6　プロヴィンツ・ザクセンとアンハルトについては,本稿が依拠した文献によれば,経済・交通省直轄の管理主局の下位にあった工業部（シュムック大臣：党所属不明）の監督下に公有化された経営の管理を担う機関が設置されていたはずである。管理局級の人名は姓しか確認することができなかった。Broszat,Martin, Weber,Hermann(hrsg.), *a.a.O.*, S.162-166.

7　戦前から KPD 党員として活躍し,28 年～33 年にはプロイセン州議会議員に選出された。33 年には国家反逆罪の準備をしたという名目で逮捕され,懲役 2 年を宣告された。刑期終了後はモスクワに亡命し,その間にスペイン内戦に義勇兵として参加,その後パリで拘束され,42 年から 45 年までゲシュタポ刑務所とマウントハウゼン強制収容所（オーストリア）に収監されていた。ドイツに帰還後はソ連占領地域の農地改革の実施にあたり,46 年に SED 党員となってからはプロヴィンツ・マルク・ブランデンブルクの計画策定省大臣を担当,その後,50 年代前半は東ドイツの計画経済,後半は貿易と東西ドイツ間交易に関わる要職を歴任した。*Enzyklopädie der DDR,* S.15335-15336；Barth, Bernhard-Rainer/Links, Christoph/Müller-Enbergs, Helmut, Jan Wielgohs, *a.a.O.*, S589-590.

8 Broszat,Martin, Weber,Hermann(hrsg.), *a.a.O.*, S.96-100.州内,さらには州議会選挙前とその後で行政機関の再編が激しく,州有経営の管轄主体を特定することが困難である。

9 Broszat,Martin, Weber,Hermann(hrsg.), *a.a.O.*, S.118-123.

10 Matschke, Werner, *a.a.O.*, S.221-222.

11この点については,ヴァイマール共和国以来（1920 年に制定された経営評議会法：ナチス政権下で 34 年 1 月 20 日に失効）ドイツ企業の伝統となっていた労働者の経営参加,労使協議制を廃止し,労働者側に経営の実権を集中させるという発想がソ連側にあったものと思われる。西ドイツでは,52 年に経営体規則法（Betriebsverfassungsgesetz）が制定され,その発想が維持された。ソ連型社会主義の労働者統制のイメージが明確になる要請ではあったが,当初はドイツ側の強い抵抗があった。1948 年に経営評議会の解散を指令するまで,SMAD はその指示を一旦取り下げていた。クレスマン,クリストフ,前掲書,155～159 頁。

12 シュタインバンドは,1930 年にはドイツ共産党に入党し,ナチス政権誕生後,エスターヴェーゲンやザクセンハウゼン強制収容所に収監されていたが,39 年 4 月 30 日はヒトラーの誕生日を理由とする恩赦で釈放,コブレンツに戻りレジスタンス運動を再開した。戦後 46 年にはテューリンゲン州において州有経営の管理局を担い,東ドイツ建国後は人民議会議員としても活躍（51 年～54 年）。その間,SED 人事部メンバー,鉱山・冶金省内の主局長となり,また機械工業省副大臣を経たのちの 55 年からは鉱山・冶金省の大臣へと昇格した。その後,コメコンの東ドイツ常任副代表となり,東ドイツとソ連の重工業製品の貿易の調整

に尽力した。経済改革が頓挫した 68 年に「健康上の理由」から年金生活に入った。82 年 11 月 10 日逝去。Broszat,Martin, Weber,Hermann(hrsg.), *a.a.O.*, S.1037; *Enzyklopädie der DDR,* S.16888-16889.1950 年代の鉱山・冶金局と東ドイツ鉄鋼業との関連で,しばしば史料に名前のあがってくる人物の一人である。

13 *Enzyklopädie der DDR*, S.13624.

14 Mühlfriedel, Wolfgang, Wießner, Klaus, *a.a.O.*, S.53 ならびに Matschke, Werner, *a.a.O.*, S.222.

15 ゲルハルト・ツィラーは,1912 年 4 月 19 日にドレスデンの機械工を父に誕生。電気機械組立と機械製図を学び,働きながらエンジニアを目指して夜間学校に通った。1930 年に KPD に入党し,33 年まで機関誌「Arbeiterstimme」の編集を担当。33 年にはエンジニア資格を取得。その後も党活動を続けるが,34 年～35 年はヴァルトハイム刑務所へ,大戦中の 44 年にはザクセンハウゼン収容所に収監された。戦後は,45 年 7 月のマイセンの経済局を皮切りに,46 年には州の経済計画省に登用された。その後については,ゼルプマンと同様に東ドイツの冶金業やエネルギー部門に関連する要職についた。Broszat,Martin, Weber,Hermann(hrsg.), *a.a.O.*, S.1064; *Enzyklopädie der DDR,* S.18040-18041.

16 ザクセン州議会選挙（1946 年 10 月 20 日）では,SED が全体の 49.1%,LDPD が 24.7%,CDU が 23.3%であった（農民相互扶助連合,女性委員会,文化同盟が合わせて 2.9%）。Broszat,Martin, Weber,Hermann(hrsg.), *a.a.O.*, S.397.

17占領地域全体では,SED が全体の 47.6%,LDPD が 24.6%,CDU が 24.6%,その他が 3.3%であった。Ebenda, S.397.

18 Abelshauser, Werner, *Deutsche Wirtschaftsgeschichte seit 1945*, München 2004, S.84-85.なお,この本の原型となったのは,ヴェルナー・アーベルスハウザー（酒井昌美訳）『現代ドイツ経済論　一九四五―八〇年代にいたる経済史的構造分析』朝日出版,1994 年,31-32 頁（原典は,Abelshauser, Werner, *Wirtschaftsgeschichte der Bundesrepublik Deutschland 1945-1980*, Frankfurt am Main 1983）である。2004 年版は大幅に加筆されている。

19 Roesler, Jörg, Handelsgeschäfte im Kalten Krieg. Die wirtschaftlichen Motivationen für den deutsch-deutschen Handel zwischen 1949 und 1961, in: Buchheim, Christoph (Hrsg.), *Wirtschaftliche Folgelasten des Krieges in der SBZ/DDR*, Baden-Baden 1995, S.195.

20 Haendcke-Hoppe Arndt, Maria, Interzonenhandel/Innerdeutscher Handel, in: Der Deutsche Bundestag (Hrsg.), *Materialien der Enquete-Kommission "Aufarbeitung von Geschichte und Folgen der SED-Diktatur in Deutschland" (12. Wahlperiode des Deutschen Bundestages) Band V/2：Deutschlandpolitik, innerdeutsche Beziehungen und internationale Rahmenbedingungen*, Baden-Baden 1995, S.1544.

21 加藤浩平,前掲論文,197 頁,200 頁。ただし,ルールからは,1938 年時点で銑鉄が 18 万トン,鉄鋼・圧延鋼材が 40 万トン供給されていたことから,この取引は戦前の状況に近づくには,まったく不十分であったといえよう。分類が違うので正確な比較はできないが,1947 年に銑鉄は 5 万 5000 トン（47 年）,鉄鋼・圧延鋼材は 17 万トン（47 年）がルールから供給されていたにすぎなかった。Barthel,Horst, *a.a.O.* , S.81.

22 ローター・バール編著（諫山正,百済勇,村田雅威訳）『東欧社会主義経済史』,ありえす書房,1979 年,236 頁。

23 そのもう一つの目的は,連合国管理理事会でアメリカ,イギリスに強硬に反対するフランスを牽制すること,ソ連が構想する社会主義的な統一ドイツ構想に対抗することにあったといえよう。成瀬治,山田欣吾,木村靖二編,前掲『ドイツ史３・・・』,332-333 頁。この米英連合地域の創設には,フランスとソ連から「ポツダム協定違反」と批判された。クレスマン,クリストフ（石田勇治・木戸衛一共訳）,前掲書,121 頁。

24 Eppelmann, Rainer /Möller, Horst/Nooke, Günter/Wilms, Dorothee(Hrsg.), *Lexikon des DDR-Sozialismus Band 1. A-M*, 2., aktualisierte Auflage, Paderborn 1997, S.398.

25 Haendcke-Hoppe Arndt, Maria ,*a.a.O.* , S.1545; Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen(Hrsg.), *SBZ von 1945 bis 1954*, ・・・, S.59-59.

26 1947 年までに西側が求めていたのは,銑鉄と鉄鋼の代わりに,木材や穀物,合成ゴム,砂糖,じゃがいもを手に入れることであった。Abelshauser, Werner, *a.a.O.*, S.85.しかし,1948 年の政治・外交的危機,49 年の東西両占領地域での建国を経て状況は変化した。とりわけ,西側への移出において「鉱山,エネルギー,冶金」（とくに燃料）の比重が急激に増大したこと,他方で他の重工業製品の移出が金額と割合ともに激減したことがみてとれる（第 2-3 表）。

27 ミュンヘン州首相会議が決裂した背景の一つとして,東西の政党間の原理的対立や政党の利害と州のそれとの相反があげられる。西の SPD と東の SED（東の SPD と KPD との合同によって 46 年 4 月に成立）の間の確執はその象徴であった。クレスマン,クリストフ,前掲書,218～221 頁ならびに安野正明「ドイツ連邦共和国成立前史におけるドイツ内対立関係の一側面　―　一九四六年六月ミュンヘン州首相会議をめぐって　―」,『史學雑誌』第 93 編第 7 号,昭和 59 年 7 月,68（1214）-69（1215）頁参照。

28 Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen(Hrsg.), *a.a.O.* , S.59.Baar, Lothar の研究では,西側占領地域は,ミンデン協定を履行しようとはしたかった,という指摘がある。例えば,「47 年にソ連占領地区は,西側地区からの協定された 31 万 2000 トンの圧延鋼材のうち,わずか 19 万 2000 トンしか引き渡されなかった。圧延鋼材の最大需要者である DDR の金属加工業にとって,この程度の量では需要を賄うことはできなかった。戦前には,110 万トンの圧延鋼材の供給を受けていた」とある。ローター・バール編著,前掲書,237 頁。「戦前」うんぬんという点は,直接には協定の履行とは関係がないが,数量単位で示されている圧延鋼材の不足分は,その数字が正しければ約 61%に相当する。Barthel,Horst は,同年 6 月の時点で,協定額の約 10%に相当する 2000 万ライヒスマルク分が供給されていないことを指摘している。Barthel,Horst, *a.a.O.* , S.84.この約 10%という数字は,協定総額 2 億 1000 万を 12 等分し,6 月までには 1 億 500 万ライヒスマルク分が供給されていなければならない,という考え方にもとづく数字であろう。しかし,金額の問題もさることながら,石炭や鉄鋼価格の上昇によって,数量が確保しづらくなっていたことは,ソ連占領地域側の「不足感」を,一層助長したものと考えられる。

29 Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen(Hrsg.), *a.a.O.* , S.74.なお,この協定については,1949 年 5 月に,のちのフランクフルト協定の前段に行われた交渉のなかで復活の声があがった。しかし,通貨改革前の情勢を前提とする内容であったために受け入れられなかった。Nakath, Detlef, Zur poltischen Bedeutung des Innerdeutschen handles in der Nachkriegszeit (1948/49-1960), in:Buchheim, Christoph (Hrsg.), *Wirtschaftliche Folgelasten des Krieges in der SBZ/DDR*, Baden-Baden 1995, S.223.

30 ローター・バール編著,前掲書,242 頁。Zumpe, Lotte, *Wirtschaft und Staat in Deutschland 1933 bis 1945*, Berlin 1980, S.376-377 も参照されたい。

31 Befehl der SMAD Nr.138 des Obersten Chefs der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland zur weiteren Entwicklung der Wirtschaft vom 4. Juni 1947, in: Ministerium für Auswärtige Angelegenheiten, *Dokumente aus den Jahren 1945-1949: um ein antifaschistisch-demokratischen Deutschland.*, Berlin 1968, S.467-468.この指令が,東ドイツで公になったのは,この外務省の資料が刊行された 1968 年,したがって指令された当時から 20 年後のことであった。

32 工業中央管理局傘下の 5 つの管理主局（Hauptverwaltungen）,交通管理中央管理局,商業・食糧管理局,農林業管理局,燃料中央管理局の長官または局長の計 9 人。1947 年 9 月 18 日以降は,域内商業・貿易行政管理局が付け加えられた。

33 成瀬治・山田欣吾・木村靖二,前掲書,444 頁。

34 Befehl der SMAD Nr.32 über die Zusammensetzung und Vollmachten der Deutschen Wirtschaftskommission vom 12. Februar 1948, in: Die Deutsche Justizverwaltung der Sowjetischen Besatzungszone in Deutschland (hrsg.), *Zentralverordnungsblatt*, Nr.15 vom 21. 5.1948, S.138.

35 Beschluß über die Beendigung der Tätigkeit der Sequesterkommission vom 31. März 1948, in: Die Deutsche Justizverwaltung der Sowjetischen Besatzungszone in Deutschland (hrsg.), *Zentralverordnungsblatt*, Nr.15 vom 21. 5.1948, S.139-140.

36 Befehl der SMAD Nr.64 über die Beendigung der Sequesterverfahren in der sowjetischen Besatzungszone Deutschlands vom 17. April, in: Die Deutsche Justizverwaltung der Sowjetischen Besatzungszone in Deutschland (hrsg.), *Zentralverordnungsblatt*, Nr.15 vom 21. 5.1948, S.140-141.

37 「ベルリン封鎖」以前の 1948 年 1 月から,すでにソ連占領地域による西側連合国に対する妨害は始まっていた。「封鎖」の前史,経過,その影響の詳細については,山田晟,前掲書,87-100 頁を参照されたい。また,「ベルリン封鎖」に関しては,星乃治彦『東ドイツの興亡』青木書店,1991 年も参照。

38 第二次世界大戦後のドイツ共産党の内部には,ドイツ社会主義の独自の道を模索する党員たちもいたが,ソ連による占領統治と SED の発足,そして冷戦の深化という要因により,それは捨て去られソビエト化した,という見方がある。例えば,グスタフ・シュトルパー（坂井榮八郎訳）『現代ドイツ経済史』竹内書店,1969 年,332 頁。

39 クレスマン,前掲書,251 頁。

40 Autorenkollektiv, *DDR Bürgerinteresse als Staatspolitik*, Berlin 1984, S.28.

41 クラウス・シュレーダーによれば,県,郡,市町村,地区への行政単位の細分化によって,それぞれに配置される人員の数が増大し,以前に比して行政コストが膨らむ,という問題が発生したことが指摘されている。Schroeder,Klaus, *Der SED-Staat*, München 2000, S.104.

42 Buck, Hansjörg F. , *a.a.O.*, S.1094 ; Matschke, Werner, *a.a.O.*, S.208.双方の数字には小さな食い違い（マトシュケ氏は 2 州分のみ掲載。ザクセンは 23,テューリンゲンが 22 としている）があるが,ここでは 5 州すべてについて数字をあげているブック氏の集計を用いた。

43 その後も,1952 年 4 月 28 日に 66 の SAG が,53 年 8 月 23 日には賠償の終了と SAG の返還（54 年 1 月

1 日から）が宣言され,東ドイツ政府に譲渡されるとともに,それらは人民所有経営に転換された。Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen (Hrsg.), *SBZ von 1945 bis 1954・・・*, S.176 und S.252; Matschke, Werner, *a.a.O.* , S.208-209.

44 Buck, Hansjörg F. , *a.a.O.*, S.1093.反対に,収益性が高かった経営については,最終的にすべての傘下経営が返還された 1954 年まで SAG 傘下にとどめられた。例えば,テューリンゲンのルーラに立地するティール兄弟（Gebrüder Thiel）時計工場とその工場群,エルフルト近郊のショメルダ（Schömerda）の元ラインメタル=ボルジッヒ傘下のタイプライター工場は,占領後に SAG「精密機器（Totmasch）」傘下に統合されたが,その解体後には製品分類上は異質と思われる SAG「自動車タイヤ」に移管され,ソ連の直接的賠償生産を担っていた。

45 この銀行には,ソ連のネップ期の 1922 年に設立されたロシア商業銀行の対外業務に深く関与していた。ロシア商業銀行の本部長に任命されたスウェーデンの銀行家オラフ・アッシュベルク（ロシア革命の賛同者）は,ベルリンとコペンハーゲンに設置された交易所でソ連との交易に関わる金融業務を取り仕切っていたが,それはのちに東方保証・信用銀行（die Garantie-und Kreditbank AG für den Osten）へと名称変更し,ロシア商業銀行の出先機関として機能した。第二次世界大戦中に活動を停止されていたが,戦後保証・信用銀行として復活し,対ソ賠償に関わる金融業務を行った。Karlsch,Rainer, *Allein bezahlt ・・・*, S.207-212; Pohl,Manfred, *Die Finanzierung der Russischengeschäfte zwischen den beiden Weltkriegen. Die Entwicklung der 12 großen Rußlandkonsortien*, Frankfurt am Main 1975, S.10ff.

46 その後,1951 年から 53 年の間に東ドイツ政府がこの銀行の「買い戻し」のために支払った金額は,17 億 2500 万マルク（実勢価格ベース）にのぼった,という推計がある。Baar, Lothar/Karlsch,Rainer/Matschke, Werner,*a.a.O.*, S.935-936.

47 Buck, Hansjörg F. , *a.a.O.*, S.1094.

48 Karlsch,Rainer/Zeman, Zbynek, *a.a.O.*, S.150-151.1954 年～60 年までに 28 億 4600 万マルク,60 年代は総額で 58 億 1000 万マルク,70 年代は約 80 億マルクが,東ドイツの国庫から投資資金が配分されたり,補助金が支給されていた。また,鉱山労働者の珪肺症や肺癌の罹病者数が増加した。とりわけ後者は 1970 年代に急増した。Ebenda,S. 302-303.

49 Befehl der SMAD Nr.76 des Obersten Chefs der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland über die Bestätigung des Vorschlages der Deutschen Wirtschaftskommission zur Schaffung von Vereinigungen Volkseigener Betriebe und Instruktion über das Verfahren der gerichtlichen Eintragung von Betrieben, die in Volkseigentum übergegangen sind vom 23. April 1948, in: Ministerium für Auswärtige Angelegenheiten, *Dokumente aus den Jahren 1945-1949: um ein antifaschistisch-demokratischen Deutschland.*, Berlin 1968, S.624-630.

50 Buck, Hansjörg F. , *a.a.O.*, S.1110.

51 Roesler, Jörg, Die Beziehungen zwischen wirtschaftsleitenden Organen und Industriebetrieben im Osten Deutschlands von der Befreiung vom Faschismus bis zur Gründung der DDR(1945-1949), in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1984/Teil 4, S.18ff.

52 Befehl der SMAD Nr.76 des Obersten Chefs der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland über die Bestätigung des Vorschlages der Deutschen Wirtschaftskommission zur Schaffung von Vereinigungen Volkseigener Betriebe und Instruktion über das Verfahren der gerichtlichen Eintragung von Betrieben, die in Volkseigentum übergegangen sind vom 23. April 1948, in: Ministerium für Auswärtige Angelegenheiten, *a.a.O.*, S.625.なお,この規定は,1946 年の公有化運動に携わった州政府の側の利害を反映するものであったが 52 年の州制度の廃止と中央集権化をもって反古にされる。

53 Arnold, Hans/Borchert, Hans/Schmidt, Johannes,*Ökonomik der sozialistischen Industrie* , 7.Auflage, Berlin 1961, S.93-94.並びに, Roesler, Jörg, *Die Herausbildung der sozialistischen Planwirtschaft in der DDR*, Berlin 1978, S.35-36.

54 Verordnung über die Reorganisation der volkseigenen Industrie vom 22.Dezember 1950, *Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik（以下,GBL.）*, Nr.148, 1950, S.1233-1235.

55 1951年 4月時点には，冶金・鉱業省，機械製造省，軽工業省，石炭・褐炭・エネルギー官房，化学・地質官房，食品・嗜好品工業官房が創設されたが,その後再編を繰返すことになる。

56 1948年時点の数字ではあるが,経営連合の傘下に統合された人民所有経営の就業者の規模は一経営当たりの平均で 267 人（最小：化学工業部門）～1,348 人(最大：石炭・褐炭部門)であった。機械・電機部門では 305 人,軽工業では 271 人であった（**前掲第 2-10 表**）。1953 年時点では,従業員 201 人以上の人民所有経営が全体の 88%,501 人以上で集計すると 73.8%,1001 人以上では 58.7%であった。Mühlfriedel, Wolfgang/Wießner, Klaus, *a.a.O.*, S.166（Tabelle 71 参照）.「ある一定規模以上」という基準は,実態的には,おおむねそのような規模を想定するものであったといえよう。この時点で，「その小規模性あるい

はその生産上の諸条件を理由に管理局の管轄下に置かれない人民所有経営」（1950 年政府令第 4 条）や「州直轄の経営連合に統合されていた人民所有経営」が存在していたが，それらは，「部門的観点」あるいは「地域的観点」から（同政府令第 5 条），「中央直轄の経営連合に統合」されたり，「新設の人民所有経営に組み込まれ」たりした（同政府令第 8 条）。

57 Verordnung　über die Maßnahmen zur Einführung des Prinzips der wirtschaftlichen Rechnungsführung in den Betrieben der volkseigenen Wirtschaft vom 20.März 1952, in: *GBL.*, Nr.38 ,1952, S.225.

58 略称は経営連合 Vereinigung Volkseigener Betriebe と同じ VVB となるため,当該時期の文献を読む際には注意が必要である。

59　東ドイツの企業集中の研究の障害は,1955 年の統計年鑑から生産事業所（Produktionsstätte）の数字が消え,単一あるいは複数の事業所からなる人民所有経営（Betrieb）で集計されるようになったことに由来する。そのため,技術的単位の集中に関する細かな分析が困難になった。レースラーは,この分析上の問題に関連する論点を提供しているとしてユルゲン・コッカの研究を紹介している。Roesler, Jörg, Kombinate in der Geschichte der DDR. Von den ersten VVB bis zur durchgängigen Kombinatsbildung , in: *Jahrbuch für Geschichte*, Bd.31, 1984, S.245. ユルゲン・コッカ（加来祥男編訳）『工業化・組織化・官僚制　―近代ドイツの企業と社会　―』名古屋大学出版会,1992 年,29 頁参照。

60 ソ連の第一次五ヵ年計画期（1928～1932 年）の実態を念頭においたブリューミンは，「コンビナート」を，「その部分の間に，緊密な経済的技術的連関が存しているところの種々なる部門を包含する広大な,極めて多岐にして複雑な（諸工場から成る：引用者）企業の形態をあらわす」と定義し，そうした「コンビナート」の「空間的統一性」「工業技術的統一性」を指摘した。イ・ブリューミン（松崎敏太郎訳）『多角形企業論』，叢文閣，昭和 12 年，8-9 頁。このブリューミン規定を再検討した堀江英一氏は，「コンビナート」を狭義と広義のものに分類した。前者は，有機的に技術連関する諸工場を一ヵ所に集中することにより形成される生産単位＝いわゆる「結合工場」であり，ブリューミンの定義にもあてはまる。後者は，「地域的結合」の視点を交えながら，「一企業が地域的に分散しながら生産工程として相互連関する異種工場を組織したり,地域的に離れた所に立地する異種工場あるいは結合工場を結合する」「結合企業」として定義されている。堀江英一「巨大企業の生産構造(1)－序説－」，『経済論叢』第 106 巻第 6 号，1970 年 12 月，1-3 頁，ならびに「結合企業の重層性　－巨大企業の生産構造(2) －　」第 108 号第 1 号，1970 年 12 月，12-13 頁参照。東ドイツでは，1950 年代を通じて，H.アーノルド，H.ボルヒャルト，J.シュミット等が，コンビナートを，「その間に密接な技術的・経済的連関が存在するさまざまな工業部門あるいは工業グループが統合されている一つ経営」と定義していた。 Hans Arnold/Hans Borchert/Johannes Schimidt, *a.a.O.*, S.355.1950 年代の東ドイツのコンビナート（冶金，化学，食品など）は，地域的に一ヵ所に集中する傾向を持つ「結合工場」としての生産単位であった。

61 前掲,Verordnung　über die Reorganisation der volkseigenen Industrie vom 22.Dezember 1950, in: *a.a.O.*,S.1233.

62 Müller Hans/Reissig, Karl, *Wirtschaftswunder der DDR* , Berlin 1968, S.32.ならびに Falk, Waltraud /Richter, Gerhard /Schmidt,Willhelm, *Wirtschaft,Wissenschaft,Welthöchststand*, Berlin 1969, S.124.なお，当該部門における大きな東西格差の反面で，工作機械，電子，繊維・被服，光学・精密機器部門には，西側占領地域との競争可能な部門や企業が存在していた,といわれている。Ebenda, S.124.

63 1950 年にブランデンブルク州フュルステンベルク郡で建設が始まったコンビナート。新地は鉄鋼の町となり,53 年のスターリンの死後にはスターリンシュタット（Stalinstadt）と命名されたが,61 年にフュルステンベルク郡の諸都市を加えてアイゼンヒュッテンシュタット(Eisenhüttenstadt)に改称された。

64　Kohl,H./Jacob,G./Kramm, H.J./Roubitschek, W./Schmidt-Rennert, G.,*Ökonomische Geographie der Deutschen Demokratischen Republik: Bevölkerung,Siedelungen, Wirtschaftsbereiche*, Bd.1, Gotha/Leipzig 1978, S.208-210 und S.489-493.

65 低炉とは,高さ 10 メートル以下の溶鉱炉のことを指す。カルベ製鉄所の低炉では,ザクセン・アンハルト地方の鉄含有量の少ない菱鉄鉱や赤鉄鉱（ハルツ山地）と,同地方で精製された褐炭コークスを原料としていた。世界で最初に建設され稼動した低炉は,東ドイツ製のものであった。

66 1953 年の労働者蜂起を前に,第一次五ヶ年計画の生産財優先の投資に変更が加えられ,「新コース」と呼ばれた消費財生産優先の政策が始動した。その結果,重化学工業部門での設備投資が減退し,カルベ製鉄所への投資計画は縮小された。Eckart, Karl, *Die Eisen-und Stahlindustrie in den beiden deutschen Staaten* ,Stuttgart 1988, S.128.

67 製鉄工場 Maxhütte の前身は，元フリック・コンツェルンに所属するマクシミリアン製鉄所であった。同製鉄所は，シュミーデフェルドの鉄鉱石採掘場（後にソ連産の輸入鉄鉱石に転換）と，ウンターヴェレンボルンの選鉱，高炉，圧延の諸工場から成っていた。また，銅製錬コンビナート Mansfeld の前身

は，元ザルツデトフルト・コンツェルンに所属するマンスフェルド含銅粘板岩鉱山株式会社であった。同コンビナートは，ハルツ山脈南東部のマンスフェルド盆地にある含銅粘板岩採掘場，その周辺の精錬所，圧延工場を基盤に形成された。örg Roesler, Kombinate ……, S.227 ならびに Kohl,H./Jacob,G./Kramm, H.J./Roubitschek, W./Schmidt-Rennert, G.,*a.a.O.* ,S.207 und S.211-213.参照。

68 1956年には,生産工程の技術連関という観点からはコンビナート的ではなかったマンスフェルト鉱山コンビナートが 6 つの経営に分割され,それらは 58 年の人民所有経営連合の再設立の際に経営連合“非鉄金属”に統合された。部門・業種・製品グループの同一性・類似性の原則が復活した。

69 Roesler, Jörg, Kombinate ……, S.230-231.

70 VEB Fischkombinat Rostock(Hrsg.), *Die Entwicklung zum sozialistischen Großbetrieb: Betriebsgeschichte des VEB Fischkombinat Rostock*, Rostock 1974,S.12-14.ロストックならびにザスニッツ魚加工コンビナートの設立は，当時の食糧供給の悪化を，原料獲得から加工までの一貫生産，立地条件に根ざした工業の育成によって克服するための「大いなる試み」として，他の食品工業の模範となった。Ciesla, Burghard , Die Ausgangslage und Entwicklungder zentralgeleiteten Fischindustrie in der SBZ / DDR von 1945 bis 1989 , in: Plumpe, Klein, Wernerschmidt, Christian (Hrsg.),*Unternehmen zwischen Markt und Macht: Aspekte deutscher Unternehmens-und Industriegeschichte im 20. Jahrhundert*, Essen 1992, S.159.

71 戦前においても,戦後のソ連占領地域の造船所は,ロストックの中規模の造船所であったネプトゥーンを除いて,小規模のものであった。石井聡,前掲書,110 頁。

72　こうした食品工業での「コンビナート」化には，戦後から続く食糧供給事情の悪化が関連していた。重工業優先の投資政策は，消費財供給の不足，価格上昇につながり，国民の間には不満が鬱積していた。1953 年 6 月 17 日には，消費物資の供給改善とならんで，賃上げ，労働ノルマの削減を要求する気運が高まり，全国規模での労働者蜂起が発生した。1953 年 6 月 11 日に「新コース」が提起され，計画されていた重工業投資の一部が消費財工業に転用されることとなった。この蜂起は，警官隊とソ連軍によって鎮圧された。ヘルマン・ヴェーバー（斎藤晢／星乃治彦共訳），前掲書,1991，68 頁ならびに 73-76 頁参照。このほか,星乃治彦「東ドイツにおける 1953 年 6 月 17 日事件― カール・ツァイス・イエナ社の場合―」,『社会経済史学』第 58 巻第 6 号,51-79 頁が詳しい。

73　Breuer, Rainer, Zum Prozeß der Kombinatsbildung in der Industrie der DDR am Ende der sechziger Jahre, in:*Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1983/Teil 4, S.29-30.

74　この中断は，SED 第 33 回中央委員会総会（1957 年 10 月）の提起に基づく，工業生産高，労働生産性等々の計画目標の下方修正を通じ，辛うじて成し得たものだった。金鍾碩『東ドイツの経済構造』，ミネルヴァ書房，1973 年，85 頁。

75　化学工業プログラムの基調は，化学工業原料の生産増大，品種の拡大，生産のオートメーション化にとどまらず，そこから導出される科学技術革命の基本方向を示すものとされていた。詳しくは，Neumann, Gert, Das Chemieprogramm der DDR, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1972/Teil 2, S.244.及び S.257ff.を参照されたい。

76 このような化学部門の生産増と製品多角化に向けて，「化学工業プログラム」においては,シュヴェート石油精製工場の新設（1960 年建設開始,64 年創業開始），ロイナ II の増設によるロイナ化学工場（ハレ）の加工能力の強化がなされた。Mühlfriedel, Wolfgang/Wießner, Klaus, *a.a.O.*, S.242.

77 Kohl,H./Jacob,G./Kramm, H.J./Roubitschek, W./Schmidt-Rennert, G., *a.a.O.*, S.228-229.

78 Mühlhans, Karl Heinz, *Die Anschlußbahn des VEB Kaliwerk in Dorndorf/Rhön*, Bad Langensalza 2005, S.21.手書きの地図ではあるが,ドルンドルフの鉱山とメルカースの鉱山をむすぶ専用の鉄道軌道が,ウェルラ川とドイツ・ライヒ鉄道に並行して走っていたことがわかる。この鉄道軌道によって,ライヒ鉄道に依存しないカリ原料の輸送が可能となっていた。この二つの鉱山にウンターブライツバッハ鉱山を加えて,東ドイツで最大のカリ鉱山コンビナートが誕生した。なお,カリ鉱床自体は,南ハルツ地方からハレ（ザーレ川・ウンストルート川）まで,マクデブルクの南方と北方の広範な地域に分布していたが,採掘条件はウェルラ川沿いのほうが良かったと言われている。Kohl,H./Jacob,G./Kramm, H.J./Roubitschek, W./Schmidt-Rennert, G., *a.a.O.*, S.228.

79 Siedt, Veronika, Die Wiederherstellung der Chemieindustrie in der SBZ/DDR 1945 bis 1949/50, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1990/Teil 3, S.55-56.

80 Karlsch,Rainer/Raymond G. Stokes, Faktor Öl: *Die Mineralölwirtschaft in Deutschland 1859-1974*, München 2003, S.333; Kohl,H./Jacob,G./Kramm, H.J./Roubitschek, W./Schmidt-Rennert, G., *a.a.O.*, S.224-225.国内の産油地としては,対ポーランド国境の町グーベンとフォルスト（Forst）,コトブス近郊のブルク（Burg）があげられるが埋蔵量は僅かであった。また,それらよりも規模の大きいロストック県のラインケンハーゲン（Reinkenhagen）とグリンメン（Grimmen）でも石油が採掘されていた。

81 Kohl,H./Jacob,G./Kramm, H.J./Roubitschek, W./Schmidt-Rennert, G., *a.a.O.*, S.238; Sommer,

Stefan, *Das große Lexikon des DDR-Alltags*, Berlin 1999, S.110.より高級アクリル繊維"Wolplyla"は，ヴォルフェンとプレムニッツの化繊工場で製造されていた。Ebenda, S.604.

82 Mühlfriedel, Wolfgang/Wießner, Klaus, *a.a.O.*, S.250.

83 Ebenda, S.248.

84 Ebenda, S.251.

85 国家参加経営は，当時，消費財の国内供給・輸出において重要な存在であった私的経営の資金面・原料資材供給面から保護・育成すると共に，それらの「人民所有」化を企図して設立されたものであった。設立にあったっては，商法上の手続きに合資会社の形態が採用された。その際，国は50%以下の出資金を以て有限責任社員として参加し，私的経営の代表（企業家）は無限責任社員として参加した。金鍾碩『東ドイツ経済の構造』，前掲書， 133-138 頁。その設立の政治経済的背景と意図,さらには設立から強制国有化までの諸段階について実証的に分析した文献として,Hoffmann, Heinz, *Die Betriebe mit staatlicher Beteiligung im planwirtschaftlichen System der DDR 1956-1972*, Stuttgart 1999 をあげておく。入手にあたっては,石井聡氏に便宜をはかっていただいた。記して感謝申し上げたい。

86 Staatliche Zentralverwaltung für Statistik, *Statistisches Jahrbuch 1958*, Berlin 1959, S.334-335.のデータより算定。

87 Ebenda, S.338-339.のデータより算定。

88 Gesetz über die Vervollkommnung und Vereinfachung der Arbeit des Staatsapparates in der Deutschen Demokratischen Republik vom 11.Februar 1958, in: *GBL.*, Nr.11, 1958, S.117-120.

89 Bress, Ludwig/ Hensel, Karl Paul u.a., *Wirtschaftssystem des Sozialismus im Experiment* , Frankfurt am Main 1973, S.120-121ff.

90 Roesler, Jörg, *Die Herausbildung …*, S.145-150.

91 1958 年の経営連合（第二次）は，工業部局の代表する次の諸部門ごとに編成された。石炭・褐炭・エネルギー：5，鉱山・冶金：6，化学工業：7，重機・工作機械・自動車製造：32，建設資材：5，軽工業：13，食品工業：6。個々の企業連合は，当該部門のさまざまな業種・製品グループを表わしている。

92 Gesetz über die Vervollkommnung und Vereinfachung……, S.119.第 3 条第 4 項，第 6 条第 4, 5 項。なお，それらの課題のうち，企業連合，県評議会内の経済評議会，その他の国家機関に委譲され得ない課題については，国家計画委員会が引継いだ（第 7 条第 2 項）。

93 こうした中小企業対策の背景には，さらに私企業の「人民所有」化という政策意図があったものと考えられる。それについては,Buck, Hansjörg F. , *a.a.O.*, S.1108ff.が,東ドイツ国内の政治的駆け引きの状況を含めて詳しく言及している。

第３章　経済改革の「第一の波」

第１節　システム創生期の諸問題　－　経済改革の兆し　－

ここまでみてきたように,東ドイツでは,ソ連占領期及び建国を経る過程において政治的な中央集権化が図られ,また経済の再建・復興にあたっては,ソ連への依存を深めながら,公有化（のちに人民所有化）を前提とする計画経済とその管理システムの創出が模索された。なかでも東ドイツ経済の中心をなす工業においては,「生産の集積と集中」による大規模生産単位（人民所有経営連合あるいはコンビナート）の創出,生産性引き上げに向けた工業管理システムの整備とその頂点である中央国家機関への権限の集中,さらには素材型部門重視の傾斜配分に象徴される重点投資政策など,復興の基盤整備に向けた試行錯誤がなされてきた。

本節では,視点を変えて,そうした創生期において表出した政治・経済的な諸問題について,経済政策ならびに計画経済システム論の変化を軸に整理しておくことにしよう。

（１）紆余曲折の 1950 年代

1950 年代は,東ドイツが社会主義建設というドイツが歴史的に経験したことのない課題に直面し,ヴァルター・ウルブリヒト（Walter Ulbricht）[1]を頂点とする党・政府の政策が大きく揺れ動いた時代であった。

ウルブリヒトは,彼の仲間たち（ウルブリヒト・グループ Gruppe Ulbricht）[2]とともに,ドイツの敗戦後に亡命先のソ連からソ連占領地域に帰還し SMAD の占領政策に協力した。その頃から「スターリンの死」に至るまでの間,ウルブリヒトは,ドイツ社会主義統一党内で頭角をあらわし,東ドイツ建国の翌年の 50 年には SED 総書記（53 年から 71 年は第一書記と呼称）に就任した。また,51 年には閣僚評議会副議長（副首相）となり,ピーク（大統領）やグローテヴォール（閣僚評議会議長＝首相）らとともに,主要な生産手段の公有化と計画経済の導入を柱とするソ連型の社会主義建設を強力に主張した。

この路線は,西側占領地域をも含む全ドイツへの影響力行使を狙った占領当初のソ連の思惑とはズレがあったものの,冷戦の深化とともに,スターリン政権も認めるものとなった。このことは,ウルブリヒトにとって,「ドイツにおける社会主義」の,いわば独自路線を推進するうえで好条件となった。

とはいえ,その始まりは混迷一色であった。先述の第一次五ヵ年計画（51～55 年）において,復興の隘路となっていた石炭・褐炭,冶金,化学などの素材型部門を重点とする傾斜配分的な投資政策が展開された。それは消費財生産へのしわ寄せとなって国民生活を圧迫し始めていた。また,朝鮮戦争勃発によってソ連政府から軍需物資の供給を要請されたことで,それには一層拍車がかかることとなった。

こうした工業の問題とならんで,農業においては急速な農業集団化が,農民の東ドイツからの逃亡を引き起していた（**第 3-1 表**）。さらに,反資本主義キャンペーンの一環で私的経営に不利な税制や原燃料・資材の配分がなされた結果,多くの商工業者が西側に逃亡してもいた。それは多数の私的経営が活動していた食品や衣料品などの消費財の生産（工業全体の３分の１以上）を直撃し,東ドイツの国民の生活水準にネガティブな影響を与えた。それればかりではなく,国有化や集団化を促進するためのさまざまな優遇策,生活必需品（食品をも含む）への価格補助政策は,東ドイツの財政を逼迫させた。政府はそれを乗り切るために増税をし,また国営商店の価格引上げで収入確保をはかろうとした。

第3-1表　西側への逃亡者の社会（職業）構成

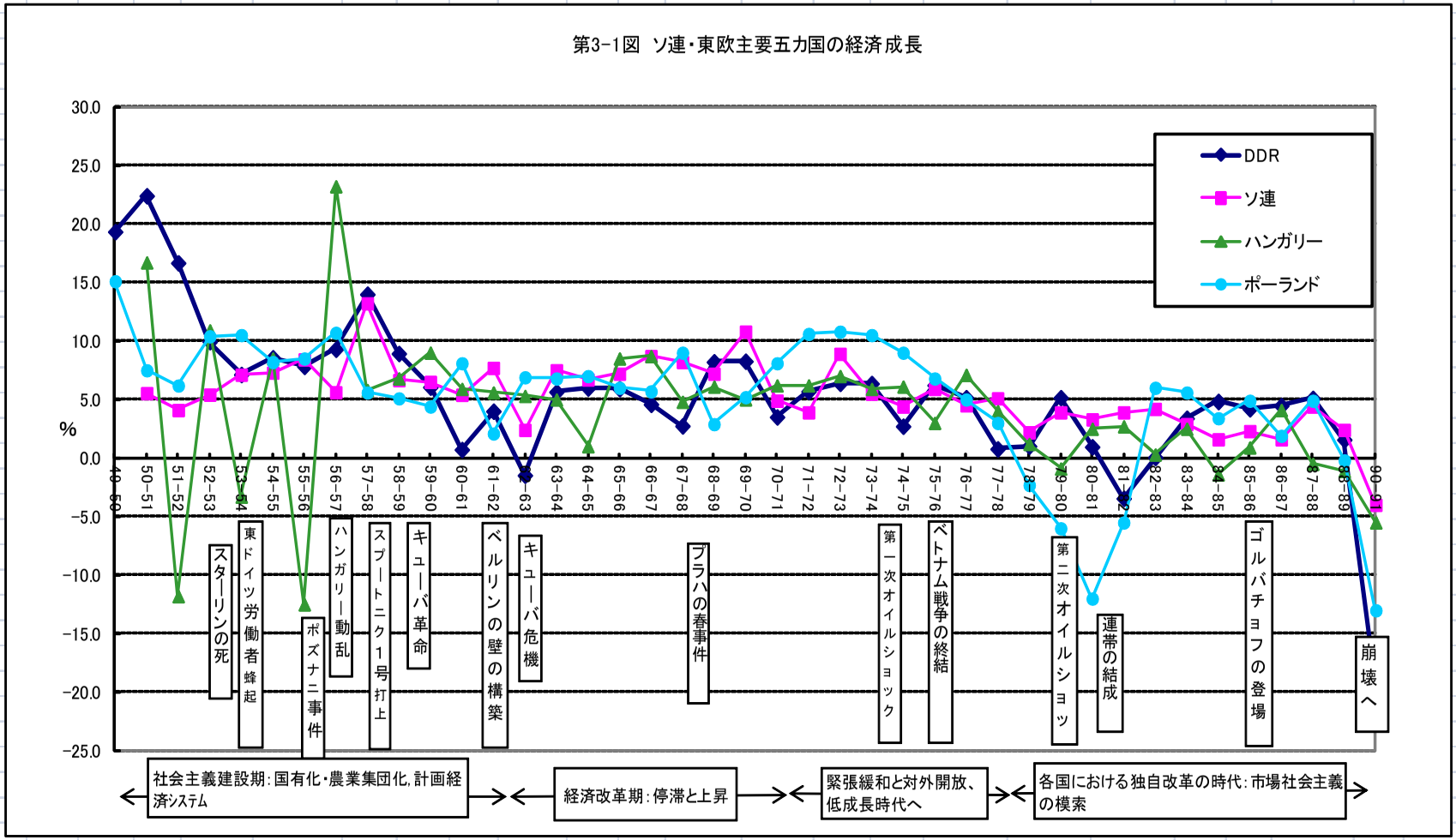
職業群	1952-59年		1960年		1961年		1962年		1963年		1964年		1965年	
農業（耕種、畜産）	130,730	(7.1)	14,695	(7.4)	9,368	(4.5)	668	(3.1)	577	(1.4)	512	(1.2)	429	(1.5)
工業・手工業	377,648	(20.5)	42,362	(21.3)	45,979	(22.2)	4,691	(22.0)	3,579	(8.4)	3,221	(7.7)	2,452	(8.3)
技術系労働者	35,625	(1.9)	5,255	(2.6)	6,218	(3.0)	463	(2.2)	399	(0.9)	316	(0.8)	283	(1.0)
商業・交通・運輸	218,069	(11.8)	23,501	(11.8)	24,566	(11.9)	1,946	(9.1)	1,560	(3.7)	1,428	(3.4)	1,264	(4.3)
家政、医療・衛生ｻｰﾋﾞｽ	92,881	(5.0)	9,625	(4.8)	10,079	(4.9)	915	(4.3)	815	(1.9)	834	(2.0)	650	(2.2)
行政・司法機関	57,097	(3.1)	6,938	(3.5)	7,082	(3.4)	478	(2.2)	148	(0.3)	152	(0.4)	129	(0.4)
文芸・芸術	30,208	(1.6)	3,787	(1.9)	4,138	(2.0)	334	(1.6)	217	(0.5)	202	(0.5)	155	(0.5)
職業不定	199,952	(10.9)	14,690	(7.4)	17,731	(8.6)	1,912	(9.0)	2,205	(5.2)	1,873	(4.5)	986	(3.3)
就業者小計	**1,142,210**	**62.0**	**120,853**	**60.7**	**125,161**	**60.5**	**11,407**	**53.4**	**9,500**	**22.3**	**8,538**	**20.4**	**6,348**	**21.5**
年金受給者	93,749	(5.1)	15,231	(7.6)	17,257	(8.3)	5,487	(25.7)	28,487	(66.7)	29,408	(70.2)	20,972	(71.0)
主婦	214,987	(11.7)	20,921	(10.5)	19,598	(9.5)	1,755	(8.2)	2,740	(6.4)	2,210	(5.3)	1,245	(4.2)
幼児、生徒	380,864	(20.7)	40,537	(20.4)	42,220	(20.4)	2,453	(11.5)	1,826	(4.3)	1,538	(3.7)	849	(2.9)
大学生	10,389	(0.6)	1,646	(0.8)	2,790	(1.3)	254	(1.2)	139	(0.3)	182	(0.4)	138	(0.5)
合計	**1,842,199**	**100.0**	**199,188**	**100.0**	**207,026**	**100.0**	**21,356**	**100.0**	**42,692**	**100.0**	**41,876**	**100.0**	**29,552**	**100.0**

知識人	1954-59年		1960年		1961年		1962年		1963年		1964年		1965年	
医者	2,422	(7.5)	688	(11.3)	762	(11.4)	76	(15.9)	33	(9.3)	47	(14.0)	40	(14.0)
歯医者・歯科技工士	928	(2.9)	296	(4.8)	250	(3.7)	21	(4.4)	18	(5.1)	12	(3.6)	10	(3.5)
獣医	190	(0.6)	79	(1.3)	63	(0.9)	12	(2.5)	7	(2.0)	4	(1.2)	2	(0.7)
薬剤師	631	(2.0)	171	(2.8)	193	(2.9)	23	(4.8)	35	(9.8)	27	(8.1)	16	(5.6)
裁判官・検察官	124	(0.4)	6	(0.1)	5	(0.1)	–	–	–	–	1	(0.3)	3	(1.0)
弁護士・公証人	608	(1.9)	50	(0.8)	40	(0.6)	6	(1.3)	4	(1.1)	7	(2.1)	7	(2.4)
大学教員	596	(1.8)	142	(2.3)	32	(0.5)	5	(1.0)	4	(1.1)	8	(2.4)	12	(4.2)
その他の教員	13,852	(43.0)	2,033	(33.3)	2,006	(30.0)	104	(21.8)	67	(18.8)	58	(17.3)	40	(14.0)
エンジニア・技術者	12,888	(40.0)	2,648	(43.3)	3,336	(49.9)	230	(48.2)	188	(52.8)	171	(51.0)	156	(54.5)
合計	**32,239**	**100.0**	**6,113**	**100.0**	**6,687**	**100.0**	**477**	**100.0**	**356**	**100.0**	**335**	**100.0**	**286**	**100.0**

資料：Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen(Hrsg.), *SBZ von A bis Z*, zehnte,überarbeitete und erweiterte Aufl., Bonn 1966、S.146.一部の計算ミスを修正した。

こうした消費生活の悪化が国民を直撃するなかで,実施途上にあった第一次五ヵ年計画の実現には労働生産性の向上と量産化が必至だった。しかし,そのために導入が決定された生産ノルマの 10 パーセント引き上げは労働者の強い反発を引き起こした。さらに,東ドイツの後ろ楯となっていたスターリンの死（1953 年 3 月 5 日）は,ソ連指導部内において SED の「社会主義建設」の路線を撤回させる議論を巻き起こし（ソ連副首相＝ドイツ問題担当のベリヤが主張）,ウルブリヒト政権は窮地に追い込まれてもいたのである[3]。建国,対ソ賠償の緩和,ソ連・東欧諸国との交易拡大などを背景に急上昇した経済成長率は,一転して急落した（**第 3-1 図**）。

第3-1図　ソ連・東欧主要五カ国の経済成長



注）MPS（Material Product System）方式にもとづく純生産物（Net Material Product：1950-70年）ないし生産国民所得（固定価格：東ドイツ85年、ソ連80年、ハンガリー81年、ポーランド84年）の動向。
それぞれの集計値は、各国の通貨ベースで算定されている。公式統計の信憑性の問題は残るが、計算値の動きと、表に示した政治的諸事象との関連性を見出すことできる。

資料：Economic Commission for Europe, *Economic Survey of Europe*, New York,1966(Chapter Ⅱ, p.2); 1992(p.220-221).

これに対して,SED 政治局は,1953 年 6 月 9 日に,消費財生産の増大,物価引下げ,農業集団化や私的経営の国有化の抑制,統一ドイツ論の維持など掲げた「新コース」（der Neue Kurs）を国民に発表した。しかし,それは蜂起の発生の歯止めにはならず,同年 6 月 15 日のベルリンの建設労働者のストライキ,デモを皮切りに,17 日には東ドイツの工業都市を中心に抗議行動が沸きおこり,一部では暴動も発生した。

事態の拡大と政治的急進化を恐れたソ連は非常事態宣言を発し,駐留軍の戦車の出動によって蜂起の威圧・鎮圧にあたった。また SED も,以前から台頭しつつあった党内改革派の反ウルブリヒト勢力（党機関紙編集長ルードルフ・ヘルンシュタット,国家保安省ヴィルヘルム・ツァイサー）の更迭・左遷によって事態の収拾に努め,労働者蜂起の直前に発表された「新コース」の継続を表明した。それにしたがって素材型部門の拡充の中断と消費財生産への投資拡大,食糧輸入の増加がなされた。また,先の「社会主義の建設」路線で軽視されてきた中小の私的経営への課税軽減や,人民所有経営内でのノルマ引下げと賃上げが行われた[4]。さらに,スターリン死後の権力闘争（マレンコフと対立）を経てソ連共産党の最高指導者となったニキータ・フルシチョフの援助も,ウルブリヒト政権の安定を後押しした。フルシチョフは,ソ連共産党指導部内に存在した東ドイツの社会主義建設に批判的な勢力を一掃するとともに,ウルブリヒト政権の支持を表明した。その後,すでに見てきたように,1953 年 8 月に対ソ賠償（残額）の実質的放棄（54 年から実施）が決定され,ソビエト株式会社の東ドイツ政府への返還,ルーブル建ての信用供与,食糧支援などが約束されたのである[5]。

上記の「新コース」の継続による投資配分に関する政策が変更されたことで,復興の基礎なるべき鉄鋼生産（銑・鋼・圧延のサイクル）は停滞し,燃料・エネルギーの不足に象徴される素材型部門の問題が深刻となった。それは,東ドイツの機械製造部門に波及し,東ドイツの労働生産性の低下を呼び起こし兼ねなかった[6]。また,労働力への西側へのさらなる流出は,東ドイツ経済の成長を阻害していた。1953 年だけで,それまでの最大の 33 万人以上が東ドイツを後にし,その後も年 20 万人以上の規模の逃亡が続き,ベルリンの壁構築までに約 230 万～240 万人が東ドイツから流出したのである（**前掲第 3-1 表**）。

第二次五ヵ年計画（1956～60 年）は,それらの問題に対処すべく発案された。とりわけ,「科学と技術」の重視,素材型工業及び機械工業への重点投資は,経済全体の生産性引き上げの要とされた。素材型部門については,褐炭・エネルギー生産プログラム,石油化学プログラム向けに投資が急増し[7],またそれらを支える機械部門への投資も,同五ヵ年計画が修正された 58 年頃から積極的に行われるようになった[8]。

この第二次五ヵ年計画期間のもう一つの特徴は,国有化と農業の集団化が再活発化したことである。「1953 年労働者蜂起のトラウマ」もあり,ウルブリヒト政権も慎重にこの政策を進めた。中小規模の私的経営の国有化にあたっては,段階的な対応がなされた。機械製造経営向けの部品･半製品の供給,修理・修繕サービスなどの分野,あるいは各種軽工業や食品工業において,私的経営は十分な実績をあげていた。その利点を将来に結び付けるべく,急激な

国有化ではなく,前章で見てきた国家参加経営という過渡的な形態（私的経営への国家の資本参加）が奨励されたのである[9]。

農業集団化についても,少なくとも 1958 年までは「自由意志」が認められ,東ドイツ出身の代表的東ドイツ経済史家であるアンドレ・シュタイナーが示すように,協同組合化された耕地は増加したものの,耕地全体の三分の一強に留まっていた（**第 3-2 表**）。強制的な側面は存在したが,それはまだ耕地面積の急増にまでは連動するものではなかった[10]。

第3-2表　農業生産協同組合に加入した農民の耕地の全耕地面積に占める割合
（各年とも、年度末の数値をもとに算定：%）

年	全耕地に占める協同組合の耕地の割合（%）	内訳 第Ⅰ型と第Ⅱ型の割合（%）	内訳 第Ⅲ型の割合（%）
1952	3.3	86.7	13.3
1953	11.6	41.3	58.7
1954	14.3	20.2	79.8
1955	19.7	10.0	90.0
1956	23.2	5.8	94.2
1957	25.2	5.3	94.7
1958	37.0	12.8	87.2
1959	43.5	12.7	87.3
1960	83.6	37.3	62.7
1961	84.4	34.9	65.1

第Ⅰ型	農地の供出によって形成された農業生産協同組合
第Ⅱ型	農地、農業機械の供出によって形成された農業生産協同組合
第Ⅲ型	農地、農業機械、家畜の供出によって形成された農業生産協同組合

出典：Steiner,André, *Von Plan zu Plan: Eine Wirtschaftsgeschichte der DDR* , München 2004, S.92.

ウルブリヒト政権の危機の時代に構想された「新コース」とは正反対に,生産力基盤の強化を第一義的とする第二次五ヵ年計画（1956-60 年：第一次五ヵ年計画の再現）が立てられるようになった背景には,可能な限り早く西ドイツの政治経済システムに対する優位性を証明し,東ドイツを統一ドイツの核としなければならない,という SED の基本的態度があった。そして,1953 年蜂起の経験への反省として,国有化や集団化に一定のブレーキをかけつつ,中小経営や個人農の持つ既存の能力を引き出し,それを上記の生産力基盤を補完するものとして位置づけたのである。

統一ドイツ構想を堅持しようとするウルブリヒト政権に対して,ソ連は相変わらず懐疑的であった。東西分断の固定化が進むなか,スターリン時代のドイツ再統一論は影を潜めるようになり,むしろ戦後賠償終了後の東ドイツを一つの主権国家としてコメコン分業体制＝社会主義経済体制に積極的に組み込む道が選択されはじめていたのである[11]。

両国の政治的思惑に温度差があったものの,1950 年代当時の東ドイツの経済にとって,ソ連からの原燃料の供給（さらには食糧・飼料供給）は不可欠であった。またソ連軍の駐留コストなど戦後処理に関わる負担の軽減も必要となっていた。他方で,ソ連は,コメコン域内における東ドイツの工業ポテンシャル,とりわけ機械工業への期待から,東ドイツの輸出力

強化に配慮しなければならなかった。東ドイツとソ連の経済関係は,前者の経済的要請に応えざるを得ないソ連と,その影響力のもとで独自の社会主義路線を一気に突き進むことのできない東ドイツとの関係としてウルブリヒト政権を規定することになった[12]。

第二次五ヵ年計画始動後の 1956 年から 58 年までの間,東ドイツの経済成長率には上昇・回復の兆しが見られるようになった（**前掲第 3-1 図参照**）[13]。この時期,西ドイツの経済成長に一時的な鈍化がみられたこともあり,ウルブリヒト政権は,58 年 7 月の SED 第 5 回大会において,野心的ともいえる「経済的主要課題（ökonomische Hauptaufgabe）」を発表した。それは,「重要な食品と消費財について,勤労人口一人当たりの消費を,1961 年までに西ドイツのそれに追いつき,さらには追い越す」というものであった[14]。この「主要課題」の実現のためには,生産費の削減と労働生産性の向上に向けた加工組立型部門での投資拡大が必要だった。また,それを基礎に軽工業や食品などの消費財部門での生産増が追求されねばならなかった。

「経済的主要課題」の発表から 1960 年初めまで,ソ連からの原・燃料の供給[15]に支えられながら素材型工業部門や機械工業部門を中心に投資拡大がなされ,それは工業生産高の増大につながっていた。しかし,早くも 60 年秋には,投資効率の低さが露呈し,経済成長の減速が明白となった。シュタイナーは,その理由の一つとして,政権担当者の「主観主義と無自覚」,ソフトな予算制下の過剰な投資にある,としている[16]。それらは,結局のところ,根拠のない経済計画の策定や投資の不均衡（素材型部門への偏向投資,主要課題の一部とされた機械工業や消費財部門への過少投資）につながり,生産力基盤の刷新の障害となったのである。また,58 年に配給制が終了し,改善が期待されていた消費財生産の分野では,日用品・食品・耐久消費財などの数量・品質に対する需要が満たされないだけなく,その価格についても西ドイツのような量産化をベースとする価格低下がなく,それは国民の不満の温床となりつつあった[17]。60 年～61 年までに,「食肉,ソーセージ,バター,チーズ,靴,さまざまな繊維製品,洗剤」の不足が顕著となり,配給を余儀なくされる製品まで現れた。それは「50 年代末の状況に比べて,むしろ悪化した」ともいわれている。もはや,西ドイツを「追いつき,追い越す」という目標は破綻していたのである[18]。

農業の分野では,1958 年まで比較的穏やかに進められてきた農業集団化が,60 年に一気に加速化した（**前掲第 3-2 表**）。その背景には,集団化に期待されていた食糧増産が達成できなかったこと,なかでも生産協同組合の生産性が,個人農のそれよりも低かったにもかかわらず集団化促進に向けて生産協同組合に補助金が投入され続けたこと,などがあった[19]。ウルブリヒト政権は,58 年に発表した「主要課題」の達成のために,生産性の高い個人農の生産協同組合加入を半ば強制し,食糧生産の底上げを試みたのである[20]。それは東ドイツから西ドイツへの農民家族の逃亡が収まらない原因となった(**前掲第 3-1 表**)。

貿易,とりわけ西側諸国からの生産財の輸入については,東ドイツ工業にとって,原料・半製品の確保,さらには高度な生産技術の導入という点で,対ソ貿易とならんで重要であった。とくに,西ドイツとの交易は,1951 年のベルリン協定（その出発点は 49 年のフランクフルト協

定）で,ほぼ「国内交易」と同様の扱いをうけることとなったため,東ドイツは,支払い能力の問題は残るものの,他の社会主義諸国よりも外貨問題を気にせずに輸入をすることができていた。しかし,58 年末のフルシチョフ発言（ベルリンの非武装自由都市化）をめぐって起きた「ベルリン危機」,その後の西ドイツ政府による東西通商協定の破棄宣言によって,東ドイツは西ドイツからの生産財輸入に頼ることができなくなり,他の西側諸国から輸入せざるを得ない状況に追い込まれた。それは,コメコン域外の外貨建ての債務が増大することを意味したのである。

1950 年代末の経済政策とその結果生じた 60 年代初頭の国内経済の悪化は,過去 10 年間に東ドイツの約 20 万人規模の住民（経済のあらゆる分野の労働者,医師などの専門家,知識人とそれらの家族）が西側に「逃亡」したことに象徴されるようにウルブリヒト政権の正統性を大きく揺り動かすことになった。さらに,上記の東西対立の深化,その焦点となったベルリンにおいて東西間の「壁」が構築される背景となったのである。

（2）集権的計画経済システムの軌道修正

1956 年のスターリン批判以前は,集権的な計画策定と管理が,東ドイツの計画経済システムの基本であった。とくに,その中枢である国家計画委員会（1 名）と財務省（2 名）にはソ連から派遣されたアドヴァイザーが常駐し,東ドイツの戦後復興と経済の再編は,占領政策が終了したのちもソ連の指導下に置かれていた[21]。国家計画委員会に権限を集中させ,省庁・局・官房,経営長の責任をも制限しながら,官僚主義的な手法での計画の運営が行われていた。国家計画委員会が作成する生産計画（＝国家計画）は,主要なものだけでも約 850 項目（製品あるいは製品グループ）,省庁・局が策定する計画は約 2,500 項目に及んでいた,といわれている。これらの計画の作成過程は,単純な上意下達ではなかった。まずは計画委員会からの目標値と各種の情報が,各級の国家機関から個別の経営に至るまで提供され,各層（各級の管理組織）はそれを用いて独自の計画案を作成する。その案は,より上位の層にフィードバックされ,最終的に国家計画委員会での調整に付される。非常に複雑な調整・決定のシステムは,膨大な人材と時間の投入を必要とし,それが官僚主義的行動パターンとあいまって硬直化（柔軟な対応を困難に）する可能性があった。計画が綿密に作成されればされるほど,それは「非現実的」なものに変わる場合も少なくなかった,といわれている[22]。

集権的計画経済システムのさらなる特徴は,物量指標重視の管理原則を採用していたことであった。これは,固定価格制の問題点[23]とともに,コスト削減志向（＝利益極大化志向）の障害となっていた。原料・エネルギーの浪費もまた「生産増」となってしまう仕組みは,「ソフトな予算制約下の投資ドライブ」問題を抱える,極めて無駄の多いシステムになりかねなかったのである。

各経営の経済的インセンティブが生まれにくい,ということも,集権的システムの問題であった。1951 年～52 年にかけて経営間取引に契約システムを導入するため,その前提とし

て人民所有経営に経済計算制（独立採算）を導入することが定められたのは,利益獲得志向を高めようとする試みの一つであったはずであった。しかし,減価償却引当金,獲得した利益をほぼ全額国庫に納付しなければならない制度（1955 年まで）の下では,独自の投資戦略を展開できないことを意味した。また,皮肉なことに,形式的な独立採算制の下では,人民所有経営が赤字を出した場合であっても,そのつじつま合わせのために国庫補填が認められ,経営の自立性は有名無実化していた。

1953 年 3 月のスターリンの死,そして 6 月の労働者蜂起ののち,ソ連型の集権的計画経済システムの構築を進めてきたウルブリヒト政権は窮地に追い込まれていた。同政権は,政治的には,フルシチョフの支援もあって救われたが,国内的には十分な支持を得られていたわけではなかった。とくに,1956 年年 2 月末のソ連共産党第 20 回大会でのスターリン批判は,ウルブリヒト政権を大きく動揺させた。政治運営はもとより,計画経済システムの運営方法についても見直しが求められようになったからである。ウルブリヒト自身は,計画経済システムの改良に対して懐疑的であったものの,計画策定方法や官僚主義の実態について批判的点検を行うことを指示した[24]。計画経済システムのヒエラルキーのなかの,どの個所で,どのような分権化がなされるべきか,どの権限がどのレベルの管理階層に付与されるべきかが議論されたのである。

また,国家計画の対象となる製品の数を半減する,グロス勘定での計画作成と決算の見直す,といった改革も検討の俎上にのせられた。硬直的で,複雑な計画策定を簡素化する,資源の無駄を可能な限り排除する,といった改革が構想されたのである。

さらに,経営内の福利厚生に関わるファンドの利用について,従来は経営長の裁量に任されていた。それを,ボーナスや経営内福利厚生施設（保育園・幼稚園,休暇・保養施設,診療所,社員食堂,購買等々）の拡充に使えるように制度改革がなされつつあった。

こうした変化が見られた反面,ウルブリヒト政権は,徹底した分権化や,政治体制の民主化には,相変わらず距離をおいていた。例えば,1956 年のポーランドやハンガリーでの動乱の根拠は何か,といった挑発的な質問を,システム改革を求める経済理論家たちに向けるようなこともあった。

国家中央統計局長,国家計画委員会副委員長,閣僚評議会メンバーを歴任した経験を有する経済学者フリッツ・ベーレンス（Fritz Behrens：本名 Fridrich Franz Willi Behrens）は,計画を用いた経済管理（集権化モデル,分権化モデル）のための方法論を展開し,ドイツ科学アカデミー時代の弟子の一人であったアルネ・ベナリー（Arne Benary）とともに,労働者による「下からの自主管理」の必要を強調した[25]。計画経済そのものを否定していたのではなく,国家的管理機関の役割を,経済計画の目標と内容の提示や,それへの誘導に限定することを主張したのであった。これは,1960 年代の経済改革の内容の先取りとなる考え方であったが,この当時のウルブリヒト政権はそれを「修正主義」として一蹴した。

こうした党・政府の改革構想に対する姿勢は,農業政策の分野にも現れた。SED の幹部であったフレッド・エルスナー（Fred Oelßner）や農学者のクルト・フィーヴェーク（Kurt

Vieweg）は,農業集団化のスピードを緩めること,収益性が低く,補助金頼りになっている生産協同組合を解散すること,しばらくの間は個人農と生産協同組合の並存を維持すること,農政の中心を農業生産への経済的刺激を狙ったものにすること,などを提案した[26]。しかし,党・政府にとって,収益性は副次的なもので,むしろ農業における所有問題（集団化）は,政治の問題（公有化と権力・支配）である,という見解を示した。

この政策に異議を唱えたのは,経済学者や農学者だけではなかった。文学者,哲学者,法学者,歴史家からも,社会主義の改革を求める声があがった。SED 政治局内では,「知識人たちが,マルクス・レーニン主義に疑義を唱えている」と判断し,1957 年初頭には,先のベーレンスとベナリーに対して「修正主義者」の烙印が押された[27]。

さらに興味深い動きとしては,知識人たちの主張に同調する形で,工業労働者のなかで改革を求める声が出始めたことがあげられる。1956 年 11 月のハンガリー動乱などから危機感を感じたウルブリヒト政権は,すべての経営において労働者委員会（Arbeiterkomitee）を設置することを提案し,53 年蜂起の悪夢を払拭しようとした。同委員会には,経営スタッフを評価する機能,長期計画の策定,監督に参加する権利,労働賃金やノルマに対する発言権が与えられるはずであったが,東欧諸国での政治対立が強権発動によって収束するなか,57 年の秋にこの提案は撤回された[28]。頓挫はしたものの,こうした労働者の民主化要求に対するウルブリヒト政権の妥協は,60 年代の経済改革期にも再現されることになる。

以上みてきたように,従来の計画経済システムの分権化のみならず,政党システム,SED 内の民主化,思想の自由,緩やかな農業集団化といった「改革社会主義的発想」（シュタイナー）[29]は,この時期のウルブリヒト政権によって否定された。

とはいえ,従来のシステムがまったく見直されなかったわけではない。1957 年にソ連で行われた行政機構改革に呼応する形で,東ドイツでも 58 年に同様の再編が行われた。すでに見てきたように,部門別工業省は解体され,その権限と責任が国家計画委員会に集中した（**前掲第 2-4 図**）。他方で,より生産現場に近い次元に中間管理機関を置くという目的で,50 年代初頭に一度解体された人民所有経営連合が工業部門別に再度創設されることとなり,傘下に統合された経営体の活動の管理を行った。この時点の人民所有経営連合は,以前よりも多くの権限と責任を付与された行政的管理の出先機関として機能することになったが,その傘下経営の形式的独立性（法人格）は保持されることなった。また,このころの経営連合には法人格は付与されず,自身が経済計算の単位されることはなかった。

反対派の排除,システムの再編と並んで,ウルブリヒト政権が 1957～58 年頃から重視したのは,技術革新による生産力水準の引き上げであった。たとえば,1957 年には研究評議会（Forschungsrat der DDR）を設立し,とくに原子力,通信技術,電子（半導体）,航空機（ミサイルや宇宙計画をも含む）,軍事などの専門家・若手の研究を奨励した[30]。この科学技術重視の路線は,ベルリンの壁以降も堅持され,それはとくに 60 年代の投資政策に反映されていくことになる。SED 政治局内には新たに経済委員会（Wirtschaftskommission）が設置され,党内の若手のテクノクラートの一人であったエーリッヒ・アーペル（Erich　Apel）と,

労働組合と党の役員を歴任してきた 32 歳のギュンター・ミッターク（Günter　Mittag）が登用され,東ドイツの計画経済の運営,そしてのちの 60 年代経済改革の中核に据えられた[31]。

第 2 節　経済改革と工業管理システムの分権化

（1）「ベルリンの壁」の建設と経済改革の背景

1960 年代は,50 年代のウルブリヒト政権の政策が大きく転換した時代であった。いま一度 50 年代の特色を振り返ってみると,おおむね**第 3-3 表**のようにまとめることができよう。第一に,スターリン批判前までのウルブリヒトがイメージしていた社会主義経済のモデルは,いわゆる「管制高地（Kommandohöhe）」の国有化と農業集団化,そして計画経済の集権的管理を柱とするソ連型社会主義と呼ばれるものであった。

第二に,スターリンの死後,東欧の社会主義諸国の政権,そして SED や東ドイツ政権内において,国家的管理の分権化,あるいは労働者自主管理組織を軸とする見直し構想された。しかし,その改革運動は,国民の民主化要求と連動した途端に政治的・軍事的弾圧を受けることとなった。東欧（ポーランド,ハンガリー）では軍隊による「動乱」の鎮圧,東ドイツでは「反対派の排除」という形で収束した。のちの「経済改革のウルブリヒト」というイメージとは裏腹に,1950 年代には,むしろ彼の強権が際立っていた。SED の正統性,つまりは国内における政権基盤の不安性がその背後にあった。建国したとはいえ,東ドイツの正統性は,国民全体に浸透していたとは言い難く,53 年 6 月 17 日蜂起や大量の人口流出（建国の 49 年から 61 年 8 月 13 日まで約 270 万人）はその証左であった。

第三の特徴は,ドイツ統一に関して,ウルブリヒトが統一ドイツ論を主張していた点にある。全ドイツへの SED の影響力行使と社会主義の浸透という目標は,1949 年の東西ドイツの建国,50 年代半ば以降の政治・外交・軍事,そして国際分業上の分裂にもかかわらず,国際共産主義者ウルブリヒトの理想として掲げられ続けた。

他方で,ウルブリヒトに現実主義者の側面がなかったわけではない。それは,第四の特徴として,とくに経済政策の分野で直接的・間接的に現れてくる。政治の表舞台では東西ドイツは激しく対立し,ベルリンの壁の構築直前には,一時的に通商条約の破棄といった事態に陥ることもあった。しかし,生産財の輸入・技術の移入については,関税がからず,当座勘定での決済が可能であったスウィング取引が行われたことにより,ウルブリヒト政権は,ソ連・東欧各国が得られない恩恵を西ドイツから受けていた。

さらに,第五の特徴として,1950 年代のウルブリヒトは,ソ連を中心とするコメコン諸国との関係を深めていった。ただし,東ドイツの工業力は,敗戦後とはいえ,それらの国の水準を超えるものであり,コメコン域内貿易からの恩恵は鉱産資源や一部の農産物など限定的であった。

1950 年代のウルブリヒト政権の基本路線のうち,理念的・モデル論的な部分（**第 3-3 表の a と b**）は,東ドイツの経済情勢に対応して変化していった。そのきっかけとなったのは,50 年代の第四・四半期から 60 年代初頭までの成長率の鈍化と食糧事情の悪化であった。西ドイツとの体制間競争のなかで,東ドイツの政治経済的な正統性を内外に証明しようと,ウルブリヒトは,技術革新を基盤に重工業を発展させ,さらには国民 1 人当たりの消費を 61 年までに西ドイツに「追いつき,追いこす」ことを目標に掲げていた。しかし,その野心的な目標を達成しないまま,工業,農業をも含めて東ドイツ経済の成長率は 60 年から 61 年にかけて急落し,政府と SED の正統性は大きく揺さぶられることとなった。

第 3-3 表　1950 年代のウルブリヒト政権の特徴

	1950 年代前半（スターリン批判前）	1950 年代後半（スターリン批判後）
a.　社会主義経済のモデル	1）工業・銀行の国有化,商業,手工業,農業の集団化 2）計画経済システムの集権的管理。そのための大規模生産単位の創出。当初は人民所有経営連合,のちにそれを解体してコンビナートへ変更。 3）市場経済的要素の排除,部門・業種・製品別の物量計画による統制,固定価格制,国家投資など。	1）国有化や集団化のスピードの緩和 2）集権的管理システムのなかに中間管理機関としての人民所有経営連合を設置（分権化の端緒）。 コンビナートは副次的。 3)前半と基本的に変更なし。ただし,社会主義における商品貨幣関係,価格制度などに関する論争が始まった。
b.　経済改革への態度	分権化を否定。党内政治的にも改革派を排除。ただし,実際の政策運営における官僚主義や不効率は認識。	生産力引き上げのための方法を模索。経済分権派を一端排除するが,徐々に若手のテクノラートや政治局員を登用。
c.　ドイツ統一について	国内の社会主義勢力の優位を前提とする統一ドイツを構想	理想としての統一ドイツ論を堅持。 ただし,自国の足場固めへ。
d.　西ドイツとの関係	冷戦にもかかわらず西ドイツからの生産技術の移入に強い関心。	政治対立の陰で,外貨依存度の低い西ドイツとのスウィング取引に期待。
e.　ソ連との関係	スターリン時代はソ連の代弁者。	貿易を重視。経済改革をめぐっては,徐々にソ連との距離が拡大した。

資料：Steiner,　André, *Von Plan zu Plan: Eine Wirtschaftsgeschichte der DDR*, München 2004, S.83-122 の論述から作成。

1958 年の国家機関の再編の際に,素材型部門の成長を目指した第二次五ヶ年計画（1956-60 年）を中断し,素材型部門を技術的に支える加工組立型部門（工作機械,電機・電子）への投資拡大とそれによる生産性向上を目論んだ第一次七ヶ年計画（1959-65 年）も,初年度をのぞいていずれも低調に推移した。**第 3-4 表**からは当初の目標から徐々に年次目標

が下方修正されていたこと,それにもかかわらず実績が思うように上がっていなかったことがわかる。とくに,投資活動の実績は年次計画との開きが大きく,国民経済全体として利益があがらないために蓄積資金が不足になったり,財政資金や信用供与にも困難を抱えたりしている様子をうかがうことができる。また,労働生産性の停滞が潜在的に価格上昇圧力となったものの,価格メカニズムが働かない固定価格制度のもとでは,最終的に価格支援あるいは赤字補填のための国庫補助を追加検討しなければならなかった。

第3-4表　第一次七ヶ年計画(1959-65年)の主要指標の伸び率の推移

		1959年	1960年	1961年	1962年	1963年
工業総生産高	七ヶ年計画	10.5	9.9	9.4	8.8	9.2
	年次計画	11.5	10.2	7.2	6.2	6.2
	実績	13.1	8.1	6.0	6.1	4.3
人民所有セクター工業の労働生産性	七ヶ年計画	8.1	9.4	9.1	8.9	9.6
	年次計画	–	9.7	6.5	6.1	7.0
	実績	9.6	9.4	5.0	6.6	4.8
総投資	七ヶ年計画	19.7	14.5	11.5	8.8	8.3
	年次計画	19.8	14.7	8.9	7.1	7.4
	実績	15.3	9.5	1.4	1.9	2.5

資料:Steiner,André, *Die DDR-Wirtschaftsreform der sechziger Jahre: Konflikt zwischen Effizienz-und Machtkalkül*, Berlin 1999, S.40.

それには,さらに1960年の東西ドイツ通商協定の破棄[32]による西ドイツからの商品供給の中断,突如強行された農業における集団化（協同組合化）も加わり,資本財はもとより肉,ハム・ソーセージ,バター,チーズ,靴,洗剤などの消費財供給の不足が顕在化した。そうした経済的混乱が大量の共和国逃亡につながったことは,すでにみてきたとおりである。これ以上の人口流出をとめ,政治,経済,そし安全保障上の問題を解決するための緊急措置として,東ドイツ政府は,61年8月13日に東西ドイツ間の国境の閉鎖とベルリンの壁の構築を敢行した。

この壁の建設により,それまでの20万人規模が人口流出していた状況から,1962年には2万2,000人,63年4万3,000人,64年4万2,000人,65年3万人弱と,減少に歯止めがかけられるようになった（**前掲第2-19表**）。しかし,それによって東ドイツ経済の危機が解決されたわけではなかった。鉄道,電信電話,水道,電力などのインフラストラクチャの整備の遅れやそのための費用の増大は,経済再建の足枷となっていた。また,ウルブリヒト政権は,西側諸国からの輸入に依存しない経済の創出政策（「障害除去政策（Störfreimachung）」と呼ばれた）を展開したものの,それは老朽化した生産設備の刷新や新たな研究開発投資を要請することになった。また,コメコン諸国間の分業体制への依存は,とりわけ最大の輸出国であるソ連の工業規格への転換（DIN規格＝ドイツ工業品標準規格からGOST規格＝ソ連閣僚会議国家標準委員会規格へ）をも促進することとなり,そのための費用も増大した。西側からの依存脱却には,多くの費用がかかることは明白であった[33]。

対西側政策のみならず,ソ連との関係も危機克服の障害となっていた。壁構築の直前である1961年5月末のフルシチョフ・ウルブリヒト会談において,フルシチョフは,「東ドイツ経済は,ソ連の援助なしに発展しなければならない」ことを明言していた。東ドイツは,50

年代後半に開始した化学工業プログラムを推進すべくソ連から世界市場価格よりも安価な原燃料（石油・天然ガス等）を得ていたが,ウルブリヒト政権は,この発言を機に経済的自助自立のための政策を強化しなければならなくなったのである[34]。それは,水面下における東西の接近とソ連政府との関係悪化につながることになった。

第3-5表　ウルブリヒト時代の輸出入（実効価格）の動向

単位：100万外貨マルク（%）

年	輸出（FOB）	内訳 小計	コメコン諸国	うち、ソ連	途上国	西側工業国	うち、EC	その他の諸国
1949	1386.8	1386.1	896.1 (64.6)	557.1 (40.2)	3.6 (0.3)	486.4 (35.1)	-	0.7 (0.1)
1950	1705.3	1705.3	1162.9 (68.2)	645.4 (37.8)	11.5 (0.7)	530.9 (31.1)	-	0.0 (0.0)
1951	2993.3	2932.4	2301.3 (76.9)	1385.0 (46.3)	24.7 (0.8)	606.4 (20.3)	-	60.9 (2.0)
1952	3102.4	2950.1	2177.3 (70.2)	1286.5 (41.5)	51.1 (1.6)	721.7 (23.3)	-	152.3 (4.9)
1953	4063.5	3780.2	2920.4 (71.9)	1820.3 (44.8)	34.8 (0.9)	825.0 (20.3)	-	283.3 (7.0)
1954	5401.7	4939.6	3755.0 (69.5)	2464.2 (45.6)	90.1 (1.7)	1094.5 (20.3)	-	462.1 (8.6)
1955	5437.3	4981.0	3537.0 (65.1)	2194.9 (40.4)	175.0 (3.2)	1269.0 (23.3)	-	456.3 (8.4)
1956	5942.2	5374.3	3826.9 (64.4)	2391.2 (40.2)	203.4 (3.4)	1344.0 (22.6)	-	567.9 (9.6)
1957	7702.3	7155.3	5243.7 (68.1)	3400.8 (44.2)	307.9 (4.0)	1603.7 (20.8)	-	547.0 (7.1)
1958	8041.5	7319.9	5455.6 (67.8)	3553.0 (44.2)	326.1 (4.1)	1538.2 (19.1)	1065.1 (13.2)	721.6 (9.0)
1959	8994.0	8333.4	6281.9 (69.8)	3954.1 (44.0)	307.4 (3.4)	1744.1 (19.4)	1186.1 (13.2)	660.6 (7.3)
1960	9270.8	8632.1	6372.6 (68.7)	3883.6 (41.9)	390.2 (4.2)	1869.3 (20.2)	1259.3 (13.6)	638.7 (6.9)
1961	9581.9	9123.5	6699.7 (69.9)	3830.2 (40.0)	542.5 (5.7)	1881.3 (19.6)	1181.9 (12.3)	458.4 (4.8)
1962	9987.4	9608.2	7475.7 (74.9)	4589.7 (46.0)	378.3 (3.8)	1754.2 (17.6)	1095.9 (11.0)	379.2 (3.8)
1963	11394.6	10983.7	8591.9 (75.4)	5361.4 (47.1)	367.3 (3.2)	2024.5 (17.8)	1290.5 (11.3)	410.9 (3.6)
1964	12312.4	11804.1	9047.7 (73.5)	5811.2 (47.2)	449.5 (3.7)	2306.9 (18.7)	1443.0 (11.7)	508.3 (4.1)
1965	12892.9	12386.2	9139.4 (70.9)	5504.6 (42.7)	581.8 (4.5)	2665.0 (20.7)	1638.9 (12.7)	506.7 (3.9)
1966	13460.8	12709.5	9269.7 (68.9)	5361.1 (39.8)	711.9 (5.3)	2727.9 (20.3)	1715.8 (12.7)	751.3 (5.6)
1967	14515.2	13758.9	10159.5 (70.0)	5912.5 (40.7)	717.9 (4.9)	2881.5 (19.9)	1443.8 (9.9)	756.3 (5.2)
1968	15922.8	15104.0	11376.1 (71.4)	6582.7 (41.3)	682.7 (4.3)	3045.2 (19.1)	1981.2 (12.4)	818.8 (5.1)
1969	17443.0	16555.2	11853.8 (68.0)	6961.7 (39.9)	793.2 (4.5)	3908.2 (22.4)	2163.7 (12.4)	887.8 (5.1)
1970	19240.2	18225.6	13206.5 (68.6)	7314.9 (38.0)	807.2 (4.2)	4211.9 (21.9)	2733.1 (14.2)	1014.6 (5.3)
1971	21320.5	20206.1	14776.3 (69.3)	8138.6 (38.2)	934.8 (4.4)	4495.0 (21.1)	2956.7 (13.9)	1114.4 (5.2)

年	輸入（CIF）	内訳 小計	コメコン諸国	うち、ソ連	途上国	西側工業国	うち、EC	その他の諸国
1949	1315.2	1315.2	858.8 (65.3)	461.8 (35.1)	4.8 (0.4)	451.6 (34.3)	-	0.0 (0.0)
1950	1972.5	1972.5	1496.9 (75.9)	815.3 (41.3)	2.1 (0.1)	473.5 (24.0)	-	0.0 (0.0)
1951	2551.9	2463.2	1774.8 (69.5)	1141.7 (44.7)	35.9 (1.4)	652.5 (25.6)	-	88.7 (3.5)
1952	3245.6	3095.6	2286.3 (70.4)	1400.0 (43.1)	42.9 (1.3)	766.4 (23.6)	-	150.0 (4.6)
1953	4126.6	3883.6	2906.5 (70.4)	1925.1 (46.7)	23.5 (0.6)	953.6 (23.1)	-	243.0 (5.9)
1954	4618.8	4320.5	3109.9 (67.3)	1917.4 (41.5)	47.4 (1.0)	1163.2 (25.2)	-	298.3 (6.5)
1955	4952.0	4564.4	3113.1 (62.9)	1772.9 (35.8)	128.5 (2.6)	1322.8 (26.7)	-	387.6 (7.8)
1956	5619.9	5230.8	3667.6 (65.3)	2339.7 (41.6)	186.0 (3.3)	1377.2 (24.5)	-	389.1 (6.9)
1957	6864.1	6419.0	4443.3 (64.7)	3091.6 (45.0)	261.1 (3.8)	1714.6 (25.0)	-	445.1 (6.5)
1958	7153.0	6563.4	4476.0 (62.6)	2940.9 (41.1)	340.5 (4.8)	1746.9 (24.4)	1066.7 (14.9)	589.6 (8.2)
1959	8472.0	7826.7	5683.9 (67.1)	3882.8 (45.8)	318.6 (3.8)	1824.2 (21.5)	1199.4 (14.2)	645.3 (7.6)
1960	9216.6	8553.6	6124.5 (66.5)	4023.8 (43.7)	401.1 (4.4)	2028.0 (22.0)	1204.8 (13.1)	663.0 (7.2)
1961	9452.7	9124.0	6792.8 (71.9)	4496.7 (47.6)	370.1 (3.9)	1961.1 (20.7)	1226.5 (13.0)	328.7 (3.5)
1962	10111.2	9668.2	7575.2 (74.9)	5233.8 (51.8)	350.1 (3.5)	1742.9 (17.2)	1060.1 (10.5)	443.0 (4.4)
1963	9788.3	9336.8	7174.0 (73.3)	4925.8 (50.3)	363.5 (3.7)	1799.3 (18.4)	1086.7 (11.1)	451.5 (4.6)
1964	11061.2	10615.9	7852.4 (71.0)	5086.6 (46.0)	441.6 (4.0)	2321.9 (21.0)	1403.1 (12.7)	445.3 (4.0)
1965	11800.4	11215.4	8009.8 (67.9)	5061.1 (42.9)	524.3 (4.4)	2681.3 (22.7)	1576.0 (13.4)	585.0 (5.0)
1966	13503.0	12918.2	9103.4 (67.4)	5814.8 (43.1)	537.2 (4.0)	3277.6 (24.3)	2031.0 (15.0)	584.8 (4.3)
1967	13770.9	13156.9	9442.0 (68.6)	5954.3 (43.2)	558.8 (4.1)	3156.1 (22.9)	1876.4 (13.6)	614.0 (4.5)
1968	14249.8	13699.8	10193.7 (71.5)	6268.9 (44.0)	549.9 (3.9)	2956.2 (20.7)	1683.7 (11.8)	550.0 (3.9)
1969	17317.8	16776.2	12006.0 (69.3)	7326.0 (42.3)	649.5 (3.8)	4120.7 (23.8)	2463.3 (14.2)	541.6 (3.1)
1970	20357.2	19690.6	13452.3 (66.1)	8169.6 (40.1)	794.2 (3.9)	5444.1 (26.7)	2965.0 (14.6)	666.6 (3.3)
1971	20920.1	20177.7	13625.7 (65.1)	7954.3 (38.0)	779.5 (3.7)	5772.5 (27.6)	3244.9 (15.5)	742.4 (3.5)

コメコン諸国：ソ連、ポーランド、チェコスロバキア、ハンガリー、ブルガリア、アルバニア、キューバ、モンゴル、ヴェトナム
西側工業国：西側ヨーロッパ諸国、アメリカ合衆国、カナダ、日本、オーストラリア、ニュージーランド
発展途上国：西側工業国ならびにトルコ、キプロス、キューバ、モンゴル、ヴェトナム、中国、ラオス、北朝鮮を除くすべての国。
EC諸国：ベルギー、ルクセンブルク、フランス、イタリア、オランダ、西ドイツ、デンマーク、イギリス、ギリシア、スペイン、ポルトガル

資料：Staatliche Zentralverwaltung fuer Statistik, *Statistisches Jahrbuch der DDR*, 1977;1986(S.240) Berlin; Statistisches Bundesamt der DDR, *Statistisches Jahrbuch der DDR 1990*, Berlin 1990, S.277. DDR統計年鑑以外では、西ドイツ（西ベルリン）との貿易（商品交換）に関するデータが得られない（たとえば、UN, International Trade Statisticsなど）。

第 3-5 表は,東ドイツの輸出入の地域別の構成について見たものであるが,西側工業国（西ドイツを除く）との交易の割合は,62 年から徐々に増えていることがわかる。それに押し出される形で,コメコン諸国,とりわけソ連との交易の割合は,年を追うごとに停滞もしくは低下していた。

壁の建設を誘引したともいえる労働力不足の問題は,国境封鎖後もなかなか解決せず,危機の克服に向けて,働く女性への支援として手厚い出産・育児支援策が実施されたり,東側諸国からの「ガストアルバイター」の募集が行われたりした。また,ノルマ引上げと労働生産性向上運動を内容とする「生産総動員」（Produktionsaufgebot）政策が展開し,生産増が図られたものの,実質賃金は据え置きまたは削減され,農業不作による食糧不足と配給制の復活は,かつての労働者蜂起を再発させる可能性を孕んでいた。

保護主義的に西側諸国からの影響を遮断し,集権的管理システムの刷新にも躊躇していたウルブリヒト政権であったが,1962 年に壁構築後の危機打開のための信用供与の要請をソ連政府に行ったものの,それを断られたのち,意を決するように経済改革を始動することとなった。ウルブリヒトが壁によって守ろうとしたのは,自身が信奉する中央集権的な計画経済システムであったのだが,それを維持することはもはや自国の利益を損ないかねない,と判断された時点でシステムの改造に踏み切ることになったわけである[35]。

（2）新経済システムが構想したもの

経済改革の目的は,第一義的には「SED の権力維持」であった[36]。もちろん,そのためには経済政策が効果をあげ,国民生活が物質的・精神的に豊かになることが前提となる。ウルブリヒト政権には,経済改革の推進者として,気鋭の若手党政治局員であったエーリッヒ・アーペル（Erich Apel）と党中央委員会書記のギュンター・ミッターク（Günter Mittag）が登用された。また,ヘルベルト・ヴォルフ（Herbert Wolf）やヘルムート・コツィオレク（Helmut Koziolek）といった経済学者や,財政専門家のヴァルター・ハルプリッター（Walter Halbritter）,ヴォルフガング・ベルガー（Wolfgang Berger）,ヴェルナー・ヤロビンスキー（Werner Jarowinsky）,ゲルハルト・ジューラー（Gerhard Schürer）などが,改革の中心メンバーに据えられた。ただし,党中央委員会政治局や政権の内部には,改革を疑問視する経済官僚,たとえば国民経済評議会議長のアルフレッド・ノイマン（Alfred Neumann）や,財務大臣のヴィリー・ルンプフ(Willy Rumpf）などもいたことも事実である[37]。

上記の人々が立案に加わって作成された改革構想は,「計画策定と管理に関する新経済システムのための指針」（Richtlinie für das neue System der Planung und Leitung der Volkswirtschaft）（以下, 「指針」）[38]として,1963 年 1 月の SED 第六回大会で確認され,同年 7 月に閣僚評議会決定として公布・施行された。通常この「指針」は、東ドイツの「新

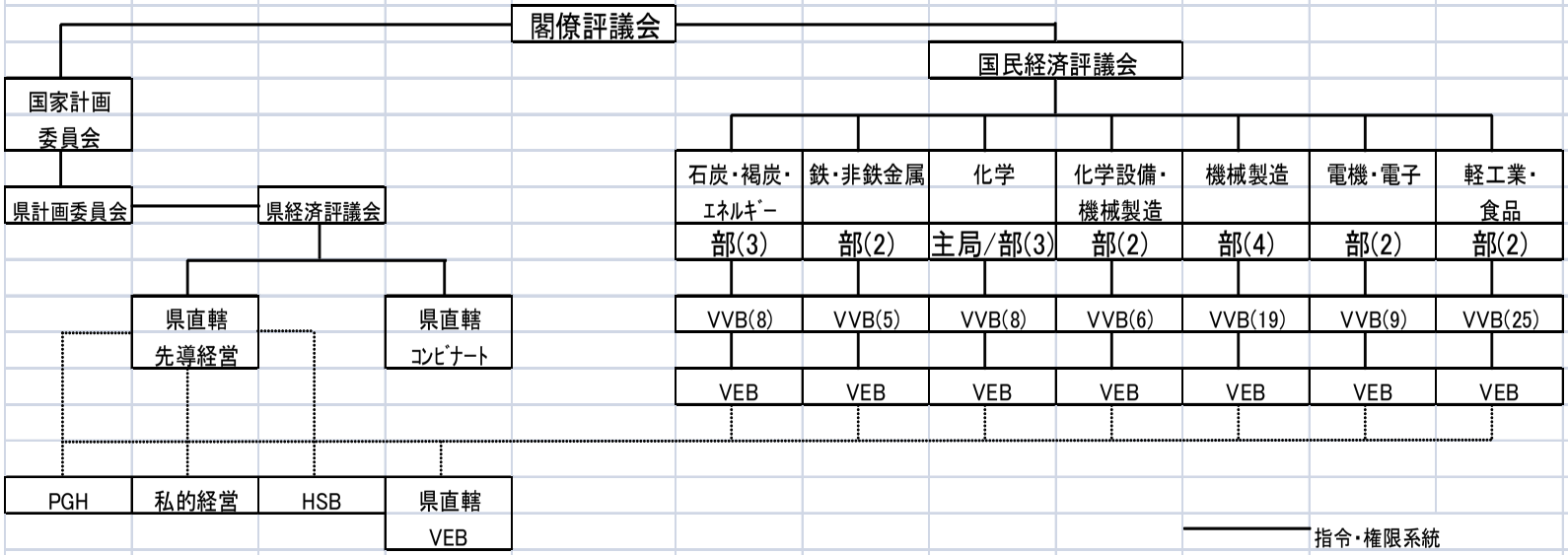
経済システム」（das Neue Ökonimische System:NÖS）」 あるいは「計画策定と管理の新経済システム das Neue Ökonimische System der Planung und Leitung= NÖSPL）」として知られている。

改革の第一の柱は,国家計画委員会に集中していた計画と管理に関する権限と責任を変更し,同委員会と新たに創設された国民経済評議会(der Volkswirtschaftsrat）とが分業する体制を構築することであった。前者は主として生産動向・需要予測に基づく計画策定に専門化し,後者には全国ならびに県単位での計画遂行のための管理活動（行政指導と監督・監査）を行う権限が集中した。この変更は,国家管理委員会の権限肥大化への対策として国家機構レベルで機能別の分業を試みたものであったが,工業管理の観点からは,国民経済評議会への権限の集中がなされた,と見ることもできよう。管理活動を効率的に進めるため，評議会内には 7 つの工業局(Industrieverwaltungen)が,さらにその下には業種を代表する 18 の部(Abteilungen)が設置され, それぞれが製品グループ別に編成された 80 の経営連合の管理を行った（**第 3-2 図**）[39]。

その際,より生産現場に近く,細やかな調整が必要とされる計画と管理に関する権限については,経営連合にも移譲されることとなった。これは,肥大化した国家機構への権限・責任の集中を是正しようとした管理制度改革とならんで,生産単位であり,また形式的とはいえ独立採算の単位でもあった経営サイドへの分権化として注目される動きであった。たとえば,労働生産性の向上，品質向上，原価引下げ等を促進するための研究・開発，投資計画，金融・財務などに関連する権限の一部は，経営連合に委譲された [40]。国家機関と生産活動を行う個々の経営の間に連合組織を創出し,それに中間管理機関としての権限と責任を配分したのである。それを前提に,連合の傘下経営には,コスト削減と利益の増大,自己金融に関する計画課題が要請されることとなった。それまでは,総生産高の増加や計画に根差した産業連関の均衡が計画と管理の目標とされてきたが,63 年以降は,経営連合やその傘下経営が,コスト,利益,賃金,価格などを基準に業績評価され,それが報奨や罰則とリンクする仕組みが作られたのである。それは,経営やその従業員の経済活動（生産,投資,イノベーションなど）にインセンティブを与え,それらを産業構造の高度化と労働生産性の増大に誘導しようとする試みであった。

第二に,「指針」では，工業管理の生産原則（Produktionsprinzip＝部門別・業種別原則）が強調された。この原則は,すでにソ連占領期から「生産の一層の集中，すなわち製品・製品グループの特化に基づく集中的生産」とともに,量産化に向けた製品規格化・標準化，生産能力の合理的な配分を意識した経営内あるいは経営間分業の編成を要請するものであった。「指針」は,その実現主体としての人民所有経営連合の役割を重視し,従来までの行政管理機関としての機能よりも,部門・業種あるいは共通の製品グループを代表する大規模な生産単位としての活動に期待していることを示した[41]。

第3-2図　1963年～65年の工業管理システムの基本構造 1)



1)国民経済評議会は、1965年まで閣僚評議会の付属機関として活動していたが、66年に解散、それ以後は国家計画委員会がその機能を兼務することになった。

＊図中の括弧内の数字は、各部の数、あるいは部・主局管理下のVVBの数。

VVB：人民所有経営連合

VEB：人民所有経営

PGH：手工業生産協同組合

HSB：国家参加経営（国が50%以下の出資をして設立された経営）

資料：Das Büro für Indstrie und Bauwesen beim Politbüro des Zentralkomitees der SED, *Das funktionelle Wirken der Bestandteile des Neuen Ökonomischen Systems der Planung und Leitung der Volkswirtschaft*, Berlin 1964, S.22-23. なお、同書 S.22-23およびBundesministerium für innerdeutsche Beziehungen (Hrsg.), *DDR Handbuch*, 2. völlig überarbeitete und erweiterte Auflage, Köln 1979, S.181-182を参考に、加筆・修正した。

第三に,そうした経済主体としての経営連合とその傘下経営には,コスト削減と利益の増大,自己金融が要請されることとなった。それまでは,総生産高の増加と財務諸表のバランシングが計画と管理の目標とされていたが,「指針」においては,経営連合やその傘下経営が,コスト,利益,賃金,価格などを基準に業績評価される仕組みが作られたのである。経営やその従業員の経済活動（生産,投資,イノベーションなど）にインセンティブを与え,それらを産業構造の高度化と労働生産性の増大に誘導するための構想を,いわゆる「経済的梃杆」（ökonomischer Hebel）[42]の利用として「指針」は呈示したのである。より具体的には,固定設備資産・流動資産等の形成・使用に関わる金融・財務活動（銀行借入も含む）を，経営連合独自の責任で行うことが求められた。また，経営連合は,傘下経営の経済計算を最終的に決算・バランス化する責任を負うことになった。

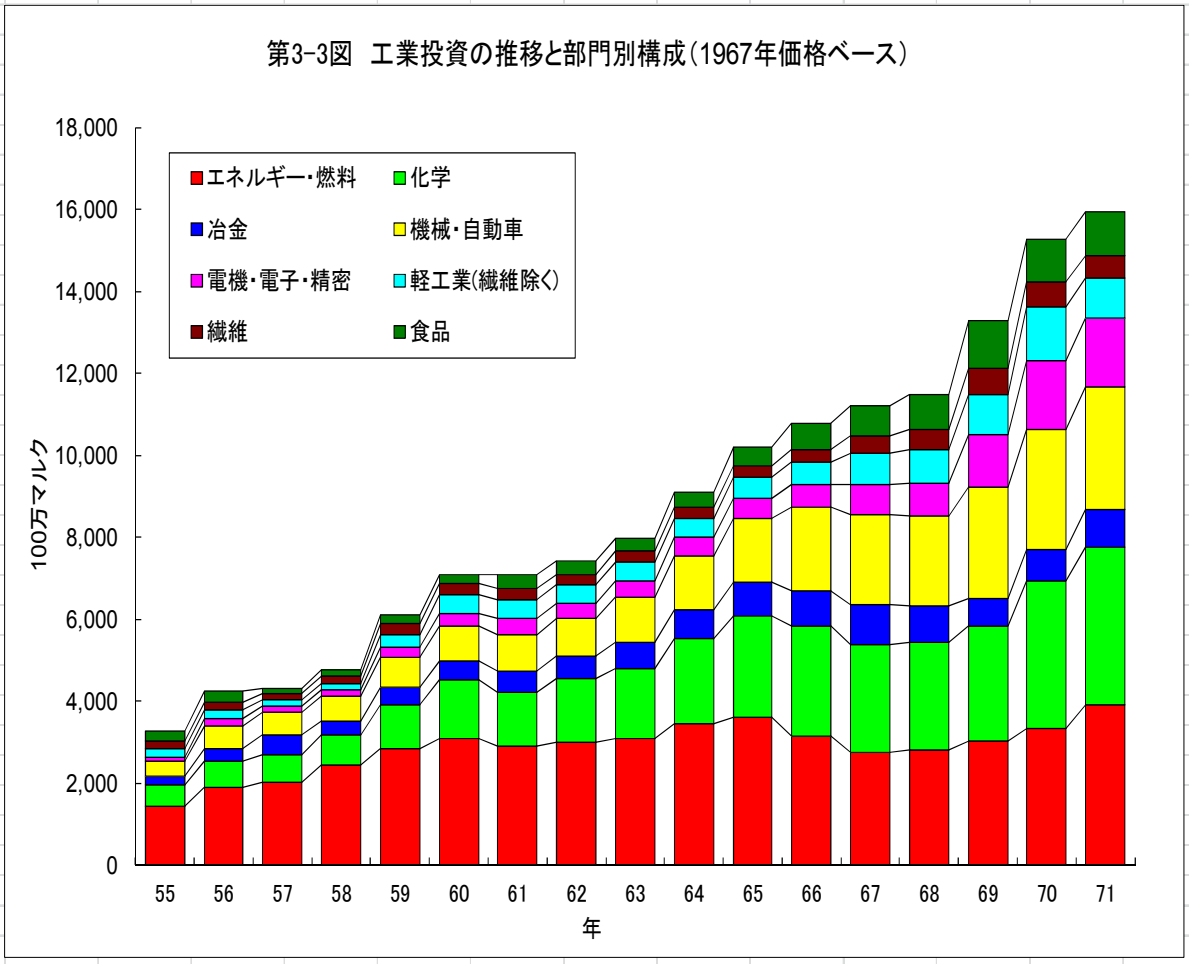
経営連合の意義が,1958 年の再設立時にも増して重視されるなか，60 年代前半の経済改革期には 50 年代のような中央直轄コンビナートの設立は見られなかった。「指針」は，既存のコンビナートを「必要に応じて」「人民所有経営連合の枠内（製品グループ別経営間協力関係：引用者）に組入れる」 [43]ことを指摘するに止どまり，コンビナートの新設は，「県直轄人民所有工業」，すなわち地方あるいは全国への消費財供給に関連する軽工業・食料品工業に限ってなされた[44]。このように，「指針」は，重点部門はもとより，他部門の経営についても経営連合を主導的機関とする工業管理の下に置いたのであり，また異部門・異業種間の分業を必要とする生産が行われる場合には，経営連合が組織する経営間協力の中にコンビナートを組込む，としたのである。50 年代に設立され,国家計画委員会・工業管理局の直接的管理下におかれていたコンビナートは,新しい管理構造の中間環に位置づけられた経営連合の管理下におかれることになった。

（3）システム改革の成果

新経済システムによる改革は,従来に比べて,経営サイドの自由裁量の幅を広げるものであった。価格の形成の分野においては,それまで一方的に中央国家レベルで決定されていた計画価格が廃止され,個々の経営あるいは経営連合から価格庁や国家計画委員会にあがってくる価格情報に基づいて工業製品価格が決まるようになった。市場原理を前提とする自由な価格形成ではなかったものの,以前よりも客観的にコストや利益が計算されるようになったことは確かである。1964 年から 67 年まで,原・燃料,半製品・中間品,完成品という順番で価格の見直しが行われ,以前よりも現実的な価格（コストを十分に反映させた価格）に近づけようとする試行錯誤が続けられた。多くの場合,価格の引上げ措置がなされ,それにより各経営の赤字を削減するとともに,政府からの価格支持補助金の支出を減らすことも改革の目的とされた[45]。

計画経済下において,いかにして経営や従業員のモティベーションを高めるかは,以前からの課題であった。経済改革は,計画達成指標の一つとして利益を設定し,そこに業績評価の基準を置くこと,さらにはそれを各経営独自の投資ファンドの形成に連動させることで経営側にインセンティブを与えようとした。また,従業員の生産性向上への動機づけをするために,計画の達成度にリンクした新たな賃金・報奨システムが導入された[46]。

こうした個別経営の行動に関わる制度改革とならんで,ウルブリヒト政権は,1964 年から,科学技術力上昇と産業高度化を目指した工業投資政策を展開した。その部門別構成は,**第 3-3 図**のとおりである。機械・自動車,電機・電子・精密機械部門への投資が増大していることからも分かるように,生産性の向上を技術的に支える部門への投資の重点化を読みとることができよう。また褐炭化学から石油化学への転換に向けた投資拡大がみられたことはいうまでもない。



資料:Baar,Lothar, Zur oekonomischen Strategie und Investutionsentwicklung in der Industrie der DDR in den funfziger und sechziger Jahren, in: *Jahrbuch fuer Wirtschaftsgeschichte*, Heft 2, 1983, S.18.なお、同論文中の55-59年のデータはDDR統計年鑑では確認することができないが、中央統計局の認可に基づき公表された。

また,壁以降に停滞・縮小していた西側諸国との輸出入や,東ドイツにとって有利な東西ドイツ交易（der innerdeutsche Handel）も,この時期に回復した（**第 3-6 表**）。これらの試みは,壁構築を前後して低迷していた経済成長の回復と安定化をもたらした。

第3-6表　東西ドイツ間交易の推移

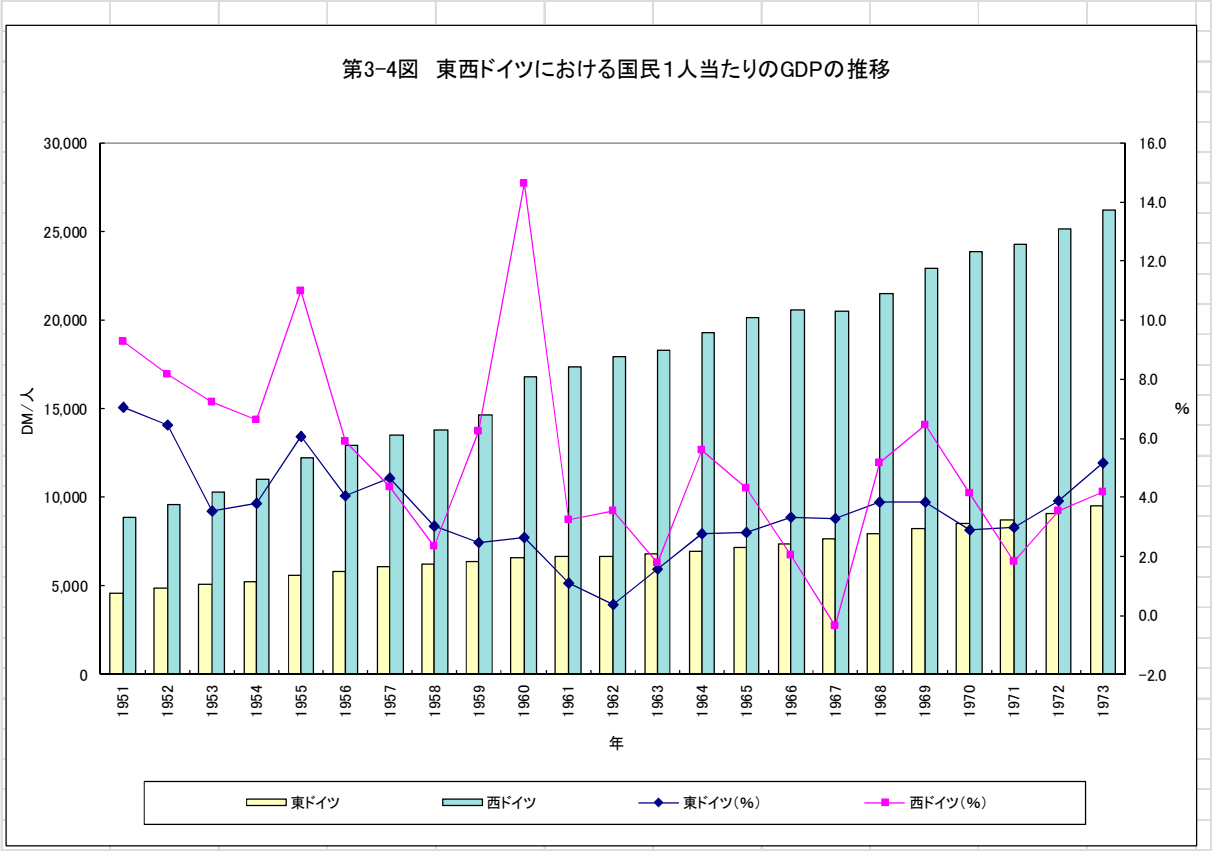
	東ドイツへの移出(100万DM)	東ドイツからの移入(100万DM)	交易収支 (100万DM)	交易総額 (100万DM)	交易総額の伸び:48年=100
1948年	155.0	124.1	30.9	279.1	100.0
1949年	221.7	205.8	15.9	427.5	143.0
1950年	330.0	414.6	−84.6	744.6	212.9
1951年	141.4	145.3	−3.9	286.7	91.2
1952年	178.5	220.3	−41.8	398.8	115.2
1953年	271.3	306.9	−35.6	578.2	175.0
1954年	454.5	449.7	4.8	904.2	293.2
1955年	562.6	587.9	−25.3	1150.5	363.0
1956年	699.2	653.5	45.7	1352.7	484.7
1957年	845.9	817.3	28.6	1663.2	595.9
1958年	800.4	858.2	−57.8	1658.6	594.3
1959年	1078.6	891.7	186.9	1970.3	705.9
1960年	959.5	1122.5	−163.0	2082.0	746.0
1961年	872.9	940.9	−68.0	1813.8	649.9
1962年	852.7	914.4	−61.7	1767.1	633.1
1963年	859.6	1022.3	−162.7	1881.9	674.3
1964年	1151.0	1027.4	123.6	2178.4	780.5
1965年	1206.1	1260.4	−54.3	2466.5	883.7
1966年	1625.3	1345.4	279.9	2970.7	1064.4
1967年	1483.0	1263.9	219.1	2746.9	984.2
1968年	1422.2	1439.5	−17.3	2861.7	1025.3
1969年	2271.8	1656.3	615.5	3928.1	1407.4

＊表中の伸び率や成長率は、すべて対前年比。

資料：Maier, Harry/Maier,Siegrid , *Vom innerdeutschen Handel zur deutsch-deutschen Wirtschafts-und Währungsgemeinschaft*, Köln 1990, S.12; 1948年から50年までのデータは、Nakath, Detlef , Zur politischen Bedeutung des Innerdeutschen Handels in der Nachkriegszeit(1948/49-1960), in: Buchheim,Christoph (Hrsg.), *Wirtschaftliche Folgelasten des Krieges in der SBZ/DDR*, Baden-Baden 1995, S.226

重点投資が行われた背景には,対ソ依存からの漸次的脱却,という政権の目論見があった。1962 年にソ連政府が東ドイツへの信用供与を拒否したことを皮切りに,60 年代半ば以降には科学技術の分野での協力にも消極的となったために,東ドイツが自前の技術基盤を創出しなければならなくなったことがその背景にあった[47]。

社会的に多くのネガティブな影響を残しつつも,1962 年から 63 年にかけて構想された経済改革は,ベルリンの壁建設後に低落した経済成長を回復させるのに一定の効果をあげることができた。一人当たり GDP も増大し,東ドイツの住民の生活水準には,西ドイツとの格差はあったとはいえ緩やかに改善の兆しが見えていた。1960 年から 62 年まで年 1%以下で停滞していた同指標は,63 年以降に息を吹き返し 65 年には年 3%～4%台で増加するようになった（**第 3-4 図**）。



資料：Merkel,Wilma/Wahl,Stefanie, *Das geplünderte Deutschland. Die wirtschaftliche Entwicklung im östlichen Teil Deutschlands von 1949 bis 1989*, Bonn 1991, S.52.
Statistisches Amt der DDR(Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR 1990*, Berlin 1990, S.64; Statistisches Bundesamt(Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch fur die BRD*, Wiesbaden 1988, S.64; Statistisches Bundesamt(Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch fur das vereinte Deutschland*, Wiesbaden 1991, S.70.

食料の消費に関しては,農業集団化とその後の生産の停滞のために,長らく供給不足が続いていたが,1960 年代後半に入ると,Goldbroiler（金のブロイラー）や Gastmahl des Meeres（海の饗宴）という名称のファストフードおよび魚料理のチェーン店が登場するようになり,国民の食の幅が広がった[48]。

工業製品については,耐久消費財の普及率（**第 3-7 表**）が上昇したこと,自動車の保有率は 1960 年の 3.2%から 70 年の 15.6%に,テレビの保有率は 18.5%から 73.6%に,冷蔵庫と洗濯機は約 6%から 54～56%に上昇したことが確認できる[49]。さらに,消費財工業製品については,高級食品店（Delikat）,高級ファッションブティック（Exquisit）が登場し,消費者のさまざまな嗜好に対応しようとする動きがみられるようになった。

第 3-7 表　耐久消費財の普及率の変化（100 世帯当たりの保有台数）

	1960 年	1965 年	1970 年
自動車	3.2	8.2	15.6
テレビ	18.5	53.7	73.6
冷蔵庫	6.1	25.9	56.4
洗濯機	6.2	27.7	53.6

資料：Steiner, André, *Von Plan zu Plan: Eine Wirtschaftsgeschichte der DDR*, München 2004, S.157.

上記の消費財消費以外の生活水準の向上を示す指標として,労働時間についても改善がみられたことも指摘されねばならない。1967 年には週 45 時間から 43.5 時間に短縮され,さらにこの年の 9 月から週 5 日制も導入された。このほか,最低賃金は 220 マルクから 300 マルクに引き上げられ,子どもの扶養手当も増額された。また,年金受給額も増えることとなった。

第 3 節　改革への抵抗と部分修正

（1）改革の見直し

経済改革の開始宣言は,社会に一定の開放感を生みだしたといわれる。知識人・文化人は,改革を自分たちの生活の新しい「出発」ととらえていた。労働者たちは,市場経済的要素の導入が,自分たちの労働条件の悪化（たとえば,賃金引下げや解雇）につながることを恐れていたものの,自らの成果が目に見える形で賃上げにつながる可能性があることについては歓迎していた[50]。

経済改革の開始以後の東ドイツ経済の安定化と成長は,壁の建設以後の SED 政権に対する国民の信頼を徐々に回復させた。それは,先述のように,社会の開放的な空気を呼び起こし,クリスタ・ヴォルフ,ハイナー・ミュラー,ロベルト・ハーヴェマンといった小説家,劇作家,学者などのインテリ層の活動が高揚することにつながった[51]。

しかし,こうした状況は,はやくも 1965 年の秋口から転換し始めた。その背景には,ソ連の政権交代があった。64 年 9 月のフルシチョフの失脚ののち,レオニード・ブレジネフがソ連共産党第一書記に,ニコライ・ポドグルヌイが最高会議幹部会議長に,そしてアレクセイ・ニコラエビッチ・コスイギンが首相に就任し,ソ連も経済改革の時代に突入するかにみえた。しかし,トロイカ体制と呼ばれたこのソ連の政権は,フルシチョフ時代に弛緩した党の影響力の回復に向けて,政治的な再集権化を進めた。このことは,経済改革による分権化や経営の自立化,政治・社会・文化の自由化を疑問視していた反ウルブリヒト派の勢いを助長することになった。

この時期,1963 年に始動した東ドイツの長期経済計画は下方修正を求められていた。ソ連政府が長期貿易交渉において原料や燃料供給の削減を呈示したことが,その背後にあった[52]。それらの調達は,東ドイツにとって死活問題であったため,このソ連の措置は経済改革にブレーキをかけるものとなった。**前掲第 3-5 表**にも見られたように,フルシチョフ退陣以後,東ドイツのソ連との輸出入は縮小し,代わりに西側諸国との貿易が増えていたのである。比率的には減少しつつも,徐々に金額を増やしていたのは,ソ連以外のコメコン諸国であった。とはいえ,すでに大戦前から存在していた東欧諸国の生産力格差は域内分業の足枷となり,改革にネガティブに作用した。

この頃,経済改革に伴う政治・社会の自由化に逆行する動きもみられるようになった。1965 年 12 月の第 11 回 SED 中央委員会総会では,ウルブリヒトの経済改革に懐疑的であった中央委員たち（エーリヒ・ホーネッカーをも含む）により,反社会的＝反社会主義の烙印を押された芸術家や知識人の皆伐（Kahlschlag）が宣言され,先のミュラーやハーヴェマンらへの弾圧がなされた。

ソ連や国内の反対派に譲歩する形で,経済改革の当初の施策や目標は大幅に修正された。上記の党中央委員会総会では,新経済システムはその「第二段階」に入る,と表明されたのであるが,結果的に工業管理システムの分権化路線は後退することになったのである。そして 1967 年 4 月に開かれた SED 第七回大会では,それまでの NÖS 構想に代わるものとして「社会主義の経済システム（Ökonomisches System des Sozialismus=ÖSS）」と呼ばれる新しい改革構想が打ち出された。

その第一の柱は,これまでの「主導的部門（führende Zweige）」から国民経済の生産性向上に寄与すると考えられた「構造規定的部門（strukturbestimmende Zweige）」に資金や労働力を集中的に配分することにあった。後者は,第二次七ヶ年計画（1964-70 年）が,ソ連の長期計画の変更との関連で 1965 年に中断したのちに策定された長期展望計画（Perspektivplan:第三次五ヶ年計画 1966-70 年）で初めて登場したものである。同部門には,電機・電子,光学・精密機械,工作機械,重機,石油化学が指定され,それらへの重点投資が工業部門構造政策の中心にすえられた。この産業高度化と生産力引き上げを目指した動きは 63 年時点よりも強調されたことは,先の**前掲第 3-3 図**でみた投資動向からも確認できる。気になるのは,ソ連占領時代以来の供給のネックであったエネルギー・燃料部門と冶金部門が重点投資の項目から外され,また実際に投資額自体も縮小されたことであった。それは,その後の東ドイツの生産力基盤の脆弱さを助長する政策になりかねなかった。

（2）工業管理システム改革の修正と妥協

1960 年代後半には,こうした産業構造政策とならんで,改造したばかりの工業管理システムの見直しがなされた。SED 第 11 回中央委員会総会（1965 年 12 月）は，第一段階（「指針」による改革提起）が，「計画策定・管理の新経済制度の適切さ」を証明し，「一連の行政的要素を克服した」と評価したものの，計画の策定・運営には未解決の課題が残されていることを強調した[53] 。その課題とは，経済管理機関の重層構造の「簡素化」と国家管理機関と経営連合の権限・機能をより「明確に区別」する,というものであった[54]。

問題克服の第一の試みは，国家計画委員会から独立した形で人民所有経営連合とその傘下経営の管理の頂点に設置された国民経済評議会の解体（1966 年 6 月）と，それに伴う 7 つの工業省（化学，重機械・設備製造，鉱業・冶金・カリ，加工機械・車両製造，電機・電子，軽工業，県直轄工業・食品）の創設であった。この措置により，計画の策定主体（国家計画委員会）と実行主体（国民経済評議会）の分離による後者の発言力の相対的増大,と

いう先の「63 年指針」の狙いは反古にされた。他方で,上級機関の指令にもとづき経営連合の行政的管理に直接携わってきた工業局や工業部は廃止され,より独立性が高く,権限の大きい 7 工業省が創設されることになった。換言すれば,この軌道修正は,管理のピラミッドの頂点に再び国家計画委員会をすえることで指揮・命令のラインを一本化して集権的管理を強化する側面と,新設される工業省への権限付与により,部門・業種ごとに特殊な,より生産の実情に近い管理体制へ移行するという,いわば分権的な側面を有していたといえよう。

上記の変更に加えて SED 第 7 回大会（1967 年）以降には，経営連合の見直し，コンビナートの新設に関する議論が浮上した。それは，先にみてきた「構造規定的部門」,すなわち科学技術進歩の生産への応用，生産の機械化・自動化，製品多角化に関わる電機・電子，精密機器，工作機械，重機械・設備，石油化学における組織改革を誘因するものであった。それぞれの部門の最終製品の生産を担う経営は，品種的にも多岐に及ぶ大量の中間品・部品供給を必要としたと同時に，国内外での販売・輸出需要に対応するための製品多角化に対応する必要があった。そして，それは，既存あるいは新設される工場・事業所を効果的に編成する必要性を生んだのである。

この変化を背景に，1967 年には「構造規定的部門」の一部の経営連合において傘下経営が解体され,それを前提に実験的にコンビナートが設立された。光学機器製造コンビナート Carl Zeiss Jena（エルフルト県エルフルト), 時計製造コンビナート Ruhla（ベルリン）, 非鉄金属部品製造工場（ハレ県ヘテシュテット）ならびにケーブル製造工場”Wilhelm Pieck”（ベルリン・オーヴァーシュプレー）がそれであった。1968 年にはその成果を受けて，「人民所有コンビナートの設立とその法律的地位に関する閣僚評議会令」（以下,1968 年コンビナート令）が公布され，初めてコンビナート設立が法制化された[55]。同閣僚評議会令が発効した 1969 年から 71 年までに部門別工業省管轄下[56]の 37 コンビナートが新設された（**第 3-8 表**）[57]。これらのうち,褐炭・エネルギー工業省,鉱山・冶金・カリ工業省,化学工業省のコンビナートは,前述した 1651 年から 61 年までに設立され,管理当局の再編や追加統合によって新たに再編されたものであった。褐炭・エネルギー工業省所轄の褐炭ガス製造コンビナート”Schwarze Pumpe”は,1958 年の設立時の編成を踏襲していた。鉱山・冶金・カリ工業省管轄下の東部鉄鋼コンビナート”Herman Matern”（1951 年設立）は,1950 年代は単一経営に複数の非独立の工場・事業所を有していたが,60 年代末にはアイゼンヒュッテンシュタットの製鋼所を主力経営（本部）と,工場・事業所への法人格付与を前提とする傘下経営の再編・統合が行われた。カリ鉱山部門においては,59 年に二つのコンビナート間の統合によって形成されたヴェルラ・カリ鉱山コンビナートの事業所が,エルフルト県ゾンダースハウゼン（テューリンゲン）のカリ鉱山を主力経営（本部）とする分業体制のなかに再統合された。カール・マルクス・シュタット県フライベルク（ザクセン）では,61 年に設立された亜鉛・錫の採鉱場・精錬所の統合によって形成されていたコンビナートの再編がされた。53 年にハレ県ヘッテシュテット,マンスフェルト,ザンガースハウゼン（いずれもザクセン=アンハルト）へと広範囲に立地していた銅鉱山と精錬工場を母体に形成された 2 つのコン

ビナートは,67 年にマンスフェルト・コンビナート”Wilhelm Pieck“に再編・統合された。化学部門では,ハレ県ビッターフェルト,ゲルツァウ, ライプチヒ県ビョーレンの既存の化学コンビナートが相互に結合したり,新設の石油化学コンビナートと統合したりしていた。なお,ヴォルフェン写真工場,ロイナ工場,ブーナ工場については,ソビエト株式会社時代,ソ連からの返還以降を通じて,コンビナート的な事業所の編成を有していたが,60 年代末に「人民所有経営」としてではなく「中央直轄コンビナート」として扱われることになった。

第3-8表　1960年代後半から70年代前半までに設立された中央直轄コンビナート

	コンビナート名	本部所在地	管理形態	従業員規模	傘下経営	備考
褐炭・エネルギー省						
1	ガス・ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄSchwarze Pumpe	ｼｭｳﾞｧﾙﾂｪ･ﾌﾟﾝﾍﾟ	主力経営型	25,000	6	褐炭採掘・褐炭化学・ガス製造の結合
鉱山・冶金・カリ工業省						
2	鉄鋼ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄHermann Matern	ｱｲｾﾞﾝﾋｭｯﾃﾝｼｭﾀｯﾄ	主力経営型	20,000	6	ｱｲｾﾞﾝﾋｭｯﾃﾝｼｭﾀｯﾄ鉄鋼所を主力経営として再編
3	高級鋼・特殊鋼ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ﾌﾞﾗﾝﾃﾞﾝﾌﾞﾙｸ	主力経営型	32,000	6	Maxhütteとｳﾝﾀｰｳﾞｪﾚﾝﾎﾞﾙﾝ製鉄ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄと結合
4	鉛・鋼管ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ﾘｰｻ	主力経営型	33,000	5	
5	カリ採掘ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ｿﾞﾝﾀﾞｰｽﾊｳｾﾞﾝ	主力経営型	32,000	6	ｳﾞｪﾙﾗ・カリ・ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄを統合
6	鉱山・鉄鋼ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ Albert Funk	フライブルク	主力経営型	10,000	12	
7	ﾏﾝｽﾌｪﾙﾄ・ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ｱｲｽﾚｰﾍﾞﾝ	主力経営型	46,000	11	ﾍﾃｼｭﾃｯﾄのVVB「非鉄金属部品」の6傘下経営の統合
8	鉄鋼ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ハレ	主力経営型	4,500	8	
化学工業省						
9	繊維化学ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄWilhelm Pieck	ｼｭｳﾞｧﾙﾂｧ	主力経営型	29,000	10	
10	石油化学ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ﾋﾞｯﾀｰﾌｪﾙﾄ	主力経営型	32,000	–	ﾋﾞｯﾀｰﾌｪﾙﾄ電気化学ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄを主力経営とする
11	石油化学ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ｼｭｳﾞｪｰﾄ	主力経営型	30,000	12	ﾋﾞｭｰﾚﾝ化学ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄの再編
12	ｳﾞｫﾙﾌｪﾝ写真会社	ｳﾞｫﾙﾌｪﾝ	主力経営型	18,500	6	
13	ロイナ工場	ロイナ	単一経営型	30,000	1	東ドイツ最大のｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ
14	ブナ化学工場	シュコパウ	本社型	20,000	4	タール加工ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄが統合
電機・電子工業省						
15	電子ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄRobotron	ドレスデン	本社型	70,000	21	1978年に16と合併。主力経営型に移行
16	電子ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄZentronik	ショメルダ	–	–	–	
17	Carl Zeiss Jena	イエナ	本社型	44,000	17	
18	セラミック工場	ヘルムスドルフ	主力経営型	23,000	22	ﾃｭｰﾘﾝｹﾞﾝの窯業が母体
19	ケーブル製造ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ベルリン	主力経営型	17,000	13	Oberspreeの河畔に本社工場がある
20	電気機械製造ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ドレスデン	主力経営型	24,000	12	
21	蒸気機関車・化学工業設備製造	ﾍﾆﾝｸﾞｽﾄﾞﾙﾌ	主力経営型	13,000	–	社名にHans Beimlerの名前が冠されている
重機械・設備工業省						
22	重機械製造ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	マクデブルク	主力経営型	28,000	14	社名にErnst Thälmannの名前が冠されている
23	重機械製造ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	マクデブルク	主力経営型	15,000	4	社名にKarl Liebknechtの名前が冠されている
24	ポンプ・圧縮機製造ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ハレ	主力経営型	10,000	15	
25	計器・測定器ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	マクデブルク	主力経営型	6,700	–	
26	水圧・油圧装置ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ライプチヒ	主力経営型	15,500	–	
27	空調・冷凍技術ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ドレスデン	–	22,000	22	
28	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ加工機ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	K･マルクス・シュタット	–	–		1979年に31と合併
工作機械・加工機械工業省						
29	工作機械ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	K･マルクス・シュタット	主力経営型	25,000	18	社名にFritz Heckertの名前が冠されている
30	工作機械ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ベルリン	主力経営型	20,000	8	社名に7. Oktoberの名前が冠されている
31	素材加工技術ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	エルフルト	主力経営型	28,000	15	社名にHerbert Warnkeの名前が冠されている
32	作業機ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	シュマルカルデン	主力経営型	13,000	21	
33	時計ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ルーラ	–	–	6	1979年からエルフルト電子ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄの先導経営
34	印刷・グラフィックｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ライプチヒ	主力経営型	15,000	13	
35	医療・実験器機ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	–	主力経営型	10,000	14	
軽工業省						
36	繊維ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	コトブス	主力経営型	–	–	
ガラス・セラミック工業省						
37	テューリンギア・コンビナート	ゾンネブルク	–	–	5	

資料：Meltzer,Manfred/Scherzinger,Angela/Schwartau, Cord, Wird das Wirtschaftssystem der DDR durch vermehrte Kombinatsbildung effizienter?, in: Vierteljahrshefte zur Wirtschaftsforschung des DIW, Heft 4, 1979, S.388-389.なお、同資料では、35の医療・実験器機ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄは、一般工作機械・農業機械・輸送機工業省に分類されていたが、1972年までは工作機械・加工機工業省に所属していた。73年以降に、一般工作機械・農業機械・輸送機工業省に所属先をかえたとするのが正しい。備考については、Roesler, Jörg , Kombinate in der Geschichte der DDR. Von den ersten VVB bis zur durchgängigen Kombinatsbildung , in: *Jahrbuch für Geschichte*, Bd.31, 1984, S.253ff.参照。

上記のような「コンビナート」から「新しいコンビナート」への再編とならんで,ピーク時 80 の約 3 割に相当する数の経営連合が解体されたのちに設立されたコンビナートもあった。**上記第 3-8 表**から,鉱山・冶金・カリ部門では，この時点までにすべての経営連合が解体され 7 つの中央直轄コンビナートに改組されたことがわかる．化学部門では，褐炭・石油を素材とする化合原料，合繊素材，写真感光材料を製造する 6 つの中央直轄コンビナートが形成された．電機・電子部門では，情報処理・事務機器，光学精密機械，送電線・電話線，動力機，電子部品素材等を製造する 7 つの中央直轄コンビナートが設立された．

他方で,化学部門では農業化学,プラスチック・合成樹脂,医薬品,塗料・染料,軽化学の分野で,電機・電子部門では,合理化・発電設備,オートメーション設備,通信・測定機器,電子部品・真空技術,家電,ラジオ・テレビといった製品グループについて経営連合が存続した。機械工業の重機械・設備部門や工作機械・車両部門をはじめ，広義の軽工業部門（ガラス・窯業,食品をも含む）においても,経営連合が継続して製品グループの国家管理の中間環,そして水平的経営間分業の指導・監督を担っていた（**第 3-9 表**）。

第3-9表　1972年時点に存続していた人民所有経営連合

1.燃料・エネルギー部門	
1	VVB 石炭(ツビッカウ)
2	VVB 褐炭(ゼンフテンベルク)
3	VVB 発電所(コトブス)
4	VVB エネルギー供給(ベルリン)
2.鉱山・冶金・カリ部門	
1	なし
3.化学部門	
1	VVB 農業化学(ハレ)
2	VVB プラスチック・合成樹脂(ベルリン)
3	VVB 薬品工業(ベルリン)
4	VVB 塗料・染料(ベルリン)
5	VVB 軽化学(ベルリン)
6	VVB 化学工業設備建造(ライプチッヒ)
4.電機・電子部門	
1	VVB 合理化・発電設備建造(ベルリン)
2	VVB 自動化機器(ベルリン)
3	VVB　通信・測定機器(ライプチッヒ)
4	VVB 電機・電子部品／ 密閉技術(ベルリン)
5	VVB 家電(ベルリン)
6	VVB ラジオ・テレビ(ラーデベルク)
5.重機械・設備建造部門	
1	VVB 連動機・連結機建造(マクデブルク)
2	VVB 採炭設備・クレーン・運搬機(ライプチッヒ)
3	VVB 造船(ロストック0
4	VVB レール・車両製造(ベルリン)
5	VVB 建設・製材・製陶機械(ライプチッヒ)
6	VVB 発電設備建造(ベルリン)
7	VVB 鋳造設備建造(ライプチッヒ)
6.工作機械・車両部門	
1	VVB 食品加工機製造(ライプチッヒ)
2	VVB 紡織機製造(K.M.シュタット)
3	VVB ベアリング・規格製品(K.M.シュタット)
4	VVB 自動車製造(K.M.シュタット)
5	VVB 金物(K.M.シュタット)

7.軽工業部門	
1	VVB 綿製品(K.M.シュタット)
2	VVB 合繊(K.M.シュタット)
3	VVB ″ Deko ″(プラウエン)
4	VVB 羊毛・絹製品(メラーネ)
5	VVB メリヤス、靴下(K.M.シュタット)
6	VVB 被服(ベルリン)
7	VVB 皮革・人造皮革(ライプチッヒ)
8	VVB 皮革製品(ハレ)
9	VVB 靴(ヴァイセンフェルス)
10	VVB ベニヤ板・合板(ライプチッヒ)
11	VVB 楽器・工芸品(プラウエン)
12	VVB 玩具(ゾンネベルク)
13	VVB 家具(ドレスデン)
14	VVB 木材、木製工芸品
15	VVB パルプ・紙(ハイデナウ)
16	VVB 包装・梱包用材(ライプチッヒ)
8.ガラス・陶器部門	
1	VVB 特殊ガラス(イルメナウ)
2	VVB ガラス建材(ドレスデン)
3	VVB 家庭用ガラス(ヴァイスヴァッサー)
4	VVB 陶器(エルフルト)
5	VVB 耐熱ガラス・陶器(マイセン)
9.食品工業部門	
1	VVB サラダ油・マーガリン(マクデブルク)
2	VVB パン・菓子(ハレ)
3	VVB たばこ(ベルリン)
4	VVB 遠洋漁業(ロストック)

資料：Scherzinger, Angela, Konzentrationsreformen in der DDR-Industrie, in: *Vierteljahrshefte zur Wirtschaftsforschung des DIW*, Hefte 3, 1976, S.172.

なお,1950 年代に設立された中央直轄コンビナートは,他県に立地する経営との統合が制限される中で形成されたのだが，1968 年コンビナート令以後にその制限が撤廃され，地域的拡大を遂げながらその数を増やした[58]。

このようにコンビナート設立が再度注目される一方で，経営連合の見直しも構想されるようになった。経営連合においては，先の「生産原則」に規制され，他部門の経営との協力に際して，連合本部やその上位機関の意思決定を仰がねばならず，その編成・組織上の合理性・効率性が疑問視されるようになっていた。さらに，「構造規定的部門」が重視されたことにより，異部門・異業種間あるいは異なる生産段階の間の分業の必要性が高まり，経営統合の基準を同一部門・業種に限定することは現実的ではなくなっていた。そうした事情は，「経済組織の改善を通じて，従来に採用されていた経済組織の諸形態（人民所有経営連合など：引用者）よりも高い経済効果が達成されねばならない」（第 1 条第 2 項）という認識につながり，1969 年以後のコンビナート新設運動となって結実したのである。

ただし，ここで注意しなければならないのは，コンビナートへの統合の対象となった中小規模の経営が，経営連合の製品グループ別経営間協力によって育成されてきたことである。経営連合は，経営間の技術連関にもとづく分業を創出するという意味では問題点を有していたが，その同一部門・業種に限定した生産の集中・専門化は，個々の経営の生産能力の向上，格差解消に寄与したと考えられるからである。

その要請に応えるべく,コンビナートの中には 1968 年コンビナート令（第 7 条第 3 項）に沿って経営連合の管理下に置かれたものが多く，71 年には，全体で 120 のコンビナートのうち，83（約 7 割）がそうした経営連合傘下コンビナートであった（**第 3-10 表**）。

第3-10表　中央直轄コンビナートと経営連合傘下コンビナート(1971年1月1日時点)

工業省*	コンビナート数 部門別総数	工業省直轄ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	経営連合傘下ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	就業者数全体(工業省管轄下)に占める割合 コンビナート全体	工業省直轄コンビナート	経営連合傘下コンビナート	商品生産高(工業省管轄下)に占める割合 コンビナート全体	工業省直轄コンビナート	経営連合傘下コンビナート
基礎原料**	17	1	16	79.0	10.4	68.6	75.0	12.0	63.0
鉱山・冶金・カリ	7	7	0	93.6	93.6	0.0	98.0	98.0	0.0
化学	24	6	18	86.8	58.9	27.9	81.0	58.0	23.0
電機・電子	26	7	19	74.2	40.2	34.0	77.0	38.9	38.1
重機・設備	13	7	6	52.2	35.8	16.3	46.5	31.7	14.8
工作機械・車両	26	8	18	75.8	29.8	45.9	65.5	18.9	46.6
軽工業	5	1	4	12.9	3.6	9.4	14.1	3.2	10.9
県直轄工業・食品	2	-	2	26.2	0.0	26.2	6.7	-	6.7
合計	120	37	83	62.5	34.4	28.1	60.0	34.4	25.6

*　食品以外の県経済評議会所轄工業をのぞくすべての経営が対象。コンビナート以外には経営連合傘下経営が含まれる。生産協同組合、国家参加経営、私的経営は含まれない。

** 燃料・エネルギー工業

資料：Breuer, Rainer, Zum Prozess der Kombinatsbildung in der Industrie der DDR am Ende der sechziger Jahre, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, Teil 4, 1983, S.48-49.

それらは，とくに燃料・エネルギー，加工機・車両，電機・電子，化学（素材部門を除く）において意義を持った．燃料・エネルギーを除けば，これらの部門では経営数が多く，それらは少数の最終製品の生産に特化した中小経営である場合が多かった[59]．そのため，たとえば機械工業では，経営間の規模や生産性の格差，部品・資材供給の不足，製品多角化の遅れ，といった問題が生じ易かった．それらを解決するため，部門内の中小経営を育成・

大規模化する方策が二段階を設けて講じられた．第一段階においては，同一・類似製品（資材・部品を含む）を生産する複数の経営が比較的小規模なコンビナートに統合され，それはさらに過渡的に経営連合傘下に組み込まれたのである．

第二段階においては,「一つの経済単位における,さまざまな種類の製造工程の統合」が課題とされた。より具体的には,最終組立工程への部品製造工程の結合が求められたのである。67 年から 71 年まで,工作機械部門では,経営連合“工作機械”の解体・再編を通じて,3 つの工作機械コンビナート（**前掲第 3-8 表**）が設立されていた[60]。その際,東ドイツの工作機械部門の最大の部品・付属品供給者となっていた経営連合“工具・周辺装置・木材加工機製造”が解体され,その傘下経営の多くは各々のコンビナートの製品に対応した部品・付属品供給を強化するために統合された。また,3 つのコンビナートに統合されなかった経営の一部は,鉄・ブリキ・非鉄金属部門の経営,工具製造コンビナート（本部：ズール県シュマルカルデン）に再編された。

以上の事例にみられたように,第一段階においては,製品・技術の規格化・統一化,量産化の観点から工場が統合され,第二段階への移行に際しては,部品・半製品の調達にむけて工場が統合されたことがわかる。

鉱山・冶金・カリ,化学など,1950 年代からコンビナートが創設されていた部門とは異なり,この時点では就業者数および生産高の指標において燃料・エネルギー部門における連合傘下コンビナートの割合が高く,工作機械・車両部門（いずれの指標も当該部門の 45%および 47%）,電機・電子部門（34%および 38%）がそれに続いていた。工作機械・車両部門では,それぞれ食品加工機,紡績機,ベアリング・規格部品,自動車,金物に分類された経営連合が存続しており,それらの傘下にコンビナートが統合されていた（**前掲第 3-9 表**）。電機・電子部門においては,先にみた合理化設備・発電設備,通信・測定機器,オートメーション設備,電機・電子部品及び真空技術,家電,ラジオ・テレビに分類された経営連合の傘下に,のちに 70 年代のコンビナート設立の際に主力経営となるコンビナートが組み入れられていた。たとえば,1970 年には，経営連合“家電”の傘下には，5 つの家電コンビナート（家電，照明機器，車両用電気・電子機器，電池・蓄電池，レンズ・カメラ）と電気器具設計事務所が統合されていた[61]．化学部門においては,ベルリンに本部を置く 4 つの経営連合（プラスチック・合成樹脂加工,医薬品,塗料・染料,軽化学）が傘下に複数のコンビナートを有し,同部門の全コンビナートの就業者数の約 28%,生産高の 23%を占めていた。経営連合の意義は失われておらず,むしろ前述した中小経営の育成効果が期待されていたことが推測されよう。

コンビナートは，総数で 1967 年の 17 から 68 年の 35 へと増加したのち，68 年のコンビナート令が発効した 69 年から 70 年末までの間に経営連合傘下コンビナートを加えて 120 に急増した。また，それらの工業省所轄工業の総生産高に占める割合も，6%（1967 年),23%（1968 年),60%（1970 年)へと急速に高まった[62]。

このプロセスは，1960 年代半ばの産業構造の転換（「構造規定的部門」の重視）に沿って推進され，コンビナートは経営連合に代わる組織の可能性を示すようになった。また，

中央直轄コンビナートの設立と並んで，経営連合内部に比較的小規模のコンビナートが組込まれたことは，生産工程間の技術連関を重視する経営の編成・組織化が，経営連合内においても不可欠となりつつあったことを示唆するものとなった。

さらに付言するなら,この一連のコンビナート化と経営連合の存続の背景には，(1)当時の産業構造政策において，機械化・自動化，製品多角化の基盤となる機械，電機・電子の優先的な発展が重視されたこと[63]，(2) 機械,電機・電子部門に対して製品パレットの広い部品・中間品供給の必要性が増大したこと，(3) それら加工組立型工業への素材・エネルギー供給者として冶金や電力生産の量産化が計画されたことなどがあげられよう.

（3）コンビナートの「国家機関化」と定義の変更

1970 年代に入ると，「コンビナート」は，組織上の転換期を迎えた。そのきっかけは，1969 年末に公布された「人民所有コンビナートの任務・権利・義務の一層の改善に向けての閣僚評議会決定」[64] であった。この「決定」により，経営連合の権限・権利・義務が，「コンビナート」に全面的に委譲されることになった（以下，「国家機関化」とする）。これは，もともと技術的な生産単位として定義された「コンビナート」が，経営連合と同様の中間管理組織としての機能を有するようになったことを意味した。

さらに，1973 年に公布された「人民所有経営，コンビナート，人民所有経営連合の任務・権利・義務に関する閣僚評議会令」[65] は，従来の「コンビナート」の定義を変更した。前述したように，「コンビナート」は，1950 年代には，統合される工場・事業所の一地域への集中や異部門の工場・事業所の生産技術連関に基づく生産単位として理解されてきた。また，1960 年代末からは，地域的に離れた工場・事業所の統合を含み得る生産単位とされてきた。しかし，1973 年閣僚評議会令は，「物的生産の分野における経済単位としてのコンビナートは，製造品目あるいは生産工程の共通性，あるいは技術的に制約された生産諸段階の依存性によって結合している諸経営から成る」[66]という定義を与え，「コンビナート」の編成原理を修正した。この定義の前半部分で示される「製造品目あるいは生産工程の共通性」は，経営連合に関する生産単位としての編成原理であった。そして，「技術的に制約された生産諸段階の依存性（つまり有機的連関：引用者）」を示す後半部分は，従来の「コンビナート」定義を踏襲したものである。これにより，「コンビナート」の定義は，以前のような統一的編成原理で把握できるものではなくなったのである[67] 。

1960 年代後半から 70 年代初頭にかけて,コンビナートを主要な生産単位として,そしてまた国家的工業管理システムの中軸に位置づけようとする動きが強まるなか，経営連合は 1970 年代初頭に再度その意義を高めた．そのきっかけは，生活必需品供給，修理・修繕サービス，資材・部品供給に貢献してきた国家参加経営,手工業協同組合,私的経営の国有化が,ホーネッカー政権の下で決定されたことであった．機械，電機・電子の資材・部品供給基盤を強化したり，71 年の SED 第 8 回大会で打ち出された国民生活重視の政策[68]を消費財工業に浸透させたりするために，それらの経営の国有化が図られたのである.

1972 年 1 月から 6 月までの急速な国有化[69]は，新たに約 1 万 1,000 の人民所有経営（建設業，サービス業などを含む）を生み出した．それにより,72 年 1 月 1 日時点で工業総生産の 16.7%を産出していた手工業生産協同組合（5.5%）,国家参加経営（9.9%）,そして私的経営（1.3%）のほとんどが人民所有経営の傘下の事業所として吸収された。72 年 6 月 30 日時点で国有化されていなかった手工業生産協同組合は工業総生産の 0.5%,おなじく国有化されなかった私的経営は 0.1%を生産していたにすぎなかった[70]。

国有化されたものの多くは従業員数 200 人以下の経営であった[71]. そのうち工業経営の大半は，大規模経営との生産性格差を抱え，地域的に分散していたことから，以前と同様に製品グループ別協力関係に組み込まれ，他経営や経営連合傘下コンビナートに統合された[72].

以上で見てきたように，1960 年代後半から 70 年代初頭にかけては，コンビナートへの再編の傾向が強まりつつも，経営連合にも活躍の場が残された．その結果，中央直轄コンビナートと経営連合を中間環とする二元的な工業管理システムが構築されたのである．このうち，経営連合傘下には人民所有経営のみならず，連合傘下コンビナートが置かれ，計画の策定や管理は複雑さを増した．それにもかかわらず多様な組織が形成された事実は，産業構造の変化や個々の部門・業種に固有な性格を考慮した組織改革への志向が，当時の SED･政府に存在していたことを窺わせるものである. この 70 年代初頭の実態を踏まえて，政府は，先に「コンビナート」定義の変更に関して取りあげた 73 年 3 月の『人民所有経営，コンビナート，人民所有経営連合の課題・権利・義務に関する閣僚評議会令』を公布した．この政令については，行論において再度触れることにする．

第三章末尾注

1 ウルブリヒトの生前には,1967 年と 68 年に彼のそれまでの共産主義者としての足跡を肯定的につづった人物伝が書かれている（Becher , Johannes R., *Ulbricht, Walter. Ein deutscher Arbeitersohn*, Berlin 1967; Billing,Gert *Ulbricht, Walter – Biographischer Bericht*, Hamburg 1968 など）。しかし,70 年代初頭の政権交代後,すなわち親ソ的なホーネッカー時代に入ってからは,それまでの経済改革路線や社会主義の段階規定（ブレジネフ政権とは異なる見解）への反発もあって,脱「ウルブリヒト化」がはかられた。公的な文書において,ウルブリヒトの名がポジティヴな形で用いられることはなくなったのである。それから約 10 年後の 1983 年に,突然 Voßke, Heinz, *Ulbricht, Walter: biographischer Abriß*, Berlin 1983 が出版された。背景としては,同年のソ連における政権交代（ブレジネフからアンドロポフへ）と政治改革の予兆,ソ連からの原・燃料供給の縮小,東ドイツにおける経済改革の機運,ホーネッカー体制の動揺などが考えられる。ドイツ統一後のウルブリヒト研究としては,ウルブリヒト政権の二面性の分析を試みた Hofmann, Direk, *Die DDR unter Ulbricht: Gewaltsame Neuordnung und gescheiterte Modernisierung*, Zürich 2003 があげられる。歴史家ではないが,Frank, Mario, *Ulbricht, Walter: Eine deutsche Biographie*, Berlin 2001 がウルブリヒトの生涯を丁寧に描いている。略歴については Černý, ,Jochen (Hrsg.), *Wer war wer – DDR: ein biographisches Lexikon*, Berlin 1992（S.461）などでも確認できる。

2 グループの主要なメンバーは,つぎの通り。グスタフ・グンデラッハ(Gustav Gundelach),リヒャルト・ギプトナー（Richard Gyptner）,フリッツ・エルペンベック（Fritz Erpenbeck）,ヴァルター・ケッペ（Walter Köppe),ヴォルフガング･レオンハルト(Leonhard, Wolfgang),ハンス・マーレ(Hans Mahle),カール・マロン（Karl Maron）, オットー･ヴィンツァー（Otto Winzer）などであった。Bundesministerium für innerdeutsche Beziehungen(Hrsg.), *DDR Handbuch*・・・, S.588.

3 星乃治彦『社会主義における民衆の歴史　－1953 年 6 月 17 日東ドイツの情景― 』法律文化社,1994 年,247-248 頁。

4 Steiner, André, *Von Plan zu Plan*・・・, S.81-82.

5 Ebenda, S.79-80.

6 Ebenda, S.85.

7 1958 年に第二次五ヵ年計画を中断し,59 年に野心的な生産増（61 年までに「西ドイツに追いつき,追い越せ」）を目標とする七ヵ年計画（1959～67 年）が立てられてからもしばらく続いた。

8 とはいえ,1960 年代初頭までに構築された機械工業基盤（ようやく戦前水準に到達）は,非常に脆弱なものであり,それは機械化・自動化,したがって工業全体の生産性の停滞の原因となった。Ebenda, S.89-90.

9 Ebenda, S.90-91.

10　足立氏の研究によれば,東ドイツの農業集団化の強制性は,とくに 1952 年,53 年の「旧農民村落の大農支配打破を目的として行使された暴力」として明確に表れたといわれている。他方で,50 年代末から 60 年代初頭の協同組合耕地の拡大（第 3-2 表）は,50 年代前半のような農村における階級闘争的で「暴力的」なプロセスではなく,強制性は否めないものの,新農民の優良化を含む集団化であったことが実証されている。この点に関しては,足立芳宏,前掲書,第 3 章ならびに第 6 章を参照されたい。

11 事実1955年には,ソ連による東ドイツの主権の承認と,アメリカ,イギリス,フランスの西ドイツの主権の承認（のちにソ連も）がなされた。さらに西ドイツの NATO（北大西洋条約機構）加盟（1955 年）と東ドイツのワルシャワ条約機構へ加盟（1956 年）は,東西分断を決定的なものにした。成瀬治・山田欣吾・木村靖二編著,前掲書,458-459 頁も参照されたい。

12 Steiner, André, *a.a.O.*, S.87.

13 Steiner, André, *a.a.O.*, S.111-112.工業総生産高も,1956 年から 57 年には上昇し,58 年,59 年には対前年比でそれぞれ 11%と 13%の増大があった,と指摘されている。

14 この楽観主義の基礎には,社会主義のポテンシャルに対する信奉と,それを裏付けるかのように試された人工衛星スプートニク号の打ち上げの成功があった,とシュタイナーは述べている。Steiner, André, *a.a.O.*, S.110..

15 このとき,ソ連の七ヵ年計画（1959～65 年）に連動する形で,東ドイツにおいても第一次七ヵ年計画が策定された。投資政策の柱は,エネルギー,鉄鋼,原料化学,機械,そして電機･電子に据えられた。ただし,この計画は,ベルリンの壁の構築に象徴される政治・経済的な困難を抱え,64 年には変更を余儀なくされた。同時に,第二次七ヵ年計画（64 年～70 年）が立てられたが,それも頓挫する。

16 Steiner, André, *a.a.O.*, S.113. 社会主義諸国におけるソフトな予算制約,不足と余剰といった一見矛盾する現象などについては,コルナイ,ヤーノシュ（盛田常夫編訳）『「不足」の政治経済学』岩波書店,1984

年,37-49 頁(第 2 章,コルナイの計画経済の実態のイメージを知るうえでは他の章も参照されたい)参照。なお,コルナイが,すでにハンガリー動乱後に 1959 年に経済効率ではなく,計画の達成やその超過達成から得られる追加所得が主目的になったときに,企業が非経済的な投入（投資）を行う現象を問題視していたことを,ドップが自著のなかで紹介している。ドップ,モーリス（佐藤経明訳)『社会主義計画経済論　集権化・分権化・民主化』合同出版,1973 年,53-54 頁。予算制約の緩やかな条件下での飽くなき投資ドライブは,「浪費」と「非効率」,そして最終的には「不足経済」に行きつくことになる。コルナイが考え続けた計画と市場のイメージを掴むうえでは,彼の自伝も参考になる。コルナイ,ヤーノシュ（盛田常夫訳）『コルナイ・ヤーノシュ自伝　思索する力を得て』日本評論社,2006 年。

17 他方で,1953 年蜂起以後,労働ノルマや賃金引下げ,さらには東ドイツからの脱出に神経質になっていた。それは,労働コスト問題につながったばかりか,国民の購買力上昇下での商品不足という問題を生み出すことになった。興味深い指摘としては,1950 年代末の時点で,補助金政策によって保護されている製品・サービスの価格をのぞけば,東ドイツの小売価格（食品も,住民向けの工業製品）が,西ドイツのそれよりも高水準にあったという点である（所得との関係でいうとさらに大きな格差があった）。Steiner, André, *a.a.O.*, S.106-109.

18 Steiner, André, *a.a.O.*, S.119.

19 Steiner, André, *a.a.O.*, S.115.

20 さらに,ウルブリヒト政権は,農業生産性の上昇によって節約された労働力を工業に振り向ける,農産物の輸入の削減によって生じた資金を工業に配分する,といった目論見を持っていた。Steiner, André, *a.a.O.*, S.116.谷口信和『二十世紀社会主義農業の教訓　二十一世紀日本農業へのメッセージ』農文協,1999 年,104 頁。

21 Steiner, André, *a.a.O.*, S.94.

22 Steiner, André, *a.a.O.*, S.95.

23 1961 年まで,工業製品の 76%が固定価格制に拘束されていた。現実の需給関係を反映させないことで「安定性」を創出しようとしていたわけだが,そのツケは,例えば価格支持補助金や赤字補填金などの形で,計画当局に跳ね返ってくることになった。Steiner, André, *a.a.O.*, S.96.

24 Steiner, André, *a.a.O.*, S.97.

25　成瀬治・山田欣吾・木村靖二編著,前掲書,459～462 頁,

26 Steiner, André, *a.a.O.*, S.99.

27 当時の状況については,マイヤー,ハンス『バベルの塔　――ドイツ民主共和国の思い出』法政大学出版局,1993 年,107～158 頁などで紹介されている。

28 Steiner, André, *a.a.O.*, S.100.

29 Steiner, André, *a.a.O.*, S.99.

30 Bundesministerium für innerdeutsche Beziehungen(Hrsg.), *a.a.O.*, S.433.

31 Steiner, André, *a.a.O.*, S.101.

32 1960 年 8 月 16 日に発効した東西ドイツ通商協定（通称「ベルリン通商協定」）は， DDR 側による「西ドイツ－西ベルリン」間の通行制限（トラック輸送の制限，西ドイツからの旅行者に対する厳格な検査，西ベルリン市民の西ドイツ・パスポートを認めない，等々）を理由に，1960 年 9 月，西ドイツ政府によって一時的に破棄された。

33 Steiner, André, *a.a.O.* , S.124-125.

34 Steiner, André, *a.a.O.* , S.126.

35 Steiner, André, *a.a.O.* , S.126-128.改革の背景,党内の議論,ソ連首脳部との交渉に関する詳細は,Steiner, André,*Die DDR-Wirtschaftsreform der sechziger Jahre: Konflikt zwischen Effizienz-und Machtkalkül*, Berlin 1999, S.26-60.シュタイナーの著書では,再三にわたり,ソ連との関係が東ドイツの政策の転換を誘引していたことが指摘されている。かつて「兄弟国」,「最もソ連に近い国」と言われてきた東ドイツであるが,ソ連占領時代,そしてウルブリヒト時代を再検討すると,戦勝国として,そしてまた社会主義の「先発」国としてふるまうソ連との関係は,一枚岩の社会主義共同体といった図式では描けないことが見えてくる。例えば,旧西ドイツの著名な東ドイツ経済研究者であった Karl C. Thalheim は,東ドイツの 63 年改革は,ソ連政府との協調により,いわゆる「リーベルマン・モデル」の実験として実施された,との見解が示したが,シュタイナーはそうした事前の打ち合わせはなかった,としている。Gleitze,Bruno/ Ludz, Konrad Peter/Merkel, Christian/Pleyer, Klemens/Thalheim, Karl C. , *Die DDR nach 25 Jahren*, Berlin 1975, S.124 ならびに Steiner, André, *Die DDR-Wirtschaftsreform*・・・, S.52-55.ソ連と東ドイツとの関係については,外交史も含めて,今後さらに検証していかねばならない。

36 Steiner, André, *a.a.O.* , S.129.

37 改革への懐疑派は,ウルブリヒトの退陣ののちに,ホーネッカー政権に加わった。アーペルは改革後半に,長期計画目標の未達成の重圧のなかで自らの命を絶った。ミッタークとの政争や,戦時中のミサイル開発者としての経歴が明かされる可能性などがそれに関連していた。Steiner, André, *a.a.O.* , S.138-139. ミッタークは,ウルブリヒトの事実上の解任ののちに一端左遷されたが,ホーネッカー政権時に返り咲いた。

38 Richtlinie für das neue System der Planung und Leitung der Volkswirtschaft vom 11.Juli 1963, in: *GBL.Teil 2.*, Nr.64, 1963, S.453-481.改革の理由に関する公式見解は，「指針」の附帯資料(Anlage 1)「これまでの国民経済の計画策定及び管理の実践に関する批判的評価」に示されている。(1)学問的に根拠付けられた長期計画の未確立，(2)産業部門の構造や重点経営の技術的・経済的な組織化構想の欠如，(3)計画開始時点の生産の停滞と決算期・業績評価期の生産の異常な増大，(4)「生産原則」の不徹底，(5)経済計算制の不徹底，(6)経営ならびに経営内労働集団の生産に対する関心の欠落，(7)生産方法や生産技術に関連する研究・開発の遅れ，等があげられた。 Richtlinie, S.482-483.参照。

39 なお,図には示していないが,国民経済評議会は,14 県に出先の機関として県経済評議会を有し,それらは県あるいは下級自治体直轄の経営連合や傘下経営,さらには地場の生産協同組合,商業協同組合,私的経営,自営業者の管理にも担っていた。これら地方レベルでの機関の整備は,人的・物的に行政コストを増大させ,2 年後の解体という結末をみることになる。

40 Richtlinie....., S.460-461. und S.467-477.

41 Richtlinie....., S.455, S.460. S.477. この時期,とくに党・政府が期待していたのは,「主導的部門」と呼ばれたエネルギー・燃料,重機械・工作機械製造，電機，化学であった（前掲第 2-14 表参照）。西ドイツからの供給に拠らない産業構造の構築に,それらの成長は不可欠であった。ただし,この経済改革期においても消費財部門の拡充は副次的な位置づけしかなされていなかったことは,後々まで市民の不満が蓄積される要因となった。

42 「経済的槓杆（ökonomische Hebel)」の利用とは，経済計画の策定・管理ならびに経営連合，傘下経営レベルでの経済計算，監査において，利潤，生産費，価格等の概念が使用されるようになったことを指す。これにより，それまでの物量指向の計画策定・管理からの脱却，経営，経営内労働集団への物的刺激体系の創出が追求された。社会主義における独立採算制論,市場社会主義論などに連なる 60 年代の経済改革期の主要テーマであったが,

43 Richtlinie....., S.481.

44県直轄コンビナートの大半は食肉加工コンビナートであった。1966 年までに，合計 39 の県直轄コンビナートが設立され，その内 32 は食品工業であった。また，32 のうち 23 は食肉加工コンビナートであった。そこでは，屠殺，解体・加工，冷蔵の諸過程が有機的に結合されていた。コンビナート数については，Roesler, Jörg, Kombinate, S.252 を参照。

45 ただし,この工業価格改訂による消費者価格の上昇は,政治的な問題につながりかねなかった。そのため,店頭小売価格の引き上げは回避された。Steiner, André, *a.a.O.* , S.134.

46 こうした,いわばミクロの分野での改革の効果については,シュタイナーの著書でも十分な分析はなされていない。とくに,経営の生産活動にどれだけの効果があったかは,明確ではない。ソフトな予算制約下で,収益性に関する計画指標よりも,コストを度外視した物量計画指標の達成に経営行動が傾斜していたことは,本文でも指摘されている。

47 Steiner, André, *a.a.O.* , S.140-141. なお,シュタイナーの論述を追う限り,ソ連は東ドイツの経済改革（そしてウルブリヒト）に対して,否定的な態度をとり続けていたことがわかる。また,貿易を通じた西ドイツの接近についても,警戒感を持っていたようである。しかし,1964-65 年に,ソ連が東ドイツへの農産物輸出を削減し,原燃料の供給の条件としてソ連への生産財輸出の増大を要求してきたため,皮肉なことであるが,不足する生産財と穀物を西側諸国（とくに西ドイツ）から輸入しなければならなくなったのである。Steiner, André, *a.a.O.* , S.137.

48 Steiner, André, *a.a.O.* , S.155-156.鶏肉の胴体を二つに割り,オーブンで焼いたものが屋外の売店で販売されていた。魚料理食堂は,チェーンといっても大都市にのみある店で,バルト海で獲れるオヒョウ,湖水や河川で獲れる鱒や鯉,鰻の料理が代表的であった。

49 Steiner, André, a.a.O. , S.157.

50 Steiner, André, *a.a.O.* , S.131-133.

51 クリスタ・ヴォルフ（Wolf, Christa: 1929 年オストプロイセン・ランツベルク生まれ）は,東ドイツの代表的な小説家の一人。男の亡命により東西に分かれて暮らすことになった恋人同士の心情をつづった作品『引き裂かれた空』（Der geteilte Himmel, 1963 年：翻訳書は井上正蔵訳で 1967 年に出版された）が代表作の一つである。ハイナー・ミュラー（Müller, Heiner: 1929 年ザクセン州エッペンドルフ生まれ）は,ベルトルト・ブレヒト以後のドイツを代表する劇作家で,この経済改革の時期に,生産現場におけ

る労働者間の生産性と人間性をめぐる葛藤を描いた『建設』（Der Bau, 1964 年）を書いたことで知られる。吟遊詩人として歌を通して社会風刺を行ってきた W.ビーアマン（Biermann, Wolf）とともに,1965 年末の SED 中央委員会総会で批判された。東ドイツのサハロフ博士ともいえる R. ハーヴェマンについては,1963 年から 64 年にかけてのフンボルト大学における冬期セメスター講義「哲学的諸問題の自然科学的見方」（"Naturwissenschaftliche Aspekte philosophischer Probleme „：のちに西ドイツにおいて Dialektik ohne Dogma?, Reinbek 1964 として出版された。翻訳書はハーヴェマン，ロベルト（篠原正瑛訳）『ドグマなき弁証法』弘文堂新社,1967 年)において,一般的自由,言論の自由,ドグマ主義をテーマに語った結果,1965 年にマルクス・レーニン主義に反するとして党籍を剥奪され,職業禁止と自宅軟禁を強いられることとなった。Barth, Bernd-Rainer (hrsg.), *Wer war wer in der DDR: ein biographisches Handbuch*, Frankfurt am Main 1995, S. 277-278; S.522-523; S.806-807 参照。

52 Steiner, André, *a.a.O.* , S.139.

53 Ulbricht, Walter, *Probleme des Perspektivplanes, 11.Tagung des ZKder SED 15.-18.Dezember 1965*, 2.Auflage, Berlin 1966, S.14-15.und S.18.

54 Ulbricht, Walter, *a.a.O.*, S.54-55.

55 Verordnung über die Bildung und Rechtsstellung von volkseigenen Kombinaten vom 16.Oktorber 1968,in: *GBL.Teil 2.* ,Nr.121 , S.963-965.コンビナートを法制化したものとしては，この閣僚評議会令が初めてである。なお,その前文では,1967 年 2 月 9 日に公布され,発効した『人民所有生産経営の任務,権利,義務に関する閣僚評議会令』（Verordnung über die Aufgaben, Rechte und Pflichten des volkseigenen Produktionsbetriebes vom 9. Februar 1967, in: *GBL.Teil 2.* ,Nr.21 , S.121-134.）を補完するものとして制定されたことが付記されている。この後者の閣僚評議会令の内容には,1952 年に人民所有経営への法人格付与と経済計算制の導入を促した閣僚評議会令の精神をさらに徹底しようとする発想が見え隠れしている。なかでも,東ドイツにも労働者自主管理的志向に関連すると思われる生産委員会（Produktionskomitee：先述したように 58 年頃にウルブリヒトは Arbeiterkomitee の創設を構想している。本論文　　頁参照）のイニシアチブが明示されており,これは当時のウルブリヒト政権の社会主義構想（相対的に自立した社会構成体論）とソ連の社会主義構想（の対立にも関連している可能性がある。チェコスロヴァキア,ハンガリー,ポーランドでの度重なる改革運動の波と同様に,東ドイツの政権内においても,ソ連への隠れた反発が存在していたことを表わす事柄として,今後より立ち入った分析を試みたいテーマの一つである。

56 東ドイツ工業は，所有形態別には国有セクター，協同組合セクター，私的セクターの三つに分類される．国有セクター工業は，さらに計画の策定・管理の観点から，部門別工業省直轄の中央直轄工業（zentralgeleitete Industrie）と県経済評議会直轄の県直轄工業（bezirksgeleitete Industrie）に分類される．

57 設立された中央直轄コンビナートの業種については，Scherzinger, Angela, Konzentrationsreformen in der DDR-Industrie, in: *Vierteljahrsheft zur Wirtschaftsforschung des DIW*, Heft 3, 1976, S.173 参照.

58 Reiner Breuer, a.a.O., S.29-30.

59 労働者・職員数で見た場合，当該部門の 200 人以下の経営は全体の 7 割から 8 割に及んだ．Staatliche Zentralverwaltung für Statistik, *Statistischse Jahrbuch der DDR 1973*, Berlin, S.123.

60 そのような事例は，60 年代末の工作機械コンビナート"Fritz Heckert"，工作機械コンビナート"7. Oktober"，金属加工技術コンビナート"Herbert Warnke"の設立過程の中に見られた．Wießner, Klaus, Aspekte der sozialistischen Rationalisie-rung im Werkzeugmaschinenbau der DDR nach der Bildung sozialistischer Industriekombinate: VEB Werkzeugmaschinenbau-kombinat "Fritz Heckert" Karl-Marx-Stadt 1970 bis 1978, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, Teil 3, 1983, S.30-33.

61 Breuer, Rainer, a.a.O., S.32. なお，東ドイツの工業分類表（大分類）では，光学機器は電機・電子工業に一括される．

62 Roesler, Jörg, Kombinate ……, S.257.

63 Ulbricht, Walter, *Probleme des Perspektivplanes bis 1970*, Berlin, 1966, S.44-49.

64 Beschluß　zur weiteren Gestaltung der Aufgaben,Rechte und Pflichten der volkseigenen Kombinate im Planjahr 1970 vom 10.Dezember , in: *GBL. Teil 2.*, Nr.5,1970, S.19.

65 Verordnung　über die Aufgaben,Rechte und Pflichten der volkseigenen Betriebe,Kombinate und VVB vom 28.März 1973,in: *GBL. Teil 2.*, Nr.15,1973, S.135-141. 5 編 48 条から成るこの政令は，それまで個別の政令で規定されてきた人民所有経営，経営連合，コンビナートの課題・権利・義務を改訂，体系化するものであった．

66 Ebenda.第 24 条第 1 項。

67 Autorenkollektiv, *Ökonomisches Lexikon H-P*, 3.,neu bearbeitete Auflage, Berlin 1978, S.225-226.; Autorenkollektiv, *Wirtschaftliche Rechunungsführung* , 1.Kapitel, 2., wesentlich überarbeitete Auflage, Berlin 1981, S.16ff. ; Autorenkollektiv, *Sozialistische Betriebswirtschaft* ……, S.41 などには，もはや従来の「コンビナート」定義は見られない。

68 これは，「経済政策と社会政策の統一」というスローガンとして，その後の SED の政策の基調となる．それは，生産の量的増大のみならず，消費生活や社会福祉といった経済成長の質的側面を重視するものであった．それを根拠に，住宅建設の促進，最低賃金を含む賃金水準・年金の引上げ，休暇の拡大，労働力確保のための出産助成，女性労働力確保のための各種優遇措置などが行われた．また，工業においては，従来の重化学工業中心の投資は是正され，軽工業への投資の比重が増加した．*Bericht des Zentralkomitees an den VIII. Parteitag der SED*, Berlin, 1971, S.36-37 und S.39-43; Rolf Badstübner(Hrsg.),*a.a.O.* , S.302-303，ならびに，山田徹『東ドイツ・体制崩壊の政治過程』日本評論社，1994 年，14-15 頁参照．この路線は，政治的支配，体制維持，という側面を有していたともいわれている．ヘルマン・ヴェーバー（星乃治彦・斉藤晢共訳）前掲書，131 頁．

69 この国有化を扱った研究としては，たとえば，Bauerfeind,Alfred/Buske, Heinz/Hümmler, Heinz,Die Bündnispolitik der SED mit Komplementären,privaten Unternehmen,Handwerkern und Gewerbtreibenden (1968 bis 1973),in:*Jahrbuch für Wirtschafts-geschichte*,Teil 2,1978 がある．邦語では，吉田敬一「東ドイツにおける 1972 年の中小経営の国有化政策」（上）（下），東洋大学『経済論集』第 16 巻 1 号，1990 年，第 16 巻 2 号，1991 年が詳しい．

70 Heinz Hofmann, *a.a.O.*, S.157.

71 1971 年時点で，国家参加経営の 95．9%，の 98．8%は就業者数 200 人以下の経営であった．

72 Friedrich, Gerd/Schulz, Gerhard, Effektivität,wissenschaftlich-technische Revolution und sozialistische Wirtschaftsführung, in: *Einheit*, Heft 2, 1973, S.195.

第 4 章　相対的安定から経済危機へ

第 1 節　再集権化の時代

（1）ウルブリヒト体制からホーネッカー体制へ

これまで見てきたように,1960 年代に入ってからのウルブリヒト政権は,多くの社会主義国がモデルとした集権的計画経済システムの改造をはかった。**第 4-1 表**は,それを概括したものである。

第 4-1 表　ウルブリヒト時代の前期から後期への変更点

	1960 年代
a. 計画経済システム	経済的権限と義務の経営サイドへの一部委譲（分権化の試み）
b. 国有化	国有化された企業の統合・再編、国家参加経営の承認（57 年～72 年）、農業集団化の完了
c. 市場経済のカテゴリーの活用	コスト、利潤、利子の業績評価への組み入れ、経営サイドへの物量計画バランス数の削減、投資の自主裁量権の拡大
d. 投資政策	加工組立部門への重点投資。 ＊ソ連の輸出制限により、60 年代末から原燃料部門への投資増大
e. 政治・外交	国内：改革派との協同、対ソ関係：徐々に後退、対西ドイツ関係：接近へ

資料：Steiner, André ,*Von Plan zu Plan: Eine Wirtschaftsgeschichte der DDR* , München 2004, S.123-164 の論述から作成。

第一に,計画策定・指令のプロセスにおいて,経営側に意思決定の自由裁量の幅が広がったことがあげられる。トップダウンの仕組みのなかで,ボトムアップ式に集めた利害の調整に経営側が参加する余地を与えることで,管理スタッフや従業員を生産意欲,生産性・効率性向上へと誘導すること,そして計画経済という枠組の内部で経営間の取引を活性化すること,といった点に党・政府の目論見があった。この試みは,古いタイプの社会主義像とは相反する「市場経済」,「競争原理」といった要素を,システムに組み込むという発想に基づいていた。なかなか進まない量産化,生産技術や製品の技術革新を市場原理とは異なる基準で編成していくことが求められたのであった。

第二の変化は,人民所有経営だけでなく,国家参加経営や私的経営など,多様な所有形態が認められ,とくに地方の消費財部門で中小経営の活動が 1970 年代初頭まで承認されたことである。他方で,農業については,壁の建設直前にそれまでの緩やかな集団化から,一転して強硬な集団化が行われ,それは体制の不安定さを増幅させた。大量の共和国からの逃避は,ベルリンの壁の構築と事実上の対西ドイツ「国境」の策定へとつながった。

第三に,科学技術重視の投資（加工組立型部門への優先投資）が展開されたこと,それを支える輸出入政策が実施されたことも重大な変化であった。それとの関連で,ソ連や西側諸国との通商および政治・外交関係が変化したことも指摘されねばならない。社会主義の同盟

国であるソ連との関係にはひびが入り,反対にベルリンの壁によって政治・イデオロギー対立が先鋭化していた西ドイツと関係を回復したのがウルブリヒト時代後期・末期の重要な変化であった。

上記の第一の項目,すなわち 1960 年代の計画経済システムの分権化と市場経済的カテゴリーの活用に限定していうならば,それらは東ドイツに特有な現象ではなく,強弱,濃淡,スピードの違いこそあれソ連・東欧諸国に共通するものであった[1]。経済成長率の低下に歯止めをかけ,50 年代半ばに見られたような政治的危機（東ドイツ各地での労働者蜂起,ポズナン事件,ハンガリー動乱）を回避するため,それらの国々では,機能不全に陥っていた計画経済システムを立て直す試みがなされた。物量指標を重視し,政策当局の直接的管理によって実施される経済運営をやめ,価格,利潤,利子といった「市場経済のカテゴリー」を利用しながら,システムを「間接的に制御」することが目標に据えられた。また,産業構造の高度化と生産性上昇を目指す科学技術重視の政策が登場し,国内での研究開発に力を注ぐとともに,西側諸国との経済関係を強めることにもなった。

改革は,経済成長とともに国内の自由化と民主化の機運を高揚させた。1968 年のチェコスロヴァキアにおける「プラハの春」事件のようなソ連を中心とするワルシャワ条約機構軍の軍事介入を伴う事態に発展するケースもあった[2]。また,経済改革期になされた重化学工業重視の投資政策が生んだ供給上の不均衡が国民の消費生活を直撃し,他の東欧諸国における政情不安の誘発されることもあった[3]。70 年 12 月のポーランドにおけるストライキと暴動はそれを象徴する出来事であり,その運動は統一労働者党第一書記のゴムルカの退陣へとつながった[4]。

東ドイツにあっても,「ウルブリヒト・モデル」と呼ばれた東ドイツ型社会主義の構想,すなわち「社会主義は資本主義から共産主義への移行期に,かなり長期にわたって存在する独自の社会構成体である」という構想をもって自主・自立の路線が登場した。ウルブリヒトの認識は,ブレジネフ体制に変わったばかりのソ連共産党が示した「成熟した共産主義段階に突入したソ連」という認識に真っ向から対立するものであった。表向きには,政治的にも経済的にも一枚岩のように捉えられてきた東ドイツとソ連の関係であったが,ウルブリヒト時代の貿易や科学技術政策を見る限り,ソ連は決して真の対等なパートナーとなっていなかったことが推測される[5]。ウルブリヒト政権内部の親ソ派＝改革反対派は,早い段階から（とくに 1965 年の中央員会総会以降）ウルブリヒトを封じ込めることを画策していたといわれている。そのなかには,ウルブリヒトが解任された 1971 年 5 月 3 日に SED 第一書記に就任したエーリッヒ・ホーネッカーもいた。

そうしたなか,1970 年代初頭の農業不作と厳冬に伴う消費財価格（燃料をも含む）の大幅値上げを背景に,70 年から 71 年にかけてストライキ件数が増大していた[6]。**第 4-2 表**からは,「ベルリンの壁」の構築の年（61 年）に激増したストライキが,経済改革期に減少し,ウルブリヒト解任の動きが強まった 70 年代初頭に急増していたことがわかる。73 年と 74 年は「不明」となっているが,75 年の件数を見る限り,ホーネッカーを中心にポスト・ウルブリヒト体

制が構築されるなかでストライキ件数は減らなかったものと推測される。ただし,1953 年 6 月 17 日のトラウマは,再現することはなかった。

第4-2表　東ドイツにおけるストライキ件数

1960年	1961年 1)	1962年	1963年	1964年	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年
166	982	117	138	57	25	41	18	15	28
1970年 2)	1971年	1972年	1973年 3)	1974年 3)	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年
263	484	395	不明	不明	266	25	257	15	8

1) 第1四半期～第3四半期までの集計。
2) 1970年1月1日～12月10日までの集計。70年10月～71年4月までは63件。
3) 2003年時点で、根拠のある数字は資料の著者によっても発見できていない。

資料：Hürtgen, Renate,Der Streik in der DDR, in: Horch und Guck, Heft 43, 2003, S.9-10.自由ドイツ労働組合同盟に記録されたストライキ件数。
数字の発掘にあたっては、自由ドイツ労働組合同盟および国家保安省の内部資料が使用されている。

（2）「経済政策と社会政策との統一」と再集権化

こうした 1970 年代初頭の経済・社会状況の改善と国民との宥和に向けて,党・政府は,改革路線から大転換を遂げることになった。1975 年からホーネッカー政権の崩壊までの基本政策は,「経済政策と社会政策との統一」であった。その骨子を「社会政策」,「経済政策」の順でまとめたのが,つぎの**第 4-3 表**である。

第 4-3 表　1970 年代初頭の社会政策の骨子

項　目	概　　要
(1)賃金、年金、労働時間、休暇	○最低基本賃金の引き上げ（1971 年には 300 マルクから 350 マルクへ。76 年に 350 マルクから 400 マルクへ） ○各種計画指標やノルマの達成度に応じた賃金体系。ただし、既得権を侵害する賃下げはしないという前提。（1972 年 6 月自由ドイツ労働組合同盟第8回大会で決定） ○有給休暇の拡大 ○年金支給額の引き上げ
(2)女性労働の奨励	○産休拡大、育児女性の労働時短、出産手当、若い夫婦のための無利子融資制度
(3)住宅建設プログラム	○1990 年までに社会問題としての住宅問題を解決する（約 300 万世帯分の公団の新築、古い建物の改築・改修）、という目標。
(4)消費財に関する補助金政策	○国民の基本的食料品、子供服、公共料金（電気、公共交通、家賃など）

資料：Steiner, André , *Von Plan zu Plan: Eine Wirtschaftsgeschichte der DDR* , München 2004, S.171-の論述から作成。なお、表の数字や事実関係については、Frerich, Johannes/Frey, Martin, *Handbuch der Geschichte der Soziakpolitik in Deutschland: Band 2: Sozialpolitik in der Deutschen Demokratischen Republik*, 2. Auflage, München 1996, S.163-164；S.338-346 を参考にした。

社会政策の分野においては,賃金,休暇,年金の拡大と労働時間の短縮について,1960年代よりもさらに好条件（多くは68年の法令で一旦改善）が提示されるようになった。また,労働力不足を補うために,女性の社会進出ならびに出産・育児をサポートする体制が強化された[7]。さらに,安価で快適な住居（公営団地）の提供,生活必需品や公共料金の低価格政策により国民生活の量的・質的向上が図られた。

こうしたホーネッカー時代の社会政策的な施策について,シュタイナーは,古参の党幹部がイメージする「大戦間期の労働者家族の需要」を充たしてはいるものの,「西側で達成された生活水準」と比較しながら暮らしている東ドイツの住民にとっては,満足のいくものではなかった,と述べている[8]。

問題は,この社会政策的措置に経済的な裏づけがあったかどうかである。改善の目的は,社会保障のみならず,労働者の作業意欲の向上,労働生産性の上昇に向けられていたのであり,それらの果実は社会政策のための財政基盤を創出することになる。それに向けて計画の達成度に応じた賃金体系は策定されたが,既得権を侵害する賃下げはしない,という前提で作られた体系であったために,賃金コストは下方硬直的であり,収益性は上がりにくかった。それは,国際競争力の引き上げあるいは生活水準の向上を実現するうえでの障害となった[9]。

では,党・政府は,いかなる方法で,生産性上昇や経済成長を達成しようと試みたのであろうか。ホーネッカー時代の始まりを象徴する出来事は,第一に,工業管理システムにおける再集権化であった（**第4-4表**）。ウルブリヒト時代の「経営サイドへの分権化」路線からの反転,すなわち国家機関主導の管理の強化がなされることになったのである。

第4-4表　ホーネッカー時代の経済政策

項　目	概　　要
(1) 計画経済システムにおける集権的管理の強化	物財需給バランス表による国家管理の強化 国家計画委員会および省庁管轄のバランス表の数の増大 1972年まで　200～250 1972年以降　約 800（約300と約500） 1977年以降　約1,000（約330と約670） 1981年以降　1,123（375と648）
(2) 物量指標の重視、収益性の軽視	○経済改革期：国家計画指標「利益」。ネット集計（純生産） ⇒政権交代後：国家計画指標「商品生産」グロス集計（粗生産高） ○労働力の過剰雇用、原料・資材の過剰在庫（不足の経済学）
(3) 強制国有化と手工業	○1972年の強制国有化 対象：私企業、国家参加経営、手工業生産協同組合の大半

資料：Steiner, André, *Von Plan zu Plan: Eine Wirtschaftsgeschichte der DDR*, München 2004, S.174-1978の論述から作成。参考にした。バランス表については、青木國彦『体制転換』有斐閣、1992年、50頁を参考にした。

計画経済の運営上,東ドイツにおいて重視されていたのは物財需給バランス表であった。具体的には,原燃料・資材,設備,消費財のなかから国家計画指標として選ばれた製品の生産高（供給）と,生産的消費,投資,国民的消費,生産財取引（需要）とをバランシングして管理するというものであった。製品の国民経済的重要度に対応させる,という名目で,国家計画委員会,省庁,中間管理機関（経営連合またはコンビナート）,人民所有経営が策定・管理する 4 種類のバランス表が存在した[10]。上記のうち,国家計画委員会と省庁のバランス表の数は,「集権か,分権か」を判断する一つの目安となる。表に示したように,1971 年以前まで約 200～250 だった両者のバランス表は,72 年から約 800 に増加した。コンビナートあるいは人民所有経営（傘下経営をも含む）のバランス表を加えると約 4,700 の品目群（生産財,消費財）に及んでいた。また,計画経済システムのピラミッド構造の底辺に位置する人民所有経営に対する行政的な指導が強まり,管理の集権的な性格が一層強まった。

象徴的だったのは,社会政策との関連で重視された消費財のバランス表であった。それまで 140 だった製品別バランス表が,1971 年からは約 230 に増やされ,さらに 73 年からは約 900 の製品グループについてのバランス表（数量,価格）が作成された。それは,住民向けの消費財全体の約 90%が国家の管理下におかれたことを意味した。

国家管理の強化＝再集権化は,いわば国家の行政的指導によって「上から」秩序と成長を牽引するというという 1960 年代以前の手法への回帰であり,また,経済的刺激を与えて,経営,職場集団,個人の生産性向上意欲を引き出すという 60 年代の改革構想の放棄であった。この方針転換は,経営の収益性や自律化志向を減退させ,投入量・粗生産高重視,収益性軽視の非効率的な態度や行動様式（「トン」＝物量のイデオロギーとも呼ばれた）,そして国家依存の他律的な行動（社会主義における国家と企業との家父長的関係）を改めて誘引するものとなった[11]。

この再集権化は,古いシステムの復活のみならず,その範囲の拡大を伴う形で進行した。長らく休止していた国有化運動の再燃がその契機となった。それまで,都市や農村において消費財工業の分野で住民の雑多な需要を充足させるのに貢献し,部品・半製品の下請け供給や修理・修繕の分野で寄与していた中小・零細規模の私的経営や国家参加経営が,1972 年から急テンポで国有化されたのである[12]。ホーネッカーによる公式発表では「計画の欠陥を補修するために」[13]という理由付けがなされたが,その裏側には,労働者の懐柔という狙いがあった。71 年時点で,私的経営や国家参加企業の経営者たちの収入は,平均して労働者・職員の 3.5 倍の純所得に相当していた。党・政府は,私的セクターの経営に対する労働者・職員の「社会的ねたみ（Sozialneid）」を利用し,国有化によって労働者の反発を抑えると同時に,国家管理の権限が及ぶ領域を拡張したのである[14]。

ソ連とは異なり,工業が完全に国有化されていなかったことは,東ドイツ社会主義の独自性の一つであった。しかし,1970 年代を通じてホーネッカー政権のもとで行われた再集権化は,東ドイツ経済がソ連型社会主義に回帰し,ソ連の政策との協同歩調を強める出発点となった[15]。

第２節　資源危機による産業構造政策の変更

（１）第一次オイルショックとコメコン域内価格の変更

コンビナートの数的拡大・統合方法の変化・「国家機関化」を前提としながら，1970 年代後半からは，経営連合のコンビナートへの転換を通じて大幅な生産組織の改革が実施された。ここでは，この改革の直接の背景となった 1960 年代後半から 1970 年代初頭にかけての変化と,70 年代半ばの資源危機後の経済環境と経済政策の変化について概観しておくことにしよう。

第4-5表　投資の伸び率および構成比の変化

［1985年価格：100万マルク］

項目	投資全体		建設投資		設備投資		生産的分野			非生産的分野		
年	A	対前年比	B	対前年比	C	対前年比	D	対前年比	D/A［%］	E	対前年比	E/A［%］
1949	3,804	－	2,537	－	1,267	－	2,653	－	69.7	1,151	－	30.3
1950	4,786	25.8	3,037	19.7	1,749	38.0	3,426	29.1	71.6	1,360	18.2	28.4
1951	6,041	26.2	4,402	44.9	1,639	−6.3	4,347	26.9	72.0	1,694	24.6	28.0
1952	7,713	27.7	4,969	12.9	2,744	67.4	5,581	28.4	72.4	2,132	25.9	27.6
1953	9,269	20.2	5,935	19.4	3,334	21.5	6,827	22.3	73.7	2,442	14.5	26.3
1954	9,465	2.1	5,928	−0.1	3,537	6.1	7,103	4.0	75.0	2,362	−3.3	25.0
1955	10,864	14.8	7,218	21.8	3,646	3.1	8,128	14.4	74.8	2,736	15.8	25.2
1956	13,708	26.2	8,150	12.9	5,558	52.4	10,156	25.0	74.1	3,552	29.8	25.9
1957	14,213	3.7	8,775	7.7	5,438	−2.2	10,113	−0.4	71.2	4,100	15.4	28.8
1958	16,406	15.4	9,531	8.6	6,875	26.4	11,457	13.3	69.8	4,949	20.7	30.2
1959	19,898	21.3	10,916	14.5	8,982	30.6	14,818	29.3	74.5	5,080	2.6	25.5
1960	21,949	10.3	12,012	10.0	9,937	10.6	16,525	11.5	75.3	5,424	6.8	24.7
1961	22,190	1.1	11,994	−0.1	10,196	2.6	17,029	3.0	76.7	5,161	−4.8	23.3
1962	22,780	2.7	12,346	2.9	10,434	2.3	17,607	3.4	77.3	5,173	0.2	22.7
1963	23,104	1.4	12,122	−1.8	10,982	5.3	18,073	2.6	78.2	5,031	−2.7	21.8
1964	25,277	9.4	12,890	6.3	12,387	12.8	20,027	10.8	79.2	5,250	4.4	20.8
1965	27,556	9.0	13,987	8.5	13,569	9.5	22,781	13.8	82.7	4,775	−9.0	17.3
1966	29,339	6.5	14,525	3.8	14,814	9.2	24,117	5.9	82.2	5,222	9.4	17.8
1967	31,955	8.9	16,235	11.8	15,720	6.1	26,063	8.1	81.6	5,892	12.8	18.4
1968	35,423	10.9	18,219	12.2	17,204	9.4	28,461	9.2	80.3	6,962	18.2	19.7
1969	40,930	15.5	21,165	16.2	19,765	14.9	32,950	15.8	80.5	7,980	14.6	19.5
1970	43,707	6.8	22,413	5.9	21,294	7.7	35,678	8.3	81.6	8,029	0.6	18.4
1971	44,447	1.7	23,223	3.6	21,224	−0.3	35,869	0.5	80.7	8,578	6.8	19.3
1972	46,681	5.0	24,925	7.3	21,756	2.5	37,152	3.6	79.6	9,529	11.1	20.4
1973	50,587	8.4	26,337	5.7	24,250	11.5	40,143	8.1	79.4	10,444	9.6	20.6
1974	53,337	5.4	28,469	8.1	24,868	2.5	42,044	4.7	78.8	11,293	8.1	21.2
1975	55,793	4.6	29,954	5.2	25,839	3.9	43,888	4.4	78.7	11,905	5.4	21.3
1976	59,867	7.3	32,335	7.9	27,532	6.6	47,304	7.8	79.0	12,563	5.5	21.0
1977	63,059	5.3	34,772	7.5	28,287	2.7	49,395	4.4	78.3	13,664	8.8	21.7
1978	64,846	2.8	35,667	2.6	29,179	3.2	50,251	1.7	77.5	14,595	6.8	22.5
1979	65,606	1.2	36,006	1.0	29,600	1.4	50,881	1.3	77.6	14,725	0.9	22.4
1980	65,702	0.1	35,931	−0.2	29,771	0.6	51,237	0.7	78.0	14,465	−1.8	22.0
1981	67,307	2.4	35,557	−1.0	31,750	6.6	52,224	1.9	77.6	15,083	4.3	22.4
1982	63,853	−5.1	34,920	−1.8	28,933	−8.9	49,539	−5.1	77.6	14,314	−5.1	22.4
1983	63,660	−0.3	33,153	−5.1	30,507	5.4	49,597	0.1	77.9	14,063	−1.8	22.1
1984	60,560	−4.9	31,647	−4.5	28,913	−5.2	46,730	−5.8	77.2	13,830	−1.7	22.8
1985	62,602	3.4	31,576	−0.2	31,026	7.3	48,285	3.3	77.1	14,317	3.5	22.9
1986	65,933	5.3	31,264	−1.0	34,669	11.7	51,602	6.9	78.3	14,331	0.1	21.7
1987	71,205	8.0	31,539	0.9	39,666	14.4	56,405	9.3	79.2	14,800	3.3	20.8
1988	76,368	7.3	32,800	4.0	43,568	9.8	61,136	8.4	80.1	15,232	2.9	19.9
1989	77,053	0.9	33,061	0.8	43,992	1.0	62,131	1.6	80.6	14,922	−2.0	19.4

資料：Statistisches Amt der DDR(Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR 1990*, Berlin 1990, S.15.

すでに見てきたように 1960 年代後半の経済政策の基調は，科学技術進歩，研究・開発成果を積極的に生産に応用し，「投入－産出」関係を改善しながら生産を増大する（＝集約化: Intensivierung）というものであった。そしてそれは「構造規定的部門」への重点投資の形で実施されてきた。

第 4-5 表に見られるように,1960 年代初頭に停滞した投資活動(建設投資,設備投資)は,63 年～69 年の経済改革期において,「産業構造の高度化（加工組立型工業への傾斜投資）,技術革新,経済成長」という好循環を目指すウルブリヒト政権によって積極的に展開された。それは,国民所得の分配において,東ドイツ政府は個人消費や社会的消費よりも,蓄積＝投資（固定設備,在庫）の比率を高めてきたことにも現れていた（**第 4-6 表**）。60 年には 22.7%だった比率が 1970 年には 29.1%に上昇した。なかでも固定投資の増加が顕著であった。

第4-6表：国内で使用された国民所得*に占める「消費」と「蓄積」

【単位：100万マルク、(%)】

年	国内で使用された国民所得	うち、「消費」				うち、「蓄積」			
		「消費」総額		個人消費 1)	社会的消費 2)	「蓄積」総額		固定投資 3)	在庫投資 4)
1950	**32,030**	**27,802**	**(86.8)**	23,414 (73.1)	4,388 (13.7)	**4,228**	**(13.2)**	1,858 (5.8)	2,370 (7.4)
1955	**58,502**	**50,546**	**(86.4)**	42,180 (72.1)	8,366 (14.3)	**7,956**	**(13.6)**	6,903 (11.8)	1,053 (1.8)
1960	**90,770**	**70,165**	**(77.3)**	58,274 (64.2)	11,891 (13.1)	**20,605**	**(22.7)**	17,065 (18.8)	3,540 (3.9)
1965	**104,917**	**78,583**	**(74.9)**	64,524 (61.5)	14,059 (13.4)	**26,334**	**(25.1)**	20,669 (19.7)	5,666 (5.4)
1970	**139,928**	**99,209**	**(70.9)**	79,899 (57.1)	19,310 (13.8)	**40,719**	**(29.1)**	34,422 (24.6)	6,297 (4.5)
1971	**144,837**	**104,427**	**(72.1)**	83,136 (57.4)	21,291 (14.7)	**40,410**	**(27.9)**	33,747 (23.3)	6,663 (4.6)
1972	**153,078**	**111,288**	**(72.7)**	88,173 (57.6)	23,115 (15.1)	**41,943**	**(27.4)**	35,208 (23.0)	6,735 (4.4)
1973	**162,847**	**117,576**	**(72.2)**	92,986 (57.1)	24,590 (15.1)	**45,271**	**(27.8)**	38,432 (23.6)	6,840 (4.2)
1974	**173,207**	**125,055**	**(72.2)**	98,035 (56.6)	27,020 (15.6)	**48,152**	**(27.8)**	40,357 (23.3)	7,794 (4.5)
1975	**177,916**	**130,057**	**(73.1)**	101,412 (57.0)	28,644 (16.1)	**47,859**	**(26.9)**	41,988 (23.6)	5,871 (3.3)
1976	**188,991**	**136,829**	**(72.4)**	106,024 (56.1)	30,806 (16.3)	**52,351**	**(27.7)**	44,602 (23.6)	7,749 (4.1)
1977	**198,731**	**143,086**	**(72.0)**	110,494 (55.6)	32,592 (16.4)	**55,645**	**(28.0)**	46,702 (23.5)	8,943 (4.5)
1978	**200,294**	**147,617**	**(73.7)**	114,168 (57.0)	33,449 (16.7)	**52,677**	**(26.3)**	47,870 (23.9)	4,807 (2.4)
1979	**202,332**	**152,356**	**(75.3)**	118,567 (58.6)	33,789 (16.7)	**49,976**	**(24.7)**	47,953 (23.7)	2,023 (1.0)
1980	**212,761**	**157,018**	**(73.8)**	123,401 (58.0)	33,616 (15.8)	**55,743**	**(26.2)**	47,020 (22.1)	8,723 (4.1)
1981	**214,798**	**160,454**	**(74.7)**	126,301 (58.8)	34,153 (15.9)	**54,344**	**(25.3)**	47,470 (22.1)	6,874 (3.2)
1982	**207,405**	**162,398**	**(78.3)**	128,176 (61.8)	34,222 (16.5)	**45,007**	**(21.7)**	43,348 (20.9)	1,659 (0.8)
1983	**207,522**	**162,905**	**(78.5)**	129,286 (62.3)	33,619 (16.2)	**44,617**	**(21.5)**	41,919 (20.2)	2,698 (1.3)
1984	**214,574**	**169,084**	**(78.8)**	134,538 (62.7)	34,546 (16.1)	**45,490**	**(21.2)**	37,980 (17.7)	7,510 (3.5)
1985	**224,940**	**176,803**	**(78.6)**	140,812 (62.6)	35,990 (16.0)	**48,137**	**(21.4)**	39,365 (17.5)	8,773 (3.9)
1986	**234,400**	**184,238**	**(78.6)**	146,734 (62.6)	37,504 (16.0)	**50,162**	**(21.4)**	42,661 (18.2)	7,501 (3.2)
1987	**244,880**	**191,741**	**(78.3)**	152,070 (62.1)	39,671 (16.2)	**53,139**	**(21.7)**	47,507 (19.4)	5,632 (2.3)
1988	**257,350**	**198,932**	**(77.3)**	158,013 (61.4)	40,919 (15.9)	**58,418**	**(22.7)**	50,441 (19.6)	7,978 (3.1)

＊ 国内で使用された国民所得(1985年価格)：生産国民所得―(輸出―輸入)

1) 小売店からの商品購入、その他の商品購入(農場の青空市場、工場内食堂、水光熱費)、サービス供給への支払い(交通、電話、クリーニング、修理・修繕、住居修理)、無償で得た商品・サービス(自家消費のための農産物、現物支給の形での社会保障サービス、工場からの現物支給)から成る。

2) 経営体および施設における文化的・社会的サービスの享受(住宅供給・地方行政サービス、教育、文化・芸術、保健、社会保障、スポーツ、保養)、全社会的欲求の充足のためのサービス供給の享受(金融機関、科学・技術、行政機関、社会団体)から成る。

3) 生産的分野における純投資(粗投資から減価償却、フォンド使用料、家賃・賃貸料を差引いて算定)と非生産的分野の投資から成る。

4) これにより、物的流動資産の在庫、家畜数、森林資源のストックが変動する。

資料:Staatliche Zentralverwaltung für Statistik (Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR 1987*, Berlin 1987, S.102; Statistisches Amt der DDR, *Statistisches Jahrbuch der DDR 1990*, Berlin 1990, S.106. 表注3) からも明らかなように、「蓄積」には更新投資分は含まれていない。Baar,Lothar/Müller, Uwe/Zschaler,Frank, Strukturveränderungen und Wachstumsschwankungen, Investitionen und Budget in der DDR 1949 bis 1989, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, Heft 2, Berlin 1995, S.48-49.

この状況は,ホーネッカー政権が誕生した 1970 年代初頭に大きく変更された。「経済政策と社会政策の統一」が提起され，ウルブリヒト時代に比して消費財生産や住宅建設への

投資，社会保障の充実が優先され,設備投資の比重が徐々に狭まった。蓄積＝投資の動きは停滞ないし反転し,70 年代後半から 80 年代にかけては,「消費」優先,投資抑制の傾向が先のマクロ指標において顕著となった。その結果,ウルブリヒト時代からの投資の継続を期待していた長期計画の建設事業や設備の更新は資金不足に陥り,計画それ自体が変更を余儀なくされることがあった。

その一方で,「生産力基盤の近代化」を目指して西側技術の移入が図られ，基礎原料・技術の輸入を輸出で賄うという構造も構築されつつあった。1970 年代全般の成長部門は，電子・電機，工作機械，重機械・設備，石油化学（プラスチック，人造繊維,燃料）であったが，党・政府は，当初それらの「近代化」を国内技術だけではなく西側技術の導入を通じて急速に展開することを望んでいた。しかし，この時期，東ドイツが政治的・経済的に外に開かれたこと（1972 年の東西ドイツ基本条約の締結,73 年の国連加盟など）により，東ドイツは，先進資本主義諸国を含む諸外国の影響にさらされるようになった。褐炭・カリ以外のめぼしい天然資源を持たない東ドイツは，石油，天然ガス，石炭，非鉄金属鉱，木材などの輸入に依存し，それを主として加工原料，工作機械，自動車，船舶，繊維・被服などの工業製品の輸出でカヴァーするという構造に規定されていたからである。

この当時の東ドイツの国内総生産成長率は，世界規模で発生した第一次オイルショックのあった 1973 年以後にあっても数年間は上昇していた（**前掲第 3-1 図**）．東ドイツが強く依存するソ連産の天然資源が世界市場価格にリンクしていなかったことがその背景にあった．しかし，1975 年に導入されたコメコン域内契約価格[16]が変更により,一定のタイム・ラグを伴って騰貴した完成品価格は，輸出の困難，西側からの輸入の困難を生み，東ドイツの交易条件を悪化させた。とくに，輸入は，第一に当時はまだ世界市場価格の約三分の一にすぎなかったソ連産原油価格が引上げられたこと[17], 第二に西側先進国（とくに西ドイツ）の機械・技術等の輸入が高価になったことにより，すでに 1960 年代後半からみられた東ドイツの貿易赤字は急激に増加した。この事態は，燃料・工業原料を石油から国内産褐炭に切り替えたり，西側技術の導入を削減するなどの動きへとつながり，70 年代後半からは，国際競争に見合った国内産業構造の構築と国内の研究・開発体制の拡充が求められるようになった。1970 年代前半を通じて工業投資の水準の低下が目立った化学，電子・電機，精密機械・光学部門で，1975 年から投資が増加したことは，その一つの反映であったといえよう。

東ドイツ経済は，貿易収支の改善に向けて工業製品の輸出拡大を迫られた[18]．さらに，輸入拡大に付随して増加した対西側債務を償還するために，輸出拡大による外貨獲得が不可欠であった[19]．そうした負担には,ソ連からの燃料や鉱産資源の輸入も加わり,東ドイツ経済の状況は,一層混迷を深めることになったのである。

（2）「集約化」路線の強化

この状況に対処するため，1976 年 5 月に開催された SED 第 9 回大会のホーネッカー報告は，先の「集約化」路線の徹底を訴えた．その目標は，「投入―産出」関係の改善にあった．そのための具体的方策として，(1)既存生産設備の効率的利用，(2)単位労働時間の短縮，各職場の労働力の削減，(3)科学･技術成果の迅速な導入，などが追求されることになった[20]．それとともに報告では，原・燃料の節約と代替原料・エネルギー源としての国内産褐炭の増産が課題とされた．また，国内生産技術の近代化をはかり，生産財輸入を確保するために，工作機械，電機・電子製品の増産と輸出拡大が求められた．さらに報告では，前の党大会以来掲げてきた国民生活重視の路線を継承するために消費財生産の拡大が強調されたが[21]，輸出全体に占める消費財の割合が機械・設備・車両に次ぐもの（70 年代後半は 14～15％台）[22]だったことから推察すると，この措置も輸入確保を強く意識したものだったことが考えられる．

党・政府は,新規投資ではなく,古い生産設備の修理・修繕で資金不足を乗り切る措置を関係機関や経営サイドに求めた。しかし,設備・機械の老朽化は,省力化,品質向上,製品多様化の時代における国際競争力の低下に直結する事態であった。ホーネッカーの社会政策の財政基盤の弱体化を招きかねないこの状況を憂いていた国家計画委員会は,1978 年秋に,党・政府に対して生産的分野への投資の大幅拡大,非生産的分野での投資の住宅建設への集中,教育・医療・社会制度への投資の縮小を提出したものの,党・政府は,財政資金の支出を厳格に管理することを表明するだけで,投資を積極的に拡大することはなかった[23]。

長期にわたる投資の抑制は,とりわけ研究開発の分野にとって大きな打撃となった。国家計画委員会が提案し,ご破算にされた生産的分野への投資,東ドイツの生産力引き上げにプラスの材料を提供できたはずである。党・政府は,さらに追い打ちをかけるように,1960 年代の経済改革期に数学,情報科学,物理学,化学などの自然科学の分野で養成された学卒者の採用に消極的な態度を示した[24]。科学技術の分野に党内の派閥抗争の要素を持ちこんだことで,研究開発は一層遅れをとることとなった。

このような状況を反映して,東ドイツの機械製品（工作機械,情報処理機器・事務機器,光学・精密機器,印刷機など）は,国際市場でのシェアを獲得できなくなっていた。新製品の開発や製造にこぎ着け,さらに商談を成立させるには新しい生産基盤が不可欠であった。技術的遅れを挽回すべく,党・政府は,すでに 1973 年以降西側からの技術移入を図った。しかし,それは対外債務の増大を意味したため,東ドイツは 1977 年から独自のマイクロエレクトロニクス開発に乗り出した。この時点の東ドイツの電子工業は,国際的最先端技術との比較で,アナログの集積回路の分野では 4 年～8 年,デジタル半導体メモリーやマイクロプロセッサーの分野で 6 年～7 年の遅れがあったといわれている[25]。

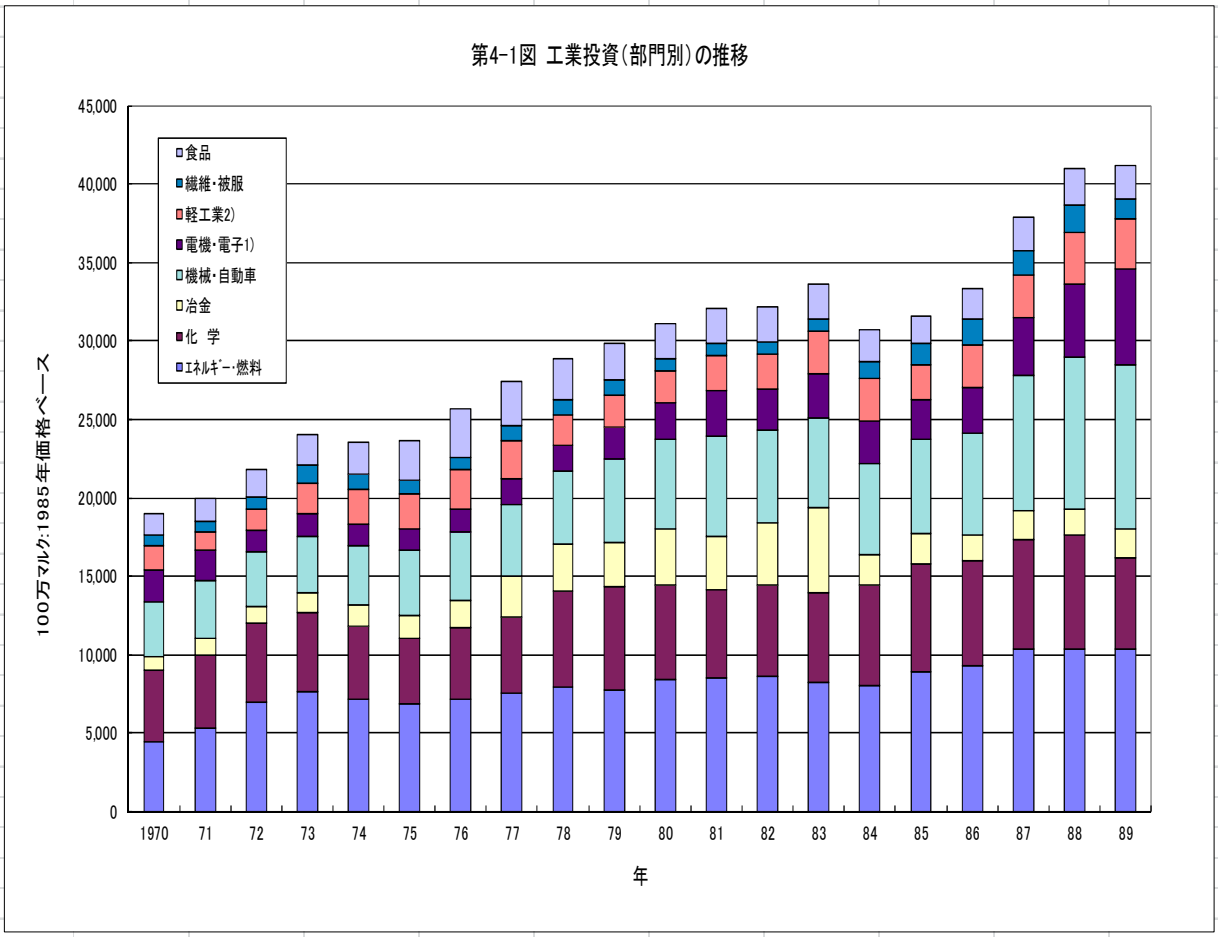
電子技術の国産化にあたっては,ココム規制によって西側技術に頼ることができない,という条件のもと,東ドイツの頼みの綱はソ連との技術協力であった。しかし,この分野において,ソ連は他のコメコン諸国との協力に消極的であった。東ドイツは,ますます活路を西側に

求めねばならなくなっていた。その際,重要な役割を演じたのが,党中央委員会直属の通商調整局（Kommerzielle Koordnierung：通称 KoKo）[26]であった。KoKo は,通常の外貨建て取引とならんで,ココム規制の網の目をかいくぐり西側の技術の移入（合法,非合法）に貢献していたといわれている。その際,西ドイツとの特別地位協定が大きな意味をもった。東西ドイツの商取引は,対外取引としてではなく,国内取引として扱われるというものであった。東ドイツは,他国とは異なり交易において税制（関税）上の優遇を受けることとなり,また西ドイツを通じてＥＣ市場と結びつくこともできた。

とはいえ,西側との交易は,外貨不足に悩む東ドイツにとって,簡単に拡大できるものではなかった。KoKo が介在した輸入の五分の四は産業技術関連の製品であったが,それは東ドイツの設備投資の約 8%（推定値）に相当するものにすぎなかった[27]。KoKo の活動が,東ドイツの技術水準を引き上げることができたとしても,それは極めて限定的なものだったといえよう。

幾多の問題を抱えつつも,党・政府の「集約化」戦略の実現には，技術革新や輸出拡大に力点を置く産業構造の再編や生産の量的・質的拡大が不可欠であった．1970 年代の工業投資の動向を部門別でみると，71 年から 73 年の間にエネルギー・燃料，鉱山・冶金・カリ，軽工業への投資は急激に増大したが，機械，電機・電子へのそれは停滞気味だった（**第 4-1 図**）．70 年代後半になると，「集約化」路線の技術的基盤となる機械，電機・電子への投資は着実な伸びを示した．また，それらを資材面から補完する冶金への投資は，年ごとにバラツキはあったが 77 年ごろから 80 年代初頭まで高い伸びを示した．化学では，石油精製・加工の強化を狙った投資が行われ，70 年代前半に一端高い伸びがみられたが,第一次石油ショック後はしばらくの間低迷した．それと同様に，70 年代前半に上昇した軽工業 3 部門への投資も後半には停滞気味となった．この動向を見る限り，この時期には，生活重視路線の継承は表向きのものとなり，実際には加工組立型部門への投資増による「集約化」路線が優先されたことがわかる．

資源危機への対処を第一義的とする政策変更は，工業管理システムや生産組織の改造にも及んだ．先のホーネッカー報告では，「集約化」路線の担い手としてコンビナートに期待がかけられたが，その新設は明示されなかった．また，経営連合の廃止を窺わせる言動も見られなかった．しかし，それ以後党・政府は，経営連合の解体，コンビナート新設，コンビナート一元化へと急速に方針を転換した．その前面に立ったのは，1960 年代経済改革期に党内の経済政策エキスパートとして活躍した G．ミッターク(Günter Mittag)[28]であった．以下では，ミッタークに代表される SED の見解を，それに対立する見解を交えて検討し，SED の組織改革の推移と問題点を見ていくことにする．



資料:Statistisches Amt der DDR (Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR '90*, Berlin 1990, S.116.

第 3 節　コンビナートへの一元化

（1）新しい工業管理と生産組織をめぐる論争

SED 第 9 回大会以降，1977 年～78 年の SED 中央委員会総会や，党機関雑誌『アインハイト』（Einheit），党公認学術雑誌『経済学』(Wirtschaftswissenschaft）において，コンビナートの改造と新設とをめぐる議論が活発化した[29]. この議論は，前章で示唆した 1973 年政令の枠組みを解体するか否か，という問題にまで発展した.

新設に慎重な態度を示したのは，G. フリードリッヒ(Gerd Friedrich)や R. ゲーリッシュ(Rudolf Gerisch)であった. かれらは SED 中央委員会附属の経済運営中央研究所の主要メンバー(副所長ならびに部局長)として，SED の工業管理政策に関わっていた. この二人は，1973 年の時点では，60 年代末から増加した中央直轄コンビナートにおける管理機構の肥大化，権限の所在が不明瞭なことによる工業省・経営連合との対立などをあげ，コンビ

ナートの新設よりも既存コンビナートの改造や経営連合の維持を重視していた[30]．かれらは，そうした国内の実状にならぶ根拠として，ソ連で採用されていた工業管理方式（工業連合，生産合同）をあげ，73 年政令で確定した二元的な管理構造を肯定する立場をとってきた[31]．この見解は，77 年 3 月の『経済学』誌上のフリードリッヒ論文にも受け継がれた．かれは，76 年の第 9 回大会に依拠しながら，既存コンビナートの改造を提案するとともに，地域的に分散する多数の中小経営を抱える機械工業の一部や軽工業において，経営連合が組織する製品グループ別協力関係を維持する必要性を説いた[32]．さらに，経営連合に研究・開発，販売，在庫管理，顧客サービス機能を集中させることをあげ，経営連合の内的完結性の創出にも言及した[33]．

同 1977 年 8 月の『アインハイト』論文では，フリードリッヒはその点を明確に示さなかった．後述する SED の方針転換がそれに関連していたものと考えられる．同論文では，コンビナートの改造だけでなく，その新設も論点にあげられた．しかし，フリードリッヒは，この改造と新設を，あくまでも製品グループ別協力関係などに並ぶ「さらなる社会化（経営間分業：白川）の多様な方法」の一つとして捉え，いずれも現実の諸条件と到達点から出発すべきであると論じた[34]．それを前提に，(1)研究・開発能力の統合，(2)生産の主—副—補助工程の有機的結合，(3)部品・資材供給部門の内部化，(4)合理化向けの機器製造工場の設置，などが提案された．また，コンビナートの新設再開が決定された第 6 回中央委員会総会（78 年 6 月）と同じ月に発表された論文で，フリードリッヒは，改造や新設は「社会化の諸条件の成熟に配慮しながら計画的かつ漸次的になされるべきである」[35]と指摘し，急激なコンビナート化に待ったをかけようとした．

これに対して，ミッタークは，1977 年 5 月の論文をかわきりにコンビナートの新設を積極的に提案していった．かれは，フリードリッヒと同様に，(1)研究・開発，(2)最終生産，(3)資材・部品供給，(4)合理化向けの機器製造，といった課題を担う施設・工場を個々のコンビナートに統合する必要性を力説した．かれの構想の根拠づけには不明瞭な点が見られたが，その提案はその後のコンビナート新設の布石となった[36]．事実，論文掲載の翌 6 月に開かれた中央委員会第 6 回総会では電機・電子部門における，9 月の SED 中央委員会書記局会議では汎用機械・農業機械・車両製造部門における，中央直轄コンビナートの再編が決定されたのである[37]．

フリードリッヒとミッタークの相違は，まず経営連合の存続に関する見解に見られた．経営連合を一部の部門で残そうとしたフリードリッヒに対して，ミッタークは，コンビナートの新設を「管理の重層性を克服し，その影響力を高めるため」[38]の積極的手段と位置づけ，工業管理システムの中間段階をなす経営連合の解体を訴えた．これにも対応して，コンビナートの改造や新設の方法にも両者の相違がみられた．フリードリッヒは，部門ごとに異なる経営間分業の在り方や経営の集中度の格差を考慮したうえで，コンビナートを漸進的に改造・新設することを提案すると同時に，それに至るまでの過渡的な組織形態を認める見解を示した．これに対して，ミッタークは，工業生産や輸出に占める既存コンビナ

ートの割合の高さ（それぞれ４割から５割）を根拠に，あらゆる部門でコンビナートが新設されることを主張した．

この見解の不一致には，1978 年 8 月に開かれた SED 中央委員会主催のコンビナート・ゼミナール[39]で，党・学者・コンビナート代表者の統一見解が示され，ひとまず政治的な決着がつけられた．報告では，フリードリッヒとミッタークが提起してきた基本構想に，国内販売・貿易機能のコンビナート傘下への統合が加えられ，のちに 79 年政令で規定されるコンビナート・モデルの原型が示された．このほか，コンビナートの課題として，国内向け消費財生産の増大，収益性の高い輸出の実現，生産の技術的基盤の拡充が改めて指摘された．

この報告は，コンビナートへの転換を「生産の集中とコンビネーションの法則的プロセス」[40]と位置づけ，その一般化を狙うものでもあった．それは，コンビナートを「単なる経営の集合体ではなく，…再生産過程の内的完結性を保証する」[41]組織である，と規定することによって根拠づけられた．しかし，フリードリッヒ論文に見られたように，経営連合においても内的完結性を高めることは可能（脚注 33 参照）とされたわけだから，報告の根底にある狙いは，73 年政令で確立された工業管理システムの再編，とりわけミッタークが主張する中間管理組織としての経営連合の排除にあったということができよう．報告は，コンビナートの新設を「単なる組織の変化ではなく，成熟しつつある経済的・政治的プロセス」[42]であると宣言し，工業労働者・職員の約 18%にあたる約 57 万人の SED 党員[43]に動員を呼びかけた．コンビナートの新設は，経営連合，傘下経営，地方国家機関の党・労働組合・青年組織を中心に，個々の職場における疑義や異論を排除しつつ進められたのである[44]．

（2）改革以前のコンビナート化と管理形態

上記のゼミナール以後，中央直轄コンビナート数は，1979 年初頭までに 90（78 年末には 54）に急増した（**第 4-7 表**）．工業省別に見ると，化学，重機械・設備，工作機械・加工機，汎用機・農業機械・自動車，電機・電子，軽工業，県直轄工業・食品，ガラス・陶器で新設があった[45]．大別すると，60 年代末から 70 年代初頭とは対照的に，原料・資材関連部門以外での新設が特徴的である．とくに，消費財生産に携わる業種で多くのコンビナートが新設されたことは，コンビナートがあらゆる部門・業種に広まったことを意味した．経営連合は，ここに至り 13 にまで減少し，化学工業では薬品，日用品，軽工業では家具，木工品，玩具，食品工業では製粉，精肉，乳製品加工などで残ったに過ぎない[46]．経営連合傘下コンビナートも，中央直轄コンビナートへの統合によって 35（78 年 100）に激減した．

第4-7表 人民所有経営連合および中央直轄コンビナート数の推移

部門 / 年	石炭・エネルギー		冶金		化学		機械1)		軽工業2)		食品3)		合計4)	
	経営連合	ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ 5)	経営連合	ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ 5)	経営連合	ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ 5)	経営連合	ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ 5)	経営連合	ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ 5)	経営連合	ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ 5)	経営連合	ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ 5)
1965	7	0	7	0	8	0	35	0	22	0	6	0	85	0
1967	7	-	6	-	9	-	36	-	22	-	6	-	86	17***
1969	5	-	6	-	10	-	37	-	25	-	6	-	89	-
1971	4	1	0	7	5	6	19	21	21	2	4	0	53	37
1979*	3	1	0	7	2	11	0	47	2	21	6	3	13	90
1980**	0	24	0	7	0	15	0	45	0	24	0	17	0	130 (132)
1983**	0	22	0	7	0	15	0	44	0	25	0	17	0	130 (132)

*79年コンビナート令公布前の人民所有経営連合と中央直轄コンビナートの数。

**括弧内は地質学工業省の2つのコンビナートを加えた数字。

***経営連合傘下コンビナート数

1) 電機・電子をも含む。

2) 繊維・被服、皮革、家具、木工製品、楽器など。

3) タバコを含む。

4) 建設および軍事生産分野の人民所有企業連合は除いた。前者のそれは7、後者のそれは1で推移した。

5)中央直轄コンビナートのみ。経営連合傘下コンビナート数は、1970～72年に83、73年に104、75年に101、78年に100と増大したが、79年に35に激減したのち、80年には中央直轄コンビナートに吸収され全くなくなった。

資料:1965-69年については、Brockhoff, Klaus/Buck, Hansjörg F., Wirtschaftliche Konzentration und Betriebsgrößenoptimierung in sozialistischen Wirtschaften, in: *Deutschland Archiv*, Heft 4, 1970, S.260.参照。1971年については、Scherzinger,Angela, Konzentrationsreformen in der DDR-Industrie, in:*Vierteljahrshefte zur Wirtschaftsforschung des DIW*, 1976, Heft 3, S.172.参照。コンビナート数についてはMelzer, Manfred/Scherzinger,Angela/Schwartau,Cord, Wird das Wirtschaftssystem der DDR durch vermehrte Kombinatsbildung effizienter?, in*: Vierteljahrshefte zur Wirtschaftsforschung des DIW, Heft 4, 1979, S. 388-389.*

この 1950 年代,60 年代後半に続くコンビナート設立運動は,どのような方法で進められたのであろうか。**第 4-8 表**を見ながら確認しよう。

第一の方法は，1960 年代末に設立された電子・電機，機械製造，石油化学といった「構造規定的部門」のコンビナートが，生産増と製品多角化を目指して相互に合併するというものであった。代表例の一つは，電機・電子コンビナート“ロボトロン（Robotron）”，電機・電子コンビナート“ツェントロニック”（Zentronik） の合併によって 1978 年に成立した「新生」ロボトロンであった（**前章の第 3-8 表の備考も参照されたい**）。同社は，従業員数 70.000 人，15 の生産経営，1 つの合理化手段内製工場（人民所有経営）, 1 つの研究・開発センター， 4 地域（ベルリン,ドレスデン,エルフルト,ライプチヒ）に分割された販売営業所， 1 つの貿易経営(Robotron Export/Import),1 つのシステム情報販売所などから成っていた[47]。

第4-8表　1973年～79年までに設立された中央直轄コンビナート

	コンビナート名	本部所在地	管理形態	従業員規模	傘下経営数	設立年
	A. 化学工業省					
1	農業化学ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ﾋﾞｰｽﾀﾘｯﾂ	主力経営型	15,000	－	1979
2	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ加工ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ベルリン	先導経営型	32,000	30	1979
3	塗料・染料ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ベルリン	主力経営型	8,000	14	1975年以後
4	化学工業設備ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ライプチヒ	主力経営型	32,000	11	1978
5	タイヤ製造ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ﾌﾘｭｽﾃﾝｳﾞｧﾙﾃﾞ	主力経営型	10,000	8	1973-75
6	合成繊維ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ｼｭｳﾞｧﾙﾂﾊｲﾃﾞ	主力経営型	12,000	5	1973-75
	B. 電機・電子工業省					
7	無線電気ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ライプチヒ	－		－	1975年以後
8	発電設備建造ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ライプチヒ	主力経営型	28,000	17	1979
9	自動化設備製造ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ベルリン	主力経営型	27,000	10	1979
10	電子ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	エルフルト	先導経営型	48,000	22	1979
11	電子部品ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	テルトウ	主力経営型	23,000	12	1975年以後
12	照明器機ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄNARVA ″Rosa Luxemburg″	ベルリン	主力経営型	15,000	13	1978
13	ラジオ・テレビｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	シュタースフルト	先導経営型	20,000	17	1975年以後
14	電子専門機器ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ルーラ	主力経営型	11,000	10	1975年以後
15	電機ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ズール	主力経営型	10,000	9	1975年以後
16	カメラ・コンビナート″Pentacon″	ドレスデン	主力経営型	8,500	4	1975年以後
17	電機ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄEAW	ベルリン	主力経営型	34,000	25	－
	C. 重機械・設備工業省					
18	原動機・連結器ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	マクデブルク	－	10,000	12	1975年以後
19	重機械ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄTAKRAF	ライプチヒ	主力経営型	40,000	27	1979
20	造船ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ロストック	－	55,000	12	1979
21	機関車・客車ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ベルリン	主力経営型	23,000	17	1979
22	建設資材ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄBaukema	ライプチヒ	－	8,000	－	1975年以後
23	発電所設備ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ベルリン	主力経営型	41,000	29	1978
24	鋳造設備ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄGISAG	ライプチヒ	主力経営型	30,000	36	1979
	D. 作業機・加工機工業省					
25	紡織機械ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ”Textima”	K・マルクス・シュタット	－	33,000	43	1975年以後
	E. 軽工業省					
26	化学繊維ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	K・マルクス・シュタット	先導経営型	26,000	－	1979
27	被服ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ”Deco”	ブラウエン	先導経営型	30,000	56	1975年以後
28	羊毛・絹織物ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	K・マルクス・シュタット	－	44,000	－	1975年以後
29	靴下ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ”Esda”	メラーネ	主力経営型	18,000	32	1975年以後
30	メリヤスｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	K・マルクス・シュタット	－	－	－	1979
31	被服ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ベルリン	－	－	－	1979
32	皮革・毛皮加工ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ライプチヒ	－	－	－	1975年以後
33	製靴ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ヴァイセンフェルズ	－	－	21	1975年以後
34	皮革ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	シュヴェリン	－	－	－	1975年以後
35	ファスナー製造ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ”Solidor”	ハイリゲンシュタット	主力経営型	5,000	－	1975年以後
	F. 一般工作機械・農業機械・輸送機工業省					
36	IFAｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ（業務用車両）	ルートヴィッヒスフェルデ	主力経営型	36,400	17	1978
37	IFAｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ（乗用車）	K・マルクス・シュタット	主力経営型	50,000	13	1978
38	特殊車両・トレーラー生産工場″Ernst Grube″	ヴェルダウ	主力経営型	7,000	10	1978
39	オートバイ製造工場″Ernst Thaelmann″	ズール	主力経営型	14,300	4	1975年以後
40	ヴァイマール農機コンビナート	ヴァイマール	1978年に43と3社合併			
41	農機コンビナート”Impulsa″	エルスターヴァルデ				
42	農業機械ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ″Fortschritt″	ノイシュタット	主力経営型	61,000	81	1978
43	梱包機械ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ Negema 1）	ドレスデン	先導経営型	14000	30	1976
44	チョコレート製造機・計器コンビナートASCOBLOC	ドレスデン	1976年に43と合併			
45	家庭用品ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	K・マルクス・シュタット	主力経営型	24,000	30	1978
46	ベアリングｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	K・マルクス・シュタット	主力経営型	－	－	1978
47	特殊機械ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ドレスデン	－	－	－	1973-75
	G. 県直轄工業・食品工業省					
48	食品油・マーガリンｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	マクデブルク	－	－	－	1975年以後
49	タバコ製品ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ベルリン	－	－	－	1975年以後
50	魚肉加工ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ロストック	－	－	－	1975年以後
	H. ガラス・セラミック工業省					
51	特殊ガラスｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	イルメナウ	－	14,000	－	1975年以後
52	ガラス繊維ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	オーシャッツ	－	－	－	1975年以後
53	ガラス瓶ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	トルガウ	主力経営型	5,100	11	1979
54	ガラス容器ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ベルンスドルフ	－	－	－	1975年以後
55	ラウジッツ・ガラスｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ヴァイスヴァッサー	主力経営型	－	－	1979
56	高級陶器ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	カーラ	主力経営型	1,500	－	1979
57	シリコン原料ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ケムリッツ	－	－	－	1975年以後
58	紙・パルプｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ハイデナウ	－	－	－	1975年以後
59	梱包ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ライプチヒ	－	－	－	1975年以後
60	建築用陶器ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ	ボルツェンブルク	1975年に建設省の所轄となった			

資料：Melzer, Manfred/Scherzinger, Angela/Schwartau,Cord, Wird das Wirtschaftssystem der DDR durch vermehrte Kombinatsbildung effizienter?, in: *Vierteljahrshefte zur Wirtschaftsforschung des DIW*, Heft 4, 1979, S.390-391.この表では、1979年末にｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ令が公布される以前の状況を示している点に留意されたい。

同じく 1978 年には，電子部品コンビナート（エルフルト県ゲラ）と電子部品コンビナート”カール・フォン・オシエツキー（Carl von Ossietzky）”（ポツダム県テルトウ）が合併し，従業員数 23.000 人，12 の生産経営から成るテルトウ電子部品コンビナート（貿易経営 Elektronik Export/Import を含む)となった。

また，それまで経営連合傘下にあった農業機械コンビナート（エルフルト県ワイマール)と農業機械コンビナート Impulsa(コトブス県エルスターヴェルダ）は,1978 年に整理･統合され, 従業員 61.000 人, 81 傘下経営（貿易経営 Fortschritt Landmaschinen Export-Import を含む)を抱える巨大独占体である農業機械建造コンビナート”Fortschritt”(エルフルト県ノイシュタット）が形成された。東ドイツの農業機械製造工場とその関連施設は,すべてこのコンビナートの傘下に統合されたといわれている。

1979 年には，成型加工技術コンビナート“ヘルベルト・ヴァルンケ（Herbert Warnke）”（エルフルト市）が，プラスチック・合成樹脂加工機製造コンビナート（カール・マルクス・シュタット市）と合併した（**前章の第 3-8 表参照**）。

第二の方法は，既存のコンビナートが同一あるいは関連業種の経営を統合しながら拡大するというものであった。この方法によるコンビナート化は，繊維工業，軽工業に多く見られた。その先駆となった靴下コンビナート”Esda”（タールハイム）は，それまで県の管轄下にあった同一業種の中小経営を統合しながら事業拡大し，また製品多角化を実現した。その際，同コンビナートの形成にあたっては， 4 つの専門化された生産領域（婦人用ストッキング，紳士用靴下，子供用靴下，子供用ストッキング）が設けられると共に，個々の領域の下請生産と最終製品生産の関係が重視された。

第三の方法は，経営連合のコンビナートへの転換であった。人民所有経営連合「露天堀設備・クレーン・採掘機械」の重機械製造コンビナート”TAKRAF(Tagebau-Ausrüstungen, Krane und Förderanlagen)”への転換，人民所有経営連合「鋳造設備建造」（**前章の第 3-8 表**）の解体に伴う，同連合傘下 36 経営の鋳造設備・鋳物製品製造コンビナート”GISAG(Gießereianlagenbau und Gußerzeugnisse)”への統合がその代表例である。メリヤス製造コンビナート（カール・マルクス・シュタット），化学繊維コンビナート（カール・マルクス・シュタット），被服コンビナート”Deko”（プラウエン）も，経営連合からの転換によって生まれた。

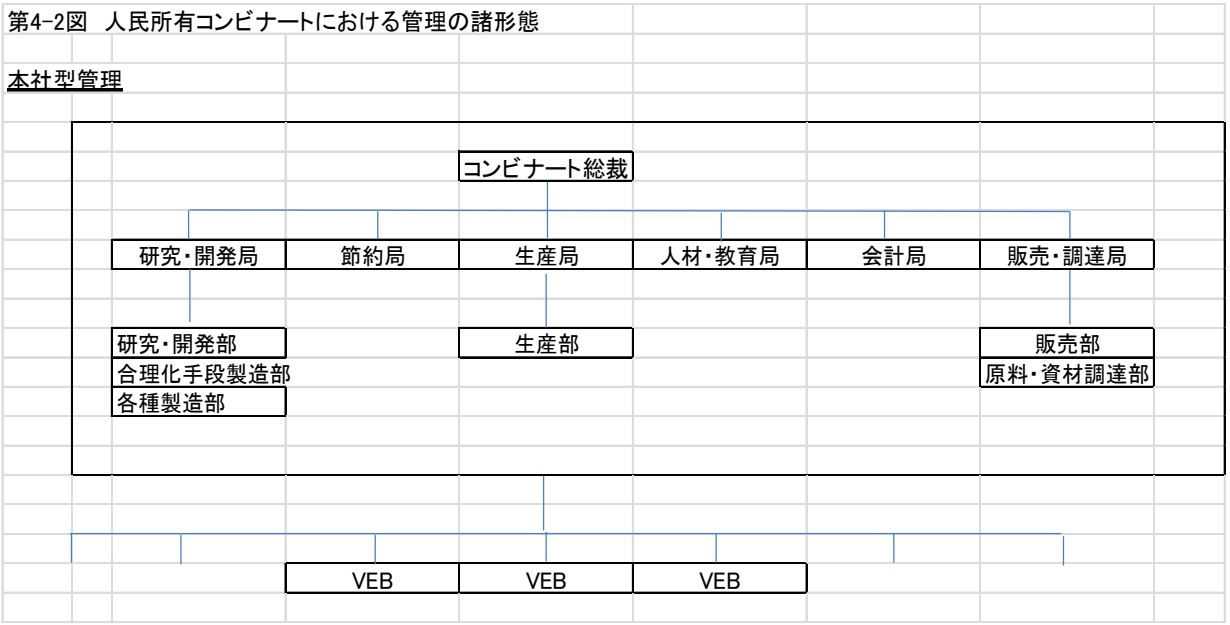
以上の三つの方法のうち，1979 年までのコンビナート再編・設立は，第三の方法である経営連合からの転換を最大の特徴とした。1972 年時点で 53 あった中央直轄の経営連合の大半が，この時期に解体され，単一のあるいは複数のコンビナートに転換されたことがそれを物語っている。**前出の第 4-8 表**の 60 コンビナートのうち，少なくとも 38（5, 6,12,14,15,16,35,38-47,52,54,56-58 を除く）は経営連合から転換されたものであった。しかし，ここで問題となるのは，この転換によって形成されたコンビナートが，経営連合の編成原理であった部門・業種の同一性・類似性を踏襲したのかどうかである。前述のよう

に，1973 年に「コンビナート」の編成原理が二本立てになったことを考えあわせると，この時期のコンビナートには，以前の経営連合と基本的に変わらない編成原理＝組織構造を持つものが少なくなかったことが考えられる。それについては,のちに検討しよう。

このように多様な経過を伴って形成されたコンビナートは，傘下経営の立地条件，生産構造などに対応して，基本的に次の 3 つの管理形態を採用した（**第 4-2 図**）[48]。

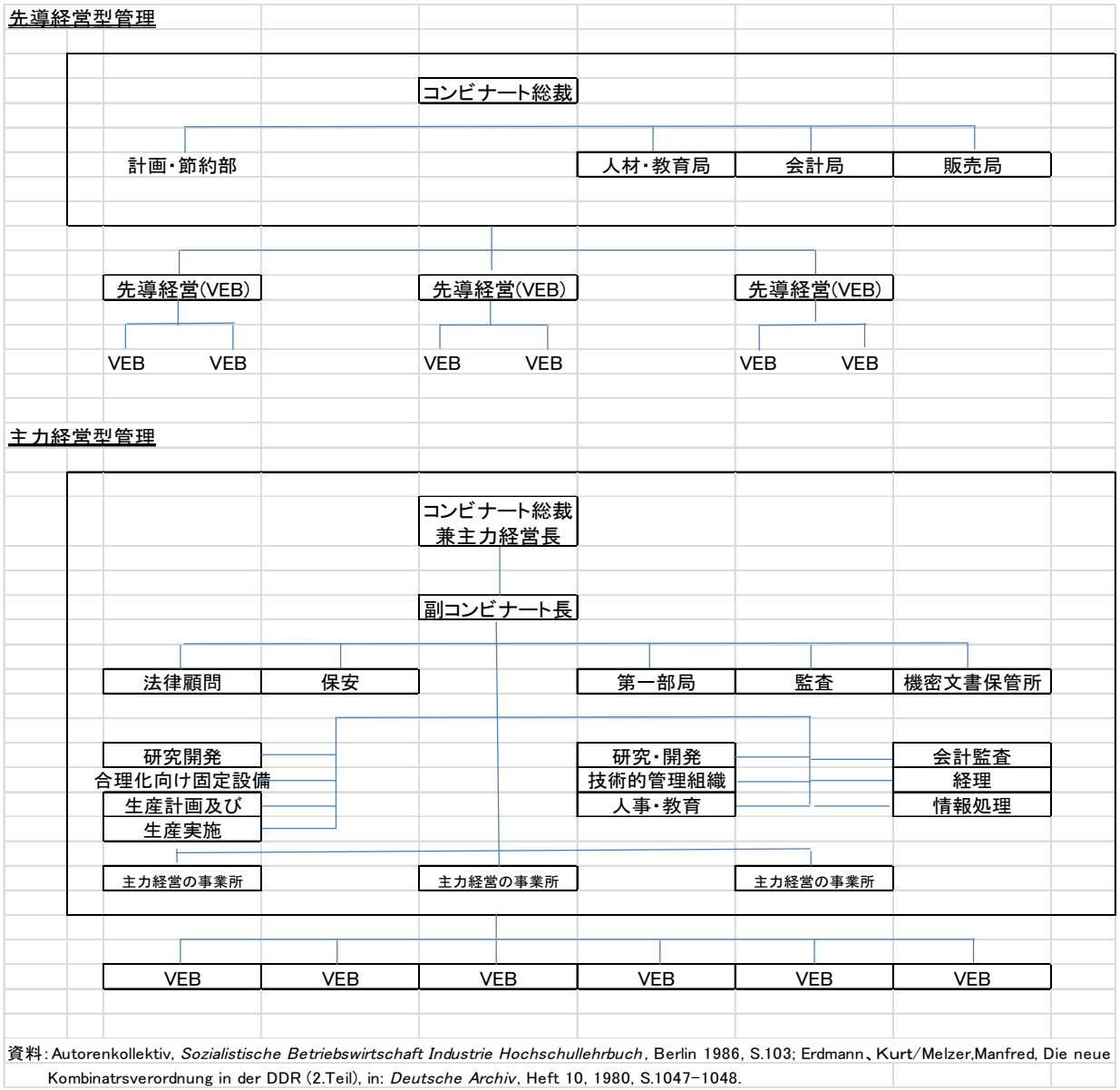
第一の形態である本社型は，生産業務から独立した管理専門の本部(Selbständige Kombinatsleitung)が，傘下経営を統一的に管理するというものである。この管理は，製造品目が多様化し，それに伴って管理されるべき傘下経営が増加したこと，それらの経営が地域的に分散していたことに関連していた。本社型の代表例である光学電子コンビナート Carl Zeiss Jena では，従来の伝統的な光学機器・精密機器はもとより，電子部品・機器の生産まで製品を拡張するために，傘下経営が 16 の製品グループごとに生産を担当した。それらは本社（イエナ)から離れて立地していた（ザールフェルド，ラーテノウ，ズール，フライベルク，ドレスデン,ゲルリッツ，フライタール，ベルリン，グラースヒュッテなど）こともあり，それらを統一的に専門に管理する機関の設置が望まれたものと考えられる。この本社型管理では，コンビナート総裁への権限・責任の集中が著しかった。本部の各種スタッフ（研究・開発，生産，物資調達・販売,人事・教育）は，個別の日常職務に関わる指導・監督・指令権限を有するとともに，コンビナート全体の経営方針に関わる戦略的意思形成過程への参加は認められていた。しかし，その最終的意思決定からは排除されていた[49]。この管理形態の問題点としては，分散する傘下経営間の日常的業務の調整が，現場から分離した本部を介して行われたために，短期の意思決定に時間的損失が生じやすかったこと，生産現場の実状から離れた諸決定(praxisferne Entscheidungen)がなされる可能性があったことがあげられる。

第4-2図　人民所有コンビナートにおける管理の諸形態



（次ページに続く）

（前ページからの続き：第 4-2 図）



資料：Autorenkollektiv, *Sozialistische Betriebswirtschaft Industrie Hochschullehrbuch*, Berlin 1986, S.103; Erdmann、Kurt/Melzer,Manfred, Die neue Kombinatrsverordnung in der DDR (2.Teil), in: *Deutsche Archiv*, Heft 10, 1980, S.1047-1048.

第二の形態は，より「過程に近い(prozeßnah)（＝生産現場近い:produktionsnah)」[50]管理を特色とした主力経営型管理である。この形態はすでに 1968 年以後設立された中央直轄コンビナートで採用されていた，いわば伝統的管理形態でもあった。設立時に選定された主力経営(Stammbetrieb:基幹企業や機関経営とも訳されている）の長は，同時にコンビナート総裁を兼任（1979 年コンビナート令第 26 条第 2 項）し，また主力経営管理部のスタッフはコンビナート本部スタッフ業務を兼任した。主力経営長＝コンビナート総裁は，主力経営の活動の最終責任を負い，本部スタッフの協力に基づいて，コンビナート傘下経営

間の協力を組織・管理していた。実際には，コンビナート本部の生産・計画実施部長が主力経営内の事業所の管理を行い，主力経営長はコンビナート傘下経営の管理を行うといった管理上の分業がなされる傾向があった[51]。

この管理を採用するコンビナートは，(1)鉄鋼石採掘，冶金など，生産工程の技術連関から垂直的分業が強化されてきた部門，(2)化学などのように製品多角化が必要とされた部門，(3)多様な部品や付属品を生産する下請企業を必要とした電機・電子，工作機械部門の最終製品生産者に数多く見られた。(1)の例としては，褐炭ガス製造コンビナート“Schwarze Pumpe”，(2)の例としては石油精製化学コンビナート（フランクフルト・オーダー県シュヴェート），ビッターフェルド電機化学コンビナート（ハレ県），(3)の例としては化学工業設備建造コンビナート“Willhelm Pieck”（ハレ県マンスフェルド）,電子コンビナート“Robotron”，IFA 自動車コンビナート（カール・マルクス・シュタット）などがあった。

一般に主力経営は，コンビナートに統合される経営のなかから，「技術力・経済力，将来性，経済計画実現の安定性，地域の安定的長期発展への貢献度，管理者の政治的・イデオロギー的及び専門的能力と経験」[52]を基準に選定されていた,といわれている。実際には，原料採取から各種の加工段階，最終製品生産に至るまで異種工程が連続しているような(1)の部門では，主力経営の選定に困難が伴った。(2)の部門については，原料加工の第一段階にとって重要な経営が主力経営とされた。(3)の部門のコンビナートについては，最終製品が各々のコンビナートの生産組織の構造を規定するといった側面が強いことから，当該製品の最終生産者が主力経営に選ばれることが多かった。このように主力経営の選定に差異があったことにより，一方では，主力経営型管理の採用を回避する傾向が生まれ，他方では，まったく恣意的に主力経営型が採用される可能性が生ずることにもなった。

第三の形態は，先導経営型管理である。この形態では，経営連合による製品グループ別協力を踏襲する形で，同一品目ごとに先導生産領域(Leitbereich)と先導経営(Leitbetrieb)が設定され（先導生産領域ごとに内部の技術連関が重視された），本部のコンビナート総裁と各先導経営の長が協同して経営管理を行った。コンビナートの経営全体に関わる長期的計画課題の意思決定は，所轄工業省大臣との協議の上でコンビナート総裁が行った。計画の実施については，本部スタッフ（計画・節約，販売，会計，人事・教育）が当該職務を独自の責任で遂行し，研究・開発，投資，物資調達，販売といった生産全般にかかわる業務については，コンビナート総裁からの委託という形で先導経営長に任されていた。先導経営長には，当該企業における計画実施上の指導・監督・指令権限が与えられ，相対的に独立した活動を行う余地が残されていた。この意味で，先導経営型は，本社型や主力経営型よりも分権的であった。

先導経営型管理は，主として多品目の製品が生産される部門，とりわけ中小規模の傘下経営が地域的に分散している消費財部門において広く採用された。代表例は，被服コンビナート“Deko”（ゲラ県プラウエン　：従業員 30000 人）である。このコンビナートは，5つの生産領域（カーテン，絨毯，家具用素材，ふさ飾り，高級レース）に先導経営を設定

し，計 36 企業をそれぞれの領域に配分して管理していた 85) [53]。また，靴製造コンビナート（ハレ県ヴァイセンフェルズ)では， 6 つの生産領域（婦人靴，紳士靴，子供靴，スポーツ靴・作業靴・特殊加工靴，屋内靴，皮革）の先導経営が，需要動向に対応しながら各種靴製品を生産していた[54]。

この他，半導体・制御ボード等の様々な電子部品を生産していたエルフルト電子コンビナート（従業員数：48.000 人，22 傘下経営），多様なプラスチック・合成樹脂製品を生産するために，30 企業を統合して設立されたプラスチック・合成樹脂加工コンビナート（ベルリン）でも，先導経営型管理が採用されていた。

（3）新型コンビナート構想

前節で見てきた 1979 年初頭までの急速なコンビナート再編とその後の新設を根拠づけるため，同年 11 月には『人民所有コンビナート，コンビナート所属経営ならびに人民所有経営に関する閣僚評議会令』（以下,79 年政令）が公布された．以下では，この 43 箇条からなる政令の特徴を先に示唆した 73 年政令との異同を確認しよう(**第 4-9 表**)．79 年政令は，73 年政令時に確立した経済単位の三者構成と，経営連合と中央直轄コンビナートを中間環とする二元的な工業管理システムを，コンビナートとその傘下経営を中心とするシステムに統一した．これにより，ミッタークの所期の目的は制度的には確立されたといえよう．これとならんで政令は，工業省の権限・義務の一部をコンビナート本部に委譲することを規定した（第 4 条第 1 項）．これにより，コンビナートは，工業省から通達される計画課題の達成だけでなく，経済環境の変化に自らの判断で対処しなければならなくなったのである[55]．

さて，工業管理システム内でこのような位置づけを与えられたコンビナートは，いかなる構造と課題を有する組織となったのだろうか．73 年政令が生産過程の組織化の観点から傘下経営の編成原理を定義[56]していたのとは異なり，79 年政令には公布前の論議で示された「完結性の高い再生産過程（weitgehend geschlossener Reproduktionsprozeß）」[57]を創出する，という考え方が盛り込まれた．具体的には，製品の生産だけではなく，研究・開発施設や合理化機器製造工場，資材・部品下請工場，国内販売企業，貿易経営を，個々のコンビナートに統合することが規定されたのである．これは，新設されるコンビナートはもとより，政令以前に設立されていたコンビナートにも要請されることとなった．なお，79 年政令はコンビナート内の生産を担う諸経営をどのように編成するかについて，資材・部品下請工場,コンビナート独自の合理化手段製造工場（内製工場）の統合以外まったく触れていない．

第4-9表　1973年政令から1979年政令への変化

1973年政令			1979年政令	
編別構成	5編、48条から成る		編別構成	6編、43条から成る
第1編	基本原則		第1編	人民所有コンビナート及び傘下経営の責任と地位
第1条	諸経済単位の国民経済における地位	x	第1条	コンビナートの一般規定（定義、基本的課題、構成）
第2条	適用範囲	x	第2条	コンビナートの国民経済的責任（国防課題をも含む）
第3条	諸経済単位の基本的課題		第3条	コンビナートの地位（資産、法的地位、上級機関との関係）
第4条	各級国家機関の課題	x	第4条	コンビナートの国家的管理機能（詳細は別途定める）
第5条	地方機関・地方議会との協力		→ 第5条	コンビナート長の単独責任原則。地方の国家機関との協力
第6条	諸経済単位の長の課題		第6条	傘下経営の地位、機能、原則
第7条	経済法・労働法の遵守		→ 第7条	コンビナート長と傘下経営の関係（任務の変更、委任）
第2編	人民所有経営の課題・権利・義務		→ 第8条	経済法（契約）及び労働法の遵守
第8～9条	人民所有経営の地位	⇒第31条へ	第2編	人民所有コンビナート及び傘下経営の課題
第10条～12条	計画の策定・執行	⇒第34条へ	第9～11条	計画の策定及びバランシング
第13条	金融、経済計算制、価格	⇒第34条へ	第12～13条	科学・技術
第14条	決算と分析	⇒第34条へ	第14条	固定フォンド経済と合理化
第15～16条	科学・技術	⇒第34条へ	第15条	原料・資材経済
第17条	固定フォンド経済	⇒第34条へ	第16～17条	社会主義経済統合と貿易
第18条	原料・資材経済	⇒第34条へ	第18～20条	経済計算制、金融、価格
第19～20条	労働及び賃金	⇒第34条へ	第21条	労働組織及び労働・生活条件
第21条	管理組織	⇒第32～33条へ	第22条	幹部活動及び教育
第22条	幹部活動	⇒第34条へ	第23条	経営間協力関係
第23条	法的取引における代表		→ 第3編	人民所有コンビナート及び傘下経営の管理
第3編	コンビナートおよび傘下経営の課題・権利・義務		第24～25条	コンビナート長の責任
第24～25条	コンビナートおよび傘下経営の地位	➡第3条へ	第26条	コンビナートにおける管理組織。製品グループ別協力関係
第26条	一つの省への帰属	➡第4条へ	第27～28条	傘下経営長の責任
第27条	コンビナートの設立		第29条	定款及び規則（省略）
第28条	コンビナートの権利能力	→第30条へ	第30条	法的に取引における代表（省略）
第29条	コンビナートの管理		第4編	人民所有経営の地位・管理・課題
第30条	傘下経営間の協力関係	➡第23条へ	第31条	人民所有経営の地位
第31～32条	財務ファンドの形成と使用	➡第18～20条へ	第32～33条	人民所有経営の管理
第33条	定款	➡第29条へ	第34条	人民所有経営の課題
第4編	人民所有経営連合の課題・権利・義務		第5編	人民所有コンビナート・傘下経営、人民所有経営の設立
第34～35条	人民所有経営連合の地位	x	第35～38条	三者の設立について
第36～38条	計画策定	x	第39条	権利能力の停止
第39条	社会主義経済統合	x	第40条	帰属先・名義・所在地の変更
第40条	製品グループ別協力関係	⇒第26条へ		
第41条	科学・技術	x		
第42条	原料・資材経済	x		
第43条	労働及び賃金	x		
第44条	経済計算制	x		
第45条	価格	x		
第46条	管理組織及び幹事人事	x		
第47条	定款及び法的取引への参加	x		

凡例

網掛け部分	新規追加
——→	一つの条文が編として豊富化された
----------→	その一部が盛り込まれた
⇒	項目・内容ともにほぼ一致
➡	項目上は一致するが、内容を追加
x	破棄

資料：Verordnung über die Aufgaben, Rechte und Pflichten der volkseigenen Betriebe, Kombiate und VVB vom 28. März 1973, in: *GBL. Teil 1*, Nr.15, 1973, S.129-141; Verordnung über die volkseigenen Kombinate, Kombinatsbetriebe und volkseigenen Betriebe vom 8. November 1979, in: *GBL. Teil 1*, Nr.38, 1979, S.355-366.なお、簡略化のために、73年政令からは第5編（終末規定）、79年政令からは第6編（適用範囲及び終末規定）を省いた。

この再編を前提に，79 年政令は「コンビナートとその傘下経営の諸課題」（第 2 編）に以下の新たな内容を追加した．まず，(1)「科学・技術」では，コンビナート外部の学術・研究機関との協力関係の強化やコンビナート内の研究・開発施設の拡充が重視された．(2)「固定フォンド経済と合理化」では，企画・設計施設，建設部，合理化手段製造工場をコンビナート内に設置することがあげられた．(3)「原料資材経済」では，資源節約的な生産方法や生産技術の導入，資源の再利用，適正な在庫管理といった課題が新たに加えられた．(4)「経済計算制・金融・価格」では，コンビナートの財務へ関心を高めるために，計画目標の達成と資金配分の優遇措置とを結びつけたり，コスト要因の節約を価格に反映させたりすることが認められた．また，管理経費のコンビナート内調達に向けて，傘下経営からの拠出が義務づけられた．(5)「社会主義経済統合と貿易」については，コンビナート独自の貿易経営の統合・設置が認められた．生産者としてのコンビナートに，直接諸外国の市場動向を把握・分析させるというのがその狙いであった．そして最後に，(6)「幹部活動および教育」については，幹部となる人材，とりわけ科学技術分野の専門幹部の選定・養成・配置が新たに規定された．これは，コンビナート全体の技術力の向上を人的に補強するための試みであったといえよう．以上の改訂点は，コンビナート・モデルで示された統合構想に直接関連するものであった．それはまた，先に見た資源危機に対応すべく，研究・開発力の拡充，合理化による減量生産体制の構築，輸出強化を強く意識したものでもあった．

つぎにコンビナート内の管理構造の変化についてみよう．79 年政令は管理に関する規定を改訂した（第 3 編）．特徴的なのは，最終的決定権限や諸機能が本部のコンビナート総裁や専門部局幹部に集中したことにより，傘下経営の独立性が以前よりも強く制限されたことにあった[58]．この関係を前提に，79 年政令は，コンビナート内の管理の形態として主力経営＝本部型（以下，主力経営型）とその亜種である独立本社型を基本に据えた[59]．この二つの形態では，管理本部が生産から独立しているか否かという違いはあったが，権限と責任は本部に集中していた．また，79 年政令は，例外的に先導経営型管理[60]の採用をも認めた．コンビナート内に設定された複数の製品グループごとの領域で経営間協力を組織する先導経営（Leitbetrieb）を選定し，その管理部が同一領域内の経営を管理する，というのが特徴であった．政令公布から 1 年後の各々の構成比は，主力経営型が 65%，独立本社型が 20%，先導経営型が 15%であった[61]．部門別でみると，主力経営型を採用するコンビナートは原料・基礎資材工業や加工組立型工業に多く，独立本社型は精密機械工業や軽工業（繊維）にみられた．前者で主力経営型が多いのは，統合の対象となった経営のなかに経済力・技術力といった点でコンビナートを代表するような大経営が存在していたこと，73 年政令がこの形態の採用を規定していたことに関連する．独立本社型の採用には，コンビナート設立時の問題として，傘下経営が地域的に分散していたために主力経営の選定が困難であった，以前からこの方式を採用していた[62]，などの要因が働いていた．先導経営型は，コンビナート内に大量の中小経営が存在する，それらの規模・供給能力・技術力が不十分である，といった理由から経営連合の解体が遅れた機械工業や電機・電子工業の消費

財・部品関連業種や軽工業のコンビナートで採用される場合が多かった．それはまた，主力経営型や独立本社型を採用するコンビナートの一部の領域で用いられる場合もあった．

（4）コンビナート改革の実績

先に触れたように東ドイツ経済の成長率は，1970 年代半ばから低下し続け，79-80 年および 81-82 年には史上初のマイナス値を記録した（**前掲第 3-1 図**）．その背景の一つは第二次オイルショックによる国際収支の悪化があった．貿易赤字の大半は，ソ連産輸入原油価格の上昇や，デタント気運のなかで拡大してきた西側先進諸国からの生産財輸入があった．対ソ連ならびに対西側貿易は，資源を確保し，国際的技術革新に追随するためには不可欠であったが，東ドイツはその決済手段を獲得するための輸出拡大を実現できなかったのである[63]．それは，コメコン諸国への輸出が各国の経済計画との関連で予め各国間契約に拘束されていたこと，品質・技術水準・デザイン等の問題から対西側先進国への輸出が伸び悩んでいたこと，などに原因があった．これに対処するため，党・政府は輸入抑制を含む徹底的な節約体制の構築と大幅な輸出拡大をはかった．その先駆けとして，81 年にはソ連からの原油供給量削減の提案が受け入れられた[64]．また，翌 82 年にはポーランドとルーマニアの債務不履行によって東欧諸国に対する西側の信用が失われ借款が困難になったが，東ドイツ政府はその回復に向けて輸入抑制や国内消費を犠牲にした輸出拡大を行った．

この状況下で，中央直轄コンビナート数は 1979 年の 101 から 83 年の 132 に増加した（**第 4-10 表**）．これには，東ドイツの国有セクター工業全体（工業省および県経済評議会直轄下の工業）の経営数のほぼ半数が統合されていた．それらは，工業省直轄工業に限ってみると，その総生産高のほぼ 100%を占めた．また，就業者数，国内向け・輸出向け完成品に占めるその割合は 98～100%に達した[65]．中央直轄コンビナートに統合されなかった経営には，中央直轄と県評議会直轄のものがあったが，そのほとんどは県評議会の管理下で消費財生産を担う中小経営であった．その多くは 81 年から新たに設立が開始された県直轄コンビナートに統合された（同年中に一挙に 93 に増加）[66]．県直轄コンビナート数は，83 年にピークに達し，県評議会直轄工業の総生産高の 94%，就業者数の 92%，輸出の 85%を占めるまでになった．

第4-10表 1983年の中央直轄コンビナートの部門別構成

	1980年(参考)		1983年		傘下経営の内訳					労働者・職員	構成比	工業生産高	構成比
工業省	ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ数	傘下経営数	ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ数	傘下経営数	生産	研究・開発*	貿易	国内販売	その他	(1,000人)	(%)	(10億マルク)	(%)
褐炭・エネルギー	22	49	22	56	51	5	-	-	-	242.0	(9.1)	44.5	(12.4)
鉱山・冶金・カリ	7	51	7	53	51	1	1	-	-	177.4	(6.7)	36.6	(10.2)
化学	15	123	15	128	117	5	4	1	1	314.6	(11.9)	82.6	(23.0)
電機・電子	17	250	17	268	239	14	3	12	-	479.6	(18.1)	40.3	(11.2)
重機・設備	13	234	13	233	216	11	6	-	-	327.7	(12.4)	28.5	(7.9)
工作機械・加工機	6	125	6	116	104	9	3	-	-	135.6	(5.1)	10.9	(3.0)
汎用機・農機・自動車	9	198	8	202	166	7	4	25	-	256.7	(9.7)	29.8	(8.3)
軽工業	14	687	14	403	389	11	-	2	1	393.3	(14.8)	40.6	(11.3)
ガラス・陶器	10	152	11	129	117	8	2	1	1	111.5	(4.2)	11.2	(3.1)
県直轄工業・食品	17	732	17	383	361	12	2	8	-	202.0	(7.6)	32.4	(9.0)
地質	2	8	2	10	4	6	-	-	-	11.5	(0.4)	1.8	(0.5)
小計	132	2,609	132	1,981	1815	89	25	49	3	2651.9	(100.0)	359.2	(100.0)
工業省所轄外**		2,422		1,855									
合計		5,031		3,826									

*コンビナート独自の合理化向け機械製造を含む。

**県評議会管轄下以外の経営

資料:Autorenkollektiv, *Sozialistische Betriebswirtschaft Industrie*, Berlin 1985, S.43;Institut für angewandte Wirtschaftsforschung(hrsg.), *Wirtschaftsreport. Daten und Fakten zur wirtschaftlichen Lage Ostdeutschlands*, Berlin 1990, S.84.

この急速な設立運動に並行して，党・政府は，コンビナート・ゼミナールを通じて，79年政令の構想実現のために各コンビナートの統一的な行動を促した（**第 4-11 表**）．1980年のゼミナール報告では，(1)部品・半製品供給の遅延・不足の克服，(2)研究・開発力の向上，(3)生産過程の合理化の推進に力点が置かれた．とくに，部品供給問題の解決は，最終製品の増産や品質向上のために不可欠とされた[67]．研究・開発については，基礎研究を担う外部組織との協力を強めると同時に，技術系管理スタッフや専門労働者を育成・拡充する必要性が示された．生産の合理化については，補助工程の機械化を通じて人員を削減し，それを主工程の交代制労働に配置転換させ，機械の稼働率を高めることが課題とされた[68]．

1981年のゼミナールは，政令の統合課題の実現とともに，SED 第10回大会で提起された「80 年代経済戦略」[69]を，すべてのコンビナートに徹底させることを目標に掲げた．同戦略は，マイクロエレクトロニクス技術を基盤とする「集約化」を進め，最終的には国民所得成長率の上昇，国内外向けの消費財生産の増加を狙うものであった．政令との関連で，とくに注目されるのは，81 年ゼミナール報告が，前年と同様に部品・資材供給の組織化を重視している点である．これは，資材・部品の納入遅延が個々のコンビナートにとって深刻な問題となっていたことを窺わせるものである．ただし，ゼミナール報告はその具体的解決策を示していない．

第4-11表　SED中央委員会ゼミナールにおけるコンビナートの捉え方の変化

年	統合戦略の力点			管理組織の在り方		主要な制度変更、政治経済の動きなど	
	生産組織	国内販売・貿易	科学技術	管理形態	その他	業績評価の基本指標	その他
1979年	資材・部品工場、修理・補修工場の統合	国内販売企業、貿易企業の統合（前方統合）	外部の研究・開発機関との連携、コンビナート内の研究開発施設、合理化機械・設備の内製	主力経営型 本社型 先導経営型	コンビナート総裁の権限引上げ	工業的商品生産、純利益、商品生産100マルク当たりの原料・資材コスト	第二次オイルショック
1980年	資材・部品不足の解消、修理・補修工場の統合、高品質・付加価値製品の生産、運輸・保管部門の合理化	統合課題としての強調はない	外部の研究・開発機関との連携、コンビナート内の研究開発施設、合理化機械・設備の内製	言及なし	情報処理装置の導入によるオフィスオートメーション化	工業的商品生産、純利益、商品生産100マルク当たりの原料・資材コスト	GDP成長率の急落、資源節約の励行
1981年	品質向上に寄与する部品・付属品生産工場の設置、高品質な消費財の生産、合理化機器製造工場の設置	統合課題としての強調はない	外部の研究・開発機関との連携、コンビナート内の研究開発施設、合理化機械・設備の内製、マイクロエレクトロニクス技術の重視	言及なし	党の役割の強調、本部管理スタッフ、経営長の資質の向上	工業的商品生産、純利益、商品生産100マルク当たりの原料・資材コスト	SED第10回大会(81年)における「80年代経済戦略」の呈示。ソ連産原油供給の削減、県直轄コンビナートの設立開始
1982年	労働生産性の向上によるコスト・人員の節約、原料・資材工業及び部品供給工場への労働力の優先的配分、交代制労働の拡大、既存生産設備の利用	統合課題としての強調はない	若い技術者の登用、創意・発明運動の組織化	言及なし	党の役割の強調、本部管理スタッフ、経営長の資質の向上	工業的商品生産、純利益、商品生産100マルク当たりの原料・資材コスト	新経済計算制令の公布・施行、ソ連との協力関係の強調（資源外交強化）、県直轄コンビナートの意義の強調
1983年＊	品質向上に寄与する部品・付属品生産工場の設置、消費財生産の拡充（国内・輸出向け）	貿易経営、国内販売経営の統合の強調	コンビナート内の研究開発施設（人材育成も含めて）、合理化機械・設備の内製	管理コストおよび人員の節約に向けた主力経営型管理の強調	主力経営と参加経営の格差の是正	新しい業績評価指標 純生産、純利益、国民向け消費財・サービス供給、輸出	新財務資金運用指針 西ドイツからの10億西ドイツマルクの借款（シュトラウス借款）、国家計画指標の増大、経済計算制の厳格化
1984年	部品・付属品生産工場の統合の強調	ふたたび統合課題としての強調はなくなる	合理化機械・設備の内製（具体的には、工具、計器、検査機器）	計画の達成に向けた主力経営型管理の徹底	計画策定・管理システムの改善、経済計算制の部分改正、バランス監査の重視	純生産、純利益、国民向け消費財・サービス供給、輸出	国民経済のあらゆる余力の開拓と利用が強調された。とくに国内消費材供給と輸出、西ドイツからの9.5億西ドイツマルクの借款
1985年	部品・付属品生産工場の統合の強調、製品グループ別協力関係の重視（先導企業型管理との関連）	資材・部品供給に特化しているコンビナートの輸出を奨励	合理化機械・設備の内製をすべてのコンビナートに要請	主力経営型管理と先導経営型管理の重視	監査の強化	純生産、純利益、国民向け消費財・サービス供給、輸出	経済計算制の一層の強化、物財バランス、財務バランスの監査の強化

＊この年は、カール・マルクス没後100年を記念して学術会議が開催された年であった。会議のテーマは、「コンビナートの発展における諸経験の理論的一般化」であった。
この会議の２つの基調報告（G．ミッタークとH. コツィオレーク）は、それまでのSEDセミナーを総括する意味を持った。

資料：*Mit der Kraft der Kombinate für weiteren hohen Leistungsanstieg (Erfahrungsaustausch des Zentralkomitees der SED mit den Generaldirektoren und Parteiorganisatoren des ZK vom 19. bis 21. Marz 1980 in Gera)*, Berlin 1980; *Kombinate im Kampf um die Durchführung der Ökonomischen Strategie der X. Parteitages(Seminar des Zentralkomitees der SED mit den Generaldirektoren und Parteiorganisatoren des ZK vom 27. bis 30. April 1981 in Leipzig)*, Berlin 1981; *Kombinate vergrößern ihren Beitrag zur Erfüllung der Beschlüsse des X. Parteitages(Seminar des Zentralkomitees der SED mit den Generaldirektoren und Parteiorganisatoren des ZK vom 5. bis 8. April 1982 in Leipzig),* Berlin 1982; *Ökonomische Strategie der Partei - klares Konzept für weiteres Wachstum (Wirtschaftswissenschaftliche Konferenz der DDR im Karl-Marx-Jahr am 29. und 30. September 1983* in Berlin),Berlin 1983;*Nach neuen Maßstäben die Intensivierung umfassend organisieren (Seminar des Zentralkomitees der SED mit den Generaldirektoren und Parteiorganisatoren des ZK vom8. bis 9. Marz 1984 in Leipzig),* Berlin 1984; *Mit höchsten Leistungen den XI. Parteitag vorbereiten(Seminar des Zentralkomitees der SED mit den Generaldirektoren und Parteiorganisatoren des ZK vom 5. bis 8. April 1982 in Leipzig),* Berlin 1985.

1982 年のゼミナールでは，現実の経済的諸問題にいかに対処するかという視点から報告がなされた．先に見てきたように，この年の東ドイツ経済は危機的な状況に直面していた．そのため報告は，すべてのコスト要因の節約・効率利用にもとづく減量生産体制を構築するとともに，輸出品や消費財の供給拡大を重点課題としてあげている．とくに，原・燃料の投入を絶対的に削減しつつ増産することが求められた．また，交代制労働や産業ロボットの導入が予定されているコンビナートに投資資金を優先的に振り向ける，といった合理化推進策がとられることになった．

1983 年に開催された学術会議では，コンビナート化がほぼ完全に終了したことが宣言された[70]．また，その基調報告では，コンビナート改革の理論的総括を行い，構想の正当性が強調された．しかし，この年までの統合の実態は，79 年政令と照らし合わせる限り工業部門ごとに異なる様相を呈した．すでに生産部門の統合については言及してきたので,以下では,「研究・開発」,「国内販売」,「貿易」の順で統合実績について検討しよう。

前掲第 4-10 表に集計したように 1983 年時点で研究・開発あるいは合理化手段製造工場を統合したのは，89 のコンビナートであった．合理化用機械・設備等の内部製造（以下，「内製」）は，先端技術を軸とする合理化，弾力的機械化・自動化をコンビナートがイニシアチブをとって推進し，労働生産性と国民所得の増大を図るという，1960 年代以来の科学技術政策に対応した積極的な構想であるようにみえた。しかし，現実には，西側技術の導入が困難になっていたこと（貿易圧力，ココム規制の影響），貿易赤字や対外債務解消に向けて，電子・電機製品（例えば，NC 工作機械，電子部品など）が大量に輸出されねばならなかったことから，国内における生産手段需要の充足が困難となったために，生産手段の「内製」がコンビナートに強く要請されたのである。その最大の問題は，「内製」に先立つ研究・開発が，特殊コンビナート的になされたことにあった。それは，一面では個々のコンビナートに適合的な生産技術を開発することにつながったが，他面では「先端技術の開発に必要な専門化や協力の効果の放棄」「国際的に見ても，条件付きでしか競争力を示し得ず, 技術的にも自給自足的イノヴェーション」といった性格を持つものでもあった[71]。したがって，先端技術を軸とする合理化・機械化・自動化という政策課題の実現は，当初から問題点を抱えざるを得なかったのである[72] 。

この生産手段の「内製」は，コンビナート内の研究・開発に強く依存していた。しかし，研究・開発の分野では，すでに次のような分業体制ができあがっていた。すなわち，工業のあらゆる分野に及ぶ基礎技術研究は，科学アカデミー付属研究所や大学が行い，特定部門の生産の技術開発には，各工業省の管轄下に置かれた研究所が行うというものであった。1979 年政令以後は，研究・開発をより生産現場に近い，コンビナート内部で行うことが要請された。例えば，電子コンビナート Robotron は，独自の研究技術センターと技術サービス部を設け，生産技術改良・刷新のための研究・開発，新製品の開発などを担当させた[73]。また，同じく電子・電機工業省管轄下にあったヘルムスドルフ・セラミック工場でも，研

究技術センターが新たに設置され，フェライト，点火プラグ，集積回路ボード，変圧器用材等の製品開発や工場内理化のための設備の開発が行われていた[74] 。こうした試みは，以前の状態からすれば肯定評価の対象となるだろう [75]。しかし，西側との,制約された技術交流のなかで行われた特殊コンビナート的研究・開発は，かえって国際的水準への接近を遅らせる原因になったことも考えられる。

部門別でみると，石炭・エネルギー，鉱山・冶金・カリ，化学のコンビナートでは統合件数は少なかったが，傘下経営数に対するその割合はむしろ他部門よりも高かった．電機・電子，機械工業の 3 部門，軽工業の 3 部門では，それぞれ 7 割を超える比率で統合が進んでいた．電機・電子の場合，それ自体が高度な科学技術水準を必要としたこと，機械工業では，重要な輸出業種として国際水準に見合った製品開発が求められたことが，高い統合比率につながったものと思われる．また，部門の性格上，合理化機器製造工場の設置が他部門に比べて容易だったこともその理由としてあげられよう．軽工業では，他部門よりも遅れていた機械化がこの統合によって進む可能性が高かったことが高い統合比率につながったものと考えられる．

つぎに国内販売組織の統合についてみよう。ここで注意しなければならないのは，生産財の約 7 割は，経営間あるいはコンビナート間の契約によって直接取引されていた点である[76]．したがって，販売組織を通じた取引の主要な対象は消費財であった．コンビナートに統合されていた合計 49 の国内販売企業の多くが，電機・電子（家電），一般機械・農業機械・車両（自動車，オートバイ）といった一部の業種に集中していたのはそうした事情による．その観点からすると，軽工業や食品工業部門のコンビナートで販売組織の統合が進んでいないのは奇異に思われよう．しかし，これらの部門の製品販売については，すでに国内の卸売・小売商業組織が一手に請け負っていたので，流通における規模の経済の観点から統合は必要最低限に抑えられたものと考えられる．

最後に貿易経営の統合について確認しておこう。この課題は,1970 年代の経済状況の変化に対応する極めて重要な項目として位置づけられていた。統合以前には，貿易経営はすべて貿易省の管轄下におかれていた。貿易経営は，獲得した外貨利益を国庫に納入していた。コンビナートには外貨利益から貿易経営の仲介マージン等を差し引いた金額が国内通貨で支払われた[77] 。1978 年になると，コンビナートは，貿易省の管轄下におかれた貿易経営の仲介を受けず，独自に貿易活動を展開することを認められた[78] が，この試みは，コンビナート内で専門販売員が養成されていなかったこと，西側への出張を許可された人材が不足していたことなどもあり積極的に展開されないまま終わった[79]。

1979 年政令以降は，こうした貿易経営とコンビナートの関係を改めるため，貿易経営のコンビナートへの統合が構想された。統合にあたっては，コンビナートの製造品目と貿易経営の販売品目の一致が条件とされた。ただし，そうした一致があっても，コンビナートの生産量が貿易経営に課された販売量や売上げ額に満たない場合には，同一製品群を生産

するいくつかのコンビナートの販売を，工業省管轄下の貿易経営が一手に請負うという形が採られた[80] 。

貿易経営の統合以前には，それまで貿易を独占していた貿易省の反対があった。その後，貿易省の貿易経営に対する指導・監督権限は維持されるという前提で，工業省と貿易省の間で以下の内容の合意がかわされ，統合が決定された。

(1)貿易経営が独立した経営としてコンビナートに統合される場合，貿易経営の長はコンビナート総裁の販売にかかわる権能を有する。(2)貿易経営の支店はコンビナートに統合されるが，貿易経営支店長は同時にコンビナート管理本部の構成員となる。その際，貿易経営の管理は工業省の指導・監督下に置かれる。(3)貿易経営が工業省の指導・監督下に置かれた場合，貿易経営長は外部経営の一員としてコンビナートのトップ・マネジメントの構成員となる[81]。

統合の実施により，1981 年の時点で合計 54 の貿易経営のうち，24 が工業省の管轄下に置かれ，25 がコンビナートに所属し，残りの 2 つが貿易省の管轄下にとどまった [82]。その内訳は,**第 4-12 表**のとおりである。25 の貿易経営のうち 16 件は「80 年代経済戦略」で最重視された工業用電機・電子や重機械，化学工業に集中していた[83]．統合の効果としては，生産から販売（輸出）までの期間短縮，国際市場の需要動向へのコンビナートの関心の向上が期待された。また，輸出を大幅に拡大するため，輸出計画が超過達成された際に，コンビナート内に超過分の外貨が当該外貨勘定で留保される可能性が与えられた [84]。

第4-12表　東ドイツの貿易企業（1981年1月1日時点）

A. ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ傘下に組み入れられた貿易経営

	貿 易 経 営 の 名 称	主要取扱品
1	Baukema Export/Import(K)	建設資材。建設機械
2	VEB Carl Zeiss Jena(K)	光学機器、集積回路
3	Chemieanlagen Export/Import(K)	化学工業用設備
4	Elektronik Export-Import(K)	電子部品
5	Fischimpex Rostock(K)	生鮮魚介類、缶詰
6	FORTSCHRITT LANDMASCHINEN EXPORT-IMPORT(K)	農業用機械
7	GERMED-export-import(K)	医薬品
8	Kali-Bergbau(K)	カリ
9	VE Kombinat Kohleversorgung(K)	褐炭、石炭
10	MLW intermed-export-import(K)	医療用機器
11	ORWO Export-Import(K)	ﾌｨﾙﾑ、溶剤
12	VEB Philatelie Wernsdorf(K)	使用済み切手
13	VEB Petrochemisches Kombinat Schwedt(K)	石油化学製品
14	Pneumant-Bereifungen Export-Import(K)	タイヤ
15	Polygraph-Export/Import(K)	印刷機
16	Robotron Export/Import(K)	電子機器・部品
17	Schinenfahrzeuge Export/Import(K)	機関車、客車
18	Schiffcommerz(K)	輸送船、漁船
19	SKET Export/Import(K)	重機械
20	TAKRAF Export/Import(K)	褐炭採掘設備、クレーン
21	Textima-Export/Import(K)	繊維工業用機械
22	VE Kombinat Verbundnetz Energie(K)	電力
23	Verpackung und Burobedarf Export/Import(K)	包装機器、事務用品
24	Walzlager und Normteile Export/Import(K)	ベアリング
25	Zellstoff und Papier Export/Import(K)	紙・パルプ

（次ページに続く）

（前ページからの続き：第 4-12 図）

B. 独立した貿易経営		
1	Berliner Import-Export-Gesellschaft mbH	食品、機械、電機・電子
2	Buchexport	書籍一般
3	Chemie Export-Import	化学原料・化学製品
4	DEFA Aussenhandel	映画配給
5	Desuma	楽器、玩具
6	Elektrotechnik Export-Import	電気、電子製品
7	FURCHTIMEX	果物、野菜
8	GENUSMITTEL IMPORT-EXPORT	嗜好品
9	Glas-Keramik	ガラス製品、陶器
10	Heim-Electric Export-Import	家電
11	Holz-und Papier Export-Import	木材、紙
12	Industrieanlagen-Import	工業用設備
13	intercoop	建設資材
14	INTERPELZ	毛皮、皮革製品
15	Intrac Handelsgesellschaft mbH	石油等の鉱産物、証券取引
16	Isocommerz GmbH	アイソトープ、放射線技術
17	LIMEX-BAU-EXPORT-IMPORT	建設資材
18	Metallurgiehandel	金属製品
19	NAHRUNG EXPORT-IMPORT	食品全般
20	Spielwaren und Sportartikel Export-Import	玩具、スポーツ用品
21	Techno Commerz GmbH	排水、換気技術
22	TEXTIL COMMERZ	繊維製品全般
23	TRANSPORTMASCHINEN EXPORT-IMPORT	輸送機械
24	Union Haushaltsgerate export-import	日用品・雑貨
25	WMW EXPORT-IMPORT	工作機械
26	Zimex GmbH	印刷機

注）表中の(K)は、貿易経営がｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ傘下に組み入れられていることをさす。これらの貿易経営以外にも、サービス供給会社、代理店などがある。

資料：Haendke-Hoppe, Maria, Die Umgestaltung des Aussenhandelsapparates in der DDR, in: *Deutschland Archiv*, Heft 4, 1981, S.383の表に加筆・修正を施した。

しかし，この統合は最初から問題を抱えていた。前述したように，1970 年代末から 80 年代初頭には，東ドイツの交易条件が著しく悪化していた。そうした中で，輸出に関する責任が二つの省へ分散されたことは，貿易省の負担軽減にはなったものの，工業省やコンビナートの負担増となった。また，貿易の成果の配分や使途の決定における工業省と貿易省の見解の不一致が，コンビナートの経営方針を消極的なものにしがちであった。さらに実務においても，貿易活動に必要な「キリル文字のタイプライター（コメコン貿易との関連：引用者），さらには外国語のできる代理店職員，国家保安省から外国出張を許可された海外販売員が不足」[85]していたが，その調達はすべてコンビナートに任され，もともと貿易活動とは無縁であったコンビナート側に負担感が生まれた。そうした負担・責任の増大を回避するために，多くのコンビナートは，貿易経営の統合を先送りにしたり，国内販売向けの生産に特化しがちであった[86] 。さらに販売上のスケールメリットや危険回避の観点からみて，輸出入をさまざまな製品を一手に扱う部門別工業省あるいは貿易省管轄下の貿

易経営に任せたほうが有利であったからであった,といわれている．輸出課題に対する責任から逃れるために，貿易経営の統合をできるだけ回避する傾向があったことも否めない．83 年 3 月にコンビナートの業績評価の基本指標が改訂された際に，輸出が新たな項目に付け加えられたことで，そうした傾向はより強められた,という見解も存在する[87].

第 4 節　コンビナート構想の見直し

1980 年代前半には，コンビナート・ゼミナールの開催と併行して，コンビナートに関する論文が数多く発表された．それらの一部には，79 年政令やゼミナールとは趣の異なる論点が見られた．コンビナート内の生産を担う経営をどのように編成するか，という問題がそれである. 先に見たフリードリッヒは, 70 年代後半から 80 年代初頭の経済環境の変化を，(1)最新技術と生産との結合が追求された結果，製品刷新や新製品の市場への登場のテンポが早まった，(2)そうした製品を大量に生産する必要が生じた，(3)製品需要が多様化した結果，従来の単一製品（群）に特化した連続生産が見直されねばならなくなった，と捉えた．そして，これらの変化に対処するため，経営の集中やコンビネーションの在り方の再検討を指摘した[88].

その対象となる部門には，機械や電機・電子があげられた．これらは，先の「80 年代経済戦略」で，工業の技術水準の引き上げに不可欠とされた部門であった[89]．また，機械，電機・電子の消費財部門（ミシン，アイロン，冷蔵庫，洗濯機，自動車）や軽工業もとりあげられたが，これらも戦略課題である生活水準の向上や輸出拡大に関連するものであった.

以上の部門では，第一に，一コンビナート当たりの傘下経営数が相対的に多く，それらが地域的に分散している，という問題があった．**前掲第 4-10 表**の生産経営数から概算すると，石炭・エネルギー，鉱山・冶金・カリ，化学といった素材型部門では一コンビナート当たり 2 から 8 の経営が統合されていたのに対して，機械や電機・電子などの加工組立型工業では 14 から 18，軽工業（陶器・ガラスを除く）・食品では 20 から 28 の経営が統合されていた．このような多数の傘下経営が，地域的に分散していたことは，運輸コストの増加，ロスタイムの発生，管理コストや職員数の増加，といった問題の原因となっていた．それはまた，多様な部品・素材等から成る最終製品を生産工程間の供給バランスを保ちながら生産する必要のある加工組立型工業のコンビナートにとって深刻な問題であった.

第二の問題は，傘下経営間で生産高や従業員数に大きな格差が見られた，という点にある．フリードリッヒによれば，中央直轄コンビナート全体で見た場合，純生産高では大経営と小経営の間に 30 対 1 の格差があり, 従業員数では 200 人規模の経営から 1 万人規模までの開きがあった（83 年）[90]．これらの格差は，個々のコンビナートにおける需給のアンバランスにつながる可能性があった.

フリードリッヒに代表される見直し論者は，これらの問題点を解決する方策として，加工組立型工業や軽工業のコンビナートにおける大中小経営間の関係を再編することを主張

した．具体的には，地域的に分散して存在する多くの中小経営や小規模な事業所（以下，中小経営と総称する）を，以前のように生産性向上の障害として捉えるのではなく，個々のコンビナートの主要製品の生産あるいは主工程を担う大経営を補完するために積極的に活用するというものであった[91]．その活用の根拠として，見直し論者は，全国に分散する中小経営には，(1)運輸コストの削減や労働力の調達の条件を提供している，(2)経営規模が小さいので管理が容易である，(3)生産ラインや製造品目の転換がしやすい，(4)統廃合が容易である，といった長所があることを指摘している[92]．

中小経営の活用領域としては，機械，電機・電子といった加工組立型工業のコンビナートの場合，資材・部品供給，製品開発における試作品の製造，保守・点検サービスといった副次工程や補助工程にかかわる分野があげられた．また，最終製品についても，大量生産向けの製品は大経営に任せ，中小経営は需要の限定された少量生産向け製品（特殊機械など）の生産に専門化することが示された[93]．なお，資材・部品供給工場の統合に関連して，コンビナート・ゼミナール（81～83 年）は，製品の品質向上に関わる下請供給（qualitätsbestimmende Zulieferungen）にその範囲を限定してきたが，ゲーリッシュらは，それをさらに特定製品のための特殊な資材・部品の下請供給（erzeugnisspezifische Zulieferungen）に絞ることを提案した[94]．たとえば，電機・電子工業のコンビナートから供給される制御機器は，機械工業のコンビナートが製造する NC 工作機械にとっては重要な付属品である．しかし，前者は，ある特定の NC 工作機械のためだけに制御機器を供給しているわけではない．ゲーリッシュらは，特殊コンビナート的な制御機器の製造に限って，コンビナート内の中小経営に任せることを示したのである[95]．また，フリードリッヒは，被服，製靴，皮革といった軽工業の最終生産工程における中小経営の活用を提起した．とくに，需要構造（品質，品種，デザイン）の変動が激しい流行品やオリジナル商品，特殊加工品の生産をその主要な活動領域とした．

この見直しの提案は，中小経営を計画の策定・管理の単位とするか否か，という問題につながるものでもあった．すでに見てきたように，79 年政令は，集権的管理を特徴とする主力経営型と独立本社型管理を基本としながらも，先導経営型による分権的な管理をも認めていた．ゼミナール報告は，しばらくこの管理形態について言及してこなかった（**前掲第 4-11 表**）．しかし，83 年の学術会議では，79 年政令令以来初めて管理形態の問題を取り上げ，「主力経営型管理は，すべてのコンビナートの基本原則である」[96]ことが確認された．この会議の参加者であったフリードリッヒは，この見解を認めながらも[97]，中小経営の活用との関連で，先導経営型が必要な部門があることを示したのである．かれは，そうした部門の典型として消費財部門をあげている．そこでは，経営の集中と同時に，コンビナート傘下経営の下位に位置する小規模な事業所（Produktionsstätte）が統合されていく，という状況が見られた[98]．それにより，管理の対象の増加や地域的分散性の問題が拡大していたのである．フリードリッヒは，それらを製品グループごとの先導経営の管理下に置き，その成長を見計らったうえで各先導経営の強化をはかり，将来的には主力経営型管理に転

換させるという考えを示した．これは，主力経営型を基本としつつも，それに至る段階的道筋を示したという点で 79 年政令やゼミナールを補完するものであったといえよう．

以上で見てきた見直しの発想は，コンビナート化の完了が宣言された 1983 年の学術大会以前のゼミナール報告にも，84 年のそれにも見られなかった．そこでは，79 年政令の統合課題が指摘されるだけで，具体的な改造の方策は示されなかった．また，それまでゼミナール報告で触れらなかった管理形態については，主力経営型管理の徹底にのみ力点が置かれるようになった（84 年）[99]．したがって，党・政府とフリードリッヒに代表される見直し論者の間には，80 年代前半を通して見解の相違が存在し続けていたことになる．それは，70 年代後半のミッタークとフリードリッヒの議論のアナロジーともいえる．この事実は，どのような問題を投げかけているのであろうか？以下では，もう一度全体を振り返りながら，80 年代初頭に成立したコンビナート体制の問題点を示すことにしよう．

第 5 節　コンビナート体制の二つの問題点

（1）集権化と分権化の狭間のコンビナート

1979 年以後，従来の「工業省－経営連合－企業・コンビナート」の三層縦割り管理は，人民所有経営連合の解体，「人民所有コンビナート」の形成によって「工業省－コンビナート」の二層管理へ移行し，より簡素化された管理体制の構築が期待された。この簡素化は，企業間の協力関係をより合理的に組織化するという必要からなされたものであった。克服されるべき経営連合の問題点は，工業省（＝第一の意思決定レベル）と企業との間に経営連合という中間管理機関（＝第二の意思決定レベル）が設けられたことにより，経済計画の策定と実施に関連する権限・指令・報告等のコミュニケーション系統が複雑に分岐していたことにあった。制度的にも，経営連合に課された管理課題（指導・監督・監査）の権限，責任が，当該連合傘下企業だけに及んだために，異部門間の分業を組織する場合に，その課題・権限・責任の所在が不明瞭になり，各経営連合間の調整が困難になっていたのである[100]。経営連合の解体は，こうした問題点をひとまず解消した。そして，コンビナート再編の際には，異部門企業間の分業に適合的であり，またコンビナート間の調整が迅速かつ容易にできるような管理を目指して，工業省とコンビナートの間の権限・指令・報告等のコミュニケーション系統の整理・統合が計られた [101]。その結果，以前より合理的かつ簡素化された管理体制が作られることになった。

このような管理構造の変化は，対工業省におけるコンビナートの独立性の向上につながった。1979 年以前のコンビナートは，法律的独立性（法人格）は認められていたが，その管理上の権利と義務は，「人民所有経営連合に割当てられている工業部門管理」[102]に関連するもの（貸借対照表の策定，製品標準化，価格形成，コメコン諸国との協力，製品グループ別企業間協力など）に限定されていた。また，当時まだ数多く存在していた経営連合傘下コンビナートにおいては，経営に関わる執行権限はすべて経営連合本部に集中してい

た。1979 年以後は，これらの制限が取り除かれ，コンビナートには経営連合に与えられていた権利・義務・執行権限はもとより，管理上の意思決定に関わる「工業省所轄の権利と義務が委譲され」[103]，コンビナートの国家管理機関としての意義は一層高められた。こうした変化と共に，コンビナート内の経済計算制が強化[104]され，コンビナートはその独立性を一層高めたのである。以上見てきたような，コンビナートの国家管理機関としての地位向上，経済的独立性の強化は，コンビナートの対工業省における「一定の分権化」[105]と評価されている。そしてそれは，コンビナート総裁・本部を頂点とする集権的管理を，コンビナート内で実施するための条件となった。

1979 年コンビナート令は，「コンビナート総裁は傘下経営の機能・任務を変更したり，他の傘下経営に委譲する権限，……傘下経営の事業所の設立・解散・併合を指導する権限を有する」（第 7 条第 1 項）とし，さらに，「傘下経営長はコンビナート総裁の下位に置かれ……コンビナート総裁によって任命・解任され……基本的に，コンビナート総裁だけが，傘下経営長に対する指令権限を有する」（第 25 条第 1 項）としている。これは，1979 年以降，傘下経営の組織化全体にかかわる意思決定権限が，コンビナート総裁へ集中することを示したものである。また，コンビナート傘下経営が「コンビナートの再生産過程及び管理過程の枠内で，法律的かつ経済的に独立した単位（下線部は引用者による）」（第 6 条第 1 項）と規定されたことは，傘下経営のコンビナート本部への依存を示すものである。したがって，傘下経営の独立性はすでに制度的に有名無実のものとする可能性があった。とくに，経済計算制にかかわる獲得利益からのフォンド形成（蓄積フォンド，各種報奨金など）と使用（固定及び流動資産投資など），生産フォンド使用料や純利益控除納入などの財務にかかわる最終決定は，すべてコンビナート総裁が下し，エネルギー・原料・資材・固定設備の配分（「バランス割当て」と呼ばれる）に関する最終決定も，すべてコンビナート総裁に委ねられていた。したがって，実際の傘下経営の活動は，コンビナート全体の利害に強く制約されていたことが考えられる。

では，なぜこのような制約関係が必要とされたのであろうか。その一つの理由は，より「生産に近い(produktionsnah)」下部の組織による経済運営を前提としながらも，コンビナートの経済活動は，最終的に経済計画に拘束される側面を有していたからである。また,1970 年代末・1980 年代初頭の経済環境の急激な悪化に現実的に対処すべく，コンビナートやその傘下経営は，輸出や国内供給にかかわる問題を解決する必要に駆られていたことがあげられよう。そうした急務の問題に対処するために，強力な権限を持つコンビナート総裁・コンビナート本部が必要とされたのである。この集権的管理に向け，1979 年コンビナート令は，それに適合的な「主力企業型」あるいは「本社型」管理を個々のコンビナートに採用させ，また，その管理の頂点に立つコンビナート総裁を，「 SED 政治局のノーメンクラツーラの一員」 [106]から登用させ，そこにコンビナートの経営にかかわる権限・責任を集中させたのである。

以上見てきたように，コンビナートへの権限委譲や経済的独立性の向上は，対工業省の関係においては「分権化」であった。しかし，この「分権化」は，コンビナート内部での集権的な管理構造の構築を前提条件とするものであった。この構造は，コンビナート本部とコンビナート傘下経営あるいはコンビナート総裁と傘下経営長との間に利害対立の可能性を与えることになる。

（2）コンビナート一元化と過度の集中

1950 年代末から 60 年代初頭にかけて，東ドイツでは部門・業種別に編成された経営連合が，工業における管理と生産の組織化の基軸とされた．しかし，早くも 60 年代半ばには，経営連合の一部解体と中央直轄コンビナートへの再編が提案され，異部門・異業種の工業経営の統合が重視されるようになった．その背景には，産業構造の高度化の要請とともに，新たな重点部門における経営間の関係を製品・生産工程の有機的連関を基準に編成する必要が，党・政府によって認識されたことがあった．これにより，経営連合と中央直轄コンビナートを中間環とする二元的な工業管理システムが形成されたのである．

しかし，1970 年代半ばの資源危機を境に，党・政府は，経営連合の排除によってそれまでの二元的管理構造を解体し，コンビナートを基軸とする管理システムへの統一を図ろうとした．中央当局による管理の強化がその狙いであった．これに対して，フリードリッヒに代表される一部の学者から工業の部門・業種等の相違を考慮した漸次的組織改革を望む見解が示されたが，この時期に SED 経済担当書記に返り咲いたミッタークは，一部のコンビナートの成功を根拠にコンビナートへの一元化を進めた．

79 年政令を法制度的根拠として，党・労働組合等を動員しながら実施されたコンビナート化は非常に急速に進められた．反面，それは個々の部門・業種に固有の性格を無視するものであったことから，政令で示された統合構想の達成度という点で不十分さを残した．これらを背景に，1980 年代前半に，フリードリッヒ，クーシャックといった一部の学者から提案された見直し論は，構想に欠落していた部門・業種の差異に関する視点を改めて前面に押し出すものであった．これに対して党・政府は，そうした細部にわたる見直しではなく，あくまでも構想の実現を要請し続けた．それにとどまらず，党・政府は，コンビナート一元化による工業管理システムの統一にとどまらず，集権的な性格の濃い管理形態をすべてのコンビナートに採用させることによって，さらに画一化された体制を構築しようとしたのである．

第６節　電機・電子工業におけるコンビナート改革の実態　－　ケーススタディ　－

（１）79 年コンビナート令と電機・電子コンビナート

これまで見てきたように,1970 年代後半に入り,資源危機を契機とする対ソ連貿易赤字や対西側債務の増大にあえいでいた党・政府は,減量生産体制の構築や機械化・オートメーション化の徹底,輸入削減と輸出拡大といった政策課題を,企業システム改革を通じて実現しようとした。その間,従来の二元的な生産と管理の体制（経営連合とコンビナート）を廃止するか否か,新しいタイプのコンビナート（以下,新型コンビナート）を構想するか否か,といった論争が党・政府内で展開した。最終的には 79 年 11 月にコンビナート令が公布され,経営連合の全面的解体と既存および新設コンビナートの改造が試みられることになった。このコンビナート令において,新型コンビナートは,「完結性の高い再生産過程」の経済単位として,生産,研究開発,特殊機械の内部製造,資材・部品の下請供給,国内販売,貿易を担う諸経営を統合して形成されることが構想された。また,傘下経営間分業が体現する特定製品・製品群の再生産の諸段階を,統一的で強力な国家管理の下に置くことで,生産性を引き上げようという狙いが示された。

新型コンビナートへの一元化は,当該時期まで存続していたコンビナートを再編すること,経営連合を解体・再編することを意味した。興味深いのは,再統合の過程で,旧型のコンビナートに変化があったのか,旧経営連合傘下の経営がどのように結びつけられたか,という点である。それを検証するために,以下ではコンビナート改革後に党・政府の経済戦略において最も重視された電機・電子部門についてみることにしよう。

第4-13表　電機・電子部門の中央直轄コンビナート

	傘下経営数		従業員数（人）	
コンビナート名	1980年	1989年	1980年	1989年
1. 電子コンビナートRobotron（本部：ドレスデン）	21	20	70,000	68,000
2. 光学機器製造コンビナート Carl Zeiss Jena（本部：ゲラ県イエナ）	17	19	46,000	69,000
3. 電装セラミック工場（本部：ゲラ県ヘルムスドルフ）	22	13	23,000	24,000
4. ケーブル製造コンビナートWilhelm Pieck（本部：ベルリン=オーバーシュプレー）	13	13	17,000	17,000
5. 電気機械製造コンビナート（本部：ドレスデン）	15	12	26,000	30,000
6. 機関車・電気技術コンビナートHans Beimler（本部：ポツダム県ヘニングスドルフ）	8	9	13,000	15,000
7. 自動化設備開発・建造コンビナート（本部：ベルリン）	10	25	28,000	56,000
8. 通信・電気技術コンビナート（本部：ベルリン=ケペニック:87年までライプチッヒ）	20	18	38,000	39,000
9. 電子部品コンビナート（本部：ポツダム県テルトウ）	11	11	24,000	28,000
10. 電機コンビナートEAW（本部：ベルリン）	26	19	33,000	32,000
11. ラジオ・テレビ製造コンビナート（本部：マクデブルク県シュタースフルト）	27	18	20,000	22,000
12. 電子部品コンビナート（本部：エルフルト）	22	20	52,000	59,000
13. 照明機器製造コンビナートNARVA(本部：ベルリン）	13	12	15,000	16,000
14. 車両用電気機器製造コンビナート（本部：エルフルト県ルーラ）	10	10	12,000	11,500
15. 家電製造コンビナート（本部：ズール）	14	9	11,500	11,500
16. カメラ・光学機器コンビナートPentacon（本部：ドレスデン）:1984年に2.に統合	6	－	10,000	－
17. 発電所設備建造コンビナート（本部：ライプチッヒ）：1984年に7.と合併	16	－	28,000	－
合　計	271	228	466,500	498,000

資料：Schwartau, Cord, Die elektrotechnische Industrie in der DDR, in: *Wochenbericht des DIW*, 48.Jg., Nr.42, 1981, S.476; Stinglwagner, Wolfgang *Die zentralgeleiteten Kombinate in der Industrie der DDR* (Manuskript. Nicht im Buchhandel), Bonn 1990, S.32-118.

すでにみてきたように,電機・電子部門では,1960 年代後半からコンビナート化が始まった。67 年から 70 年にかけて,7 つの中央直轄コンビナートと 19 の経営連合傘下コンビナートが設立され,それらは,電機・電子部門の総生産高の 77%,総就業者数の 74.2%を占めるようになった。その後,コンビナートの設立にはブレーキがかかったが,コンビナート令が公布される直前の 79 年初頭までに,経営連合傘下コンビナートの再編・合併を通じて 11 の中央直轄コンビナートが新設された。さらにコンビナート令公布後の 80 年になると,電機・電子部門には,既存コンビナートを含め 17 の中央直轄コンビナートを中心とする生産・管理体制が構築された（**第 4-13 表**：84 年からはコンビナート間の合併により 15 に減少）。それらは,同部門の全経営数の約 6 割を傘下に置いていた。

先に投資の分析においても述べたように,電機・電子部門の意義は,1981 年 4 月に開催された SED 第 10 回大会で提起された「80 年代経済戦略」によって一層高められた。この戦略は,マイクロエレクトロニクス技術を核とする科学技術進歩をすべての工業部門の生産技術や製品に応用することにより,資源節約,輸出拡大,住民向け消費財供給の増大を狙ったものであった[107]。この戦略により,電機・電子部門では,国内外の需要に応えるべく,情報処理機器,他工業向けの各種電子制御機器,光学測定機器とともに,それらに必要な部品・半製品の生産が重視されるようになった。また,コメコン諸国向けの輸出拡大,国内消費材供給の拡充のために家電生産にも力が注がれることになった。

これらの「戦略製品」の生産にあたり,同部門のコンビナートの生産はどのように組織されたのだろうか？79 年コンビナート令において構想された「製品の最終生産」と「資材・部品供給」の結合の観点からみることにしよう。

第 4-14 表は,電機・電子部門の 9 つのコンビナートを抜粋し,その傘下経営および関連施設（販売・貿易,研究・開発,コンサルティング。以下では,生産を担う傘下経営のみに限定して論述する）,主要製品,従業員数を示したものである。全体の特徴としては,個々のコンビナートを構成する傘下経営の多くが,同一・類似製品の生産に特化し,それをほぼ独占的に供給していたことがあげられる。

たとえば,アイロン,掃除機などの家庭用電化製品（オーディオ機器を除く）,光学機器（Carl Zeiss が独占）,情報処理機器（Robotron が独占）,測定・誘導・制御機器（数社が独占）,照明機器（NARVA が独占）,電装セラミック部品・素材（1 社が独占）などでは,それが顕著であった（**第 4-15 表**）。また,コンビナート傘下経営の多くは,しばしば個々の最終製品を独占的に生産・供給する大経営であった。5,000 人あるいは 1 万人以上という特異なものも含めて,傘下経営レベル（さらに複数の事業所に分割されている）での従業員数の多さも特徴的である。加えて,1 つのコンビナートを構成する傘下経営の間に,いくつかの例外を除けば,製品間の技術的連関あるいは相互補完性といった関係が少ないといった点も指摘されよう。

第4-14表　電機・電子部門のコンビナート（傘下経営の主力製品、立地、従業員規模）

1. 電子コンビナートRobotron（20傘下経営）		従業員数
エレクトロニクス	(本部)ドレスデン	8,300
事務機器	エルフルト県ショメルダ	13,000
事務機器"Optima"	エルフルト	7,000
出納記帳機器・レジスター	K.M.シュタット	9,000
電子測定機器	ドレスデン	4,000
計算機・タイプライター	ドレスデン	4,000
製図機器	コトブス県ホイヤースヴェルダ	1,400
製図機器	コトブス県バート・リーベンヴェルダ	750
大型情報処理装置	ライプチヒ	－
家電	ドレスデン県ラーデベルク	4,500
電子部品	ドレスデン県リーサ	1,400
電子部品・周辺機器	ズール県ツェラ・メーリス	4,000
電気切替機器	K. M.シュタット県アウエルバッハ	1,500
PC用コネクター	マクデブルク県ハルバーシュタット	－
テープレコーダー用ヘッド	K. M.シュタット県ハルトマンスドルフ	－
合理化機械	エルフルト県ワイマール	1,600
軽量建築材	ドレスデン県ピルナ	－
企画・立案	ドレスデン	1,000
販売	ベルリン	－
輸出入	ベルリン	－

2. 光学機器製造コンビナートCarl Zeiss Jene(19傘下経営)		従業員数
Carl Zeiss JENA	(本部)ゲラ県イエナ	4,000
電子製品	ドレスデン	4,600
電気・電子部品	ゲラ県ゴシュニッツ	3,600
精密測定機器	ズール	1,000
精密機器	ドレスデン県フライベルク	900
精密機器	ドレスデン県グラースヒュッテ	－
光学測定機器用	ドレスデン	－
Pentacon	ドレスデン	6,700
カメラ	ドレスデン県フライタール	300
Carl Zeiss Eisfeld	ズール県アイスフェルト	－
光学製品	ドレスデン県ゲルリッツ	1,400
光学製品・機器	ポツダム県ラーテノウ	5,000
映写機	ベルリン	－
「イエナ・ガラス」	ゲラ県イエナ	4,000
高真空技術	ドレスデン	1,000
プラスチック加工	ドレスデン県フライベルク	－
光学製品	ドレスデン県ヴァイクスドルフ	－
研究センター	ドレスデン	約3,000
貿易企業	ゲラ県イエナ	1,200

3. ケーブル製造コンビナートWilhelm Pieck(13傘下経営)		従業員数
ケーブル	(本部)ベルリン	6,000
ケーブル	シュヴェリン	2,700
ケーブル	ベルリンケペニック	1,700
ケーブル	ドレスデン県マイセン	1,000
ケーブル	K.M.シュタット県ブラウエン	800
ケーブル	エルフルト県ヴァッカ	800
ケーブル	フランクフルト・県シェーノウ	500
ケーブル	エルフルト県クラーニッヒフェルト	300
ケーブル	ベルリンアドラースホーフ	－
ケーブル	ポツダム県ベーリッツ	－
ケーブル	コトブス県ラウジッツ	－
ケーブル	K.M.シュタット県シュレッタウ	－
高速巻き上げ・編み機	ベルリン	500

4. 家電製造コンビナート(9傘下経営)		従業員数
家電	(本部)ズール	3,000
家電	ズール県ゾンネベルク	1,000
家電	ゲラ県バート・ブランケンブルク	約600
家電	ブランデンブルク	－
電熱機器	ドレスデン県ショルネヴィッツ	2,000
電熱機器	ライプチヒ県アルテンブルク	900
電気モーター	ズール県シュロイジンゲン	－
金属加工	エルフルト県ディーツハウゼン	－
エンジニアリング事務所	K.M.シュタット	－

5. 電子部品コンビナート(11傘下経営)		従業員数
電子部品	(本部)ポツダム県テルトウ	6,000
電子部品	ゲラ	7,500
電子部品・特殊装置	K.M.シュタット県ゴルンスドルフ	3,000
テレビ用基板	ポツダム県ノイルピン	約3,000
コンデンサー	K.M.シュタット県フライベルク	800
コンデンサー	ドレスデン県ゲルリッツ	450
抵抗	ドレスデン	－
プリント基板	ドレスデン県カメンツ	－
接続部品	ポツダム県ルッケンヴァルデ	－
電子部品	ドレスデン県ドルフハイン	500
電子部品	エルフルト県ルーラ	－

6.電機コンビナートEAW(19傘下経営)		従業員数
電子	(本部)ベルリントレプトウ	8,500
冷凍・熱工学機器"Mertik"	ハレ県クエドリンブルク	3,000
工作機器・部品	ベルリン	2,000
測定機器	K.M.シュタット県バイヤーフェルト	1,900
継電器	ズール県グロースブライテンバッハ	1,600
測定機器	マクデブルク	2,600
測定・制御機器"Junkalor"	ハレ県デッサウ	1,000
測定・制御機器"Elmet"	ハレ県ヘットシュテット	650
測定・制御機器	ドレスデン	－
変換・制御機器	ドレスデン県オーバッハ	1,100
変換・制御機器	ドレスデン県ゲルリッツ	700
変換・制御機器	ドレスデン	100
変換・制御機器	K.M.シュタット県ロシュリッツ	500
制御機器"Wetron"	ゲラ県ヴァイダ	800
地球物理学用機材	ポツダム県ブリーゼラング	200
空気力学制御機器"NOREMAT"	ドレスデン県ノッセン	150
車両用計器	ズール県メレンバッハ	100
色層分析機器"Chromatron"	ベルリン	－
プラスチック工場	ベルリン=フリートリッヒスハーゲン	－

7. ラジオ・テレビ製造コンビナート（18傘下経営）		従業員数
テレビ	(本部)マクデブルク県シュタースフルト	4,000
ラジオStern	ベルリン	約3,000
ラジオStern	ズール県ゾンネベルク	1,200
音響技術	ドレスデン県ピルナ/ツィッタウ	1,100
通信機器	K.M.シュタット県シュトールベルク	－
無線機器	K.M.シュタット県リムバッハ	－
無線機器	ハレ県エルムスレーベン	－
電子機器	ドレスデン	－
電子機器"Elektra"	ズール県シャルカウ	－
アンテナ	エルフルト県バート・ブランケンブルク	1,000
集合アンテナ、増幅器	K.M.シュタット県ブルクシュテット	－
電線・ケーブル	K.M.シュタット県ゲイヤー	－
高周波技術	ライプチヒ県モイセルヴィッツ	500
電子精密機器	K.M.シュタット県ミットヴァイダ	－
通信機器用外枠ボックス	ドレスデン県タラント	－
木材加工	ドレスデン県ペーレンシュタイン	－
科学・技術センター	ドレスデン	－

8. 照明機器製造コンビナートNARVA(12傘下経営)		従業員数
電球	(本部)ベルリン	5,000
電球	K.M.シュタット県ブラウエン	1,200
照明	K.M.シュタット県レンゲフェルト	1,000
照明	ライプチヒ	800
照明	ドレスデン県アルンスドルフ	300
電球	ズール県オーバー・ヴァイスバッハ	500
スタジオ照明	ベルリン	600
舞台照明	ベルリン	400
懐中電灯	エルフルト県アルンシュタット	－
照明機器・発光材	K.M.シュタット県ブラント・エルビスドルフ	－
照明機器	K.M.シュタット県ドイチュノイドルフ	－
送電	ゲラ県ヴァイダ	－

9. 電子部品コンビナート（20傘下経営）		従業員数
電子部品	(本部)エルフルト	8,500
半導体	フランクフルト・オーダー	8,100
電子部品	エルフルト県ミュールハウゼン	2,500
電子部品	ズール県ノイハウス	2,500
電子部品	ポツダム県シュターンスドルフ	2,600
電子部品"Secura"	ベルリン	1,900
テレビ部品	ベルリン	8,600
電子部品	コトブス県グロースラッシェン	1,200
電子部品	ポツダム県ツェーデニック	800
時計	エルフルト県ルーラ	7,500
真空管・電子管	ゲラ県ルードルシュタット	800
電子機器組立	ドレスデン	200
電子部品	エルフルト県イルメナウ	－
プラスチック加工	エルフルト県アイゼナッハ	－
プラスチック・金属加工	ベルリン	278
微量金属	K.M.シュタット県フライベルク	600
発光物質	ズール県バート・リーベンシュタイン	200
企画	ドレスデン	－
アプリケーション・センター	ベルリン	－
電子技術研究センター	ドレスデン	－

資料：Stinglwagner,Wolfgng, *Die zentralgeleiteten Kombinate in der Industrie der DDR (Manuskript. Nicht im Buchhandel),* Bonn 1990, S.32-118.この資料から本文にあげた9つのコンビナートに限定して、表にまとめた。

第4-15表　電機・電子部門における製品別コンビナート分類

製品	コンビナート名ト(横の数字は当該傘下経営数)
家電・精密機器	
テレビ	Robotron 1，ラジオ・テレビ製造 1，
オーディオ製品	通信 2，ﾃﾙﾄｳ電子 1，ラジオ・テレビ製造 3
ラジオ	Robotron 1，通信 2，ラジオ・テレビ製造 3，ｴﾙﾌﾙﾄ電子 1
カセットレコーダー	ﾃﾙﾄｳ電子 1，電気機械 1，ラジオ・テレビ製造 2
アイロン	家電 2
掃除機	家電 2
ヘアドライヤー	家電 1
洗濯機	EAW 1
各種時計	ｴﾙﾌﾙﾄ電子 3
カメラ	Carl Zeiss 3
眼鏡・双眼鏡・望遠鏡	Carl Zeiss 2
レンズ、フィルター	Carl Zeiss 2
アンテナ	ラジオ・テレビ製造 3
情報処理機器	
大型電算機	Robotron 3，自動化 1
パーソナル・コンピューター	Robotron 5
PC周辺機器	Robotron 2
プリンター	Robotron 1
フロッピー	Robotron 1
タイプライター	Robotron 3
タイプ用キーボード	Robotron 1
通信機器・設備	
電話機	通信 2
電話交換機	通信 1
無線機	Robotron 1，自動化 1，通信 2，ラジオ・テレビ製造 2
放送用機材	Robotron 1，通信 1，ラジオ・テレビ製造 1
測定・誘導・制御機器	
測定・誘導・制御機器	Robotron 1，Carl Zeiss 3，自動化 1，通信 1，電気機械 3
変換・制御機器	EAW
精密測定機器	Carl Zeiss 4
強電関連機器・設備	
変圧器	自動化 8，通信 1，NARVA 1，電気機械 1
信号機	自動化 1，通信 1
X線装置・機器	自動化 1，通信 1
配電装置・機器	電装セラミック 4，自動化 5，電気機械 1，通信 1，車両 1
ケーブル高速巻上機	KWO 1
各種ケーブル	KWO 1 2，自動化 1
電気炉等	
金属メッキ装置・機器	機関車・電気技術 3，EAW 1
電気工業炉	機関車・電気技術 4

照明機器	
電球(蛍光灯含む)	NARVA 3
街灯用電球	NARVA 2
ハロゲン電球	NARVA 2，車両 1
車両用電球	NARVA 1，車両 1
信号機用電球	NARVA 1
スタジオ照明機器	NARVA 1
室内照明・街灯フレーム	NARVA 1
赤外線燈	NARVA 1
懐中電灯	車両 1
信号機用電球	NARVA 1
電気・電子部品	
集積回路	ｴﾙﾌﾙﾄ電子 3
コンデンサー	機関車・電気技術 1，ﾃﾙﾄｳ電子 3
抵抗	ﾃﾙﾄｳ電子 2
接地・短絡機器	機関車・電気技術 1
半導体基盤	Robotron 3，Carl Zeiss 1，ﾃﾙﾄｳ電子 2，EAW 1
トランジスター	ｴﾙﾌﾙﾄ電子 1
ダイオード	ｴﾙﾌﾙﾄ電子 3
ブラウン管	ｴﾙﾌﾙﾄ電子 1，ラジオ・テレビ製造 1
テープレコーダー用ヘッド	Robotron 1
家電用モーター	電気機械 1，自動化 1，家電ズール 1
真空技術	Carl Zeiss 1，ｴﾙﾌﾙﾄ電子 1
電子部品	Carl Zeiss 2，ﾃﾙﾄｳ電子 5，ｴﾙﾌﾙﾄ電子 9，Robotron 1
プラスチック製部品	Carl Zeiss 1，EAW 1，ｴﾙﾌﾙﾄ電子 3
テレビ部品	通信 1，ﾃﾙﾄｳ電子 3，EAW 1，ｴﾙﾌﾙﾄ電子 3
高周波通信機器部品	ラジオ・テレビ製造 1，
継電器	EAW 1，電気機械 1
継電器部品	ﾃﾙﾄｳ電子 3
工業用電装セラミック素材	
絶縁体素材	電装セラミック 2，機関車・電気技術 1
フェライト	電装セラミック 1
ヒューズ	自動化 2，EAW 2
ヒューズ箱	電装セラミック 1
モーター始動機	電装セラミック 1
点火プラグ	電装セラミック 1，ルーラ 1
電気機械モーター	電気機械 10
モーター用鋳造部品	電気機械 1
住宅・車両用電装品	電装セラミック 7，KWO 1，自動化 3，車両 2
バッテリー	車両 5，家電 1
車両用発電機	車両 1
点滅器	電装セラミック 1，電気機械 1

資料:第4-14表に同じ。なお、コンビナート名については、第4-13表の名称を簡略表記した。

この特徴を念頭に電機・電子部門のコンビナートを分類すると,第一に,最終製品の製造に特化し,原材料を外部から調達するタイプ,第二に,部品・半製品製造工場の統合が部分的に実現されているタイプ,第三に,部品・半製品の製造に特化しているタイプに分けることができる。

第一のタイプに属する照明機器コンビナート NARVA やケーブル製造コンビナート Wilhelm Pieck（**前掲第 4-14 表**：1,2）においては,傘下経営がいくつかの同一・類似製品の生産に特化していることは一目瞭然である。また,家電分野のラジオ・テレビ製造コンビナート（同上表：3）や家電製造コンビナート（同上表：4）では,テレビ,ラジオ,オーディオ機器,家庭用電化製品の組立が,それぞれの工場に特化されていたことがわかる。最終製品工場の多くが,そうした製品の独占的供給者であることも少なくなかった。これらのコンビナ

ートのうち,家電製造コンビナートを除いて共通しているのは,(1)コンビナート管理本部のある傘下経営（以下,本社とする）が,ベルリンないし同じブランデンブルクに立地し,従業員規模 4,000～6,000 人の大工場（さらに事業所に分かれるケースもあった）であったこと,(2)本社以外の傘下経営の大半がザクセンおよびテューリンゲンに集中していたことである。家電製造コンビナートの傘下経営については,1 社を除いてすべてザクセンとテューリンゲンに立地していた。

第二のタイプのコンビナートの代表としては,「80 年代経済戦略」で最重視された情報処理・事務機器ならびに測定・誘導・制御機器（重機・工作機械等の付属品としての数値制御装置,作業場用・オフィス用 PC[108]）をほぼ独占的に生産していた電子コンビナート Robotron（**前掲第 4-14 表**：5）をあげることができる。そこでは,Robotron 傘下の大工場が,さまざまな最終製品を機種（群）ごとに特化して生産していた[109]。ただし,この Robotron と第一のタイプのコンビナートとの違いは,それらの組立に必要とされる部品・半製品の一部,たとえば,キー・ボード,接続備品,半導体基板,電子部品等が,コンビナート内でも生産されていたことであった。こうした内製（内部調達）の例は,電気機械用の電子制御装置,冷凍・熱工学機器を内外向けに生産していた電機コンビナート EAW（同上表：6）[110]や,光学測定機器,実験・医療用精密機器,一般消費者や輸出向けの各種映像機器,顕微鏡,望遠鏡を独占的に生産していた Carl Zeiss Jena（同上表：7）にもみられた。この二つは,Robotron とともに東ドイツのハイテク部門を代表するコンビナートであり,先にみたコンビナート令の構想を部分的に体現するものであった。傘下経営の立地の観点から,上記の 3 つのコンビナートをみると,ザクセンにあるものが最も多く,テューリンゲン,ブランデブルクがその後に続いていた。これが,金属切削器・成形機,プラスチック加工機等々の電気工作機械,自動四輪・自動二輪,機関車・客車の生産拠点と重なっていることは偶然ではないだろう[111]。

しかし,これらのコンビナートにおいても,情報処理機器の心臓部をなす集積回路,回路素子等を含め,製品の性能・品質を規定する電子部品の多くは,部品供給に特化した二大コンビナートに依存していた（先にあげた第三のタイプのコンビナート）。ポツダム市近郊のテルトウやエルフルト市に本部を置く 2 つの電子部品コンビナート（以下,本部の立地からテルトウ電子およびエルフルト電子とする）では,家電や情報処理機器用の多様な部品・半製品（たとえば,発光ダイオード,トランジスター,コンデンサー,抵抗,半導体基板,集積回路など）が生産されていた（**前掲第 4-14 表**：8,9）。テルトウ電子は,テレビ・ラジオ,通信機器に必要な部品・半製品を中心に生産し,エルフルト電子は,それらとならんで情報処理機器,測定・制御機器用の部品・半製品を生産していた。

この二つのコンビナートの傘下経営は,本社を中心に他県にまたがるかたちで分散して立地していた。この状況は,コンビナートの統合方法が,必ずしも経営間の生産技術上の連関だけに規定されていなかったことを示している。むしろ,その理由は,二つのコンビナートの傘下経営と,他のコンビナートの傘下経営の立地の共通性（生産時間の短縮,運輸コストの削減といった要因をも含意する）によって説明することが可能である[112]。

エルフルト電子の場合,ベルリン市内の傘下経営を中心にテレビ・ラジオ・無線機の関連部品を製造し,同市内にあるラジオ・テレビ製造コンビナートのラジオ工場 Stern（組立に特化）やマクデブルク県シュタースフルトのテレビ工場（組立に特化）,ドレスデン県ラーデベルクにある Robotron の家電製造工場に供給していた。また,エルフルトの本部を中心にチューリンゲンに分散していたエルフルト電子の諸工場からは,同一県内にある Carl Zeiss Jena の光学機器工場に部品供給がなされていたと同時に,ドレスデンやベルリンにある同コンビナートの部品工場からは,同じく市内にある情報処理機器,工業用電気機械,家電製造向けの諸工場に,様々な部品・半製品が供給されていた。

なお,このような立地の同一性にもとづいた傘下経営間（原材料・部品工程と加工・組立工程）の結合関係は,先に見てきたように,電機・電子部門の内部にだけではなく,同部門と機械製造部門との結びつきのなかにも見受けられた。電機・電子部門のコンビナートの傘下経営が集中するチューリンゲンの諸県（エルフルト県,ゲラ県,ズール県）,ザクセンの諸県（ライプチヒ県,ドレスデン県,カール・マルクス・シュタット県）,ベルリンを含むブンデンブルクの諸県（フランクフルト・オーダー県,ポツダム県）は,機械製造部門の生産拠点（とくにザクセン）と同一の空間にあったからである。

以上でみてきたように,電機・電子部門においては,コンビナート令が要請した個々のコンビナートへの「資材・部品供給」の統合という課題は,一部のコンビナート（第二のタイプ）で部分的に実現されていたにすぎない。個々の傘下経営の編成を実質的に規定していたのは,最終製品の共通性であった。また,資材・部品供給については,傘下経営間の結びつきによってではなく,異種コンビナート間の協力関係によって実現されているケースが多かった。それがなしえたのは,最終製品の組立を担う経営の立地が,部品・半製品の供給工場の立地と同一空間にあったからだといえよう。

（2）電機・電子工業の生産実績

新型コンビナートの設立運動が一巡した 1983 年以降の数年間,東ドイツの工業生産は,それまでに回復した伸び率を維持していた（**第 4-16 表**）。しかし,80 年代後半に入ると,その伸びは減少の一途を辿った。それには,原燃料の調達問題とならんで,80 年代初頭以来工業投資が頭打ちの状況に陥っていたこと,84 年から 86 年にかけて投資が大幅に削減されたこと,などが深くかかわっていた。さらに,工作機械を中心とする生産財の輸出攻勢により国内の固定設備の刷新が遅延し,陳腐化した生産技術を基礎に生産が続けられねばならなかったこともその要因としてあげられよう。

第4-16表　電機・電子部門の工業生産高の対前年伸び率の推移

	1970-71	71-72	72-73	73-74	74-75	75-76	76-77	77-78	78-79
電機・電子	9.8	12.6	11.3	10.3	7.8	－	6.9	8.4	10.2
機械製造	5.1	8.0	6.2	6.2	5.3	－	6.9	6.7	9.5
工業全体	5.7	8.6	7.0	7.0	5.9	－	4.9	5.5	5.7
	79-80	80-81	81-82	82-83	83-84	84-85	85-86	86-87	87-88
電機・電子	8.7	－	－	5.9	2.0	11.3	-3.8	9.6	5.0
機械製造	7.1	－	－	2.6	1.7	9.9	6.5	2.1	3.9
工業全体	4.7	－	－	4.2	7.7	12.4	-1.4	2.2	2.2

表注1）1975-76年、80-81年、81-82年の数値は、価格ベースの違いにより算定できなかった。いずれも、二度のオイルショックに関連している期間である。

表注2）1982年の伸び率は、統一価格ベースでデフレートする前の数値にもとづく参考値。

資料：Staatliche Zentralverwaltung fÜr Statistik(Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR*, Berlin 1980-90.各年版。

この 1980 年代の状況は,70 年代後半以来,投資面で他部門に比して優遇されてきた電機・電子部門の生産実績にもみられた。70 年代に工業全体の伸び率を上回る勢いを見せた電機・電子部門の生産高は,80 年代に入り,浮き沈みの度合いが強くなり,低下の兆しを見せるようになった。それは,同部門の製品レベルでも確認することができる。

第 4-17 表にあげた製品のうち,先述した第一のタイプのコンビナートで生産されていたものについては,多少のばらつきはあるものの,80 年代初頭の生産個数ないし生産額の減少や,80 年代後半の伸び悩みの傾向がみてとれる。照明機器コンビナート NARVA の場合には,家庭用の電球の生産に翳りがあったし,電線や電話線を排他的に製造していたケーブル製造コンビナートでも,同様の現象が確認できる。さらに,外部のコンビナート（テルトウ電子やエルフルト電子の傘下経営）からの部品供給に依存していたラジオ・テレビ製造コンビナートや家電コンビナートの諸製品についても生産台数の伸び率低下は否めない。このことは,第一に,投資の重点が加工組立部門にシフトしたものの,部門内の消費財生産への資金配分が低下したこと,第二に,傘下経営間の水平的分業と独占的生産に,組織上の問題点あるいは技術的限界が発生したことを推測させる事態であった。

電子コンビナート Robotron からほぼ独占的に供給されていた情報処理・事務機器の場合,マイクロエレクトロニクス化を柱とした「80 年代経済戦略」が打ち出された 1981 年から 85 年までの動向に比して 86 年以降の生産高（額）の伸び率は高かった。それらを生産台数でみた場合,電子タイプライター,コンピューター周辺機器（データ記録機器,プリンター）の生産増とは異なり,大型・小型電算機については,86 年をピークに頭打ち状態に陥っていた。そればかりか,大型電算機は,コメコン域内での輸出製品のひとつであったが,生産台数はピーク時に年間 145 台を出荷できたに過ぎなかった。オフィス用パーソナルコンピューターについても同年から伸び率が徐々に低下していた。国内生産の FA 化,事務職場の OA 化に不可欠な汎用コンピューターについては,86 年に大幅な生産増（伸び率）を記録したものの,年間 3 万～6 万台の出荷に止まっていた。

第4-17表　電機・電子製品の生産高（マルク表示、物量単位）の推移

主要製品		単位	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
照明機器（照明機器コンビナートNARVA等）												
大型電球		（100万個）	85	－	－	－	－	135	－	123	124	107
		伸び率（%）	**－2.6**	**－**	**－**	**－**	**－**	**9.7**	**－**	**－4.7**	**0.8**	**－13.7**
小型電球		（100万個）	111	－	－	－	－	107	－	108	106	101
		伸び率（%）	**1.5**	**－**	**－**	**－**	**－**	**－0.7**	**－**	**0.5**	**－1.9**	**－4.7**
ハロゲン電球		（1000個）	7,997	－	7,966	10,298	13,360	14,573	16,324	18,919	19,177	22,275
		伸び率（%）	**22.3**	**－**	**－0.2**	**29.3**	**29.7**	**9.1**	**12.0**	**15.9**	**1.4**	**16.2**
電線・送話線（ケーブル製造コンビナート等）												
電線・送話線	（80年価格）	（100万マルク）	2,540	2,588	2,217	2,441	2,426	2,509	－	－	－	－
	（85年価格）	（100万マルク）	3,129	－	－	－	－	3,091	3,170	3,333	3,435	3,459
		伸び率（%）	**2.4**	**1.9**	**－14.3**	**10.1**	**－0.6**	**3.4**	**2.5**	**5.1**	**3.1**	**0.7**
家　電（ラジオ・テレビ製造コンビナート、家電コンビナート等）												
家　電	（80年価格）	（100万マルク）	1,676	1,846	1,955	2,087	2,213	2,362	－	－	－	－
	（85年価格）	（100万マルク）	1,700	－	－	－	－	2,395	2,562	2,797	2,990	3,192
		伸び率（%）		**10.1**	**5.9**	**6.8**	**6.1**	**6.7**	**7.0**	**9.1**	**6.9**	**6.8**
ラジオカセット		（1000台）	281.4	324.6	326.2	346.7	341.0	359.5	342.8	336.9	337.1	331.9
		伸び率（%）	－	**15.4**	**0.5**	**6.3**	**－1.6**	**5.4**	**－4.6**	**－1.7**	**0.1**	**－1.5**
テレビ受像器		（1000台）	578.3	618.6	652.3	667.1	639.4	668.1	711.8	723.1	774.1	774.6
		伸び率（%）	**2.6**	**7.0**	**5.4**	**2.3**	**－4.2**	**4.5**	**6.5**	**1.6**	**7.1**	**0.1**
カラーテレビ		（1000台）	263.6	310.4	324.6	321.2	382.8	465.1	502.4	522.0	590.7	614.6
		伸び率（%）	**39.3**	**17.8**	**4.6**	**－1.0**	**19.2**	**21.5**	**8.0**	**3.9**	**13.2**	**4.0**
洗濯機		（台）	468,049	484,833	485,288	503,573	525,298	502,525	495,037	497,024	503,009	521,101
		伸び率（%）	**4.6**	**3.6**	**0.1**	**3.8**	**4.3**	**－4.3**	**－1.5**	**0.4**	**1.2**	**3.6**
冷蔵庫		（台）	636,600	654,801	700,446	762,727	895,388	972,557	1,017,752	1,075,006	1,124,014	1,140,188
		伸び率（%）	**3.9**	**2.9**	**7.0**	**8.9**	**17.4**	**8.6**	**4.6**	**5.6**	**4.6**	**1.4**
情報処理機器・事務機器（電子コンビナートRobotron等）												
情報処理装置・	（80年価格）	（100万マルク）	2,521	2,933	3,478	3,974	4,292	4,561	－	－	－	－
コンピューター	（85年価格）	（100万マルク）	1,619	－	－	2,551	2,756	2,928	3,382	4,380	5,516	6,923
		伸び率（%）	**9.5**	**16.3**	**18.6**	**14.3**	**8.0**	**6.3**	**15.5**	**29.5**	**25.9**	**25.5**
大型電算機		（台）	32	－	103	110	128	140	145	142	100	136
ES1055/1056/1057(ｺﾒｺﾝ仕様)		伸び率（%）	**－**	**－**	**47.6**	**6.8**	**16.4**	**9.4**	**3.6**	**－2.1**	**－29.6**	**36.0**
小型情報処理装置		（台）	＊	＊	132	245	286	300	346	344	367	539
		伸び率（%）	**＊**	**＊**	**－**	**85.6**	**16.7**	**4.9**	**15.3**	**－0.6**	**6.7**	**46.9**
オフィス用パソコン		（台）	－	－	－	－	－	6,899	30,810	49,392	57,366	62,488
		伸び率（%）	**－**	**－**	**－**	**－**	**－**	**－**	**346.6**	**60.3**	**16.1**	**8.9**
コンピューター記憶装置		（台）	－	－	－	－	13,765	17,365	50,738	91,652	178,703	185,569
		伸び率（%）	**－**	**－**	**－**	**－**	**－**	**26.2**	**192.2**	**80.6**	**95.0**	**3.8**
シリアル・プリンター		（台）	－	－	－	－	33,665	41,046	56,348	88,500	117,601	150,021
		伸び率（%）	**－**	**－**	**－**	**－**	**－**	**21.9**	**37.3**	**57.1**	**32.9**	**27.6**
電子タイプライター		（台）	－	－	－	－	10,223	39,676	49,416	94,050	173,131	192,056
		伸び率（%）	**－**	**－**	**－**	**－**	**－**	**288.1**	**24.5**	**90.3**	**84.1**	**10.9**
測定・制御装置（電機コンビナートEAW等）												
数値制御装置	（80年価格）	（100万マルク）	184.9	225.3	298.6	366.0	408.9	494.9	－	－	－	－
	（85年価格）	（100万マルク）	99.7	－	－	－	－	266.8	282.3	287.8	351.0	406.4
		伸び率（%）	**20.2**	**21.8**	**32.5**	**22.6**	**11.7**	**21.0**	**5.8**	**1.9**	**22.0**	**15.8**
光学機器製造コンビナートCarl Zeiss Jena等）												
光学機器	（80年価格）	（100万マルク）	1,434	1,460	1,520	1,576	1,517	1,586	－	－	－	－
	（85年価格）	（100万マルク）	1,377	－	－	－	－	1,523	1,608	1,601	1,615	1,623
		伸び率（%）	**7.2**	**1.8**	**4.2**	**3.7**	**－3.8**	**4.6**	**5.6**	**－0.4**	**0.9**	**0.5**
一眼レフカメラ		（1000台）	406.3	385.6	388.7	444.0	456.3	432.0	441.3	411.5	375.9	332.4
		伸び率（%）	**3.9**	**－5.1**	**0.8**	**14.2**	**2.8**	**－5.3**	**2.2**	**－6.8**	**－8.7**	**－11.6**
電子部品・半製品（テルトウ電子部品コンビナート、エルフルト電子部品コンビナート等）												
電子部品関連	（80年価格）	（100万マルク）	2,307	2,798	3,314	4,031	4,828	6,248	－	－	－	－
	（85年価格）	（100万マルク）	1,467	－	－	－	－	3,974	4,601	5,568	6,967	8,036
		伸び率（%）	**18.3**	**21.3**	**18.4**	**21.6**	**19.8**	**29.4**	**15.8**	**21.0**	**25.1**	**15.3**
半導体回路素子	（80年価格）	（100万マルク）	986	1,268	1,601	2,116	2,716	3,795	－	－	－	－
	（85年価格）	（100万マルク）	－	－	－	990	1,271	1,776	2,162	－	－	－
		伸び率（%）	**25.1**	**28.7**	**26.2**	**32.2**	**28.3**	**39.7**	**21.8**	**－**	**－**	**－**
集積回路		（個）	37,685	47,060	55,412	58,980	72,234	85,830	99,405	120,571	139,113	157,966
		伸び率（%）	**－**	**24.9**	**17.7**	**6.4**	**22.5**	**18.8**	**15.8**	**21.3**	**15.4**	**13.6**
光電子半導体素子		（100万個）	9.4	－	－	35.3	44.5	62.0	74.6	80.4	103.7	102.9
		伸び率（%）	**－**	**－**	**－**	**55.4**	**26.1**	**39.3**	**20.3**	**7.8**	**29.0**	**－0.8**
トランジスター		（100万個）	77.4	－	－	113.3	123.5	129.9	144.4	154.7	158.9	167.3
		伸び率（%）	**11.4**	**－**	**－**	**13.5**	**9.0**	**5.2**	**11.2**	**7.1**	**2.7**	**5.3**
発光ダイオード		（100万個）	78.1	－	－	86.0	98.6	102.7	108.6	113.6	117.0	131.7
		伸び率（%）	**－0.2**	**－**	**－**	**3.7**	**14.7**	**4.2**	**5.7**	**4.6**	**3.0**	**12.6**

注1）80年までは75年価格をベースに計算。

注2）80年以降の動きは、85年価格をベースとする。

注3）表中の「＊」は、まだ生産されていなかったことを示す。「－」は、統計年鑑では確認できなかったことを示す。

注4）大型・小型電球の85年の伸びは、80年からの年平均値、87年の値は2年間の年平均値。光電子半導体素子、ﾄﾗﾝｼﾞｽﾀｰ、発光ﾀﾞｲｵｰﾄﾞについては80-83年の年平均伸び率。

資料：Staatliche Zentralverwaltung fÜr Statistik(Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR*の各年版を使用。表中の製品項目は、第6表であげたｺﾝﾋﾞﾅｰﾄの主力製品にのみ限定して取り上げた。

電子部品・半製品については,情報処理機器部門への供給に関連する電子部品の生産が順調に伸びていたことを確認できる。この動向は,電機・電子部門全体の伸び率を規定するものであったと考えられる。1985 年時点における「マルク表示」で示した製品の生産高を比較してみると,「電子部品関連」のそれは 39 億 7,400 マルク,「情報処理装置・コンピューター」では 29 億 2,800 万マルク,「家電」では 23 億 9,500 万マルクであった。この数字からも,部門内に占める「電子部品」の意義の大きさを知ることができよう。ただし,同じ電子部品でも,部門内の大衆消費向け製品であるテレビ・ラジオ,オーディオ機器の生産に関わるトランジスターや発光ダイオードの生産高の伸びは,相対的に低い水準で増加していた。工業投資の部門間分析の際に触れた消費財生産の軽視という考え方が,電機・電子部門の内部にも貫いていたといえよう。

以上,本節では 1979 年以降の新型コンビナートの構造が,電機・電子部門においてどのような具体像をもって立ち現れたかについて検討した。同部門のコンビナートの傘下経営は,新型コンビナート構想に沿って「製品の最終生産」と「資材・部晶供給」の結合の観点から編成されるはずであった。しかし,現実には,その課題は,経済危機下の経済政策において最重視された一部のコンビナートで実現されていたにすぎなかった。同部門における大半のコンビナートの編成を実質的に規定していたのは,結局のところ傘下経営の最終製品の共通性であった。その結果生じた資材・部品調達の問題は,電機・電子部門の場合,自部門内のコンビナート間の分業によって,かろうじて解決されていた。

それがなしえたのは,最終製品の組立を担う経営の立地が,部品・半製品の供給工場の立地と同一空間にあったからであった。しかし,この事実は,個々の新型コンビナートが,70 年代末に構想された生産単位としての構造を備えていなかったことの証左であった。

こうして電機・電子部門では,党・政府が目論んだ「生産力引き上げ」のための体制を整えることができず,同部門の生産実績は低迷した。それはさらに,品質向上や製品多角化のための,より現代化された国内技術基盤の創出や,国民の生活需要の充足という課題の実現が遅れる原因にもなったのである。

第 4 章末尾注

1 このことに言及する社会主義経済関連の文献は多数存在するが,ここでは経済史の分野に限定して代表的かつ包括的なものを紹介する。W.ブルス（鶴岡重成訳）『東欧経済史　1945-80』岩波書店,1984 年,第三章～第四章を参照されたい。
2 矢田俊隆『ハンガリー　チェコスロヴァキア現代史』山川出版社,昭和 53(1978)年,308-321 頁参照。
3 東ドイツ時代に刊行された自由ドイツ労働組合同盟の組合史でも,ウルブリヒト時代への批判（ホーネッカー体制の擁護）を意識してか,国民経済の窮状について明確な指摘がある。Bundesvorstand des FDGB (Hrsg.), *Geschichte des Freien Deutschen Gewerkschaftsbundes*, 2. Auflage, Berlin 1983, S.599-600. ただし,1970 年代初頭にストライキがあったことは示されていない。
4 伊東孝之『ポーランド現代史』山川出版社,昭和 63(1988)年,264-269 頁参照。
5 Steiner, André, *a.a.O.* , S.141.
6 Steiner, André, *a.a.O.*, S.168-169.
7 Steiner, André, *a.a.O.*, S.172.東ドイツでは,1970 年までに就労可能な可能な年齢の人口のうち 89%がなんらかの職業についていた。すでに女性の動員のための政策は戦後から行われ
8 Steiner, André, *a.a.O.*, S.173.
9 Ebenda, S.173.
10 当時の物財需給バランス表(Material-,Ausrüstungs-und Konsumgüterbilanzen)の概要については,たとえば,つぎの計画経済の教科書が参考になる。Kinze, Hans-Heinrich/Knop, Hans /Seifert, Eberhard, *Volkswirtschaftsplanung*, 2., überarbaitete und erweiterte Auflage, 1977, S.181-189; Kinze, Hans-Heinrich/Knop, Hans /Seifert, Eberhard, *Sozialistische Volkswirtschaft: Hochschullehrbuch*, Berlin(O) 1983, S.167-177.
11 Steiner, André, *a.a.O.*, S.175.この方向転換は,かつてのような労働力の過剰雇用,原料・資材の過剰在庫といった「不足の経済学」（J.コルナイ）の現象をも復活させることになりかねなかった。コルナイ・ヤーノシュ（盛田常夫編訳）前掲書,第 1 章を参照されたい。
12 とくに国家参加経営について,ウルブリヒトは,資本主義からの過渡期における「特殊東ドイツ的なモデルの性格を必然的に有している」とまで語り,その存在を擁護し続けた。それとは対照的に,ホーネッカーは,国家参加経営をあくまでも「生産手段の社会化」の過渡として捉え,「私的所有下にある生産手段を人民所有に転換する」ことが SED の戦略目標であることを主張し続けた。Hoffmann, Heinz, *a.a.O.*, S.122-123, S.171, S.173 und S.176 参照.
13 Steiner, André, *a.a.O.*, S.176.
14 Hoffmann, Heinz, *a.a.O.*, S.125-126.
15 ウルブリヒト時代の東ドイツとソ連の関係は,必ずしも蜜月といえるものではなかった。しかし,ホーネッカー時代に入り,急速にソ連との関係が接近した。背景の一つには,プラハの春以降の制限主権論への追従という政治外交上の問題や,これまで以上にソ連からの原材料供給に依存しなければならなかったという事情があげられるであろう。この接近は,東ドイツの憲法の条文改正にも顕著に現れた。1968 年 4 月 6 日公布,同年 4 月 8 日発効したばかりの憲法（以下,1968 年憲法）が,1974 年 10 月 7 日に改正され,その第 6 条第 2 項において,ソ連邦との「恒久的に変わることのない同盟」が強調されたのである。1968 年憲法においては「ドイツ民主共和国は,社会主義的国際主義原則に従って,ソ連邦ならびに他の社会主義諸国との全面的な協力と友好を培い,発展させる」（第 6 条第 2 項）と謳っていたのに対して,1974 年憲法では,すべての社会主義諸国との同盟関係が語られる前に,「ドイツ民主共和国は,ソ連邦と恒久的に変わることなく結びついている」,「ソ連邦との緊密で,兄弟にも等しい同盟は,ドイツ民主共和国人民に,社会主義と平和の道程においてさらなる前進を保証する」ことが指摘されている。高田敏・初宿正典『ドイツ憲法集』信山社,1994 年,175-176 頁。Die Verfassung der Deutschen Demokratischen Republik von 6. April 1968, in: *Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik（以下,GBL.）Teil Ⅰ*, S.199ff.ならびに Die Verfassung der Deutschen Demokratischen Republik von 7. Oktober 1974 ,in: *GBL. Teil Ⅰ*, S.432ff.
16 1975 年にコメコン契約価格の変更が決定されたことにより，1976 年からは世界市場における過去五年間の価格の平均で原油が取引されることとなった。 Haendcke-Hoppe, Maria, DDR-Außenhandel im Zeichen schrumpfender Westimporte, in: *Deutschland Archiv*, 10/1983, S.1070.
17 Stinglwagner, Wolfgang, Genügend Energie für die Zukunft ? Effizienz und Strukturmerkmale des Energieeinsatzes in der DDR, in: *Deutschland Archiv*, 3/1983, S.267.
18 1975 年における OECD 諸国からの輸入は，機械・設備，金属・非鉄金属製品，軽化学製品が全体の約 4 分の 3，輸出は機械・設備，カリ化学製品が全体の約 2 分の 1 強を占めていた．貝出昭「東ドイツのコメコン域内貿易における役割と対西側貿易」（貝出昭編『コメコン諸国の経済発展と対外経済関係』アジア経済研究所，1989 年所収），72-76 頁参照.

19 それに限らず,党・政府は,1970 年代後半に軍事・安全保障関連費用を確保すべく,さらに生産的投資への資金配分を抑制した。70 年代前半は,東西ドイツ基本条約の締結（72 年）や国連加盟（73 年）のあとに,東ドイツの平和共存の姿勢が強調された時期であり,その限りでは軍事費の引き上げは必要なかったはずである。しかし,奇しくも 75 年の全ヨーロッパ安全保障会議で最終文書（ヘルシンキ宣言）が採択されたのちに,東ドイツの軍需産業が拡充されることとなった。米ソの緊張緩和に反する動きだっただけに,その根拠は明白ではない。国内的には,党・政府に人権擁護を義務付けるものとなったヘルシンキ宣言が,東ドイツからの出国申請者の数を増やすことにつながっていたこと,国境警備をも含む国内の治安維持の必要性が高まっていたことなどが関連していたと思われる。また,国際的には,核兵器削減交渉が進展する一方で,新たにソ連が中距離弾道ミサイルを配備（77 年）,アメリカが中距離核戦略を西ヨーロッパに配備（79 年）する動きがみられるようになったことが関わっていたであろう。Steiner, André, *a.a.O.*, S.180.

20 Die Sozialistische Einheitspartei Deutschlands, *Bericht des Zentralkomitees an den VIII. Parteitag der SED…*, S.45-49.

21 Die Sozialistische Einheitspartei Deutschlands, *Bericht des Zentralkomitees der SED an den IX. Parteitag*, Berlin, 1976, S.53-56.

22 Staatliche Zentralverwaltung für Statistik, *Statistisches Jahrbuch der DDR 1980*, Berlin, S.234.

23 Steiner, André, *a.a.O.*, S.179-180.

24 Ebenda.

25 Steiner, André, *a.a.O.*, S.181-182.

26 同通商調整局は,1966 年に貿易省の一部局として外貨獲得のために設置された。1972 年からは,党中央委員会直属（とくにホーネッカーと経済担当のギュンター・ミッターク）し,その活動は国家保安省の通商調整局の作業グループによって監査されていた。ベルリンの壁の崩壊後に,その中心的役割を果たしていたアレクサンダー=シャルク・ゴロドコフスキーの非合法活動,汚職がらみの取引,職権乱用が明らかにされた。Przybylski, Peter, *Tatort Politbüro: Die Akte Honecker*, Berlin.1991, S.12-17.プシブルスキー，ペーター（小阪清行,香月恵里,森田浩子,平田常子訳）『犯行現場は党政治局　ホーネッカー調書』駐文館,1996 年,7-14 頁。

27 Steiner, André, *a.a.O.*, S.183.

28 ギュンター・ミッターク（1926 年 10 月 8 日生まれ）は，1962 年 6 月から 1973 年 10 月まで SED 中央委員会経済担当書記を務め，ウルブリヒト体制下の経済改革の先頭に立った．その後ホーネッカー体制への転換過程が進むなかで SED 経済担当書記から降板させられ（73 年 10 月），閣僚評議会副議長に就任した．それは，党決定が閣僚評議会決議に優先されるなかでは，事実上の左遷を意味した．しかし,経済危機が顕著となった 70 年代半ば，ミッタークは経済担当書記（1976 年 11 月 ）に返り咲いた．以後，ミッタークは，政治局の諮問機関として新設された経済委員会（76 年）を核に独自の経済路線を強硬に推進した．Spittmann, Ilse, Die NÖS-Mannschaft kehrt zurück, in: *Deutschland Archiv*, Heft 11, 1976, S.1121; Buch, Günter,*Namen und Daten wichtiger Personen der DDR*, Berlin-Bonn, 1979, S.211-212,山田徹，前掲書，163-164 頁を参考とした．

29 議論の経過については，Schneider,Gernot/Tröder, Manfred, Zur Genesis der Kombinate der zentralgeleiteten Industrie in der Deutschen DR, in:*Berichte des Osteuropainstituts an der Freien Universität Berlin*, Heft 137 (Reihe Wirtschaft und Recht), 1985, S.75-91 からも知ることができる．

30 Gerisch, Rudolf/Friedrich, Gerd, Grundfragen rationeller Leitungsorganisation in den Betrieben und Kombinaten der soziali-stischen Industrie, in: Das Zentralinstitut für sozialistische Wirtschaftsführung beim ZK der SED,*Aktuelle Fragen der sozialistischen Wirtschaftsführung*, Berlin, 1973, S.299.

31 Gerisch, Rudolf/Friedrich, Gerd, a.a.O., S.334-339.

32 改造の方向性として，(1)化学，燃料・エネルギー，冶金工業において副次・補助工程（保守・点検，修理，在庫管理，道具・装置等々の内部製造）の集中・専門化を強化する，(2)機械工業において部品下請供給に専門化した経営を育成し主工程に結合する，(3)運輸手段，保管施設，販売施設をコンビナートの集中的管理の下に置く，などが主要なポイントとされた．また，経営の統合・再編にあたっては，地域的分散の解消，大中小経営間のバランスが考慮されねばならないとした．Friedrich, Gerd, Die Kombinate und die Vereinigungen Volkseigener Betriebe als wichtige Formen der gesellschaft-lichen Organisation der Produktion in der Industrie der DDR und der weitere Prozeß der Intensivierung der Produktion, in: *Wirt-schaftswissenschaft*, Heft 3, 1977, S.407-408.

33 Friedrich, Gerd, Die Kombinate und die Vereinigungen Volkseigener Betriebe…, S.405.この発想は,のちのコンビナート構想と同一の考え方であった．

34 Friedrich, Gerd/Schulz, Gerhard,Leitung und Effektivität in der Sicht wirtschaftswissenschaftlicher Forschung, in: *Einheit*, Heft 8, 1977, S.925.

35 Friedrich, Gerd, Kombinate - moderne Form der Leitung unserer Industrie, in: *Einheit*, Heft 6, 1978, S.630.

36 Mittag, Günter, Die große Kraft der Vorzüge des Sozialismus, in: *Einheit*, Heft 5, 1977, S.575. この論文でミッタークが依拠した SED 中央委員会第 5 回総会の決議（77 年 3 月）は，建設コンビナートの設立を決定するものであった．したがって，工業コンビナートの新設を訴える根拠として同総会決議をあげたことは不適切であったといえよう．

37 Gehrmann, Achim /Müller, Gerhard /Müller, Hans, Zur Politik der SED im Prozeß der Bildung und Festigung zentralgeleiteter Kombinate in der Industrie der DDR, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, Teil 4, S.14-15.これにより，中央直轄コンビナートの新設が再開し，その数は 77 年の 45 から 78 年の 54 に増加した．

38 Mittag, Günter, Die große Kraft …, S.574-575.

39 Mittag, Günter, Zielstrebige Verwirklichung der Hauptaufgabe, in: *Einheit*, Heft10, 1978, S.989-1010.これは，1978 年 8 月に開催されたコンビナート・ゼミナールにおけるミッタークの総括報告である．

40 Ebenda, S.995.

41 Ebenda, S.997.

42 Ebenda, S.993-995.

43 Gehrmann, Achim /Müller, Gerhard /Müller, Hans, *a.a.O.*, S.25.

44 こうした党主導の急速なコンビナート化は，すでに 1960 年代末から 70 年代初頭にも見られた．それは，従来の管理方法やスタッフの変更，労働条件・待遇の悪化，転職・出向などを伴ったために，解体される経営連合サイドの反発を受けたといわれている（Breuer, Rainer, a.a.O, S.30; Roesler, Jörg, Kombinate in der Geschichte…, S.256）．70 年代後半のコンビナート化においても同様の問題が生じたが，それは，東ドイツの文献では，党組織の献身的な活動によって対立なく克服されたと叙述されている（Gehrmann, Achim /Müller, Gerhard /Müller, Hans, *a.a.O.*, S.17-18.）．しかし，実際には設立を早めるために組織上の規約や懲戒処分が楯として使われた，とするシュナイダー，トリョーダー（両者とも SED を除名され，83/84 年に国外退去を命じられた）の叙述が事実に最も近いように思われる．Gernot Schneider, Gernot/ Tröder, Manfred, *a.a.O.*, S.87.

45 詳細は,Melzer, Manfred/Scherzinger, Angela/Schwartau, Cord, Wird das Wirtschaftssystem der DDR durch vermehrte Kombinatsbildung effizienter?, in: *Vierteljahrsheft zur Wirtschaftsforschung des DIW*, Heft 4, 1979, S.390-391 を参照されたい．

46 Scherzinger, Angela, a.a.O., S.172.および Stinglwagner, Wolfgang, *Die zentralgeleitete Kombinate in der Industrie der DDR*, Bonn (Manuskript. Nicht im Buchhandel:非売品), 1990, S.17-21.の比較から確定した．

47邦語論文では，犬飼欽也「新型コンビナート形成による適応　――DDR 管理計画化の新段階――」(Ⅰ)，『新潟大学商学論集』第十七号,1985 年 3 月, 66-70 頁が Robotron の例を紹介している。

48 この 3 つの分類も，脚注 77.の二論文を参考にした。

49 Klein, Werner, Das Kombinat - Eine organisationstheoretische Analyse, in: Gernot Gutmann, *Das Wirtschaftssystem der DDR* , Schriften zum Systemvergleich von Wirtaschaftsordnung(Heft 30), Sttutgart/New York 1983, S.83.

50 Autorenkollektiv, *Leitung der sozialistischen Wirtschaft Lehrbuch*, Berlin 1986, S.217.

51 Ebenda,S.219.

52 Autorenkollektiv, *Grundfragen der sozialistischen Wirtschaftsführung*, zweite, völlig überarbaitete und ergânzte Auflage, Berlin 1985, S.411.参照。なお，同書第一版(1.Auflage,1979,S.350.)では，「管理者の政治的・イデオロギー的及び専門的能力と経験」が，第一の基準とされていた。

53 Melzer, Manfred/Scherzinger, Angela/Schwartau, Cord, a.a.O., S.375.

54 Erdmann, Kurt/Melzer, Manfred , Die neue Kombinatsverordnung in der DDR (2.Teil) , in: *Deutschland Archiv* ,10/1980, S.1050.

55 犬飼氏が指摘するように，この分権化は国家機関の責任転嫁＝分責という側面を有していた．犬飼欽也，前掲「新型コンビナート形成による適応　――DDR 管理計画化の新段階――」(Ⅱ)，『新潟大学商学論集』第十八号,1986 年 3 月,76 頁．とはいえ，そうした責任を最終的に負ったのは工業省だったので（第 4 条第 4 項），コンビナート側には責任回避の可能性もあった．この点は，コルナイ・ヤーノシュがハンガリーの実態を念頭に指摘した国家と企業の間の「温情主義的関係」に関連すると考えられる．コルナイ・ヤーノシュ,前掲書，171-192 頁.

56 73 年政令は，コンビナートの編成原理を「製品あるいは加工過程の共通性，または生産諸段階の技術的に制約された依存性によって結合された諸経営」定義した．Verordnung über die Aufgaben, Rechte und Pflichten der volkseigenen Betriebe, Kombinate und VVB …, S.135.第 24 条第 1 項.

57 Verordnung über die volkseigenen Kombinate…,S.355.
58 たとえば，傘下経営の設立・統合・解散や傘下経営長の任命・解任については，コンビナート総裁の決定に委ねられた（79 年政令第 7 条項 1 項，第 25 条項 1 項）．なお，この権限・機能の集中は，巨大な経済単位を統一的な目標や政策に沿って管理していくための妥当な措置であったことも否めない．研究史的に，こうした集権化は，社会主義における党官僚制との関連で常に問題視されてきた．そして批判者の対案は常に分権化であった．しかし，単純に分権化のみを提起することは避けられるべきであろう．まずは，管理の集権化と巨大な経営組織の運営とが，いかなる意味で整合しない（あるいは整合する）のかを実態的に明らかにする必要があろう．
59 Verordnung über die volkseigenen Kombinate…, S.362.第 26 条第 1 項.
60 Verordnung über die volkseigenen Kombinate…, S.362.第 26 条第 3 項.
61 Roesler, Jörg, Kombinate in der Geschichte…,S.267. なお，他の文献では「本社型は Carl Zeiss Jena のみ」という記述が見られたが，リュースラー論文が正確な数字を紹介しているものと思われる。
62 たとえば，戦前からドイツの代表的光学機器メーカーであったカール・ツァイス・イエナがあげられる．Kowalski, Roland,Der wissenschaftliche Präzisionsgerätebau der DDR in den 60er Jahren dargestellt am Beispiel des Carl-Zeiss-Unternehmens Jena, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, Teil 4, 1991, S.59.ff.
63 それにより，1970 年代を通じて増加傾向にあった対西側累積債務は，78 年の 55 億 3000 万 US ドルから 80 年には 77 億 8000 万 US ドルに達した．当時の西側先進諸国における高金利政策はこの負担を一層重くした．Haendcke-Hoppe, Maria,a.a.O. , S.1067.
64 Haendcke-Hoppe, Maria,DDR-Außenhandel unter dem Zwang zum Erfolg, in: *Deuschland Archiv*, Heft 3, 1982, S.265. 1982 年以後，それまでの 1900 万トンから 1700 万トンに削減されることになった．これは，両国間の軋轢を生み，東ドイツがソ連から一定の距離を置き，代わって西ドイツに接近する原因になったともいわれている．
65 Staatliche Zentralverwaltung für Statistik, *Statistisches Jahrbuch der DDR 1986*, Berlin, S.139.
66 1981 年末までに，食品工業では，15 の清涼飲料水・酒類製造コンビナートと 12 の菓子・パン製造コンビナートがあった．軽工業では，14 の家具用・建材用挽き材コンビナートが設立された．残りの 52 は，各種の消費財製造コンビナートや半製品・部品製造コンビナートであった．Autorenkollektiv, *Sozialistische Betriebswirtschaft Industrie*, 1986, Berlin, S.42.
67 なお，部品・資材供給といっても， その内容はさまざまな次元で異なる．国民経済レベルでは，たとえば，冶金工業からの機械工業への素材供給，化学コンビナートから部門内外への化合物・素材の供給，などがあげられる．また，同一部門内では，機械製造コンビナートへのベアリング・規格部品の供給や電子部品コンビナートからの情報処理機器，家電製造等々への供給，などがあげられる．そうした関係は，さらにコンビナートや傘下経営内にまで及ぶ．各レベルでの部品・資材供給の遅延や不足，供給される部品・資材の品質の粗悪さは，後工程における生産リズム，最終製品の品質・技術水準などに悪影響を及ぼす．東ドイツの部品・資材供給問題が語られる場合には，この点が常に考慮されていると云って良いだろう．Weidauer, Rudi/Wetzel, Albert u.a., *Kombinate erfolgreich leiten*, Berlin, 1981, S.139ff.なお，この問題は，レギュラシオン学派のユルジャンス・グループ（現存社会主義の経済とノルムに関するグルノーブル研究集団）によっても指摘されている．東ドイツの計画経済の問題点を明らかにするためにも，この点は詳細に実証されねばならない．URGENSE「中央計画経済におけるリズムなきテーラー主義」（ロベール・ボアイエ，山田鋭夫共同編集『転換　社会主義』藤原書店，1993 年，97-152 頁所収）．
68 *Mit der Kraft der Kombinate für weiteren hohen Leistungsanstieg*, Berlin, 1980, S.45.
69 「80 年代経済戦略」は，以下にあげる 10 項目を基本的内容とした．(1)マイクロエレクトロニクスを核とする科学技術革新の推進（基礎研究，光ファイバー技術・レーザー技術の開発，産業ロボット導入による弾力的機械化システムの開発，コンピューターによる生産制御システムの開発等），(2)労働の質の向上を通じた労働生産性の増大（職業教育，再教育，労働組織の再編等），(3)原材料の節約および効率利用（高度精製・加工），新素材の開発，(4)国内向けおよび輸出向け製品の品質向上，(5)生産国民所得及び可処分国民所得の増大，(6)社会主義的合理化の推進，(7)科学技術研究・輸出の拡大・品質向上・消費財生産の拡大等に関連する投資の奨励，(8)大量かつ高品質の消費財の供給，(9)社会的総生産物および国民所得の成長率の増大，(10)拡大再生産の徹底した集約化．Die Sozialistische Einheitspartei Deutschlands, *Bericht des Zentralkomitees der SED an den X. Parteitag der SED*, Berlin, 1981, S.65ff.
70 *Ökonomische Strategie der Partei - klares Konzept für weiteres Wachstum*, 1983, Berlin, S.38.
71 Hamel,Hannelore/Leipold, Helmut, Wirtschaftsreformen in der DDR　- Ursachen und Wirkungen -, in: *Arbeitsberichte zum Systemvergleich(Forschungsstelle zum Vergleich wirtschaftlicher*

Lenkungssysteme , Nr.10,1987,S.36.同様の指摘は，Gerisch, Rudolf/Hofmann, Willy, Aufgaben und Probleme der Entwicklung in den Kombinaten zur Erhöhung der volkswirtschaftlichen Effektivität, in: *Wirtschaftswissenschaft*, 2/1979, S.133.にも見られた。

72 1980 年代の投資政策の基本が「既存設備の近代化」に置かれたことは，さらに問題を深刻なものにした。それは，「内製」の目的が，既存設備の部分改良による生産性の引上げに終始することにつながった。その結果，改良に比して高くつく最新設備の開発は敬遠されがちであった。Werner Gruhn/Günter Lauterbach, Rationalisierungsmittelbau mit neuen Aufgaben, in: *Deuschland Archiv*, 11/1984, S.1180.

73詳しくは，犬飼欽也「新型コンビナート形成による適応 － DDR 管理計画化の新段階(1)－」，新潟大学商業短期大学部『商学論集』第 17 号，1985 年， 66-68 頁参照。

74 VEB Keramische Werke Hermsdorf, *Ein Jahrhundertwerk - Keramische Werke Hermsdorf - 1890-1990 100 Jahre Technische Keramik*, 1990.ヘルムスドルフ・セラミック工場の社史パンフレット。

75 このような肯定的評価は，留保条件はあるものの，犬飼欽也，前掲論文,67-68 頁にも見られた。Melzer, Manfred/Scherzinger, Angela/Schwartau, Cord, a.a.O., S.381.でも，コンビナート内の研究開発体制が「生産への導入までに至る諸段階の研究・開発の効率を高める」という見解が示されていた。

76 Autorenkollektiv, *Ökonomisches Lexikon H-P*, 3.,überarb. Aufl., Berlin, 1979, S.739-740. 残りの約 3 割は，国家商業センター(Staatliche Kontore)と呼ばれる卸売組織を通じて取引されていた．なお，82 年までは 13，その後は 11 の生産財向けの国家商業センターがあった．Bundesministerium für innerdeutsche Beziehungen, *DDR Handbuch A-L*, 3.,überarb. und erweit. Aufl., Köln, 1985, S.236.

77 1964 年に導入された外貨マルク（Valutamark）と外貨との交換比率は製品別・国別で異なり，実際の販売活動，契約締結においてのみ示された。

78 Erste Durchführungsbestimmung zur Verordnung über die Leitung und Durchführung des Außenhandels － Eigengeschäftstätigkeit －, vom 17.November 1978,in: *GBL. Teil 1.*, Nr.41, 1978, S.443.

79 Schneider, Gernot/Tröder, Manfred , a.a.O., S.120.

80 この二つの形態については， Autorenkollektiv, *Sozialistische Betriebswirtschaft Industrie・・・*,S.433-434.を参考とした。

81 Schneider, Gernot/Tröder, Manfred, a.a.O.,S.101-102.

82 Haendcke-Hoppe, Maria, Die Umgestaltung des Außenhandelsapparatesin der DDR, in: *Deuschland Archiv* , 4/1981, S.378.なお，貿易省管轄下にとどまった貿易経営は，プラント輸出・工業機械輸入，国際見本市に関連するものであった。Autorenkollektiv, *Sozialistische Betriebswirtschaft Industrie* ・・・,S.433.

83 Haendcke-Hoppe, Maria, Die Umgestaltung des Außenhandelsapparates in der DDR, in: *Deutschland Archiv*, Heft 4, 1983, S.383.の表を参考とした.

84 ただし，留保された外貨は，輸出向けの生産に投入されるという制約があった。Autorenkollektiv, *Stimulierung in Industriebetrieben und Kombinaten*, Berlin 1982, S.122-123.

85 Schneider, Gernot/Tröder, Manfred, a.a.O., S.120.

86 Ebenda, S.120-121.

87 Cornelsen, Doris/Melzer, Manfred/Scherzinger, Angela, DDR-Wirtschaftssystem: Reform in kleinen Schritten, in:*Vierteljahrsheft zur Wirtschaftsforschung*, Heft 2, 1984, S.204.

88 Friedrich, Gerd, Kombinat und Kombinatsbetrieb im Vergesellschaftungsprozeß, in: *Wirtschaftswissenschaft*, Heft 6, 1983, S.802. ほぼ同様の認識は，R. ゲーリッシュならびに G. クーシャック（ベルリン経済大学付属社会主義経済運営研究所所長）らを中心とする研究者・実務家集団による諸研究にも見られた．Gerisch,Rudolf/Rosenkranz, Rudi/Seifert, Achim, Erzeugnisspezifische Zulieferungen und Flexibilität der Produktion in Kombinaten des Maschinenbaus, in: *Wirtschaftswissenschaft*, Heft 6, S.823; Hensel, Dieter/Kuciak, Günter, Zum Einfluß der Reproduktionsbedingungen auf die Rolle kleiner und mittlerer Betriebe und Betriebsteile in Kombinaten der verarbeitenden Industrie, in: *Wirschaftswissenschaft*, Heft 3, 1984, S.367-368.

89 Friedrich, Gerd, Kombinat und Kombinatsbetrieb…, S.814-817.なお，見直しの対象とならなかったのは，エネルギー・燃料，冶金，化学工業原料といった原料・資材部門であった．そこでは，従来通り個々の製品に特化した量産化とコスト引下げを追求するために，さらなる経営の集中と大規模化が進められるべきであるとされた．Hensel, Dieter/Kuciak, Günter, a.a.O., S.367.

90 Friedrich, Gerd, Kombinat und Kombinatsbetrieb…, S.811.

91 クーシャックらによれば，さらなる経営の集中の必要性はすでに 70 年代初頭から失われつつあった，労働生産性（工業総生産高/労働者数）の増加率もこの時期から低下局面に入ったとしている．Hensel,

Dieter/Kuciak, Günter, a.a. O.,S.366ff.

92 Hensel, Dieter/Kuciak, Günter, a.a.O., S.370.ならびに Friedrich, Gerd, Kombinat und Kombinatsbetrieb…, S.818.

93Hensel, Dieter/Kuciak, Günter, a.a.O., S.369 und S.371.

94Gerisch,Rudolf/Rosenkranz, Rudi/Seifert, Achim, a.a.O., S.826-827.

95 この構想の背景には，一部のコンビナートにおける成功があった．たとえば，素材加工機製造コンビナートでは，特殊な連結器の生産を他のコンビナート（原動機・連結器製造コンビナート）に委ねず，独自の生産工場（従業員 377 人）の設置によってまかなっていた．Gerisch,Rudolf/Rosenkranz, Rudi/Seifert, Achim, a.a.O., S.834.

96 *Ökonomische Strategie der Partei…*, S.45.

97 学術会議前に発表されたフリードリッヒ論文は，その根拠として主力経営本部のコンビナート本部機能の兼務による管理費用の削減への期待をあげている．また，主力経営の特徴として，(1)傘下工場の技術水準・生産能力を引き上げることができる，(2)安定した販売・顧客サービスを提供することができる，(3)管理者の政治性および専門性が高い，といった点をあげ，それを中心とする管理を積極的に評価している．ただし，それを絶対視していない点にフリードリッヒの独自性があると考えられる．Gert Friedlich, Kombinat und Kombinatsbetrieb…, S.812ff.

98 Friedrich, Gerd, Kombinat und Kombinatsbetrieb…, S.816.

99 *Nach neuen Maßstäben die Intensivierung umfassend organisieren*, Berlin, 1984, S.50.その後，85 年のゼミナール報告では，加工組立型工業の一部のコンビナートで先導経営型システムが実践されたことを確認することができる．しかし，それは例外的なものとされ，主力経営型重視の姿勢は変更されていない．*Mit höchsten Leistungen den XI. Parteitag vorbereiten*, Berlin, 1985, S.72-73.

100 ヴァルター・ブーリアン「 DDR におけるコンビナートの発展と経済管理の改善」（百済勇：訳）駒沢大学外国語部『論集』第 22 号，1985 年,157-158 頁参照。このほか， Walter Burian,Walter, Überlegungen zur Stellung und Weiterentwicklung der Zweigleitung im Leitungssystem der sozialistischen Industrie der DDR, in: *Wissenschaftliche Zeitschrift der Hochschule für Ökonomie* , Heft 3/1978, S.105., Erdmann, Kurt/Melzer, Manfred, Die neue Kombinatsverordnung in der DDR (1.Teil) , in: *Deutschland Archiv*, Heft 9/1980, S.937.も併せて参照されたい。

101 このようなコミュニケーション系統の整理・統合は，管理組織内の職種・職場・職員の削減と結び付いた。それは，企業連合からコンビナートへの移行がスムーズに行かなかった一要因となった。また，この簡素化による管理・権限・責任の本部集中は，かえって本部業務を増加させたり，業務が官僚的に遂行される原因となった。この点はさらに実証の必要がある。

102 Verordnung über die Aufgaben,Rechte und Pflichten der volkseigenen Betriebe, Kombinate und VVB , a.a.O., S.136.第 26 条第 1 項参照。

103 Verordnung über die volkseigenen Kombinate……, S.356.参照。

104 コンビナートにおける経済計算制（独立採算制）の強化は，まずコンビナートの内の財務フォンド循環に関する意思決定・責任をコンビナート側に委譲する形で行われた（最終意思決定・責任は閣僚評議会・工業省にある）。さらにそれは，財務フォンドの形成と使用を生産計画の達成・超過達成とリンクさせることにより，コンビナート，所属企業，企業内労働集団の収益への関心を高めるためになされた。これらの点については，企業の相対的独立性にかかわるものとしてさらに分析が進められねばならない。

105 コンビナート改革を，その後の経済改革（1980 年代前半）と併せて「分権化」とする見解は，西側研究者の中にも多い。例えば， Erdmann, Kurt/Melzer, Manfred, Die neue Kombinatsverordnung in der DDR (1.Teil) , a.a.O., S.940., Cornelsen, Doris/Melzer, Manfred/Scherzinger, Angela, a.a.O., S.202-203., Hamel,Hannelore/Leipold, Helmut , a.a.O. , S.21-23.ff.

106 Schneider, Gernot/Schröder, Manfred , a.a.O.,S.136.

107 同戦略では,10 項目からなる目標が掲げられた。それらは,(1)マイクロエレクトロニクス,産業ロボット,バイオテクノロジー等の生産への応用,(2)労働生産性の向上による高付加価値生産および労働者の配置転換,(3)原料・資材・燃料の節約または高度精製,(4)消費財生産の拡充,(5)生産国民所得の増大と輸出拡大による可処分所得の増大,に要約されよう。*Bericht des Zentralkomitees der SED an den X. Parteitag der SED*, Berlin 1981, S.65ff.

108 東ドイツのコンピューターは,独自に開発したマイクロプロセッサー（CPU）を使用していた。1987 年頃には,西側先進諸国と同様に 32 ビット機の生産が予定されたが,実現の見通しは困難であった。87 年時点で最も演算能力の高かった機種は,IBM PC/XT（1983 年に販売開始）互換の 16 ビット機 EC1834 だったが,その年の生産高は 200 台に過ぎなかった。技術的遅れとともに,新鋭機の量産化に対応できなかった事例の一つである。Krakat, Klaus, Die DDR auf dem Weg zur computergestützten Fabrik?, in: Forschungsstelle für gesamtdeutsche wirtschaftliche und soziale Fragen(Hrsg.), *Glasnost und*

Perestrojka auch in der DDR?, Berlin 1988, S.247-248 und S.254.坂本和一『コンピューター産業　ガリヴァ支配の終焉』有斐閣,1992 年,226 頁。

109　Krakat, Klaus, Die DDR auf dem Weg zur computergestützten Fabrik?..., S.250-253.

110　第二次世界大戦前の 1925 年に創立していた電機コンビナート EAW の社史を概観するものとして,Kipper,Urlich, Strukurwandel und Innovationsfähigkeit der Ostberliner Elektroindustrie – die Elektro-Aparrate-Werke von den sechziger Jahren bis Ende der achziger Jahre, in: Fischer, Wolfram/ Bähr, Johannes(Hrsg.), *Wirtschaft im geteileten Berlin 1945-1990*, München 1994, S.197-208.がある。

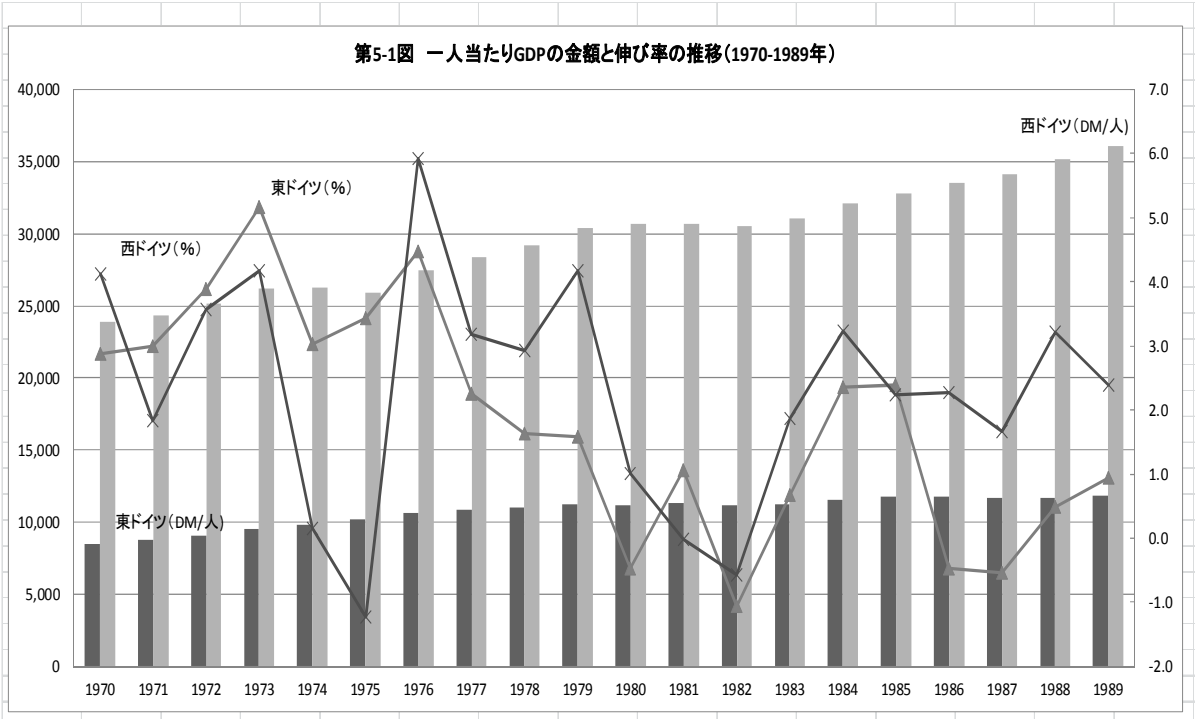
111 Gebhardt, Fieder, *Wirtschaftsatlas Neue Bundesländer*, Gotha 1994, S.126-138.同書の産業立地地図参照。

112 いまひとつ忘れてはならないのは,同一・類似の最終製品を生産する諸経営を一つのコンビナートにまとめることにより,当該製品の生産・販売にかかわる情報を集めやすくなり,また計画の作成・管理が容易になる,といった点であろう。これが,コンビナートの傘下経営の編成、生産や販売のフレキシビリティにどのような影響を与えたかについては,今後の実証分析の課題とする。

第 5 章　経済計算制改革の限界

第 1 節　危機対応としての経済計算制改革

東西ドイツ間にはすでに建国期から,一人当たり国内総生産（GDP）の大きな格差が存在していた。その格差は,東ドイツの経済成長が鈍化した 1950 年代後半から「ベルリンの壁」構築までの時期,そしてまた成長率が回復した経済改革期（63-70 年）にも拡大し続けた（**前掲第 3-4 図**）。先のベルリンの労働者蜂起が発生した 53 年に約 2.0 倍だった格差は,ホーネッカー政権が誕生した 71 年には 2.8 倍にまで増加したのである（**前掲第 3-3 図**）。その後,オイルショック時には,西ドイツ経済の成長率の低迷もあって格差拡大は中断したかにみえた。むしろソ連からの原油供給に守られて 73-75 年には格差が縮まるかにみえた。しかし,76 年以降ソ連からの原油供給条件の悪化に伴い,東西ドイツ間の格差は広がり,とくに 82 年以降にはそのテンポが増していった（**第 5-1 図**）。



資料：Merkel,Wilma,/Wahl, Stefanie *Das geplünderte Deutschland. Die wirtschaftliche Entwicklung im östlichen Teil Deutschlands von 1949 bis 1989*, Bonn 1991, S.52; Statistisches Amt der DDR(Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR 1990*, Berlin 1990, S.64; Statistisches Bundesamt(Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch für die BRD*, Wiesbaden 1988, S.64; Statistisches Bundesamt(Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch für das vereinte Deutschland*, Wiesbaden 1991, S.70.

このことは,労働生産性の伸び悩みにも関連するものであった。**第 5-1 表**では,生産的分野の就業者 1 人当たりの生産国民所得[1]が,ベルリンの壁構築からウルブリヒトからホーネッカーへの政権交代直前（1961-70 年）まで比較的安定して伸びていたことを確認できる。しかし,第一次オイルショック後の 76-80 年には,対前年比でも,五ヵ年平均でも,その伸び率は低落し,以後低水準で推移するようになった。また,生産性の上昇を技術的に下支えする固

定設備の装備状況（就業者１人当たり）も,ほぼ同時期から徐々に悪化していたことがわかる。それに加えて,固定設備の老朽化は,生産性の停滞・低下に拍車をかけていた[2]。

第5−1表　就業者（生産的分野）１人当たりの諸指標 1）

年	生産国民所得 2）［マルク］	（伸び率）［%］	（5カ年平均）［%］	固定資本装備額 2）［マルク］	（伸び率）［%］	（5カ年平均）［%］
1961	12,444	(2.0)		77,022	(4.9)	
1962	12,839	(3.2)		81,085	(5.3)	
1963	13,411	(4.5)	**(4.2)**	85,772	(5.8)	**(5.0)**
1964	14,034	(4.6)		89,545	(4.4)	
1965	14,691	(4.7)		93,628	(4.6)	
1966	15,436	(5.1)		97,807	(4.5)	
1967	16,201	(5.0)		100,914	(3.2)	
1968	17,076	(5.4)	**(5.3)**	105,556	(4.6)	**(4.0)**
1969	17,945	(5.1)		109,229	(3.5)	
1970	18,953	(5.6)		114,407	(4.7)	
1971	19,815	(4.6)		120,383	(5.2)	
1972	20,955	(5.7)		126,254	(4.9)	
1973	22,125	(5.6)	**(5.5)**	132,844	(5.2)	**(5.4)**
1974	23,472	(6.1)		139,519	(5.0)	
1975	24,581	(4.7)		148,340	(6.3)	
1976	25,289	(2.9)		155,369	(4.7)	
1977	26,509	(4.8)		162,554	(4.6)	
1978	27,346	(3.2)	**(3.9)**	169,645	(4.4)	**(4.4)**
1979	28,309	(3.5)		176,679	(4.1)	
1980	29,456	(4.1)		184,846	(4.6)	
1981	30,688	(4.2)		192,011	(3.9)	
1982	31,305	(2.0)		200,127	(4.2)	
1983	32,532	(3.9)	**(3.9)**	207,848	(3.9)	**(3.9)**
1984	34,188	(5.1)		215,372	(3.6)	
1985	35,837	(4.8)		223,755	(3.9)	
1986	37,410	(4.4)		232,947	(4.1)	
1987	38,648	(3.3)		240,937	(3.4)	
1988	39,701	(2.7)	**(2.9)**	249,419	(3.5)	**(3.7)**
1989	40,822	(2.8)		260,292	(4.4)	

1)生産的分野の就業人口。生産的分野の定義は、本文の脚注　を参照されたい。
2）生産国民所得は1985年価格を、年平均固定設備残高は86年価格をベースに算定された数値を用いてある。いずれも、89年の数値は暫定値である。
*なお、表中の85年以降の数値は、84年末の固定設備資産価値の評価換え（1985年の恣意的引上げ）に関する財務省通達の影響で、実際よりも高く計算されている可能性がある。

資料：Statistisches Amt der DDR(Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR 1990*,Berlin, S.13, S.16 und S.18; Anordnung über die Umbewertung der Grundmittel vom 14. Dezember 1984, in:*GBL. Teil I* ,Nr.37,S.450−456.

1970 年代半ばを境に行き詰まりを見せ始めた東ドイツ経済の立て直しに向けて,党･政府は,国家機関と人民所有経営の間で管理と生産の中間環として活動してきた人民所有経営連合と人民所有コンビナートを,後者への一元化という形で再編した。それにより,すべての工業部門において前方統合と後方統合を目指した垂直統合を実現すること,さらにはコンビナート内の生産活動において部門・業種横断的な分業を作りだすこと,そしてそのような形で編成されたコンビナートの総裁の権限を強化し,傘下経営の管理を強化することが企図されたのである。

そのコンビナート改革の初期段階となった 1980 年代初頭に,党・政府は,完全雇用と社会保障の充実を最優先の目標として掲げ,それを支える生産基盤の創出をアピールした。その実現に向けて 1981 年 4 月の SED 第 10 回大会においては,「80 年代経済戦略」が提起された.この戦略の核心は,マイクロエレクトロニクス技術を基盤とする機械化の推進,コンピューターに支援された生産制御システムの導入等を通じて省力化を実現し,それを国民所得の増加に結びつける,というものであった[3].そのためには,ホーネッカー時代に入って抑制さ

れてきた新規投資を,研究・開発や設備刷新に優先的に振り向けることが要請された.また,投資資金の節約を目指して既存設備を長期的に利用したり,部分的な改良投資によって生産性を引上げたりすることも提案された.現実には,国民所得の成長率低下や消費優先の政策がさきの経済戦略を制約しかねない状況下で,縮小傾向にあった可処分資金をいかに効果的に投資するかが危機打開の鍵を握っていた[4].まさしく「ハードな予算制約」の時代の方策が構想されねばならなくなったといえよう。

そうした生産基盤作りに加えて,党・政府は,計画策定とその管理の側面からも改革を行った。**第 5-2 表**に示したように,コンビナートとその傘下経営の業績評価においては,1980 年から 83 年までの間に,“粗生産高”指標から,“純生産高”や“純利益”などネットの指標が重視されるようになった。収益を度外視した投入増に歯止めをかけ,原燃料・資材の節約を通じたコスト削減と,それによる収益性の改善へとコンビナートを誘導するための業績評価指標の変更であった。収益拡大に向けては,国内外向けの販売の促進に向けて品質向上や新製品の開発への要求が強くなったことも確認されよう。

第5-2表　人民所有コンビナートの業績評価に関する諸指標

	1980年6月	1981年4月	1983年3月
	工業生産高	工業生産高	⇒削除
(A)業績評価	純生産高 1)	純生産高 1)	純生産高 1)
のための	原燃料・資材コスト2)	原燃料・資材コスト 2)	(B)へ
主要指標	−	−	純利益 3)
	−	−	国民向けの製品・サービス
	−	−	輸出
	純利益 3)	営業損益	(A)へ
(B)その他の	労働生産性の引上げ	労働生産性の引上げ	純生産高ﾍﾞｰｽの労働生産性
質的な評価	原価の引下げ	原価の引下げ	100マルク当たりの総コスト
基準	Q商品の割合の増加 4)	Q商品の割合の増加 4)	新開発製品やQ製品の生産
	契約に見合った生産 5)	契約に見合った生産 5)	⇒削除
	−	期限通りの、質の高い投資	⇒削除
	−	−	原燃料・資材コスト 2)

1) 100マルクの商品生産にかかった原燃料・資材コスト

2) 粗生産高から原燃料・資材費用、家賃・使用料、減価償却費、その他の生産的サービスの費用(修理・修繕、運輸、保管など)を差し引いたもの。

3) 輸出入差額をも含む統一的営業損益から生産フォンド使用料、雑収入、労働力計画の超過達成によって生まれた利益、違約金・制裁金を差し引いたもの。1983年以降はそれに収益割増金が加算された。

4) Q商品(Qualitätsware)とは、高品質を保証するマークとして「Q」が付与されている商品のことをさす。

5) 国内外向けの取引における契約が計画通りに履行されているかどうかを確認するために設けられた指標。

資料:Cornelsen, Doris/Melzer,Manfred/Scherzinger,Angela, DDR-Wirtschaftssystem: Reform in kleinen Schritten,in:*Vierteljahrshefte zur Wirtschaftsforschung des DIW*, Heft 2, 1984,S.204; Anordnung über die Planung und Zuführung der staatlichen Erlöszuschlages vom 2.Juni 1983, in: *GBL. Teil Ⅰ*, Nr.11, S.164-165.

さらに第 10 回党大会では,計画経済の運営上の基本路線として「管理,計画策定,経済計算制の一層の完成化(weitere Vervollkommnung der Leitung, Planung und wirtschaftlichen Rechnungsführung)」が打ち出された.この路線は,それまで掲げられてきた「管理と計画策定の完成化」（第 8 回党大会：1971 年）,「管理,計画策定,経済的刺戟付

与の完成化」（第 9 回党大会：76 年）を踏襲するものであった。従前は,計画策定やその管理（とくに上記の業績評価指標を実現するための監督と決算）を通じて経済主体を行政的に指導するといった直接的統御がメインであったが,82 年以降は,投資,経済的刺戟の付与に関連する経済計算制による間接的制御に力点を置くという点で違いを見せた[5].

この路線は,コンビナートやその傘下経営の国家からの相対的自律性を高める手法として 1960 年代の経済改革の主要な課題となってきたが,集権化の圧力が強まるたびに後退させられてきた。81 年 11 月に,SED 中央委員会政治局においてコンビナートを基本的単位とする経済計算制の強化が決定されたのは,当時の経済危機を乗り切るために,計画によるマクロレベルの統御のみならず,いま一度コンビナート（および傘下経営）側に権限の一部を与え,ミクロレベルにおいてイニシアチブと改善の動きが生まれることを期待するものであった.

その方向性は,1982 年 1 月に公布された『計画を基礎とする経済計算制の一層の改善に関する閣僚評議会令』（Verordnung über die weitere Vervollkommnung der wirtschaftlichen Rechnungsfüjrug auf der Grundlage des Planes：以下,『82 年政令』とする）において示された[6].この政令は,さきの戦略課題達成のために,コンビナートの投資資金調達の枠組みを変更しようとするものであった.そのために,(1)原材料コスト,管理コストの計画的な削減（政令第 2 章）,(2)国庫納入義務や自己ファンドの形成といった利益運用に関わる諸原則（第 4 章）,といった具体策があげられた[7].より詳しくみよう.

コスト削減の第一の試みとして,政府はコンビナートに,原材料および管理コストの削減目標を通達することになった.また,コンビナートは上級機関へのコスト削減計画の提案に際して,具体的な解決策を示さねばならなくなった.それに加えて第二に,コンビナート総裁は,エネルギー・燃料,運搬・運輸,宣伝等の経費項目について独自の削減計画を決定する権限を有することになった.これは,より生産の場に近いコンビナート本部の判断に依りながら,コスト削減の可能性を広げようとする試みであったといえよう.第三に,計画目標の達成に対するコンビナート本部の責任を高めるため,コスト削減計画の不履行に関するコスト報告書（Kostenrapport）を上級管理機関に提出することが義務づけられた.この処分後も計画が達成されない場合には,コンビナートの自己ファンド（**第 5-3 表**）の運用が部分的に凍結されることになった.こうした制裁的な方策とならんで,『82 年政令』は,勤労者や労働者集団への物的報奨によってコスト削減を促すことをも規定した.具体的には,コスト削減計画の達成あるいは超過達成を,コンビナートの物的奨励ファンドへの資金繰入にリンクさせる,というものであった.

第5-3表 コンビナートと経営における自己ファンドの資金源と使途

	資金源	ファンドの使途	1979年指針		1982年指針		1983年指針		1987年指針	
			人民所有経営	コンビナート	人民所有経営	コンビナート	人民所有経営	コンビナート	人民所有経営	コンビナート
1. 報酬割増ファンド 1)	純利益	年末手当、イニシアチブ手当、目的別手当	○	○	○	○	○	○	○	-
2. 業績ファンド 2)	純利益	合理化施策(投資ファンドへの繰入)および福利厚生施設の拡充	○	○ 6)	○	○ 7)	○	○ 7)	○	○ 11)
3. 青年社会主義者口座3)	純利益	青年向けの文化・スポーツ・レジャー施設の拡充、投資ファンド繰入	○	○	○	○	○	○	○	-
4. 文化・社会ファンド	原 価	文化・スポーツ・レジャー施設、旅費補助、経営内医療施設の運営	○	○ 6)	○	○ 7)	○	○ 9)	○	○ 11)
5. 自由裁量ファンド	純利益	労働者・職員(管理職を除く)ならびに労働集団への物的報奨	-	○	-	○	-	○	-	○
6. 投資ファンド 4)	純利益	固定設備投資	○	○	○	○	○	○	○ 10)	○ 10)
7. 科学・技術ファンド	原 価	研究・開発課題(基礎・応用研究、試作品の製作、ﾗｲｾﾝｽ・特許)	○	○ 6)	○	○	○ 8)	○	○ 8)	○
8. リスク・ファンド	原 価	新製品開発における危険負担	○	○ 6)	○	○	○	○	-	○
9. 修理ファンド 5)	原 価	固定設備の修理・補修、ｵｰﾊﾞｰ・ﾎｰﾙ	○	-	○	○	○	-	○	-
10. 準備ファンド	純利益	研究・開発、保管、報奨、債務返済、国庫納入の際の資金不足への補助	-	○	-	○	-	○	-	○
11. 特別ファンド	純利益	軽工業のモード商品の生産に限って使用される。	-	-	○	-	○	-	○	-
12. 宣伝ファンド	原 価	国内販売・輸出のための宣伝・広告	-	○	-	○	-	○	-	○

＊ 元資料とは異なり、目的別にファンドを分類した。丸印(○)は、当該ファンドが人民所有経営あるいはコンビナートを単位として形成されることを示す。網掛け部分は、先行する指針から改定されたことを示す。

1～5のファンドは、主に労働条件・生活条件に関連する。6～12のファンドは、投資、研究・開発、宣伝などに使用された。

(表注)

1) 超過純利益からも調達され得る。経営内職業訓練校の生徒のための文化・社会ファンドおよび報奨ファンドは、原価から調達される。

2) 超過純利益からのみ形成される。87年指針からは、計画純利益からも調達されるようになった(ただし、その場合、使途は労働・生活条件の向上に限定される)

3) 超過純利益および業績ファンドからの資金繰入によって形成される。

4) 投資ファンドの財源は、純利益の他に、減価償却資金、国家予算資金、利付・無利子銀行信用、業績ファンドの一部、青年社会主義口座資金の一部などがある。

5) 79年財務指針では、修理ファンド(Reparaturfonds)。82年以降の財務指針では、維持・補修ファンド(Instandhaltungsfonds)。

6) 傘下経営の当該ファンドをコンビナート本部に集中して形成される。

7) 傘下経営の当該ファンドは、コンビナート本部に集中することが可能である。

8) コンビナート長決定で、このファンドを形成する傘下経営が指定される。

9) コンビナートを単位として形成される場合にのみ本部に集中することができる。その場合、同ファンドはすべての傘下経営が利用可能な施設に充てられる。投資への転用は禁じられている。

10) この財務指針により、コンビナート独自の責任で獲得・使用される投資ファンドと国家計画に則って形成・使用される投資ファンドに区分された。

11) 当該ファンドの形成・使用に関する法文書に則って、コンビナート本部への集中が決定される。

資料:Finanzierungsrichtlinie für die volkseigene Wirtschaft vom 21, August 1979, in: *GBL. Teil 1*, Nr.28, S.301; Anordnung über die Finanzierungsrichtlinie für die volkseigene Wirtschaft vom 28. Januar 1982, in: *GBL. Teil 1*, Nr. 5, S.122-123; Anordnung über die Finanzierungsrichtlinie für die volkseigene Wirtschaft vom 14. April 1983, in: *GBL. Teil 1*,Nr.11, S.119-120; Anordnung über die Finanzierungsrichtlinie für die volkseigene Wirtschaft vom 27. Februar 1987, in: *GBL. Teil 1*, Nr. 9, S.116. このほか、業績ファンド、青年社会主義口座資金、科学・技術ファンド、維持・補修ファンド、宣伝ファンド、リスク・ファンドに関する法令を参照して作成。

コスト削減と並行して,『82 年政令』は,コンビナートに留保される利益の運用に関する諸原則をも定めた.粗利益から控除される国庫納入金と,投資や福利厚生関連の自己ファンドへの資金繰入れについての諸原則がそれであった.国庫納入に関する重要な変化は,政令が,コンビナートの利益計画の達成・未達成にかかわりなく,国庫納入金の一つである純利益控除（Nettogewinnabführung：以下,NGA）の完全納付を要請したことである. それ以前は,“純利益”計画が未達成の場合,財務省と国家計画委員会が通達するガイドラインにしたがって,NGA の減免が認められていた[8]。そうしたいわば政府の温情主義（パターナリズム）は財政収入の障害となっていたし,またそれ以上に各経営の収益獲得意欲を削ぐことになりかねなかった。したがって,『82 年政令』での変更は,同納入金を控除した後の留保純利益の大きさや,その運用に決定的な影響を及ぼすものであった.それは,再びコルナイの言葉を借りれば,「ソフトな予算制約」から「ハードな予算制約」への転換を意図するものであった[9]。

この『82 年政令』以降,党・政府は,1982 年から 87 年にかけて,1)国庫納入義務,2)自己ファンドの形成と使用,3)銀行信用等に関する政令や省令を「集中豪雨」的に改定していった[10].

それらは,コンビナートの資金循環の在り方を直接的・間接的に左右するものであった.それはまた,「80 年代経済戦略」が要請する労働生産性や収益性の増大を資金面から支える投資金融制度ならびに,それに物的刺激を与えるために整備されたコンビナート内の福利厚生制度の変更につながるものでもあった.次節以降,まずは投資金融制度について,それに続いて福利厚生制度の改革についてみていくことにしよう。

第 2 節　コンビナート内の資金循環と国庫納入制度

（1）投資ファンドを軸とする資金循環の構造

1982 年の経済計算制令に続く諸制度の改定の内容を分析する前に,あらかじめコンビナートの資金循環の基本構造を確認しておくことにしよう.**第 5-2 図**に示したように,コンビナートには,傘下経営における各種自己ファンドの形成と使用,傘下経営からのコンビナート本部への資金集中とその後の再配分といった内部的な資金循環があったとともに,国庫への納入金の納付と再配分や,国立銀行から供与される利付き固定設備信用とその元利返済のような外部機関との関係を示す資金循環があった.

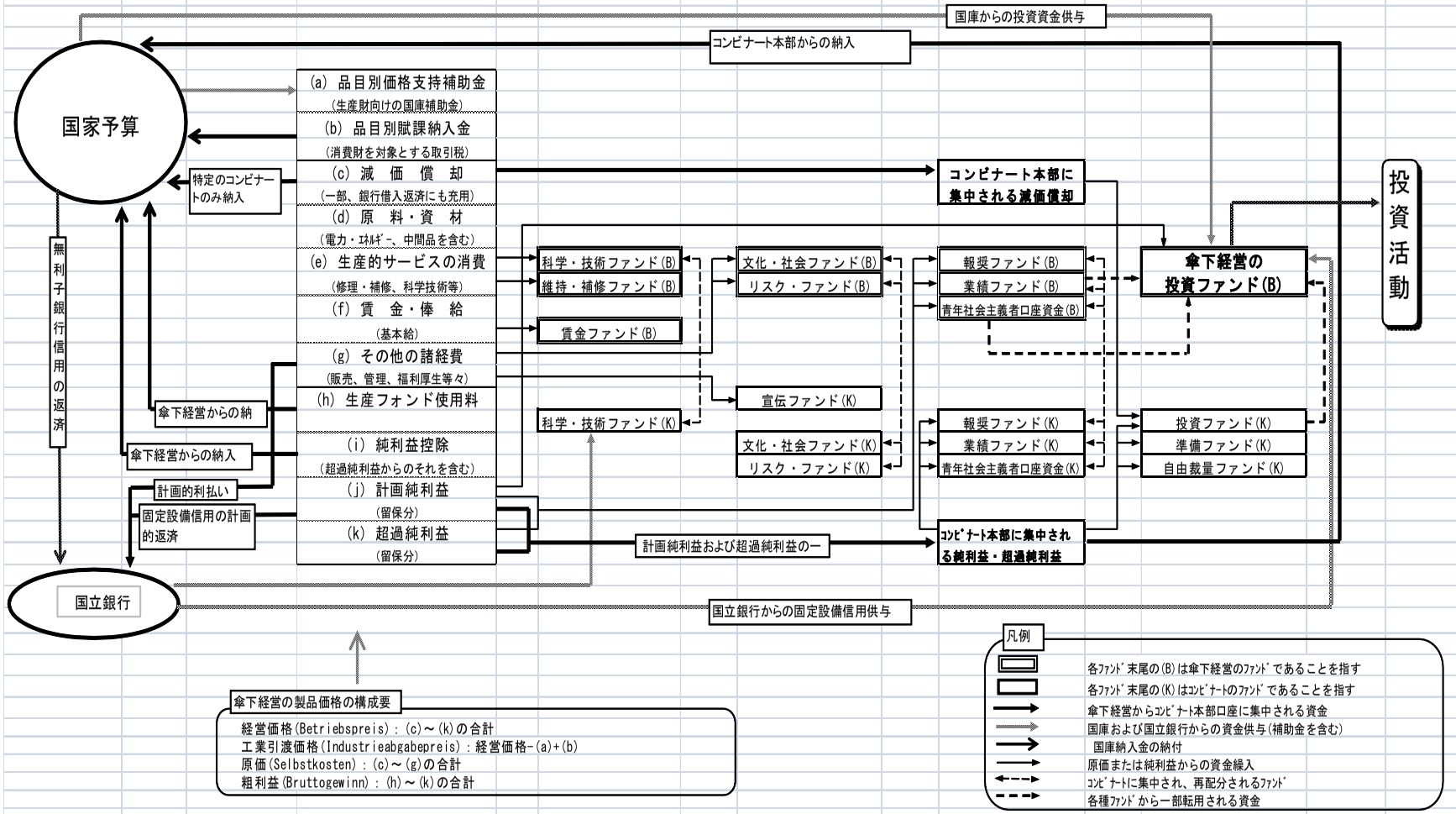
傘下経営ないしコンビナート本部の自己ファンドの基本的な資金源は,製品原価（計画額）から回収される資金（減価償却を含む）と国庫納入金を控除したのちに得られる純利益であった.

原価回収によって形成される自己ファンドは,各ファンドの計画額を個々の製品価格（国定価格）に比例配分的に組み入れることによって調達されていた.そうした自己ファンドには,労働者・職員の基本給分に当たる賃金ファンド,科学・技術ファンドや維持・補修ファンドのように研究・開発や生産活動に充用されるもの,文化・社会ファンドのように福利厚生施設に充用されるものなどがあった.これらのファンドは,基本的に傘下経営において形成・使用されたが,コンビナート全体の生産力の引上げや福利厚生の拡充を目的に,その一部がコンビナート本部のファンドとして徴収され,再配分される場合があった.

他方,純利益を源泉とする自己ファンドは,傘下経営が獲得した粗利益から国庫納入金（生産フォンド使用料および NGA）を差し引いたのちに形成された.報償ファンド,業績ファンド,「青年社会主義者」口座資金,コンビナート総裁決定で運用される自由裁量ファンドといった福利厚生関連のファンドや,傘下経営の設備投資に充用される投資ファンドがそれにあたる.

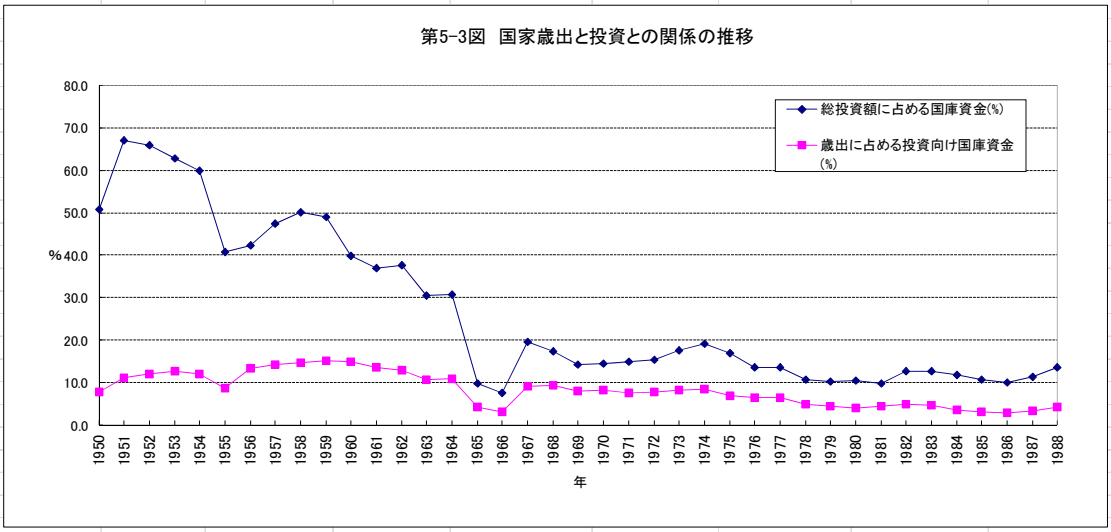
これらのうち,投資ファンドは,他のファンドとは異なり,留保純利益だけでなく,国家の再配分資金として固定設備投資向けに無償で供与される国庫資金,国立銀行から供与される固定設備信用（以下,国立銀行信用）をその主要原資としていた.

第5-2図　コンビナート内の資金循環(1982年『通達』時点)



資料：Anordnung über die Finanzierungsrichtlinie für die volkseigene Wirtschaft vom 28. Januar 1982, in: *GBL Teil 1*, Nr.5, S.113-124; Verordnung über die Kreditgewährung und die Bankkontrolle der sozialistischen Wirtschaft – Kreditverordnung –vom 28. Januar 1982, in: *GBL. Teil 1*, Nr.6, S.126-133; Autorenkollektiv, *Sozialistische Betriebswirtschaft Industrie*, Berlin 1985, S.516 und S.521. このほか，個々のファンドに関する政令を参照．投資ファンド（傘下経営）の資金源には，さらに，中古設備売却益，損害保険給付金，コンビナート本部から再配分される減価償却資金等がある．

東ドイツの国有化が本格化した 1950 年代前半には,国庫資金の割合が高く,「生産的分野」の全投資額の約 6 割,50 年代後半には 4～5 割に及んでいた（**第 5-3 図**）.しかし,その割合は,50 年代末から 60 年代半ばの経済改革期前半にかけて急速に縮小した.国庫資金の割合は,この時期まで全体の 10%以下（64-65 年）に落ち込んだのである.のちにそれは再び増加したが,以前の水準に達することはなく,投資資金は次第に他の源泉（自己資金や国立銀行信用）にとって代わられるようになった[11].



資料：Baar, Lothar/Müller, Uwe/Zschaler,Frank Strukturveränderungen und Wachstumsschwankungen, Investitionen und Budget in der DDR 1949 bis 1989, in: *Jahrbu Wirtschaftsgeschichte*, Heft 2,1995, S.63-64; S.70-71. なお, 同論文の数値は, 統一後に閲覧可能となったドイツ連邦文書館（ポツダム）所蔵の国家予算決算書からの抜粋である ただし, 価格ベースは統一されていない（1950-59年は当年価格, 60-67年は67年価格, 68-75年は75年価格, 76-80年は80年価格, 81-88年は85年価格）.

投資ファンドのもう一つの財源である国立銀行信用には,利付きおよび無利子のものがあった[12].後者は,国庫が返済義務を負うことから事実上の補助金であったといえよう.いずれも,個々の事業主体と国立銀行[13]に通達される投資計画にもとづいて供与された.1974 年以来,利付き固定設備信用の返済期限は最大 5 年,基本利子率は年 5%であった[14].投資が合理化目的だったり,事業計画の期限前完了を促すものだったりした場合には,利子率は 1.8 パーセントを下限に引下げられた.反対に,計画が未達成に終わった場合,利子率は 8 パーセントを上限に引上げられた.また,投資の失敗の主因が経営側にあるとされた場合には,最大で年 12%（82 年から：以前は 10%）の制裁利子が課された.この利子率の操作は,コンビナートを計画に沿った投資活動に誘導する試みであったといえよう.しかし,基本利子率も,元本の返済も,投資計画とともに,すでにコンビナートのコストおよび価格計画,純利益計画の作成段階で考慮されていた.つまり,計画が滞りなく遂行されている限りでは,元利償還は,必ずしもコンビナートの「負担」とはならなかったのである.問題は,投資計画が順調に進まなかったり,利益の獲得が困難に陥ったりした場合に生じた[15].

以上で見てきた国家財政や国立銀行との関係をも含め,投資ファンドは,コンビナートの資金循環の要となっていた.後述するように,1980 年代全体を通して実施された制度改定が,

資金調達方法をめぐって変化したこともその重要性を示唆している.以下では,それに言及する前に,投資ファンドを含む自己ファンド（原価回収分を除く）の形成額に影響を与えた生産フォンド使用料（生産フォンド＝機械・設備とファンド＝基金とは区別されたい）とNGA の影響について確認しておくことにする.

（2）生産フォンド使用料の改定とその効果

生産フォンド使用料（Produktionsfondsabgabe：以下,PFA と略称）[16]は,傘下経営が取得・所持する物的資産（固定設備資産）に対して課される国庫納入金の一つであった（**第5-4 表**）.

第5-4表 「生産的分野」からの国庫納入金の変化*

［単位：100万マルク、(%)］

	生産フォンド使用料		純利潤控除		品目別賦課納入金		社会的ファンド分担金		国庫納入金（総額）	
年	［実績］	(伸び率)**	［実績］	(伸び率)**	［実績］	(伸び率)**	［実績］	(伸び率)**	［実績］	(伸び率)**
1971	9,638	(61.3)	11,721	(−10.7)	17,745	(−6.3)	−	(−)	39,104	(13.6)
1972	10,149	(5.3)	11,893	(1.5)	20,062	(13.1)	−	(−)	42,104	(7.7)
1973	11,343	(11.8)	15,130	(27.2)	25,835	(28.8)	−	(−)	52,307	(24.2)
1974	11,393	(0.4)	16,976	(12.2)	25,041	(−3.1)	−	(−)	53,410	(−3.1)
1975	13,263	(16.4)	26,670	(57.1)	30,278	(20.9)	−	(−)	70,210	(31.5)
1976	14,289	(7.7)	22,230	(−16.6)	27,562	(−9.0)	−	(−)	64,081	(−9.0)
1977	15,454	(8.2)	22,543	(1.4)	34,735	(26.0)	−	(−)	72,732	(13.5)
1978	15,996	(3.5)	26,007	(15.4)	35,314	(1.7)	−	(−)	77,317	(6.3)
1979	16,816	(5.1)	32,883	(26.4)	34,976	(−1.0)	−	(−)	84,674	(−1.0)
1980	18,233	(8.4)	40,095	(21.9)	39,339	(12.5)	−	(−)	97,667	(15.3)
1981	19,769	(8.4)	42,082	(5.0)	37,702	(−4.2)	−	(−)	99,554	(−4.2)
1982	21,533	(8.9)	53,592	(27.4)	38,445	(2.0)	−	(−)	113,569	(14.1)
1983	22,911	(6.4)	55,681	(3.9)	39,283	(2.2)	−	(−)	117,874	(3.8)
1984	25,090	(9.5)	40,411	(−27.4)	50,242	(27.9)	20,093	(−)	135,836	(15.2)
1985	28,784	(14.7)	40,530	(0.3)	46,012	(−8.4)	26,602	(32.4)	141,928	(−8.4)
1986	29,029	(0.8)	38,664	(−4.6)	43,659	(−5.1)	33,968	(27.7)	145,319	(−5.1)
1987	28,409	(−2.1)	39,191	(1.4)	42,965	(−1.6)	34,127	(0.5)	144,692	(−1.6)
1988	30,031	(5.7)	43,578	(11.2)	43,108	(0.3)	35,194	(3.1)	151,911	(5.0)

* 生産的分野：工業, 建設業（住宅を除く）, 農業, 運輸業, 郵便・通信業, 国内商業, その他

** (　)内の数値は、対前年比伸び率. 1971年分については,70年のデータを考慮してある.

資料：1973年と75年の国庫納入金のデータは,.Haase, Herwig E, *Grundsätze und Strukturen des Haushaltswesens der DDR*, Berlin(W) 1978, S.102. 70−72年, 74年, 76年の国庫納入金は,Barthel,Alexander, Betriebssteuern als Lenkungsinstrument in sozialistischen Planwirtschaften: Zur ″wirtschaftlichen Rechnungsführung″ der DDR, in: Gutmann, Gernot/Hamel Hannelore u.a. (Hrsg.), *Schriften zumVergleich von Wirtschaftsordnung*,Band 42,Stuttgart/New Tork 1990,S.159. その他の数値は, Staatliche Zentralverwaltung für Statistik (Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR*, Berlin 1982 (S.248); 1984 (S.258);1986 (S.260);1988 (S.264);1989(S.264);Statistisches Amt der DDR (Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR* 1990, Berlin 1990, S.13, S.101 und S.299.

その課徴率は,原則的に資産の取得時の価額＝粗価額（Bruttowert）に対して年 6%に設定され,傘下経営は獲得した粗利益の一部をその納付に充てた.その使途は,とくに限定されていなかった.課徴の目的は,傘下経営における固定設備の稼働率や資材・製品在庫の回転率の向上,既存固定設備の改良・刷新あるいは売却・廃棄にインセンティヴを与えることにあ

った. PFA は,1970 年代半ばから 80 年代前半まで安定的な国庫収入源として推移してきた. その間の固定設備資産総額の伸びがその多くを支えていたものと考えられる[17].

しかし,既存設備の稼働率やイノヴェーションの促進という PFA の導入目的に照らし合わせた場合,この安定性は決して肯定評価できるものではなかった.**第 5-5 表**は利用期間ごとに分類された工業用設備の構成比を示しているが,そこからは,1977 年から 85 年までに利用年数 5 年以内の設備の割合が低下し,11 年以上の設備の割合が増加したことを確認できる[18].85 年以前には PFA は取得時の粗価額ベースで徴収され,その課徴率は固定設備の耐久年数に関わりなく年 6%であったのだから,PFA の伸びはこの老朽設備からの徴収に依るものであったことが推測される.

第5-5表　利用年数でみた工業用設備の構成（%）

東ドイツ 1)

利用年数	1977年	1985年	1989年
0～ 5年	29.3	28.3	27.0
6～10年	28.1	22.3	22.4
11～19年	25.1	28.4	29.2
20年以上	17.5	21.0	21.4
合　計	100.0	100.0	100.0

西ドイツ 2)

利用年数	1980年	1985年	1989年
0～ 5年	39.3	39.4	40.2
6～10年	31.7	29.3	29.7
11～19年	23.6	25.7	24.7
20年～29年	4.3	4.6	4.3
30年以上	1.1	1.0	1.1
合　計	100.0	100.0	100.0

1) 粗価額ベースでの算定にもとづく。
2)年初の総設備資産（1980年価格）をベースに算定。

資料：Institut für angewandte Wirtschaftsforschung(Hrsg.), *Wirtschaftsreport: Daten und Fakten zur wirtschaftlichen Lage Ostdeutschlands,* Berlin 1990, S.57.

これに対して 1985 年に公布された『生産フォンド使用料に関する政令』は,課徴ベースを資産の粗価額から純価額(Nettowert)に変更した[19].これにより,PFA は減価償却による残存価額の低下に応じて減額され,コンビナートの留保純利益の増大可能性が高まった.それは,後述する投資ファンドへの繰入金の増加につながるものでもあった.

さらに,政令は固定設備に限って一律年 6%という課徴率を廃止した.それに代わって,法定納入額がコンビナートないし傘下経営ごとに決定・指令されることになった[20].この措置には,上述の課徴ベースの変更とならんで, 1)固定設備の法定耐用年数と法定減価償却率の変更（83 年：コンビナート・傘下経営ごと）[21], 2)85 年の固定設備資産価値の評価換え（85 年）[22], 3)固定設備オーバーホール費用の資産価値への繰入禁止（85 年）[23],といった要因が関連していた.それらによる減価償却率や固定設備の価値構成の変更は,コンビナートまたは傘下経営ごとに異なる影響を及ぼした可能性があったからである.しかし,こうした制度改定は,決定的な効果をあげることはできなかった.上記の政令が発効した 86 年以後,PFA

の伸び率はたしかに抑制されたものの,評価換えされた老朽設備の分だけ,その金額は増加したのである（**前掲第 5-4 表**）.

（3）純利益控除の改定が自己ファンド形成に与えた影響

つぎに,PFA の控除後に留保される純利益の運用に関する制度改定とその実績を見ることにしよう.コンビナート改革が開始された 1979 年末から 82 年の経済計算制令の公布前まで,純利益の運用は,『人民所有経済のための財務資金調達指針』（以下,『79 年指針』）[24]によって規制されてきた.82 年の政令によってコンビナートの資金循環に関する新たな諸原則が定められてからは,指針は『人民所有経済のための財務資金調達指針に関する大蔵省通達』（以下,『82 年指針通達』）に格上げされ,より国家的規制力の強いものとなった[25].

この通達への改定で最も重要だったのは,計画的に獲得された純利益の運用計画において項目の優先順位が変更されたことであった.『82 年指針通達』では,『82 年政令』（前出の経済計算制関連の政令）の規定に準拠して,NGA の納付が最優先されるようになった.また,獲得した純利益が計画額を下回った場合の NGA に関する規定が新たに設けられた.『79 年指針』までは,純利益計画が未達成ながらも NGA の納入が部分的に可能である場合には,純利益の計画額と実際に獲得した純利益の差額の 50 パーセントが納入から免除されていた.また,獲得した純利益総額が NGA の年間総額に満たない場合には,獲得した純利益のみが納入されるという特例もあった.これらの措置は『82 年通達』で廃止され,計画が未達成であっても NGA を完全履行することになった[26].その際,傘下経営の各種自己ファンドやコンビナート本部のファンドの取り崩しが要請されることもあった.**前掲第 5-4 表**からは,この変更ののちに,NGA が急速に増大したことが確認できる（1982 年）.経済実績の悪化という,この時期の状況下では,NGA の完全履行の要請は,コンビナートの可処分利益の圧縮に繋がりかねない事態であった.

翌 1983 年の通達改定時には,超過純利益の運用計画において NGA よりも自己ファンドへの資金繰入が優先されるようになった.それを補完すべく,『83 年通達』は先の 50%免除規定を廃止し,超過純利益からの自己ファンドの繰入を,NGA 計画前に策定される法定割当額(normative Anteile)[27]にもとづいて計画・運用することとした.これにより,コンビナートには自己ファンドの拡充の可能性が与えられた[28].これらの変更は,コンビナートを純利益計画の超過達成へ誘導するための対症療法的措置であったともいえる[29].同通達が発効した 84 年の NGA の絶対減には,そうした背景があったのである.

その後,1986 年には,自己ファンドの形成を優先するという方向性が再び強調されるようになった.とりわけ注目されるのは,同年 10 月に SED 経済担当書記の G. ミッタークによって示された「管理,計画策定および経済計算制の改善」の基本方針であった[30].それは,「資金自己調達」[31]をコンビナートに徹底させるために,1)新しい投資ファンドをコンビナート本部口座に設ける,2)特定の投資事業において貸付利子率を引下げる,というものであった.こ

の路線に沿って,通達改定の 1 ヶ月前には「計画外投資ファンド」（企業決定投資）の導入が決定された[32].コンビナートは,上級機関の計画とは別枠で資金調達できるようになったのである.

1987 年の通達（87 年 2 月 27 日公布,88 年 1 月 1 日発効）は,この「計画外投資ファンド」の形成をも考慮して計画純利益と超過純利益の運用計画を立てることになった.この改定は NGA 納付の優先順位を後退させることにつながったが,統計的には NGA の増大を確認できる（1988 年）.それには,この年の粗利益の増加が関連していたと考えられる.しかし,その増加が通達の改定が意図する自己ファンドの増加につながったかどうかは,粗利益の具体的な運用状況をいま少し掘り下げて分析する必要がある.そこで,ここまで確認してきた一連の制度変更が,コンビナートにおける利益の運用,強いてはその運用の柱となる投資金融に与えた影響について,東西ドイツ統一後にドイツ連邦統計局から入手した東ドイツ時代の非公開データを交えながら見ていくことにしよう.

第 3 節　コンビナートにおける投資ファンドの調達

（1）投資ファンドの調達機構とその改定

先述したように,傘下経営の投資ファンドは,1)自己資金（減価償却および留保純利益）,2)固定設備投資向けの国立銀行信用,3)国庫資金を主要な原資として形成された（**前掲第 5-2 図**）.国家予算計画で決定される国庫資金供与を除けば,いずれの資金源を重視するのか,という投資政策上の問題は,さきの指針ないし通達の改定に伴って変化した.『79 年指針』から『82 年指針通達』への改定に際しては,投資資金の調達に直接関わる変更はなかった.変化は,『83 年指針通達』のなかに見られた.投資ファンドの財源として優先順位の高かった減価償却資金[33]や,固定設備の売却・撤去・廃棄に伴う収入[34],損害保険金収入[35]といった項目については内容的にも大きな変更はなかったが,他の項目では順位の入替えと追加があった.それに関連させながら,以下では,同通達の改定のポイントを整理しておくことにしよう.

第一の改定点は,それまで補完的な資金源として位置づけられてきた留保純利益（純利益マイナス NGA）と利付き固定設備信用の順位が上昇したことである.これは,投資資金の自己調達が重視されるようになったことを意味した.

第二は,それまで禁じられていた準備ファンドの投資への転用が認められたことである.一時的資金需要の発生への対処という本来の目的を阻害しかねないこの改定は,1981-82 年の国民所得成長率の急落と「消費」優先政策の再提起という矛盾した事態のなかで,幅広い資金源を確保しようとする政策当局の苦肉の策であったと考えられる[36].

第三の改定点は,投資ファンドへの資金繰入原則のなかに見られた.利益計画の未達成を理由に投資の資金繰りが困難になった場合,一部の自己ファンドの取崩し,償却前固定設備の売却,銀行への救済融資の申請等によってコンビナートや傘下経営が自力で対処することが要請された.これにより,国庫補助に一定の制限が設けられた.

改定の第四の柱は,利付き固定設備信用の返済に関する規定のなかに見られた.返済資金の主要財源は,従来通り純利益とされたが,期限前の返済については準備ファンドの使用が認められた.他方,固定設備を担保とする資金繰りが禁じられたり,返済計画の不履行に対する制裁措置が設けられたりするなど,コンビナートにはこれまでよりも厳しい返済条件が課された.

以上で見てきた『83 年通達』の改定点は,『87 年通達』によって補強された.最大の変化は,先述の計画外投資ファンドに関連するものであった.純利益は投資ファンドの資金源の最優先の項目となった.これにより,コンビナートの投資活動は,実際に獲得した利益の大きさに依存する度合いを強めたのである[37].もう一つの重要な変化は,利付き固定設備信用が資金源としての優先順位を高めたことである.83 年と 87 年の二度の通達改定を通じて銀行信用の積極的利用が段階的に強められた.最後に,『87 年通達』は,従来認められてきた業績ファンドと「青年社会主義者」口座資金からの投資ファンドへの転用を全面的に禁止した.これは,両者の形成目的が,本来の経営内福利厚生施設の改善に特化されたこと,両者の主要源泉が超過純利益から純利益に変更されたことにもとづく[38].反対に,超過純利益は福利厚生のためではなく投資を主目的とする資金源としての意義を高めた.

（2）資金調達の現実

以下では,これまで確認してきた通達の改定が,コンビナート内の投資資金源の構成にどのような変化をもたらしたのかを検討しよう.

さきに見てきたように,1960 年代初頭まで投資金融の主要源泉は国庫資金であった.しかし,その後の経済改革期において,減価償却や純利益などの内部留保と国立銀行からの借入金がそれにとって代わるようになった.構成の変化を国有セクター工業に限ってみると,1965 年には国庫資金は 16.8%,国立銀行信用は 4.0%,自己資金は 79.2%であった.以後 75 年までに,それぞれ 21.0%,35%,44%という構成となり,国庫資金の比重が高まったが[39],80 年代初頭にかけて,再び国庫資金の比重が低下した[40].工業省直轄の全コンビナート（県・郡直轄コンビナート分を除く）についてみると,80 年には国庫資金,国立銀行信用,自己資金の比率は,順に 17.1%,43.8%,39.1%（**第 5-6 表**）という構成比となった.

第5-6表　工業における投資ファンド資金源の構成 1)

（単位：1,000マルク、%）

年	国庫資金 総額	(構成比)	(伸び)*	国立銀行信用 総額	(構成比)	(伸び)*	自己資金 総額	(構成比)	(伸び)*	資金総額 (実績)	(伸び)*	計画達成率
1980	3,984,096	(17.1)	(100)	10,241,686	(43.8)	(100)	9,135,535	(39.1)	(100)	23,361,317	(100)	96.6
1981	4,958,943	(18.6)	(124)	11,266,470	(42.4)	(110)	10,369,060	(39.0)	(114)	26,594,473	(114)	97.6
1982	7,816,443	(26.9)	(196)	11,789,756	(40.5)	(115)	9,486,741	(32.6)	(104)	29,092,940	(125)	97.7
1983	8,531,809	(28.3)	(214)	11,139,455	(37.0)	(109)	10,443,626	(34.7)	(114)	30,114,890	(129)	95.7
1984	5,378,743	(18.7)	(135)	10,902,330	(37.9)	(106)	12,453,701	(43.3)	(136)	28,734,774	(123)	95.0
1985	5,349,490	(17.2)	(134)	12,682,118	(40.7)	(124)	13,095,181	(42.1)	(143)	31,126,789	(133)	93.8
1986	2,499,053	(7.7)	(63)	13,658,984	(42.3)	(133)	16,167,805	(50.0)	(177)	32,325,842	(138)	93.5
1987	3,041,433	(7.5)	(76)	20,468,015	(50.7)	(200)	16,858,046	(41.8)	(185)	40,367,494	(173)	99.9
1988 2)	4,408,120	(8.1)	(111)	29,643,171	(54.7)	(289)	20,114,683	(37.1)	(220)	54,165,974	(232)	100.3
1989	5,089,901	(8.1)	(128)	10,531,663	(54.7)	(103)	39,387,868	(71.6)	(431)	55,009,432	(235)	95.7

＊ 1980年=100とする指数

1) 中央直轄工業のみが集計対象. 県直轄工業は一部(食品)のみ集計に加えられている.

2) 1988年の資料では, はじめて無利子の国立銀行信用の数値が公表された. それは, 国庫資金で返済されることから, 事実上の国庫資金とみなしてよい. 本表の集計にあたっては, 同銀行信用を国庫資金として扱った.

資料：Staatliche Zentralverwaltung für Statistik, Finanzierung der Investition: Vertrauliche Verschlußsache, B6-83/81; B6-36/82; B6-60/83; B6-81/84; B6-903/84; B6-798/85; B6-116/87; B6-45/88; B-111/89; Investitionsfonds für Vorhaben des Staatsplanes Investitionen (1989); Eigenverantwortlich zu erwirtschafteter und zu verwertender Investitionsfonds – Zuführungen – (nur ausgewählte Kombinate) und ohne ausgewählte Kombinate); Investitionsfonds gemäß Finanzierungsrichtlinie. 統一前の非公開資料であった.秘密保持の度合いは, 以下の通り(高い順). Geheime Verschlußsache,Vertrauliche Verschlußsache, Vertrauliche Dienstsache, Nur für Dienstgebrauch.

経済計算制令および通達が発効した 82 年になると,国庫資金の比率は一時的な高まりをみせた.その背景には,低成長下で工業省管轄下のコンビナートの粗利益が減少するという事態があった（**第 5-7 表**）.そうしたなかで,『82 年通達』による NGA の完全納付の要請は留保純利益の減少につながり,自己資金からの資金調達が困難になった.それに加えて,国立銀行からの融資が抑制されたために,政府の財政的テコ入れが一層必要とされるようになり,赤字補填や救済融資の形で国家補助金が大幅に増額されたのである（**第 5-4 図**：81 年 21 億マルク,82 年 115 億マルク）.

第5-7表　工業省直轄のコンビナートの粗利益とその運用*

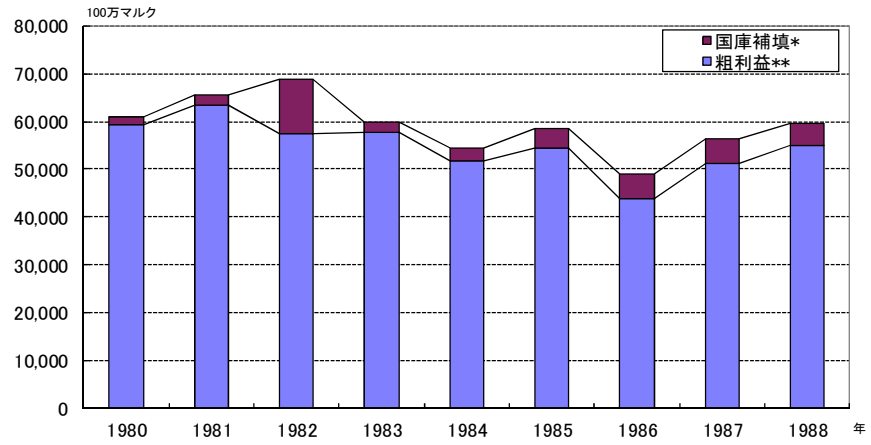
（単位：1,000マルク, %）

年	粗利益 (A)	(伸び率)	運用された純利益 (B)		(B)/(A)	うち、純利益控除 (C)		参考 (C)/(B)	留保純利益 (D)=(B)-(C)	投資の自己資金分* (E)	両者の差額 (D)-(E)
1980	59,271,008	–	46,537,816	–	78.5	34,644,216	–	74.4	11,893,600	9,135,535	2,758,065
1981	63,358,324	(6.9)	48,892,442	(5.1)	77.2	36,271,261	(4.7)	74.2	12,621,181	10,369,060	2,252,121
1982	57,374,700	(−9.4)	49,928,455	(2.1)	87.0	40,306,002	(11.1)	80.7	9,622,453	9,486,741	135,712
1983	57,628,415	(0.4)	52,249,948	(4.6)	90.7	39,887,817	(−1.0)	76.3	12,362,131	10,443,626	1,918,505
1984	51,618,734	(−10.4)	40,879,421	(−21.8)	79.2	25,719,881	(−35.5)	62.9	15,159,540	12,453,701	2,705,839
1985	54,474,150	(5.5)	46,799,162	(14.5)	85.9	28,600,609	(11.2)	61.1	18,198,553	13,095,189	5,103,364
1986	43,997,866	(−19.2)	37,634,989	(−19.6)	85.5	25,548,185	(−10.7)	67.9	12,086,804	16,167,805	−4,081,001
1987	51,333,013	(16.7)	40,784,073	(8.4)	79.4	30,000,220	(17.4)	73.6	10,783,853	16,858,046	−6,074,193
1988	55,017,501	(7.2)	44,333,528	(8.7)	80.6	27,383,634	(−8.7)	61.8	16,949,894	20,114,683	−3,164,789

＊ 工業省直轄のコンビナートのみの集計である.

資料：Staatliche Zentralverwaltung für Statistik Abteilung 4 : Vertrauliche Verschlußsache, B6-85/81,B6-38/82; B6-62/83; B6-82/84; 6-905/84; B6-800/85;B6-115/87; B6-44/88; B6-249/89.

第5-4図 粗利益と国庫補填金の推移



* 中央直轄の工業コンビナートの赤字補填および自己ファンドへの救済的追加繰入金
** 中央直轄の工業コンビナートの粗利益のみ集計

資料:Staatliche Zentralverwaltung für Statistik Abteilung 4 : Vertrauliche Verschlußsache, B6-85/81,B6-38/82; B6-62/83; B6-82/84; 6-905/84; B6-800/85;B6-115/87; B6-44/88; B6-249/89; B6-82/84; 6-905/84; B6-800/85;B6-115/87; B6-44/88; B6-249/90.

1983 年になると,粗利益の伸びが停滞するなかで,NGA の減額によって留保純利益の増加が図られ,自己金融の資金基盤や銀行借入に対する返済能力が補強された.また,前年に引き続き国庫資金が増額された.しかし,投資資金調達計画の達成率は,前年までの 97%台から 95%台に低下していた（**前掲第 5-6 表**）.『83 年通達』が発効した 84 年になると,国庫資金は絶対額でも,その構成比においても大幅に減少し（28,3%から 18.7%）,代わって自己資金の比率が高まった.それには,通達において国庫納入よりも自己ファンドの形成が優先されるようになったこと,投資資金源としてとくに内部留保が以前に比して重視されるようになったことが関連していたといえよう.しかし,この年の動向を評価するにあたっては留意しなければならない点があった.先の**第 5-7 表**に見られるように,84 年にはコンビナートの粗利益は前年の 576 億マルクから 516 億マルクへと減少していた.にもかかわらず自己資金を増額することができたのは,NGA の大幅減額（398 億マルクから 257 億マルクへ）を通じてコンビナートの留保純利益が確保されたからであった.「資金自己調達」を重視するという通達の狙いは,国庫収入の一部を犠牲にすること,したがって国家の補助によって辛うじて達成されたのである.

国立銀行信用については,『83 年通達』において合理化投資を促進するために積極的に利用されることが示されたものの,それには返済条件の厳格化,返済の資金源となる利益の減少,といった制約的要因が働いていた.85 年になると,粗利益の増加というポジティヴな動向が見られたが,低下傾向にあった投資資金計画の達成率を回復させるには不十分であった.自己資金の確保には,前年と同様に NGA の相対的減額や,国庫補填の増額（**上記第 5-4 図**）

によって対処されねばならなかった.

こうした状況は,「資金自己調達」の強化がうたわれた 1986 年以降に一層深刻なものとなった.国家予算からの資金調達は,86 年に前年の 53 億マルクから 25 億マルクへとほぼ半減し,翌年以降もその意義を高めることはなかった.それに代わって自己資金と銀行借入金による資金調達が急激な増大を示した.自己資金は 86 年に前年比で 30 億マルク増加して 160 億マルク台となり,以後それが維持,拡大された（87 年～88 年）.国立銀行信用はそれ以上の伸びを記録し,87 年と 88 年には自己資金を絶対額で凌駕した.「資金自己調達の原則」の強化や『87 年通達』は,こうした実績が積み重ねられながら立案・実施された.

とはいえ,この状況も 1986 年から 87 年の留保純利益の獲得状況を見る限り楽観視できるものではなかった.この間に,粗利益は 86 年に急減してからは一転して増加し,純利益もそれに伴って増大した.しかし,留保純利益は投資向けに投入された自己資金額を大きく下回るようになっていたし（**前掲第 5-7 表**）,留保純利益を返済の主要財源とする国立銀行信用も急増していた（86 年：136 億マルク,87 年：204 億マルク）.コンビナートによる「資金自己調達」は,極めて脆弱な資金基盤のうえに立っていたといえよう.このような事態となった背景には,無謀ともいえる資金調達計画（86 年：340 億マルク,87 年：404 億マルク）が自己資金からの資金調達額を引き上げていたこと,粗利益の規模が以前の水準に到達していなかったこと,NGA 比率（C/B）が増大されたことなどがあった.自己資金による資金調達と国立銀行信用の返済のためには,86-87 年にはこれまで以上に財政的下支えが必要となっていたのである.この状況は,留保純利益の増加がみられた 88 年にも好転することはなかった.資金調達計画が一層引き上げられるなか,獲得した留保純利益は前年と同様に投資向けに投入された自己資金額を下回った.また,国立銀行信用も 296 億マルクに膨れ上がり,コンビナートの返済負担は以前にも増して高まった.

第 4 節　危機対策のための物的刺激策

（1）報酬割増金と福利厚生ファンド

つぎに視点をかえて,上記の事態を再度検討してみよう。東ドイツ政府は,国庫納入義務や自己ファンド（とりわけ利益獲得や国家財政との関わりを持つ投資ファンド）の形成に関する制度の変更によって,コンビナートやその傘下経営の活動に国家計画遂行へのインセンティヴを与えようとした。先の『82 年政令』は,さらにコンビナートや傘下経営の労働者・職員,労働者集団の生産性向上と生産計画の完全履行や収益性増大へのモティベーションを引き上げることを求めた（同『政令』第 10 条）。具体的には,先の**第 5-3 表**にあげた,報酬割増ファンド（Prämienfonds）,業績ファンド（Leistungsfonds）,青年社会主義者口座資金（Konto junger Sozialisten）,文化・社会ファンド（Kultur-und Sozialfonds）,コンビナート総裁の自由裁量ファンド（Verfügungsfonds des Kombinatsdirektors）など,従業

員の労働・生活条件に関わる財務ファンド（以下,物的刺激ファンドと総称）の制度変更がなされることになったのである[41]。

以下では,それらの内容と意義を明らかにするための手順として,まずは物的刺激ファンドの設置の歴史を振り,そのうえで『82 年政令』以降の変化との比較検討を行うことにしたい。なお分析にあたっては,純利益運用計画とその実施において,純利益控除に次いで優先された報酬割増ファンドの形成と,計画を超える純利益（以下,超過純利益）の獲得と結びつけられた業績ファンドの形成に焦点をあてることにしよう。また,業績ファンドとともに,コンビナート単位あるいは経営単位の福利厚生の資金源となった文化・社会ファンドと青年社会主義者口座についてもその一部を紹介する。

①　物的刺激ファンドの設置

東ドイツにおける報酬割増制度の始まりは,1950 年代初頭にまでさかのぼる（**第 5-8 表**）[42]。

1951 年には,各経営内のエンジニア・技術者,職場長,販売・資材調達・営業担当職員（以下,専門スタッフ）に対して,“粗生産高”計画,“原価削減”計画,“粗利益”計画をすべて達成・超過達成することを条件に報酬割増金が支払われる制度が作られた[43]。翌 52 年には,一般の労働者・職員向けの報酬割増金の原資として,経営長ファンド（Direktorfonds）が形成されることになった。同ファンドは,計画の達成・超過達成に対する割増手当の支給や福利厚生施設の建設・維持・運営のために運用されていた。いずれも,経営内の専門スタッフと一般の労働者・職員あるいは労働集団を,各種計画の達成・超過達成に誘導するという目的で作られた制度であった[44]。その際,一般の労働者・職員よりもエンジニア,職長などの特殊な技能や資格を持った者への支給が高く設定されていた。当時は,そうした地位や機能を担うスタッフへの経済的刺激が,生産力引上げの第一義的な手段であると考えられていたのである。

1957 年になると,専門スタッフ向けの割増金支払い制度と経営長ファンドを統合した経営報酬割増ファンド（Betriebsprämienfonds）が登場した。このファンドにも経営長ファンドと同様に,“粗生産高”計画,“原価削減”計画,“粗利益”計画の達成状況に応じて,賃金ファンドの一定割合に相当する金額が利益から繰入れられた。制度の統合により,ファンドの運用も統一化されるかに思われたが,支給時には以前と同様に専門スタッフに有利な配分がなされていた（**第 5-8 表注 1**）。また,経営内の研究・開発部の構成員向けには,別立てのファンド形成が認められてもいた。制度全体として,専門スタッフと一般労働者・職員との格差は縮まらなかったのである[45]。

第5-8表 物的刺激ファンドの変遷

	資金繰入れの条件	繰入れ額	備 考
1951-56年	生産計画、原価削減計画、利益計画をすべて達成	月額賃金・俸給の5～20%。	産業部門、経営規模、経営内労働集団ごとに異なる繰入れの割合が決定。
(専門スタッフ向け)	または超過達成(四半期ごとに決算)	1%の超過達成⇒月額賃金・俸給の1.2～2.8%	さらに、工業部門、専門、職場内の地位などにより格差が量的にも、質的にも大きい。
1952-54年	生産計画と原価削減計画ないし利益計画を達成	賃金・俸給総額の4.0%	使途が合理化投資や発明奨励の場合、賃金・俸給総額の1.0%
(労働者・職員向け)	生産計画と原価削減計画ないし利益計画が未達成	賃金・俸給総額の2.5%(54年から3.0%)	
	生産計画と原価削減計画ないし利益計画を超過達成	超過分の30.0～45.0%(54年から45.0～60.0%)	使途が合理化投資や発明奨励の場合、原価削減あるいは利益超過分の25.0%
1955-56年	生産計画、原価削減計画、利益計画をすべて達成	賃金ファンド計画額の4.0%	
(労働者・職員向け)	上記計画のいずれが未達成	賃金ファンド計画額の1.5%	
	上記計画のすべてが超過達成	原価削減あるいは利益超過分の45.0～60.0%	1.0%の計画超過に対して、賃金ファンドの約0.04%に相当する。1955年
1957-63年	生産計画の達成	賃金ファンド計画額の2.0%	支給面で、エンジニア・技術者、職長等に有利な配分が行われた。
(専門スタッフと労働者・	生産計画の超過達成	1%の超過達成⇒賃金ファンド計画額の0.25%	ただし、利益計画が同時に達成されていることが条件
職員向けとの二本立て) 1)	生産計画の未達成	達成の程度に応じ、2%未満で繰入される	
＊文化・社会ファンドの創設	利益計画の達成	賃金ファンド計画額の2.0%	支給面で、エンジニア・技術者、職長等に有利な配分が行われた。
	利益計画の超過達成	利益計画超過額の60%	ただし、生産計画と原価削減計画も同時に達成されていることが条件
	利益計画の未達成	繰入なし	
1964-67年	計画指標『(粗)利益』の達成(67年から『純利益』)	賃金ファンド計画額の4.5%が基準額	計画指標の達成度によって基準額への繰入れ金額が増減
(専門スタッフと労働者・	計画指標『(粗)利益』の達成(67年から『純利益』)	研究・開発部では、同計画額の6.5%が基準額	計画指標の達成度によって基準額への繰入れ金額が増減
職員向けとの統一)			
1968-70年	計画指標『純利益』の達成	純利益に占める割増ファンドの割合(%)	左記の割合で算定された基準額に、計画指標の達成度に応じて繰入れ額を増減
	計画指標『純利益』の達成	純利益増加額に占める割増ファンド増加分の割合(%)	左記の割合で算定された基準額に、計画指標の達成度に応じて繰入れ額を増減
1971年	計画指標『純利益』の達成	形成基準額が国家機関から指示される	追加的繰入れ額は、純利益計画の超過達成に応じて増減
1972-82年	計画指標『商品生産高』と『純利益』の達成	形成基準額が国家機関から指示される	
＊業績ファンドと青年社会	計画指標『商品生産高』の超過達成	1%の超過達成⇒報酬割増ファンド額の1.5%追加	74年には、報酬割増ファンド額の2.5%に引上げ
主義者口座の新設	計画指標『純利益』の超過達成	1%の超過達成⇒報酬割増ファンド額の0.5%追加	74年には、報酬割増ファンド額の0.8%に引上げ

1)このほか、研究・開発スタッフ向けの特別割増金ファンドが形成され、賃金・俸給計画額の6.5%がファンドに繰入れられた。さらに、原価回収方式で形成された文化・社会ファンドがこの時期に設けられた。

資料:Verordnung über die Prämienzahlung für das ingenieurtechnische Personal einschließlich der Meister und für das kaufmännische Personal in den volkseigenen und ihnen gleichgestellten Betrieben vom 21. Juni 1951,in:*GBL*.,Nr.78;Verordnung über die Bildung und Verwendung des Direktorfonds in den Betrieben der volkseigenen Wirtschaft im Planjahr 1952 vom 25. März 1952,in:*GBL*.,Nr.38;Verordnung über die Bildung und Verwendung des Direktorfonds in den Betrieben der volkseigenen Wirtschaft im Planjahr 1954 vom 18. März 1954,in:*GBL*.,Nr.31;Verordnung über den Betriebsprämienfonds sowie den Kultur-und Sozialfonds in den volkseigenen und ihnen gleichgestellten Betrieben vom 11.Mai 1957,in:*GBL. Teil Ⅰ*,Nr.36; Beschluß über die Bildung und Verwendung des einheitlichen Prämienfonds in den volkseigenen und ihnen gleichgestellten Betrieben der Industrie und des Bauwesens und in den VVB im Jahre 1964 vom 30.Januar 1964,in: *GBL.* Teil Ⅱ, Nr.10; Verordnung über die Bildung und Verwendung des Prämienfonds in den volkseigenen und ihnen gleichgestellten Betrieben und den VVB (Zentrale) für das Jahre 1968 vom 2.Februar 1967,in: *GBL.Teil Ⅱ*,Nr.17;Verordnung über die Bildung und Verwendung des Prämienfonds und des Kultur-und Sozialfonds für das Jahre 1971 vom 20.Januar 1971,in: *GBL.Teil Ⅱ*, Nr.16;Verordnung über die Planung, Bildung und Verwendung des Prämienfonds und des Kultur-und Sozialfonds für volkseigene Betriebe im Jahre 1972 vom 12.Januar 1972,in: *GBL. Teil Ⅱ*,Nr.5; Zweite Verordnung über die Planung, Bildung und Verwendung des Prämienfonds und des Kultur-und Sozialfonds für volkseigene Betriebe im Jahre 1972 vom 21.Mai 1973,in: *GBL. Teil Ⅰ*,Nr.30;Anordnung über die Anwendung von Stimulierungssätzen für den Prämienfonds bei Überbietung der staatlichen Aufgaben zur Ausarbeitung der Jahresvolkswirtschaftspläne von 5. August 1981,in: *GBL. Teil Ⅰ*,Nr.25.

1957 年からは,さらに文化・社会ファンドが,経営内福利厚生施設の充実に向けて形成されることになった。報酬割増制度が純利益を原資としていたのに対して,文化・社会ファンドの資金は原価回収方式で調達されていた。また,前者においては割増金の支給を生産高,コスト,利益に関わる計画目標に関連づけることによって専門スタッフ,労働者・職員の労働意欲を刺激する目的があったのに対して,後者には,そうした関連性はなかった。

文化・社会ファンドは,(1)労働条件の改善に向けては,社員食堂の充実,交替制労働者の優遇,女性労働の軽減などに,(2)生活条件の改善に向けては,社宅の修繕・補修・増築への補助,保育所・幼稚園・休暇保養施設の充実に使用された。また,労働者教育・再教育,文化施設・文芸クラブ・文化サークルへの助成,経営内図書室の拡充,大衆スポーツ・クラブの奨励,経営内医療施設への助成,病気の予防対策,労働者自衛団・民間防災組織への支援,退職者の扶助活動,冠婚葬祭などの分野にも,文化・社会ファンドが運用された[46]。こうした労働者・職員の日常生活全般に関わる福利厚生施設の拡充は,報酬割増とは異なり,間接的に労働意欲の向上を促すものであったといえよう。

② 経済改革期の物的報奨制度

1963 年以降の経済改革期には,それまでとは異なる報酬割増金制度が作られた。第一に,“粗利益”計画（67 年からは“純利益”計画）の達成と超過達成が,資金繰入れの条件として最優先されるようになったことがあげられる[47]。報酬割増ファンドへの資金繰入れに際しては,賃金ファンドの計画額に固定された配分比率を乗じた「基本額（Grundbetrag）」があらかじめ設定され,それに“粗利益”計画の達成度に応じた金額が追加的に繰入れられた。経済改革期後半（68-70 年）になると,賃金ファンドは基本額の算定から外された。それにかわって純利益計画額が算定の基礎となり,それに「純利益（の増加分）に対する報酬割増ファンド（の増加分）の割合」が乗ぜられることになった[48]。報酬割増ファンドの形成が,以前より直接的に純利益の獲得とその増大にリンクするようになったのである。この改定の結果,専門的スタッフ（研究・開発部スタッフを除く）と一般労働者・職員とで分離・差別化して形成・運用されていた報酬割増ファンドは,すくなくとも「純利益」という共通の算定ベースをもつことになったのである[49]。

第二の変更点は,1964-65 年から年末報酬割増金（Jahresendprämie：以下,年末手当）が導入され,それが次第に報酬割増金制度の中心に据えられるようになったことである[50]。年末手当が支給される条件は,各経営に課された“粗利益”計画が達成されていること,年間報酬割増ファンドによってすべての労働者・職員の賃金・俸給（月額）の最低 30%を支払えることであった。支給額は,最低で賃金・俸給（月額）の 30%,最高で 2 倍までとされた[51]。

この年末手当の導入は,専門的スタッフへの報酬割増と一般労働者・職員への報酬割増に二分されていた体系を一本化させる前提となった。また,両者の間にあった格差を是正し,より平等な報酬割増制度を作ることにもつながった。さらに,全労働者・職員の関心を計画の達成・超過達成に向ける,労働者・職員間の連携を強める,といった効果も年末手当の導入に期待された。

第三の変更点は,国家機関から下達される主要計画指標（“粗利益”または“純利益”）を除く追加的な計画指標を,人民所有経営が達成できなかった場合に,ファンド繰入れ額が削減されるようになったことである。そうした追加的計画指標には,新技術,輸出,契約遵守,品質に関わるものがあり,それらのいずれかの達成が各経営の活動の特殊性に応じて指示され

ていた。どの指標も達成できなかった場合,その削減率は最大で 40%から 65%（1960 年代後半）にものぼった。

③ 新たな物的刺激ファンド

(a) 報酬割増ファンドの制度改定

経済改革からの路線変更が行われた 1970 年代初頭には,再び報酬割増ファンドの繰入れに関する変更がなされた。71 年にはファンドに繰入れられる基本額は,絶対額で提示されるようになった[52]。この変更は,72 年以降の制度改定[53]につながるものとなった。改定の第一の柱は,報酬割増ファンドへの資金繰入れ条件の変更である。それまで資金繰入れは,計画指標“純利益”にのみリンクしていたが,72 年からは 2 つの計画指標（“商品生産高”と“純利益”）の超過達成率に応じて,あらかじめ国家機関から提示された基本額（絶対額）に上乗せする方式がとられるようになった。“商品生産高”計画の 1%の超過達成に対しては基本額の 1.5%が,“純利益”計画の 1%の超過達成に対しては基本額の 0.5%が追加的に繰入れられることになった。計画が未達成の場合には,それぞれ 1.5%または 0.5%が基本額から削減された。

こうした“商品生産高”計画に重心を移したファンドへの資金繰入れ条件の変更は,利益獲得の重視という経済改革期の基本路線を弱めたように見える[54]。コスト削減や投入・産出関係の改善の前に,まずは粗生産高を増加させるという考え方が優先されたからである。反面,この変更は,全労働者・職員を対象に支給されていた年末手当中心の報酬割増の支給を,多くの経営に拡大するものでもあった。やや誇張していうなら,「投入―産出」関係が十分に改善できなくても,したがって“純利益”計画の達成度が不十分であったとしても,なんらかの方法で中間消費の「水増し」が行われれば“商品生産高”計画（粗生産高）の達成は可能である[55]。そのような計画指標に重心を移したことにより,収益性の問題は棚上げにされたが,報酬割増ファンドの形成はより多くの経営において容易になるはずであった。それは,先述の年末手当の支給対象となった労働者・職員の数の増加に反映された。1969 年には生産的分野の就業者数の約 27%に相当する 170 万人に,1972 年にはその倍以上の 370 万人に年末手当が支給されるようになった[56]。これは,ウルブリヒト時代とホーネッカー時代の変化の一つでもあった。

改定の第二の柱は,各経営が,上記の 2 つの指標が提示する目標を年度途中で変更できるようになったこと,その目標値を上回る実績に対してファンドへの追加的繰入率が引き上げられたことである。変更後は,“商品生産高”計画の 1%の超過達成に対しては基本額の 2.5%（通常は 1.5%）,“純利益”計画の 1%の超過達成に対しては基本額の 0.8%（通常は 0.5%）が繰入れられることになった。この措置は,計画の変更に際して経営側の裁量の幅を広げるものであったと同時に,その積極的行動に追加的な刺激を与えるものでもあった。

第三の柱は,2 つの計画指標が未達成だった場合の,報酬割増ファンド（基準額）の削減率が最大で 20%に設定されたことである[57]。1960 年代後半の高い削減率（40%～65%）は

廃止され,一気にその縮小が図られたわけである。ここでもまた,経済改革期とは異なり,経営内の労働条件を優先する考え方が重視されるようになったことが確認できる。ウルブリヒト政権からホーネッカー政権への転換と,「経済政策と社会政策の統一」という基本路線の登場が,こうした変化の底流にあったことが考えられる。

(b) 業績ファンドの登場

報奨割増金制度を補完するべく,1972 年には業績ファンドが新たに設けられた。その背景には,報酬割増ファンドや文化・社会ファンドの導入によっても,期待したほど利益獲得への意欲が高まらなかった,という党・政府の状況認識があった[58]。71 年のドイツ社会主義統一党第 8 回党大会で「経済政策と社会政策の統一」が喧伝されたことを根拠に労働者・職員の労働・生活条件の急速な改善が求められたのは,その流れを汲んだものだといえよう。

報酬割増ファンドが個々の労働者・職員への手当として支給されたのとは異なり,業績ファンドは,(1)交替制労働者への優遇,(2)保養・休暇施設,住宅斡旋などに関連するサービス,(3)市町村レベルの自治体が建設する保育園・幼稚園への金融支援,(4)労働者・職員の個人住宅の新設や改修への支援などに運用されるファンドであった。使途の一部は文化・社会ファンドのそれと重複する可能性もあったので計画作成段階でその調整が行われた。

また,業績ファンドは,報酬割増ファンドや文化・社会ファンドとは違って,一定の制約のもとで（ファンドの 25%を上限とする）経営内の合理化諸施策に使用することが認められていた。この点は,のちの経済危機のなかで業績ファンドの形成目的が本来のそれから乖離していく出発点となった[59]。

業績ファンドへの資金繰入れは,他のファンドと同様にいくつかの条件と結びついていた。第一は,労働生産性の引上げである。業績ファンド計画の作成時点で,労働生産性を 1%超過達成することを目標に掲げた場合,生産労働者の賃金ファンドの 1.2%をファンドに入れることが認められた。また,実際に国家計画条項“労働生産性”が 1%超過達成された場合には,さらに 0.8%のファンド繰入れが認められた。第二の条件は,エネルギー,原料,資材の節約である。エネルギー消費の削減によるコスト引下げが成功した場合には節約額の 40%が,原料・資材の消費削減によりコスト引下げが成功した場合には節約額の 15%が繰入れられた。さらに第三の条件として,高品質製品に対する価格割増ならびに新製品や改良品によって得られた追加的利益の最大 25%,アフターケアや保証サービスにおけるコスト削減によって生まれた資金の 10%が業績ファンドに繰入れられた[60]。

(c) 青年社会主義者口座

1970 年代半ばには,報酬割増ファンドや業績ファンドに加えて,青年社会主義者口座を用いた物的刺激の手段が作り出された。この制度は,青少年の活動を生産性向上運動,研究開発,職場におけるコスト削減運動に結びつけるためのものであった[61]。口座資金は,青少年が日常的に利用する施設（青年クラブ,ディスコ,ユースホステル等）の整備や,自由ドイツ青年

同盟（Die Freie Deutsche Jugend）[62]が主催する各種の行事,文化活動,スポーツ,旅行の助成,表彰活動,記念館・記念室の建築・維持・管理に用いられた。つまり,報酬割増ファンドのような個々の労働者への手当としてではなく,青少年が働く職場,生活する地域,そして公共施設で享受することのできるサービスのために,この口座資金は使われていたのである。経済的刺激という意味では,間接的な作用を狙った制度であるということできよう。

青少年の奨励・育成事業に必要な資金は,各経営の(1)超過純利益,(2)業績ファンド,(3)計画費用の削減によって生じた資金から調達された。これらの源泉から青年社会主義者口座には,つぎの基準が充たされたときに資金が繰入れられた。

第一に,青年労働者集団・青年研究者が,“労働生産性”計画（単位：マルク／人数）を 1 パーセント超過達成するごとに,計画された年間賃金総額（青年労働者集団・青年研究者の賃金総額）の 0.5 パーセントが青年社会主義者口座に繰入れられた。第二に,青年労働者・青年研究者の活動を通じて超過達成された成果の 5.0 パーセントが青年社会主義者口座に繰入れられた。第三は,業績ファンドからの繰入れである。それについては,業績ファンドに関する財務省令によって規定されていた[63]。このようにして形成された口座資金のうち 25%は当事者が働く経営で用いられ,さらなる 25%は郡や市区の評議会が管理する口座に,そして残りの 50%は「青年社会主義者中央口座」に納付された[64]。

（2） 経済危機下の物的刺激ファンドの改定

1980 年代に入り,それまでに創設されてきた物的刺激ファンドは,経済危機を背景にどのような変化を遂げたのだろう[65]。82 年に改定された報酬割増ファンドに関する政令（83 年 1 月 1 日発効：以下,報酬割増ファンド令）[66]と業績ファンド令,そしてそれらの突然の変更に向けて実施された『83 年指針通達』の改定について,以前の制度と比較しながら,それぞれの変化の特徴点を詳しく検討しよう。

① 報酬割増ファンドの変化

ファンドへの資金繰入れの条件については,1972 年以降の制度との異同を確認できる。毎年ファンドに繰入れられる金額の基礎は,以前と同様に「フルタイム雇用の労働者・職員 1 人当たりの基本額」であり,それに計画された労働者・職員数を乗じて計画指標“報酬割増ファンド”が決定された。またその際,前年の基本額が考慮された（報酬割増ファンド令第 3 条）。このように,報酬割増ファンドの基礎が経営の業績とは直接関係なく決定されるようになったことで,経営間の相違による格差は事前に調整されることになった。しかし,業績向上への動機づけという観点からは問題が残る措置であったように思われる。

1950 年代以来インセンティヴ付与に向けて試行されてきたのは,生産高計画や利益計画の達成・超過達成と,報酬割増ファンドへの資金繰入れとをリンクさせることであった。その形態は変遷し,70 年代末までに“商品生産高”と“純利益”の二つの計画指標に連動するよう

になったことは見てきた通りである。その後,経済危機が深化し,コスト削減と生産力基盤の拡充が新たな課題となった 80 年代初頭には,“純生産高”と“輸出（外貨マルク建て）”が追加的資金繰入れの新たな基準として付け加えられた（第 4 条第 1 項）。経営の業績を生産性引上げの観点から評価するという考え方や,外貨獲得に向けて輸出を拡大すると同時に原燃料輸入を確保するという目的が,この変化の背景にあったといえよう。

この 4 つの指標のうち 2 つは国家計画委員会によって毎年選択され,閣僚評議会の承認を得たのちに各経営に指示されることになった。どの指標が指示されるかは各経営の個別事情を考慮して,所轄の国家機関（国家計画委員会,部門別工業省,財務省,労働・賃金庁）と労働組合本部との調整によって決定された。指示された 2 つの計画指標が超過達成された場合には,前述の計画指標“報酬割増ファンド”に追加的に資金が繰入れられた（上限 200 マルク）。追加的繰入れの基準額は,以下の通りである[67]。

1)“商品生産高”1%超過達成につき労働者・職員 1 人あたり 15 マルク
2)“純利益”1%超過達成につき労働者・職員 1 人あたり 5 マルク
3)“純生産高”1%超過達成につき労働者・職員 1 人あたり 10 マルク
4)“輸出（外貨マルク建）”1%超過達成につき労働者・職員 1 人あたり 20 マルク

このように,1980 年代に入ってからは,各経営の個別事情に対応して計画指標が提示されるようになったが,指標の最終的選択と承認は,国家計画委員会などの関係省庁の手に委ねられたままであった。しかも,第 4 条第 2 項では,「一般的には“商品生産高”と“純利益”」が想定されねばならない」と規定されている。その意味では,改定前の制度と大きな違いはなかった。

だが,報酬割増ファンド令には新たな規定も盛り込まれた。「コンビナート総裁は,毎年,自由ドイツ労働総同盟本部の承認を得たうえで,報酬割増ファンド繰入れのための追加的条件を決定する」ことになったのである（第 5 条）。その追加的条件とは,「(1)純生産高,(2)商品生産 100 マルク当たりの原燃料・資材コスト,(3)社会主義圏・非社会主義圏別に外貨換算される輸出額,(4)建設業のコンビナート・経営の商品生産高 (5)労働生産性の引上げ,(6)原価引下げ,(7)住民向けの完成品生産,(8)高品質製品（Q 製品）の生産」である。コンビナート総裁は,これらのうちから 2 つの指標（重複分は除く）を選び,その達成を傘下の経営に要請することになった。このように報酬割増ファンドの形成にかかわる権限の一部が中央省庁からコンビナートに移されたことは,1970 年代末のコンビナート改革から 80 年代初頭の経済計算制改革にかけて実施された分権化の流れに合致するものであった。

これに加えて,報酬割増ファンドの削減率にも変化があった。82 年の報酬割増ファンド令以前は,“商品生産高”計画と“純利益”計画が未達成の場合にはファンドの基本額から 20%を上限に削減が認められていたが,それは廃止された。ただし,先の 4 つの主要指標（そのうち 2 つ）の超過達成が 1%未満だった場合,予定繰入れ額は上記の基準額を算定ベースに縮小

された。例えば,“純利益”の計画額が 0.5%だけ超過達成された場合には,労働者・職員 1 人あたり 2.5 マルクが報酬割増ファンドに追加的に繰入れられた。また,コンビナート総裁が決定した 2 つの追加的指標の超過達成率が 1%に達しなかった場合には,それぞれの指標について予定繰入れ額[68]の 25%が削減された。いずれにしても,報酬割増ファンドの基本額は維持されたことから,超過達成への動機づけは曖昧にされたといって良いだろう。

報酬割増ファンドの基本額の形成に必要な資金は,原則的に各経営の純利益から調達された。また,追加的指標の超過達成を前提とする繰入れ資金は超過純利益から調達された。このうち超過純利益からの資金繰入れは,1983 年末までは純利益控除の国庫納入後に行われたが,翌 84 年からは,コンビナートや経営の超過純利益からの財務ファンド形成が純利益控除の履行よりも優先されることになった[69] 。この変更は,国家歳入を減らすことにつながる措置であったが[70],その反面でコンビナートや傘下経営における財務ファンド,とりわけ報酬割増ファンド,業績ファンドなどの形成に自由裁量の幅が与えられることになった。

こうしたコンビナートや傘下経営に有利な制度変更は,“純利益”計画が達成できなかったときの救済にも現われた。実際に獲得した純利益がその計画額に満たず,報酬割増ファンドへの繰入れが出来なくなった経営には,救済措置としてコンビナート本部に集中された純利益から繰入れ資金が調達された（第 7 条第 3 項）。また,“純利益”計画自体が達成できず,報酬割増ファンドの基本額が確保できなかった場合には,その不足分がコンビナート本部で形成される準備ファンドから調達された（第 7 条第 4 項）[71]。

先述の削減率の緩和にも連動する救済の網は,経営内の専門スタッフや労働者・職員に生産性向上のための経済的インセンティヴを与える,という報奨割増金制度の本来の目的に反するものであった。ではなぜ,この分野では,「ムチ」ではなく,「アメ」に重点が置かれるようになったのだろうか。

その理由の一つは,報酬割増金の支給が,賃金・俸給とならんで労働者・職員の重要な収入源として固定化していたことが関連していたと考えられる。報酬割増金には,つぎの 4 種類があった。

1) イニシアチヴ手当：経営内（職場）内の競争を推進するための手当で,そこでのリーダーとしての貢献に対して支給される。
2) 目的別手当：管理者と労働者個人（または労働集団）との書式または口頭での約束にもとづき,各種の業績指標ならびに重点課題の達成に結びつけて支給される。
3) 課題別手当：新しく開発された生産方法や新製品の生産に関連させて支給される手当。
4) 年末手当：年間を通して労働者・職員全体の物的関心を高めるための手当。

これらのうち,(1)～(3)は,生産性向上や効率性の追求,科学技術課題の実現,原燃料・資材の節約,輸出拡大,品質向上といった具体的な課題と結びついている手当であり,経済危機下で重視されるべきものであった。しかし,制度的にも,実態的にも最も優先されていたのは,経

営内の労働者・職員全体に関わる年末手当であった。年末手当は,前年度の実績にもとづき,フルタイム雇用の労働者・職員1人当たりの平均支給額で計画されるが,「交替制勤労者」,「輸出課題の遂行に携わる勤労者」などについては,より高額の支給が認められていた（第9条第2項～第3項）。それだけでなく,年末手当が前年水準を下回るケースが生じた時,先の(1)から(3)への支給がカットされ,それが年末手当の支給に転用されることになっていた。

このように,他の報酬割増金に優先して形成・運用されていた年末手当は,報酬割増ファンド全体の70～80%を占めていた。1人当たりの支給額を過去に遡ってみると,1968年には平均して390マルク（当時の労働者・職員の平均月収の56%）,72年には650マルク（平均月収の79%）,75年には764マルク（平均月収の85%）, 81年には832マルク（平均月収の79%）が支払われるまでになっていた[72]。「クリスマス祝い金」（Weihnachtsgratifikation）のように,各家計の定期収入と化していた年末手当の削減は,経営内の労働者・職員の既得権を奪うことになりかねなかった。70年代初頭以来の「経済政策と社会政策の統一」の継続を掲げる党・政府そして労働組合にとって,その削減は非常に困難であったに違いない。

②　業績ファンドの変化

経済計算制改革が開始された1982年1月28日以降,業績ファンド令は1982年と1983年の二度に渡って改定された。以下では前者の特徴をつかんだうえで,後者と比較することにしよう。

1982年6月11日付公布の業績ファンド令は,生産的消費（エネルギー,原燃料・資材）の削減,労働生産性の向上,製品の品質向上を業績ファンド形成の条件としてあげている（同令第2条～第6条参照）[73]。これらのなかで第一の条件としてあげられたのが生産的消費の削減であった（82年以前は,労働生産性の上昇）。第2条第1項は,四半期ごとに定められたエネルギー源の節約がなされた場合,それに相当する金額の50%が業績フォンドに繰入れられることを認めた。従来の40%からの引上げに象徴されるように,エネルギーや原燃料の節約はこの当時の東ドイツにとって焦眉の課題だったことがわかる。また,第3条第1項では,国家計画条項“商品生産100マルク当たりの原料・資材コスト”が達成された場合,労働者・職員（フルタイム雇用）1人につき10マルクが業績フォンドに繰入れられることが約束された。さらに第3条第2項は,上記の条項が超過達成（計画額よりも多く節約）された場合, 1パーセントの節約がなされるごとに,労働者・職員（フルタイム雇用）1人につき10マルクが業績フォンドに繰入れられることを定めた。従来は,コスト削減額の15%という経営単位での繰入れ額の算定が行われていたが,82年からは労働者・職員1人当たりの基本額としたことにより,個々の労働とその報酬の関係が以前よりもわかりやすくなった。

労働生産性の向上との関連では,つぎのような新しい資金繰入れ基準が定められた。対前

年比で労働生産性が 10%以上上昇した場合には生産労働者の賃金フォンドの 0.8%が,5%以上～10%未満の場合には 0.4%,5%未満の上昇の場合には 0.2%が業績ファンドに繰入れられた。82 年以前は,“労働生産性”計画の 1.0%の超過達成に対して 0.8%～1.2%の繰入れが認められていたのに対して,この改定により労働生産性の伸びに期待が集められることになったのである（82 年業績フォンド』第 4 条および附則 1）。それは,当時見られた労働生産性の伸び率の低下（**前掲第 5-1 表**）に歯止めをかけるため,計画の達成により大きな刺激を与えるための措置であったといえよう。

製品の品質向上との関連では,1982 年の改定前と同様に,品質保証マーク「Q」の付いた製品に価格上乗せがなされること（同令第 5 条第 1 項）,新製品・改良製品に追加利益が認められること（同令第 5 条第 1 項）を条件に,価格上乗せ額あるいは追加利益の最高 25 パーセントが業績フォンドに繰入れられることになった（同令附則 2.）[74]。

この通達から 1 年もたたないうちに,事態は一変した。以上で確認した業績ファンドの形成に関わる条文の内容は,1983 年の改定の際に全て削除されたのである。かわって導入されたのが,超過純利益の事前割当制度であった[75]。先に見てきたように,従来は,超過純利益から純利益控除が差し引かれた後の留保分が業績ファンドへの資金繰入れの原資であった。しかし, 83 年の業績ファンド令が発効した 84 年以降は,同日公布された『83 年指針通達』の規定にしたがって,純利益控除前の超過純利益（あるいは計画を超えて獲得された輸出収益）が繰入れの原資となり,その一部が業績ファンドに割当られた。また,繰入れの条件は,以前のような生産的消費の削減,労働生産性の上昇,製品の品質の向上といった基準ではなく,超過純利益の獲得に一本化されることとなった。この変更は,国家歳入（純利益控除）を犠牲にする可能性を含んだものだったが,経営やコンビナートにとっては先の報酬割増ファンドとともに業績ファンドを増やすことにつながる措置でもあった。

第 5 節　経済計算制改革の帰結

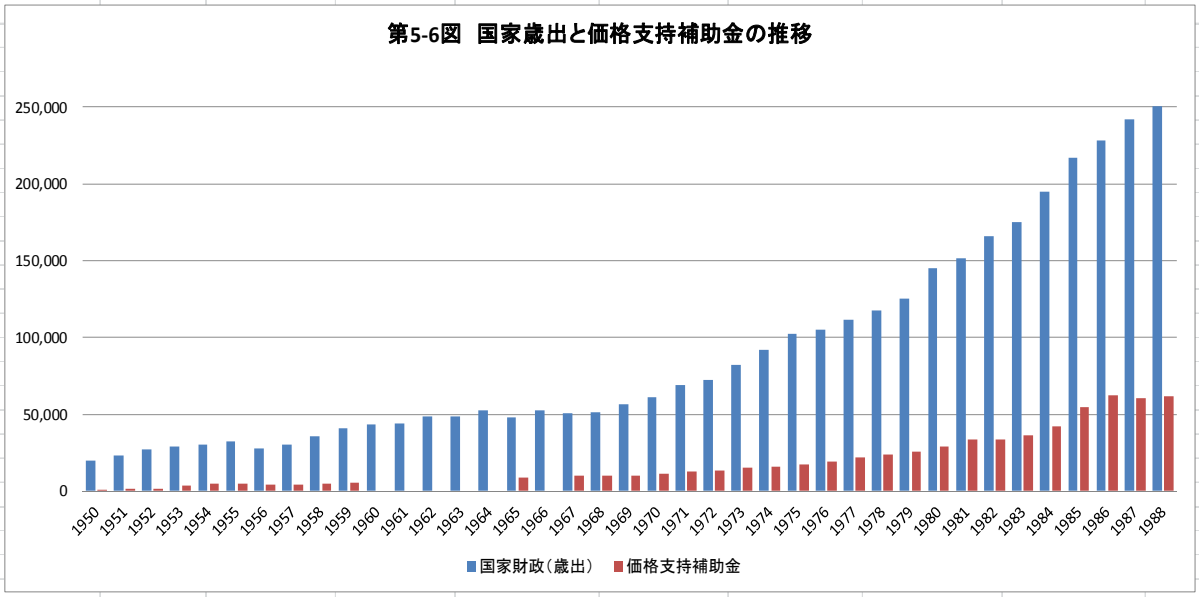
1982 年 1 月に始動した『82 年政令』）と『82 年指針通達』により,党・政府は,投資金融（投資のための自己ファンド）の分野においても,物的刺激ファンド（＝福利厚生ファンド）形成の分野においても,生産高,コスト（特に原燃料の投入）削減,純収益に関する計画指標の達成・超過達成がそれらと連動する仕組みを作ろうとした。そして,純利益を増大させながら国庫納入義務（純利益控除）を完全履行することをコンビナートに要請した。

しかし,この年の経済成長の急落とそれに伴う減収は,**前掲第 5-7 表**でみてきた留保純利益の約 25 億マルク減（対前年比）を引き起こし,それは双方の分野における緊急の制度改定を要請することとなった。それを受け,1983 年 4 月には『83 年指針通達』による改定があり,「国庫納入義務の完全履行」に関する規程の削除を通じて,投資のための自己ファンドや各種物的刺激ファンドへの資金繰り入れが困難になる状況が回避された。コンビナート

とその傘下経営の各種福利厚生ファンドの形成については,国庫納入義務の緩和のみならず,当該年度の利益計画が未達成だった場合の救済措置もなされることになり,『82 年政令』と『82 年通達』が示した「拘束性」は影をひそめた。

ただし,それは国家財政の負担増につながる可能性があった。**第 5-6 図**に示したように,国家歳出は 1970 年代初頭から増大を続けていたし,また収益性低下に対する間接的な支援として行われてきた価格支持補助金は,1982 年以降その増加のスピードを速めていた。経済危機後にさらに上昇を続ける国家歳出には,先にみた**第 5-5 図**のコンビナートへの赤字補填が含まれていた。コンビナートの収益性引き上げの要請は,制度的にも,実態的にも,国家に保護されたうえでなされたものであったといえよう。したがって,計画が要請する目標の拘束力は低いものとならざるを得なかったのである。

第5-6図　国家歳出と価格支持補助金の推移



1) 価格支持補助金は, 各経営の生産費の引下げや収益確保を目的に国家予算から支出される. 1950年には, 農産物向けのの補助金が含まれていない. 51年と52年分には,工業製品分が含まれていない. なお, 1960-64年, 66年については不明である. 65年のデータは存在する（18.7%）が, 作図にあたっては省略した.

資料：Baar,Lothar/Müller, Uwe/Zschaler,Frank, Strukturveränderungen und Wachstumsschwankungen, Investitionen und Budget in der DDR 1949 bis 1989, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, Heft 2,1995, S.63-64; S.70-71. なお, 同論文の数値は, 統一後に閲覧可能となったドイツ連邦文書館（ポツダム）所蔵の国家予算決算書からの抜粋である. ただし, 価格ベースは統一されていない（1950-59年は当年価格, 60-67年は67年価格, 68-75年は75年価格, 76-80年は80年価格, 81-88年は85年価格）.

この『83 年通達』以降の状況は,一時的なものだったのだろうか。投資金融に関する分析,そして 1986 年のミッターク論文（計画外投資ファンドの形成＝企業決定投資）に象徴されるように,党・政府は,コンビナートによる「資金自己調達」の方針を変えなかったことがわかる[76]。86 年～88 年は,まさにその試金石となる期間となった。86 年以降,粗利益の規模は 80 年代中最低の水準を記録した.そうしたなかで,NGA の減額を通じてコンビナートの留保純利益の確保が図られたが,野心的ともいえる投資拡張が続けられた結果,投資向け自己資金の投入額はそれを大幅に超えた.また,留保純利益が縮小傾向にあるなかで進められた国立銀行信用の急増は,コンビナートの支払い能力を超えていたことが推測される.そのた

め,86 年以降は,国庫補填金の増額によりコンビナートの収益性の低さが補われねばならなかったのである.

この収益性悪化の状況の打開に向けて,物的刺激のための報奨割増ファンドや業績ファンドの形成（とくに後者）は運用されるはずであった。しかし,『82 年通達』から『83 年通達』への突然の改定により,通達報酬割増ファンドの一部,とりわけコンビナートの従業員全体の定期収入と化していた年末手当,クリスマス祝い金の確保のためにコンビナートの本部ファンドが取り崩すことが可能となった。また,業績ファンドについては,生産性向上,コスト削減,収益性に関する計画指標の「超過達成」とファンド増額を結びつける規定が削除された結果,経営努力へのインセンティヴが失われる余地が生まれた。さらに,通常の純利益計画にもとづく業績ファンドの形成に関して,当該計画が未達成であっても従業員の既得権保護のために救済措置が取られたことから,コンビナートへの計画課題への拘束力は失われた。

1980 年代の経済計算制の制度分析から,政策当局が, 経済低迷を打開するための活路を,全面的コンビナート化に続く,この企業財務の改革に見いだそうとしていたことは明白である.しかし,当初の思惑とは裏腹に,党・政府は,82 年の経済危機への対応を迫られ,コンビナートの余力を引き出すための制度改造を中断し,コンビナートの保護を前提に,可能な限り収益性向上を目指す態勢を作ることに方向転換した。しかし,現実には,計画に必要な収益の増加を見込めず,コンビナートの投資金融も物的刺激ファンドの原資の調達も,国庫資金の支えなしには実現ことができなかった.コンビナートの国家からの自立という,経済計算制改革のもう一つの課題もまた,ここにきて潰えたのである.

第５章末尾注

1　東ドイツの公式統計で用いられる生産的分野には,工業,手工業,農林水産業,通信・運輸,商業のほか,クリーニング,印刷・出版,修理・修繕サービス,各種計算機センター,映画製作,住宅関連サービスが含まれる。Statistisches Amt der DDR(Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR 1990*, S.97-98.

2 使用年数 11 年以上の固定設備資産（取得価格 1000 マルク以上）の割合は,1977 年の 42%から 85 年の 50%に増加した。Institut für angewandte Wirtschaftsforschung (Hrsg.), *a.a.O.*, S.57.

3 Die Sozialistische Einheitspartei Deutschlands*, Bericht des Zentralkomitees der SED an den X. Parteitag der SED*,Berlin,1981,S.65ff.

4 同党大会では,戦略課題がそれまでの経済成長から必然的に生まれたものとして提案された.しかし,さきの経済環境の変化を見る限り,それは危機意識の明確な表れであったといえよう.Erdmann, Kurt, Neue betriebswirtschaftliche Grundsatzentscheidungen, in: *Deutschland Archiv*, Heft 4,1982, S.404.

5 1980 年代初頭の「新しい施策の重点は,間接的制御,すなわち経済計算制に置かれたことは全く明白である」という指摘がドイツ経済研究所のコーネルセン女史によってなされている.Cornelsen, Doris, DDR-Wirtschaft im ersten Halbjahr 1987, in: *Deutschland Archiv*, Heft 9, 1987, S.955.ここでいう間接的制御とは,「中央機関が基本的生産単位（コンビナートやその傘下経営：白川）の行動の基準・枠組み,外部的経済条件を定め,それらの規定を操作することによって基本的生産単位が中央の目途する方向に行動するよう仕向ける」ことであった。社会主義企業の財務・会計に関する規定（価格,コスト,利潤,利子,税金に関するもの）がその代表的なものである。他方で,直接的制御は,第 5-2 表にあげたような国家計画指標を用いて,国家機関が直接的・行政的に指導・監督する。この経済改革や計画管理制度の分権化との関連で用いられてきた二つの概念の理解のために,さしあたりつぎの２つの文献をあげておく。岡稔・山内一男・宮鍋幟・竹浪祥一郎『社会主義経済論』筑摩書房,1976 年,310～353 頁（とくに 329～330 頁）,野々村一男編『社会主義経済論』有斐閣,昭和 61（1986）年,173～182 頁（宮鍋幟担当）。

6 Verordnung über die weitere Vervollkommnung der wirtschaftlichen Rechnungsführung auf der Grundlage des Planes vom 28.Januar 1982, in: *GBL.Teil Ⅰ*, 1982, Nr.3,S.85-92.なお,過去に遡ってみた場合,経済計算制自体を扱った法令は以下のものしかない.Verordnung über die Maßnahmen zur Einführung des Prinzips der wirtschaftlichen Rechnungsführung in den Betrieben der volkseigenen Wirtschaft vom 20. März 1952, in: *GBL. Teil Ⅱ*, Nr.38,S.225-226（第 1 次～第 7 次施行令がこれに続く）.

7 このほか,82 年政令第 3 章では,研究・開発の企画,実施,資金調達に関する計画書の作成がコンビナート総裁に義務づけられた.第 4 章では,合理化設備製造に必要な資材の調達を促進するために,流動資産信用の積極的利用が促された.第 5 章では,毎年の価格改正にあたり,過剰な利益を含む価格設定をしないこと,技術的に陳腐化した製品の価格を引下げることが義務づけられ,中間消費の抑制を図ることが要請された.反対に,コンビナートが原料・資材の節約に向けて開発した新製品・改良製品については価格割増が認められた.第 6 章では,輸入節約と輸出奨励に向けて追加的な報奨を与えることが約束された.また,対西側輸出の拡大に強制力を働かせる意味で,外貨収入に対するコンビナート総裁の責任が高められた.

8 Finanzierungsrichtlinie für volkseigene Wirtschaft vom 21. August 1979, in: *GBL. Teil Ⅰ*, Nr.28, S.254 のⅣ-4,Ⅳ-5,Ⅵ-3.

9　野々村一男編,前掲書,54 頁（門脇延行担当）。1970 年代末のハンガリーの経済改革にも同様の現象がみられた。なお同書 51 頁から 71 頁の分析は,体制転換前にソ連・東欧諸国において実施された経済改革に共通する事象を提供している。

10 Erdmann, Kurt, a.a.O., S.402.青木國彦「東ドイツ経済運営の'82 年改革'について」,社会主義研究会編『社会主義経済研究』第 2 号,1984 年 4 月,31 頁,谷江幸雄『東ドイツの農産物価格政策』,法律文化社,1989 年,203 頁.

11 その背景には,政府が国庫を通じた資金面からの統制を止め,物量計画の指令を介して投資活動を管理するようになったことがあげられる.また,返済義務のある銀行信用を利用させることで,投資計画への企業の責任を高めようとする政府の狙いがあったともいわれている.Baar, Lothar/Uwe Müller,UweZschaler,Franz, Strukturveränderungen und Wachstumsschwankungen. Investitionen und Budget in der DDR 1949 bis 1989, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, Heft 2, 1995, S.70-71.

12 無利子の信用は,1988 年に全固定設備信用の約 13%を占めていた.他の年次については不明だが,1 割を大きく超えることはなかったと思われる.

13 建国前の 1948 年から 67 年までは,ドイツ発券銀行（Die Deutsche Notenbank：当時の中央銀行で投資金融を除く商業銀行的機能を兼務）ではなく,ドイツ投資銀行（Die Deutsche Investitionsbank）が

投資金融に専門的に携わっていた.68 年から 74 年までは,ドイツ発券銀行に代わって中央銀行となった国立銀行（Die Staatsbank der DDR）が「政府の銀行」として機能し,工業・商業銀行（Die Industrie-und Handelsbank）が投資金融,当座勘定業務,財務管理等の商業銀行的機能を担った.74 年以降は,後者の解体に伴い,その全機能が国立銀行に統合された.Bundesministerium für innerdeutsche Beziehungen (Hrsg.), *DDR Handbuch Band A-L*, 3.,überarbeitete und erweiterte Aufl., Köln 1985, S.143-146.

14 Verordnung über die Kreditgewährung und Bankkontrolle in der volkseigenen Wirtschaft vom 28. Januar 1982, in: *GBL. Teil Ⅰ*, Nr. 6, S.126-133.

15 とはいえ,利益率の低下や赤字によって経営が悪化しても,企業は国庫補填によって倒産することはなかった.そのため,コンビナートの元利返済に対する責任の付与（＝動機付け）は,十分な効果をもたらし得なかったといわれている（中村靖『計画経済のミクロ分析』日本評論社,1992 年,237-242 頁）.

16 PFA が初めて導入されたのは 1964 年のことである.当時は試験的に 6 つの人民所有経営連合から選ばれた約 200 経営からのみ使用料が徴収された.その目的は,PFA が固定設備の再生産に与える影響を分析することであった.Erich Langner/ Harry Nick, *Warum Produktionsfondsabgabe ?*, Berlin 1965,S.3. その後,66 年 3 月の政令(GBL. *Teil Ⅱ*, Nr.42, S.261-263),67 年 2 月に公布された人民議会決議(*GBL. Teil Ⅱ*, Nr.9, S.115)と政令(*GBL. Teil Ⅱ*, Nr.9, S.115)を経て全経営に PFA の納入が義務づけられた.課徴率はコンビナートあるいは経営グループごとに決定されていたが,1971 年 1 月に原則的に年 6%に統一された(*GBL. Teil Ⅱ und Teil Ⅲ*, Nr.4, S.33-36). Barthel, Alexander, Betriebssteuern als Lenkungsinstrument in sozialistischen Planwirtschaften: Zur 》wirtschaftlichen Rechnungsführung《 der DDR, in: Gernot Gutmann/Hamel,Hannelore u.a. (Hrsg.), *Schriften zum Vergleich von Wirtschaftsordnung*, Band 42, Stuttgart/New York 1990, S.83-94. その後,83 年に政令の改定がなされたが,それはコンビナート改革に伴う形式的な変更に止まった.Verordnung über die Produktionsfondsabgabe vom 14. April 1983,in: *GBL.Teil Ⅰ*, Nr.11,, S.106-107.

17 Statistisches Amt der DDR (Hrsg.), *a.a.O.*, S.16.とはいえ,80 年代初頭から徐々に固定設備資産総額の伸び率の低下が顕著となる.前掲第 3 図で見てきた投資活動の減退がそれに関連している.80 年代後半には投資活動が回復するが,固定設備資産の評価換え,減価消却法の変化等により,固定設備資産総額の増加は抑制された.

18 「完全に減価償却ずみの生産設備（家屋,構築物を除く）が 1980 年には全生産設備の約 14%,1988 年には約 20%も占めていた」.中村,前掲書,229 頁.

19 Verordnung über die Produktionsfondsabgabe vom 9.Mai 1985,in: *GBL. Teil Ⅰ*, Nr.13, S.158（第 4 条第 1 項）. 課徴ベースの変更は,設備更新へのインセンティヴを与えるとともに,既存設備の長期的利用のメリットをも引き出そうとするものであった.とはいえ,設備の長期利用にのみ力点が置かれた場合,技術刷新のための新規設備投資は抑制されかねない.短期的に変動する需要に技術的に対応できる生産体制の構築という観点からすれば,この変更はマイナスの側面を持つものでもあったといえよう. Barthel, Alexander, a.a.O., S.250-251.

20 Verordnung über die Produktionsfondsabgabe vom 9.Mai 1985...,S.161.同政令の第一次施行令付録 2.1.を参照されたい.

21 Anordnung zur Überprüfung und Überarbeitung der normativen Nunzungsdauer und Abschreibungssätze für Grundmittel vom 2. August 1983, in: *GBL. Teil Ⅰ*, Nr.23, S.236.

22 Anordnung über die Umbewertung der Grundmittel vom 14. Dezember 1984, in: *GBL. Teil Ⅰ*, Nr.37,S.450-456.この大蔵省通達により,従来の「取得価額 1000 マルク以上」に代わって「2000 マルク以上」の固定設備が評価換えの対象となった（第 2 条第 3 項）.

23 Anordnung über den Fonds für die Instandhaltung vom 19. April 1985, in: *GBL. Teil Ⅰ*, Nr. 12, S.155（第 4 条第 4 項）.

24 Finanzierungsrichtlinie für die volkseigene Wirtschaft vom 21. August 1979, in: *GBL. Teil Ⅰ*, Nr.28, S.253-301.

25 Anordnung über die Finanzierungsrichtlinie für die volkseigene Wirtschaft vom 28. Januar 1982, in: *GBL. Teil Ⅰ*, Nr. 5,1982, S.122-123.

26『82 年通達』II-3.これは,『83 年通達』第 6 条第 1 項,『87 年通達』第 6 条第 1 項に継承された.

27 コンビナート・経営が超過純利益から得られる資金の下限のことを指す.Tannert, Karlheinz/ Ehlert, Willi /Dietrich, Helmut /Gebhardt, Gerd (Hrsg.), *Lexikon der Witrschaft Finanzen*, Berlin 1986,S.224. この法定標準割当額に関する規定は,87 年『通達』で廃止された.

28 とはいえ,割当額の設定は,上級国家機関の裁量に任されていた.場合によっては,金額が国庫納入金を下回る決定が可能性も存在した.政府発表では,1984 年に法定割当額にもとづいて形成された自己ファンド（業績ファンド,報奨ファンド）の総額は,超過純利益の 18～35%にすぎなかった.残余の超過利益は,『通達』どおり国庫に納入された.Autorenkollektiv, *Blickpunkt Wirtschaft: Planungsordnung*

1986-1990, Berlin 1985, S.86.

29 ただし,つぎの大きな変化を看過してはならない。最大の国庫納入金項目であった NGA 収入を減少させるため,政府は,新たに社会的ファンド分担金の課徴を決定した.同分担金は賃金税に相当し,原価回収方式で調達される.導入の目的は,合理的な労働力の投入と配分にあった.これにより NGA の減少分が補填され財政収入が確保される反面,それが原価負担で調達されるために価格引き上げ要因となった(87 年まで 4 度にわたって部分改定された).Verordnung über den Beitrag für gesellschaftliche Fonds vom 14. April 1983, in: *GBL. Teil I*, Nr. 11, 1983, S.105-106; Erste Durchführungsbestimmung zur Verordnung über den Beitrag für gesellschaftliche Fonds vom 14. April 1983, in: *GBL. Teil I*, Nr. 11, 1983,S.106.

30 Mittag, Günter, >>Leitung,Planung und wirtschaftliche Rechnungsführung in der Volkswirtschaft der DDR<<, in: *Einheit*, Nr.10, 1986, S.876 und S.881.

31 この原則が政策的に初めて強調されたのは,1960 年代半ばの経済改革期であった.それは,固定設備投資や物的流動資産投資向けの資金を純利益や銀行信用によって調達することを要請するものであった.Hamel,Hannelore/Leipold, Helmut, Wirtschaftsreformen in der DDR - Ursachen und Wirkungen -, in: Forschungsstelle zum Vergleich wirtschaftlicher Lenkungssysteme(Hrsg.), *Arbeitsberichte zum Systemvergleich*, Nr.10, 1987, S.30-31.当時の経済改革の急先鋒にいた G. ミッターク（改革が政治的に抹殺された 70 年代前半は第一線から外された）が,80 年代半ばに再度この原則を採用したことは,60 年代に展開された計画経済への市場原理の導入に関する議論を再考する手がかりにもなっている.

32 Anordnung über die Planung,Bildung und Verwendung des eigenverantwortlich zu erwirtschaftenden und zu verwendenden Investitionsfonds vom 29. Januar 1987, in: *GBL. Teil I*, Nr. 3, S.15.

33 減価償却引当は,計画にもとづいて傘下経営単位で積立てられる.その一部は,国庫に納入される.残余は,a)傘下経営の固定設備投資ファンドへの繰入れ,b)利付き固定設備信用の計画的返済,c)コンビナート本部の『減価償却引当金の再配分』口座への納入に使用される.

34 固定設備資産の売却・撤去・廃棄に伴う収入は,固定設備の残存価額の大きさで決まる.それは,1985 年の PFA 制度の改訂の結果,既存設備を早期に撤去・廃棄するよりも,長期間利用するほうが納入金負担が軽減されたことから,その意義を失ったことが考えられる.Institut für angewandte Wirtschaftsforschung (Hrsg.),*a.a.O.*; S.57; 青木国彦『体制転換』有斐閣,1992 年,55-57 頁.

35 固定設備の損害保険は,その総価額（取得額）が上限となる.ただし,固定設備の純価額が,総価額の 40 パーセントに達しない場合には純価額が上限とされる.流動資産の損害については,損害が発生する直前までに流動資産の生産・運搬・販売にかかった費用が保険の対象となるが,実際には流動資産の販売時の価格が保険金給付の上限となる.強制加入保険の保険料は,各経営のコストとして原価に組み入れられ,任意保険料は企業の純利益から支払われる.

36 経済状況の回復を背景に,87 年『通達』では再び準備ファンドの転用が禁止された.この措置の一過性が窺われる.

37 87 年『通達』が発効した 88 年 1 月からしばらくの間,計画外投資ファンドは,設備更新や合理化向け固定設備のコンビナート内製造にのみ使用を認められていた.また,その形成額には最高 500 万マルクという上限が設けられた.89 年には,16 コンビナートに限ってこれらの制限が撤廃された.Cornelsen, Doris, Die Wirtschaft der DDR in der Honecker-Ära, in: *Vierteljahrshefte zur Wirtschaftsforschung des DIW*, Heft 1,1990, S.76; Cornelsen, Doris, Die Volkswirtschaft der DDR: Wirtschaftssystem-Entwicklung-Probleme, in: Weidefeld, Werner/Zimmermann, Hartmut(Hrsg.), *Deutschland-Handbuch. Eine doppelte Bilanz*, München 1989, S.273.

38 Anordnung über den Leistungsfonds zur Verbesserung der Arbeits- und Lebensbedingungen vom 29. Januar 1987, in: *GBL. Teil I*, Nr. 3, S.13-14. この大蔵省・国家計画委員会通達は,83 年『通達』で示された業績ファンドから青年社会主義者口座資金への資金繰入（福利厚生施設の建設投資向け）に関する規定を削除した.

39 Autorenkollektiv, *Kredit und Zins im System der Eigenerwirtschaftung der Industrie der Volkswirtschaft*, Berlin 1968, S.27.同書の 1965 年の数値は,青木氏が示した数値に一致する.青木,前掲書,59 頁.なお,文献相互の数値の整合性が問題点として残るが,60 年代経済改革期には国家予算資金の比率が低下したことは,どの分析からも明かである.たとえば,長谷川信彦「第 5 章　東欧諸国の産業金融制度」（田中壽雄編『東欧諸国の銀行制度と金融管理』,アジア経済研究所,1976 年,104 頁所収）.Bundesministerium für innerdeutsche Beziehungen (Hrsg.), *a.a.O.*, S.674-675.

40 Ruban, M.E./Vortmann, Heinz Subvention kontra Investitionen, in: *Deutschland Archiv*, Heft 12, 1980, S.1278.

41 なお,これらのうち,業績ファンド,青年社会主義者口座資金は投資ファンド（Investitionsfonds）に転

用が可能なファンドである。本来の使途とは異なる形での資金運用はファンド固有の目的を阻害する可能性もあった。

42　この分野の先駆となった邦語研究は,正亀芳造「DDR におけるプレミアム制度の変遷」,『六甲台論集』第 24 巻第 1 号,昭和 52 年 4 月である。なお,この制度の生成期は,1949～50 年に試験的に行われた二ヵ年計画を受けて,第一次五ヵ年計画（51-55 年）が始動した頃である。またソ連占領の終了宣言後に,重要工業部門において対ソ賠償の担い手となっていたソビエト株式会社が人民所有経営に転換された時期でもあった。計画経済の運営に携わる管理スタッフへの優遇や,返還された鉱山・冶金部門,化学部門,機械製造を含む金属加工部門の重点工業化に伴う優遇措置は東ドイツの賃金・俸給制度を強く規定していたものと考えられる。その詳細は,別稿にて検討する。

43 Verordnung über die Prämienzahlung für das ingenieurtechnische Personal einschließlich der Meister und für das kaufmännische Personal in den volkseigenen und ihnen gleichgestellten Betrieben vom 21.Juni 1951, in: *GBL.*, Nr.78.

44 Verordnung über die Bildung und Verwendung des Direktorfonds in den Betrieben der volkseigenen Wirtschaft im Planjahr 1952 vom 25. März 1952, in: *GBL.*, Nr.38.以後,1956 年まで毎年ほぼ同様の閣僚評議会令が公布され続けた。なお,専門的スタッフと一般の労働者・職員の区別なく,経営内の教育や,事業所内のスポーツ活動,社員食堂,社宅の建設と改修,保育園･幼稚園への補助などのためにも,経営長ファンドは運用されていた。この部分は,後述の「文化・社会ファンド」と重なる。

45 Verordnung über den Betriebsprämienfonds sowie den Kultur-und Sozialfonds in den volkseigenen und ihnen gleichgestellten Betrieben vom 11. Mai 1957 ,in: *GBL. Teil Ⅰ*, Nr.36; Frerich, Johannes/Frey, Martin,*a.a.O.*, S.134.

46 その後,文化・社会ファンドは制度的に大きく変更されることはなかった。参考までに,同ファンドは,1970 年代半ばには約 30 億マルク,80 年には 35 億マルク（文化向けの国家歳出は 23 億 5000 万マルク）が形成･運用され,83 年の計画では 36 億マルクが予定されていた。80 年の金額の内訳は,24 億 5000 万マルクが福利厚生・医療施設向けに,3 億 5000 万マルクが休暇・保養への助成に,1 億 8000 万マルクが文化的活動の助成に,2 億 5000 万円がスポーツ活動や青少年の活動への助成に運用された。Bundesministerium für innerdeutsche Beziehungen (Hrsg.), *DDR Handbuch A-L*・・・,S.776; Die Staatliche Zentralverwaltung für Statistik (Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR 1988*, Berlin 1988, S.261.

47 Beschluß über die Bildung und Verwendung des einheitlichen Prämienfonds in den volkseigenen und ihnen gleichgestellten Betrieben der Industrie und des Bauwesens und in den VVB im Jahre 1964 vom 30.Januar 1964, in: *GBL.Teil Ⅱ*, Nr.10,S.80ff.; Leipold, Helmut, *Wirtschafts-und Gesellschaftssysteme im Vergleich*,5.,bearbeitete Aufl., Stuttgart 1988, S.240.

48 Verordnung über die Bildung und Verwendung des Prämienfonds in den volkseigenen und ihnen gleichgestellten Betrieben und den VVB (Zentrale) für das Jahre 1969 und 1970 vom 26.Juni 1968, in: *GBL.Teil Ⅱ*,Nr.67,1968,S.490ff.

49 すでに専門的スタッフ（研究・開発部スタッフを除く）と一般労働者・職員との間には,賃金等級・賃率上の格差,したがって賃金ファンド額の格差が存在していた。そのうえ,さらに繰入れ率の格差が加わると,一般労働者・職員のモティベーションは低下する可能性があった。新しい制度では,経営自体の成果（利益）が個々人に還元されるという点がより見えやすくなったといえよう。

50 Autorenkollektiv, *Die Finanzen der Industrie in der Deutschen Demokratischen Republik*, Berlin 1966,S.148.

51 Frerich, Johannes/Frey, Martin, *a.a.O.*, S.135.

52 Verordnung über die Bildung und Verwendung des Prämienfonds und des Kultur-und Sozialfonds für das Jahre 1971 vom 20. Januar 1971, in: *GBL. Teil Ⅱ*, Nr.16,1971.第 2 条参照。

53 Verordnung über die Planung, Bildung und Verwendung des Prämienfonds und des Kultur-und Sozialfonds für volkseigene Betriebe im Jahr 1972 vom 12. Januar 1972, in: *GBL. Teil Ⅱ*, 1972, S.49ff.; Zweite Verordnung über die Planung, Bildung und Verwendung des Prämienfonds und des Kultur-und Sozialfonds für volkseigene Betriebe vom 21. Mai 1973, in: *GBL. Teil Ⅰ*,1973, S.293ff.; Anordnung über die Anwendung von Stimulierungssätzen für den Prämienfonds bei Überbietung der staatlichen Aufgaben zur Ausarbeitung der Jahresvolkswirtschaftspläne vom 5. August 1981, in: *GBL. Teil Ⅰ*, Nr.25, S.311ff.このほか,閣僚評議会令の 4 つの施行令(Durchführungsbestimmung)についても参照。

54 Leipold, Helmut, *a.a.O.* , S.240-242.

55 再び「ソフトな予算制約論」参照。コルナイ・ヤーノシュ（盛田常夫編訳）,前掲書,184-186 頁。Knauff, Rudolf, Die Funktionsmechanismen der Wirtschaftssysteme, in: Hamel,Hannelore(Hrsg.),*Soziale Marktwirtschaft – Sozialistische Planwirtschaft:Ein Vergleich Bundesrepublik Deutschland-DDR*,

München 1989, S.61ff.も参照されたい。

56 Die Staatliche Zentralverwaltung für Statistik (Hrsg.), *a.a.O.*, S.19; Frerich, Johannes/Frey, Martin, *a.a.O.*, S.135.

57 Bundesministerium für innerdeutsche Beziehungen (Hrsg.), *a.a.O.* , S.847.

58 Ebenda, S.826.

59 この使途に対する要請は以後一層強まり,82 年の『業績ファンド令』（国家計画委員会の長と財務大臣の連名）では,その「基本原則」において労働・生活条件の改善よりも優先して記載されていた。Anordnung über die Planung, Bildung und Verwendung des Leistungsfonds der volkseigenen Betriebe vom 11.Juni 1982,in:*GBL. Teil Ⅰ*,Nr.24,S.429-431.第 1 条第 3 項,第 11 条,第 12 条を参照されたい。それは 83 年の『業績ファンド令』（財務大臣と国家計画委員会の長の連名。82 年と左右が逆転している）において訂正され,さらに 87 年の政令で,業績ファンドは労働・生活条件の改善にのみ運用されることになる。Anordnung über die Planung, Bildung und Verwendung des Leistungsfonds der volkseigenen Betriebe vom 14.April 1983, in:*GBL. Teil Ⅰ*, Nr.4, S.121-122; Anordnung über die Planung, Bildung und Verwendung des Leistungsfonds der volkseigenen Betriebe vom 29.Januar 1987, in: *GBL. Teil Ⅰ*, Nr.3,S.18-19.これらの変化の背景には,「資金自己調達の原則」の強化,財政危機などの問題が関わってくるが,それについては他日に期したい。

60 Anordnung über die Planung, Bildung und Verwendung des Leistungsfonds der volkseigenen Betriebe vom 15.Mai 1975, in: *GBL. Teil Ⅰ*, Nr.23, S.416-417.

61Marx Horst/Matho,Fred/Möller, Uwe/Schilling, Gerhard, *Die wirtschaftliche Rechnungsführung*, Berlin 1981, S.173-174.

62 FDJ は,ソ連占領下の地方自治体に設置された反ファシズム青少年委員会を母体とし,1946 年 3 月 7 日にエーリヒ・ホーネッカーを議長に設立された。当初は,選挙権有資格年齢の 18 歳への引下げ,労働現場での安全運動,同一労働・同一賃金,教育を受ける権利など民主的な改革を主張する組織であったが,東ドイツの建国以降は体制内化していった。Bundesministerium für innerdeutsche Beziehungen (Hrsg*.), DDR-Handbuch A-L*,・・・, S.451-452.

63 1972 年の財務省令で初めて導入された業績ファンドであるが,そこから青年社会主義者口座に資金繰入れが行われるようになったのは,1975 年の改定以降である。以後,1982 年,1983 年の改定時にも,この資金繰入れに変更はなかった。

64 Gemeinsamer Beschluß des Ministerrates der Deutschen Demokratischen Republik und des Zentralrates der Freien Deutschen Jugend über die Bildung und Verwendung des “Kontos junger Sozialisten” in volkseigenen Betrieben, Kombinaten, Staatsorganen und staatlichen Einrichtungen vom 21. März 1974, in: *GBL. Teil Ⅰ*,,S.191.の第 3 条第 1 項, Anordnung über die Zuführung und Verwendung der Mittel des “Kontos junger Sozialisten”vom 23. Oktober 1975, in: *GBL. Teil Ⅰ*, S695.第 2 条第 1 項参照。

65 文化・社会ファンドと青年社会主義者口座については,大きな変更点はなかったので,以下では割愛する。

66 Verordnung über die Planung, Bildung und Verwendung der Prämienfonds für volkseigene Betriebe vom 9. September 1982, in: *GBL. Teil Ⅰ*, Nr.34, 1982, S.595ff.; Erste Durchführungsbestimmung zur Verordnung über die Planung, Bildung und Verwendung der Prämienfonds für volkseigene Betriebe vom 9. September 1982,in: *GBL. Teil Ⅰ*, Nr.34, S.598ff.

67 『報酬割増ファンド令』第 4 条第 6 項では,選択された 2 つの指標が未達成の場合に計画指標“報酬割増ファンド”で与えられている金額を下限に,上記と同じ比率で減らされることになっている。

68 報酬割増ファンド令第 4 条第 5 項では,その基準額を国家計画委員会などの省庁と FDGB 本部が共同で決定するという規定はあるものの,指標ごとの基準額は,主要指標とは異なり具体的に示されていない。

69 Anordnung über die Finanzierungsrichtlinie für die volkseigene Wirtschaft vom 28.Januar 1982・・・, S.114; Anordnung über die Finanzierungsrichtlinie für die volkseigene Wirtschaft vom 14.April 1983, in:*GBL. Teil Ⅰ*, Nr.11, 1983, S.111.

70 1981 年から 84 年にかけて,純利益控除は 420 億マルク,535 億マルク,556 億マルク,404 億マルクと推移した。82 年の急増は経済計算制改革(完全履行の要請)の効果であり,84 年の激減は財務ファンド重視の方針転換の結果であると考えられる。

71 なお,準備ファンドについては,1982 年の資金運用指針で詳しく規定されている。財務ファンドのうち,準備ファンドによる補填が認められているのは報酬割増ファンドだけであった。これとは逆に,予備ファンドからの転用が禁止されていたのは,固定設備投資ファンドへのそれであった。Anordnung über die Finanzierungsrichtlinie für die volkseigene Wirtschaft vom 28.Januar 1982・・・, S.118. 1983 年の資金運用指針では,合理化機械のコンビナートでの内部製造への転用は認められた。Anordnung über die Finanzierungsrichtlinie für die volkseigene Wirtschaft vom 14.April 1983・・・, S.119.

72 Die Staatliche Zentralverwaltung für Statistik (Hrsg.), *a.a.O.*, S.129; Bundesministerium für innerdeutsche Beziehungen (Hrsg.), *DDR Handbuch A-L*,・・・,S.849.これらの資料の数値から計算した。

73 Anordnung über die Planung, Bildung und Verwendung des Leistungsfonds der volkseigenen Betriebe vom 11. Juni 1982, in: *GBL. Teil I*, Nr.24, S.429-430.

74 さらに,不良品の廃棄・補修・保証サービスコストの引下げに関する計画指標の達成または超過達成を条件に,コスト引下げ額の 10 パーセントが業績フォンドに繰入れられていた（同令第 6 条）。

75 Anordnung über die Finanzierungsrichtlinie für die volkseigene Wirtschaft vom 14.April 1983, in: *GBL. Teil I*, Nr.11, S.111-112. 第 3 条第 1 項および第 5 条第 1 項。Anordnung über die Planung, Bildung und Verwendung des Leistungsfonds der volkseigenen Betriebe vom 14. April 1983, in: *GBL. Teil I*, Nr.11,S.121.第 3 条。

76 東西ドイツ統一後,G.ミッタークに対して行われた 雑誌『シュピーゲル』の編集部インタビュー,そしてハイデルベルク大学の社会学者 Mario Rainer Lepsius のインタビューにおいて, 彼は東ドイツの経済的破綻は,「81 年にはその予兆が,83 年には白日のもとにあった」と述懐している.その直接的な引き金となったのは,ソ連からの原油供給の削減であり,またその決定に至った背景にソ連経済自体の困窮が関連していたとも述べている。破綻の原因としてミッタークがとくに注目していたのは,ソ連からの政治的・イデオロギー的,そして経済的・軍事的圧力,社会政策に偏重した財政及び投資政策,技術革新の遅れ,西側諸国との交易拡大と外貨不足などであった.改革の精神や構想は示されても,それが実効を伴わわずに進められた背景としては,市場原理の利用,民主化運動,ソ連の権力の動揺といった事態が生み出す可能性のある政情不安（1953 年の労働者蜂起のトラウマ）と,それによる SED の権威の失墜への恐れであった。少なくとも党政治局内では,変化よりも現状維持が求められたということであろう。また,国家保安省によって言論の自由が封殺されていたこと,業績向上よりも党の活動への適応をキャリアアップの手段と考える政治局員が存在していたこと,彼らが改革への敵対者となっていたこと,などもあげられている。詳しくは, Die Spiegel-Redaktion, *Interview mit Günter Mittag:* Allein die Statistik im Griff, in: *Der Spiegel*, Nr.37, 9. September 1991, S.80-104; Pirker, Theo/Lepsius,Rainer/Weinert, Rainer/Hertle,Hans-Hermann, *Der Plan als Befehl und Fiktion*, Opladen 1995, S.19-31.なお,ミッターク自身の回顧録もある。Mittag, Günter, *Um jeden Prei: Im Spannungsfeld zweier Systeme*, Berlin 1991.

終　章　―　各章のまとめと今後の課題　―

本論文を締めくくるにあたり,各章をまとめることにしたい。

第 1 章では,東ドイツ工業の組織化の歴史的前提として,①第二次世界大戦後,ドイツ=ライヒのどの経済空間がソ連占領地域として出立することになったのか,②当該地域が戦前・戦中にどのような経済構造を有していたのかを分析した。

ソ連占領地域は,戦勝四ヶ国の協議の結果,ベルリンの東部を含め,戦前のメークレンブルク,プロヴィンツ・マルク・ブランデンブルク,プロヴィンツ・ザクセン,アンハルト,ザクセン,テューリンゲンを母体とする領域として画定された。そこには,開戦直前の 1939 年 5 月時点に約 1675 万人が生活していたが,1946 年 10 月には住民数が約 1850 万人に増大した。西側占領地域と同様に,主として旧プロイセン領からの難民・被追放民の流入が,むしろ占領地域の人口増につながったのである。ソ連占領地域に移動した難民・被追放民は,徐々に北部の農業地帯あるいは南部の工業地帯に吸収されていった。労働力の質（年齢,熟練度など）に問題はあったとしても,潜在的な供給としては小さくなかった。

つぎに,戦後のソ連占領地域の就業可能人口が,どの工業部門に吸収されたのかという問題に接近するため,ソ連占領地域の戦前の工業の特色について統計的に分析した。部門別の工業経営数,就業者員数ならびに工業生産高の構成と動向から明らかにされたのは,①ソ連占領地域が旧ライヒ全体の約 4 分の 1 の事業所と就業人口を有していたこと,②とくに軽工業部門ならびに化学と精密機械の事業所数と就業者が多かったこと,③占領地域のなかではザクセンが非常に高い生産力を有し,近隣のプロヴィンツ・ザクセン,アンハルト,テューリンゲンを含めると,西側のアメリカ占領地域に匹敵する力を誇っていたことがわかった。それらの地域の代表的工業部門は,化学,機械・輸送機器,電機,金属加工,土石・窯業,繊維,被服,木工・玩具,楽器などであった。ハレ,ビッターフェルト近郊に立地していた旧ＩＧファルベンの工場,世界的に有名な光学機器（カール・ツァイス・イエナ,コンタックスに象徴されるカメラ工業）,事務機器（オリンピア）,自動車・オートバイ（ホルヒ,アウディ,ヴァンダラー,DKW からなるアウトユニオン）,土石・窯業（マイセン）などの世界企業もそこに含まれていた。

また,地域間分業の分析からは,ソ連占領地域＝東ドイツにとって,対外貿易よりも,旧ライヒ西部との交易のほうが重要であったことも確認することができた。それは,とくにソ連占領地域はルールからの燃料や鉄鋼原料・資材の供給に大きく依存していたことが浮き彫りになった。

ソ連占領地域にとっての戦後の好条件の一つは,戦争による生産工場・施設の破壊が比較的軽微だったことである。さまざまな集計を総合すると,1945 年時点の設備資産の約 20 パーセントが失われたことになる。

伝統的な工業部の存在と労働力の供給可能性は,戦後のソ連占領地域の再スタートの好条件になるはずであった,しかし,ソ連の賠償政策は,それらを一蹴するほどの力を持っていた。敗戦から約 10 年間続いた賠償は,戦前・戦中において蓄積されてきた生産能力や情報・運輸体系が解体されただけでなく,知的賠償として科学者も強制移住された。これらはその後の投資,技術刷新にネガティブに作用した。

ソ連占領地域内では,その地域内で接収された優良工場を製品グループ別に統合して創設されたソビエト株式会社が,生産物とその収益を本国に送っていた。その規模は,消費財部門を除く占領地域の工業生産の約三分の一にも及んだ。この状況の下では,ソ連占領下で勢力を拡大した SED が期待する社会主義化の見通しは不確実なものであった。

他方では,賠償生産のために,占領地域の経済を疲弊させることもできなかった。軍政部は,そこで,州・プロヴィンツ政府への指令を通じて,占領地域内で接収された工場・施設(経営)のうち,相対的に規模の大きいものの州有化を促した。それは,のちには国有化につながることとなる。

公有化運動以降もソ連のデモンタージュ政策全面的に中断することはなく,東ドイツとソ連との間には,明確な信頼関係は醸成されていなかった。

第 2 章では,東ドイツにおいて計画経済が準備され,経済復興の担い手として大規模生産単位が創出されていく過程を分析した。対象とした時期は,ソ連占領期後半から 49 年の建国をへて 50 年代末までである。

ソ連は当初,ドイツ全体への影響力を保持するために,占領地域の社会主義化に曖昧さを残していた。しかし,1947 年初めのトルーマン・ドクトリン以降,ソ連とソ連占領地域の関係強化の動きが始まった。デモンタージュを軍事関連部門に限定し,またソビエト株式会社の有償返還にも応じるようになったのである。それによりソ連占領地域の復興に弾みがついた。

当初,州有化された経営の指導・監督権限をめぐって,州・プロヴィンツ政府内で SED と他の諸政党の間の見解の不一致があった。とくに,州・プロヴィンツを超える中央主導の経済管理と計画経済の創出を主張する SED に対する反発が強かったし,暫定政府に相当する複数の行政管理局が軍政部の指令にもとづいて活動していたからである。転換点となったのは,軍政部の指令にもとづく 1947 年 6 月のドイツ経済委員会の創設であった。48 年 2 月の軍政部指令により同委員会に占領地域全体の政策に関する指令・通達の制定・公布の権限が与えられたことで,SED の権力は一層強固なものになった。

以後,西ドイツの通貨改革への対抗措置としての東ドイツでの通貨改革,ベルリン封鎖といった東西占領地域間の対立が激化し,49 年には東西ドイツが建国された。東ドイツでは,建前上「反ファシズム民主ブロック」を掲げ,代表的な諸政党の代表を含めた組閣がなされたが,その構成においては常に SED の優位が保たれていた。

SED・政府は,「社会主義の建設」を宣言し,計画経済システムの創設と工業の再建・復興に向けた体制の構築を開始した。その出発点は,返還されたソビエト株式会社の傘下にあった大規模な工業経営を「人民所有」に登記替えし,国家による工業管理システムのなかに組み込んだことであった。また,ソビエト株式会社以外の資本財部門,輸出関連部門の比較的大規模な経営も中央直轄の管理システムに編成された。さらに,地方政府への配慮から,州や下位の自治体直轄の人民所有経営の設立が認められ,それらは主に地域住民への消費財供給を担うことになった。

この工業管理システムの構築にあたり,SED・政府は,製品グループごとの独占体とでもいうべき大規模生産単位を工場・事業所の水平的統合によって創出し,それを集権的に管理することによって生産性上昇を目指そうとした。この試みは,中央政府と地方政府の権限・責任の未整備,官僚主義の蔓延などを理由に,早くも1950年代初頭に一時的に中断された。それに対して,1952年には行政機構改革（52年：州制度の廃止＝分権制の否定,14県1都市制への移行）が実施され,権限・責任を中央政府に集中し,国家機関が人民所有経営を直接管理する体制が構築された。

その際,経営連合に代わる大規模生産単位の創出という課題が浮上し,1951年以降,国家機関の管理の下で異種生産工程の有機的結合を基準にコンビナートと呼ばれる生産組織が編成されることとなった。特定製品グループの生産を異種生産工程間の分業によって効率化することが目標とされ,鉱山,鉄鋼・非鉄金属や化学などの素材型部門を中心にそれがなされたのである。

このコンビナート設立運動は1960年代初頭で一旦打ち切られ,人民所有経営連合が再び注目された。そこには,個々の製品グループ,とりわけ機械製造部門において部品・半製品の生産を担う中小経営を育成しようとする期待があった。ここではまた,国有化に伴う政治的軋轢への配慮から設立された半官半民の経営,以前から地域経済を補完していた私的経営,人民所有経営の三者を,所有形態の違いを超えて協力,分業する体制を経営連合が担うことが求められた。

第3章は,1950年代に形成された計画経済と国家的工業管理システムの見直しが構想,実施された1950年代半ばから60年代末までの変化を分析対象とした。

その先駆けとなった1953年の労働者蜂起は,労働者の待遇改善の運動であり,新しく創出された政治体制と経済体制に対する最初の「反発」の声であった。スターリン死後のSED内の権力闘争も相まって,ソ連型の集権的な政治経済システムをめぐる攻防が1950年代半ばに起きたのである。ここには,ポーランドのポズナン事件やハンガリー動乱との同時性と共通性がみられる。

東ドイツでは政権交代が起こらなかったものの,創設当初のシステムは見直されねばならなかった。その最初の試みは,1958年の国家的管理システムの改造であった。その特徴は,一方で国家計画委員会に経済に関連する権限を集中したこと,他方でその管理の出先機関

を従来のような部門別工業省ではなく,再建される人民所有経営連合とした点にあった。さらに,重工業の技術基盤の刷新,その成長を基礎とする消費財の増産と消費拡大という目標が掲げられ,とくに技術刷新に力点がおかれた。

しかし,これらの改革も事態を大きく変えることはなかった。七ヶ年計画（1959 年～65 年）は 63 年に中断され,その間の工業生産高,労働生産性は,毎年計画目標を下回った。とくに工業政策にかかわる投資では,二桁台の計画に対して辛うじて一桁が維持された。これはベルリンの壁が建設された時期にあたる。事態打開に向けて SED・政府はソ連に支援を求めた。しかし,ソ連側の対応は冷淡であり,それをきっかけに,東ドイツは独自の道を歩むこととなった。若手の経済学者や政策通の党政治局員が,改革の先頭に据えられた。

1963 年に始動した「新経済システム」の特徴は,人民所有経営連合の権限と責任を強めたこと,それまでタブー視されてきた価格,コスト,利益（利潤）といった経済計算を重視したことである。産業政策的には機械製造部門へのテコ入れが重視された。

のちに経済の分権化と市場社会主義化と呼ばれたこの動きに対しては,ソ連と SED の内部のソ連派から反発が強まった。民主化や市場経済化が,党の指導体制を揺るがしかねないという危惧が党内に広まったからである。経済改革の施策や目標に変更が加えられた。それでも,ウルブリヒト政権の生産力の引き上げに対する考え方はかわらなかった。

ウルブリヒト政権は,東ドイツ工業の成長の担い手として,設立が中断されていたコンビナートに注目した。その際,素材型工業を中心とする 50 年代型のコンビナートとは異なる,新しい発想からのコンビナート設立が模索された。産業構造の高度化の時代には,生産工程の「川上」に柔軟な供給構造（多様な資材,部品,半製品の生産者）を持つ機械製造部門,それに対応した工業管理システムの創出が必要であるという認識が示されたのである。それは,1967 年からのコンビナート設立運動に結実した。50 年代に設立されたコンビナートの再編をも含めて,電機・電子,重機,工作機械,輸送機（自動車を含む）に 37 のコンビナートが形成された。これらのコンビナートには,中間管理機関としての権限と責任が付与され,国家的工業管理の一翼を担わされることになった。

第 4 章では,1970 年代初頭のウルブリヒトの退陣,ホーネッカー体制への移行から分析を始めた。対ソ関係の改善は,ソ連占領期以来の資源問題を抱える東ドイツにとって死活問題であった。ホーネッカーは,ソ連型に近い政治・経済システムの構築を目指した。そのあらわれは,工業管理の再集権化と,その範囲の拡大を目指した全面国有化（72 年）であった。国家機関による統制の網の目がより細やかになった。また,60 年代の経済改革期には収益性が重視されたのに対して,政権交代以降は,物量重視の計画が復活した。それは,50 年代と同じく,過剰雇用と過剰在庫を再発させた。この措置によって,需要への迅速で,細やかな対応,品質,アフターサービスなどの私的経営の利点が急速に失われた。

さらにホーネッカー時代の最も重要な政策は,「経済政策と社会政策の統一」の路線であった。ソ連型への回帰は,国民の閉塞感を強めかねなかったことから,経営内福利厚生,健康

保険,年金,出産手当などが拡充され,外貨ショップや高級品商店などが拡大されて,開かれたイメージを作り出そうとされたのである。また,体制内の反対派に対する弾圧も公の場面では緩和されるようになった。70 年代は国交回復・国連加盟の時期でもあり,技術移転を中心に西側諸国との交易も増大した。

社会政策重視の路線は経済成長を前提とするものであった。ところが,70 年代前半のオイルショックの影響がコメコン内に波及した 76 年ごろからソ連の資源供給にかかわる方針が変更されたことにより,東ドイツは原燃料調達の困難を抱えることとなった。交易条件が悪化し,東ドイツの工業管理の政策はまたも変更を余儀なくされた。

そこで SED・政府が構想したのは,「集約化」路線であった。それは,徹底的な資源節約,既存の資源・副産物の再利用などを目指す態勢を整え,さらに品質やサービスの向上によって輸出を拡大することを内容とした。その担い手として期待されたのはコンビナートであった。70 年代後半に構想されたコンビナートと 60 年代末のそれとの違いはつぎの点にあった。後者が傘下経営の技術連関を重視する組織として定義されていたのに対して,前者はその範疇を超える改造を要請された。効率的な原料・資材の調達のために,最終製品を基準に,その「川上」工程を担う経営（工場・事業所）が統合されることとされた。また,国内販売と輸出のための専門的施設・事業所を統合することも構想のなかに含まれた。さらにコンビナート独自の研究開発体制を整備し,マーケティング活動を行う機関の設置も考えられた。この構想はさらに経営連合にも適用されたから,新型コンビナートは全面化する様相を呈した。

新型コンビナートには国家的管理の権限が委譲された。とりわけコンビナート総裁の権限が高められ,国家管理ステムの分権化への期待が寄せられた。実際にはコンビナート内の集権化が強められ,危機対策が行政機関にではなく経営サイドに要請された。

新型コンビナートへの再編は,毎年党主催で開かれたコンビナート・セミナーにおける経験交流と問題提起を通じて,徹底的に進められた。しかし,完了宣言が出された 1983 年時点の状況を見る限り,部門ごとに大きなばらつきがあった。経営の統合は進んだものの,研究開発,貿易経営,販売経営の統合は低調に終わった。それまでに築かれてきた分業関係の効果に負うところが大きかったのである

そうしたなかで,東ドイツの経済学者・経営学者から,コンビナート改革の性急さや,その構想に対する反論が投げかけられた。とくに,経営間の分業については,①画一的な統合ではなく,部門・業種あるいは地域経済の特性に合わせた経営統合が志向されるべきであること,②大規模化の発想だけでなく,中小経営の特徴を生かしたフレキシブルな生産体制＝経営間分業を構築すること,③部門・業種あるいは生産の在り方に適合的な管理形態を選択することなどの見直し案が提案された。しかし,1983 年以降のコンビナート・セミナーの内容を見る限り,構想が示す統合課題が繰り返されるだけであった。本論文では,そのことを電機・電子部門のコンビナートの検証を通して分析を試みた。それによって,新型コンビナート構想が要請する「後方統合」や「前方統合」は一部のコンビナートでしか達成されてい

なかったこと,研究開発やマーケティングについては,一層限定的なものにとどまっていたことが明らかとなった。既存の分業関係が優先されたからであろう。コンビナート体制の裾野では,もはや中小経営は存在しないのはないかと思われるほどの経営の集中が起きた。それは,企業集中への過度の期待が生んだ歪みであった。

第5章では,1970年代末から80年代にかけての組織改革とならんで実施された,経済計算制の改革について分析を試みた。ここでは,この改革において,経営の独立採算の強化と,従業員の福利厚生の拡充による物的刺激の付与という1960年代の経済改革期に提起された政策が復活したことが明らかとなった。コンビナートの資金基盤の脆弱性,国庫収入の伸び悩みと国庫補助金の負担増が危機感の根底にあったことも,元非公開資料の分析を通して明らかにされた。

1982 年にはコンビナートの財務指針や福利厚生ファンドの形成に関する制度改定が始まったが,経済成長率がマイナスに落ち込んだ翌年の 83 年からはその目標が大きく変更された。政令・通達を分析するとその意味が明瞭となる。82年の財務指針は,利益計画の成否にかかわらず全額国庫納入金（純利益控除＝法人税に相当）を納付するとしたために,コンビナートの留保純利益が不足し,コンビナートは投資資金における自己資金の調達に苦慮していたのであった。83年の財務指針の緊急改定には,それが関連していたと推測される。

1983 年からは,国庫納入金の納付よりもコンビナートの投資ファンドや福利厚生ファンドの形成を優先するという項目が加えられ,投資金融や報奨による物的刺激システムが保護された。粗利益と国庫納入金（税収）の状況をみると,企業の業績は停滞していたことと推測される。それは,赤字補填金や価格支持補助金の増額によるコンビナートへの救済にもあらわれていた。財政・金融面からだけでなく,コンビナート単位の生産実績の統計データの分析を進めれば,1980年代の東ドイツの経済的停滞の原因がより明瞭になる。

最後に,本論文では果たせなかった問題を書き留めて,今後の研究の課題としたい。

第一の問題は,1939年～44年の統計と1950年の統計との隔たりを埋めることができなかったことである。占領期という事情もあって統一的に整備されていなかったと思われるが,マクロ的に,体系的に概観するための史料を,これまで見てきた文献のなかでも見出すことができなかった。

第二に,本論文では,西側占領地域や西ドイツとの比較の視点を十分に盛り込むことができなかった。ドイツ史との連続性という観点からも,比較史的に双方を分析することで,より東ドイツの特殊性はより明らかとなる。

それにも関連して,第三の課題は,東ドイツの経営史分析を深めることである。本論文で「傘下経営」と呼称してきた工場や施設の多くは,元もと戦前・戦中からあったものである。これらには,東ドイツ時代には,人民所有経営（VEB）という冠を企業名の冒頭につけられて

いた。ドイツ統一後には, その冠がとれ, また名称変更した企業も多数存在する。これらの個別企業の歴史の研究をいま構想中である。

第四の課題は, 東ドイツのコンビナート内の労働関係に関する分析である。本論文に登場するコンビナート総裁, あるは傘下経営の長の調達とそうした人々の社会的性格, コンビナート内の従業員の職業教育と社会的上昇のチャンス, といった論点は東ドイツ経済の分析にとって不可欠のものである。

最後に, 社会主義の生成と崩壊というテーマは, 20 世紀の世界史を語るうえで無視できないそれは経済史に限らず, 社会史, 政治史, 国際関係史など, さまざまな角度からの歴史研究を通じて明らかにされていかねばならない。現在の日本の研究状況を見据えながら, 東ドイツの経済史・経営史的な分析がさらに進められねばならない。

参考資料・文献一覧

Ⅰ．ドイツ民主共和国の政府・党関連資料

A. ドイツ中央統計局内部資料

(1) 投資ファンド関連

a) Staatliche Zentralverwaltung für Statistik Abteilung 4.3, Finanzierung der Investition: (Vertrauliche Verschlußsache), Berichtszeitraum: 1.1. bis 31.12. 1980, B-83/81, Blatt 171-203.

b) Staatliche Zentralverwaltung für Statistik Abteilung 4.3, Finanzierung der Investition: (Vertrauliche Verschlußsache), Berichtszeitraum: 1.1. bis 31.12. 1981, B-36/82, Blatt 171-204.

c) . Staatliche Zentralverwaltung für Statistik Abteilung 4.3, Finanzierung der Investition: (Vertrauliche Verschlußsache), Berichtszeitraum: 1.1. bis 31.12. 1982, B-60/83, Blatt 188-221.

d) Staatliche Zentralverwaltung für Statistik Abteilung 4.3, Finanzierung der Investition: (Vertrauliche Verschlußsache), Berichtszeitraum: 1.1. bis 31.12. 1983, B-81/84, Blatt 188-221.

e) Staatliche Zentralverwaltung für Statistik Abteilung 4.10, Finanzierung der Investition: (Vertrauliche Verschlußsache), Berichtszeitraum: 1.1. bis 31.12. 1984, B-6-903/84, Blatt 188-221. ＊この年から部局名が「4.3」から「4.10」に変更。この年と翌年については資料番号も、84 年分については「84」と表記されるようになった。

f) Staatliche Zentralverwaltung für Statistik Abteilung 4.10, Finanzierung der Investition: (Vertrauliche Verschlußsache), Berichtszeitraum: 1.1. bis 31.12. 1985, B-6-798/85, Blatt 179-210.

g) Staatliche Zentralverwaltung für Statistik Abteilung 4.10, Finanzierung der Investition: (Vertrauliche Verschlußsache), Berichtszeitraum: 1.1. bis 31.12. 1986, B-6-116/87, Blatt 199-234. ＊資料番号表記が、83 年以前に戻った。

h) Staatliche Zentralverwaltung für Statistik Abteilung 4.10, Finanzierung der Investition: (Vertrauliche Verschlußsache), Berichtszeitraum: 1.1. bis 31.12. 1987, B-6-45/88, Blatt 177-208.

i) Staatliche Zentralverwaltung für Statistik Abteilung 4.3, Finanzierung der Investition: (Vertrauliche Verschlußsache), Berichtszeitraum: 1.1. bis 31.12. 1988, B-6-111/89, Blatt 471-574. なおこの資料には、さらにコンビナートの投資ファンド形成の詳細について別資料が掲載されていた。Investitionsfonds für Vorhaben des Staatsplanes Investitionen, Blatt 545-574; Eigenverantwortlich zu erwirtschafteter und zu verwertender Investitionsfonds - Zuführungen - (nur ausgewählte

Kombinat605-620; e) , Eigenverantwortlich zu erwirtschafteter und zu verwertender Investitionsfonds - Zuführungen - (ohne ausgewählte Kombinate), Blatt 653-682.
＊この年から部局名が「4.10」から「4.3」に戻った。

(2) 中央直轄工業部門の貸借対照表（部門別集計値）

a) Staatliche Zentralverwaltung für Statistik Abteilung 4.3, Bilanz zum 31. 12. 1980, Industrie：Vertrauliche Verschlußsache, B6-85/81, Formblatt 69, Blatt 1-13.

b) Staatliche Zentralverwaltung für Statistik Abteilung 4.3, Bilanz zum 31. 12. 1981, Industrie：Vertrauliche Verschlußsache, B6-38/82, Blatt 1-15. ＊Formblatt 69 の表記はなくなった。

c) Staatliche Zentralverwaltung für Statistik Abteilung 4.3, Bilanz zum 31. 12. 1982, Industrie：Vertrauliche Verschlußsache, B6-62/83, Blatt 1-15.

d) Staatliche Zentralverwaltung für Statistik Abteilung 4.3, Bilanz zum 31. 12. 1983, Industrie：Vertrauliche Verschlußsache, B6-82/84, Blatt 1-11.

e) Staatliche Zentralverwaltung für Statistik, Bilanz zum 31. 12. 1984, Industrie：Vertrauliche Verschlußsache, B6-905/84, Blatt 1-12. ＊この年から部局名が表記されなくなった。この年と翌年については資料番号も、84 年分については「84」と表記されるようになった。

f) Staatliche Zentralverwaltung für Statistik, Bilanz zum 31. 12. 1985, Industrie：Vertrauliche Verschlußsache, B6-800/85, Blatt 1-12.

g) Staatliche Zentralverwaltung für Statistik, Bilanz zum 31. 12. 1986, Industrie：Vertrauliche Verschlußsache, B6-115/87, Blatt 1-12. ＊資料番号表記が、83 年以前に戻った。

h) Staatliche Zentralverwaltung für Statistik, Bilanz zum 31. 12. 1987, Industrie：Vertrauliche Verschlußsache, B6-44/88, Blatt 1-12.

i) Staatliche Zentralverwaltung für Statistik, Bilanz zum 31. 12. 1988, Industrie：Vertrauliche Verschlußsache, B6-249/89, Blatt 1-12.

注）上記の統計資料の入手にあたっては、ドイツ連邦統計局ベルリン支局（Statistisches Bundesamt Zweigstelle Berlin）のラハニット博士 Dr. Lachnit の協力を得た。

B. 国家財政金融監査院内部資料（「取り扱い注意」文書：Nur für Dienstbebrauch）

a) Ein Jahrhundertwerk-Keramische Werke Hermsdorf, Hermasdorf 1990

b) Ministerium der Finanzen, Staatliche Finanzrevision Inspektion Gera, 18. Oktober 1984, Information über die komplexe Finanzrevision im Kombinat VEB Keramische Werke Hermadorf.
c) Ministerrat der Deutschen Demokratischen Republik, Ministerium der Finanzen, Staatliche Finanzrevision Inspektion Erfurt, Revisionsprotokoll vom 2. Mai 1986: Prüfungsobjekt VEB Elektroinstallation Oberweimar.

注) 上記の資料の入手にあたっては、元東ドイツ国家財政金融会計監査院職員の V. Hädrich 氏の協力を得た。

＊国家秘密の度合い（東ドイツの場合）

日　本	機密	極秘	秘	取り扱い注意
東ドイツ（国務・外交）	Geheime Verschlußsache (GVS)		Vertrauliche Verschlußsache (VVS)	Verschlußsache (VS)
東ドイツ（実務一般）	Besondere Dienstsache（1989-90 年のみ）		Vertrauliche Dienstsache (VD)	Nur für den Dienstgebrauch (ND)

C. ドイツ社会主義統一党史料

(1) *Mit der Kraft der Kombinate für weiteren hohen Leistungsanstieg (Erfahrungsaustausch des Zentralkomitees der SED mit den Generaldirektoren und Parteiorganisatoren des ZK vom 19. bis 21. Marz 1980 in Gera)*, Berlin 1980. (Das Bundesarchiv: SAPMO, DY30/21089)

(2) *Kombinate im Kampf um die Durchführung der Ökonomischen Strategie der X. Parteitages(Seminar des Zentralkomitees der SED mit den Generaldirektoren und Parteiorganisatoren des ZK vom 27. bis 30. April 1981 in Leipzig)*, Berlin 1981. (Das Bundesarchiv: SAPMO, DY30/21087)

(3) *Kombinate vergrößern ihren Beitrag zur Erfüllung der Beschlüsse des X. Parteitages(Seminar des Zentralkomitees der SED mit den Generaldirektoren und Parteiorganisatoren des ZK vom 5. bis 8. April 1982 in Leipzig),* Berlin 1982. (Das Bundesarchiv: SAPMO, DY30/21089)

(4) *Ökonomische Strategie der Partei - klares Konzept für weiteres Wachstum (Wirtschaftswissenschaftliche Konferenz der DDR im Karl-Marx-Jahr am 29. und 30. September 1983 in Berlin),* Berlin 1983. (Das Bundesarchiv: SAPMO, DY30/21140)

(5) *Nach neuen Maßstäben die Intensivierung umfassend organisieren (Seminar des Zentralkomitees der SED mit den Generaldirektoren und Parteiorganisatoren des ZK vom 8. bis 9. Marz 1984 in Leipzig),* Berlin 1984. (Das Bundesarchiv: SAPMO, DY30/21090)

(6) *Mit höchsten Leistungen den XI. Parteitag vorbereiten(Seminar des Zentralkomitees der SED mit den Generaldirektoren und Parteiorganisatoren des ZK vom 5. bis 8. April 1982 in Leipzig),* Berlin 1985. (Das Bundesarchiv: SAPMO, DY30/21091)

注）筆者は、これらの資料を留学中に購入することができたが、現在は入手が困難である。管見の限りでは、上記資料（1980～85 年）のうち 1982 年版のみが日本（関西学院大学附属図書館）あるいはベルリンの国立図書館で閲覧可能である。ベルリンの連邦公文書館ではすべて入手可能である。**上記の文献名のあとの（　　）内が** Bundesarchiv Berlin-Lichterfelde **の資料番号である。**

法文書（占領軍政部指令および官報）

A. ソ連占領期

(1) Befehl der SMAD Nr.17 des Obersten Chefs der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland über die Bildung von Zentralverwaltungen in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands vom 25. Juli 1945, in: Ministerium für Auswärtige Angelegenheiten, *Dokumente aus den Jahren 1945-1949: um ein antifaschistisch-demokratischen Deutschland.*, Berlin 1968, S.100-102.

(2) Befehl der SMAD Nr.110 des Obersten Chefs der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland über das Recht der Landes-und Provinzialverwaltungen Gesetze und Verordnungen mit Geseteskraft zu erlassen vom 22. Oktober 1945, in: Ministerium für Auswärtige Angelegenheiten, *Dokumente aus den Jahren 1945-1949: um ein antifaschistisch-demokratischen Deutschland.*, Berlin 1968, S.183-184.

(3) Befehl der SMAD Nr.124 des Obersten Chefs der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland über die Beschlagnahme und die Übernahme einiger Eigentumskategorie vom 30. Oktober 1945 in: Ministerium für Auswärtige Angelegenheiten, *Dokumente aus den Jahren 1945-1949: um ein antifaschistisch-demokratischen Deutschland.*, Berlin 1968, S.189-192.

(4) Befehl der SMAD Nr.126 des Obersten Chefs der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland zur Konfiskation des Eigentums der nationalsozialistischen Partei, ihrer Organe und der ihr angeschlossenen Organisationen vom 31. Oktober 1945, in: Ministerium für Auswärtige

Angelegenheiten, *Dokumente aus den Jahren 1945-1949: um ein antifaschistisch-demokratischen Deutschland.*, Berlin 1968, S.194-196.

(5) Befehl der SMAD Nr.97 des Obersten Chefs der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland über die Schaffung einer Deutschen Zentralkommission für Beschlagnahme und Sequestrierung mit Ausführungsbestimmung vom 29. März 1946 , in: Ministerium für Auswärtige Angelegenheiten, *Dokumente aus den Jahren 1945-1949: um ein antifaschistisch-demokratischen Deutschland.*, Berlin 1968, S.252-253.

(6) Befehl der SMAD Nr.138 des Obersten Chefs der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland zur weiteren Entwicklung der Wirtschaft vom 4. Juni 1947, in: Ministerium für Auswärtige Angelegenheiten, *Dokumente aus den Jahren 1945-1949: um ein antifaschistisch-demokratischen Deutschland.*, Berlin 1968, S.467-468.

(7) Befehl der SMAD Nr.64 über die Beendigung der Sequesterverfahren in der sowjetischen Besatzungszone Deutschlands vom 17. April 1948, in: Die Deutsche Justizverwaltung der Sowjetischen Besatzungszone in Deutschland (hrsg.), *Zentralverordnungsblatt*, Nr.15 vom 21. 5.1948, S.140-141.

(8) Befehl der SMAD Nr.32 über die Zusammensetzung und Vollmachten der Deutschen Wirtschaftskommission vom 12. Februar 1948, in: Die Deutsche Justizverwaltung der Sowjetischen Besatzungszone in Deutschland (hrsg.), *Zentralverordnungsblatt*, Nr.15 vom 21. 5.1948, S.138.

(9) Beschluß über die Beendigung der Tätigkeit der Sequesterkommission vom 31. März 1948, in: Die Deutsche Justizverwaltung der Sowjetischen Besatzungszone in Deutschland (hrsg.), *Zentralverordnungsblatt*, Nr.15 vom 21. 5.1948, S.139-140.

(10) Befehl der SMAD Nr.76 des Obersten Chefs der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland über die Bestätigung des Vorschlages der Deutschen Wirtschaftskommission zur Schaffung von Vereinigungen Volkseigener Betriebe und Instruktion über das Verfahren der gerichtlichen Eintragung von Betrieben, die in Volkseigentum übergegangen sind vom 23. April 1948, in: Ministerium für Auswärtige Angelegenheiten, *Dokumente aus den Jahren 1945-1949: um ein antifaschistisch-demokratischen Deutschland.*, Berlin 1968, S.624-630.

注）上記の資料のうち、Verordnungsblatt は日本での所蔵は確認できなかった。ベルリンの国立図書館（die Staatsbibliothek zu Berlin）にて入手した。Ministerium für Auswärtige

Angelegenheiten, *Dokumente aus den Jahren 1945-1949: um ein antifaschistisch-demokratischen Deutschland.*, Berlin 1968 は、日本でも入手可能である。

B. ドイツ民主共和国建国後の官報

(1) Verordnung über die Reorganisation der volkseigenen Industrie vom 22.Dezember 1950, *Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik(以下,GBL.)*, Nr.148, S.1233-1235.

(2) Verordnung über die Prämienzahlung für das ingenieurtechnische Personal einschließlich der Meister und für das kaufmännische Personal in den volkseigenen und ihnen gleichgestellten Betrieben vom 21.Juni 1951, in: *GBL.*, Nr.78, S.625ff.

(3) Verordnung über die Maßnahmen zur Einführung des Prinzips der wirtschaftlichen Rechnungsfürhrung in den Betrieben der volkseigenen Wirtschaft vom 20.März 1952, in: *GBL.*, Nr.38 ,1952, S.225.

(4) Verordnung über die Maßnahmen zur Einführung des Prinzips der wirtschaftlichen Rechnungsführung in den Betrieben der volkseigenen Wirtschaft vom 20. März 1952, in: *GBL. Teil Ⅱ*, Nr.38,S.225-226

(5) Verordnung über die Bildung und Verwendung des Direktorfonds in den Betrieben der volkseigenen Wirtschaft im Planjahr 1952 vom 25. März 1952, in: *GBL.*, Nr.38, S.229ff.

(6) Verordnung über den Betriebsprämienfonds sowie den Kultur-und Sozialfonds in den volkseigenen und ihnen gleichgestellten Betrieben vom 11. Mai 1957 ,in: *GBL. Teil Ⅰ*, Nr.36, S.289ff.

(7) Gesetz über die Vervollkommnung und Vereinfachung der Arbeit des Staatsapparates in der Deutschen Demokratischen Republik vom 11.Februar 1958, in: *GBL.*, Nr.11, S.117ff.

(8) Richtlinie für das neue System der Planung und Leitung der Volkswirtschaft vom 11.Juli 1963, in: *GBL.Teil Ⅱ.*, Nr.64, S.453ff.

(9) Beschluß über die Bildung und Verwendung des einheitlichen Prämienfonds in den volkseigenen und ihnen gleichgestellten Betrieben der Industrie und des Bauwesens und in den VVB im Jahre 1964 vom 30.Januar 1964, in: *GBL.Teil Ⅱ*, Nr.10, S.80ff.

(10)Verordnung über die Aufgaben, Rechte und Pflichten des volkseigenen Produktionsbetriebes vom 9. Februar 1967, in: *GBL.Teil Ⅱ.* ,Nr.21 , S.121-134.

(11)Die Verfassung der Deutschen Demokratischen Republik von 6. April 1968, in: *GBL. Teil Ⅰ*, Nr.8, S.199ff.

(12)Verordnung über die Bildung und Verwendung des Prämienfonds in den volkseigenen und ihnen gleichgestellten Betrieben und den VVB (Zentrale) für das Jahre 1969 und 1970 vom 26.Juni 1968, in: *GBL.Teil Ⅱ*,Nr.67, S.490ff.

(13)Verordnung über die Bildung und Rechtsstellung von volkseigenen Kombinaten vom 16.Oktorber 1968,in: *GBL.Teil Ⅱ.* ,Nr.121 , S.963-965.

(14)Beschluß zur weiteren Gestaltung der Aufgaben,Rechte und Pflichten der volkseigenen Kombinate im Planjahr 1970 vom 10.Dezember , in: *GBL. Teil Ⅱ.*, Nr.5, S.19.

(15) Verordnung über die Bildung und Verwendung des Prämienfonds und des Kultur- und Sozialfonds für das Jahre 1971 vom 20. Januar 1971, in: *GBL. Teil Ⅱ*, Nr.16,S.105ff.

(16) Verordnung über die Planung, Bildung und Verwendung des Prämienfonds und des Kultur-und Sozialfonds für volkseigene Betriebe im Jahr 1972 vom 12. Januar 1972, in: *GBL. Teil Ⅱ*, Nr.5, S.49ff.

(17) Zweite Verordnung über die Planung, Bildung und Verwendung des Prämienfonds und des Kultur-und Sozialfonds für volkseigene Betriebe vom 21. Mai 1973, in: *GBL. Teil Ⅰ*,Nr.30, S.293.

(18) Verordnung über die Aufgaben,Rechte und Pflichten der volkseigenen Betriebe, Kombinate und VVB vom 28.März 1973,in: *GBL. Teil Ⅱ.*, Nr.15,S.129ff.

(19)Gemeinsamer Beschluß des Ministerrates der Deutschen Demokratischen Republik und des Zentralrates der Freien Deutschen Jugend über die Bildung und Verwendung des “Kontos junger Sozialisten” in volkseigenen Betrieben, Kombinaten, Staatsorganen und staatlichen Einrichtungen vom 21. März 1974, in: *GBL. Teil Ⅰ*, Nr.20, S.191ff.

(20)Die Verfassung der Deutschen Demokratischen Republik von 7. Oktober 1974 ,in: *GBL. Teil Ⅰ*, S.432ff.

(21) Anordnung über die Zuführung und Verwendung der Mittel des “Kontos junger Sozialisten”vom 23. Oktober 1975, in: *GBL. Teil Ⅰ*,Nr.20, S695ff.

(22) Erste Durchführungsbestimmung zur Verordnung über die Leitung und Durchführung des Außenhandels － Eigengeschäftstätigkeit －, vom 17.November 1978,in: *GBL. Teil Ⅰ.*, Nr.41, S.443.

(23)Finanzierungsrichtlinie für die volkseigene Wirtschaft vom 21. August 1979, in: *GBL. Teil Ⅰ*, Nr.28, S.253-301.

(24)Verordnung für die volkseigenen Kombinate, Kombinatsbetriebe und volkseigenen Betriebe vom 8.November 1979, in: *Gesetzblatt (以下,GBL.) Teil Ⅰ*, Nr.38, S.355.

(25)Anordnung über die Anwendung von Stimulierungssätzen für den Prämienfonds bei Überbietung der staatlichen Aufgaben zur Ausarbeitung der Jahresvolkswirtschaftspläne vom 5. August 1981, in: *GBL. Teil I*, Nr.25, S.311ff.

(26)Verordnung über die weitere Vervollkommnung der wirtschaftlichen Rechnungsführung auf der Grundlage des Planes vom 28.Januar 1982, in: *GBL.Teil I*, 1982, Nr.3,S.85-92.

(27)Anordnung über die Finanzierungsrichtlinie für die volkseigene Wirtschaft vom 28. Januar 1982, in: *GBL. Teil I*, Nr. 5, S.122-123.

(28)Verordnung über die Kreditgewährung und Bankkontrolle in der volkseigenen Wirtschaft vom 28. Januar 1982, in: *GBL. Teil I*, Nr. 6, S.126-133.

(29)Anordnung über die Planung, Bildung und Verwendung des Leistungsfonds der volkseigenen Betriebe vom 11.Juni 1982,in:*GBL. Teil I*,Nr.24, S.429ff.

(30)Verordnung über die Planung, Bildung und Verwendung der Prämienfonds für volkseigene Betriebe vom 9. September 1982, in: *GBL. Teil I*, Nr.34, 1982,S.595ff.

(31)Erste Durchführungsbestimmung zur Verordnung über die Planung, Bildung und Verwendung der Prämienfonds für volkseigene Betriebe vom 9. September 1982,in: *GBL. Teil I*, Nr.34, S.598ff.

(32)Anordnung über die Planung, Bildung und Verwendung des Leistungsfonds der volkseigenen Betriebe vom 14.April 1983, in:*GBL. Teil I*, Nr.11, S.121ff.

(33)Anordnung über die Finanzierungsrichtlinie für die volkseigene Wirtschaft vom 14.April 1983, in:*GBL. Teil I*, Nr.11, S.119ff.

(34)Verordnung über die Produktionsfondsabgabe vom 14. April 1983,in: *GBL.Teil I*, Nr.11, S.106-107.

(35)Verordnung über den Beitrag für gesellschaftliche Fonds vom 14. April 1983, in: *GBL. Teil I*, Nr. 11, S.105-106;

(36)Erste Durchführungsbestimmung zur Verordnung über den Beitrag für gesellschaftliche Fonds vom 14. April 1983, in: *GBL. Teil I*, Nr. 11, S.106.

(37)Anordnung über die Planung, Bildung und Verwendung des Leistungsfonds der volkseigenen Betriebe vom 14. April 1983, in: *GBL. Teil I*, Nr.11, S.121ff.

(38)Anordnung zur Überprüfung und Überarbeitung der normativen Nunzungsdauer und Abschreibungssätze für Grundmittel vom 2. August 1983, in: *GBL. Teil I*, Nr.23, S.236ff.

(39) Anordnung über die Umbewertung der Grundmittel vom 14. Dezember 1984, in: *GBL. Teil I*, Nr.37,S.450-456.

(40)Anordnung über den Fonds für die Instandhaltung vom 19. April 1985, in: *GBL. Teil I*, Nr. 12, S.155ff.
(41) Verordnung über die Produktionsfondsabgabe vom 9.Mai 1985,in: *GBL. Teil I*, Nr.13, S.158ff.

(42) Anordnung über die Planung, Bildung und Verwendung des eigenverantwortlich zu erwirtschaftenden und zu verwendenden Investitionsfonds vom 29. Januar 1987, in: *GBL. Teil I*, Nr. 3, S.15ff.
(43)Anordnung über den Leistungsfonds zur Verbesserung der Arbeits- und Lebensbedingungen vom 29. Januar 1987, in: *GBL. Teil I*, Nr. 3, S.13-14.

Ⅱ. 外国語文献

A. 統計年鑑

＊発行年順

Das Statistitische Reichsamt(Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich 1938,* Berlin 1938.
Länderrat des Amerikanischen Besatzungsgebiet(Hrsg.), Statistisches Handbuch von Deutschland 1928-1944, München 1949.
Staatliche Zentralverwaltung für Statistik, *Statistisches Jahrbuch 1958*, Berlin 1959
Die Statistische Zentralverwaltung für Statistik(Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR 1956*, Berlin 1957.
Staatliche Zentralverwaltung für Statistik, *Statistisches Jahrbuch 1958*, Berlin 1959
Die Statistische Zentralverwaltung für Statistik(Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR 1960/61*, Berlin 1961
Staatliche Zentralverwaltung für Statistik, *Statistischse Jahrbuch der DDR 1973*, Berlin 1973.
Staatliche Zentralverwaltung für Statistik, *Statistisches Jahrbuch der DDR 1980*, Berlin, 1980.
Die Staatliche Zentralverwaltung für Statistik (Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR 1988*, Berlin 1988.
Statistisches Amt der DDR(Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR 1990*, Berlin 1990.
Economic Commission for Europe, *Economic Survey of Europe*, New York,1966; 1992.

B.著書、論文

＊著者または編集代表者の姓をアルファベット順に並べた。Autorenkollektiv については、そのままの表記で分類した。

【 A 】

Abelshauser,Werner, *Wirtschaftsgeschichte der Bundesrepublik Deutschland 1945-1980*, Frankfurt am Main 1983

Abelshauser,Werner, *Deutsche Wirtschaftsgeschichte seit 1945*, München 2004

Ahlefeld, Gabriele / Molder, Astrid / Werner, Rudolf , *Plaste und Elaste aus Schkopau: 60 Jahre Buna-Werke*, Pinneberg 1996

Andert、Rainhold / Herzberg, Wolfgang , *Der Sturz. Erich Honecker im Kreuzverhör*, Berlin und Weimar 1990

Arnold,Hans/Borchert,Hans/Schmidt,Johannes,*Ökonomik der sozialistischen Industrie* , 7.Auflage, Berlin 1961

Arnold, Klaus Jochen, *Demontagen in der Sowjetischen Besatzungszone und Berlin 1945 bis 1948: Sachthematisches Inventar*, Potsdam 2007

Autorenkollektiv, *Die Finanzen der Industrie in der Deutschen Demokratischen Republik*, Berlin 1966

Autorenkollektiv, *Kredit und Zins im System der Eigenerwirtschaftung der Industrie der Volkswirtschaft*, Berlin 1968

Autorenkollektiv, *Ökonomisches Lexikon H-P*, 3.,neu bearbeitete Auflage, Berlin 1978

Autorenkollektiv, *Wirtschaftliche Rechunungsführung* , 1.Kapitel, 2., wesentlich überarbeitete Auflage, Berlin 1981

Autorenkollektiv, *Stimulierung in Industriebetrieben und Kombinaten*, Berlin 1982

Autorenkollektiv, *DDR Bürgerinteresse als Staatspolitik*, Berlin 1984

Autorenkollektiv, *Grundfragen der sozialistischen Wirtschaftsführung*, zweite, völlig überarbaitete und ergänzte Auflage, Berlin 1985

Autorenkollektiv, *Blickpunkt Wirtschaft: Planungsordnung 1986-1990*, Berlin 1985

Autorenkollektiv, *Leitung der sozialistischen Wirtschaft Lehrbuch*, Berlin 1986

Autorenkollektiv, *Sozialistische Betriebswirtschaft Industrie*, 1986, Berlin

【 B 】

Baar, Lothar/Karlsch,Rainer/Matschke,Werner, *Kriegsschäden, Demontagen und Reparationen,* in: Der Deutsche Bundestag (Hrsg.), *Materialien der*

Enquete-Kommission "Aufarbeitung von Geschichte und Folgen der SED-Diktatur in Deutschland" (12. Wahlperiode des Deutschen Bundestages) Band V /2 : Deutschlandpolitik, innerdeutsche Beziehungen und internationale Rahmenbedingungen, Baden-Baden 1995.

Lothar Baar/Uwe Müller/Franz Zschaler, Strukturveränderungen und Wachstumsschwankungen. Investitionen und Budget in der DDR 1949 bis 1989, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, Heft 2, 1995.

Badstübner, Rolf (Hrsg.), *Geschichte der Deutschen Demokratischen Republik*, Berlin 1981

Bahrmann, Hannes/ Links, Christoph, *Chronik der Wende*, Berlin 1999

Barth,Bernhard-Rainer/Links,Christoph/Müller-Enbergs,Helmut/Wielgohs,Jan,*Wer war Wer in der DDR: Ein Biographisches Handbuch*, Frankfurt am Main 1995

Barthel, Alexander, Betriebssteuern als Lenkungsinstrument in sozialistischen Planwirtschaften: Zur 》wirtschaftlichen Rechnungsführung《 der DDR, in: Gutmann, Gernot/Hamel,Hannelore u.a. (Hrsg.), *Schriften zum Vergleich von Wirtschaftsordnung*, Band 42, Stuttgart/New York 1990

Barthel,Horst,*Die wirtschaftlichen Ausgangsbedingungen der DDR: Zur Wirtschaftsentwicklung auf dem Gebiet der DDR 1945-1949/50*, Berlin 1979

Bauerfeind,Alfred/Buske, Heinz/Hümmler, Heinz, Die Bündnispolitik der SED mit Komplementären,privaten Unternehmen,Handwerkern und Gewerbtreibenden (1968 bis 1973),in:*Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*,Teil 2,1978

Baumgartner,Gabriele/Hebig,Dieter, *Biographisches Handbuch der SBZ.DDR*, München 1995 (2 Bände).

Becher, Johannes R., *Walter Ulbricht. Ein deutscher Arbeitersohn*, Berlin 1967

Benz,Wolfgang, Vierzig Jahre nach der Vertreibung. Einleitende Bemerkungen, in: Benz, Wolfgang(Hrsg.), *Die Vertreibung der Deutschen aus dem Osten: Ursachen, Ereignisse, Folgen*, Frankfurt am Main 1988

Berghoff, Hartmut /Balbier, Uta Andrea, *The East German Economy, 1945-2010:Falling Behind or Catching Up?*, Washigton/London 2013.

Bertram, Marthias (Projektleiter), *Enzyklopädie der DDR: Personen, Institutionen und Strukturen in Politik, Wirtschaft, Justiz, Wissenschaft und Kultur, (Degitalbibliothek, Band32)*, Berlin 2000

Billing, Gert ,*Walter Ulbricht – Biographischer Bericht*, Hamburg 1968

Blumtritt,Herbert,*Geschichte der Dresdner Fotoindustrie*, zweite Auflage, Stuttgart 2001

Bress, Ludwig/Hensel, Karl Paul Wirtschaftssysteme des Sozialismus im Experiment: Plan oder Markt?, Frankfurt am Main 1973

Breuer, Rainer, Zum Prozeß der Kombinatsbildung in der Industrie der DDR am Ende der sechziger Jahre, in:*Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1983/Teil 4

Brockhoff, Klaus/Buck, Hansjörg F., Wirtschaftliche Konzentration und Betriebsgrößenoptimierung in sozialistischen Wirtschaften, in: *Deutschland Archiv*, Heft 4, 1970.

Broszat,Martin/Weber,Hermann(hrsg.), *SBZ-Handbuch: Staatliche Verwaltungen, Parteien, gesellschaftliche Organisationen und ihre Führungskräfte in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands 1945-1949*, 2. Auflage, München 1993.

Buch, Günter, *Namen und Daten wichtiger Personen der DDR*, Berlin-Bonn, 1979

Buchheim,Christoph, Kriegsschäden, Demontagen und Reparationen. Deutschland nach dem Zweiten Weltkrieg, in: Der Deutsche Bundestag (Hrsg.), *Materialien der Enquete-Kommission "Aufarbeitung von Geschichte und Folgen der SED-Diktatur in Deutschland" (12. Wahlperiode des Deutschen Bundestages) Band V /2 : Deutschlandpolitik, innerdeutsche Beziehungen und internationale Rahmenbedingungen*, Baden-Baden 1995

Buchheim,Christoph(Hrsg.),*Wirtschaftliche Folgelasten des Krieges in der SBZ/DDR* , Baden-Baden 1995

Buck, Hansjörg F., Formen, Instrumente und Methoden zur Verdrängung, Einbeziehung und Liquidierung der Privatwirtschaft in der SBZ/DDR, in: Der Deutsche Bundestag (Hrsg.), *Materialien der Enquete-Kommission "Aufarbeitung von Geschichte und Folgen der SED-Diktatur in Deutschland" (12. Wahlperiode des Deutschen Bundestages) Band V /2 : Deutschlandpolitik, innerdeutsche Beziehungen und internationale Rahmenbedingungen*, Baden-Baden 1995.

Bundesanstalt für vereinigungsbedingte Sonderaufgaben Leuna Werk GmbH(hrsg.), *Leuna. Metamorphosen eines Chemiewerks*, Halle an der Saale 1997.

Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen (Hrsg.), *SBZ von 1945 bis 1954*, 3.,durchgesehene Auflage, Bonn und Berlin 1961.

Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen (Hrsg.), *SBZ von A bis Z*, zehnte, überarbeitete und erweiterte Aufl., Bonn 1966

Bundesministerium für innerdeutsche Beziehungen (Hrsg.), *DDR Handbuch Band A-L*, 3.,überarbeitete und erweiterte Aufl., Köln 1985

Bundesvorstand des FDGB (Hrsg.), *Geschichte des Freien Deutschen Gewerkschaftsbundes*, 2. Auflage, Berlin 1983

Burian, Walter, Überlegungen zur Stellung und Weiterentwicklung der Zweigleitung im Leitungssystem der sozialistischen Industrie der DDR, in: *Wissenschaftliche Zeitschrift der Hochschule für Ökonomie* , Heft 3/1978

Das Büro für Indstrie und Bauwesen beim Politbüro des Zentralkomitees der SED, Das funktionelle Wirken der Bestandteile des Neuen Ökonomischen Systems der Planung und Leitung der Volkswirtschaft, Berlin 1964.

【 C 】

Childs, David, *The Fall of the GDR, Germany's Road to Unity*, London 2001.

Ciesla,Burghard , Die Ausgangslage und Entwicklungder zentralgeleiteten Fischindustrie in der SBZ / DDR von 1945 bis 1989 , in:Plumpe, Werner/ Kleinschmidt, Christian(Hrsg.),*Unternehmen zwischen Markt und Macht: Aspekte deutscher Unternehmens-und Industriegeschichte im 20. Jahrhundert*, Essen 1992

Ciesla,Burghard,>>Intellektuelle Reparation der SBZ an die allierten Siegemächte? Begriffsgeschichte, Diskussionsaspekte und ein Fallbeispiel – Die deutsche Flugzeugindustrie 1945-1946, in: Buchheim,Christoph(Hrsg.), *Wirtschaftliche Folgelasten des Krieges in der SBZ/DDR*, Baden-Baden 1995

Černý, Jochen (Hrsg.), *Wer war wer – DDR: ein biographisches Lexikon*, Berlin 1992

Cornelsen,Doris/Melzer,Manfred/Scherzinger,Angela, DDR-Wirtschaftssystem: Reform in kleinen Schritten, in:*Vierteljahrsheft zur Wirtschaftsforschung*, Heft 2, 1984

Cornelsen,Doris, DDR-Wirtschaft im ersten Halbjahr 1987, in: *Deutschland Archiv*, Heft 9, 1987

Cornelsen,Doris, Die Volkswirtschaft der DDR: Wirtschaftssystem-Entwicklung-Probleme, in: Werner Weidefeld/Hartmut Zimmermann(Hrsg.), *Deutschland-Handbuch. Eine doppelte Bilanz*, München 1989,

Cornelsen,Doris, Die Wirtschaft der DDR in der Honecker-Ära, in: *Vierteljahrshefte zur Wirtschaftsforschung des DIW*, Heft 1,1990

【 D 】

Die Deutsche Bundesbank, *Die Zahlungbilanz der ehemaligen DDR 1975 bis 1989*, Frankfurt am Main 1999.

【 E 】

Eckart,Karl, *Die Eisen-und Stahlindustrie in den beiden deutschen Staaten* ,Stuttgart 1988

Eckart,Karl, *DDR*, 3.,überarbeitete Aufl.,Stuttgart 1989

Eichholz,Dieter, *Geschichte der Deutschen Kriegswirtschaft 1939-1945: Band Ⅱ : 1941-1943*, Berlin 1985

Eppelmann, Rainer/Möller Horst/Nooke, Günter/Wilms, Dorothee (Hrsg.), *Lexikon des DDR-Sozialismus Band 1:A-M*, 2.,aktualisierte und erweiterte Aufl., Paderborn 1997

Eppelmann, Rainer/Möller Horst/Nooke, Günter/Wilms, Dorothee (Hrsg.), *Lexikon des DDR-Sozialismus Band2: N-Z*, 2., aktualisierte und erweiterte Auflage, Paderborn 1997

Erdmann,Kurt/Melzer,Manfred, Die neue Kombinatsverordnung in der DDR (1.Teil) , in: *Deutschland Archiv*, Heft 9, 1980

Erdmann,Kurt/Melzer,Manfred , Die neue Kombinatsverordnung in der DDR (2.Teil) , in: *Deutschland Archiv* ,Heft 10, 1980

Erdmann,Kurt, Neue betriebswirtschaftliche Grundsatzentscheidungen,in: *Deutschland Archiv*, Heft 4,1982

【 F 】

Falk, Waltraud /Richter, Gerhard /Schmidt,Willhelm, *Wirtschaft, Wissenschaft, Welthöchststand*, Berlin 1969

Fischer, Wolfram/ Bähr, Johannes(Hrsg.), *Wirtschaft im geteileten Berlin 1945-1990*, München 1994

Foitzik, Jan/ Zarewskaja-Diakina, Tatjane W./ Möller, Horst/Tschubarjan, O. Alexandr/Weber, Hartmut(hrsg.), SMAD- Handbuch: Die Sowetische Millitäradministration in Deutschland 1945-1949, Oldenbourg 2008.

Fulbrook,Mary, *Anatomy of Dictatorship: Inside the GDR 1949-1989*, New York 1995.

Fulbrook,Mary, *Interpretation of the 2 Germanies*, *1945-1990*, 2010.

Frerich, Johannes/Frey, Martin, *Handbuch der Geschichte der Sozialpolitik in Deutschland Band 2: Sozialpolitik in der Deutschen Demokratischen Republik*, München und Wien 1996

Fricke, Karl Wilhem, *MfS intern. Macht, Strukturen, Auflösung der DDR-Staatssicherheit. Analyse und Dokumentation*, Köln 1991.

Friedrich,Gerd/Schulz, Gerhard, Effektivität,wissenschaftlich-technische Revolution und sozialistische Wirtschaftsführung, in: *Einheit*, Heft 2, 1973

Friedrich,Gerd, Die Kombinate und die Vereinigungen Volkseigener Betriebe als wichtige Formen der gesellschaft-lichen Organisation der Produktion in der Industrie der DDR und der weitere Prozeß der Intensivierung der Produktion, in: *Wirtschaftswissenschaft*, Heft 3, 1977

Friedrich,Gerd/ Schulz, Gerhard, Leitung und Effektivität in der Sicht wirtschaftswissenschaftlicher Forschung, in: *Einheit*, Heft 8, 1977

Friedrich,Gerd, Kombinate - moderne Form der Leitung unserer Industrie, in: *Einheit*, Heft 6, 1978

Friedrich,Gerd, Kombinat und Kombinatsbetrieb im Vergesellschaftungsprozeß, in: *Wirtschaftswissenschaft*, Heft 6, 1983

【 G 】

Gehrmann, Achim /Müller, Gerhard /Müller, Hans, Zur Politik der SED im Prozeß der Bildung und Festigung zentralgeleiteter Kombinate in der Industrie der DDR, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, Teil 4

Geißler, Rainer, *Die Sozialstruktur Deutschlands*,Opladen 1992

Gebhardt, Fieder, *Wirtschaftsatlas Neue Bundesländer*, Gotha 1994

Gerisch,Rudolf/Friedrich,Gerd, Grundfragen rationeller Leitungsorganisation in den Betrieben und Kombinaten der soziali-stischen Industrie, in: Das Zentralinstitut für sozialistische Wirtschaftsführung beim ZK der SED,*Aktuelle Fragen der sozialistischen Wirtschaftsführung*, Berlin, 1973

Gerisch,Rudolf/Hofmann, Willy, Aufgaben und Probleme der Entwicklung in den Kombinaten zur Erhöhung der volkswirtschaftlichen Effektivität, in: *Wirtschaftswissenschaft*, Heft 2, 1979.

Gerisch,Rudolf/Rosenkranz, Rudi/Seifert, Achim, Erzeugnisspezifische Zulieferungen und Flexibilität der Produktion in Kombinaten des Maschinenbaus, in: *Wirtschaftswissenschaft*, Heft 6, 1983.

Gleitze, Bruno, *Die Wirtschaftsstruktur der Sowjetzone und ihre gegenwärtigen sozial-und wirtschaftsrechtlichen Tendenzen,* Bonn 1951.

Gleitze,Bruno, *Ostdeutsche Wirtschaft: Industrielle Standorte und volkswirtschaftliche Kapazitäten des ungeteilten Deutschland*, Berlin 1956

Gleitze,Bruno, *Wirtschafts-und sozialstatistisches Handbuch*, Köln 1960.

Gleitze,Bruno/ Ludz, Konrad Peter/Merkel, Christian/Pleyer, Klemens/Thalheim, Karl C. , *Die DDR nach 25 Jahren*, Berlin 1975

Gradl, Johann Baptist, CDU gegen entschädigungslose Enteignung – SMAD erzwingt Führungswechsel,in: Ilse Spittmann/Gisela Helwig(Hrsg.), *DDR Lesebuch von der SBZ zur DDR 1945-1949*, Köln 1989

Größmann, Wolfgang, Die Kombinate in der DDR: Eine wirtschaftsrechtliche Untersuchung, Berlin 1987.

Gruhn, Werner/Lauterbach, Günter, Rationalisierungsmittelbau mit neuen Aufgaben, in: *Deuschland Archiv*, 11/1984

【 H 】

Haase, Herwig E, Grundsätze und Strukturen des Haushaltswesens der DDR, Berlin(W) 1978.

Hardach,Karl, *Wirtschaftsgeschichte Deutschlands im 20. Jahrhundert*, 2., durchgesehene Aufl., Göttingen 1976

Harmssen,Gustav-Wilhelm, *Am Abend der Demontage*, Bremen 1951;Franz Rupp, Reparationsleistungen der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands, in: *Bonner Berichte aus Mittel-und Ostdeutschland*, Bonn 1953

Hamel,Hannelore/Leipold, Helmut, Wirtschaftsreformen in der DDR - Ursachen und Wirkungen -, in: Forschungsstelle zum Vergleich wirtschaftlicher Lenkungssysteme(Hrsg.), *Arbeitsberichte zum Systemvergleich*, Nr.10, 1987

Heins, Cornelial, *The Wall Falls. Oralhistory of the Reunification of the Two Germanies*, London 1994

Herbst, Andreas/Ranke, Winfried /Winkler, Jügen, *So funktionierte die DDR: Lexikon der Organisationen und Institutionen*, Reinbek 1994 (2 Bände)

Henning,Friedrich-Wilhelm, *Die Industrialisierung in Deutschland 1800 bis 1914*, 8. Auflage, Paderborn 1973

Henning,Friedrich-Wilhelm, Strukturbeeinträchtigungen unter dem Einfluß der Einengung oder der Beseitigung der unternehmerischen Freiheit im Gebiet der neuen Bundesländer von 1914 bis 1990, in: Wilfried Feldenkirchen/Frauke Schönert-Röhlk/Günther Schulz(hrsg.), *Wirtschaft, Gesellschaft, Unternehmen: Festschrift für Hans Pohl zum. 60.Geburtstag (Vierteljahrschrift für Sozial-und Wirtschaftsgeschichte: Beihefte; Nr.120a)*, Stuttgart 1995

Hensel, Dieter/Kuciak, Günter, Zum Einfluß der Reproduktionsbedingungen auf die Rolle kleiner und mittlerer Betriebe und Betriebsteile in Kombinaten der verarbeitenden Industrie, in: *Wirschaftswissenschaft*, Heft 3, 1984

Hermann, Armin, *Nur der Name war geblieben –Die abenteuerliche Geschichte der Firma Carl Zeiss*, Stuttgart 1995

Hermann, Armin, *Carl Zeiss –Die abenteuerliche Geschichte der Firma Carl Zeiss*, München, 1995

Historische Gedenkstätte des Potsdamer Abkommens Cecilienhof(Hrsg), *Das Potsdamer Abkommen: Dokumentensammlung*, Berlin 1984

Haendcke-Hoppe, Maria, Die Umgestaltung des Außenhandelsapparates in der DDR, in: *Deuschland Archiv* , Heft 4, 1983

Haendcke-Hoppe, Maria, DDR-Außenhandel unter dem Zwang zum Erfolg, in: *Deuschland Archiv*, Heft 3, 1982

Haendcke-Hoppe, Maria, DDR-Außenhandel im Zeichen schrumpfender Westimporte, in: *Deutschland Archiv*, 10/1983

Haendcke-Hoppe Arndt, Maria, Interzonenhandel/Innerdeutscher Handel, in: Der Deutsche Bundestag (Hrsg.), *Materialien der Enquete-Kommission "Aufarbeitung von Geschichte und Folgen der SED-Diktatur in Deutschland" (12. Wahlperiode des Deutschen Bundestages) Band V /2 : Deutschlandpolitik, innerdeutsche Beziehungen und internationale Rahmenbedingungen*, Baden-Baden 1995

Hoffmann,Heinz, *Die Betriebe mit staatlicher Beteiligung im planwirtschaftlichen System der DDR 1956-1972*, Stuttgart 1999

Hofmann, Direk, *Die DDR unter Ulbricht: Gewaltsame Neuordnung und gescheiterte Modernisierung*, Zürich 2003

Horlamus, Wolfgang, *Deutsche Ingenieure und Wissenschaftler zwischen Gleichschaltung, Weltkrieg und kaltem Krieg (1933 - 1948): Ein Beitrag zur historischen Friedens- und Konfliktforschung - Das Verantwortungsproblem*, München 2008

Hürtgen, Renate, Der Streik in der DDR, in: *Horch und Guck*, Heft 43, 2003

【 I 】

Industriemuseum Brandenburg an der Havel, *Dokumentation zur Dauerausstellung: Ein Jahrhundert Stahl aus Brandenburg im sozialen und politischen Umfeld*, Brandenburg a.d. Havel 2000.

Institut für angewandte Wirtschaftsforschung (Hrsg.), *Wirtschaftsreport. Daten und Fakten zur wirtschaftlichen Lage Ostdeutschlands*, Berlin 1990

【 J 】

Jeffries, Ian/Melzer, Manfred, The East German Economy(ed.), London/New York/Sydney 1987.

Judt, Matthias, Die Deutsche Nutzung des Produktions- und Wissenschaftspotentials der ostdeutschen elektrotechnischen und feinmechanisch-optischen Industrie 1945-1955, in: Buchheim,Christoph(Hrsg.), *Wirtschaftliche Folgelasten des Krieges in der SBZ/DDR*, Baden-Baden 1995

Judt, Matthias/ Ciesla, Burghard, *Technology Transfer Out of Germany After 1945*, Amsterdam 1996.

【 K 】

Kaelble,Hartmut/Kock, Jürgen/Zwar, Hartmut(hrdg.), *Sozialgeschichte der DDR*, Stuttgart 1994.

Karlsch,Rainer, *Allein bezahlt ?:Die Reparationsleistungen der SBZ/DDR 1945-53*, Klitzschen 2004(Erstdruck:Berlin 1993)

Karlsch,Rainer/ Johannes Bähr, Die Sowjetische Aktiengesellschaften (SAG) in der SBZ/DDR. Bildung, Struktur und Probleme ihrer inneren Entwicklung, in: Karl Lauschke, Thomas Welskopp(Hg.), Mikropolitik im Unternehmen. Arbeitsbeziehungen und Machtstruktoren in industriellen Großbetrieben des 20. Jahrhunderts, Essen 1994.

Karlsch,Rainer/ Stokes, Raymond G., *Die Chemie muss stimmen*, Berlin 2000.

Karlsch,Rainer, Capacity losses, reconstruction, and unfinished modernization: The chemical industry in the Soviet Zone of Occupation (SBZ)/GDR, in: John E. Lesch(ed.), The German Chemical Industry in the Twentieth Century, Dordrecht/Boston/London 2000.

Kalrsch, Rainer, Die Demontage in Sachsen-Anhalt, in: Karlsch,Rainer/Laufer,Jochen(hrsg.), *Sowjetische Demontagen in Deutschland 1944-1949. Hintergründe, Ziele und Wirkungen*, Berlin 2002.

Karlsch,Rainer/Zeman, Zbynek, *Uranegheimnisse. Erzgebirge im Brennpunkt der Weltpolitik 1933-1960*, 2. Auflage, Berlin 2003.

Karlsch,Rainer/Stokes, Raymond G., Faktor Öl: *Die Mineralölwirtschaft in Deutschland 1859-1974*, München 2003

Karlsch, Rainer, *Vom Licht zur Wärme: Geschichte der ostdeutschen Gaswirtschaft 1855-2008*, Berlin 2008

Kinne, Helmut, *Die Geschichte der Stahlindustrie der Deutschen Demokratischen Republik*, Düsseldorf 2002.

＊本文についてはCD-ROM 版（Die Staatsbibliothek zu Berlin所蔵）でのみ閲覧できる。同書の引用文献集は別冊。Helmut Kinne, *Die Geschichte der Stahlindustrie der Deutschen Demokratischen Republik: Bibliographie mit Autorenverzeichnis*, Düsseldorf 2002 : 計229頁）として刊行されている。いずれも、デュッセルドルフのドイツ鉄鋼協会(der Verein Deutscher Eisenhüttenleute)の委託による研究。なお、著者は、東ドイツの1960年代経済改革期に国民経済評議会副議長（鉱山・冶金・カリ採掘担当）として活躍した人物でもある。

Kinze, Hans-Heinrich/Knop, Hans /Seifert, Eberhard, *Volkswirtschaftsplanung*, 2., überarbaitete und erweiterte Auflage, 1977

Kinze, Hans-Heinrich/Knop, Hans /Seifert, Eberhard, *Sozialistische Volkswirtschaft: Hochschullehrbuch*, Berlin(O) 1983

Kipper,Urlich, Strukurwandel und Innovationsfähigkeit der Ostberliner Elektroindustrie – die Elektro-Aparrate-Werke von den sechziger Jahren bis Ende der achziger Jahre, in:Fischer,Wolfram/Bähr, Johannes (Hrsg.), *Wirtschaft im geteileten Berlin 1945-1990*, München 1994

Klein,Werner, Das Kombinat - Eine organisationstheoretische Analyse, in: Gernot Gutmann, *Das Wirtschaftssystem der DDR* , Schriften zum Systemvergleich von Wirtaschaftsordnung(Heft 30), Sttutgart/New York 1983

Klemm, Volker*Von den bürgerlichen Agrarreformen zur sozialistischen Landwirtschaft in der DDR*, Berlin 1978

Kleßmann, Christoph/Wagner, Georg, D*as gespaltene Land: Leben in Deutschland 1945 bis 1990*, München 1993

Knauff,Rudolf, Die Funktionsmechanismen der Wirtschaftssysteme, in: Hamel,Hannelore(Hrsg.),*Soziale Marktwirtschaft – Sozialistische Planwirtschaft:Ein Vergleich Bundesrepublik Deutschland-DDR*, München 1989

Kocka, Jürgen/Sabrow, Martin, *Die DDR als Geschichte. Fragen-Hypothesen-Perspektiven*, Berlin 1994.

Kocka , Jürgen, Zur Lage der historischen DDR-Forschung, in: Kocka, Jürgen/Sabrow, Martin, *Die DDR als Geschichte. Fragen-Hypothesen-Perspektiven*, Berlin 1994

Kocka, Jürgen/Sabrow, Martin, *Die DDR als Geschichte. Fragen-Hypothesen-Perspektiven*, Berlin 1994.

Kohl,H./Jacob,G./Kramm, H.J./Roubitschek, W./Schmidt-Rennert, G. ,*Ökonomische Geographie der Deutschen Demokratischen Republik: Bevölkerung,Siedelungen, Wirtschaftsbereiche*, Bd.1, Gotha/Leipzig 1978

Kowalski, Roland , Der wissenschaftliche Präzisionsgerätebau der DDR in den 60er Jahren dargestellt am Beispiel des Carl-Zeiss-Unternehmens Jena, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, Teil 4, 1991

Krakat,Klaus, Die DDR auf dem Weg zur computergestützten Fabrik?, in: Forschungsstelle für gesamtdeutsche wirtschaftliche und soziale Fragen(Hrsg.), *Glasnost und Perestrojka auch in der DDR?*, Berlin 1988

Krause,Werner, *Die Entstehung des Volkseigentums in der Industrie der DDR*, Berlin(O) 1948.

Krenz,Egon, *Wenn Mauern fallen*, Wien 1990

Krienen Dag/Prott, Stefan, Demontage, Konversion und Arbeitsmarkt in der SBZ 1945-1950, in: Karlsch,Rainer/Laufer,Jochen(hrsg.), *Sowjetische Demontagen in Deutschland 1944-1949. Hintergründe, Ziele und Wirkungen*, Berlin 2002

Krömke, Claus/Rouscik Lothar, *Konzentration, Spezialisierung, Kooperation, Kombination in der Industrie der DDR*, 2., überarbeitete und erweiterte Auflage, Berlin 1961.

Kühr, Rüdiger Die Folgen der Demontagen bei der Deutschen Reichsbahn(DR), in:

【 L 】

Langner, Erich / Nick, Harry, *Warum Produktionsfondsabgabe ?*, Berlin 1965,S.3.

Laufer,Jochen, Die Reparationsplanungen im sowjetischen Außenministerium während des Zweiten Weltkrieges, in: Buchheim,Christoph(Hrsg.),*Wirtschaftliche Folgelasten des Krieges in der SBZ/DDR ,* Baden-Baden 1995

Leonhard, Wolfgang ,*Die Revolution entläßt ihre Kinder*,Leipzig 1990

Leptin, Gert, *Deutsche Wirtschaft nach 1945*, Opladen 1980

Leutwein, Alfred, *Die"Technische Intelligenz" in der sowjetischen Besatzungszone*, Bonn 1953

von der Lippe, Peter, Die politische Rolle der amtlichen Statistik in der ehemaligen DDR, in: *Jahrbuch für Nationalökonomie und Statistik*, Band 215, Heft 6, 1996

【 M 】

Martin,Thomas, Systemimmanente Funktionsmängel der sozialistischen Zentralplanwirtschaft in der SBZ/DDR: Am Beispiel des volkseigenen industriellen Sektors, Inaugural-Dissertation in der Fakultät Geschichts- und Geowissenschaften der Otto-Friedrich-Universität Bamberg, 2001.

Marx Horst/Matho,Fred/Möller, Uwe/Schilling, Gerhard, *Die wirtschaftliche Rechnungsführung*, Berlin 1981

Matschke,Werner, *Die industrielle Entwicklung in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands(SBZ) von 1945 bis 1948*, Berlin 1988

Matschke,Werner, Die wirtschaftliche Entwicklung in der SBZ: Vorgeschichte-Weichenstellungen-Bestimmungsfaktoren, in: Fischer, Alexander(hrsg.),*Studien zur Geschichte der SBZ/DDR* , Berlin 1993

Melzer,Manfred, *Anlagevermögen, Produktion und Beschäftigung der Industrie im Gebiet der DDR von 1936 bis 1978 sowie Schätzung des künftgen Angebotspotentials*, Berlin 1980.

Melzer, Manfred/Scherzinger, Angela/Schwartau, Cord, Wird das Wirtschaftssystem der DDR durch vermehrte Kombinatsbildung effizienter?, in: *Vierteljahrsheft zur Wirtschaftsforschung des DIW*, Heft 4, 1979

Merker, Wolfgang,Landes-und Zentralverwaltungen - Konstituierung und Ausrichtung der SBZ-Verwaltungsspitze durch SMAD, in: Mehringer, Hartmut / Minjuk, Andrej, Deutsche Betriebsanlagen in der sowjetischen Automobilindustrie, in: Karlsch,Rainer/Laufer,Jochen(hrsg.), *Sowjetische Demontagen in Deutschland 1944-1949. Hintergründe, Ziele und Wirkungen*, Berlin 2002

Mittag,Günter, Die große Kraft der Vorzüge des Sozialismus, in: *Einheit*, Heft 5, 1977

Mittag,Günter, Zielstrebige Verwirklichung der Hauptaufgabe, in: *Einheit*, Heft10, 1978

Mittag,Günter, >>Leitung,Planung und wirtschaftliche Rechnungsführung in der Volkswirtschaft der DDR<<, in: *Einheit*, Nr.10, 1986

Mittag,Günter, *Um jeden Prei: Im Spannungsfeld zweier Systeme*,Berlin 1991.

Modrow, Hans, Aufbruch und Ende, Hamburg 1991

Mühlfriedel,Wolfgang, SAG-Betriebe - Schulen des Sozialismus , in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1980/Teil 4

Mühlfriedel,Wolfgang/Wießner,Klaus, *Die Geschichte der Industrie der DDR bis 1965*, Berlin 1989

Mühlfriedel,Wolfgang/Hellmuth, Edith, *Carl Zeiss in Jena 1945-1990*, Köln, Weimar, Wien 2004

Mühlhans, Karl Heinz, *Die Anschlußbahn des VEB Kaliwerk in Dorndorf/Rhön*, Bad Langensalza 2005

Müller, Hans/Rießig, Karl, *Wirtschaftswunder DDR: Ein Beitrag zur Geschichte der ökonomischen Poltik der sozialistischen Einheitspartei Deutschlands (Institut für Gesellschaftswissenschften beim ZK der SED)*, Berlin(O) 1968

【 N 】

Nakath, Detlef, Zur poltischen Bedeutung des Innerdeutschen handles in der Nachkriegszeit (1948/49-1960), in:Buchheim,Christoph (Hrsg.), *Wirtschaftliche Folgelasten des Krieges in der SBZ/DDR*, Baden-Baden 1995

Nettl , J.Peter, *Die deutsche Sowjetzone bis heute*, Frankfurt am Main 1953

Neumann,Gert , Das Chemieprogramm der DDR, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1972/Teil 2

【 P 】

Pirker, Theo/Lepsius,Rainer/Weinert, Rainer/Hertle,Hans-Hermann, *Der Plan als Befehl und Fiktion*, Opladen 1995

Plumpe, Werner/Kleinschmidt, Christian(Hrsg.),*Unternehmen zwischen Markt und Macht: Aspekte deutscher Unternehmens-und Industriegeschichte im 20. Jahrhundert*, Essen 1992

Pohl,Manfred, *Die Finanzierung der Russischengeschäfte zwischen den beiden Weltkriegen. Die Entwicklung der 12 großen Rußlandkonsortien*, Frankfurt am Main 1975

Prithard Gareth, The making of the GDR 1945-53: From antifascism to Stalinism, Manchester/Mew York 2000.

Przybylski, Peter, *Tatort Politbüro: Die Akte Honecker*, Berlin.1991

Peter, *Tatort Politbüro. Honecker, Mittag und Schlack-Golodkowski*, Hamburg 1992

【 R 】

Riess,Curt,*Sie haben es noch einmal geschafft – schicksale im Nachkriegsdeutschland*, Berlin/Frankfurt am Main 195

Roesler,Jörg, *Die Herausbildung der sozialistischen Planwirtschaft in der DDR*, Berlin 1978

Roesler,Jörg, Die Beziehungen zwischen wirtschaftsleitenden Organen und Industriebetrieben im Osten Deutschlands von der Befreiung vom Faschismus bis zur Gründung der DDR(1945-1949), in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1984/Teil 4

Roesler,Jörg, Kombinate in der Geschichte der DDR. Von den ersten VVB bis zur durchgängigen Kombinatsbildung , in: *Jahrbuch für Geschichte*, Bd.31, 1984

Roesler, Jörg/Siedt, Veronika/Elle, Michael, *Wirtschaftswachstum in der Industrie der DDR 1945-197*0, Berlin(O) 1986

Roesler,Jörg, Handelsgeschäfte im Kalten Krieg. Die wirtschaftlichen Motivationen für den deutsch-deutschen Handel zwischen 1949 und 1961, in: Buchheim,Christoph (Hrsg.), *Wirtschaftliche Folgelasten des Krieges in der SBZ/DDR*, Baden-Baden 1995

Roesler,Jörg, *Momente deutsch-deutscher Wirtschafts-und Sozialgeschichte 1945 bis 1990: Eine Analyse auf gleicher Augenhöhe*, Leipzig 2006.

Roesler,Jörg, Geschichte der DDR, Köln 2012.

Ruban, M.E. /Vortmann,Heinz, Subvention kontra Investitionen, in: *Deutschland Archiv*, Heft 12, 1980

【 S 】

Sarotte, M.E., *East Germany, Détente, and Ostpolitik, 1969-1973*, London 2001.

Sattler, Friedericke, Unternehmensstrategien und Poltik. Zur Entwicklung der mitteldeutschen Chemieindustrie im 20. Jahrhundert, in: Hermann-J. Rupieper/ Friederike Sattler/ Georg Wagner-Kyora (hrsg.), *Die Mitteldeutsche Chemieindustrie und ihre Arbeiter im 20. Jahrhundert*,Halle(Saale) 2005

Sattler, Friedericke,Demontagen und Reparationsentnahmen als Problem der beginnenden Wirtschaftsplanung in der SBZ: Das Beispiel der Provinz Brandenburg 1945-1947), in: Karlsch,Rainer/Laufer,Jochen(hrsg.), *Sowjetische Demontagen in Deutschland 1944-1949. Hintergründe, Ziele und Wirkungen*, Berlin 2002

Schabowski, Günter, *Der Absturz*, Berlin 1991

Scherzinger,Angela, Konzentrationsreformen in der DDR-Industrie, in: *Vierteljahrsheft zur Wirtschaftsforschung des DIW*, Heft 3, 1976

Schneider,Gernot/Tröder, Manfred, Zur Genesis der Kombinate der zentralgeleiteten Industrie in der Deutschen DR, in:*Berichte des Osteuropainstituts an der Freien Universität Berlin*, Heft 137 (Reihe Wirtschaft und Recht), 1985

Schroeder,Klaus, *Der SED-Staat*, München 2000

Schwartz, Michael, Umsiedlerpolitik in der Krise? : Das Vertriebenenproblem in der Gründungsphase der DDR 1948-1950, in: Hoffmann, Direk/Hermann Wentker(Hrsg.), *Das letzte Jahr der SBZ*, München 2000

Siedt,Veronika, Die Wiederherstellung der Chemieindustrie in der SBZ/DDR 1945 bis 1949/50, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1990/Teil 3

Die Sozialistische Einheitspartei Deutschlands, *Bericht des Zentralkomitees an den VIII. Parteitag der SED*, Berlin, 1971

Die Sozialistische Einheitspartei Deutschlands, *Bericht des Zentralkomitees der SED an den IX. Parteitag*, Berlin, 1976

Die Sozialistische Einheitspartei Deutschlands, *Bericht des Zentralkomitees der SED an den X. Parteitag der SED*, Berlin, 1981

Sommer,Stefan, *Das große Lexikon des DDR-Alltags*, Berlin 1999

Der Spiegel-Redaktion, *Interview mit Mittag,Günter: Allein die Statistik im Griff,* in: *Der Spiegel,* Nr.37, 9.September 1991

Spittmann, Ilse, Die NÖS-Mannschaft kehrt zurück, in: *Deutschland Archiv*, Heft 11, 1976

Staritz, Dietrich, *Die Gründung der DDR*, 3.überarbeitete und erweiterte Neuaufl., München 1995

Staritz, Dietrich, *Geschichte der DDR*, erweiterte Neuausgabe, Frankfurt am Main 1996.

Steiner,André,*Die DDR-Wirtschaftsreform der sechziger Jahre: Konflikt zwischen Effizienz-und Machtkalkül*, Berlin 1999.

Steiner,André, *Von Plan zu Plan: Eine Wirtschaftsgeschichte der DDR*, München 2004 (＊aktualisierte und bearbeitete Neuausgabe, Berlin 2007).

Steiner,André(Hrsg.), *Überholen ohne einzuhplen: Die DDR-Wirtschaft als Fußnote der deutschen Geschichte ?*, Berlin 2006.

Stinglwagner, Wolfgang,Genügend Energie für die Zukunft ? Effizienz und Strukturmerkmale des Energieeinsatzes in der DDR, in: *Deutschland Archiv*, 3/1983

Stinglwagner, Wolfgang, *Die zentralgeleitete Kombinate in der Industrie der DDR*, Bonn (Manuskript. Nicht im Buchhandel:非売品), 1990

Stolper, F. Wolfgang, *The Structure of the East German Economy*, London 1960.

【 T 】

Tannert, Karlheinz /Ehlert, Willi /Dietrich, Helmut/Gebhardt, Gerd(Hrsg.), *Lexikon der Witrschaft Finanzen*, Berlin 1986,S.224.

Teltschik, Horst, *329 Tage. Innenansichten der Einigung*, Berlin 1991

Turner, Henry Ashby, Two Germanies since 1945, London 1987.

【 U 】

Uhl, Mathias, Demontage der Carl Zeiss Werke in Jena, in: Karlsch,Rainer/Laufer,Jochen(hrsg.), *Sowjetische Demontagen in Deutschland 1944-1949. Hintergründe, Ziele und Wirkungen*, Berlin 2002

Ulbricht, Walter, *Probleme des Perspektivplanes, 11.Tagung des ZKder SED 15.-18.Dezember 1965*, 2.Auflage, Berlin 1966

Ulbricht, Walter, *Probleme des Perspektivplanes bis 1970*, Berlin, 1966, S.44-49.

Unger, Stefan, *Eisen und Stahl für den Sozialismus. Modernisierungs-und Innovationsstrategien der Schwarzmetallurgie in der DDR von 1949 bis 1971*, Berlin 2008

【 V 】

VEB Fischkombinat Rostock(Hrsg.), *Die Entwicklung zum sozialistischen Großbetrieb:Betriebsgeschichte des VEB Fischkombinat Rostock*, Rostock 1974

VEB Keramische Werke Hermsdorf, *Ein Jahrhundertwerk - Keramische Werke Hermsdorf - 1890-1990 100 Jahre Technische Keramik*, 1990

Vorstand der Sozialdemokratischen Partei Deutschland(hrsg.), Die Reparationen in der Sowjetzone von 1945 bis 1952, in: *Sopade-Informationsdienst*, Denkschriften 51, Bonn 1953

Voßke, Heinz,*Walter Ulbricht: biographischer Abriß*, Berlin 1983

【 W 】

Weber, Hermann,*Von der SBZ zur 'DDR' (Band: 1 1945-1955)* , Hannover 1966

Walluhn, Ulrich, *Lokomotiven und Triebwagen in der SBZ/DDR 1945-1950*, Stuttgart 2004

Weidauer, Rudi/Wetzel, Albert u.a., *Kombinate erfolgreich leiten*, Berlin, 1981

Weidefeld, Werner/Zimmermann, Hartmut(Hrsg.), *Deutschland-Handbuch. Eine doppelte Bilanz*, München 1989

Wienert, Helmut, *Die Stahlindustrie in der DDR*, Berlin 1992

Wießner, Klaus, Aspekte der sozialistischen Rationalisie-rung im Werkzeugmaschinenbau der DDR nach der Bildung sozialistischer Industriekombinate: VEB Werkzeugmaschinenbau-kombinat "Fritz Heckert" Karl-Marx-Stadt 1970 bis 1978, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, Teil 3, 1983

Rosemarie Will, Eigetumsordnung der DDR, in: Gerd Bender und Ulrich Falk(Hrsg.), *Recht im Sozializmus:Analysen zur Normdurchsetzung in osteuropäschen Nachkriegsgesellschaften (1944/45-1989)*, Frankfurt am Main 1999

【 Z 】

Zank, Wolfgang, *Wirtschaft und Arbeit in Ostdeutschland 1945-1949. Probleme des Wiederaufbaus in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands*, München 1987.

Zatlin, Jonathan R., The Currency of Socialism: Money and Political Culture in East Germany,Boston 2007.

Zumpe, Lotte, *Wirtschaft und Staat in Deutschland 1933 bis 1945*, Berlin 1980

Ⅲ. 日本語文献

あ行

青木國彦『体制転換』有斐閣, 1992 年

青木國彦『壁を開いたのは誰か』（化学工業日報社, 1991 年）

青木國彦「東ドイツ経済運営の'82 年改革'について」,社会主義研究会編『社会主義経済研究』第 2 号,1984 年 4 月

青木國彦「共産党宣言からヘルシンキ宣言」,『カオスとロゴス』第 24 号,2003 年 12 月

足立芳宏『東ドイツ農村の社会史：『社会主義』経験の歴史化のために』京都大学学術出版会, 2011 年

伊藤誠『現代の社会主義』講談社,1992 年

岩田昌征編『現代社会主義』（（比較体制論第Ⅳ巻）東洋経済新報社,1979 年

アーベルスハウザー,ヴェルナー（酒井昌美訳）『現代ドイツ経済論　一九四五―八〇年代にいたる経済史的構造分析』朝日出版,1994 年

アンデルト,ラインホルト/ヘルツベルク，ウォルフガンク（佐々木秀訳）『転落者の告白』時事通信社,1991 年

安野正明「ドイツ連邦共和国成立前史におけるドイツ内対立関係の一側面　―　一九四六年六月ミュンヘン州首相会議をめぐって―」,『史學雑誌』第 93 編第 7 号,昭和 59 年 7 月

石井聡「1953 年 6 月 17 日労働者蜂起の経済的背景―東ドイツにおける労働生産性向上政策とその限界―」,『経済科学』第 43 巻 2 号, 1995 年 9 月

石井聡『建国初期「社会主義」国営企業の現実と限界　―東ドイツ・造船業における労働生産性向上の低迷』（名古屋大学経済学研究科博士学位論文）, 1999 年

石井聡「DDR 工業化の経済基盤」,『経済科学』（名古屋大学経済学部）第 44 巻第 4 号, 1997 年 3 月, 35 頁

石井聡『もう一つの経済システム　東ドイツ計画経済下の企業と労働者』北海道大学出版会, 2011 年

伊東孝之「X　ドイツ民主共和国の歩み」（成瀬治・黒川康・伊東孝之，『ドイツ現代史』山川出版社, 1987 年初出, 1990 年 1 版 3 刷で東ドイツ部分が増訂）
伊東孝之『ポーランド現代史』山川出版社,昭和 63(1988)年
伊藤誠『現代の社会主義』講談社,1992 年
犬飼欽也「東ドイツ　――正統のひかりとかげ――」（岩田昌征編，『ソ連・東欧経済事情』有斐閣，昭和 58 年所収）
犬飼欽也「新型コンビナート形成による適応　――DDR 管理計画化の新段階――」(Ⅰ),『新潟大学商学論集』第十七号,1985 年 3 月
犬飼欽也，前掲「新型コンビナート形成による適応　――DDR 管理計画化の新段階――」(Ⅱ)，『新潟大学商学論集』第十八号,1986 年 3 月
岩田昌征編著『ソ連・東欧経済事情』有斐閣，昭和 58（1983）年
ヴェーバー, ヘルマン（斎藤晢・星乃治彦訳）『ドイツ民主共和国史』日本経済評論社, 1991 年
大橋昭一「DDR の工業コンビナート」，神戸大学『国民経済雑誌』第 154 号第 5 号，1986 年
岡稔・山内一男・宮鍋幟・竹浪祥一郎『社会主義経済論』筑摩書房,1976 年
小田福男『ソビエト独立採算制理論の展開』千倉書房，昭和 57（1982）年

か行

貝出昭編『コメコン諸国の経済発展と対外経済関係』アジア経済研究所，1989 年所収
加来祥男『ドイツ化学工業史序説』（ミネルヴァ書房, 1986 年）
加藤浩平「ドイツ分割と東西ドイツの経済関係」,『専修経済学論集』第 27 巻第 1 号, 1992 年
加藤浩平「戦後東ドイツの賠償負担問題」,『社会科学年報』（専修大学）第 36 号, 2002 年
川喜田敦子「東西ドイツにおける『被追放民』の統合」,『現代史研究』第 47 巻,2001 年
カンペーター,ヴェルナー（加来祥男訳）「統一後の東ドイツ経済の崩壊　―原因・挑戦・展望（上）（下）」,第 445 号,第 446 号,1992 年
工藤章『現代ドイツ化学企業史　－　IG ファルベンの成立・展開・解体　―』ミネルヴァ書房, 1999 年
上林貞治郎編著『ドイツ社会主義の発展過程』ミネルヴァ書房, 昭和 44（1969）年
北村喜義「ドイツ民主共和国の経済とコンビナート」(1)(2)，京都大学『経済論叢』第 151 巻第 4・5・6 号，第 152 巻第 1・2 号，1993 年
北村喜義『旧東独の企業システムと鉄鋼業』（御茶の水書房, 2000 年）
金鍾碩『東ドイツ経済の構造』ミネルヴァ書房, 1973 年

金鍾碩『過渡期の経済と企業』同文館, 平成 5（1993）年
金鍾碩「過渡期経済論の研究――旧東ドイツを中心として」,『熊本商大論集』第 40 巻第 3 号, 1994 年
クチンスキー,ユルゲン（照井日出喜訳）『クチンスキー回想録 1945-1989　正統派の異端者』大月書店,1998 年
クレスマン, クリストフ（石田勇治・木戸衛一共訳）『戦後ドイツ史 1945-1955【二重の建国】』未来社, 1995 年
クレンツ,エゴン『国家消滅』徳間書店,1990
小嶋栄一『アデナウアーとドイツ統一』早稲田大学出版部, 2001 年
コッカ, ユルゲン（加来祥男編訳）『工業化・組織化・官僚制　―近代ドイツの企業と社会―』名古屋大学出版会, 1992 年
コッカ, ユルゲン（松葉正文, 山井敏章訳）『市民社会と独裁制　―ドイツ近現代史の経験』岩波書店, 2011 年
コッケル, クラウス（濱砂敬郎訳）「旧ドイツ民主共和国における政府統計の若干の問題点」, 九州大学ドイツ経済研究会編『統合ドイツの経済的諸問題』九州大学出版会, 1993 年所収, 241-242 頁.
コルナイ, ヤーノシュ（盛田常夫・門脇延行訳）『反均衡と不足の経済学』日本評論社, 1983 年
コルナイ,ヤーノシュ（盛田常夫編訳）『「不足」の政治経済学』岩波書店,1984 年
コルナイ,ヤーノシュ（盛田常夫訳）『コルナイ・ヤーノシュ自伝　思索する力を得て』日本評論社,2006 年

さ行

坂本和一『コンピューター産業　ガリヴァ支配の終焉』有斐閣,1992 年
桜井健吾『近代ドイツの人口と経済　―1800-1914 年』ミネルヴァ書房, 2001 年
笹川儀三郎・海道進・林昭編著『社会主義企業の構造』ミネルヴァ書房, 1985 年
清水聡「『スターリン・ノート』と冷戦　1950－1952 年　―ドイツ統一問題をめぐるドイツ社会主義統一党（SED）の動向―」,『ロシア・東欧研究』第 37 号, 2008 年
社会主義経営学会編『社会主義企業経営論』法律文化社, 1987 年
シュトルパー,グスタフ（坂井榮八郎訳）『現代ドイツ経済史』竹内書店,1969 年

た行

高田敏・初宿正典『ドイツ憲法集』信山社,1994 年
谷江幸雄『東ドイツの農産物価格政策』,法律文化社,1989 年
谷口信和『二十世紀社会主義農業の教訓　二十一世紀日本農業へのメッセージ』（農山漁村文化協会, 1999 年）

出水宏一『戦後ドイツ経済史』東洋経済新報社, 1978 年
テルチク,ホルスト（三輪晴啓・宗宮好和訳）『歴史を変えた 329 日』NHK 出版,1992 年
ドップ,モーリス（佐藤経明訳）『社会主義計画経済論　集権化・分権化・民主化』合同出版,1973 年
戸原四郎・加藤榮一編『現代のドイツ経済　統一への経済過程』有斐閣, 1992 年
戸原四郎・加藤榮一・工藤章編『ドイツ経済　統一後の 10 年』有斐閣, 2003 年

な行

永井清彦『現代史ベルリン』（増補）, 朝日新聞社, 1990 年
中村靖『計画経済のミクロ分析』日本評論社,1992 年
永岑三千輝「疎開と逃避行, 追放による難民化　－敗戦前後の東部地域のドイツ人民衆－」,『經濟学季報』（立正大学経済学会編）第 45 巻第 1 号, 1995 年
成瀬治, 山田欣吾, 木村靖二編『ドイツ史３』山川出版社, 1997 年
西部忠『市場像の系譜学　「経済計算論争」をめぐるヴィジョン』東洋経済新報社,1996 年
西村可明,「ソ連・東欧の経済改革と企業連合」, 一橋大学『経済研究』第 27 号第 1 号, 1976
年
野々村一男編『社会主義経済論』有斐閣,昭和 61（1986）年
野藤忠『ツァイス企業家精神』九州大学出版会, 1998 年

は行

ハーヴェマン,ロベルト（篠原正瑛訳）『ドグマなき弁証法』弘文堂新社,1967 年
林昭『現代ドイツ企業論』ミネルヴァ書房,1972 年
林昭「東ドイツの社会主義工業コンビナートと管理」（大島國雄・野崎幸雄・井上照幸編『国有企業の経営』白桃書房, 1983 年所収）
林昭『激動の時代の現代企業　―ドイツ統一と戦後のドイツ企業』中央経済社,平成 5（1993）年
林　昭「旧東ドイツ国有企業の民営化政策の展開と特徴　―信託公社の民営化政策批判―」, 龍谷大学『経営学論集』第 37 巻, 第 2 号, 1997 年。
原輝史・工藤章編『現代ヨーロッパ経済史』有斐閣, 1996 年
バール,ローター編著（諫山正,百済勇,村田雅威訳）『東欧社会主義経済史』,ありえす書房,1979 年
広渡清吾『統一ドイツの法変動』有信堂高文社, 1996 年
福田敏浩『体制移行の経済学　―理論と政策―』晃洋書房, 2001 年

プシブルスキー,ペーター（小阪清行,香月恵里,森田浩子,平田常子訳）『犯行現場は党政治局　ホーネッカー調書』駐文館,1996 年
ブーリアン,ヴァルター「 DDR におけるコンビナートの発展と経済管理の改善」（百済勇：訳）駒沢大学外国語部『論集』第 22 号，1985 年
イ・ブリューミン（松崎敏太郎訳）『多角形企業論』，叢文閣，昭和 12（1937）年
ブルス,ヴォジミエシ（鶴岡重成訳）『東欧経済史　1945-80』岩波書店,1984 年
ブルス,ヴォジミエシ（鶴岡重成訳）『社会主義の機能モデル』合同出版,1971 年
ブルス,ヴォジミエシ（佐藤経明訳）『社会主義における政治と経済』岩波書店,1978 年
メアリー・フルブルック（芝健介訳）『二つのドイツ　―1945-1990―』岩波書店,2009 年
フンメル, リヒァルト/クーリチャード/村田昇作共著『東ドイツカメラの全貌　一眼レフカメラの源流を訪ねて』朝日ソノラマ, 1998 年
ヘルマン, アーミン（中野不二男訳）『ツァイス　激動の 100 年』新潮社, 1995 年
ヘニング, フリードリヒ=ヴィルヘルム（林達・柴田英樹訳）『ドイツの工業化 1800-1914』学文社, 1997 年
ベンディクス, ラインハルト・（大東英祐・鈴木良隆訳）『産業における労働と権限』東洋経済新報社, 1980 年
星乃治彦『東ドイツの興亡』青木書店,1991 年
星乃治彦「東ドイツにおける 1953 年 6 月 17 日事件―　カール・ツァイス・イエナ社の場合―」,『社会経済史学』第 58 巻第 6 号,51-79 頁
星乃治彦『社会主義における民衆の歴史　－1953 年 6 月 17 日東ドイツの情景― 』法律文化社,1994 年
堀江英一「巨大企業の生産構造(1)－序説－」，『経済論叢』第 106 巻第 6 号，1970 年 12 月， 1-3 頁
堀江英一「結合企業の重層性　－巨大企業の生産構造(2) －　」第 108 号第 1 号，1970 年 12 月， 12-13 頁参照。

ま行

マイヤー,ハンス『バベルの塔　――ドイツ民主共和国の思い出』法政大学出版局,1993 年
正亀芳造「DDR におけるプレミアム制度の変遷」,『六甲台論集』第 24 巻第 1 号,昭和 52 年 4 月
三島憲一『戦後ドイツ』岩波書店, 1991 年
宮脇昇『CSCE 人権レジームの研究　「ヘルシンキ宣言」は冷戦を終わらせた』国際書院,2003 年
モドロウ,ハンス（宮川彰監訳）『ドイツ,統一された祖国　－旧東独首相回想録』八朔社,1994 年

百濟勇「ドイツ民主共和国の経済管理制度および経済発展の現状　――1971 年以降，とくに SED 第 9 回党大会（1976）を中心として――」（斎藤稔編『東欧諸国の経済政策的課題　――70 年代から 80 年代へ――』アジア経済研究所，1979 年所収）
百済　勇『ドイツの民営化』共同通信社, 1993 年
諸田實・松尾展成・小笠原茂・柳澤治・渡辺尚・E. シュレンマー著『ドイツ経済の歴史的空間　―　関税同盟・ライヒ・ブント　―』昭和堂, 1994 年

や行

矢田俊隆『ハンガリー　チェコスロヴァキア現代史』山川出版社,昭和 53(1978)年
山田晟『東西両ドイツの分裂と再統一』有信堂高文社, 1995 年
山田徹『東ドイツ・体制崩壊の政治過程』日本評論社, 1994 年
ユルジャンス・グループ（現存社会主義の経済とノルムに関するグルノーブル研究集団）「中央計画経済におけるリズムなきテーラー主義」（ロベール・ボアイエ，山田鋭夫共同編集『転換　社会主義』藤原書店，1993 年所収）
吉田敬一「東ドイツにおける 1972 年の中小経営の国有化政策」（上）（下），東洋大学『経済論集』第 16 巻 1 号，1990 年，第 16 巻 2 号，1991 年

ら行

リース, クルト（山下肇・土方学共訳）『廃墟からの再生　―戦後ドイツの企業家たち―』平凡社, 昭和 33（1958）年
龍谷大学社会科学研究所市場経済研究会「東ドイツ地域の市場経済化・民営化の現状　―1994 年 3 月　現地調査報告　―」,『社会科学研究年報別冊シリーズ』第 5 号, 1994 年。
レオンハルト, ヴォルフガング（髙橋正雄・渡辺文太郎訳）『戦慄の共産主義　ソ連・東独からの脱出』月刊ペン社, 1975 年

わ行

渡辺尚・作道潤編『現代ヨーロッパ経営史　「地域」の視点から』有斐閣, 1996 年

Ⅳ．著者の既発表論文

① 「東ドイツにおける工業企業の国家管理(1945-79 年)　―　人民所有企業連合とコンビナート　―　」,『経済学研究』（北海道大学）第 43 巻第 2 号　1993 年 9 月, 39-70 頁
② 「東ドイツにおけるコンビナート改革（1976-85 年）―　工業組織改革の構想と問題点―」,『土地制度史学』第 152 号, 1996 年 7 月, 1-18 頁

③「東ドイツにおける投資金融改革　―　『資金自己調達』とその限界 ―」,『経済学研究』（北海道大学)第 47 巻第 4 号, 1998 年 3 月 , 171-191 頁
④「東ドイツ工業コンビナートの構造的特質と問題点　―　電機・電子工業の事例から ―」,『龍谷大学経営学論集』第 40 巻第 1 号, 2000 年 7 月, 92-114 頁
⑤「東ドイツ経済の崩壊と東西統一後の市場経済化」, 門脇延行・酒井正三郎・林昭編著『体制転換と企業・経営』（叢書『現代経営学』第 20 巻, 第 7 章）, 2001 年, 191-219 頁
⑥「東ドイツにおける物的刺激ファンドの改革　－報酬割増金制度と福利厚生ファンドを中心に　－」『經濟學研究』（九州大学経済学会）第 70 巻第 4・5 号　（荻野喜弘教授・加来祥男教授還暦記念論文集）, 2004 年 4 月, 211-230 頁
⑦「ソ連占領期の東ドイツにおける労働力事情」,『経済学部紀要』（秋田経済法科大学）第 38 号, 2003 年 9 月, 35-50 頁
⑧「ソ連占領下の東ドイツの経済構造」,『経済学部紀要』(秋田経済法科大学) 第 39 号, 2004 年 3 月, 27-57 頁。
⑨「ソ連占領下の東西ドイツ間交易の成立」,『経済学部紀要』（秋田経済法科大学）第 41 号, 2005 年 3 月, 1-21 頁
⑩「ソ連占領地域における戦後賠償　（１）―　デモンタージュと工業の再編　―」『経済論集』（ノースアジア大学）第４号, 2008 年 3 月, 19-34 頁（計 15 頁）。
⑪　「ソ連占領地域における戦後賠償　（２）―　デモンタージュと工業の再編　―」『経済論集』（ノースアジア大学）第 5 号, 2008 年 10 月, 1-14 頁（計 14 頁）。
⑫　「東ドイツにおける計画経済の盛衰（１）－アンドレ・シュタイナーの著作の紹介と解説―」『経済論集』（秋田経済法科大学）創刊号, 2006 年 3 月, 39-49 頁。
⑬　「東ドイツにおける計画経済の盛衰（２）－アンドレ・シュタイナーの著作の紹介と解説―」『経済論集』（秋田経済法科大学）第２号, 2007 年 3 月, 121-132 頁。
⑭　「東ドイツにおける計画経済の盛衰（３）－アンドレ・シュタイナーの著作の紹介と解説―」『経済論集』（ノースアジア大学）第６号, 2009 年 3 月, 81-89 頁。
⑮　「東ドイツにおける計画経済の盛衰（４）－アンドレ・シュタイナーの著作の紹介と解説―」『経済論集』（ノースアジア大学）第７号, 2009 年 10 月, 79-90 頁。
⑯　「東ドイツにおける計画経済の盛衰（５）－アンドレ・シュタイナーの著作の紹介と解説―」『経済論集』（ノースアジア大学）第８・９合併号, 2010 年 12 月, 93-108 頁。
⑰　「第二次世界大戦後の東西ドイツ鉄鋼業（１）」『教養・文化論集』（ノースアジア大学）第 6 巻第 2 号, 2011 年 3 月
⑱　「第二次世界大戦後の東西ドイツ鉄鋼業（２）」『教養・文化論集』（ノースアジア大学）第 7 巻第 1 号, 2012 年 3 月
⑲「建国前の東ドイツにおける工業経営の公有化と国家管理システムの生成　―鉄鋼業における工場接収・没収の事例を交えて―」『釧路公立大学地域研究』第 22 号, 2013 年 12 月

今回の論文執筆あたっては, ①〜④, ⑥〜⑯および⑲を利用し, 削除, 修正, 加筆, 組み換えなどを行なった。

各章との対応関係は以下の通りである。

序章　　書下ろし
第 1 章　⑦, ⑧, ⑨　書き下ろし部分あり。
第 2 章　①, ⑧, ⑲　書き下ろし部分あり。
第 3 章　①, ②　書き下ろし部分あり。
第 4 章　②, ④
第 5 章　③, ⑥
終章　　書下ろし